大蔵省財政史室 編

昭和財政史

終戦から講和まで

第18巻

資　料 (2)

東洋経済新報社

監修のことば

『昭和財政史――終戦から講和まで――』（全二〇巻）は、『明治財政史』（全一五巻）、『明治大正財政史』（全二〇巻）および『昭和財政史』（全一八巻）につづく大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の「終戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七（一九五二）年四月二八日までの、日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。

ところで、わたくしたち両名は、昭和四六（一九七一）年四月、本財政史の編集事業が正式に発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバーが共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、「一般」「財政」「金融」の各部会に分属し、かつて大蔵省の要職にあって占領期の行政を担当された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者（元占領政策担当官等アメリカ側関係者をふくむ）からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資料調査と研究を進めた。

この間、資料の収集、整理も精力的に行なわれたが、とくに後述するような在米資料をふくめて未発掘、未公表資料の収集整理も積極的に行なわれたのである。資料調査と研究が一段落した段階で執筆段階に入り、共同研究者とわたくしたち両名が全員執筆を分担することとなり、また、特定の項目については大蔵省内から若干の関係者が執筆に加わることとなった。

わたくしたちは、大蔵省の省議によって今回の財政史の編さん、刊行の具体的計画が決定した際、そのなかにおいて決められた「大蔵省の担当した財政・金融行政の実績を実証的に記述分析することを主とするが、時期の特殊性にかんがみ、社会経

済的背景の把握ならびに米国の対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するとともに、新しくかつ豊富な資料をでき得る限り発掘活用し、客観的で詳密な財政史をつくり上げることに意を用いてきた。

今回の財政史が対象とする期間は、『明治財政史』の三五年間、『明治大正財政史』の二四年間、『昭和財政史』の二〇年間に比べて、わずか七年弱にすぎないが、日本がいまだかつて経験したことのない外国の占領下におかれた時期であり、古い日本が新しい日本に生まれかわる激動の時期であったことをおもえば、けっして短い期間とはいえず、記録されなければならない事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多いといえよう。しかもそれらの多くは、財政・金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大きな影響を与え、あるいは、その原型となったものである。

したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、その経済的背景、さらに連合国、とくにアメリカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、そうでなくてはこの占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なものとならざるをえないのである。この意味において今回の財政史は、従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べて対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なものとならざるをえなかったのである。しかも外国の占領下という時期であるため、従来のように国内の資料のみでは十分とはいえず、占領当事者である連合軍総司令部および連合国、具体的にはアメリカ側の資料を参照しなければならなかった。

これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、その多くは、年次の経過に従ってアメリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるにいたったため、その利用が可能となった。これは、われわれにとって幸いなことであり、このため、共同研究者および財政史室スタッフによる在米資料の収集も行なわれたが、これらの資料を活用できたことは、この財政史を特徴づけるものとなったと思われる。

この財政史の執筆、監修に当たっては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家としての立場から自主的に叙述したものではあるが、個人の著書を集めた全集といったようなものでなく、全巻が有機的なつながりをもったものとし、出来うる限り客観的で、正確な史実を後世に残すものであることに意が用いられた。そのためにも、執筆者の第一稿は未定稿として省内関

係部局に回覧されるとともに、研究会における相互討論にも付されたのである。

なお、本財政史は、各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、また全体の統一、調整についての責任は、わたくしたち監修者両名が負うものである。

終りにわたくしたち監修に当たった両名は、執筆者一同とともに、本財政史の編さん・刊行について示された大蔵省の非常な熱意と理解、ならびに種々行き届いたご配慮をいただいた舟山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、快くヒヤリングに応じて貴重な談話をいただいた方々、省内省外の協力委員をはじめ編さん・執筆に積極的な協力ないし助言をいただいた方々、ならびに何くれとなくお世話をいただいた財政史室、大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し上げたい。また、あわせて本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社の各位にも謝意を表するものである。

昭和五〇年一〇月一日

監修者

鈴木武雄

安藤良雄

監修者の一人鈴木武雄博士は、本財政史の刊行をまたず昭和五〇年一二月六日、病気のため逝去されたが、同博士は本財政史編集事業の発足以来、編集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研究会における指導助言等を行なわれたので、実質的には全巻にわたっての監修の任を果たされた。この「監修のことば」も鈴木・安藤両博士が協議し執筆されたものである。

大蔵省財政史室

凡　例

一、本巻の監修および解題は、中村隆英が担当した。

二、人名の敬称は、省外の方を含めて原則として省略させていただいた。歴史的叙述の故として御了承を乞うものである。

三、引用資料は原則として原文のままとした。ただし、漢字で新字体のあるものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任において訂正した。

共同研究者等名簿（部会員は五十音順）

顧問　舟山正吉（元大蔵事務次官）

執筆担当者

監修者　鈴木武雄（元武蔵大学学長・故人）

一般部会長　安藤良雄（成城大学学長 東京大学名誉教授）

財政部会長　江見康一（一橋大学教授）

金融部会長　中村隆英（東京大学教授）

幹事　原朗（東京大学助教授）

一般部会　犬田章（東洋大学教授）

〃　秦郁彦（拓殖大学教授）

〃　原朗（東京大学助教授）

〃　藤村幸雄（同志社大学教授）

〃　三和良一（青山学院大学教授）

財政部会　石弘光（一橋大学教授）

〃　植松守雄（元大蔵事務官 一橋大学講師）

財政部会　宇田川璋仁（横浜国立大学教授）

〃　加藤三郎（東京大学教授）

〃　加藤睦夫（立命館大学教授）

〃　高橋誠（法政大学教授）

〃　西村紀三郎（駒沢大学教授）

〃　林健久（東京大学教授）

〃　山村勝郎（金沢大学教授）

金融部会　伊牟田敏充（法政大学教授）

〃　塩野谷祐一（一橋大学教授）

〃　志村嘉一（千葉大学教授）

〃　西川俊作（慶応大学教授）

〃　原司郎（横浜市立大学教授）

財政部会　大森とく子（大蔵事務官）

〃　加藤新一（大蔵事務官）

目次

監修のことば

凡例

解題……六九

Ⅲ　第二次・第三次吉田内閣時代

一　予算編成……三

1　昭和二四年度予算……三

(1)　昭和二四年度の予算編成に関する手続等について（昭和二三年九月一七日閣議決定）……三

(2)　昭和二四年度予算編成の準備事項（昭和二三年一二月三日主計局）……三

(3)　官公吏給与ベースの国民経済に及ぼす影響（昭和二三年一二月一八日主計局企画課）……五

(4)　経済安定九原則に関するマッカーサー書簡に対する返書（昭和二三年一二月一九日閣議決定）……八

(5)　経済安定九原則等に関するリード・渡辺会談記録（昭和二四年一月六日渉外特報第一一六号）……八

(6)　総合施策大綱要旨（昭和二四年一月二二日経済安定本部）……一〇

(7)　経済安定九原則、昭和二四年度予算に関する大蔵・マーカット会談記録（昭和二四年一月二六日渉外特報第一一九号）……一三

(8)　昭和二四年度価格調整費所要見込について（昭和二四年一月二九日主計局）……一四

(9)　昭和二十四年度の財政について（昭和二四年一月下旬主計局）……一八

(10)　昭和二十四年度予算編成要領（試案）（昭和二四年一月三〇日主計局）……二一

(11)　予算編成等に関する大屋・ライダー会談記録（昭和二四年二月二日渉外特報第一二一号）……二四

(12)　予算編成等に関する大屋・マーカット定例会見記録（昭和二四年二月九日渉外特報第一二二号）……二六

(13)　予算編成に関連する基本的事項について（昭和二四年二月九日大蔵省）……二八

(14) 昭和二十四年度予算編成に関する当面の措置について（昭和二四年二月一〇日閣議了解）……二九
(15) 年度末における政府支出の抑制について（昭和二四年二月一八日閣議決定）……三〇
(16) 一般会計における政府出資について（昭和二四年二月一九日銀行局）……三〇
(17) 予算編成等に関する池田・マーカット定例会見記録（昭和二四年二月二三日渉外特報第一二四号）……三一
(18) 昭和二四年度予算に関する司令部非公式覚書（一九四九年二月一七日ESSセクションメモ――二月二三日接受）……三三
(19) 昭和二十四年二月十七日附非公式覚書についての問題点（昭和二四年二月大蔵省）……三四
(20) 財政方針変更に伴う総合資金計画上の諸問題について（昭和二四年二月二五日理財局）……三四
(21) 昭和二四年度政府資金需要総合概算（昭和二四年二月二六日）……三六
(22) ドッジ声明（一九四九年三月七日新聞発表）……三八
(23) 官公庁に対する寄附金等の抑制について（昭和二四年三月八日閣議決定）……四〇
(24) ドッジ氏への質問事項（昭和二四年三月九日大蔵省）……四一
(25) 失業対策事業費の予算計上について（昭和二四年三月一五日主計局）……四三
(26) 公共事業費増額要望説明案（昭和二四年三月一九日）……四三
(27) 昭和二十四年度予算に関し司令部への申入（昭和二四年三月主計局）……四四
(28) 昭和二十四年度予算修正案（昭和二四年四月一八日参議院予算分科会）……四五
(29) 昭和二十四年度予算実施要綱案（昭和二四年四月一八日主計局）……四七
(30) 昭和二十四年度予算の実施について及び昭和二十四年度第一・四半期支出負担行為又は支払の計画の承認の方針について（昭和二四年五月一〇日閣議決定）……四八
(31) わが国財政経済の現状について（昭和二四年五月一一日池田大蔵大臣講演資料）……五〇
(32) デラ台風災害に関する復旧費の応急措置について（昭和二四年七月八日閣議了解）……五一
(33) ジュディス台風災害に関する復旧費の応急措置について（昭和二四年八月二五日閣議了解）……五一
(34) キティ台風の災害復旧費について（昭和二四年九月九日閣議了解）……五一
(35) 台風被害復旧措置について（昭和二四年九月一三日閣議決定）……五二

2　昭和二四年度補正・昭和二五年度本予算……五三

(1) 昭和二五年度財政予想表（第一次案）（昭和二四年五月一六日主計局企画課）……五三
(2) 今後採るべき経済施策について（昭和二四年七月頃主計局）……五九
(3) 昭和二十五年度歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の提出について（昭和二四年七月一二日閣議決定）……六四
(4) 昭和二十五年度予算編成方針案（昭和二四年八月二日主計局）……六四
(5) 昭和二十五年度予算編成方針に対する要望（昭和二四年八月四日運輸省）……六五
(6) 昭和二十五年度予算編成事務の進捗について（昭和二四年八月一六日閣議決定）……六六
(7) 昭和二十五年度予算事務進捗について各省庁への要請（昭和二四年八月一六日大蔵省）……六六
(8) 昭和二五年度予算編成に関するメモ（一九四九年八月二五日経済科学局財務課）……六七
(9) 昭和二十五年度終戦処理関係予算について（昭和二四年八月二七日主計局）……六六
(10) 昭和二十五年度賠償関係予算について（昭和二四年八月頃主計局）……七一
(11) 昭和二十五年度予算編成上の基本問題に関する件（昭和二四年九月九日主計局）……七三
(12) 農地改革費編成方針（昭和二四年九月一八日主計局）……七四
(13) 日本政府予算の作成に関する司令部非公式覚書（一九四九年九月二一日経済科学局）……七五
(14) 農林省所管昭和二十五年度予算編成上の基本問題（昭和二四年九月

二三日主計局）……七六
(15) 昭和二十五年度予算査定上統一的に処理した事項の主要なもの（昭和二四年九月二四日主計局）……七六
(16) 昭和二十五年度予算概略案の査定方針（昭和二四年九月二八日主計局）……七七
(17) 緊急失業対策費補正追加七億五千万円について（昭和二四年九月二九日主計局）……七八
(18) 昭和二十四年度補正予算の早期承認を要請する総理大臣発マーカット局長宛書簡原案（昭和二四年一〇月七日）……七九
(19) 平衡交付金の解釈に関する司令部内協議会覚書（一九四九年一〇月一〇日）……七九
(20) 公共事業予算の運営等について（昭和二四年一〇月一七日主計局）……八〇
(21) 二十五年度概算司令部説明に於いて問題となった諸点（建設省・農林省関係）（昭和二四年一〇月二〇日主計局）……八一
(22) 予算案の審議について（昭和二四年一〇年二六日）……八二
(23) 官吏の給与ベース改訂について（昭和二四年一〇月三一日主計局）……八三
(24) 昭和二四年度補正及び二五年度本予算に関しドッジが閣議了解を求めた文書（昭和二四年一一月一三日手交）……八四
(25) 昭和二四年度補正予算と生計費（昭和二四年一一月一六日主計局）……八五
(26) 昭和二十五年度における国の債務償還について（昭和二四年一一月二一日理財局国庫課）……八七
(27) 昭和二四年度補正、昭和二五年度予算等に関するドッジ声明（昭和二四年一二月四日司令部発表）……八九
(28) 昭和二十五年度予算の特色について（昭和二四年一二月頃主計局）……八〇
(29) 連合軍のための追加的従属的住宅の設営に関する司令部覚書（一九五〇年一月二七日SCAPIN二〇七六）……八二
(30) 二五年度予算に伴う有効需要の形成（昭和二五年二月一日主計局）……八三
(31) 「予備費の使用方針について」改正の件（昭和二五年三月一七日閣議決定）……八四
(32) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案要綱（昭和二五年三月二八日農林省）……八六
(33) 昭和二十五年度予算の実施及び昭和二十五年度第一・四半期支出負担行為計画及び支払計画の承認方針について（昭和二五年四月七日閣議決定）……八六
(34) 公共事業処理要綱改正に関する件（昭和二五年四月一一日閣議決定）……八六
(35) 歳出予算中の各目の細分の経費の金額の使用について（昭和二五年四月一五日閣議決定）……八六
(36) 昭和二十五年度公共事業費災害緊急復旧費案について（昭和二五年七月一五日閣議了解）……八九
(37) ジューン台風による災害復旧措置について（昭和二五年九月二二日閣議了解）……八九
(38) ジューン台風災害復旧費について（昭和二五年一〇月三一日閣議決定）……100
(39) キジア台風災害復旧予算案（昭和二五年一二月一日閣議決定）……101

3　昭和二五年度補正・昭和二六年度本予算……101

(1) 昭和二十六年度予算編成に関する構想（昭和二五年四月二〇日）……101
(2) 差当りの要措置事項（昭和二五年五月三〇日大蔵省）……103
(3) 昭和二十六年度予算の編成及び昭和二十五年度予算の補正等について（昭和二五年六月七日閣議決定）……103
(4) 総合経済施策の観点からみた昭和二十六年度予算編成上の主要問題点（昭和二五年六月一六日主計局）……103
(5) 昭和二十六年度公共事業予算編成手続要領案（昭和二五年七月五日主計局）……103
(6) 昭和二十六年度予算編成方針（昭和二五年七月一一日閣議決定）……104
(7) 昭和二十六年度予算編成に関する細目（昭和二五年七月二一日閣議決定）……106
(8) 昭和二十六年度概算査定についての共通方針（昭和二五年八月三一日主計局）……107
(9) 昭和二十六年度予算編成に関する問題点（昭和二五年九月四日主計

局）……一〇八
(10) 昭和二十六年度予算査定概要（昭和二五年九月主計局）……一〇九
(11) 昭和二十六年度予算概算案決定に伴う閣議諒解の件（昭和二五年九月二〇日閣議了解）……一一一
(12) 災害復旧事業費国庫負担制度改正案（昭和二五年九月頃主計局）……一一一
(13) 朝鮮戦争に伴う情勢の変化と財政金融今後の問題点（昭和二五年九・一〇月頃大蔵省）……一一三
(14) 昭和二十六年度予算編成の基本方針に対する意見要望案（昭和二五年一〇月三日経済安定本部官房企画課）……一一三
(15) 国庫補助金制度等の改正に関する勧告（昭和二五年一〇月一四日地方行政調査委員会議）……一一五
(16) 国庫補助金制度等の改正に関する勧告に対する大蔵省意見（昭和二五年一〇月二一日大蔵省）……一一七
(17) ドッジ氏に特に要請すべき項目及び準備資料項目（昭和二五年一〇月二〇日文書課）……一一八
(18) ドッジ氏との折衝資料（昭和二五年一〇月二四日主計局）……一一九
(19) 経済安定本部がドッジ宛に提出した資料（昭和二五年一〇月二七日）……一二六
(20) 一般会計公共事業費予算の取扱について（昭和二五年一一月二八日閣議決定）……一二五
(21) 昭和二十六年度予算編成方針の昭和二十六年度概算決定額における具体化（昭和二五年一二月二二日主計局）……一二五
(22) 地方団体に対する国の委任事務の財源措置に関する内閣の意見（昭和二六年二月一三日閣議決定）……一二六
(23) 「国庫補助金制度等の改正に関する勧告」の取扱に関する件（昭和二六年二月二〇日閣議決定）……一二九
(24) 学校給食について（昭和二六年五月二二日閣議決定）……一三一
(25) 歳出予算中の各目の細分の経費の金額の使用について（昭和二六年六月五日閣議決定）……一三一
(26) 昭和二十六年度予算の節約について（昭和二六年六月二二日閣議決定）……一三三
(27) ルース台風災害復旧対策（昭和二六年一〇月一六日閣議決定）……一三三
(28) ルース台風の災害復旧について（昭和二六年一一月二七日閣議決定）……一三三

4　昭和二六年度補正・昭和二七年度本予算……一三四
(1) 昭和二六・二七年度予算の若干の問題点（昭和二六年四月六日主計局）……一三四
(2) 「地方財政の問題点について」に対する意見（昭和二六年七月九日地方財政委員会事務局）……一三六
(3) 明年度予算編成に関する基本問題（昭和二六年七月一三日主計局）……一三七
(4) 我が国の災害の状況について（昭和二六年八月一五日主計局）……一三四
(5) 昭和二六年度補正・二七年度予算についての池田蔵相宛ドッジ書簡（一九五一年九月七日）……一三七
(6) 昭和二十七年度予算編成方針（案）（昭和二六年一一月一六日主計局）……一三八
(7) 補正予算案の審議状況（昭和二六年一一月二二日参議院自由党政調会）……一三九
(8) 昭和二十七年度予算編成方針（昭和二六年一二月二一日閣議決定）……一四〇
(9) 昭和二七年度公共事業費予算の計上について（昭和二七年一月一八日閣議了解）……一四一
(10) 十勝沖地震災害復旧応急金融措置について（昭和二七年三月二〇日閣議決定）……一四一

二　租　　税……一四三

1　シャウプ勧告以前……一四三
(1) 税制審議会設置要領（昭和二三年一二月一九日大蔵省）……一四三
(2) 税制並びに徴税に関する司令部側の見解について（昭和二四年一月一〇日主税局）……一四三
(3) 税制審議会中間報告「法人税法改正案要綱」（昭和二四年一月二九日発表）……一四四
(4) 税務行政運営刷新要綱案（昭和二四年二月五日主税局）……一四五
(5) 手形税（仮称）の創設に関する研究（昭和二四年二月八日主税局国税第二課）……一四六
(6) 取引高税法を廃止し、生産税、運送税、保険税及びサービス税（いずれも仮称）創設に関する研究（昭和二四年二月一二日主税局）……一四七
(7) 税制審議会（昭和二四年一月一三月）の論議の摘要（昭和二四年三月頃主税局）……一四八
(8) 税制審議会の設置に関する件（昭和二四年三月二五日閣議決定）……一四八
(9) 納税準備預金制度要綱（昭和二四年四月一八日銀行局）……一四八
(10) 日本政府の国税行政の改組に関する司令部覚書（一九四九年五月四日SCAPIN二〇〇一）……一四九
(11) シャウプ博士と税制審議会委員との会談要旨（昭和二四年五月一七日主税局）……一五〇
(12) 昭和二十四年度における軍政部の徴税援助について（司令部提出意見案）（昭和二四年六月四日主税局）……一五一
(13) シャウプ博士と全国財務労働組合及び関東財務職員組合との対談要旨（昭和二四年六月一六日主税局）……一五〇
(14) 税制の改正に際し預金等の利子に対する所得税課税方法の改正に関する要望事項（昭和二四年六月二五日銀行局）……一五三
(15) 大蔵大臣池田勇人覚書（昭和二四年七月）……一五四
(16) 税制改正に関する中間報告（昭和二四年七月二二日税制審議会）……一五六
(17) 預貯金等利子課税についての意見（昭和二四年七月一八日日本銀行政策委員会）……一五一
(18) シャウプ博士に対し預貯金の利子所得に対する課税方法に関する要望事項（昭和二四年七月二二日通貨安定対策委員会）……一五二
(19) 預金利子課税についての各方面の要望事項（昭和二四年七月一九日銀行局）……一五三
(20) 預金の秘密性保持に関する措置要領改訂案（昭和二四年八月五日銀行局）……一五三
(21) 煙草税案要綱（昭和二四年八月一八日）……一五四

2　シャウプ勧告以後……一五〇
(1) 預貯金、金銭信託、金融債等に対する富裕税の課税上の取扱について（案）（昭和二四年八月三〇日銀行局国民貯蓄課）……一五〇
(2) 社会保険税制度要綱試案（昭和二四年九月一四日主計局）……一五一
(3) 税制改正に関する法律案要綱（昭和二四年一一月主税局）……一五二
(4) 税制改正に際し銀行預金に関する要望意見（昭和二四年一一月一五日十二日会）……一五三
(5) 株式等の譲渡等の場合等における租税の賦課徴収の確保等に関する法案要綱（昭和二四年一二月一七日主税局）……一五四
(6) 株式等の譲渡等の場合等における租税の賦課徴収の確保等に関する法案要綱に対する銀行課意見（昭和二四年一二月二二日銀行局銀行課）……一五五
(7) 株式名義書換の強制に対する各界の意見（昭和二五年一月六日理財局経済課）……一五六
(8) 税制改正に関する基本要綱（昭和二五年一月一七日閣議決定）……一五六
(9) 税務行政の刷新改善に関する緊急施策について（昭和二五年三月二二日閣議決定）……一五八
(10) 第三国人に対する課税の適用に関する司令部覚書の改正（一九五〇年五月二七日SCAPIN四九三八一A／1）……一六〇
(11) 進駐軍軍属の給与所得に対する所得税課税上の取扱について（昭和二五年七月一〇日主税局）……一六〇
(12) 外人に対する関税及び内国税の課税問題（昭和二五年七月頃主税局）……一六一
(13) 税制改正に関する要綱（昭和二五年九月二〇日閣議決定）……一六三
(14) 昭和二十五年度補正予算に伴う税制改正の要綱（昭和二五年一〇月三日閣議決定）……一六三
(15) 昭和二十五年度補正予算に伴う税制改正に関する要綱（昭和二五年一一月二三日閣議決定）……一六三
(16) 税制改正及び資産再評価に関する要綱（昭和二六年一月二三日閣議

決定）……三四
(17) 税金問題についての回顧と展望（昭和二六年一月頃主税局）……三六
(18) 所得税及び法人税に関する日米租税協定要綱案（昭和二六年八月二七日主税局）……三九
(19) 昭和二十六年度補正予算に伴う税制改正に関する要綱（昭和二六年一〇月五日閣議決定）……三一
(20) 昭和二十七年度税制改正の要綱（昭和二七年一月二五日閣議決定）……三三
(21) シャウプ勧告と現行税制及び改正案との税目別比較対照表（昭和二七年二月一九日主税局）……三四

三　関　　税……三九

(1) 輸入税の臨時特例に関する法律案（昭和二五年三月一日主税局税関部）……三九
(2) 関税定率法の一部を改正する法律案（昭和二五年三月二日主税局税関部）……三九
(3) 関税率改正に関する司令部非公式回答（一九五〇年三月四日経済科学局財政課）……四一
(4) 関税率改正に関する司令部係官の非公式意見に対し当方としてとるべき態度（昭和二五年三月九日主税局税関部）……四三
(5) 日本関税定率法及び輸入税表の改正についての司令部覚書（一九五〇年一一月三〇日ESSセクションメモ）……四四
(6) 関税率改正案に対する総司令部案及び回答案要点（昭和二五年一二月一七日主税局税関部）……四七
(7) 日本関税定率法及び輸入税表の改正に関する覚書に対し回答の件（マーカット経済科学局長宛大蔵大臣覚書案）（一九五〇年一二月主税局税関部）……五〇
(8) 関税率等調査会における関税率改正案に関する主税局長説明案（昭和二五年一月主税局税関部）……五九
(9) 関税率の大体標準（昭和二六年一月一八日主税局税関部）……五三
(10) 関税率審議会委員・幹事名簿（昭和二六年一月二〇日主税局税関部）……五五
(11) 関税率審議会（昭和二六年一月三〇・三一日開催）への諮問事項及び説明（昭和二六年一月主税局税関部）……五四

四　貿易・外国為替・外資……五七

(1) 単一為替レートに関するコーエン・谷口会談要旨（昭和二三年一二月二七日経済安定本部）……五七
(2) 単一為替設定対策審議会会議要録（第一回―第八回）昭和二三年一二月三〇日―二四年二月二三日）……五八
(3) 外国為替管理に関する司令部覚書（一九四九年二月一日SCAPIN一九六八）……六七
(4) 単一為替相場の設定と予算編成に関する件（昭和二四年二月一七日理財局外資課）……六八
(5) 単一為替相場の設定と予算編成に関する理財局案に対する意見（昭和二四年二月一八日主計局法規課）……六九
(6) 昭和二四年度予算編成を中心とする貿易資金特別会計の問題（昭和二四年二月二二日理財局外資課）……七〇
(7) 単一為替レート設定についての大蔵大臣談（昭和二四年四月二三日）……七三
(8) 外国為替相場指定（昭和二四年四月二五日大蔵省告示第二三七号）……七三
(9) 外国為替レート一覧表（昭和二四年四月二八日理財局調査部）……七三
(10) 外国為替資金設置令案要綱（昭和二四年五月二〇日閣議決定）……七五
(11) 輸出補償制度に関する意見（昭和二四年九月一五日大蔵省）……七五
(12) 輸入物資売掛代金回収要綱（昭和二四年九月二六日次官会議決定）……七六
(13) ローガン・池田会談記録（昭和二四年一〇月一九日大蔵省渉外特報第一四七号）……七七
(14) 貿易金融について（昭和二四年一〇月二二日銀行局総務課）……七八
(15) 輸入手続要綱案（昭和二四年一〇月一九日閣議決定）……七九
(16) 基準外国為替相場及び設定外国為替相場決定（昭和二四年一二月一日大蔵省告示第九七〇号）……八〇
(17) 昭和二五年度貿易及貿易外収支計画並びに各貿易関係特別会計間の関連（昭和二五年四月主計局）……八〇
(18) 外資委員会にオブザーバーを出席せしめる件（昭和二五年四月二一日閣議了解）……八二
(19) 予算編成及び輸出金融等に関する吉田自由党総裁談話（昭和二五年五月三〇日）……八二
(20) 外国為替特別会計の円資金及び期限付輸入手形についての司令部非公式覚書（一九五〇年九月一三日司令部経済科学局）……八三
(21) 外国為替取引図解（昭和二五年一〇月二五日）……八三
(22) 外国為替特別会計法の一部を改正する政令案（昭和二五年九月一五日閣議提出・廃案）……八四
(23) 外国為替資金特別会計（一般会計から五〇〇億円を繰入れる事由（昭和二五年一二月一日主計局）……八四
(24) 外国為替特別会計補正予算について（昭和二五年一二月六日大蔵省）……八六
(25) 国際金融特別会計（仮称）設置要領試案（昭和二六年五月二二日）……八八
(26) 外資導入に関しマーカット声明に応じて採るべき措置についての意見（昭和二六年六月一一日外資委員会）……八八
(27) 外国為替管理委員会の存置について（昭和二六年五月一五日閣議了解）……八九
(28) 外国為替管理委員会の所掌事務、権限の改正点（昭和二六年三月三一日）……八九
(29) 外資に関する法律の規定に基く認可の基準等の特例に関する政令要綱（昭和二六年六月閣議提出）……九〇
(30) 日本銀行外国為替貸付制度の経過（昭和二六年八月銀行局）……九〇
(31) 輸入引取資金（昭和二六年八月銀行局）……九三
(32) 輸出荒貨金融（昭和二六年八月銀行局）……九四
(33) 日本の貿易及び金融協定の概要（昭和二六年八月一六日理財局為替政策課）……九五

五　補給金削減・統制撤廃……九六

(1) 炭鉱業の安定に関する司令部覚書（一九四九年二月一〇日SCAPIN一九八四）……九六
(2) 石炭鉱業等赤字処理要綱（昭和二四年三月一五日閣議決定）……九九
(3) 公団制度改革に関する件（昭和二四年三月一九日閣議決定）……一〇
(4) 輸入物資の払下価格の改訂に関する件（昭和二四年四月六日閣議決定）……一一
(5) 経済安定九原則の実施に伴う物価政策の方針（昭和二四年四月一九日経済安定本部発表）……一一
(6) 現下の石炭金融問題（昭和二四年四月二四日銀行局復興金融課）……一三
(7) 補給金削減等に関する池田蔵相・マーカット局長定例会談記録（昭和二四年四月二七日大蔵省渉外特報第一二七号）……一六
(8) 価格調整補給金に関連する統制額の決定についての閣議付議案（昭和二四年五月一六日主計局）……一〇
(9) 輸入物資に対する補給金調整に関する件（昭和二四年五月二五日閣議決定）……一一
(10) 鉄鋼業合理化の限度と価格の決定（昭和二四年七月三〇日主計局総務課）……一一
(11) 鉄鋼補給金の節減並に価格改訂移行に関する要望書（昭和二四年八月八日日本鉄鋼連盟）……一一
(12) 鉄鋼産業向け石炭補給金廃止に関する司令部の非公式覚書（一九四九年八月二四日ESSセクションメモ）……一六
(13) 配炭公団の廃止及び石炭の価格統制廃止に関する司令部非公式覚書（一九四九年八月二四日ESSセクションメモ）……一六
(14) 配炭公団の廃止及び石炭の統制撤廃に関する件（昭和二四年八月三〇日閣議決定）……一〇
(15) 補給金節減案（昭和二四年九月一六日閣議了解）……一一
(16) 配炭公団の残存貯炭処分に関する司令部非公式覚書（一九四九年九

月一二六日ESSセクションメモ）……三四三
(17) 海陸運賃値上に関する閣議記明資料（昭和一二四年九月一二八日主計局）……三四三
(18) 配炭公団の残存貯炭処分に関する覚書に対する回答（昭和一二四年一〇月一日大蔵大臣・通産大臣）……三四三
(19) 配炭公団の残存貯炭処分に関する件（昭和一二四年一〇月一四日閣議決定）……三四三
(20) 鉄鋼補給金の節減について（昭和一二四年一〇月一二八日物価庁）……三四四
(21) 石炭鉱業に対する金融に付て（昭和一二四年一一月銀行局）……三四四
(22) 不要な統制撤廃に関する件（昭和一二四年一一月一三日閣議決定）……三四六
(23) 各公団の業務及び経理の合理化について（昭和一二五年三月三日閣議決定）……三四九
(24) 肥料公団廃止に伴う金融措置に関する申入れ（昭和一二五年七月七日自由党）……三四九
(25) 鉄鋼業及び石炭鉱業合理化施策要綱（昭和一二五年八月一八日閣議決定）……三五〇
(26) 食糧配給公団の廃止に伴う資金措置（昭和一二六年一一月九日閣議決定）……三五三

六　見　返　資　金……三五四

(1) ガリオア及びイロア輸入による見返り円（一九四九年四月一日SCAPIN一九八八）……三五四
(2) 援助資金について（昭和一二四年四月大蔵省渉外部）……三五四
(3) 米国対日援助見返資金運営要領（昭和一二四年四月一一日閣議決定）……三五六
(4) 援助資金による国債償還（昭和一二四年四月一六日大蔵省）……三五七
(5) 米国対日援助見返資金の考え方案（一般的基準）（昭和一二四年五月一〇日閣議了解）……三五八
(6) 一九四九年度対日援助見返資金企業投資計画要請の概要（昭和一二四年五月一〇日閣議了解）……三五九
(7) 援助見返資金運営手続大綱（未定稿）（昭和一二四年六月一一日理財局見返資金課）……三六〇
(8) 見返資金運営手続に関するリードとの折衝について（昭和一二四年六月一四日理財局見返資金課）……三六一
(9) 見返資金よりの産業設備資金直接投資見込額決定に伴う長期資金供給方策について（未定稿）（昭和一二四年六月一一日銀行局）……三六一
(10) 見返資金に対する第一次繰入れ（一九四九年六月一九日ESSセクションメモ）……三六三
(11) 見返資金による電気通信公債の買入れ並びに日本国有鉄道への貸付及び同資金の七月分振替（一九四九年七月一一日ESSセクションメモ）……三六三
(12) 新造船に対する見返資金の貸出条件について（昭和一二四年八月一一日閣議了解）……三六四
(13) 見返資金の日本窒素肥料株式会社に対する融資等について（昭和一二四年九月一七日閣議決定）……三六六
(14) 見返資金の復興金融金庫出資交付公債等への使用について（昭和一二四年九月三〇日閣議決定）……三六六
(15) A型戦標船改造資金を見返資金から融資するの件（昭和一二四年一一月一八日閣議決定）……三六七
(16) 見返資金による中小企業融資の件（昭和一二四年一二月一三日閣議決定）……三六七
(17) 見返資金の中小企業に対する融資要領及び一般的基準（昭和一二四年一一月一三日閣議決定）……三六七
(18) 見返資金の優先株引受に関する銀行局長と司令部担当官との会談記録（昭和一二四年一一月一二日—一二五年一月一一日銀行局）……三六八
(19) 見返資金の金融機関株式所有による金融債の発行について（昭和一二五年一月一一日銀行局）……三七一
(20) 連合国軍人等住宅会社に対する米国対日援助見返資金の融資について（昭和一二五年三月三一日閣議決定）……三七一
(21) 学校給食用脱脂粉乳の件（一九五〇年五月八日SCAPIN一九八八—一）……三七二
(22) 保育所給食用脱脂粉乳の件（一九五〇年六月九日SCAPIN一九八八—二）……三七二
(23) 昭和一二五年度見返資金公共事業運営計画策定方針（昭和一二五年六月一三日閣議決定）……三七三
(24) 公共事業に対する見返資金の支出について（昭和一二五年七月一二五日閣議決定）……三七三
(25) 長期輸出金融措置要綱（昭和一二五年八月一八日閣議決定）……三七四
(26) 米国対日援助見返資金の中小企業貸付について（昭和一二五年一一月一一日閣議決定）……三七五

七　金　融　政　策……三七六

1　昭和一二四年……三七六

(1) 信用の統制について（司令部提出資料）（昭和一二四年一月一六日大蔵省）……三七六
(2) 九原則に伴う金融政策（昭和一二四年一二月一五日銀行局）……三七六
(3) 昭和一二十四年度金融政策上の問題点について（昭和一二四年一二月一二四日銀行局）……三八〇
(4) 金融方策改訂要領（未定稿）（昭和一二四年一二月一二四日銀行局）……三八一
(5) 金融方策改訂に伴う実施事項（昭和一二四年一二月一二五日銀行局）……三八三
(6) 財政方針変更に伴う総合資金計画上の諸問題について（昭和一二四年一二月一二五日理財局）……三八四
(7) 昭和一二十四年度政府出資等に関する試案（昭和一二四年三月一日銀行局）……三八五
(8) 復金債の日銀買入について（昭和一二四年三月三一日銀行局）……三八七
(9) 昭和一二十四年度における通貨金融政策について（試案）（昭和一二四年三月三一日銀行局）……三八八
(10) 新政策と過渡的金融空白に処する緊急措置の要望（昭和一二四年四月九日経済同友会）……三九二
(11) 公団金融逼迫問題の具体的所在点（昭和一二四年四月一一日銀行局復興金融課）……三九三
(12) 昭和一二十四年度総合資金計画の説明（昭和一二四年四月一一日理財局経済課）……三九四
(13) 昭和一二十四年度貯蓄運動方策要綱（昭和一二四年四月一一日閣議決定）……三九六
(14) 新予算下の金融対策に関する意見（昭和一二四年四月一五日経済団体連合会）……三九七
(15) ドッヂ公使に対する預金部資金諮問係要望事項（昭和一二四年四月一一〇日銀行局）……三九九
(16) 当面の産業資金供給に関する事項（ドッジ公使への要請事項）（昭和一二四年四月一二五日銀行局）……四〇〇
(17) 金融機関資金融通準則改正要綱案（昭和一二四年五月六日銀行局）……四〇三
(18) 本年度予算の金融に対する影響（昭和一二四年五月一〇日銀行局）……四〇三
(19) 経済九原則実施に伴う金融対策に関する意見（昭和一二四年五月一一日東京銀行協会）……四〇六
(20) 融資規制改正に関する意見（昭和一二四年五月一三日東京銀行協会）……四〇八
(21) 融資準則改正に関する要望意見（昭和一二四年五月一四日十三日会）……四〇九
(22) 貯蓄運動推進に関する共同決議（昭和一二四年五月一六日衆議院本会議）……四一〇
(23) 産業長期資金の逼迫打開策に関する意見（昭和一二四年五月二七日経済団体連合会）……四一〇
(24) 当面の通貨情勢について（昭和一二四年六月八日銀行局）……四一二
(25) 現下の金融梗塞とその対策について（昭和一二四年六月一五日大蔵省）……四一三
(26) 当面の金融対策試案（昭和一二四年六月一一日経済安定本部財政金融局）……四一七
(27) 金融機関資金融通準則改正要綱（昭和一二四年六月二三日銀行局）……四一八
(28) 財政資金と設備資金の供給について（昭和一二四年七月七日銀行局）……四二〇
(29) 金詰り緩和方策（昭和一二四年七月一一日大蔵省）……四二〇
(30) 金融機関資金融通準則改正及び金詰り緩和方策についての大蔵省発表（昭和一二四年八月九日）……四二二
(31) 預金部資金運用についての司令部折衝経過（昭和一二四年八月一八日

銀行局）……三六
(32) 預金部資金に関する交渉記録（昭和二四年八月一九日預金部資金課）…三六
(33) 本年度下期の金融対策（案）（昭和二四年九月一五日銀行局）……三九
(34) 簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用について（昭和二四年九月一六日閣議決定）……三〇
(35) 中小企業金融対策について（昭和二四年九月一九日銀行局）……三三
(36) 国債買入方針についての司令部覚書（一九四九年一〇月一四日ESSセクションメモ）……三三
(37) 普通銀行の滞貸償却について（昭和二四年一〇月一四日日本銀行）……三四
(38) 金詰り緩和方策実施状況（昭和二四年一〇月一七日銀行局）……三五
(39) 預金部資金の運用について（昭和二四年一〇月二八日銀行局）……三六
(40) 昭和二十四年度特別国民貯蓄運動方針（昭和二四年一〇月末）……四一
(41) 中小企業に対する資金緊急施策の請願（昭和二四年一二月一三日中小企業振興会）……四三
(42) 債務償還について（未定稿）（昭和二四年一二月二二日銀行局）……四三

2　昭和二五・二六年……四五

(1) 中小企業金融対策に関する意見（昭和二五年一月二七日経済団体連合会）……四五
(2) 一兆円成特別貯蓄運動について（昭和二五年一月大蔵省）……四八
(3) 短期政府証券の政府機関保有による通貨増発の抑制について（昭和二五年四月一二日銀行局）……四九
(4) 両建預金及びウィンドウ・ドレッシングに関する調査（昭和二五年四月二〇日銀行局検査部）……五〇
(5) 日本における長期金融市場の特性について（昭和二五年四月二一日銀行局）……五一
(6) 銀行の資産及び資本の構成について（昭和二五年四月二一日銀行局）…五三
(7) 本年度の国庫収支と資金需給の見透し（昭和二五年四月理財局総務課）……五三
(8) 昭和二十五年度予算による債務償還計画（昭和二五年四月理財局国庫課）……五五
(9) 昭和二十五年度債務償還計画改訂に伴う諸問題（昭和二五年四月二二日銀行局）……五六
(10) 簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用について（昭和二五年七月二五日閣議決定）……五七
(11) 今後の通貨金融施策について（案）（昭和二五年一〇月二日銀行局）……五七
(12) 預金部資金の運用について（昭和二五年一〇月五日銀行局）……六〇
(13) 中小事業金融対策について（昭和二六年一月九日銀行局）……六二
(14) 政府資金による融資の基準となるべき産業及び交通に関する基本計画案（昭和二六年五月一五日閣議了解）……六三
(15) 今後の金融政策の大綱（昭和二六年五月三一日銀行局）……六五
(16) インフレーション抑制の具体策（案）（昭和二六年五・六月頃日本銀行）……六七
(17) 日本銀行貸出金利の改正案（昭和二六年六月五日銀行局）……六〇
(18) 日本銀行高率適用制度改正案要綱（昭和二六年六月五日銀行局）……六三
(19) 当面の財政金融情勢に即応する銀行業務の運営に関する件（昭和二六年七月五日蔵銀第三一五三号通牒）……六三
(20) 大臣・銀行代表者懇談会における重要発言事項（昭和二六年七月五日）……六四
(21) 講和記念特別貯蓄運動実施について（昭和二六年八月八日大蔵省発表）……六六
(22) 今後における金融政策の大綱（案）（昭和二六年八月一五日銀行局）……六七
(23) 中小企業金融について（昭和二六年八月銀行局）……六〇
(24) 銀行の両建預金及びウィンドウ・ドレッシングに関する調査（昭和二六年八月銀行局検査部）……六三
(25) 日本輸出銀行の現状および今後の予想（昭和二六年一〇月銀行局）……六五
(26) 日本開発銀行の現状および今後の予想（昭和二六年一〇月銀行局）……六七
(27) 日銀政策委員会を廃止する事由（昭和二六年一〇月二四日銀行局）……六八
(28) 臨時金利調整法を改正する理由（昭和二六年一〇月銀行局）……六九
(29) 信用統制の現状と今後の構想（昭和二六年一〇月銀行局）……六九
(30) 政府資金による既存の民間融資の肩替りについて（昭和二六年一一月二〇日閣議了解）……七一

八　企業経理・資産再評価……七三

(1) 最近の企業の採算性（資銀の角度から）（昭和二三年一一月二〇日主計局企画課）……七三
(2) 九原則に伴う企業経理対策（案）（昭和二四年一月八日理財局経済課）…七六
(3) 再評価及び再評価課税について（昭和二四年一月二二日主税局）……七九
(4) 資産再評価の基本問題についての方針（昭和二四年一〇月一九日理財局経済課）……八〇
(5) 資産再評価と金融機関について（昭和二四年一〇月頃銀行局）……八一
(6) 経理状態を中心として見た大企業の近況（昭和二五年四月理財局経済課）……八一
(7) 企業に関する制限の緩和についての要望事項（昭和二五年四月一二日理財局経済課）……八二
(8) 独占禁止法及び事業者団体法についての問題点（昭和二五年四月理財局経済課）……八三
(9) 資産再評価と公定価格について（昭和二五年四月二〇日物価庁）……八四
(10) 会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を改正する政令案要綱（昭和二五年一〇月二七日大蔵省）……八四
(11) 商事会社の解散に関する司令部覚書の改正（一九五〇年一〇月一三日SCAPIN一七四一一）……八五
(12) 三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令要綱（昭和二五年一一月一七日大蔵省）……八六
(13) 再評価積立金の資本組入に関する法律案要綱（昭和二六年三月六日大蔵省）……八七
(14) 持株会社整理委員会令の一部を改正する政令案要綱（昭和二六年三月一六日大蔵省）……八八
(15) 資産再評価実績（昭和二六年八月九日理財局経済課）……八九
(16) 特別経理会社の在外資産、在外負債調（昭和二六年八月一〇日理財局経済課）……九九
(17) 産業資本と資本市場の現状（昭和二六年八月一七日理財局経済課）……一〇

九　専　売……一〇

(1) 日米合弁たばこ会社設立交渉経過（昭和二四年八月八日日本専売公社監理官室）……一〇
(2) 国内塩業事情（昭和二四年九月二三日日本専売公社塩脳局塩業課）……一三
(3) 臨時専売制度協議会最終報告書（昭和二六年二月一二日臨時専売制度協議会）……一四

一〇　講和への対応……一三

1　警察予備隊・日米行政協定に伴う措置……一三

(1) 警察力の増強に関する指令に基く予算措置について（昭和二五年七月二〇日主計局）……一三
(2) 移用に関する法律問題（昭和二五年七月二一日法制局）……一三
(3) 警察予備隊の給与計画の承認に関するマッカーサー元帥宛吉田首相書簡（昭和二五年一〇月一一日）……一三
(4) 警察予備隊給与についての了解事項（英文）（一九五〇年一〇月二一日日本政府代表）……一三
(5) 行政協定関係想定問答（昭和二七年三月頃主計局）……一四
(6) 防衛支出金算定の根拠（昭和二七年三月三日主計局）……一三
(7) 合衆国の所有に属する物品の警察予備隊への貸与に関する司令部覚書（一九五二年三月二四日民事局セクションメモ）……一三
(8) 日米行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案要綱（昭和二七年三月大蔵省）……一九
(9) 日米行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案要綱

（昭和二七年三月二五日大蔵省）……五一
(10) 日米行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案要綱（昭和二七年三月二五日大蔵省）……五二
(11) 日米行政協定に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律案要綱（昭和二七年四月四日大蔵省）……五三
(12) 日米行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案に関する閣議了解事項（昭和二七年四月七日閣議了解）……五三
(13) 日米行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案要綱（昭和二七年四月七日大蔵省）……五三

2　朝鮮戦争と日米経済協力……五四

(1) 朝鮮事変の日本経済に及ぼす影響（昭和二五年八月大蔵省）……五四
(2) 終戦処理費で仮払された特需に対する支払協定（案）（昭和二五年一〇月）……五七
(3) 終戦処理費の廃止に伴う措置の大綱（昭和二六年二月一四日管財局）……五八
(4) 終戦処理費の廃止に伴いとるべき措置について（案）（昭和二六年三月二〇日主計局）……五九
(5) 接収民有財産の処理について（昭和二六年三月二〇日主計局）……五一
(6) 終戦処理費の廃止に伴う措置（調達機構及び国有財産の取扱）の研究（昭和二六年三月二〇日管財局）……五三
(7) 今後の財政経済施策の問題点（昭和二六年四月九日大蔵省）……五六
(8) 経済協力についての問題点（昭和二六年五月二五日大蔵省）……五三
(9) 契約に基き進駐軍へ物並びに役務を提供するための特別調達庁への授権に関する司令部覚書（一九五一年五月二六日SCAPIN二一五四）……五六
(10) 新情勢に対応する通商産業施策の基本方針（案）（昭和二六年六月一日通商産業省）……五七
(11) 日米両政府間に締結する物資及び役務の提供に関する契約書要綱（案）（昭和二六年六月八日閣議決定）……五〇
(12) 今後の重要経済施策要綱（昭和二六年六月一三日）……五〇
(13) 日本政府の経済政策に関する二文書受領についての総理大臣宛マーカット局長書簡（一九五一年六月二一日）……五五
(14) 朝鮮動乱に伴う特殊需要について（昭和二六年七月二日経済安定本部）……五五
(15) 米国の対日輸出援先援助に関する件（昭和二六年八月二日経済安定本部）……五七
(16) 占領軍との契約に基く物資及び役務の調達に関する回転資金についての司令部覚書（一九五一年一〇月二日ESSセクションメモ）……五九
(17) 企業合理化促進法案について（昭和二六年一一月六日閣議了解）……五九
(18) 経済協力の促進に関する件（昭和二六年一一月一六日閣議了解）……五一
(19) 国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案要綱（昭和二七年二月二九日閣議決定）……五三
(20) 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟（昭和二七年四月一八日閣議決定）……五九
(21) 「関税及び貿易に関する一般協定」への加入申請に関する件（昭和二七年七月一五日閣議決定）……五四

3　講和への対応……五六

(1) 総司令部との連絡事項に関する調（昭和二五年一二月二七日大臣官房文書課）……五六
(2) 講和を機る主要問題特別調査会の設置、運営について（昭和二六年三月一日大蔵省）……六〇〇
(3) 終戦処理に伴う財務問題（昭和二六年三月六日理財局外債課）……六〇一
(4) 講和を繞る主要問題（経済関係）（昭和二六年三月一〇日大蔵省）……六〇五
(5) 総司令部の指示によってなされた事項のうち改正を要するもの（昭和二六年三月一四日大蔵省）……六〇六
(6) リッジウェイ声明に基づいて再検討すべき法令等の調査（昭和二六年五月大蔵省）……六一〇
(7) 制限会社に関する若干の指令の撤回についての司令部覚書（一九五一年六月一九日SCAPIN二一五七）……六一五

(8) 経済法令の改廃に関する意見（閣議決定案）（昭和二六年七月二〇日内閣官房）……六一六
(9) 貴金属関係資料（昭和二六年八月理財局）……六一七
(10) 外国財産に関する講和会議用資料（昭和二六年八月管財局外国財産課）……六二〇
(11) 在外国有財産に関する計数（旧軍用財産を含む）（昭和二六年八月管財局総務課）……六六
(12) 連合国軍使用財産に関する資料（昭和二六年三月三一日現在）（昭和二六年八月管財局国有財産第二課）……六三〇
(13) 閉鎖機関に関する計数（昭和二六年八月一〇日管財局閉鎖機関第一・二課）……六三
(14) 行政制度の改革に関する答申（抄録）（昭和二六年八月一四日政令改正諮問委員会）……六六
(15) ポツダム緊急勅令等の措置に関する件（昭和二六年九月二一日閣議了解）……六四三
(16) ポツダム命令の処理について（昭和二六年九月二五日大蔵省）……六四三
(17) 賠償連絡協議会の設置に関する件（昭和二六年九月二八日閣議決定）……六四四
(18) 講和と財政金融政策―四度ドッジ氏を迎えて民間の要望（昭和二六年一一月一日大臣官房調査部）……六四四
(19) 財閥の解体について（昭和二六年一二月総理府）……六四八
(20) 戦傷病者戦没者遺族等援護法案要綱（昭和二七年二月二六日閣議決定）……六四九
(21) ポツダム命令一覧（昭和二七年八月衆議院法制局）……六五〇

Ⅲ 第二次・第三次吉田内閣時代

一　予算編成

1　昭和二四年度予算

(1)　昭和二四年度の予算編成に関する手続等について
（昭和二三年九月一七日閣議決定）

昭和二四年度予算の編成に関する手続等について
（昭二三・九・一七閣議決定）

昭和二四年度予算の編成方針については、別途決定される予定であるが、事務進捗上の都合をも考え、各省各庁は差し当り左記により、その所管に係る歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し内閣又は大蔵省に提出すること。

記

一、昭和二四年度予算の見積に当つては、総ての経費について再検討の上、別途大蔵省の定める様式により事項別に要求すること。

二、経費の積算に当つては、年間の推移を見透し、全体的計画に基いて行うものとし、計画的、合理的見積を作製して、追加概算の要求はもとより追加予算の必要のないようにすること。

三、歳入については、本年六月以降補正をみた物価の水準に基いてその後の経済状勢の推移を考えて見積りを行うこととも に、積極的増収を計ることとし、具体的改正案を併せて提出すること。

四、歳出については、昭和二一年度決算及び二二年度の実績を基礎とし、経費の具体的効果、資金使用の効率性等を考慮の上、経費要求の合理的調整を図ること。

特に補助費及び委託費については、その実行状況、及びその効果等につき徹底的検討を行うこと。

五、行政の簡素化、合理化を図るとともに、已むを得ない、定員の増加は既存定員の配置転換等により処理すること。

六、人件費については、昭和二三年七月九日の閣議決定に基く定員につき、別途大蔵省の定める区分及び単価により積算すること。

七、物件費については、本年六月以降補正をみた物価の水準に基いて積算すること、但し別途大蔵省において定めるものはそれによること。

八、歳入、歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の提出期限は十月末日とすること。

九、財政法第二八条に規定する参考書類の作製は、予算の作製と併行してその事務を進めること。

十、特別会計予算の編成も本手続によることとし、その事務は一般会計と併行して進めること。

十一、概算の閣議決定は十一月十日までにこれを行うことを目途とすること。

出所　大蔵省資料六二〇一六〇。

(2)　昭和二四年度予算編成の準備事項
（昭和二三年一二月三日主計局）

昭和二四年度予算編成の準備事項（二三・一二・三）

昭和二十四年度予算の編成に関しては、概算要求に対する説明の聴取ならびに査定と平行し、つぎの基本的事項について準備をすすめておくものとする。

第一、賃金物価水準との相関関係における財政規模の検討

一、骨格予算の算定

(1) 現行物価体系、三、七〇〇円ベースにおける来年度骨格予算の算定

(2) 追加予算によるその修正

二、本年度末賃金物価水準の見とおし

(1) 本年度末までの生産、貿易、生活物資需給に関する見とおし

(2) 本年度末までの実効物価および実質賃金のすう勢に関する見とおし

三、次期物価改訂に関し考慮すべき事項

(1) 時期

(2) 物価統制の範囲

(3) 基礎物資より漸次高次製品に至る波状的改訂の可能性

(4) 現行物価体系における各企業の採算性

(5) 来年度中の生産、貿易（援助物資を含む）生活物資需給に関する見とおし

(6) いわゆる企業三原則の検討

(7) 賃金安定の方策および可能性

(8) 減価償却の見方

(9) 農業パリテイ方式の検討

(10) 財政による価格調整措置の検討

(イ) 現行の安定帯の考え方の再検討、品目の範囲、対基準年次倍率

(ロ) 補給金の効果とその限界に関する研究

(ハ) 原価織込賃金を上廻る賃金支払余力は補給金の返済に充当せしめえないか

(ニ) 補給金撤廃の可能性、撤廃の影響に関する各種の試算

(ホ) 国際物価への近接の可能性、その影響に関する各種の試算

(ヘ) 鉄道運賃、船舶運賃、通信料金に関する各種の試算

四、想定せられる改訂物価賃金水準における骨格予算の算定

(1) 価格改訂を行わない場合の財政バランス

(2) 価格調整的経費を最小限度に止めた場合の財政、賃金、物価バランス

(3) (1)および(2)の中間における各種の試算

(4) 各試算における国民所得の配分、総合資金需給の見とおし

五、価格改訂後におけるバランスの変動に対する見とおし

(1) 来年度中の実効物価および実質賃金のすう勢に関する見とおし

(2) 上のすう勢に伴う歳入および歳出の伸びに関する見とおし

(3) 年度を通ずる実質的財政バランスをうるための当初予算編成の方策

第二、予算上の重要事項に対する検討

一、歳出関係

(1) 統制の簡素化と行政機構改革、行政整理の具体的方策、公団方式の再検討

(2) 官公吏給与体系

(3) 失業に対する見とおしと対策

(4) 経済復興計画と公共事業費との関係、災害の防除復旧に対する方策

(5) 終戦処理費、賠償撤去費の扱い方

(6) 地方財政と国家財政との調整

(7) 補助金負担金の再検討

(8) 復金出資金

(9) 貿易資金の処理

(10) 企業会計の独立採算

二、歳入関係

(1) 所得階層別国民所得の分布および徴税能力からみた所得税課税限度および適正税率

(2) 間接税への依存度、ことに酒、タバコの生産および購買力の見とおし

(3) 価格差益金に対する検討

(4) 地方税ことに事業税と住民税

第三、予算編成に関する技術的事項

(1) 科目区分の再検討

(2) 予算単価のきめ方の再検討

(3) 予算形式、用語整理

出所　大蔵省資料Z五〇一―二六。

(3) 官公吏給与ベースの国民経済に及ぼす影響

（昭和二三年一二月一八日主計局企画課）

官公吏給与ベースの国民経済に及ぼす影響

（二三、一二、一八主計局企画課）

一、官公吏給与の問題は補正予算の中心的課題であって、この点に論議が集中されているのは寧ろ当然であるが、この問題は年度末迄の当面の問題としても重要であるが、更に二四年度の財政、経済に大きな影響を有する事も又併せ考えなければならない。この様な見地から極く概略の計算ではあるが人事委員会案六、三〇七円を官公吏給与ベースとして採用した場合二四年度の国民経済の姿はどうなるかを検討してみたい。

二、この様な計算はもとより多くの推定要素の上にのみ成立つものであって、その結果も又数値的精度を期し得ないものではあるが、幾つかの試算を併行的に行う事に依り、事実判定の基準を与え得る事が出来ると考える。

三、以下我々の行う試算は次の如きものである。即官公吏給与ベースは六、三〇七円を取り、民間給与の平均は現在に於ける電産、石炭の賃銀水準（中労委裁定案の線）とし、その格差は維持されるものとして、

A (1) 物価改訂は行わず重要企業に生ずる赤字は之を価格差補給金に依って補塡する。

(2) 官業及船舶運営会等に生ずる赤字も凡て財政の負担となる。

(3) この時の財政の収支、国民経済のバランス等を数値的に検討する。

B (1) 重要企業の採算が一応成り立ち得る様な物価改訂を行う。尚官業料金等も同一歩調で引上げる。

(2) この場合の物価、賃銀の水準は如何になるか、財政の姿はどうか、国民経済のバランスはどうなるかを検討する。

四、以上の様な前提の下に試算を行うのであるが、二四年度の経済の動きについては、現在一応推測し得る生産その他の経済指標は出来る限り之を織込んだが、勿論このようにして推測し得ない点も多いのでこの様な点については二三年度のものをそのままとった。

五、このようにして得られた結果は次の如くである。

Aの結果

先づ財政収支について検討するに表1のA欄の如くであって、現行ベースに於ては一応バランスすると思われる財政収支も二、九〇〇億に近い大きな

表1　（単位　百万円）

項目	現行物価賃銀ベース	Aの場合	Bの場合
一般会計歳出			
1. 人件費①	140,945	235,528	238,946
2. 物件費	131,490	131,490	170,937
3. その他	179,367	404,588	297,251
配付税配付金	41,499	131,944	113,523②
預金部繰入	5,139	7,749	9,000
鉄道特別会計繰入	19,827	46,125	31,393③
通信特別会計繰入	3,190	18,970	7,000④
生活保護費	10,493	17,418	18,835
船舶運営会補助	3,758	15,950	4,000⑤
価格調整費	65,600	136,571	78,500
その他	29,861	29,861	35,000
合計	451,302	771,606	707,128
一般会計歳入			
1. 租税及印紙税収入	306,256	341,241	432,815
所得税	155,015	190,000	212,279
その他諸税	151,241	151,241	220,536
2. 官業及官有財産収入	112,950	112,950	130,000
3. 雑収入	23,443	23,443	30,000
合計	442,649	477,634	602,815
差引歳入不足	△ 8,653	△ 293,962	△ 104,313

備考　①　賃銀給与水準に比例して増減すると思われる
②　Bは地方税の増徴を見込む
③④　Bは料金50％値上　⑤　海上運賃50％値上
（編注）　計数不突合なるも，原表のまま。

歳入不足を生ずることになる。このような大きな収支の不均衡は到底、租税の増徴その他歳入の強化に依ってはカバーし得ない事は明白である。このように大きく収支の不均衡を生ずるのは何のためであるかを少しく検討して見れば、歳出に於ては人件費の増加約九四〇億、地方配付税の増加約九〇〇億（之は地方財政の赤字は凡て国庫の負担になると前提して）及価格調整費並に鉄道通信繰入、及船舶運営会に対する補助等の物価政策関係の経費が一、二五〇億と大きく増加するに対し、歳入に於ては、源泉徴収の増加等僅かに三五〇億程度の増加に止まるためである。それ故この様な状態の下に強いて止めようとするならば、国民所得とその支出の間のバランスも大きく崩れるであろう事は予想に難くなく、通貨の増発に依るインフレの昂進と共に物価改訂は必然である。

Bの結果

(1)　Aの場合に示す様に物価の改訂が必然の事実であるならば、物価改訂をしたらそれではどうなるであろうか。此処に於て我々は現在の民間平均賃銀と官吏給与との間の関連を問題にしなければならない。六月物価改訂に当り物価織込の平均賃銀三、七〇〇円と定められ、この点に於て賃銀と物価の均衡をはかったのであるが、その後電力、石炭の予想外の好調等に依り生産は予想以上に好調を示し物価改訂時の予想を相当上廻ったため、企業の採算に相当のゆとりを生じ賃銀支出能力にも相当の余裕を生ずる事になった。

この事はその後の工業平均賃銀の実際の動きと企業経理の情況にも立証されている事であって、又一方から考えれば、予想以上の生産増加を遂行したのであるから当然の事とも考えられる。然し一方乏しい財政のうちから多額の価格差補給金の支給をうけている様な産業に就ては、増産に依る当然の報償と片づけて了う事は出来ないであろう。特に価格差補給金の支給は生産量単位当りに、一定金額を支出するためこの余裕を倍加している事に注意する必要がある。（鉄鋼、肥料、ソーダ等）この様な点を考えて我々は一応四、五〇〇円程度迄の賃銀水準上昇は現行の価格に於て吸収し得るものと考えて之を上廻る分について生産原価への影響を考える事にする。次に六、三〇七円の官公吏給与に対応する民間の工業平均賃銀は如何であるかが問題であるが、電産、石炭等に対する中労委の裁定の線（C・P・S税引スライド計算）が一応之に対応するものと考えれば略五、三〇〇円程度となるであろう。尚之に対応して同様の計算方式に依る官公吏給与ベースが五、三三〇円程度になる事は先に政府案として発表せられた通りである。

そこで今、来年度当初に行うとしても物価改訂の織込工業平均賃銀六、〇〇〇円としよう。この賃銀は今後年度末迄の賃銀の動きを考慮すれば稍低目にすぎるであろうが、この計算自体の問題として本質的に重要なものではない。何となればこの様な試算の性質として、問題になるのは物価、賃銀その他来年度の実際の指標の絶対額ではなく相互の比率とバランスにこそ重要性があるからである。

(2)　そこで a　物価織込工業平均賃銀　六、〇〇〇円

同上昇率　$\frac{6000}{4500}=1.33$倍

b　之に対応する官公吏給与ベース

$6307\times\frac{6000}{5300}=7140$円

となるが、この様な賃銀の上昇に依る生産原価の値上りを考えて物価改訂を行うとする。

我々は重要な物資について相互のハネ返りを考え乍ら原価計算を行い、その他は代表的なものについて略算を行って、現在の六月補正体系に対し何倍になるかを計算する。

もとよりこの様な計算は極く略式の計算に止まり、その結果も充分の精度を有する事を保し難いが、その計算結果は下記（表2―編者）の如くである。

表2　主要品目の値上り率

品目	値上り倍率	品目	値上り倍率	品目	値上り倍率
石炭(一般用)	1.32	電気銅	1.69	鉄道	1.50
銑鉄	1.36	鉛	1.52	海上運賃	1.50
鋼材	1.35	硫化鉄	1.38		
硫安	1.35	木材	1.31	以上平均	1.35
石灰窒素	1.67	電力	1.31	消費財平均	1.33
過燐酸石灰	1.53	セメント	1.32	パリティ物資	1.32
ソーダ灰	1.32				

（備考）
① 鉄鋼の値上りを抑えるため補給金44億を現行のものに追加する。
② その他補給金は現行単価を据置く。
③ 鉄道海上運賃1.50倍に止める。
④ 消費財，パリティ物資は平均的な原価構成を推定して略算。
⑤ 織込賃銀に対するハネ返りは5％と見込んだ。

以上の結果織込賃銀はハネ返りを含めて

六、三〇〇円（一・四〇倍）

となり、之に対応する官公吏給与は

$7140\times\frac{6300}{6000}=7495$円

となる。

(3)　次に、この賃銀、物価の下に財政収支を極く大略の計算で出してみると表1のB欄の如くなる。即、歳出に於ては価格調整費、鉄道通信繰入及船舶運営会補助金で約五〇〇億程度、現行ベースの場合に比して増加するに止まるに対し、人件費約一、〇〇〇億、物件費四〇〇億、地方配付税の七〇〇億等が目立って増加する。一方歳入に於ても賃銀、物価の上昇に依り相当の膨張を期待し得、約一、六〇〇億増加を見込まれるため、財政収支の不均衡は約一、〇〇〇億に止まる。もとよりこの様な計算に於ては歳出の膨張等は賃銀、物価の倍率を機械的に乗じて増加を見込んでいるのであるから、実際には歳出が之程大になるとも思われないし、又歳入も増強をはかろうと思えばもっと増加し得るかも知れない。そこで、この様な前提条件の下に一応収支のバランスを取る如くなし得たとしても、尚問題は残っている。それは財政支出に於ける人件費の割合の過大に依る実質的な国家の事業の縮小、租税その他歳入増加に依る国民の財政負担の加重等であってこの点は決して等閑に附し得ない。今この点を国民所得とその支出を推算して検討して見る事にする。即二三年度国民所得等は経本財政金融局の推定に依れば、略二四、〇〇〇億であり、その支出の面で見れば、財政支出は略六、六〇〇億略二七・五％に止まるに対し、右の場合には国民所得及減価償却、間接税、専売益金等支出に見合うべきもの二九、五〇〇億と推定されるに対し、財政支出は約九、〇〇〇億（地方も含めて）程度となり財政の占める比率は略三〇・二％と上昇する。之はとりも直さず国民負担の増加と共に個人消費資金及民間資本の形成に対し圧迫を加える事になり、若し個人消費が圧縮し得ないとすれば、産業資金は大幅の減少を余儀なくされる。それ故産業資金の圧縮に依る生産の停滞を打破しようとすれば必然国民経済のバランスは相当の不均衡を生ずる事になり、之は更にインフレを進めて、より高次の均衡を得る以外にない。かくしてこの様な財政の膨張はそれ自身インフレ昂進の大きな原因となるのである。

六、結論

以上の試算の結果から直に数値的な結論を引出す事は危険であるが、次の様な点を略結論としてあげ得るであろう。

(1)　要するに賃銀又は給与の問題は業種間又は官公吏と民間の釣合の問題であ

つて、この間の不均衡があれば低いものは常に高いものに追いつこうとして、賃上の圧力が絶える事がない。要は大局的に国民経済的観点に立って妥当な水準を定めてこの線に賃銀、給与を安定せしめる事が重要である。

(2) 官公吏の給与は官公吏の生活を直接左右するものであるから勿論不当に低くあってはならないが、民間給与に対する直接的な影響力及間接的には財源の点よりする国民生活の圧迫を考慮すれば、単に独自の問題として、又は賃銀問題のみとして考えらるべきでない。他に賃銀安定の強力な綜合施策の伴わぬ限り、それ自体の断層的大幅な引上げは避けるべきである。

(3) 二四年度の問題として国民経済又は財政の問題を論ずるには貿易の推移、海外援助の程度、為替の問題、国内価格体系をどうすべきか、企業の合理化の程度、行政整理等幾多の問題を併せ考えねばならず、その意味から上記の試算は抽象的意味しか持ち得ないものではあるが、官公吏給与の問題もこの様な一連の経済的重要問題との連関の下に綜合的な観点から結論を下さるべきであろう。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二六。

(4) 経済安定九原則に関するマッカーサー書簡に対する返書

（昭和二三年一二月一九日閣議決定）

昭和二十三年十二月十九日付連合軍最高司令官より吉田内閣総理大臣宛書簡に対する返書（昭二三、一二、一九閣議決定）

私は日本経済復興と安定の総括的計画についての合衆国政府の指令に関する本日附の貴簡を拝受し、貴下の熱心なる助言と日本の現下経済状勢の詳細なる御見解に対し取急ぎ衷心よりの謝意を申上げます。

貴下が貴簡において凱切に指摘されている如く、我が国の急速な経済復興は我が国及び連合国特に合衆国にとって共通の目的となっているものであります。中間指令中に設定されている目的は、貴下がこれまで繰返し我が政府に指示されて来たものであって、その重要性は十分我が政府の承知するところであります。日本国民の献身的努力と堅い決意のみがよく事態を解決し得るものであることを、十分に了解して我が政府は、これらの目的達成についての日本国民の能力に対する貴下の信頼に応える決心であります。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六七。

(5) 経済安定九原則等に関するリード・渡辺会談記録

（昭和二四年一月六日渉外特報第一一六号）

大蔵省渉外特報（第一一六号）昭和二四年一月六日

渡辺官房長記

リード氏との会談記録

渡辺は一月六日経済科学部リード氏と経済安定九原則等に関して会談した。その要領は大要左の通りである。（私的会談につき引用無用）

一、日本側から経済安定九原則に関して具体的な内容の問合せがあったけれども、九原則は何処迄も原則であって、具体的内容は日本側で作成すべきであり、司令部はそれが原則に合致するか否かを判定すべきものと考える。

二、為替相場の問題は目下司令部内部に於いて鋭意検討が加えられておる事は事実であるが、尚研究段階を出でず最後的決定の内容及び時期は発表の段階に達して居ない。

三、九原則実施の為、司令部及び日本側に新なる機関を設ける必要はない。経済科学部及び経済安定本部で充分である。

四、九原則は互に矛盾するものであるという説には賛成出来ない。併し九原則の中の或る一原則のみを切離して他の原則を無視するならば、他の原則の実現を阻害する結果になる事は指摘せられる通りである。私は九原則を同時に満足せしむる案は安易なものではないと考えるけれども、その様な案が必ず発見し得るものであると確信している。

五、綜合的予算の均衡という意味は、私は特別会計の建設勘定をも含めた意味で解釈しておる。但し、例えば、鉄道の建設勘定が公債を発行する場合に於いても、これを若し政府の他の特別会計の余裕金をもって買取る事が出来れば綜合予算の均衡を保持し得たものと云う事が出来よう。

六、如何なる歳出を削減し、如何なる歳入を増加するかは日本側の問題であるが、来年度に於いて綜合予算をバランスさせると云う事になれば、例えば特別会計の建設事業や公共事業費等が一文も計上出来ない様な事態にならないと云う事を保証する事は出来ない。

七、終戦処理費が来年度どの位になるかは未だ予測の限りではないが、来年度に於いては、極力圧縮して出来れば一般会計予算額の二割以下に抑え度いと望んで居る。例えば進駐軍労務者の給与に関しては、従来著しい不当支出が行われて居る。（三、七九一円ベース当時ジープ運転手一九、〇〇〇円、単身の女中六、〇〇〇円等……主として超過勤務の不当支出に依る）私の達観では人件費約三百億を半分位に出来るのではないかとも考える。これは、司令部側にも責任があるので今後は労務者の雇傭に当って「何人」と云う事でなく「何人時」と云う制限を加える事にした。

八、道路の建設について二百億円程必要になると云う様な話があるが、あれはCTSか運輸省に一定の計画に基いて調査を命じた丈であって未だ日本側に建設自体を命じた事はない。

九、来年度予算を如何なる物価水準に於いて編成するかという事は目下司令部内部で検討を加えて居る中心問題の一つである。現在の物価水準を維持する建前で予算の概算を行い若しそれによっては均衡がとれない場合に於いては物価をどの程度改訂すれば均衡が得られるかと云う研究をしている。

一〇、価格差補助は三原則の建前から出来得る限り排除する事に方針は決っておるが、三原則にもあるように財源の許す範囲内に於ける価格差補助をも、一切否定するものではない。

一一、為替レートが決定した場合に於いても貿易会計の利益が明瞭に出てくるから、これを価格差補助及び輸出奨励金等に充当するため、他会計に繰入れるというような事も可能となるであろう。

一二、財源問題としては価格差益金も再検討に価するであろう。

一三、賃金安定を直接統制でやるか間接統制でやるかという問題も亦日本側の決定すべき問題である。

ワシントンからの命令は「賃金の安定を達成する為有効なる計画を立てる事」とあるのみであって、結果が得られればその手段は問わない筈である。もっとも司令部内に於いて従来は三原則の忠実なる実行によって間接的に賃金安定を実現する考え方が決定的であったが、最近は部分的にこれより進んだ処置を主張するものもないでもない。

一四、昨年は物価安定と予算均衡との二つの要請に関して司令部内の意見の統一に時間を要した事は指摘せられる通りであるが、今年はその様な迷惑は掛けぬものと考える。

一五、徴税徹底の為、刑事訴追を行う目的から検察陣容の強化を必要とするという考え方は結構であるが、今日までの所では寧ろ検察当局を忙しくする丈の事件の摘発がなかった様に考える。併し徴税徹底の為とあれば具体案をとり上げて検討する用意はある。

一六、信用統制に関して経済再建の為に必要なものであれば赤字金融であっても差支えないという解釈は、明らかに九原則の読違いである。さきの三原則は依然として存在するものと考えられ度い。

一七、九原則中の「モネタリーメジャ」の意味は昨日マーカット少将から話があった如く金融機構の近代化及び融資規制を意味しておるのであって、それ以外の含みはない。

一八、為替管理機構をどうするかという問題についてはファイナンスディヴィジョン内部に於いて、アリソン、スミス、マクスウィーニイ及びリードの四人で研究中であるが結論を得て居らぬ。輸入物資の配給との関係に於いては、商工省との関係も深いが、外貨資金の管理という立場からは大蔵省の行政との関係も理解し得る。その他安定本部でやったがよいとの意見もあり新設機関に委任すべきであるとの意見もある。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一七。

(6) 総合施策大綱要旨（昭和二四年一月二二日経済安定本部）

綜合施①策大綱要旨（二四、一、二二）

経済安定九原則の趣旨に則り全国民の耐乏と努力によって、日本経済の安定と自立を期するため左の施策を講ずる。

一、為替レートの設定

(1) 本年〇月を期し、輸出入単一の為替レートを設定する。

(2) 為替レートは、現下国民経済の実勢を綜合勘案して、次の緩和措置の限度と睨合せてこれを決定するも、国際経済参加のための企業の合理化、国内物価水準の安定等の要請に応うると共にレート維持の可能性につき内外の信用を保持するに足る水準とする。

(3) 単一レートの設定により生ずべき貿易資金の黒字は生産水準の向上、企業合理化の完了に至るまでの暫定措置として、為替レートの設定に伴う国内物価及び輸出貿易への影響を緩和するため、これを財源とし、左の措置を講ずるも能う限りその額を節減して、経済の復興を目途とする使途に振り向けるべき財源を調達する。

(イ) 輸入物資中食糧その他その価格の引上げが生計費に対する直接の影響度の大きな物資については、これを国内価格水準に一致せしめるため輸入補給金を交付する。

(ロ) 主として輸出用の原材料となる輸入物資については、特定の物資を除き輸入補助金は、これを交付しない。

(ハ) (イ)及び(ロ)以外の輸入物資については、輸入価格の値上りは、産業の各段階における操業度の向上、企業の合理化によって極力吸収することとするがこれによるも尚値上りが大幅のため、究極において物価水準に著しい影響を与えるものについては、補給金を交付する。

(二) 輸出については、原則として輸出入単一レートによるが、これによって当面輸出不能に陥る企業の中、将来この単一レートにより得る見込あるものについては、一定の金額と期限の範囲内において、輸出補助金を交付する。

(ホ) 右の輸入補助金及び輸出補助金は、今後における経済力の回復の速度と歩調を合せつつ逐次減少せしめる。

二、価格体系の調整

(1) この際価格水準の引上は、企業合理化、生産向上によりなるべく避ける方針とするが現行価格体系は若干のひずみが生じていると認められ、かつ国際価格への鞘寄せの要請もあるので、特定重要産業等については価格補正を行うが、一般的な価格改訂は行わない。

(2) 価格補正に際しては先ず基礎産業について生産向上の見透、生産設備の維持確保に支障なきよう適正なる価格たらしめる補正を行うと共に、その消費者価格の影響を企業努力等により吸収することのできる産業に対しては価格引上の抑制又は補給金の節約を行う。

(3) 農産物価格についてはパリティ方式を採用するが、パリティ指数の上昇はできるだけ避けるよう努力する。

(4) 需給バランス、操業条件等の諸条件が現行価格体系における予定より著しく改善向上した物資等については、価格の引下を図る等の措置により物価の安定に資する。

(5) 価格体系の調整に当っては単一レートの設定により大幅の輸出差益の現われる産業に対しては企業所得が余り大幅にならぬ様特別の考慮をはらう。

(6) 企業努力その他の措置にも拘わらずなお価格水準引上の影響が避け難いときには財政規模とも睨み合せ価格調整補給金の支出を考慮する。

(7) 価格調整補給金の支出に際しては国際価格の現状及び国内価格水準との関係を考慮し、従来の安定帯の再検討を行う。

(8) 価格統制の励行確保に一段の努力を傾けるが実益に乏しい価格統制の簡素化を図る。

三、賃金安定

価格水準の維持方針に即応し、実質賃金の向上は労働生産力の増加に対応せしめる原則の下に労資の協力を得て賃金安定のため次の措置を講ずる。

(1) 賃金安定方策の実施に当り、綜合賃金安定審議会（仮称）を設置し、所要の事項を調査検討せしめる。

(2) 業種別に国民的規準たるべき標準賃金を設定する。

(3) 現在の支払賃金が標準賃金以上である場合には賃金としてはそのまま据置くことを原則とし、左に掲げる場合は届出制を採用する。但し特定業種については(イ)、(ロ)について認可制の措置をとる。

(イ) 標準賃金以上の賃金を支払う場合

(ロ) 現在標準賃金以上の賃金を支払っている場合に、その賃金を超えて支払う場合

(ハ) 標準賃金以上を支払って居る企業が労務者に利益分配をなす場合

(4) 前項(イ)及び(ロ)の届出に際しては、賃金支払給源が不正又は不当でないことの立証をしなければならない。

(5) 支払給源については充分調査の上、要すれば臨検検査を行い不適正である場合には補給金、価格等の面において所要の調整を行うと共に要すれば賃金に関する調整命令を行い得るような権限を留保する。

(6) 賃金安定措置の対象となる企業は原則として㊙制定物資の生産業者で常時一定数以上の従業員を雇傭するもの及び別に指定する業種とする。

(7) 食糧、生活物資、労需物資の配給確保、勤労所得税の調整等民生安定措置を併せ行う。

四、財政金融の健全化

(1) 財政の規模は国民経済力に適応せしめ国民所得の配分よりみて無理のない限度にその規模を定めると共に収支の実質的均衡を堅持することを基本原則とする。

(2) 価格調整費については物価水準維持の方針に即応して存置することとするも他面能率の向上による支給単価の低減及び支給対象の再検討を行い出来る限りその金額を縮減する。

(3) 企業特別会計、船舶運営会の独立採算制を確立するため経営の合理化を行わしめるとともに料金の調整を行い一般会計からの繰入金及び補助金を廃止し得るようにする。

(4) 行政整理を大幅に行い一般行政費を節減するとともに終戦処理費、地方配付金等の合理的圧縮を図る。

(5) 特別会計の建設資金及び所要増加運転資金については極力蓄積資金より賄い財政インフレを惹起しない限度にこれを止める。

(6) 徴税を促進強化し脱税者を徹底的に追及して税収の充実を期するとともに財政収支の時期的調整に力める。

(7) 税収の増加、租税負担の公平を期するとともに固定資本の実質的償却、法人税、所得税の調整等現行税制を改正する。

(8) 復金融資については政府出資の限度を考慮し復金債券の消化可能なる範囲において重要産業の生産増加のため必要なる設備資金を主とし重点的に供給する。

なお健全金融の基調のもとに赤字融資は絶対に行わない。

(9) 一般金融機関の融資についても資金の重点的効率的使用を一層促進せしめ、健全なる企業活動が円滑に運営せられる如く効果的融資を行わしめると共に経済復興に要する長期設備資金の供給を確保するため必要の措置を講ずる。

(10) 資金供給力の増大を図るため新規貯蓄の増強に格段の努力を払い、通貨の増発は物価水準及び生産増加等国民経済力に適合する適正な限度に止める。

五、食糧の確保

(1) 食糧需給の不円滑に対処して食糧の合理的な増産をはかるため土地改良を促進すると共に生産資材の確保に努める。

(2) 食糧の供出制度を再検討しこれが集荷の能率強力化をはかるため左の措置をとる。

(イ) 事前割当制はこれを継続するも作柄良況にしてこれをなすことが合理的であると一般に認められる場合には供出割当の増加補正をもなしうるよ

う措置する。

(ロ) 農家の還元配給の減少を期し食糧需給の円滑化に資するため農家保有量を合理化す。

(ハ) 当面の集荷を強化するため耕地面積及び地力についての科学的把握をできる限り速かに完了して食糧の供出割当の合理化及び農業経営の改善に資する。

(ニ) 食糧供出の強化に対処し農家経済の安定をはかるため農家の経営用品及び家計用品の㊙配給の確保並びに農家課税の適正化に努める。

(3) 国民の食生活の安定をはかるため、食糧の効果的利用の措置を講ずると共に、その配給消費についても更に厳重な規制を加える。

六、生産の増強と企業の合理化

(1) 経済復興計画の線による昭和二十四年度生産目標の達成に全力を傾注するも単なる目標数字の達成に堕することなく、企業努力によって優良製品を低コストで生産することを第一義とし、企業三原則の趣旨を厳守しつつこれを遂行するものとする。

(2) 生産能率の向上を期するため設備の機械化、技術水準の向上に遺憾なきを期すると共に併せて経済復興の基盤となるべき新投資及び建設の遂行に着手する。

(3) 資材割当については優良製品を低コストで生産する優秀企業に重点をおくとともに需要者の意向を当該製品の原材料割当に制度的に反映せしめる方式を採用する。

(4) 正常な企業活動に必要な資金の調達を円滑化するため、税法上金融上必要な配慮を加えると共に、企業合理化のため必要な資金であって、これによって企業が将来立直り得る見込あるものについては、特別の考慮をはらう。

(5) 生産の増強、経済の復興に寄与する健全な外資の導入に期待するものとし、これが促進のため必要な税制の改革その他所要の準備措置を講ずる。

(6) 現行経済統制に検討を加え、企業合理化の支障となっているものについては、これを簡素化する。

(7) 企業合理化の進展と共に失業者が次第に顕在化するに従い、これを公共事業等に極力吸収する外、現下の国民経済の許容する限度において所要の対策を講ずる。

七、輸出振興

(1) 輸出最優先の原則に基き、生産資材の割当制度を輸出重点に改め、貿易金融の円滑化をはかる等輸出生産増進のためあらゆる施策を講ずる。

(2) 貿易手続の徹底的簡素化を行い、民間輸出入取引の拡大をはかり以て正常貿易への速かなる復帰に努める。

(3) 対外的関係の調整改善を要請し輸出市場の積極的開拓と貿易条件の変化による国際収支改善の方策を講ずる。

(4) 輸出市場の変動に順応してこの際従来の輸出品目の外、生産財の輸出に努むるも経済復興の最少限度の要求との調整をはかる。

(5) 単一為替設定に伴う影響の緩和については輸出確保の見地より暫定的措置を講ずるも輸出産業の合理化、特に劣弱なる企業の合理化を急速に促進して海外競争力の強靭化をはかる。

欄外　渡辺武官房長筆蹟によるペン書き

①　一月二十二日総務局長会議議題

出所　大蔵省資料Z五〇八―一六。

(7) 経済安定九原則、昭和二四年度予算に関する大屋・マーカット会談記録

（昭和二四年一月二六日渉外特報第一一九号）

大蔵省渉外特報（第一一九号）昭和二四年一月二六日

石田官房次長記

マーカット少将との会談記録

出席者　政府側　大屋大蔵大臣臨時代理、渡辺官房長、石田官房次長、宮沢

事務官、

司令部側　マーカット少将、ファイン、コーヘン、ルカウント、リード、ブラッドショーの諸氏、

大屋　先般御要求があったので、事務当局が作成した昭和二十四年度一般会計歳出予算見積試算を持参した。総選挙の結果来月中旬頃新内閣が出来或は大蔵大臣が変るかも知れぬ。しかし予算に関する基本的方針は取急ぎ総理と相談してきめたいと思うので、新予算編成に関する司令部の考え方を伺っておきたい。

マーカット　基本的方針は事前に当方へ協議されたい。

ファイン　この前の予算の時は政治的ギャップのため三ケ月もかかった。今度は強力な内閣になるので、強い予算が組めると思うが、政治的に不評判な予算が出来た場合、司令部に強制されたのでと言わぬようにして欲しい。

第一点は九原則の最初に明示してある通り、綜合予算の真の均衡を図る時期は二十四年度からであり度い。

リード　英国に於ては歳入の八%を財政健全化のため留保している。

ファイン　第二点はこの見積りには鉄道及び通信料金、石炭の値上りを見込んであって、そのはね返りは物価水準にひびかぬように留意してあると思うが、はね返りのために現在の物価水準を動かすことのないよう十分に考慮されたい。もっとも基礎物資のあるものについて、値上げするという考え方には必ずしも反対ではない。

第三点は、ワシントンで強く言っていることは歳出の削減であるが、司令部が同じ立場をとっているので、政治的妥協、政府の非能率による冗費の削減については最優先的に考慮せられたい。

マーカット　九原則にある一般会計、特別会計を通じて、その年度の歳入でバランスさせる思想をどう考えられるか、特に特別会計については如何。

大屋　未だお答えする用意がない。

取引高税撤廃は民自党の主張であって、国民の要望でもあるが御意見はどうであろうか。

マーカット　繰返して言っている通り、ある税を廃止する場合は代りの歳入を示して戴きたい。代り財源がどこから得られるかを先ず提示して、しかる後にこの問題を提起されたい。

大屋　国民の声が強いので勤労所得に関する免税点を引上げたい。

ファイン　財政が均衡を得さえすれば、個々の税をどうしろということは言わぬ、ただし負担の公平、租税体系、高額所得に対する累進については関心を持っている。大体の感じとして新税について日本政府は消極的であるような印象を受けるが歳入の重要性を認識していないのではないか。

マーカット　法人税について是非改正を要する。外国に於ては他国から投資をうけた時に法人税を免税している例もある。日本に対してはそこまで要求しているのではなく外資について無差別待遇を求めているのみだ。

現在のように国民に対しては税を軽減し、事業に対してのみ税をとるという態度では、法人は事業をやめざるを得ない。

一月上旬末の実績が、わずかに三三・六%であるが、特に東京局の成績が悪い。もっと努力を要する。ワシントンから指令されているのであるから、国民の声にのみとらわれず、どうしても徴税を完遂せねばならぬ。

大屋　完全に取れるように凡ゆる方策を講ずる。

渡辺　国税査察の結果、刑事訴追の手続を取った分の報告書は大臣の署名をしないが、これは本日更に約十件追加出来るので、之を加えた上で正式に提出することとしたい。

マーカット　これはよい報告書である。今後も大いに摘発して判決が下ったらその後に公表することとされたい。

大屋　復興金融金庫の運営刷新に関するこの意見書は大蔵省が準備して、復金委員会の意見を聞いたものである。御叱正を賜りたい。

マーカット　十分研究してやって戴きたい。

大屋　金融業法については既に意見のまとまった分だけを切離して実行に移したい。

渡辺　ファイナンス・デビジョンとも十分連絡して研究済みであるが、金融委員

会等について未だ日本側の意見がまとまらないので、それ等の部分は切離して金融業法を制定したい。

マーカット　ワシントンから言って来たのは当方からのサジェスチョンの全部であるから部分的に実行したのでは、ワシントンは満足しない。したがって全部のものとして立法されたい。そうしないと日本政府が、ワシントンの言っている事を実行したくないというふうに誤解されるおそれがある。九原則が実行されないとなると、対日援助に影響を及ぼすおそれがある。

渡辺　次は貯蓄増強案であるが、主な問題は預金利子の課税についてである。御意見を伺いたい。

マーカット　預金が資本形成に役立つようにすべきことは勿論であって、貯蓄奨励の必要なことは当然である。

本件に関しては具体的にコメントする用意はないが、大臣は税の減免に関する話のみをされるが、そんなことでどうして政府の債務を支払うことが出来るか。

渡辺　次は信用統制に関する考え方を書いたものであるから御研究願いたい。

マーカット　私の要求した資料を短時日の間に全部持って来られたのは貴大臣が初めてである。よく研究されたことを満足に思う。

渡辺　現在使用している株式取引所の集団市場は最近取引高の急増につれ狭隘に過ぎて、公正な取引も出来ず、また病人続出の状況である。東京、大阪の旧証券取引所の建物の使用をお認め願えないか。

マーカット　九原則の実施と単一レートの設定にともない、取引所の再開が必要になることは必然である。しかし現在の集団市場を公式に認めるわけにはいかぬから、御申出の件も承認致しかねる。

通貨改革、為替相場等に関するこの席上での会談内容が何時も新聞に出てしかも誤まり伝えられる事が多い。この会談内容は厳格に秘密を守って戴きたい。

大屋　十分に注意する。

渡辺　為替管理と外資投資との関連、特に機構の問題について御研究中のようだが、御意見を伺いたい。

マーカット　貴方の案を提出されたい。

渡辺　為替管理法は現在あり、かつ必ずしも大きな改正を必要としないと思う。ここにあるのは財産権の取得に関する政令案であるから、御研究願いたい。

コーヘン　必要なのは貿易と為替とのコーディネーションである。これについて後刻渡辺氏に御話しよう。

註　本日提出資料左の通り。

1　昭和二十四年度一般会計歳出見積及び説明書
2　脱税者刑事訴追表
3　復興金融金庫運営刷新案
4　金融業法制定に関する件
5　貯蓄増強に関する件
6　信用統制に関する件
7　外国人の財産権取得に関する件
8　法人税法の改正に関する件
9　一月上旬末徴税及び煙草売上実績報告

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一七。

(8)　昭和二四年度価格調整費所要見込について

(昭和二四年一月二九日主計局)

昭和二四年度価格調整費所要見込について(二四、一、二九)

一、二四年度価格調整費

別表に示す如く、二四年度に於ける安定帯物資価格差補給金は略七〇〇億と推定されるが以下この算出方法及算出に当っての考え方を説明する。

二、前提条件

(a)　石炭

新しく締結された団体契約に基づく賃銀ベースを織込むと二四年度四、二

別表　昭和24年度安定帯物資所要価格差補給金見込（24.1.29　主計局企画課）

品名	(A) 昭和24年度生産見込数量 (千屯)	(B) 現行補給金単価 (円)	(C) 補給金を差引かない現行裸消費者価格 (円)	(D) 昭和24年度新裸消費者価格 (円)	(E) 昭和24年度新補給金単価 (円)	(F) 補給金(A)×(E)所要額 (百万円)
(石炭)						
1. 特定産業向	7,486	2,680	3,821	4,221	2,680	20,062
2. 北海道煖房	1,650	970	3,345	3,745	—	—
(鉄鋼)						
3. 製鋼用銑鉄	1,230	11,024	15,080	14,704	10,648	13,097
4. 鋳物用銑鉄	470		15,080	14,704	7,044	3,310
5. 半製品	455	2,240	2,240	3,000	3,000	1,365
6. 鋼材	1,030	17,000	32,380	30,650	7,580	7,807
7. 鋳鉄管	70	9,710	19,960	18,700	3,325	232
小計(3～7)						25,811
(肥料)						
8. 硫安	1,000	9,940	21,006	25,000	13,940	13,940
9. 石灰窒素	280	12,090	20,990	20,629	11,729	2,284
10. 過燐酸石灰	1,100	3,752	8,536	8,032	3,248	3,573
小計(8～10)						19,797
(非鉄金属)						
11. 銅	65	79,046	181,060	168,600	19,600	1,270
12. 鉛	8	21,707	80,810	81,900	—	—
13. 電気亜鉛	22	11,793	58,030	62,500	—	—
14. 蒸溜亜鉛	10	12,146	55,030	59,500	—	—
15. アルミ	20	34,275	150,470	140,000	—	—
(ソーダ)						
16. ソーダ灰	92	11,684	22,789	22,238	—	—
17. 苛性ソーダ						
(アル法) 液体	28	20,097	38,799	37,540	—	—
固体	24	20,552	41,408	40,500	—	—
(電解法) 液体	43	4,497	23,199	20,271	—	—
固体	19	6,842	27,638	28,013	—	—
(コークス)						
肥料向						2,400
合計						69,340

(注)

A　前提条件

(1)　石炭　24年度に予想される赤字屯当り270円，運賃値上に依るコスト増130円を見込み400円値上とする。一般炭3,845円（現行の1.12倍），特定産業向石炭1,400円（現行の1.40倍）とする。
(2)　電力　1.50倍に値上
(3)　鉄道運賃　貨物2.00倍（但し，石炭，鉄鉱石，銑鉄，肥料，坑木は1.50倍に止める。）
(4)　海上運賃　1.50倍に値上する。
(5)　硫化鉱　400円値上する。

B　補給金算出に当っての操作

(1)　生産数量は安本生産局24年度生産見込に依る。
(2)　上記の運賃，電力料金，石炭等の値上の影響を織込むと共に24年度に於ける生産増加に依る原単位，操業度の向上及之に依るコストの低下を見込んで24年度に於ける生産者価格を推計した。
(3)　鋳物用銑鉄及鋼材は50％値上を行うものとし補給金の節約をはかる。
(4)　銅以外の非鉄金属及ソーダは価格差補給金を廃止し生産者価格の線迄値上をする。
(5)　特定向石炭中ガスコークス向（24年度総配炭2,825千屯，内国内炭2,625千屯）を特定産業より除外する。但しこの結果生ずるコークスの値上りの物価水準への影響を緩和するため肥料向コークスの価格は現在のまま据置く，このため新しく，肥料向コークスに補給金を出す。
(6)　輸出向鋼材690千屯に対しては補給金を廃止する。
(7)　略ゝ同様の前提の下に安本生産局にて算出した補給金所要額との比較を示せば下記の通りである。

	主計局	安本生産局
① 石炭	400円値上	750円値上
② 鉄道貨物	2.00倍	2.00倍
	但し　石炭，鉄鉱石，銑鉄，肥料，坑木は1.50倍	
③ 海上運賃	1.50倍	値上せず
④ 電力料金	1.50倍	1.60倍
⑤ 特定向石炭	ガスコークスを除外する	除外しない
⑥ 輸出鋼材	輸出向鋼材690千屯の補給金を廃止	機械用以外400千屯の補給金廃止
⑦ 銑鉄，鋼材	1.50倍に値上	1.50倍に値上
⑧ 硫化鉱	400円上	400円上
⑨ 企業努力に依るコスト低下は，略同様に見込む		
⑩ 所要補給金	69,340百万円	90,500百万円

編注　9. 石灰窒素欄計数は不突合なるも原表のまま。

〇〇万トンの出炭に於ても屯当り二七〇円程の赤字を予想される。一方以下に述べる如く鉄道、船舶共に運賃の値上げをするのでこのため約一三〇円程、コストが上る。

即、二三年度石炭輸送見込は、現行運賃で

鉄道二八、二〇〇千トン	四、三七三百万円
船舶内航運賃六八％	四、五〇〇百万円
鉄道船舶運賃五〇％増に依る	
石炭運賃増加	四、四一八百万円
送炭量三九、五〇〇千トンとみて	
トン当り運賃増加	一一二円
電力等値上の影響も見て	一三〇円

とする。

(b) 電力料金

賃銀ベースの値上りを見込み、石炭値上の影響等をも織込んで一・五〇倍にする。

(c) 鉄道運賃

官吏の給与ベース六、三〇七円とし、石炭、電力等値上の影響を見込んで貨物運賃二・〇〇倍、旅客一・五〇倍に値上をする。但し、石炭、鉄鉱石、銑鉄、肥料、坑木の運賃は物価水準に及ぼす影響を考慮して一・五〇倍の値上に止める。この結果鉄道特別会計の収支は略次の如くなる。即、貨物を一率に二・〇〇倍、旅客一・五〇倍とした場合、略五、九〇〇百万円程度の黒字となるに対し、石炭、鉄鉱石、肥料等の運賃を一・五〇倍に止めるため、略三、〇〇〇百万円の減収となり、差引、二、九〇〇百万円の黒字が残るから、このため特に鉄道に赤字を生ずることはない。

(d) 海上運賃

船舶運営会の収支を均衡させる意味で五〇％運賃の値上をする。これでも尚若干の赤字（略二、五〇〇百万円）が残る計算になるが、民営となる事でもあるから、企業努力で吸収させる事も考える。

(e) 硫化鉱

生産増強の見地から、トン四〇〇円の値上をする。

三、補給金算出に当っての操作

(a) 鉄鋼

銑鉄及鋼材は二四年度に於て飛躍的増産が期待される。

即、二三年度に比し、銑鉄は略八〇％、鋼材は略七〇％の増産が期待される。このため、操業度の上昇は著しく原単位も相当改善され、之に依るコスト低下が期待される。この計算に当っては安本生産局の見込に依る原単位を使用し操業度上昇に依るコスト低下については、固定費、比例費計算を行った。

この結果、銑鉄は現在の九七・五％、鋼材は九四・八％と、石炭、電力、運賃等の値上りにも拘らず、コストは低下する。

又補給金節約、物価の不均衡是正の観点から、鋳物用銑鉄及鋼材の消費者価格を五〇％引上げると共に輸出用の鋼材に対する補給金は之を廃止する。この結果、二四年度所要補給金は別表に示す様に二五、八一一百万円となる。

之に対し、銑鉄、鋼材の価格差益は之を徴収せず之をプールして補給金財源とする事も考えられ、又輸出向鋼材六九〇千トン中、素材輸出分、三〇〇千トンについては、若し為替レートが三〇〇円以上に決定されるとすれば相当の為替差益が期待される。これは当然業者の利益となるものであるからこの分補給金の減少も考えられる。

即、

(1) 二四年度所要補給金		二五、八一一百万円
(2) 価格差益		
製品ストック一ヶ月とみて		
銑鉄（鋳物用）四〇、〇〇〇トン		△　一〇五百万円
鋼材　一四三、〇〇〇トン		△一、五八〇百万円
	計	△一、六八五百万円

(3) 為替差益

CIF価格一五〇ドルとし、レート三〇〇円でみると

輸出鋼材円価格（一トン）	四五、〇〇〇円
国内生産者価格（一トン）	三〇、六五〇円
トン当り差益	一四、三五〇円
素材輸出三〇〇千トンとすれば	
輸出に依る為替差益	△四、三一〇百万円
差引　(1)＋(2)＋(3)	一九、八一六百万円

即、尚、六、〇〇〇百万円程度の補給金節約が見込まれる。

(b) 肥料

米価に及ぼす影響を避けるため、肥料は現行価格に据置く。二三年度に比し略一〇％程度の増産に止まるためこの点からは余りコスト低下を期待し得ないが二三年六月の価格が肥料全体に就て相当甘かった点に注意しなければならない。石炭、電力、運賃の値上りの影響と上記のコスト低下とを併せ考えると硫安は現行生産者価格の一一九％と値上りするに対し、石灰窒素、過燐酸石灰のコストは低下する。所要補給金額は別表に示す通り一九、七九七百万円である。

(c) 銅

二四年度に於て精錬するものは、三五、〇〇〇トンであるが、現在の生産者価格一八一、〇六〇円に対し二〇二、六〇〇円と値上りする。

一方二四年度に於て供給される改銅三〇、〇〇〇トンが見込まれその価格二二八、五〇〇円であるからこれをプールして一六八、六〇〇円となる。補給金の節約と物価の不均衡是正の見地から、消費者価格を国際価格一四九、〇〇〇円（米国FOB価格をレート三〇〇円で換算）に引上げる（四五％値上）。所要補給金は一、二七〇百万円である。

(d) その他の非鉄金属

この際価格差補給金を廃止する。このため、消費者価格は次の通り値上りする。

	現行価格	改訂価格	倍率
鉛	五八、一〇三円	八一、九〇〇円	一四〇％
電気亜鉛	四六、二三七〃	六二、五〇〇〃	一三五％
蒸溜亜鉛	四六、二三七〃	五九、五〇〇〃	一二八％
アルミニューム	一一六、一九五〃	一四〇、〇〇〇〃	一二〇％

この様に値上しても、何れもレート三〇〇円として米国FOB価格を換算した国際価格を越えるものはない。

(e) ソーダ

これも補給金を廃止する。消費者価格は相当騰貴するが、国際価格（米国FOB価格を三〇〇円レートで換算）を上廻るものはない。

消費者価格の値上りは次の通りである。

	現行価格	改訂価格	倍率
ソーダ灰	一一、一〇五円	二二、七八九円	二〇五％
苛性ソーダ			
液　体	一八、七〇二円	三〇、九九八円	二一〇％

(f) 特定産業向石炭

現特定産業としてトン一、〇〇〇円の非常に低廉な石炭を使用している産業は鉄鋼、船舶燃料、硫安、ソーダ、ガスコークスの五部門である。出炭原価の値上りに依り、特定向石炭もトン当り四〇〇円引上げるがこの際ガスコークスは特定産業より除外する事を考える。これに依る補給金の節約は、約六、三〇〇百万円であるが、この内、肥料部門で使用するコークスは肥料の値上りを抑えるため現行価格に据置く。肥料向コークスを現行価格に押えるために要する補給金は約二、四〇〇百万円であるから差引四、〇〇〇百万円程度の補給金節約となる。

特定産業向石炭に対する所要補給金総額は二〇、〇六二百万円である。

(g) 以上に依り安定帯物資補給総額は六九、三四〇百万円となるが、鉄鋼に於ける価格差益及輸出差益をみれば略六三、五〇〇百万円程度に圧縮することが出来る。

四、一般物価に及ぼす影響

以上の様に石炭、運賃、電力料金等の値上に加えて銑鉄鋼材の五〇%、非鉄金属二〇～四五%、ソーダ約一〇〇%と基礎物資に於ける値上りは二次製品及一般消費財の生産原価をある程度騰貴させるであろう。併し一方二四年度に於て製造工業は二三年度に比し略一五%程度の増産が期待されるので、このため基礎物資の値上りは相当吸収し得ると思われる。

即、先ず鉄鋼五〇%の値上は、コークスに対する石炭の補給金廃止（約一五〇%値上りする）と相俟って機械の生産者価格は一般に一五～二〇%騰貴する。併し機械の値上りは一般的について減価償却費の増加を示す程度で一般消費財には殆んど影響を及ぼさないと考えられる。

すき、くわ、かま等の農機具も一〇～一五%騰貴するが之は農業パリティを通じて、食糧価格に若干の影響を及ぼすであろう。

非鉄金属の値上りは、電線に相当の影響を齎すであろうが、電線の需要は電力及通信部門に局限されているので一般的影響は殆んどないとみてよい。

ソーダの値上りは、板ガラス、人絹、スフ、染料等に影響する。即、板ガラスは二〇%程度、人絹、スフは三〇～四〇%騰貴するが、人絹、スフは尚三〇〇円以下の円弗換算率に止まる。染料は増産に依り殆んど吸収し得るであろう。

木材、薪炭、セメント等は運賃値上に依り、一〇%程度の騰貴となるであろう。

その他の高次製品についても若干の原価騰貴が見られようが価格の改訂を必要とするものは殆んどないと思われる。

この際特に注意したい事は、消費財については大部分、需要と供給が略バランスする程度に供給が確保されているため、現在に於ても価格は需給の関係に支配されるものが多く、相当のものが公定価格を下廻る価格で販売されている事である。それ故単に原価計算上算出された公定価格を引上げても現実に価格を引上げ得ないものが相当あると思われる事に留意せねばならない。

次に基礎物資の大幅の増産は物資の配給統制を改善し、現在迄原料の相当部分を闇に依存していた様な消費財産業が正規のルートを通って公定価格で原料が入手し得る様になる事である。この原料入手に於ける配給依存率の向上は相当コストの引下げに役立つと思われる。

例えば農機具に於ては、配給に依る原料入手が二三年度の三分の一に対し三分の二に増加する。

以上に依って、一部基礎物資及運賃料金の値上げが一般物価へ及ぼす影響は殆んど問題にならず、多くとも五%以下に止まると思われる。

五、農産物価格への影響

電力、運賃、農機具等の値上りと、人絹、スフ、石鹸等一部消費財の値上りを考えて、農業パリティを算出すると約二・七%の騰貴となる。

一方、パリティは一〇月一三二・二九に対し、二四年一月一四二・五六と若干の騰貴をみせて居り之に二三年度中の早場米奨励金バックペイ等約一八、〇〇〇百万円の食糧管理特別会計の赤字を四月以降の食糧の消費者価格で賄うとすると主食の消費者価格は約一六%程度引上げねばならない。

六、家計費に及ぼす影響

主食費、交通費、通信費、電力、その他の光熱費等は夫々物価及料金の騰貴に比例してある程度膨張する。このための家計費の膨張は二四年三月の予想の家計費構成に対し約八・五%の膨張となる。この程度の家計費膨張は、勤労者の所得税の基礎控除引上げ等に依ってカバーし、賃銀ベースの引上げを来さぬ様にする事が出来るであろう。

七、以上のべた様に運賃、石炭、電力及一部基礎物資の価格改訂を考え、賃銀ベースを引上げない事を限度として、尚二四年度価格調整費は七〇〇億以内に止める事が可能であると思われる。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二六。

（9）昭和二十四年度の財政について（昭和二四年一月下旬主計局）

昭和二十四年度の財政について

第一、総説

現行の物価体系のままで、且つ現在の賃金水準を基礎として昭和二十三年度の財政の規模をそのまま二十四年度に引直すと、それだけで別表に示すとおり歳出は約七、二三〇億円、歳入は約五、六七〇億円で一、五〇〇億円以上の歳入不足を生ずることとなる。したがってこの収支を均衡させることは非常な困難を伴うわけであるが、政府は財政健全化の方針に従って万難を排して之を実現する覚悟である。

第二、歳入

一、租税および印紙収入は昭和二十三年度三、一六〇億円であり、昭和二十四年度においても現行の税制をそのまま維持するものとすればなお多少の増収が見込まれるかも知れない。しかしながら国民の租税負担は漸く限度に近い感があり、且つ物価賃金の水準も上昇していることであり、勤労所得税の軽減、扶養控除の引上等は是非実施しなければならぬと考える。よって国民所得に対する税の負担割合を昭和二十三年度と同様程度に止めるとすれば四、二〇〇億円足らずに過ぎない。

二、専売事業においては煙草の製造高は二十三年度に比し約二割方増す予定であるが高級品の売行が必ずしもよくないので、売払計画を改訂する必要があり、その結果専売益金は一、〇〇〇億円程度で、昭和二十三年度に比しさして増収を期待しえないと思われる。

三、その他の収入についても、出来るだけ増収を図る考えであるが、あまり多くを期待出来ないと思う。

第三、歳出

一、進駐軍関係経費

歳出の内きわめて大きな部分を占めるのは、進駐軍関係経費であって、これは本来の進駐軍関係経費と賠償関係経費と連合国財産返還関係の経費とに分れる。従来は兵舎や家族住宅の建設に費されるものが多かったが、現在ではこの種の工事はほぼ完成し来年度は主としてこれらの施設の維持管理に要する経費が主となると見られている。来年度における経費は一、五

別表　一般会計昭和23年度予算および24年度見とおし　（単位　百万円）

歳入 区分	昭和23年度	昭和24年度	歳出 区分	昭和23年度	昭和24年度
租税及印紙収入	316,096	417,169	終戦関係費	113,545	156,098
専売庁益金	94,353	101,000	公共事業費	49,517	62,100
其の他	62,696	49,229	地方配付税配付金	49,331	82,797
			価格調整費	62,500	93,040
			国有鉄道事業繰入	30,279	45,100
			通信事業繰入	6,926	14,900
			船舶運営会補助	6,500	8,623
			同胞引揚費	5,239	7,369
			新制中学実施費	4,907	8,649
			其の他	144,401	245,117
計	473,145	567,398	計	473,145	723,793
差引歳入不足	0	156,395			

六〇億円に上り昭和二十三年度に比し四〇〇億円以上増える見込であり、なお相当の負担である。

これらの経費については、わが国経済の現状に鑑み機会ある毎に進駐軍当局に対し負担の軽減方を懇請している。

二、公共事業費は国の直轄又は補助によって施行する河川、道路、砂防、港湾、開拓等の土木工事や営繕工事に要する経費であるが二十三年度においては相つぐ災害の復旧のために約四割（一八五億円）の予算を割いた。二十四年度予算は二十三年度と同一の事業量を施行するものとし現行の物価及び賃金の水準で積算すると六二〇億円程度となる。来年度は資材の面よりすれば多少増加し得ると思われるが限られた資金及び資材を最も有効に使用するため災害の復旧や道路の改良等に主力を置き開拓計画の様なものは実施後の実情から考え相当縮小しなければならない。

なお企業の合理化、行政整理の進行に伴って多数の失業者が出ると思われるが、これ等は有効な公共事業の重点的施行により優先的に吸収を図らねばならない。

三、地方財政費

地方財政費の大部分は地方配付税配付金であり、これは所得税および法人税のうち、一定割合を地方公共団体に配付するものである。従って税収の増加により当然増加する。地方財政は現在きわめて窮迫しているうえに、固有の財源に乏しく、所要財源の約半分をこの配付金やその他国庫補助金等によって賄っている。

財政の整理緊縮は国、地方を通じての必要であり、地方においても国と同調して行政の合理化と経費の効率化を図り、極力経費を切りつめるとともに、地方自治の本旨にもとづき弾力性のある固有財源を得て、国庫よりの財政援助はなるべく削減する方向に進まねばならない。

四、価格調整費

価格調整費は鉄鋼、肥料、特需向石炭等価格体系形成の基礎をなす物資の消費者価格を適当な程度に安定せしめるために生産者価格との差額に対して補給するための経費である。二十四年度においては、これら基礎物資の生産が相当増す見込であるので、補給金の総額もそれに応じて増加する訳であり昭和二十四年度の生産見込よりせば九三〇億円程度を必要とするが一方生産の上昇に伴って操業度が向上し、企業自らの努力と相まってコストが低下する面もあるのでこれらを勘案してなるべく財政上の負担を軽減したいと考えている。とくに最近単一為替レートが決定される様な気運にあるので、わが国の企業も出来るだけ早くこうした国家の助成をはなれて国際経済に参加する態勢を整えなければならない。

五、国有鉄道および通信事業への繰入

鉄道および通信事業特別会計においては独立採算制確立のため経営の健全化に努力しているが、運賃や通信料金は諸物価に比較して相当低位にあるのと、企業経営の刷新が十分でないため二十三年度においても巨額の不足金を一般会計から繰入れているのであるが、二十四年度においては政府職員の給与ベースの上昇等のため、このままで行けば一層甚しい赤字を生ぜざるを得ない。両者を通じて一般会計において六〇〇億円程度を負担せねばならぬこととなる。したがってこの際企業の合理化に一層の努力をすると共に、収支の合う程度に運賃料金の引上げをすることもやむを得ないと考えている。

なお、鉄道、通信両特別会計における建設工事については或る程度公債によることもやむを得ないと考えるが、その発行も国民の新規蓄積資金で賄い得る限度に止めたいと考える。又徒らな新線の建設は避け既設の設備の補修に重点を注ぐ必要があると思う。

六、船舶運営会補助

この経費は船舶運営会の経営上生ずる収入不足を補塡するため、同会に対して補助するものである。これについても鉄道、通信と同様独立採算性を早急に実現するためには経営の健全化に努める一方相当の運賃値上を要すると思われる。しかし本来海上運賃は陸上運賃に対して割高であるため、物価体系としての均衡維持のため大幅の値上は困難な事情にある。

七、同胞引揚費

海外に残留する同胞は、四五万人程度あると思われる。その早急なる帰国は、国民の等しく待ちわびているところであり、明年度としてはその全員引揚のため必要な経費を計上する考えである。

その金額は物価の値上り等から、昭和二十三年度に比し二〇億円程度増加するが、その予算は優先的に確保しなければならない。

八、新制中学校実施費

新制中学校の義務制は明年度は第三学年まで延長されて完成する予定になっている。学年の進行と給与水準の上昇等のため昭和二十四年度は前年度の倍近くに増加する。

九、行政整理

別表の昭和二十四年度の標準的予算においては今後実施せられねばならない行政整理の関係は考慮されていない。

終戦後我が国官庁の組織は相当複雑となり、権限の重複分散が多く、且つ相当の過剰人員を擁している。従て一般企業の合理化とも即応して行政整理は是非断行したい。しかし昭和二十四年度としては整理人員に対する退職手当、失業救済費の支出等が相当多額に上り、差引財政上ほとんどこれによる経費節約を期待出来ない。しかし、昭和二十五年度以降は相当の節約が出来ることとなるのみならず行政の合理化を促進することとなる。

第四、結論

以上のべた様に昭和二十四年度の予算編成には多大の困難が予想されるのであるが、財政の健全化があってはじめて経済の安定があり、経済の安定によってはじめて真の復興への途が開かれるのであるから、健全財政は如何なる困難を冒してもこれを貫徹しなければならない。そして健全財政とは中央地方を通じて収支の均衡のとれた財政であるとともに、その規模全体が国民の経済力に相応したものであることを必要とする。したがって歳入計画は経済の安定を害しない範囲にとどめなければならず、歳出は当然この枠の中に圧縮しなければならないのである。また財政上の必要から運賃や通信料金や基礎産業物資のある程度の値上げは止むを得ないとしても、それが生計費に著しく影響し物価の全面改訂を来すようなことは避けなければならないので、財政と物価との調整は最も困難な問題である。更に財政と並行して金融も健全化することを要し、すべての建設資金や増加運転資金は国民の蓄積資金の範囲内でまかない、極力通貨の増発を抑えつつしかも生産の増強と輸出の振興とにまい進しなければならない。

これがためにはただに財政金融の面のみならず、経済においても産業においても、政治においても一連の総合的施策を強力に実施する必要があり、昭和二十四年度は正にその時期である。

編注　本文の計数は、主計局が一月三一日に試算した「昭和二四年度予算見透し」の「標準的予算」の計数と等しい。これは、「標準的予算」に次掲資料(10)の編成方針を加味して、昭和二四年度予算の「大蔵省試算」を出したもの。くわしくは、本財政史第五巻、三七八―七九ページ。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二六。

(10)　昭和二十四年度予算編成要領（試案）

（昭和二四年一月三〇日主計局）

昭和二十四年度予算の編成に際しては、経済九原則の冒頭に示された均衡財政を実質的意味において実現し、他面金融の健全化と相まって、すでに進行の速度を弱めたインフレーションを強力に収束させる方向に導き、我国経済をして安定を通ずる真の復興への途をひらかしめるとともに、単一為替レートの設定に対処して、漸次国家の保護助成を離れ、国際経済に参加しうる自立態勢を整えしめることを基本方針とし、これが為、左記要領によって処理するものとする。

記

第一、基本的事項

一、中央地方を通ずる財政収支の真の収支均衡をはかるとともに、国民の負担

限度を超えた財政計画は、たとえ均衡を得ていても、それ自身経済の安定を害し、負担の公平を失い、ひいてはインフレと社会不安とをひき起す根源となることを認識し、国民経済力と財政の規模との適合について十分に配意すること。

二、右の観点より来年度に見込みうる国民所得に対し、財政において負担しうる能力を達観し、一方経済の安定を害しない財源調達の可能限度を勘案し、一般会計歳出においては最大限六千億円を超えない金額に策定すること。

三、国政の全般にわたり、徹底的に再検討を加え、権限の分散と重複とを省き、不急の事務を整理し、効果に乏しい統制の撤廃と、残存する統制の簡素強力化をはかり、他面機構の刷新合理化を行うとともに、強力な手段によって過剰人員の整理を断行すること。

四、生計費の昂騰により賃金ベースの全面的上昇を来すような物価改訂は行わないが、単一為替レート設定に伴い、価格間の不均衡をなるべく是正するとともに、石炭、電力、鉄鋼等の基礎物資につき価格の補正を行い、企業自らの努力と相まって価格差補給に要する経費を圧縮すること。
鉄道、通信事業その他政府企業においては徹底的に企業経営の合理化をはかり、尚収入の不足する部分については運賃、通信料金等の改訂によってそれぞれ独立採算性を確保すること。
船舶運営会についても右に準じて措置すること。

五、財政と金融との一体不可分性に留意し、予算編成と並行して国家資金計画を策定し、健全金融の面よりインフレの収束を促進し、極力通貨の増発を抑えつつ生産増強と輸出振興とにまい進すること。

第二、歳入

一、経済事情の変化に即応して所得税の不合理を是正し、基礎控除、勤労控除等の引上げ、税率の低減等により、国民負担の適正化と均衡化とをはかること。

二、法人税を改正し、企業経営の合理化をはかり、あわせて外資導入に対処する態勢を整えること。

三、取引高税の撤廃に代るべき新税の創設等を考慮すること。

四、徴税事務能率の改善と、収税官吏の質的向上をはかり、脱税の捕捉と、滞納の処分とに対し有効適切な手段を講ずること。

五、専売事業においては、とくに煙草の増産と品質の向上とを図り、益金収入を増加せしめること。

六、その他雑収入についても極力増収の確保をはかること。

第三、歳出

一、一般的事項
すべての経費につき、既往の経緯にとらわれることなく、厳に合理的根拠にもとづいて要否を判断し、新規の事項は勿論、いわゆる標準的経費についても現下の事態に対応する緊要性と有効性とを精査した上、節用に努めること。

二、物資物価調整事務取扱費
(1) 従来の公団組織ならびに業務内容に再検討を加え、公団の徹底的整理を行うと共に、残存する公団については責任ある自主的運営を図らしめるものとすること。
(2) 従来の資材配給統制事務を根本的に検討し、事務の刷新と大幅整理とを断行すること。

三、産業経済費
経済九原則の趣旨に即応し、経済の自主自立化を促進し、従来の保護助長的な補助金その他の経費は原則としてこれを削減すること。

四、政府出資金
産業復興に要する資金については経済自立の建前より、企業自ら調達するを原則とし、重要基礎産業の設備資金、農林復興資金、住宅資金等で現下の情勢上一般市場において調達の困難なものについてのみ財政資金の許す限度内において、その支出を認めること。

五、公共事業費

(1) 公共事業については国土および現有施設の維持、ならびに災害の復旧に重点をおき、もって経済復興の基盤を確保することとし、事業の採算性より見て補助の要のないもの、または補助の効果に乏しいものについては経費を大幅に削減すること。
(2) 右により事業の経済効果を重視する一方、併せて財政資金の許す限度内において企業整備、行政整理等より生ずる失業者の吸収に努力すること。

六、社会政策費
(1) 邦人の海外引揚については極力その促進をはかるものとし、全員引揚に要する経費を計上すること。
(2) 生活保護その他の社会政策については引続きその実施を確保すること。

七、教育文化費
(1) 義務教育の完成に重点をおき既定の計画に従って所要の措置を講ずること、但し教室等施設の増設はこれを行わないこと。
(2) 新制大学の実施に伴っては新に財政負担を生ずる様な施設の拡充を行わないこと。
(3) 科学の振興、世界的価値ある文化物の保存等については、とくに重点的に適切な措置を講ずること。
(4) 私立大学の復興については私学本来の特色に鑑みて貸付金制度を廃止すること。

八、保健衛生費
(1) 国立病院および療養所については、一部地方公共団体等に委譲するほか特別会計を設置して、努めて経営の合理化をはかるものとすること。
(2) 公的医療衛生施設の新設および之等に対する補助は、財政の現状に鑑みて最小限度にとどめること。
(3) 国民健康保険制度その他の社会保険制度については健全な保険計算に基く自主的運営をはかること。

九、司法及び警察費
(1) 犯罪者予防更生法の制定はさし当り中止すること。
(2) 新訴訟法については、現有の施設および人員の範囲内で処理できるよう措置すること。
(3) 人的および物的の現有警察力を最高度に発揚することとし、装備の拡充制度の創設改変に伴う施設の新設等は順をおってこれを実施するものとすること。

一〇、価格調整費
企業の自主自立化の方向に即応し、価格調整費は原則としてこれを廃止すべきであるが、現下の実情に鑑み、物価の急激な変動を避けるため暫定的にこれを認めることとし、補給対象の整理、補給金単価の削減等により総額を七百億円程度に圧縮すること。

一一、貿易資金
単一為替レートの設定に伴う国内経済の激動を避けるため当面貿易資金の黒字による輸出および輸入補給金の支出は止むを得ないが、黒字の全部を補給金に充当することなく、余剰の財源を経済復興資金に使用しうるよう努力すること。

一二、終戦処理費
経費の内容を常時把握し、監査を励行し支出の適正化を期するとともに機会ある度に総司令部に対し負担の軽減方を懇請すること。

第四、地方財政
一、地方財政においては、国と一体同調して行政の合理化と経費の効率化とに徹するとともに給与水準の適正化を期待すること。
二、地方財源は地方自治の精神に則り、極力固有財源の拡充強化によるものとし、別に土地家屋利用税の創設をはかり、また止むを得ない臨時事業費に伴う起債額については国家資金計画に照応してこれを調整するものとし、地方配付税は出来うるかぎりこれを減ずること。
三、地方に対する補助金、負担金については、この際徹底的に整理し国と地方との負担区分を確立すること。

（備考）本方針による昭和二十四年度の概算閣議は　月　日を目途とし行政整理に関する措置がこれに間に合わない場合においては本予算と切りはなして、別に補正予算を編成するもやむを得ないものとすること。

編注　この文書に改訂を加えた二月一日付文書は、本財政史第五巻、三七九ページ所収。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二六。

（11）予算編成等に関する大屋・ライダー会談記録

（昭和二四年二月二日渉外特報第一二一号）

大蔵省渉外特報（第一二一号）昭和二四年二月二日

ライダー中佐との会談記録　　石田官房次長記

出席者　政府側　大屋大蔵大臣臨時代理、渡辺官房長、石田官房次長、宮沢事務官

司令部側　ライダー、ファイン、コーヘン、メイナード、ルカウント、モス、リード、ブラッドショーの諸氏

（ドッヂ氏来朝のためマーカット少将欠席）

大屋　予算編成の作業を始めているが、問題になると予想される点は価格調整補給金、鉄道通信特別会計への繰入と思われる。価格調整補給金は物価庁の推算によれば約一千億円であるが、これだけの金額を一般会計でまかなえるかは疑問である。

鉄道通信料金の値上げは新内閣で決定すべき問題であるが、値上げを行わないと約六〇〇億円の歳出増となる。これ等は賃金、単一レート等と関連があるから、全体的に物価をどうするか、とにらみ合せて考える。

コーヘン　それがもっとも重要な問題である。もし物価を動かすとレートはきまらない。

ライダー　運輸大臣が鉄道貨物運賃の値上げをすると言明したことが、新聞に出ていたが今値上げをやれば、物価及び為替レートにすぐひびく。かかる言明は事前に当方の了解を得た上でせられたい。

大屋　運輸通信両大臣に直接訊した処値上げは考えていない、との事であった。行政整理を思い切ってやりたいが、退職金、失業対策費等のため二十四年度の財政上寄与することはむずかしいと考える。

経費節減を優先的にやりたいと考えている関係から新規事項は原則として認め難いと思う。

歳入については自由党の政策として取引高税を廃止したいと公表しているが、税のうち適正でないものを調整したい。適切な税制でないと徴税を強行出来ない。これ等の問題を扱っている税制審議会は非常に熱心によくやっている。

特別会計中建設的経費全部は財政収入ではまかない切れぬと思うが、これを金融でやる場合には貯蓄の増強がともなわねばならない。

コーヘン　マーカット少将の考え方は物価水準は変えない、代り財源がなければ税の軽減を行わない、という考え方である。日本タイムスに取引高税廃止で五〇〇億円、勤労所得税の軽減で七〇〇億円の減収となり、その分は価格引上げによって行うという記事があるが、マ少将の考え方は日本政府も御承知の筈である。

大屋　その記事は誤りである。自分は国民の税負担は軽減したい、取引高税は止めたいが、それには千二百億円位の財源がいるので、これをまかなうには相当の困難があるということを話したのみである。

ライダー　取引高税其の他の税について、あらかじめ司令部の了解を得た解決方法を持っている場合でなければ、公に言明しない様にして戴きたい。

ドッヂ氏が来てとくに予算を精査されると思うが、その結果日本政府の意図とは違った措置を取ることがあるかも知れぬ。

コーヘン　物価水準を引上げることを提案されるお積りか。

大屋　公式に提案しているわけではない。然しインフレを終息させる為には断乎として健全財政を守りたいが、財政のバランスを得る為には特定物資の価格改訂を行うことは避けられまい。

予算額を六千億位に圧縮するとこれがデフレ的な影響をもたらして産業を圧迫することになる。輸出を促進するためには相当な産業資金の供給を必要とするので、金融面からの活動で生産面に悪影響のないようにしたい。

ファイン　司令部の立場としては(1)現行物価水準を維持すること、(2)能率を改善して税収入を増加し又経費を節減することを決定した。尚(3)物価を動かさぬことを前提として為替相場に関する暫定的な考え方を決めて居る。これは数次の会談に依って貴方にも明らかになっている筈で、代り財源を持って来ないで税の軽減の話を持出されても応ずるわけにはいかぬ。

大屋　お話の趣旨に則り、今後は、かかる代り財源があるから、この税を止めたい、と言う話を持って来ることとする。

物価体系に影響がなければ、価格に付て多少の修正をしてもよろしいか。

コーヘン　結構である。しかし鉄道貨物運賃を二倍にして物価体系に影響しない筈がない。もっともこれは運賃を上げることに反対だという意味ではない。

リード　その辺が意見の別れる処である。大臣は何処かで吸収すると言って居られるわけだがもっと分析を必要としよう。

ライダー　潜在的な財源を実現することが先ず必要である。たとえば貨物運賃を改定する前に鉄道の能率を再検討しなければならぬ、それをやらずして税は止める、価格は引上げるというのでは賛成できない。

大屋　行政整理を強力にやりたいが、その実効を挙げるためには司令部各セクションの強力な支援を切望する。

ライダー　そのことは常に我々も考えている。ESSが各セクションをコーディネートさせるように努力する。

当方の考え方を繰返して申上げると、(1)歳入が減るような措置についてその代り財源に付きマーカット少将の承認を得る迄は如何なるコミットメントもしてはならない。（司令部及び日本政府がお互に困るから）(2)物価体系を動かすことを前提とする財源措置または個々の価格が動いても物価水準に影響を及ぼさない場合、或は一般物価水準が動く場合にはあらかじめ、マーカット少将の承認を得るまでコミットしてはならない。（単一レートの作業に影響するから）(3)現行税制の下において積極的な徴税を行い百％の能率を挙げられたい。（九原則の財政均衡の趣旨はここに存する）

大屋　法人税法の改正に関する税制審議会の中間報告を発表したが世間の反響を聞いて政府の最後案をきめるつもりである。今の処証券市場の反響は大したことはなく一般財界の感触もアンフェバラブルではないようである。

コーヘン　プレミアムの課税を止める点は結構である。資本の喰つぶしを防ぐために資産の再評価を行って正常化することには賛成であるが、物価水準に影響を及ぼす点に付ては慎重な考慮を払われたい。

大屋　国税査察の結果に基づく刑事訴追件数を三十三件追加した報告書を此処に提出する。

ライダー　脱税に関する刑事訴追と国会の不当財産取引調査委員会の二つは海外にもっともよい影響を与えているものである。この報告書は出来るだけ広く報らせることと致し度い。

為替管理委員会に関する発表を御覧になったと思うが、大至急これを具体化して六十日以内に委員会が機能を開始する様にして戴きたい。

経済九原則に「外国為替管理を日本側機関に委譲することができる程度まで行う」とあるがこれはその具体的なあらわれである。ついては二週間以内に委員を何時任命するか、政令は何時公布するかという様なスケヂュールを提出せられ度い。尚この日程は秘密にせられ度い。

大屋　了承した。

渡辺　本件の責任当局はどこか。

ライダー　ルカウント氏の処である。日本の為替管理は種々と抜穴があったのを逐次ふさいで来ているので、その経験を活用せられ度く、またその内に日本人が代理店として海外に出るようなことがあるだろうが、その場合はかかる希望者を厳選する仕事も必要になって来る。要するに此の度の指令によって単に暫定的な現在の制限を行うというに止まらず、将来全般的に役立つように起り得る一切のことを含んだ本格的なものを考えられ度い。

次は証券取引所に関する発表を行ったが、之に関する公式の指令は出さぬ、

ただし昨年日本政府から提出された再開の申請を公式の軌道にのせるために此の非公式覚書を差上げるから、之に基いて再開準備に必要な措置を講ぜられ度い。その措置に付き司令部として異存がない場合は一九四五年九月二十五日附の再開を差止めた指令を廃止するつもりである。
尚再開の日時、条件等については司令部からの正式な指示があるまで秘密を守り如何なるコミットメントもなさらぬ様注意ありたい。
出所　大蔵省資料Z五二六―二―一七。

(12) 予算編成等に関する大屋・マーカット定例会見記録

（昭和二四年二月九日渉外特報第一二二号）

大蔵省渉外特報（第一二二号）昭和二四年二月九日　石田官房次長記
マーカット少将との定例会見記録
出席者　政府側　大屋大蔵大臣臨時代理、渡辺官房長、石田官房次長、宮沢事務官
司令部側　マーカット少将、ファイン、コーヘン、モス、アリソン、リードの諸氏
（中途より出席）ドッジ氏、ステファン博士、ディール博士

大屋　別紙「予算編成に関する当面の措置」について閣議了解を経た。予算案は三月十日迄に国会に提出したい、本月十二、三日頃新内閣が成立すると思う。十五日頃迄に予算編成方針、税制改正方針、物価等に関して定め得ると考える。司令部側の援助を賜りたい。

マーカット　四月は暫定予算とすること、石炭、貨物運賃、通信料金等の値上げをする旨の大臣談が新聞にのっているが、そういうことは希望しない、本年は特に厳格に真実の収支均衡を必要とする。

コーヘン　ソーダ、石炭、電力、運賃の値上げは物価水準にひびき取引高税の廃止、勤労所得の控除引上げは予算のバランスに影響する。

大屋　右の如き値上げ措置について言明した覚えはない。

ファイン　暫定予算についてはどうか。

大屋　本日提出した日程が定まる前にはそう思ったが、今は四月を暫定予算とすることは考えていない。

マーカット　暫定予算には反対である。また値上げ、減税等の新聞記事により国民はその積りになっているので、若しそれが実現しないと政府は国民の信頼を失ってしまう。新聞には正確な言明をのせるようにせられたい。

コーヘン　前述の如き言明は経済安定の原則に反するものであり、かかることを実行されようとしても司令部としては認めるわけにはいかないから単に時間の浪費に過ぎぬ。

大屋　コーヘン氏の思い過ごしである。政府としては経済安定の指令通り実行する積りでいる。唯、経本に於ては種々の角度から研究はしている。

マーカット　研究内容を新聞に出す必要はない。予算は目下もっとも重要なことであるから、最善の努力を尽して国会への提出を早められたい。
ドッジ、ステファン、ディールの諸氏は予算の専門家であって、ここ一週間特に予算に関し研究を続けて居られる。予算案は司令部へ出来るだけ早く提出せられたい。

リード　この日本政府の日程は非常に苦しいもので、ほとんど不可能と思う。なお予算編成前に司令部としても種々の問題について基本的な方針を定めなければ、予算の輪廓さえも作ることが出来ない。

ファイン　価格統制配給課とのコオディネーションも必要である。
大臣に申上げたいが、経費の節約と職員の整理について具体的なものを示して戴きたい。これ等については三年間も繰返して云って来ているが一向に具体的な結果が現れない。

大屋　先日お話のあった為替管理委員会設置に関する一応の日程を提出する。

アリソン　貿易資金特別会計は四月一日から変わる事となるか。

渡辺　改正法律を四月一日から実施する予定である。

マーカット　この日程でよろしいから是に基づいて作業を進められたい。但し法案が三月十五日以後に国会へ出ると、国会に法案がたまるからそうならない

様に出来るだけ早めに提出されたい。

渡辺　先ず委員を任命してその委員に法令手続等をきめてもらいたいと考えている。

マーカット　それでよい。

大屋　次は一月中旬迄の租税徴収及び煙草販売実績である。二月は一日一九億円、二日五五億円、三日五二億円、四日五七億円、五日四一億円、七日四五億円と頗る好調である。

マーカット　申告分取引高税の徴収が非常に遅れている。今後二ヶ月間に徴税の実績は改善すると思うが、選挙も済んだのだから今後大いに努力して戴きたい。ドッジ氏が云って居られるが、取引高税の廃止を政治的に約束された為商人は納税意欲を失っているのではないか。

大屋　そうは思わない、廃止当日迄はきびしくやらせている。徴税が遅れているのは取引高税の関係のみではあるまい。

マーカット　他の理由が有ればそれを見出すのが大臣の責任である。政府は税が存在する以上これを払わせ、払わなかった場合は罰され度い。

大屋　御指示に基づき税制審議会に労働代表として総同盟の原虎一氏を追加した。

マーカット　労働代表の追加を申上げたのはきつい方策を実行する為には、国民一般の支持を得ることが必要だからである。

大屋　石油配給公団以下四公団の解雇された職員約五千名に対して月収三ヶ月分の退職手当を与えることにつき司令部当局の許可を得たが、公団の理事者から更に一ヶ月半分を追加支給する様陳情書を提出して来た、御披見願いたい。

マーカット　再就職させれば退職金は不要ではないか。

リード　FDとしては九十日間の事前通告をすれば退職金は支払う要なしとの意見である。

ファイン　総額はいくらか、何処から金を出すか、何故四ヶ月半とするのか、が明瞭でなければこの陳情書の意味はない。

マーカット　右の如き点に付具体的に研究した大蔵省の意見を定めてから持って来られ度い。
ドッジ氏から何かお話をして戴くこととする。

ドッジ　ワシントンを発つ前に日本の財政問題に付いて政府の最高級官吏と話したが、日本のインフレは政府の財政が主因であるから、財政問題について現実的なアプローチを為す事が論理的な手段である。今迄司令部内の担当官に実情を聞いて必要な答を得るべく努力しているが仲々容易なことでない。結論は口に合わぬものとなるであろうが、その決定を遷延することは出来ぬ。基本的な解答としては全面的な節約を図り国民にとって厳しさを耐え忍ばせることである。
此の危機に際して短時日の間に予算をきめねばならぬことに重大な関心を持っている。予算は現在のみならず、将来にも影響を及ぼすものであって、其の重要性は云うまでもなく政治、財政、経済の各方面から充分な検討を要する。性急に過ぎてはならぬ。財政収支均衡とは文字通り現実にそのことを意味するものであって、追加予算は避けなければならぬ。追加予算が必要となるのは当初予算の組み方が具体的でなかったことを示すものである。即ち予算は現状を充分に把握し当該年度内一年間のことを考慮に入れて、リアリスティックな内容を持ったものでなければならぬ。

マーカット　ドッジ氏のお話を感謝する。財政を基本的な問題としていることは、米国の政策であることを了解せられたい。

大屋　お話は大変参考になった。予算については短期間ではあるが、最も慎重を期したいと思う。

マーカット　ドッジ氏は今迄来朝せられた人々の中で財政に関しては最高の権威である。日本側が自ら気付かずして冒している誤の指導を受けられ、また司令部のやり方についての日本側の意見等何時でも自由に同氏と話し合われたい。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一七。

(13) 予算編成に関連する基本的事項について

（昭和二四年二月九日大蔵省）

予算編成に関連する基本的事項について（二四、二、九）

一、予算の収支均衡

経済九原則の冒頭にうたわれている事柄であり、此の際形の上のみでなく実質的にも均衡のとれた予算を編成する必要性については内外共に異論のないところである。

二、均衡予算編成上の問題点

均衡予算の編成上、早急に解決を要する問題のうち主なものは左の事項である。

1、歳入の限度はどうか。（取引高税の廃止を含む。）

2、鉄道、海上の運賃及び通信料金を引き上げるかどうか。

3、価格調整補給金を大幅に縮減できるかどうか。

4、機構改革及び行政整理をどうするか。

三、歳入の限度

1、歳入の見積りは左の如くである。

イ　租税及印紙収入（含取引高税五〇〇億円、ガソリン税四〇億円等）　四、三〇〇億円

ロ　専売益金　一、二〇〇億円

ハ　其他　四七〇億円

計　五、九七〇億円

2、右の内取引高税を廃止することとすれば五〇〇億円の代り財源を要するので、之に代るべき新税等について鋭意検討中であるが、五〇〇億円の財源調達は極めて困難である。

3、其の他の租税収入については、国民の租税負担が既にその限度に達していると認められる現状であるので、更に増収を見積ることは不可能に近い。

4、従って歳入の総額として右の五、九七〇億円以上を期待することは至難であり、結局予算の均衡を厳守するためには歳出の総額を五、九七〇億円の枠内に押し込める外に方法はない。

四、歳出の圧縮

各事項毎に能う限りの削減を加えても、（例えば、終戦処理費についても前年度に比し事業量を一割程度縮減する）鉄道運賃及び通信料金の引上、価格調整補給金の大幅削減を行わなければ上述の歳入の枠内にはおさまらない現状である。

五、鉄道運賃及び通信料金の引上

1、現行価格のまま据え置くとすれば

鉄道　四五一億円

通信　一四九億円

船舶運営会　八六億円

計　六八六億円

の赤字を生じ、それだけの金額を一般会計から繰り入れる必要が生ずる。

2、右の赤字をなくする為には

鉄道運賃 貨物　十割

鉄道運賃 旅客　五割

海上運賃　五割

通信料金　八割

の引上を必要とし、貨物運賃の引上は物価に相当の影響を与えることとなる。

（たとえば陸上海上とも運賃五割上げとした場合の石炭の価格はトン当り一五〇円程度騰貴し、現行の石炭（特定需要向）価格トン当り一、〇〇〇円に対し一割五分の値上りとなる）

六、価格調整補給金の大幅削減

1、五、九七〇億円の枠内で支出し得る価格調整補給金の限度は七〇〇億円である。

2、価格調整補給金を七〇〇億円に圧縮する場合

イ　全面的な物価改訂を行う必要はない

ロ　賃銀ベースの改訂は必要はないが、主要物資について左の程度の価格引上の必要が生ずる。

（例えば石炭特定需要向四割、一般向約一割、鋼材五割、銑鉄五割、電力五割等）

3、仮りに物価を一切引き上げないという建前を貫けば補給金の所要額は九〇〇億ないし一、〇〇〇億円に増加する。

4、貿易尻入超に伴う貿易会計の黒字は相当巨額に上る見込であるが、この資金は輸入品並びに輸出品に対する補助に充当すれば余裕が残らないから、一般会計の財源としては期待し得ない。

七、機構改革及び行政整理

暫定予算の提出を行うことなく、三月末迄に本予算を成立させ、而もその中に、機構改革及び行政整理を織り込むこととすれば、その内容を一日も早く決定する必要がある。

編注　本文書は大蔵省用箋に手書きで複写した資料。

出所　大蔵省資料Z五一一―七六。

(14) 昭和二十四年度予算編成に関する当面の措置について

（昭和二四年二月一〇日閣議了解）

昭和二十四年度予算編成に関する当面の措置について

（昭二四、二、一〇閣議諒解）

昭和二十四年度予算については、諸般の事情から編成が非常に遅れているが、この際早急にこれを完了し三月十日頃までに国会へ提出する目途の下に左の措置をとる。

(一) 経済九原則の完全なる遂行を期するため健全なる均衡予算の編成を図り原則として新規事業の如きは認めない。

(二) 行政整理案を急速に決定しこれに基いて予算上の措置を本予算には織込むこととし機構の拡充又は人員の増加を伴う法律案の提出は見送る。

(三) 税制改正は四月よりの実施と予定する。

(四) 物価問題に付ても右に即応してその補正の程度等について早急に方針を決定する。

(五) 日本国有鉄道及専売公社の予算は四月分よりとして編成する。

(六) 財政法に所要の改正を加え予算様式等の簡素化を図る。

(七) 前各号につき各省各庁は一致協力してその推進を図るものとし事務進行については一応別表の通り予定する。

(八) 本件については関係方面の協力を懇請する。

（備考）

船舶運営会、復興金融金庫、公団についてもその予算を国会に提出することを要請されているが、その予算化すべき内容、時期（四月分からとするかどうか）等について折衝を要する。

別表　事務日程案

	予算	税制	物価	備考
二月五日(土)	一月二十一日より継続	税制審議会		
六日(日)	各省要求額査定			
七日(月)		税制審議会	物価、運賃、補給金等打合せ	
八日(火)				
九日(水)				
一〇日(木)				
一一日(金)				
一二日(土)	査定額調整	税制審議会		
一三日(日)				
一四日(月)			物価、運賃、補給金等打合せ	国会召集、新内閣成立
一五日(火)	予算編成方針、税制改正案、運賃、通信料金、其の他物価補正案			
一六日(水)				閣議決定
一七日(木)	計数整理			

一〇月九日(水)	国会提出
一〇月一八日(木)	提出予算閣議決定
一一月一八日(火)	予算書作成
一一月一九日(水)	
一一月二〇日(木)	
一一月二一日(金)	
一一月二二日(土)	予算書作成
一一月二四日(月)	
一一月二五日(火)	
一一月二六日(水)	
一一月二七日(木)	
一一月二八日(金)	
一一月二九日(土)	
一二月一日(日)	
一二月二日(月)	司令部説明
一二月三日(火)	
一二月四日(水)	
一二月五日(木)	
一二月六日(金)	閣議決定
一二月七日(土)	
一二月八日(日)	
一二月九日(月)	各閣議省へ内提示出
一二月一〇日(火)	
一二月一一日(水)	計復数活要整理求査定
一二月一二日(木)	
一二月一三日(金)	
一二月一四日(土)	計数整理
一二月一五日(日)	
一二月一六日(月)	省議
一二月一七日(火)	
一二月一八日(水)	
一二月一九日(木)	
一二月二〇日(金)	

編注　この文書は大蔵部内で一二月五日起案された文書を訂正して、一二月八日付の閣議了解案として閣議に提出されたもの（大蔵省資料Z五〇一一二六）。

出所　大蔵省資料Z六二〇一七五。

(15)　年度末における政府支出の抑制について

（昭和二四年一二月一八日閣議決定）

年度末における政府支出の抑制について（昭二四・一二・一八閣議決定）

経済九原則の実施上、極力、政府支出の節減を図る要があるが、特に、左記の如き不当支出を厳禁し、年度末における政府支出を抑制すること。

記

一、予算残額を消化するため、不急又は過剰な物品を購入すること。

二、二月又は三月において、所謂年度末出張の如き職員の出張命令を発すること。

三、補助事業の実施状況を精査せず、漫然、補助金を交付すること。

四、工事の完成、物品の購入、修理につき、完成又は完納の見込みがないにもかかわらず、完成又は完納を粧った書類を作成し、代金の支払をなすこと。

出所　大蔵省資料Z六二〇一七五。

(16)　一般会計における政府出資について

（昭和二四年一二月一九日銀行局）

一般会計における政府出資について（銀二四・一二・一九）

一、昭和二十四年度一般会計における政府出資については、左の如く取計らわれたい。

イ、復金債償還のため復金に対する出資金一三〇億円

ロ、農林漁業復興融資のため復金に対する出資金六〇億円

ハ、国民金融公社に対する出資金三三億円（内一〇億円現金出資、一三億円国債出資）

ニ、地震保険基金に対する出資金五億円（基金総額五十億円のうち未払基金に相当する四十五億円を除く。）

② 従って、昭和二十四年度における政府出資額については、合計三八億円を計上するに止り、予定額四〇〇億円に比べて七二億円の節約となる。

二、以上のような措置を採ることにより、昭和二十四年度の特殊金融資金に対する商工省、建設省及び文部省よりの要求（中小企業金融金庫に対する政府出資金一五〇億円、住宅金融公社に対する政府出資金一〇〇億円、教育金融公社に対する政府出資金五〇億円）は、これを一般会計における政府出資額として計上しないこととなるが、これに対する銀行局の考え方は、次の通りである。

(イ) 中小企業振興資金については二十三年度と同様復金より一四半期一〇億円年間計四〇億円を融通することとすること（右四〇億円は復金資金融通予定額七〇〇億円中に含む。）また日銀からの物銀、興銀等に対する中小企業特別融資の枠を増額する等適切な措置を講ずること。

(ロ) 住宅建設資金については九原則の建前より金融の方法により新規資金を放出することは適当と認めがたいこと。

(ハ) 教育資金（私学復興資金）については財政の直接の対象とする方がむしろ適当と認められること。

欄外　ペン書き記入

①一のイ「一三〇億円」の「一三〇」を棒線で消し「三〇一」に訂正

②一の後段の「従って……の節約となる。」を（　）でくくる。

編注　関連の一二月二四日付文書（三八〇ページ資料（3））参照。

出所　大蔵省資料Z五二六一五一一〇。

(17)　予算編成等に関する池田・マーカット定例会見記録

（昭和二四年一二月二三日渉外特報第一二四号）

大蔵省渉外特報（第一二四号）昭和二四年一二月二三日

マーカット少将との定例会見記録　　石田官房次長記

出席者　政府側　池田大蔵大臣、渡辺官房長、石田官房次長、鈴木事務官、宮沢秘書官

司令部側　マーカット少将、ファイン、コーク、メイナード、アリソン、モスリード、シャベルの諸氏

ドッヂ、ステファン、ディールの諸氏

池田　昨日リード氏へ報告しておいたが、閣議において暫定的に決定された一般会計の予算の大綱をここに提出する。特別会計は廿七日迄に提出する。特別会計のきまりかたによっては、必要があれば一般会計にも大きな修正を要することとなるかも知れぬ。特別会計についても、正式の閣議決定前に財政課へ御連絡する。

ファイン　運賃引上の決定は最終的なものか。

池田　鉄道旅客運賃は上げぬこととし、貨物運賃を一〇〇%上げることとし、なお残る赤字は物件費其の他の節約で消すことに一応決定した。

ファイン　物価水準に響くかどうかを検討されたか。他官庁との連絡はどうか。

池田　物価庁、運輸省とも話してある。旅客運賃に比し現在の貨物運賃は低く過ぎる。貨物運賃を引上げても、企業の合理化と生産の増加で吸収し、また取引高税の廃止によって物価が下るので、物価水準には影響しない。

マーカット（モス氏に対し）　税務機構の改革は何時から実施されるか。

モス　六月一日から実施の予定である。その前にやると徴税能率に影響するし、本年は源泉と申告との均衡をとる問題もあり、問題は深刻である。九月か十月には新組織が効果的に動くこととなろう。機構改組に関し大蔵省は完全に協力している。

マーカット　大いに促進せられよ。速に改組を行って、国民及び税務職員の教育を行われたい。税務職員で納税者と妥協するものは退職させ、愛国的な新人を採るようにされたい。

予算案については、ドッヂ氏の指導を受けられたい。

ドッヂ　大切なことは先ず問題の所在を明確にすることである。根本的な問題に関する意見は左の通りである。

(1) 続合予算として政府の正味の債務が増加するような借入金のないものでなければならぬ。

(2) 歳出に充てるべき財源の見積は、堅くかつリアリスティックなものでなければならぬ。多少の見込違いが起るのは已むを得ない。

(3) 取引高税の廃止、勤労所得の控除引上について発表しておられるが、現実に存在する財源を捻っていくらとれるか分らぬ財源で代置するのはいかぬ。

政治的な立場からの決定であるなら、それを実行するには歳出を削減する外あるまい。

(4)単一レートについては、具体的にすぐ左右されるというものではないが、予算で何をやるかに大いに関係がある。また単一レートがきまった場合、予算がどうなるかを考慮しておく必要がある。

単一レートは予算より前にはきまらない。

(5)均衡財政であっても、経費の支出の仕方によってはインフレ的予算となる。その相関関係を充分考慮する必要がある。

(6)米国のＥＲＯＡ資金は有効な経済安定を前提としている。経済安定の第一点は財政のバランスである。

具体的には、物価水準、補助金、運賃（物の原価に影響あり）其の他複雑な問題があるが、合理的な答を出すためには、此の予算の内容を具体的に検討してみなければならぬ。極めて困難な問題であることは充分認識しており、大臣の立場には同情する次第である。

我々一行、司令部、日本側が協力して実際的な解決を図ることと致したい。我々は同一の目的の為にやっているのであるから、基本的な方針において異った意見を持つべきではない。

池田　御懇情を感謝する。誠に同感である。

マーカット　この会議の席上にある全部の人が今度の予算は綜合予算の真の均衡を見ることに意見の一致を見た。今後司令部側と雖も此の方針につき是非の議論をすることは許されない。

シャベル　取引高税廃止による五〇〇億円の代り財源たる三三〇億円について、手形税、生産者税等はまだ論議していない。

ドッヂ　現存の財源をおとして、代り財源を紙上に書いたのみではよいとは言えぬ。

池田　ガソリンの使用量がきまっているから、これに対する十割課税は当然とされる。手形税は銀行の取引に課するものであるから、これも確実なものであり、生産者税は取引高税の変形である。従っていずれも相当の根拠があり合理的なものである。

ドッヂ　お話の通りかも知れぬが歳入は甘く見積り過ぎるものだ。なお取引高税は所得の捕捉に役立つので、その利点を捨てる点にも問題がある。

モス　手形税にはいろいろと問題があり、生産者税は物価に影響する。

ファイン　取引高税廃止は選挙対策としていうのはよいが、疑わしい性質のもので鉄道の赤字を貨物運賃の引上げで消すというのも、旅客運賃を引上げたくないとの政治的なものであろう。他省で試算した資料に依ると貨物運賃の引上げは必ず公定価格をやぶることになる、従って此の内容について大いに関心を持っている次第である。

リード　取引高税、貨物運賃の外に、もう一つ問題がある。それは物価があがっても勤労控除の引上げによって、現在の生計費を維持することとしている点である。

ファイン　九原則発表の際、吉田総理は、国民は耐乏生活をやって九原則を実行せねばならぬと立派な声明をやったが、内閣が考えているのはそれを避けようとすることばかりである。

ドッヂ　現在の税は、飽和点に達しているように思うがそれなら歳出を切る外あるまい。

池田　取引高税廃止は政治的なもので、党としては財政政策の最大問題として公約して居り、国民もまた望んでいる。取引高税自体には反対しないが、徴収方法が悪かった為に、税自体にも国民が反対することとなり、今となっては止めざるを得ない。取引高税を設けたのは、運賃引上げを三倍半にとどめその代りに鉄道の赤字を取引高税でうめたという経緯があり、鉄道の赤字を運賃引上げで賄うか取引高税によるかという問題でもある。

ファイン　運賃引上げが悪いというのでなく、旅客運賃に手をつけぬ点を問題にしているのである。

池田　旅客の方では損がなく、貨物の方は損をしている。従って貨物運賃を上げるのが合理的である。

ファイン　それはよいが物価に響く程度が問題である。

リード　九原則との関連において財政の均衡、価格の維持、生産の促進等、全貌を考えて見る必要がある。

マーカット　各項目の内容を出来るだけ早く持って来て戴き度い。ドッヂ氏一行にも検討してもらう。尚予算については、定例会見の時を待たずして必要があれば何時でも御目にかかる。

（なお廿四年度予算編成に関する非公式覚書を受領した）

出所　大蔵省資料Ｚ五二六―二―一七。

(18)　昭和二四年度予算に関する司令部非公式覚書

（一九四九年二月一七日ＥＳＳセクションメモ――二月二三日接受）

昭和二十四年度予算について

（一九四九年二月一七日附マーカット少将より大蔵大臣宛非公式覚書）

一、言う迄もなく次会計年度の政府の予算と実行とは経済安定九原則を成功裡に実施するために根本的な重要性を有している。従って経済科学局は当予算の編成準備及び実行の規準となる一般原則を準備中である。これらの基準原則については作成の都度貴方に通知するが、予算に関する政策全体の基底をなす基本原則は一般会計及び特別会計を通じての全綜合予算に於て真の均衡を達成維持することである。かかる均衡予算とは少くとも政府債務の純増を阻止し出来得る限り当該年度当初の政府債務残高の減少をはかるために、capital construction（資本形成支出――鉄道・通信等の建設勘定に属する支出、施設費等）、inventory financing（資産的借入金――流動資産用品保有のための借入金）、credit extention（信用の供与――出資金等）を含むすべての政府支出と保険勘定其他諸勘定での積立金を含むすべての政府収入とを均衡せしめることを意味するものと考えられる。

同時にかかる予算はすべての公団、特別な資金、公社及び復興金融金庫の行政的事業的活動をも包含することが必要である。

更に又かかる予算は現実に支出を考慮されている総ての補給金を実際に計上する建前であるべきであって、これを復金からの赤字融資とか、輸出入物資の非現実な価格操作とか同様な間接的な方法で実質的補給金を計上する建前をとってはならない。

二、かかる予算を達成するためには政府の一切の計画を極度に切りつめ政府の本質的事務の維持と占領目的達成のために必要なる最少限度に迄政府活動を制限することが必要である。

三、編成さるべき予算は均衡のとれたものであると同時に今年度分の財政計画を示すものでなければならない。かかるものとして予算には又来年度中に実施を予想される事業或は来年度中におこり得べき事態一切に必要且充分な経費を計上しなければならない。そして将来追加予算を作成するという仮定に立ってはならない。

四、予算の歳入面に関する限り多大のアメリカ援助に依存している以上、日本政府の目下の財政状態及び日本の現在の経済状態は、現行租税法のもとに於て来年度に生ずるであろうものに比べて、政府にとって租税純収入の減少をもたらし、乃至は日本国民の租税負担を軽減するような実質的な税制の変更を考慮する余地がないものであることは明らかである。

五、当司令部による審査の為予算を作成するに当っては、この審査のためファイナンスディヴィジョンが必要と考える凡ゆる情報、関係資料を同課に提出することが必要不可欠である。

六、予算が成立した後は、その実行に当っては、債務負担に先立って準備され且ＥＳＳにより承認せられた契約及び支出計画に従って行われなくてはならない。同様にその計画並にその予算に従う予算の執行を保証するために適当な予算上の統制方法を定めることが必要である。ＥＳＳの代表者はかかる計画方法の準備樹立に関して援助するであろう。

編注　この文書と同じ英文から飜訳した別資料には、愛知銀行局長筆跡で「2／19リード私案」とあり、「過日御配付した別紙について、マーカットの正式サイン入りの非公式文書が昨二十三日大臣宛発せられましたので

御参考に供します。尚取扱は極秘に御願致します。二月二十四日　大臣官房長」とタイプした別紙が付されている。

出所　大蔵省資料Z五〇八一一八。

(19)　昭和二十四年二月十七日附非公式覚書についての問題点

（昭和二四年二月大蔵省）

昭和二十四年二月十七日附非公式覚書についての問題点

○覚書第一項について

1　資本的支出（鉄道、通信の建設勘定等）を公債財源によって支弁することが認められない点。

2　インヴェストメント・ファイナンシングに該当すると思われる食管、貿易資金、金資金等の各特別会計の借入金は認められないか。
その場合年度末現在額が年度当初に比して増加しなければ年度途中の借入金の増加は認められるか。

3　歳出と見合うべき「政府収入」の中には預金部資金（郵貯）、簡保が含まれるのか。

4　政府出資四百億円の割当をどうするか。
復金資金の限度をどうするか。

5　地方債の発行は認められないか。
（若し認められぬ場合年度内の短期融資は認められるか。）

6　公団、復金等の収支予算を国会に提出することとするか。

7　輸出入物資に対する現行の隠れた補助を止めてその分は明確に予算に計上する必要があるか（レート設定の時期と関連あり）。

○覚書第二項について

1　終戦処理費等の連合国関係経費の圧縮の問題

2　財政負担、人員増加を伴う司令部側の指令等については司令部内部の調整を要望すること。

○覚書第三項について

1　暫定予算を認めないのか。

2　行政整理を本予算に繰込むのか。（補正予算で行うのは認められないか。）

○覚書第四項について

1　取引高税の廃止。
（代り財源が五百億円に達していない。）

2　所得税の源泉控除等の引上。

○覚書第六項について

1　支出並びに契約統制強化の方法（財政法改正等）とこれに関連する機構（各省の支出官を大蔵省に集中するか等）の問題。

出所　大蔵省資料Z五〇八一一八。

(20)　財政方針変更に伴う綜合資金計画上の諸問題について

（昭和二四年二月二五日理財局）

財政方針変更に伴う綜合資金計画上の諸問題について

（昭二四、二、二五理財局）

一、公債借入金の方針

最近における司令部との予算折衝の経過から見ると、来年度の一般会計特別会計及び地方財政の公債借入金については、左の通りとしなければならないようである。

㈠　一般会計においては、既発復金債の借換のための公債以外は公債の発行を行わない。既発復金債借換のための公債は日銀手持分に対しては日銀引受公債を発行し、市中手持分に対しては公募公債を発行する。
大蔵省証券については従来の日銀引受を廃し、全部市中消化にて賄う。

㈡　特別会計の公債借入金については

(1)　鉄道通信等の建設勘定の公債発行も行わない。

(2)　借入金は年度内に償還される一時借入金を除き行わないこととし、所要資金を一般会計から繰入れる。

(3)　短期証券（糧券及び薪炭証券）は借換の場合を除きすべて市中消化に依り発行する、但しその年間純増見込に相当する金額は一般会計から繰入れる。

㈢　地方債の新規発行はこれを行わない。

二、右の方針に従って来年度の綜合資金需給見込を立てれば別表（省略―編者）の通りである。

三、問題点

〔A〕財政関係

㈠　右の綜合資金計画によれば従来の計画に比べて約一、二〇〇億程度の財政負担過重となり、財政全体のバランスが果して可能であるか否かの大問題を生ずる。

（註）　一、公債（鉄道、通信）　五四〇億円
二、借入金（貿易資金其の他）　三〇〇〃
三、短期証券（糧券、薪炭証券）　二〇〇〃
四、地方債　二〇〇〃
計　一、二四〇〃

(1)　右の対策としてこれをカヴァーし得る程の増税を見込み得るか歳出を大幅に査定し得るかという問題がある。

(2)　鉄道通信の値上を実施しても一般会計の負担を軽減することができるか。

㈡　地方債の発行が不可となれば、国の公共事業費に見合う地方負担分をなくすために、国庫補助等を引上げる必要がある。

㈢　別表によれば、一般預金増二、〇〇〇億円のうち預金部の蓄積資金は概ね二〇〇億円程度と見込まれるが、この使途は、

(1)　市中手持復金債の借換のために発行される公債の公募に充当するが、この場合は公債金利を相当大幅に引上げる必要がある。

(2)　興業債券引受等による産業資金充当を考慮するか（指令の変更を必要とする）。

(3)　なお右の外一時的な余裕金は従来通り短期証券の消化に充当する。

㈣　市中金融機関による財政資金の引受は、

(1)　蔵券、糧券、薪炭券、一時借入金、

(2)　復金債借換のための公債（預金部引受としない場合）となるが、これが消化のためには、

(イ)　融資準則の強化

(ロ)　シ団の結成

(ハ)　金利の引上

(ニ)　法律の改正（特別会計によっては借入金の借入先を日本銀行に限定している）等を考慮する必要がある。

〔B〕産業資金関係

生産計画及び復興計画に基く産業資金需要はこれを極度に切詰めると左の如くである。

	設備	運転	計
合計	一、七二〇億円	二、二〇〇億円	三、九二〇億円
内㈠　超重点	九五〇〃	四〇〇〃	一、三五〇〃
石炭	二五〇〃		
電力	四〇〇〃		
鉄鋼	九〇〃		
海運	二二〇〃		
㈡　其の他	七七〇〃	一、八〇〇億円	二、五七〇億円

通貨増発を行わぬ前提に基く産業資金供給立を二、八五〇億程度とすれば全体として約一、〇〇〇億の不足となり、特に設備資金については二十三年度見込一、三〇〇億に対し八五〇億、せいぜい一、〇〇〇億に過ぎぬこととなる外、石炭等の超重点産業の設備資金をも賄うことができない。

来年度産業資金供給の根本的問題は右の如く資金総立の制約の外設備資金就中超重点産業の設備資金の供給を確保するにある。よって

一、資金需要の側においては、産業計画を極度に重点的に圧縮し新規設備は行わず補修維持に主力を注ぐこととしこれが為復興計画を至急再検討しなければならない。而もなお通貨の増発による産業資金の供給を図らねばならない。

二、資金供給側については右の場合においても、

(一) 政府出資四〇〇億を絶対確保するとともにこれを全額復金に集中し各種の特殊金融機関に対する出資を見合せねばならない（但し農林金融分五〇億程度を考慮す）。

(二) 復金は右による資金を全額新規融資に充当する外、既発債は全額借換えとしなければならない。

備考　更に復金債の新規発行を認むべきもこの点は一応触れぬ前提で考える。

(三) 興銀の増資（倍額程度以上は望みえない）及び債券発行限度の拡張（二十倍）を確保する要がある。

(四) 預金部をして復金債の外興銀債等に対し運用し得ることとしなければならない。

(五) 復金の新規貸出は石炭、電力、鉄鋼及び海運の設備資金に徹底的に集中し、爾余の産業に対する貸出は最高五〇億程度に止める要がある。

備考　回収の強化等を図ること既定方針の通りなるも安定恐慌的様相下においてはこれが計画以上の増加を期待し得ざるべし。

(六) 電力料金の引上げ及び右による料金収入中一四〇億を必ず補修資金に充当せしめるとともに倍額増資を実行し得る如くすることが必要である。

(七) 貿易資金の黒字中一〇〇億程度を産業資金に充当し得る如く要請される。

(八) 自己資金の蓄積を強化するため償却率の引上げ及び価格差益徴収の緩和を図らねばならない。（再評価を行う場合には評価当り課税は可及的低率とし尚再評価による株式の増加を防ぐ如き措置が要る。）

(九) 株式及び社債の発行を更に増加せしめる如く施策しなければならないがその額は三五〇億多くとも四五〇億程度と見込まれるに過ぎない。

備考　独禁法改正（進行中なるも現在の公取策を更に緩和せしむる要あり）、取引所再開、再建整備及び集排の促進。

(十) 以上によるもなお市中銀行に依存しなければならぬ額が膨大となるが特に設備資金就中石炭、海運、電力等通常の金融に依存し難き産業につきこれが金融を確保する方法が考えられなければ結果において資金が確保されぬ問題がある。

(十一) 株式による資金調達を促進するに関連し不急産業への払込みを抑制する措置につき更めて検討するかどうかの問題がある。

〔C〕資金供給については大幅な増税産業資金の引きしめ等により果して二、〇〇〇億円の一般預金増加を見込み得るかの問題がある。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二六。

(21) 昭和二四年度政府資金需要総合概算

（昭和二四年二月二六日）

昭和二四年度政府資金需要総合概算（二四、二、二六）

一、資金需要	
公債発行	三二、一七九百万円
借入金	二、六〇〇 〃
食糧証券	一四、〇〇〇 〃
計	四八、七七九 〃
二、資金供給	
特別会計積立金増加	二〇、六七〇 〃
国債償還	五、八六四 〃
借入金返還	一、三五五 〃
計	二七、八八九 〃
三、差引資金過不足	△二〇、八九〇 〃

（別表昭和二四年度政府資金総合概算内訳表は次ページ―編者）

出所　大蔵省資料Z五〇一―二八。

別表　昭和24年度政府資金総合概算内訳表（24.2.26）　（単位　百万円）

区分	歳入	歳出	差引資金過△不足	備考
一般会計	578,841	575,801	3,040	国債償還
特別会計				
地方配付税配付金	72,000	72,000	0	
外国貿易特別円資金	278	278	0	
造幣局	2,909	2,157	752	資金の増加
同資金部	90	329	△ 239	資金の増加
印刷局	5,528	4,983	545	借入金償還 545 減価償却金 78
専売局	163,156	163,156	0	減価償却金
大蔵省預金部	10,559	10,559	0	
金資金	375	2,975	△ 2,600	資金不足借入金（既に歳出に計上す）
財産税等収入金	4,227	1,403	2,824	公債償還
厚生保険				
健康勘定	11,693	11,693	0	
年金勘定	10,668	2,265	8,403	積立金
業務勘定	2,115	2,115	0	
船員保険	1,615	1,149	466	積立金
食糧管理	403,983	417,983	△ 14,000	食糧証券増加
薪炭需給調節	22,223	21,433	790	借入金返済
農業共済保険	13,983	13,983	0	
森林火災保険	44,222	44,222	0	
漁舶再保険	284	264	20	借入金返済
自作農創設	2,303	2,303	0	
開拓者資金融通	333	2,951	△ 2,618	公債金
国有林野	15,044	16,605	△ 1,561	公債金
国営競馬	7,580	7,580	0	
アルコール専売事業	5,050	5,050	0	
貿易資金	1,020	1,020	0	
不正保有物資	940	268	672	積立金
国有鉄道				
損益	121,862	121,862	0	減価償却金 1,318
工事	1,318	21,318	△ 20,000	建設公債
通信事業				
損益	69,161	69,161	0	減価償却金 1,305
建設	4,651	12,651	△ 8,000	建設公債（外電話公債 3,346）
簡易生命保険	19,710	9,730	9,980	積立金
郵便年金	974	338	636	積立金
労働者災害補償保険	5,159	5,159	0	
失業保険	15,567	15,567	0	
計	1,040,580	1,064,510	△ 23,930	
合計	1,619,421	1,640,311	△ 20,890	

備考　1.　本案は大蔵省における試案であって，今後各省との折衝閣議の決定により相当異動を生ずるものである。

2.　本案における資金不足は資産の売却，運賃通信料金の値上，その他歳入の増収方法を考慮する外，民間蓄積資金による公債発行により補填する方法等があるが，その方法については閣議において決定することとする。

(22) ドッジ声明（一九四九年三月七日新聞発表）

ドッジ声明

新通貨について

かつて私は、ドラスティックな通貨の切捨てを含むドイツの金融再建計画の原案作成に従事し、その後この計画は実行に移されたのであるが、そうした事実から何らかの類推が生ずる理由はまったくない。

私がいま日本に来ているからといって、そのことは、日本でもドイツと同様の通貨切捨てを行うプランが作成されるということを意味するものではない。

日本の当面する諸問題がいかなるものであるにせよ、それらの問題への接近と考察は、誰がやるにしても、もっぱら日本の現状という足場の上に立つことと日本独自の諸条件下における効果的な金融的ならびに経済的安定を達成するために必要な根本的諸方策ということに関連してなされるであろう。

私の個人的な所信を述べるならば、通貨の切捨ては、ほかに何か方法がある場合には原則として避けるべきである。このことは主として今後の事態の成行きにかかっていることである。とくにそれは、日本政府と日本国民が、いかに真剣かつ効果的に、インフレの阻止と実際的な金融的ならびに経済的安定の達成とにつながる困難な問題を打開するか、という点にかかっているのである。

外国為替レートについて

外国貿易の取引上、単一為替レートの早期設定ということは、一般に希望されているところである。その趣旨は容易に理解されるし、できるだけ速やかにこれを実現しようという目標もすでに公的に設定されている。

現状を基礎として一つのレートを算定することはさして困難ではないが、問題はそれだけでは片づかない。そのほかに考慮しなければならぬいろいろの要素がある。

正式の単一レートを設定することも必要であるが、それとともに、設定されたのちにそのレートを維持していくということも必要である。上下に大幅に変動する為替レートを欲するものは誰もないはずである。

目下のところ日本の輸入は圧倒的にドルによって行われているので、円レートの設定にあたっては、対ドル・レートがほとんど唯一の考慮の対象となっている。しかしそれは、日本の対外貿易の歴史的な形態ではなく、また、将来の長期にわたる形態でもないだろうし、おそらくそうであってはならないものである。かくて日本貿易の最終的な形態もまた考慮に値する一つの要素である。

要するに、銘記さるべき第一義的な目標は、輸入を不当に圧迫することなしに輸出を刺戟するようなレートを設定することとともに、効果的な経済安定が健全にして満足な結果の達成と密接に結びついているということでなければならない。

インフレーションと安定化について

真の安定と発展は、国民の当面する諸問題を、健全な方法で財政通貨の面からとりあげることに基礎をおかなければならない。効果的な安定化にとって必要なことは、あらゆる政策の決定を財政政策の主要手段たる政府予算と結びつけることである。

インフレーションの栓を開くのも政府であるが、その栓を閉めねばならぬものもまた政府である。インフレーションは、何よりもまずその根源においてたち切られなければならない。このことは、あらゆる経済的ならびに政治的決定が、その実施に要する経費と経済上必要な生産とに直接結びつけられなければならないことを意味するものである。

政府にとって、国庫補助金・投資その他一般的な経費項目においてその支出を削減するのは、容易ではない。それにもかかわらず、支出の削減はなされねばならず、不適当な政策決定をそのままにしておくことはできない。政府支出は、徴税可能な税金を財源とするものだけに限定されなければならない。減税は、政府支出削減の結果としてのみ得られるものである。

また、政府投資および政府支出が、同額の民間投資および民間支出と同様に生産的であるということは、ごくまれであることも看過してはならない。不足経済において資金・労働あるいは原材料を不必要な、ないし非生産的な目的に使用することは、インフレ圧力をいっそう強くすることになる。したがって、租税によって吸収され政府によって支出される資金の絶対的な必要性ならびにその優先順位の問題とその効率的な使用とは、現実に国庫に納められた歳入によって政府支出を賄わなければならぬという原則と同様の重要性をもつものである。

こうした問題を解決するためには、日本政府は、その権限を行使して、日本国民をはじめ米国および連合諸国にたいするその責任を果す手段を発見することが必要であろう。私的消費および私的支出にたいする制限は、国家がこれを首唱することはできない。したがってこの点は国家によって多く無視されている。政府がその範を示さない限り一般国民に倹約を強いることはできない。いかなる政府といえども、自から実行しない徳行を国民に期待することはできない。

若干の有効なインフレ抑制の再調整とその展開は、日本経済の長期にわたる改善のために、ただに必要であるばかりでなく、望ましいことである。インフレによる非現実的なゆがみや混乱を支えるためのいかなる要素の力もこれを浪費する余裕はない。インフレ対策を遅延することは非常に重大な結果を招き、悪い事態がさらに長く続くことになるであろう。

誰もインフレによる高物価には不平をいうが、しかし、政府資金の分け前にはすこしでも与かろうとしている。他人事としては、いつでもインフレは悪いと考えられている。けれども、こと自分の問題となれば、インフレによって得られるとおもわれる個人的利益は、たとえそれが思いちがいであっても、何でもかでも守ろうとするのである。補助金・賃金そして政府支出の増大は、常に消費者にとっての物価騰貴および税金の増徴と併行する。賃金の安定が一般的安定の基本的一要素である所以もここにある。しかし、賃金は算術級数的に上昇するのにたいして、物価は幾何級数的に騰貴するということを銘記すべきである。損をするのはいつも消費者である。

インフレーションは、経済というローソクを両端から燃やすようなものである。その先の方は、物価騰貴によって収入や貯蓄の価値を奪われつつある人々に属し、その根元の方は、公衆から収奪した価値を消費しつつある人々に属する。この連中は他人の金を消費しているのである。

日本は政治的ならびに経済的に解放せられたけれども、その結果商品やサーヴィスにたいする需要が多くなったのに反し、供給のほうはそれに伴って増加しなかった。事実は、現在の消費力があまりに大きく、政府・輸出・資本計画および終戦処理費の必要を賄った残余の商品やサーヴィスの供給では足りないということである。したがって現状の下においては、国民がより豊かとなり、より多く消費しようと思うならば、右のような必要支出を削減するか、ないしは米国の援助によるほかはない。それ故に、国内経済をよくしようとして何かゆるみをつくるということは、どこかほかのところで窮屈な目をみなければならないということであり、国内経済をよくしようとするいかなる配慮も、これを相殺するような引締めの提案を伴わなければならない。

現在米国から来ている援助物資はいつまでも続くものではないから、今後将来にわたって、国内生産の増大する部分がこれに代るために必要となるということを一般に認識すべきである。

そうなれば、米国の援助がどれだけ得られるかという角度からばかりものを考える必要が減少し、国内の生産増強、生産費の切下げ、輸出増進などにより多くの関心をもたねばならないことになる。輸出の実質的増大をはかるためには、引き続いて国内消費を制限し、重点を国内消費よりも輸出に指向する必要がある。消費財および資本財にたいする国内需要は、現実に目立って存在するが、輸出優先の必要の前には、国内経済の復興も拡大も第二義的とならざるをえない。米国の援助を今後とも確保し、ひいては外国の信用を得るのに好都合な状態をつくり出すためには、自立経済の達成を目標としなければならない。

援助や信用の供与は、日本経済にとってのみならず、米国自身にとっても、永続的な利益をもたらすということを、米国政府が考えているのは当然のことであるが、このことはハッキリと理解さるべきことである。

上述したことは、経済政策を支配する単純な提言である。それは、きびしい真理であり、耳に聞いて快いものではないが、事実そのもののほうがもっと冷厳である。

問題は、いかなる形にせよ、通貨上の奇跡や財政政策のみでは解決しうるもの

ではない。問題の解決は、より低い生産コストによる生産の増大、健全な財政および通貨政策、輸出増進そして国内における不断の自己抑制によってのみ可能である。

結論として

最後に私は、日本国民の一人一人がつぎの簡単な事実を理解しかつ銘記することを要請する。

第一。日本が毎年米国から受けている数億ドルの援助は、米国の市民や企業に課せられた税金から出たものであり、すなわち米国労働者の賃金および米国企業の生産と利潤から支払われたものである。米国市民とても、税金を余計に払いたくないのは、日本の市民と同じである。

第二。現在日本が受けているこのドル資金、ないしその価値相当の物資（それは、現在日本の経済生活および復興にまさに必要なものである）は、日本が自分で行なわねばならぬ生産や輸出を一時的に代行しまたは補足するものにすぎない。過去において日本は自からの生活と進歩に必要なものを自力で賄ってきた。今や日本は、出来るだけ速やかに再びそうした態勢に立ちかえる準備をしなければならない。日本政府も日本国民も、自分自身の問題解決のために必要な努力をするかわりに、いつまでも他国の資源に依存するということは不可能である。日本が、他国に従属する国民としてでなく、自立した国民として生きていくためには、より安い生産費でより多く生産し、貯蓄と節約によって資本を蓄積しなければならない。また、限られた国内資源を補うための輸入は、他国からでなければ得られない原料や生産物に限り、輸出の増大によってその支払に充てうるようにしなければならない。

一言にしていえば、生産が拡大しても国家的赤字が増大するならば、それは許されないのである。

米国の対日援助の大幅な累進的な増加に伴って、日本の生産指数は上昇した。しかし輸入超過も増大し、輸入と輸出の不均衡は非常に拡大した。この国民経済的傾向が完全に逆転される時が来なければならない。

個々の企業が、輸出を可能にするために、今後も引き続いて補助金を受けなければならないとすれば、たとえ輸出量が増加しても、それは、それに対応する補助金の増大、したがってそれに比例する赤字の増大を意味するにすぎない。

この問題を解決するためには、輸入原料に費やした一ドルを輸出で一ドル以上にふやす手段を見つけなければならない。実際はアメリカの援助と補助金の増大、すなわち赤字の増加をあらわすにすぎない生産指数の上昇や輸出の増大を誇示するのは、愚の骨頂である。生産費や純増加を無視してたんに生産および輸出の総額を増大させることにのみ、あまりに大きい関心がよせられている。ところが、純生産額を最大限度に増加し、純輸出を最大限度に増加するように輸入原料を使用するということの必要性には、ほとんどまったく関心がもたれていない。

以上のような根本的諸理由から、国民の一人一人が、より多く生産し、より多く貯蓄することを、その個人的ならびに国民的な目標とすべきである。

個人としても国民としても、より豊かになる途は、これ以外にはない。

原注　前掲『日本占領及び管理重要文書集』三一―三三頁（原文）。訳文は、共同通信社『世界資料』のもの（鈴木武雄『ドッジ・ライン――安定より自立への諸問題』および経済再建研究会編前掲書に資料として再録）を参照しつつ、原文によって著者が手を加えた。

出所　鈴木武雄『現代日本財政史』第三巻、七〇六―一一ページ。

（23）官公庁に対する寄附金等の抑制について

（昭和二四年三月八日閣議決定）

官公庁に対する寄附金等の抑制について

官公庁に対する寄附金等の抑制については、さきに昭和二十三年一月三十日閣議決定「官公庁に対する寄附金等の抑制について」により厳に禁止することとなっているが、最近再び各方面に寄附金等の募集の傾向が現れているように見受けられるので、今後、各省各庁においては、厳に右の閣議決定を励行することとする。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七七。

（24）ドッジ氏への質問事項（昭和二四年三月九日大蔵省）

ドッジ氏①への質問事項（昭二四、三、九）

主計局関係

一、為替レート設定の関係は今回の予算編成に時間的にも織込めないと思うが、貴見如何。

二、近い将来のレート設定とも関連し予め現行物価の不均衡の是正（とくに石炭、電力、鉄鋼、運賃の或程度の引上）を必要としないか。

三、公共事業費を圧縮するとしても、国土資源の減耗、将来の生産力の減退を来す程度まで削減することはできないと考えるが貴見如何。

四、政府資金による長期金融が制限されると明年度生産計画は大幅に変更を余儀なくされると見る向があるがどう考えるか。

五、米価（生産者及び消費価格）の算定方式は現行のままでよいか。もし然りとすればインベントリー価格の増加による糧券の増加を認めざるを得ないと思うが、どうか。

六、ドッジ氏の謂う耐乏生活とは現在の実質賃金の切下げを意味するか。

主税局関係

租税負担限度を如何に見るか。

理財局関係

一、通貨措置を行わない趣旨の声明をされたため財界に安心感を与えたことに対し篤く感謝する。（但し、時事新報の社説等においては通貨措置を否定はされていない点を取り上げて通貨措置あるべしとにおわせている。この点は貯蓄等にも悪影響を及ぼす虞があるので心配している。）

二、日本経済は国内的補助金と、国際価格との調整のため輸出入補助金とに支えられているので、日本経済を自然の形にもどし本格的の為替相場を設定するためにはこれを漸進的に修正しなければならない。二十四年度の予算編成に当って国内補助金の削減と、国際物価体系への鞘寄せの一歩を踏出すべきである。（輸入棉花、食糧価格の修正問題）

三、消費物資の統制は望ましくない。大本たる財政と信用政策とを引締めておれば良いとの御説には賛成である。財政を均衡させ、信用を引締めて大本を抑えれば末端の統制はむしろこれを外すべきであると考える。即ち重要物資の補助金を外し、その影響を第二次、第三次の製品に少しずつ吸収させつつ公定価格を若干ずつ引上げようとする原価計算万能の考え方を排し、末端においてはかかる原価計算主義による公定価格制度を廃止して寧ろ消費者大衆をして価格の決定者たらしむべきである。

四、援助物資の売払に基き生じた円資金については、これを明確にする会計を作る考えであるが、その使途及び使用の方法については産業資金への充当、一般会計の価格調整費への繰入れの問題と関連するのでこれらの点に関する御意見を具体的に承りたい。

五、復興金融金庫の新規貸出が極度に制限されると重要産業の設備資金調達が困難となる。かかる設備資金の調達は復金融資、社債・興銀債又は自己資本によるの方法が本則であるが、右の援助物資売払による円資金を米国の指図の下に利用することは御許し願えると思うが如何か。自己資金の調達を円滑にするため重要産業の価格政策を考慮する必要があると思う。

（以下の点については質問の結果逆効果を生ずる虞なしとせぬが何れにせよ、早急に決定を要する問題である。なおこれらの点は事務的の問題であるからステファン氏に聞く方がよいと思う）

六、(1) 公債の発行は他の会計の蓄積の範囲で認めると云う意味は直接これらの蓄積資金を引当てとして公債を発行するの意なりや、或はこれを見合として市中より公募するの意なりや。（後者を望む）

(2) 蔵券、糧券等の短期証券及び一時借入金については少くとも一時的には日銀より調達するシステムに依りたいが如何であるか。

(3) 均衡予算の時期的収支の見透し及びこれに関連して大蔵省証券の発行限度に関する見解は如何。

(4) 地方債の発行の能否及び限度についての意見如何。

銀行局関係

一、通貨不安

(一)、ドッジ氏の声明によって、通貨不安は決して払拭されないと思われる。即ち三月八日時事新報社説によれば「封鎖預金又は数量の切下を含む通貨措置はその実行の要なしと云うのが日本の官民責任当事者の一致した見解であった。しかしこの種の通貨措置に対する不安感は国民の胸中よりぬけきらない。その大きな事由は日本が占領下にあって如何なる時期に軍命令による措置が行われないともわからぬ気持が存するからである。従って国民は異常なる関心をもってドッジ公使の胸中を知らんと欲していた。しかるにドッジ公使が切下を行わぬと言明したのでないことは明らかである。即ちドッジ氏の本問題に関する最初の声明は何故か平価切下を否定しなかったのである。」との疑惑をなげている。

(二)、現在の貯蓄増強に関する最も大なる障害は通貨不安の問題と税務署の預金調査との問題である。通貨措置を行わないとの声明をしてこの際通貨不安を一掃して頂きたい。

二、長期産業資金の調達

(一)、ドッジ氏の声明によれば「アメリカの援助物資は何時迄も続くわけではないから今後数ヶ年の内に国内生産の増加によって替える必要がある」ことを指摘されている。又三月九日（本日）の日本経済新聞の社説によれば「吾国の経済を現在の規模で安定させるならば簡単であるが、吾国が経済的に自立するためには生産と輸出を増加させねばならぬ。そのために吾国が最も必要としているのは資本設備である。吾国の資本設備は戦時中いたむにまかせておるばかりでなく、諸外国にくらべて著しく遅れてしまった。それを補充し新しい設備と取替えねばならぬ。それが資本の蓄積である。今まではインフレの方法で資本蓄積を行って来た。ここでインフレを一挙に安定させようとすれば今までインフレによって行って来た資本の蓄積も犠牲にしなければならぬ。国民が貯蓄を増加して資本を蓄積出来ればよいが、それを急に望めないとすれば純粋に資本の蓄積となる部分に限って安定を第一とする原則に或る程度の融通性をもたせることが必要であろう」と云っている。

(二)、即ち生産の増加は必要とされているが、これについて次の点を明瞭にして頂きたい。

(イ)　生産増加の目標なり規模をどこにおくか。

(ロ)　長期資金の供給方法を如何にするのか。（例えば石炭等に対して一般金融機関からは金融をしない。石炭には炭価に余裕があるといわれているが、石炭鉱業の資材未払代金は昨年末五〇億円がこの三月には七〇億円と約二〇億円増加するものと推定されている。その他鉄鋼電力造船関係の設備資金についてもどの程度金融機関から供給され得るか疑問である）

尚価格調整費の削減等もあり採算上の疑問も加わって融資は更に危惧されている。

三、失業問題と整理資金

記者団との一問一答によれば、失業救済は実際に失業問題がおこってから考究さるべきであると説かれているが、今日は官庁の行政整理を始め企業の合理化はどうしても行わなければならない。ドイツの第一次大戦後の安定時の状況にてらしても相当の失業者が出るものと想像されるが、現状においては、企業における整理資金の金融も全然考えられていない。一般金融の対象とならず、労働組合も個人も全く蓄積をもたぬ吾国では失業問題はそれが短期であっても、直ちに生命にかかわる問題であり、労働不安、社会不安が危惧されている。これに対し今から対策を考えておかなければ、その時になって新しいインフレ要因を作ることにならないか。

四、貿易金融

輸出の増強を強調されているが為替レートの決定の時期及び基準は甚だ不明確である。従って輸出関係業者の採算点の見透しが立たないので、貿易金融の円滑化に支障があると思われるが、この点如何考えられるか。

五、金融統制

消費の抑制を行うべきであるといわれるが、統制方法につきどう考えられるか。金融に対しどの程度までの国家統制を認められるか。

六、国営事業

ドッジ氏は「政府の投資や支出というものは同じ金額の民間投資にくらべて民間投資より一層生産に役立つという事例はきわめて稀である」と述べているが、国鉄及び逓信事業その他国営事業について如何考えられるか。

欄外　西原直廉銀行課長筆跡のペン書き。

①　本件更に文書課で取纒めます。なほ閣議（一時）にて質問事項取纒めその上ドッジ氏に会はれます㊞

出所　大蔵省資料Z五二六―二〇―八。

(25)　失業対策事業費の予算計上について

（昭和二四年三月一五日主計局）

失業対策事業費の予算計上について

（昭二四、三、一五閣議決定案主計局）

行政整理、企業合理化等に伴い激増する失業者を吸収することを主たる目的とし併せて経済復興に資する為失業対策事業の経費百億円を昭和二十四年度予算に計上するものとす。之が使用については別紙計画によるものとす。

（別紙計画第一案、第二案省略―編者）

参　考

要救済失業者数の推定

一、昭和二十四年度離職者中就職希望者推定

	離職者	離職者中就職希望者
行政整理による失業者	四三七、八二〇人	三〇〇千人（七〇％）
企業合理化による失業者	六〇〇、〇〇〇人	四二〇千人（七〇％）
引揚者中の失業者	二一〇、〇〇〇人	二一〇千人（一〇〇％）
潜在失業者の顕在化	一〇〇、〇〇〇人	一〇〇千人（一〇〇％）
計	一、四四七、八二〇人	一、一三〇千人

二、右就職希望者一、一三〇、〇〇〇人を吸収する計画

1、輸出産業その他民需産業に於ける増加雇傭量　四〇〇千人乃至五〇〇千人

2、失業保険により救済する人員　四二〇千人

3、公共事業　〇

（公共事業五〇〇億円案では吸収余力はない）

計　八二〇千人乃至九二〇千人

三、差引　失業対策事業費による救済の対象となる失業者数は　二六〇千人乃至三六〇千人

と推定される。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二五。

(26)　公共事業費増額要望説明案（昭和二四年三月一九日）

公共事業費増額要望説明案（昭和二十四年三月十九日）

我国における公共事業は、アメリカにおけるそれとは若干趣を異にし、戦時中に荒廃した国土の保全、交通、治安、教育、衛生、民生、行政等に不可欠の公共施設の復旧整備、食糧の計画生産及び集荷のため国において施行しなければならない。農漁業用の施設の復旧整備等謂わば国民経済の基盤を保全するための物理的必要に基く諸事業であって国費又は国費の補助によってその大部分を実施している。従って歴代の政府はその施政上特に重点をおいて公共事業の遂行を企図してきたものであり、その事業分量自体は性質上既に著しく弾力性に乏しいものである。然るに現在考えられている五百億円案では特に左の諸事項について相当の補正をしない限り、国土の荒廃は加速度的に悪化し食糧の計画的生産及び出荷の達成に因る対日援助の縮減は覚束なく、経済九原則その他一連の占領政策の厳正なる実施に支障を招来する虞がある。

一、来年度の出水期を控えて、少くとも被害河川及び道路の四〇%程度は是非復旧したい。それに要する経費として二十八億円の増額を要求致したい。

二、日本における耕地は、作付命令と供出命令によって政府の管理下にあり、主食の価格形成に当ってはその災害復旧費と改良費の償却分を含まれていない関係上その一部を国において助成しなければ、食糧需給に重大なる支障がある。又来年度の植付期までに農業用公共施設の被害の四〇%程度を是非復旧したい。その他の農業における項目の若干の補正を加えて七十六億円の増額を要求致したい。

三、貴司令部の勧奨により発足した六三制義務教育は一応明年度において形式的には完成するがその施設に至っては全く貧弱でその整備費は経常費の累増と相俟って地方財政の一大重圧となり、多くの市町村長がその責に堪えかねて退職している現状である。その整備費補助に要する経費として四十五億円を要求したい。

四、住宅は戦災に因る焼失が二百三十万戸を超えているのに、勤労層にとっては自らの家計から住宅建築費捻出の余裕はないのみならず、現在の状況では一般借家の建築も全く採算がとれない状況であるので、国の補助による庶民住宅に依存するより他に道はない。従ってその戸数を三万戸程度増加したい。これに要する経費として三十億円の増額を要求致したい。

五、その他各種公共事業施設の復元計画の最小限度の遂行をはかるため若干補正しなければならないものがある。これに要する経費として二十一億円の増額を認められたい。右併せて約二百億円程度の事業費を公共事業費に増加計上致したい。このことは綜合予算の真の均衡を破るものではないのみならず、経済の自立と安定の基盤の造成に有効的に作用し対日援助費の節減その他当面の占領政策に寄与するところ大であるものと確信している。仍ってここに貴司令部の御承認を得たい。

（右増額要求の事項別内訳は別紙に示す通りである。（別紙省略―編者））

出所　大蔵省資料Z五〇一―二八。

（27）昭和二十四年度予算に関し司令部への申入

（昭和二四年三月主計局）

昭和二十四年度予算に関し司令部への申入

昭和二十四年度予算の編成については貴司令部及びドッジ氏の好意ある指導を得て感謝に堪えない。

然しながら昨日予算に関するドラフトを頂いたが、我が国の政治経済の実情に鑑みて以下の数点について貴官の深甚なる考慮を煩わしたい。

一、貴司令部案によれば、終戦処理費に於いて一七四億円、価格調整費に於いて一五〇億円が、大体本年三月に於いて債務の発生し現金の支払が繰越されるものとして予算に計上を要請せられている。然しながら右金額程度のものは昭和二十四年度より翌年度に繰越されるものであるから、実際の支払のある年度の歳出とせられたい。

なお、右金額については別途予算外国庫債務負担行為によって処理することは考えて差支ないと思う。

二、金資金の増加として二六億円を計上しているが、これは買入れた金を売却すれば資金の増額を要しないことになるのであるから、その計上を見合せられたい。

三、貿易資金の増額二五〇億円は単なる運転資金の増加であり、又貿易会計自身も黒字となっているのであるから増額を見合せて欲しい。

四、政府投資六九八億円の内には既に発行済の復金債券三三〇億円を買入れるものを含んでいるが、これはむしろ対日援助資金において行うこととし、この金額を減額されたい。

五、右各項によって減少し得る金額九三〇億円については現に貴司令部の勧奨によって実施中の六三制関係の教室建築費補助を含む公共事業の増加に一三〇億円を充てることとし、残り八〇〇億円については国民の税負担の現状から見て税の軽減に充てることと致したい。

国民の租税負担特に所得税負担の現状は過重且、実際上不公平になって居り、且又取引高税の施行状況が国民の支持を失っており、経済の再建を阻害し、社会の安定を害している情況にある。この際税制の改正と税務行政の刷新向上を行って極力歳入を確保しつつ国民負担の適正合理化を図り、国民が明るい希望をもって復興に努力できるようにすることは、絶対に必要である。

尚、予算の編成及び国会への提出は早急に取計いたいと思うけれども、年度開始の時期も切迫し、又国会の審議期間の関係もあり本予算案の年度内成立を見ることは目下の所到底困難と思われる。よって、この際国債費、職員の給与費等最小限度のものについて一ヶ月分程度の暫定予算（ストップ・ギャップ・メジャー）を提出することについて特に御了解を得たい。

編注　ドッジの指導のもとに司令部でまとめた二四年度総予算の計数は、三月二二日に内示された（"Consolidated Budget"）。その邦訳「昭和二四年度総予算案（二四、三、二二）」とともに大蔵省資料Z五〇一―二八所収（本財政史第五巻、四〇〇―〇三ページ参照）。本文書は、このドッジ予算内示案に対するもので、日付はないが三月二二―二四日頃、主計局でまとめられたものと推定される。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二八。

（28）昭和二十四年度予算修正案

（昭和二四年四月一八日参議院予算分科会）

昭和二十四年度予算①修正案（昭和二十四年四月十八日）

（予算修正書案省略―編者）

歳出の部　価格調整費中

一、特定産業向石炭補給金は四月末日限りを以て之を廃止するために、三百三拾七億円減額。

二、鉄鋼、銅、肥料及曹達の価格調整補給金は年度内に順次減額して最後に全廃する意図の元に総て三割七分五厘を、総額二百三拾八億八千八百万円を減額する。

三、公共事業費中、文教施設費に三〇億円、農業改良補助金に五〇億円、住宅建設費として二〇億円、計百億円を増額する。同時に地方配布税配付金に一六〇億円を加算する。

かくて差引三一五億八千八百万円が削減されるわけである。

歳入の部

歳出において削減された三一五億八千八百万円に、前年度剰余金見込額の中から百億を追加計上して、計四一五億八千八百万円となしこれをもって歳入中の所得税、法人税の税率一割二分を軽減することにより、国民全体の負担軽減を実施せんとするものである。

説　明

第一、歳　出

単一為替制度の復活と日本経済の自立が叫ばれている今日、他の商品と明確にその重要度を判別し難い、所謂安定帯物資といわれる鉄鋼品、銅、肥料等数品目に対して、全国民の負担において莫大な価格調整金が交付されていることの不合理は万人の等しく認めるところである。早晩これが廃止さるべきは当然である。かかる不合理が何等咎められずして継続し、今日に至った理由は、これを廃止することによって生ずる、此等数品目の消費者価格が上昇することにより一般物価の値上りを招致することを危惧したからに外ならない。しかしながら、それだからといって昭和二十二年度には、二十三億円、二十三年度には、四八七億円、今年度においては一〇二〇億円（この外に貿易資金へ繰入調整金八三三億円、塩調整金三七億円がある）と年々にその額を累増して、今日租税収入の四割をまで占めるに至っては、最早到底国民の納得し得ないところまで来ているのである。

殊に基準年度に比較してみて所謂安定帯物資の生産者㊟価格が、その他の商品の生産者㊟価格に比較して著しく高いというに至っては厳密にその意義が検討されなくてはならない問題である。ここにおいて我々の主張するところはまさに単一為替レートが設定され、日本経済が自立に向って出発する時機に当り、この価

格調整金を全廃して企業家および全国民に日本経済の現実的な姿を認識せしめ、この認識によって企業の合理化、物資消費の規正節約等を促進させる事が絶対的に必要であると考える。しかし、一方一挙にこれを全廃しては現行価格体系を激変せしめ、経済界に不測の混乱を招く虞れがあるので、本修正案にあっては特にこの点に考慮を払い、まず第一に、特定産業に対する炭価を一般なみ炭価に引直すために一ヶ月間の余裕を置くことにした（既に昨年度より日本鉄道に対する石炭の供給価格は一般なみに引直されている）。そして、使用炭価の値上りによって製品原価に若干の膨張が予想される企業にあっては、稼働率の向上、経営合理化による冗費の節約等によって、コストに及ぼす影響を出来るだけ低位に押えることが必要である。そして適正な生産者価格を決定し得るよう努力しなくてはならない。

さらにまた、第二次製品等にあっても企業合理化と配給経費（公団経費）等の切り下げによって中間経費を極力圧縮して若干の原材料値上りを吸収させるべきであると考える。

第二に、鉄鋼その他三品目の調整金の撤廃は、今直ちにこれを全廃しては、消費者価格に急激な影響を与えることが必然なので、まず第一四半期はこれを据置き、以後逐次これを半減していくことによって、明年度以降はこれを全廃するという漸進的措置を採ることが適当であると考える。このような方法で削減することにより、此の間に企業経営の合理化、配給費用の節約、生産稼働率の向上等によるコスト低減の機会をもって同時に現行公価格の著しい不合理、不均衡を是正する時間を確保することが出来るのである。かくしてこれら商品の適正価格を決定することができるのである。

これら価格調整費を減額する一方、国民生活の福利を直接に左右する公共事業費に対して一〇〇億円を増額して、六三制の校舎建設費に三〇億円、食糧増産のための前提条件たる農業改良補助金に五〇億円を加え、そして最後に現在国民にとって最大の苦痛である住宅問題の解決に資するために住宅建設費を二〇億円計上しようとする。

さらにこれに並行して本予算を実施した暁には当然破滅に瀕すべき地方財政のために配付金を一六〇億円増額したいと考える。

第二、歳　入

今日、国民所得に対し、所得税および法人税の税率は、一応表面的には過重ではないようにも見られるが、今日の物価および生活費の現実から検討すれば、甚だ過酷なりといわなければならぬ。例えば年額五〇万円の所有者は、可成りの高額所有者といえるが、この級の人が支払う税額はどの位かといえば、地方税をも含めて全所得の五割以上にもなる。

差引手取りは凡そ二五万円内外にしかならず、これを基準年次における物価に換算してみれば僅か年額一、三〇〇円の収入でしかない。まさに当時の免税点に近いものといわなければならぬ。かくて極めて零細な実質収入しかない今日の国民の大多数にとっては、現行税率では耐え難き過酷な税負担を強いられている結果となっている。

おそらく税制については、近い将来において充分検討が加えられる機会があるだろうと思われるが税軽減を一日も等閑に付し得ないところまで来ている。

現に四月以降においては、米の消費者価格並に交通費、郵便料金等はみな一時に引上げられ、国民は誰れ彼れの容赦なく一律に生計費の膨張を余儀なくされるに至るのである。

この事実は看過出来ない。せめて税率の幾分なりとも緩和することによって、今日まで国民の肩に転嫁されてあった僅か数品目物資に与えられていた価格調整補給金を今こそ国民の手に返還しなくてはならないと考える。

これと同時に、二十三年度剰余金見込中一〇〇億を計上して前年度剰余金に加算する。これがわれわれの修正案である。

欄外　渡辺官房長筆蹟のペン書き。

①　参議院予算分科会、司令部により拒否せらる。

出所　大蔵省資料Z五〇八―一八。

（29）昭和二十四年度予算実施要綱案

（昭和二四年四月一八日主計局）

昭和二十四年度予算実施要綱（案）（二四、四、一八）

一、方針

本年度予算の実行に当っては、財政が経済の安定の根基をなしている実状に鑑み成立予算の範囲内であっても出来得る限り予算の節減を図り真の均衡財政を遂行することを主眼とし、併せて支払遅延の防止に全力を傾注し以て生産の増強、インフレの終息を図り国家再建の基礎の強化を期するものとし、この目的達成の為左の措置をとるものとする。

二、措置

1　今回改正された財政法、会計法の精神に沿い支出負担行為の制度を充分に活用し、予算の編成の際予定された事業計画の完成を図り且つ、不急の使途への流用を防止する等経費の効率的使用に努める。

2　従来の政府支払遅延防止の措置の効果が、充分でないとのそしりを受けた原因が一部末端において支払事務の遅滞及び計画外の契約等を行ったことにもある実情に鑑み、支出負担行為の計画は出来得る限り正確に積算し、苟も承認された計画の範囲を超えて契約等をなすようなことは一時的であると否とを問わず且つ公式契約と非公式内示であるとを問わず絶対にないように末端に到る迄徹底せしめ且つ支払事務の促進方につき充分研究改善する。

尚、公式であると非公式であるとを問わず支出負担行為の計画を超えて支出負担行為をなしたものに対しては、その責任を充分追及する。

3　支出負担行為の計画の承認は、事業計画を基礎とし、且つ、その計画に基いてなした支出負担行為より生ずる支払時期を考慮し、当該支払時期における資金需給が適切である等別に定められる資金計画との関連も充分に検討の上適切なる調整を図り決定する。

4　支出負担行為の計画を承認した範囲では、その支払の時期に相応した支払計画は一応全面的に承認し、末端における資金不足による支払遅延の絶無を図る。

5　支出負担行為が甚しく計画に予定したように進行しない場合には直ちに適切な調整措置をとり、これに基き支払計画も調整する。

6　末端における計画の実施状況を監督、指導し効果の十全を期する。

7　個々の支出負担行為の適正を期するため各省は支出負担行為の認証官の認証事務の厳正を期しこれが指導、監督に遺憾のないように適切な措置を講ずる。

8　俸給、給料等の支出負担行為の計画及び支払計画には大蔵大臣の定める現員現給表を必ず添附せしめることとする。

9　補助金、負担金、交付金については当該目的を達成するため特に効率的な使用に留意し且つ効果のないことが判明したものについては年度中途においても打切中止する。

10　財政法第三十四条による昭和二十四年度予算第一四半期支出負担行為又は支払計画の承認に当っては右要綱に準拠するの外特に左の点に留意する。

昭和二十四年度第一四半期支出負担行為及び支払計画処理要綱

昭和二十四年度第一四半期における支出負担行為及び支払計画の承認方針は別途閣議決定を経る予定であって右によって承認することとなるが、さきに提出方要求中の第一四半期支出負担行為計画見込表を左記のとおり査定しおき本予算成立次第速急に処理できるよう準備しおく。

一、日程

1　昭和二十四年度第一四半期支出負担行為又は支払計画の承認に関する方針の閣議決定　十八日

2　昭和二十四年度第一四半期支出負担行為見込表を提出せしめ各予算係において査定し、司計課に廻附期限　二十日

3　右を集計して具体的承認案策定（司計課）　二十三日

4　各省各庁の長の支出負担行為計画表及び支払計画表の提出期限（予算係を経由して司計課へ提出）　二十五日
5　支出負担行為計画表及び支払計画表の審査及びその承認　二十三日以降提出順に従って承認し月末までに完了

備考　本日程は十七日までに予算が成立し、予定のとおり事務が進行する場合の一応の予定である。
なお各日程によって四月下半月分の支払に支障を来すこととなる向も相当あるから、四月下半月分の所要経費は同期限の所要最小限度を暫定予算の処理と同一方法により措置する。

二、査定方針
1　歳費、職員俸給及び職員手当は第一四半期の所要額
2　普通事務費、普通旅費、交際費、報償費及び従来の諸支出金の系統の経費は原則として予算額の四分の一相当額
3　特別事務費及び特別旅費は第一四半期に支出負担行為及び支払計画をなさなければ予算の目的を達し得ないような真にやむを得ない最小限度の額
4　終戦処理費、賠償施設処理費、特殊財産処理費、解除物件処理費、公共事業、及び価格調整費は最近の実績等から勘案して必要最小限度額
5　出資及び投資金、政府機関等損失補塡金は第一四半期の所要額
6　物資及び物価調整事務取扱費は第一四半期の支出所要額
7　国債費、年金及び恩給は第一四半期の支出所要額
8　地方配付税配付金、小学校教員国庫負担金、新制中学校実施費、及び定時制高等学校実施費は第一四半期において交付すべき所要額
9　同胞引揚費は第一四半期における推定引揚人員に基く所要額、未復員者等給与は留守宅送金の第一四半期分所要額
10　補助負担金及び交付金は第一四半期に計上しなければその目的を達しない額
11　右の外は第一四半期所要最小限度額

出所　大蔵省資料Z五〇一―三三。

(30)　昭和二十四年度予算の実施について及び昭和二十四年度第一・四半期支出負担行為又は支払の計画の承認の方針について（昭和二四年五月一〇日閣議決定）

昭和二十四年度予算の実施について（昭二四、五、一〇閣議決定）

昭和二十四年度予算の実行に当っては、その各方面に及ぼす影響の重大であるのに鑑み、特に慎重を期すると共に、可及的節約を図り、国民負担の軽減に資し得るよう左記により最大限の努力を傾注するものとする。

記

一、綜合的均衡財政の完全なる実現を達成するため、予め各四半期毎に実行の計画を定め収支の時期的調整を図ること。なお右計画は国庫の収支、金融の情勢等を勘案し適実にこれを定める外情況の推移に応じ調整し得るよう弾力性あるものとすること。
二、価格調整費については、単一レートの設定、完全なる自主自立の経済態勢の確立と見合って、近い将来、これを全面的に廃止することを目途として順次計画的にこれを減少せしめる具体案を至急策定すること。
右具体案の策定に至るまでにおいても、企業努力の推進、副次製品段階における吸収の可能性等を勘案し補給品目の整理、補給金単価の減少等を図ると共に要すれば最小限度の価格補正を考慮すること。
三、行政整理については、既定の方針に従い、これを徹底的に実施し、機構の簡素化、事務の能率化及び経費の節減を図ること。
なお、行政整理実施後においても、後の情勢に即応して不断の検討を遂げ、積極的に経済統制その他不急不要事務の縮減又は廃止を断行し、機構の縮小、人員の整理、冗費の節約に努力すること。
四、特に本年度においては、一般会計においては、予備費を計上していないので、真に緊急やむを得ない需要が生じた場合に備えるため、計画的に一定割合の予算残額を保留するよう努めること。

五、米国対日援助見返資金特別会計の資金の使用については、その産業並びに金融上に及ぼす影響の重大な点に鑑み、連合軍最高司令部と緊密な連絡をとり、これを敏速、且つ効率的に運用し、もって経済の再建、金融市場の調整に支障なからしめること。
なお、本資金により国債等の償還を行った場合に金融機関に生ずべき資金的余裕の運用方針についても、積極的指導又は規正を行うこと。
六、今回改正の財政法及会計法に基き支出負担行為の統制を強化すると共に既に確定した政府債務の支払については特に敏速且つ円滑化を図り民間企業に支障を与え金融市場の梗塞を来さしめるような事例の絶無を期すること。
七、現に予算において予定しているもの以外においても、各省各庁は、不用財産、用途廃止すべき財産等を徹底的に調査し、これが払下による収入の増加を図ること。
官業についても、右に準じ民営に移管すべきものを検討し、その払下に関する具体的計画を立案すること。
八、以上各号の方針は、一般会計のみならず、特別会計及び政府関係機関の予算の実施についても、当然これを適用又は準用すること。
九、将来適当なる時期において、以上各号により実施した歳出予算の節約計画並びにこれに見合うべき国民負担の軽減計画を織込んだ補正予算を編成し、国会に提案することを考慮すること。

昭和二十四年度第一・四半期支出負担行為又は支払の計画の承認の方針について（昭和二十四年五月十日閣議決定）

財政法第三十四条による昭和二十四年度第一・四半期の支出負担行為及び支払の計画の承認の方針を左のとおりとする。
一、職員俸給及び職員手当等は最近の現員現給を基礎として当期の所要額を算定し其の他の人件費及び事務費については原則として予算額の一割相当額を留保し残額の四分の一相当額を計上する。
二、終戦処理費、賠償施設処理費、特殊財産処理費、解除物件処理費、公共事業費その他特別の経費については個々の実状及び最近の実績を勘案して当期における最低限度の所要額を計上する。
三、価格調整費についてはこれが節減の問題をも考慮し特に毎月其の所要額を計上する。なお前年度安定帯物資価格調整費百五十億円については鉄鋼、肥料、ソーダの三品目について問題が残っているので差当り問題のない百三十四億円を計上する。
四、前年度分公団交付金、前年度分義務教育費国庫負担金等については当期にその金額を計上する。
五、其の他の諸経費については個々にこれを検討し所定の受払期及び金額等に基き当期の所要見込額を計上する。

編注　四月二五日起案の「昭和二十五年度予算の実施について」は、内閣に提出されたが「改案して再提出す大蔵大臣」の付箋が付されて、廃案となっている。廃案の文書が本文書と相違する部分を掲げれば次のとおり（大蔵省資料Z六二〇―七五）。
一、綜合的均衡財政の完全なる実現を達成するため、歳出にあっては、その適実な支出を図ると共に、歳入にあっては、これに見合う適正な収入を確保する必要があることは勿論であるが、更に進んで、価格調整費その他の諸経費について、積極的な節減を行い、もって、租税その他国民負担の軽減に充当しうべき財源を確保することが、この予算の実行に当っての絶対的要諦であること。
二、価格調整費については、単一為替レートの設定、完全なる自主自立の経済態勢の確立と見合って、将来これを全面的に廃止することを目途として計画的にこれを減少せしめる具体案を立案し、その実行を確保すること。
右の計画の立案及び実施については、関係各庁は、全面的に協力すると共に、民間関係産業及びこれにより影響を受けるべき国民各層の理解及び協力を要望すること。
四、その他の各種の経費についても、予算決定後の事情の変化を顧慮せ

ず、漫然予算全額を消費し尽すような従来の弊風を改め、それぞれの経費の実体に即して支出を規制し、その積極的節減を図ること。

特に本年度においては、（以下本文書四、と同じ）

五、（後段に次の項が入る）

予算に予定せられたその他の政府関係債務の償還についても、必要に応じて右に準じ考慮すること。

六、本予算の国民経済乃至は金融面に占める比重の圧倒的に大なる点に鑑みて、政府は国家資金計画に即応し、計画的にその収支の時期及び金額を調整すること。

特に政府支払の円滑化については、要すれば、制度の改正をも考慮し、政府支払の遅延により、民間企業に支障を与え金融市場の梗塞を来さしめるような事例の絶無を期すること。

七、すべて経費の支出に対しては、従来のように、政府小切手の支払の段階を捉えてこれを規制するのでは実効を期し難いから、今回改正せられた財政法及び会計法に準拠して契約その他政府の債務負担行為の段階においてこれを規制する等これに対する統制を強化すること。

この点に関しては、各省各庁における経理事務担当官は、新制度の精神及び内容を理解し、その運用事務に習熟し、もって予算の厳正且つ適確な実施に全面的に協力しなければならないこと。

（本文書の七は八に、八は九に、九は十に掲げられ、十の後段に次の文が続く）

今回の単一レート実施により、予算の修正増減を必要とする場合は、右に併せて考慮すること。

十一、毎四半期毎の支出負担行為計画及び支払計画の処理方針その他以上各項に定める方針の実施細目については、別にこれを定めること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七五。

（31）わが国財政経済の現状について

（昭和二四年五月一一日池田大蔵大臣講演資料）

講演資料　五月十一日

わが国財政経済の現状について（大蔵大臣池田勇人、於読売ホール）

ただ今御紹介をうけました大蔵省の池田勇人であります。今日多数の皆様方にお眼にかかって、わが国財政経済の現況についてお話を申上げる機会を得ましたことは私の非常に光栄に存ずるところであります。現在の財政経済の概況を申上げる前に私は敗戦後今日までの情勢について簡単に申上げたいと思います。

皆様も御承知の通りに、永い間戦争で非常な消耗をしました。領土を失い、国内においては工場が焼き払われ、住宅もなくなった状態になったのであります。しかしその当時において財政経済の現況は水ぶくれ状態であったことは御承知の通りであります。戦争中貯蓄を奨励しまして出来るだけ通貨の回収に努力しましたが、それでもなお敗戦当時においては四百億円余の通貨を擁しております。

国債も相当増えて行ったし、預金も戦前に比べて五、六倍になったのであります。こういう状態において、大蔵省は戦後財政経済政策の第一にとるべき手段としては、御承知の通り水ぶくれのお金をなくすることでありました。即ち強度の財産税を徴収し、戦時補償特別税を徴収して一千百億円に垂んとする擬制資本を排除したのであります。この考え方には誤りはなかったのでありますが、その後の施策は必ずしもよく行っていません。折角水ぶくれを排除した一千百億円の戦時補償特別税および財産税について二十一年度においてその大半を使いつくしたのであります。

この水ぶくれしておって排除すべきであった金をある金として使ったのも戦後財政経済の第一の失敗であります。二十一年度は一千百億円の歳入歳出の予算を編成しました。その歳入の対象である租税は三百億円、専売収入は五十億円、残り七百億円近い金は財産税、戦時補償特別税を使ったのでありますが、昭和二十二年度はどうでありましたでしょうか。前年の一千百億円に対し二千百億円の歳

入歳出となりました。昭和二十二年度においては二千百億円の歳出を賄うためには使うべき財産税も戦時補償特別税もありませんので、所詮これは租税ならびに専売益金をもって賄わざるを得ないのであります。従って二千百億円の歳入を賄うために租税を一千五百億円に引上げました。煙草も五百億円と相当引上げてきたのであります。だから二十一年度で三百億円であった租税は一躍五倍の一千五百億円になったが、二十三年の当初即ち二十二年度の終りにおいて徴税を強行しましたために非常に全国津々浦々に税金強行の怨嗟の声が起ったのもこの理由であります。

二十三年度はどうか前年度の二千百億円の歳出歳入に比べまして、追加予算を加えまして、四千七百億円になりました。二十三年度からこの支出は租税、専売益金で賄わざるを得ません。従って四千七百億円の支出を賄うために租税は三千四百億円に、煙草益金も前々年五十億円、前年五百億円、そして二十三年度は九百億円となりまして、四千七百億円のうち三千四百億円の租税と九百億円の専売益金、四千三百億円を国民の租税負担で賄った勘定であります。財政的には昭和二十一年度に水ぶくれの財政を使っただけで後の二十二、三年は租税で賄ったのであります。なるほど健全財政であるようですが、これは微妙な問題であって、政府全体として考えますならば、租税で賄いきれないところを日本銀行を通しましてどんどん金を出したのであります。もっとも出したものは復興金融金庫であります。これが一般市中銀行からまた日本銀行引受けによってかなりの金を出しております。また鉄道ならびに逓信等の特別会計においても赤字のために相当国債を出しました。一般会計においては先程申しましたように健全財政を作成しましたが、政府全体から見るとかなりの赤字をきたしたのであります。かかるが故に終戦後四百八十億円であった通貨は、昨年末において三千六百億円になったのでありますが、これは財政インフレの結果であるのであります。ここにおいてこのまま放置することは出来ない、何とかしなければならないという事態に立ち至ったのであります。これが経済九原則の出た所以でありまして、昭和二十四年度の予算においては一般会計は勿論特別会計もあるいはまた公団をふくめた政府全般の機関におきまして絶対に赤字を出さないという予算を組みました。のみならず今迄の赤字も租税によってこれをなし崩しに少くしてゆくという政策をとったのであります。かくして二十四年度の一般会計の歳入歳出は七千四十六億円の歳出になり、七千四十九億円の歳入になりましてはじめて二億六千万円約三億円足らずの黒字財政になったのであります。七千四十六億円の歳出の内容について申上げると大体主なるものは価格補給金であります。これについては御承知の通り二千二十二億円を計上しております。その次に大きいのは終戦処理費でありまして一千二百五十二億円計上しております。地方分与税の方は六百億円近くに達しましたが、災害復旧その他の公共事業費が五百億になっています。こういうものが主なるものでありますが、歳入の方面でいいますと、租税が約五千百億円になっております。煙草益金が約一千二百億円になったのであります。これでもって賄っている状況でありますが、七千四十九億円のうち五千百億円の租税はそのうち主なものは、所得税の三千百億円であります。酒の税金から六百五十億円、法人から二百七十億円、物品税としては二百億円をとっていますし、取引高税で四百五十億円を予定しています。問題は所得税の三千百億円であります。所得税は御承知の通り勤労者、俸給所得者に対する源泉課税の所得税が今年度は一千二百億円、農業、商業、工業あるいは漁業等の事業所得に対し課税するものが一千九百億円に上っています。勤労所得税の一千二百億円は今までの状況からみますと徴収し得ましょう。しかし事業所得者の一千九百億円が非常な問題でありますが、大蔵省としては是が非でもとは申しませんがとにかく何んとかしてこれを把えるように税務の強化をはかっている次第でありまして、どうしても三千百億円の所得税徴収がなければ赤字を起すことになります。煙草の一千二百億円はただ今の状況では入ってまいりましょう。しかして歳出の方で説明申上げなければならないのは価格補給金であります。片山内閣においては特殊な物資即ち産業の基礎物資について安定帯を設けました。即ち戦前の六十五倍をもって新物価体系をつくりました。そして六十五倍を超えるものは政府の価格補給金を出すことにしました。芦田内閣においては戦前の百二十一倍に安定帯を増やしてそれを超えるものについて価格調整金を出したのであります。昨年度において価格調整金が六百十五億円になったのでありますが、一昨年は二百億円でありました。今年度はこの

安定帯物資に対する価格補給金が一千二百億円近くになったのであります。何故所得税其の他から取った金を出すかと申しますと、石炭、鉄鋼とか肥料とかあるいは銅、ソーダ、こういう産業の基礎物資について補給金を出さないということになると石炭が高くなり銑鉄及び鋼材の値が上り肥料が上ってくるのでありまして、こうなると一般物価体系に影響を及ぼすので誠に遺憾ではありますが今年はこの安定帯物資に一千二百億円近くの価格補給金を出しております。石炭三百六十五億円、鋼材四百億円、肥料百七十四億円、銅については二十八億円、こういうような補給金を出してこの基礎物資の安定により一般物価の値上げを防止しているのであります。しかしてまた今年はとくにお話申上げなければならないことは今迄アメリカから、ガリオアとかイロアの名前で救済物資をもらっていたのでありまして、二十一年度は約二億弗、二十二年度は約三億五千万弗に達しております。二十三年度は新聞の報ずるところでは昨年七月から本年六月までに五億一千万弗の援助物資が日本に到着することになっております。従来はこのお金はわれわれには判っていますが、一般国民には行方知れずに使われていました。どんな方法で使われていたかというと一弗三百六十円の計算でゆくと小麦粉の横浜着が石当り七千円になります。それを国内の小麦粉値段に引下げて石三千円で売ります。四千円の赤字はこれはアメリカの救済物資を喰っている訳であります。又輸出品の内例えば生糸は四百二十円、造船は五百六十円等につきますが、此らの円安レートで輸出されるものに対する損金はアメリカの援助物資で賄っておったのであります。然し何時迄もわれわれはアメリカの援助を期待することは出来ません。

われわれが政治の自由を欲するならば、経済の自立を図らねばなりません。これが経済九原則の根本であります。私は少くともアメリカの援助にたよらずに経済をたてる方策としては、はっきりとアメリカの援助がこれだけあることを国民に認識してもらう必要があると考えたのであります。このお金が御承知のアメリカの対日援助見返り資金であります。今年の予算では一千七百五十億円を見込んでおりますが、従来は一千七百五十億円に相当する物資が輸入の補助金、輸出の補助金に使われまして国民の間にほとんど知られずに使っておったのであります。日本の経済は生産が復興した、非常に暮しがよくなったと申しますが一方ではアメリカの援助にたより一方では税金による価格補給金にたよった経済であります。

生産が戦時の六割程度に復興しましても、これはアメリカの援助と国民の租税による補助によって生れた増産であって、真の経済の復興ではないのであります。砂の上に築いた家に等しい。どうしても砂であるところのアメリカの援助物資に相当する金を使わないで経済を建直さなければなりません。アメリカの援助物資に相当する金を無くして行くと同時に補給金をなくして国の経済をたてて行かなければなりません。しかしさきほどいったように補給金を全然無くしますと、石炭、鉄、肥料は倍額或いはそれ以上に騰ります。そうすると一般物価体系を壊わさなければならないようになるのであります。一般物価体系を壊せば労賃の引上げとなり、ひいては価格の引上げとなり、補給金の増加となる。この結果を心配して、まず第一にアメリカの援助物資にはたよらない経済を興すと同時に、今年はいたし方なしに補給金を出しておりますが、それをはっきり国民に御覧に入れて、補給金を少くする政策に移りたいと考えて居るのであります。二千二十二億円の補給金のうち、さきほどいったように国内物資の石炭、鉄はじめ肥料などの安定帯物資の補給に千百五十二億円が支出されますが、更にアメリカの援助物資を輸入して国民に分ける時に要る補給金、さきほどいったように七千円の小麦を三千円で売るための四千円は今度ははっきり予算に計上することに致しまして、この輸入物資に対する補給金を三百三十円レートで仕切りまして八百三十三億円を計上しております。従ってこの八百三十三億円と下積みの実際の国内価格を合せて一千七百五十億円が出てくるのであります。このような状況でいやいやながら補給金を出しております。これがわが国の一般会計の財政状況であります。

将来はどうなるかと申しますとどうしてもこの補給金を減らすことに努力しなければなりません。私は補給金は減らしうると思うのであります。即ちここで差しさわりがあるかも知れませんが率直に申しますと補給金にたよっている事業の中にはこの頃非常に楽をしているものがあります。鉄鋼にしても、肥料にしても

あるいはソーダにしても、こういう事業に従事せられている労務者の平均給料は、一万円からあるいは一万二、三千円になっています。御承知の通り電産の平均給料は七千円程度であるにも拘らず鉄鋼肥料に従事する人の給料が一万二千円であることは不公平であります。この原因は何れにありや、補給金のおかげだと考えます。どうしても補給金を減らさなければなりません。即ち肥料が増産にならないときの原価計算で補給金を計算する、電気もその通り増産になれば原価が下るから補給金を減らしていい訳になります。今迄通りやっておりますために今いったように事業が非常によくなりました。私は日本が、どうしてもこれから国際経済に参加しなければならない、参加する一歩を踏み出したから国際経済への参加を要請するためにも、また財政を豊富に楽にするためにも、今後の施策としてはどうしても価格補給金を減らさざるを得ないと思うのであります。私が今考えている一方の問題は今後の租税政策をどうするかという事であります。ただ今の国民の負担は各国に比べて非常に高くなっております。数字で申しますと日本の平均家庭の収入は年十三万円でありましょう。四人半の家族で十三万円の年収であります。この人は一万四千円の所得税を負担します。アメリカの一般家庭の収入は三千弗と見積もられています。この人の所得税は三十弗即ち一％であります。

イギリスにおいてはアメリカよりももっと所得税の負担率が低い状況にあります。私は国民所得に対し税金がどうだとかこうだとかいう前に平均家庭の負担力を比べて如何にも税金が高すぎると思います。幸に昨夜シャウプ博士が来られて今日も会ってきましたが、われわれはどうしても租税の軽減に、租税の公平化に邁進しなければならないというのが私の財政経済政策の第一であります。第二はさきほどいったように価格補給金を出来るだけ少くし、そして工場や事業の能率をあげ、そして物価を国際物価に鞘寄せして、単一為替レート設定の意義を明らかにすることが第二であります。第三は金融について今迄以上の合理化、統制を加えなければなりません。私は金融機関に声を大にして金融機関の公共性を叫びたいのであります。ことに今年は財政が金融におっかぶさることは一つもしません。

今迄の復金債については、政府は銀行に復金債の引受けを願ったが、今年からは絶対に金融機関にお願いをしない。それどころか一千七百五十億円の対日援助見返り資金をもって今までの復金債を償還し、国債を償還します。今度は金融機関に借金を返えす立場になりました。一千七百五十億円は復金債や国債の償還にあてられますから市中銀行の手許は楽になります。若し市中銀行が今後公共性の自覚が足らずこれを有効に使わなければ経済復興に役立たないわけであります。

この金は対日援助資金という立派なアメリカの納税者の負担による金でありますから出来るだけ国家の再建に必要な方面に使いたいと考えています。最近聞くところによると一千七百五十億円を自分の事業に、石炭とか鉄鋼の事業に使いたい、ソーダに使いたいという注文を各省がもっていますが、私ははっきり云いますが一千七百五十億円のうちから石炭にいくら、鉄鋼にいくら、向けるというような考えはありません。日本の経済の復興にどこどこの造船所がこの船を造った方がいいとなれば、そこに金を投じます。石炭に対しても企業全部についてどれほど設備を改善すれば生産が上るかということを具体的に見て、個々に金を使うことをはっきり申上げます。

かく私は第一には租税の公平化、第二には補給金の徹底的削減、第三には金融の合理化、公共化と相当程度の統制。これが私の考えている財政政策であります。あまり準備がありませんので思いついたことを申しました。なお、今日は貯蓄の推進の会でありますので、貯蓄を大蔵大臣として心から御願いするということを最後に申上げておきます。日本経済の復興にはどうしても金がいります。昨年は四千億以上の貯蓄増加が出来たが、今年はさきほどいったように財政経済の事情で二千五百億円を予定しています。昨年より減っていますが、二千五百億円は是非とも皆さんの手で貯蓄していただきたいと思うのであります。二千五百億の貯蓄が出来ればさきほど申しました財政経済諸施策と相まって、一年間苦難の道を踏めば、そのつぎには明るい場面が非常に増えてくることをお誓いします。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―九。

(32)　デラ台風災害に関する復旧費の応急措置について

（昭和二四年七月八日閣議了解）

デラ台風災害に関する復旧費の応急措置について

デラ台風関係災害復旧費に対して、国庫負担金の追加と、地方債発行総額の拡張を行うこととするが、これが決定には、折衝と時日を必要とするから差当り、左の措置を講じ災害対策に遺憾なきを期することとする。

㈠、既定公共事業費のうち未だ認証の済んでいない一般事業費中からとりあえず十億円を目途として本災害復旧費に流用すること。この場合においても過年度災害復旧費については、手を触れず一般事業費について検討を加えるものとすること。なお、これによって流用したものについては、公共事業費の予算が増額した場合に元に戻すこと。

㈡、前項の額に対する地方負担分については、本年度地方債の公共事業費のワク百十九億円のうちより五億円程度の起債を承認すること。

㈢、地方単独事業について保留してある十一億円のうちから地方債を承認すること。

㈣、㈠については、各省別、各県別の見込額を七月中に決定し、㈡及び㈢については、それと併行して行うこと。

㈤、特に緊急の必要あるものに対しては、特に金額の多額に上る県に対し、㈠乃至㈢を見返りとして預金部資金の短期融資を行うこととし、その額は十億円とし、県別貸付額を各省協議の上本月八日に決定し、県に通知すること。

備考

既定の公共事業費中過年度災害関係分につき第三、四半期以降の分をこの際可及的に繰上認証すること。

（注意）

本件は司令部の承認あるまで発表しないこと。

編注　デラ台風災害復旧費は、七月二二日の閣議決定により、公共事業予算の認証残額中一二億円を使用することとなった（大蔵省資料Z六二〇―七六）。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七六。

(33)　ジュディス台風災害に関する復旧費の応急措置について

（昭和二四年八月二五日閣議了解）

ジュディス台風災害に関する復旧費の応急措置について

（昭和二四、八、二五閣議了解）

ジュディス台風関係災害復旧に対して差当り六億円を支出するものとする。

右六億円に対しては将来公共事業費第四期分より四億円の繰上使用と地方債二億円の承認とにより確保するものとする。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七六。

(34)　キティ台風の災害復旧費について

（昭和二四年九月九日閣議了解）

キティ台風の災害復旧費について（昭二四、九、九閣議了解）

一、さしあたり事業費総額二十一億円とすること。

国庫負担（公共事業費）　十二億円

右に伴う起債　六億円

府県単独事業の起債　三億円

計　二十一億円

二、右の二十一億円を限度として、預金部資金より短期融通を行うこと。

三、右融通の見返財源としては、公共事業費については既定の公共事業費の組替によるものとし、起債九億円については、起債の枠二百三十三億円のうちから賄うものとすること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七六。

(35)　台風被害復旧措置について

（昭和二四年九月一三日閣議決定）

台風被害復旧措置について（昭二四、九、一三閣議決定）

一、デラ台風被害復旧費として公共事業費十二億円を第四、四半期公共事業費より繰上認証することとする。内訳は別紙一、の通りである。

二、更にデラ台風による被害復旧費追加分及「ヘスター」「ジュディス」「キティ」台風被害に対する復旧のため直轄事業費として二、一三四、〇〇〇千円計二、六〇〇、〇〇〇千円を第四、四半期公共事業費より繰上認証を行う。内訳は別紙の通りである。

三、右措置に伴い預金部より左記の通り短期融資を行うものとする。（既に閣議決定のものを含む。）

記

	短期融資額	公共事業費補助	地方起債
デラ追加	二・〇一億円	一・三四億円	〇・六七億円
ヘスター	六・〇〇〃	四・〇〇〃	二・〇〇〃
ジュディス	六・〇〇〃	四・〇〇〃	二・〇〇〃
キティ	二一・〇〇〃	一二・〇〇〃	九・〇〇〃
計	三五・〇一〃	二一・三四〃	一三・六七〃

（別紙省略―編者）

出所　大蔵省資料Z六二〇―七六。

2　昭和二四年度補正・昭和二五年度本予算

(1)　昭和二五年度財政予想表（第一次案）

（昭和二四年五月一六日主計局企画課）

昭和二五年度財政予想表（第一次案）（二四、五、一六企画課）

（説明）

一、二四年度予算を基礎として別表（表1―Ⅰ、Ⅱ―引用者）に示す如く昭和二五年度の予算を推定したが、その算出に当って見込んだ条件は左の如くである。

(1)　債務償還的経費については、財政法に規定する剰余金を財源とする国債の償還及貿易資金の借入金の返還未済額を計上するに止め、積極的に国家の債務を減少する措置は取らない。

(2)　価格調整的経費については、経済復興計画に於て二六年度迄に安定価格体系の実現を期している点等をも考慮し、企業の整備合理化と自立採算の基盤の確立とを、略達成する事を目途とし、補給金産業のコスト切下げと、重要生産財と消費財、農産物価と鉱工品物価の不均衡の是正をはかる事に依り積極的に削減することを考えた。

但し、この結果が全体的な物価水準の騰貴となり賃銀の引上を誘起する結果となってはこの面からインフレーションの昂進を予想されるので、飽く迄現在の物価賃銀水準を維持する事を原則とし一部基礎的物資の価格引上は高次産業の吸収し得る限度に止めた。

(3)　その他の一般的経費については、事業費の変化行政整理の影響等実質的増減につき可能なる限り予想される変化を織込んだ。

二、上記の様な前提に基いて算出された二五年度予算歳出総額は五、五〇四億となり二四年度予算に比し、約一、五四四億の縮小が予想される。その減少額の内容は、債務償還的経費に於て、約七六三億、価格調整的経費に於て約七四二

表1　昭和25年度財政予想表（第一次案）（24.5.16 企画課）

Ⅰ　歳出　　（単位　百万円）

事項	債務償還的経費		価格調整的経費		その他経費		計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
終戦処理費	17,443	—	—	—	107,787	100,250	125,230	100,250
賠償施設処理費	—	—	—	—	2,663	2,480	2,663	2,480
特殊財産処理費	—	—	—	—	1,718	586	1,718	586
解除物件処理費	—	—	—	—	199	66	199	66
物資及物価調整事務費	3,275	—	—	—	3,817	6,849	7,092	6,849
公団交付金	3,275	—	—	—	—	3,380	3,275	3,380
その他	—	—	—	—	3,817	3,469	3,817	3,469
公共事業費	—	—	—	—	51,870	61,870	51,870	61,870
出資及投資関係							84,218	35,857
復金	30,000	—	—	—	—	—	30,000	—
公団	—	—	—	—	6,947	6,947	6,947	6,947
貿易会計	25,000	5,000	—	—	15,000	20,000	40,000	25,000
貴金属会計	500	—	—	—	2,133	2,133	2,633	2,133
農業共済	—	—	—	—	851	851	851	851
印刷局	800	—	—	—	—	—	800	—
国民金融公社	1,300	—	—	—	—	—	1,300	—
閉鎖機関	—	—	—	—	1	10	1	10
特別経理会社	—	—	—	—	162	2	162	2
閉鎖貸付	—	—	—	—	10	—	10	—
開拓者資金	186	—	—	—	1,328	914	1,514	914
地方配付税配付金	—	—	—	—	57,700	57,700	57,700	57,700
小学校教員国庫負担金	—	—	—	—	13,553	13,434	13,553	13,434
新制中学実施費	—	—	—	—	8,392	8,708	8,392	8,708
定時制高校実施費	—	—	—	—	568	568	568	568
生活保護費	—	—	—	—	11,520	11,865	11,520	11,865
児童保護費	—	—	—	—	956	1,096	956	1,096
国民健康保険費	—	—	—	—	913	1,304	913	1,304
失業対策費	—	—	—	—	2,974	3,474	2,974	3,474
同胞引揚費	—	—	—	—	6,289	378	6,289	378
帰還輸送	—	—	—	—	1,256	0	1,256	0
その他	—	—	—	—	5,033	378	5,033	378
農地改革費	—	—	—	—	3,655	1,828	3,655	1,828
食糧供出関係費	—	—	—	—	3,996	3,996	3,996	3,996
政府関係機関損失補償	—	—	9,165	8,665	3,752	400	12,917	9,065
預金部管	—	—	—	—	3,752	400	3,752	400
食船船運営会	—	—	2,898	2,398	—	—	2,898	2,398
	—	—	6,267	6,267	—	—	6,267	6,267
価格調整費	15,000	—	187,200	113,500	—	—	202,200	113,500
安定帯物資	15,000	—	100,200	50,000	—	—	115,200	50,000
輸入物資	—	—	83,300	63,500	—	—	83,300	63,500
塩補給金	—	—	3,700	—	—	—	3,700	—
刑務収容費	—	—	—	—	2,329	2,479	2,329	2,479
刑務所作業費	—	—	—	—	533	700	533	700
徴税費	—	—	—	—	13,851	13,465	13,851	13,465
国債費	3,781	15,980	—	—	9,855	9,712	13,636	25,692
職員宿舎	—	—	—	—	1,100	1,100	1,100	1,100
年金恩給	—	—	—	—	2,991	2,991	2,991	2,991
雑件	—	—	—	—	71,604	71,697	71,604	71,697
行政整理による減	—	—	—	—	—	△ 2,551	—	△ 2,551
計	97,285	20,980	196,365	122,165	411,017	407,302	704,667	550,447

表1－Ⅱ　収支バランス　　（単位　百万円）

	24年度	25年度	差引増△減
歳出	704,667	550,447	△154,220
剰余金	267	0	△ 267
計	704,934	550,447	△154,487
歳入(税以外)			
専売益金	120,977	128,825	7,848
官業収入	4,927	4,501	△ 426
官有財産収入	4,969	3,669	△ 1,300
雑収入	48,377	25,606	△ 22,771
特別会計受入金	4,951	2,860	△ 2,091
復金納付金	8,590	0	△ 8,590
価格差益	10,185	1,731	△ 8,454
其の他			
特別収入	7,938	2,550	△ 5,388
終戦処理収入	4,735	2,527	△ 2,208
解除物件収入	3,178	0	△ 3,178
其の他			
前年度剰余金	3,085	24,398	21,313
計	190,274	189,549	△ 725
差引(租税及印紙収入)	514,660	360,898	△153,762

億でその他の一般的経費は殆んど増減がない。

債務償還的経費の減少七六三億の中、終戦処理費及価格調整費に於て二四年度予算に計上された二三年度持越の分三二四億は当然二四年度限りのものであり、復金その他政府機関及特別会計に対する出資投資金も復金及貿易資金の改廃に依る清算的なものが大部分であり、実際的に国民経済に大きな影響を与える様なものではない。

又一般的な経費は個々の項目に於ては増減はあるが全体として二四年度と略同額であるからこの点も略問題はない。

そこで残った価格調整的経費の減七五〇億であるが之に依る物価の変動はどの様であるか、以下二五年度価格調整費の見積りを基礎にして、検討を加える。

三、二五年度価格調整費推計額の詳細は別表（表2―引用者）に示す通りであるが、この場合価格の変動を前提したものは次の通りである。

(1)　特定産業向石炭

二五年度当初に於て特定産業向石炭に対する補給金支出の手続は之を取止める。現在の特定産業中船舶焚料、鉄鋼、硫安、ソーダ等はそれ自身又はその製品の段階で補給金を支給されているのであるから石炭に対する補給等は、本来鉄鋼なり、硫安なりに支給すべきものを石炭の段階で支給しているに過ぎない。之に依て補給金の節約が出来るという議論もあるが、この際補給金操作の簡素化の上からも、特産向石炭に対する補給金は廃止する事が望ましい。これに依り特定産業の石炭購入価格は、現在の平均一、五一三円から四、一九三円と二・七八倍程度の値上りとなるが、鉄鋼、硫安、は夫々の段階で調整するから問題とならない。船舶焚料は炭価値上り相当分だけ船舶運営会に対する補助が増加する事になる。

ガス、コークス及ソーダ向石炭は二四年度中に廃止を行う事が考えられているが、ガス及コークスは現在の一・九倍程度、ソーダはソーダ灰で一・七倍、苛性ソーダ一・七倍程度現行消費価格を上廻る事になろう。（但しソーダの補給金廃止も含めて。）

(2)　鉄鋼

生産者価格に於ては二五年度生産増加見込によれば（銑鉄二、五〇〇千トン、普通鋼鋼材二、三二〇千トン）対二四年増加比、銑鉄一三二%、鋼材一二二%となるので之に依る操業度修正を行い、原単位は二四年度のものをそのままとした。

又鉄鋼の消費者価格は現在、戦前の価格に比しても国際価格に比しても相対的に著しく低位にあるので、之を是正する事を考え二四年度中に現在の三五%、二五年度初に現在の七〇%上げの線迄引上げる。但し製鋼用銑鉄は現在の鋳物銑価格屯当五、一五〇円の線で止める事とする。

(3)　肥料

消費者価格は三〇%引上げる。

表２　昭和25年度価格調整費所要額見込（案）

事項			A 数量	対24年度比率	B 補給金単価	対24年度比率	A×B 補給金所要額	対24年度比率
			屯	%	円	%	千円	%
A安定帯物資	石炭	船舶用炭	1,469,700	115.0	2,760	100.0	4,056,372	115.0
	肥料	硫安	1,106,700	95.4	2,732	30.4	3,023,504	29.0
		石灰窒素	314,500	98.2	4,945	44.7	1,555,203	43.9
		過燐酸石灰	1,181,920	98.3	2,451	51.5	2,896,886	50.7
		肥料コークス	2,443,000	(新)	2,500	(新)	6,107,500	(新)
		小計					17,639,465	
	鉄鋼	鋳物銑	730,000	155.3	2,612	32.4	1,906,760	50.3
		製鋼	1,890,000	132.1	6,467	67.3	12,222,630	89.0
		鋼材	1,800,000	121.7	1,046	7.9	1,882,800	9.6
		製鉄用コークス	5,773,000	(新)	2,800	(新)	16,164,400	(新)
		小計					32,176,590	
	合計						49,816,055	
B輸入物資	食糧	小麦	1,700,000	100.0	13,979		23,764,300	86.8
		小麦粉	5,000	100.0	22,577		112,885	84.6
		雑穀	580,000	100.0	10,800		6,264,000	86.3
		米	100,000	100.0	29,745		2,974,500	90.8
		大豆	180,000	100.0	14,981		2,696,580	85.4
		大豆粕	75,000	100.0	20,989		1,574,175	95.1
		粉乳	15,000	100.0	82,163	100.0	1,232,445	100.0
		小計					38,618,885	
	肥料	硝安	343,373	100.0	22,448		7,708,037	
	工業原料	炭石	1,600,000	100.0	3,773	100.0	6,036,800	
		鉄鉱石	2,400,000	130.0	4,570	100.0	10,968,000	130.0
		小計					24,712,837	
	合計						63,331,722	
	総計						113,147,777	

(4) 銅、及ソーダ
補給金支給を全廃する。

(5) 輸入補給金
主要食糧の輸入数量は二四年度と同一とみて、払下価格の一〇%引上げを考えた。之は農業パリティが現在の一四三・一六から一〇%程度引上げられるものと考え、之に符節を合したものである。
食用及工業用油脂は現在の油脂プール一〇〇億に比し輸入量は僅かであるから、出来得れば二四年度中に補給品目からおとす。
肥料は硝安を残し他は全部補給金を廃止する。
工業用原料は石炭及鉄鉱石以外は全部補給金を廃止する。
繊維その他の物資は全部補給金を廃止する。

(6) 鉄道貨物運賃は一応変えない事にしたが、貨物運賃を引上げ旅客を引下げる事も考えられる。之に附随して海上運賃の引上げも考慮すべきであろう。

四、三の措置により消費者価格の引上げの予想されるものは、次の如くである。

ガス料金	二・〇倍	コークス	一・八倍
鋳物用銑鉄	一・七倍	鋼材	一・七倍
銅	一・八倍		
肥料	一・三倍		
ソーダ灰	一・七倍	苛性ソーダ	一・七倍
主要食糧	一・一倍	油脂	一・〇四倍
加里塩	三・五倍	燐鉱石	三・六倍
黒鉛	二・〇倍	コプラ	二・一倍
原棉	二・八倍	ラミー	三・〇倍
ジュート	四・〇倍	マニラ麻	四・〇倍
生ゴム	二・二倍		

以上の中直接家計費に影響するものは、家庭用ガス料金、主要食糧価格である。之に依る家計費の膨張は計算上三～四%である。

その他の物資は多く原料として使用されるものであるから最終製品に到る迄の中間段階で略吸収し得るであろう。即二五年度に於ては、戦前基準生産指数二四年度七四%から二五年度八八%と略二〇%程度の生産増加が見込まれる上、二四年度中に相当進行すると思われる企業整備合理化及期待される取引高税撤廃等の減税措置を考慮すれば公定価格を引下げ得るものも相当あるものと思われ、全体の物価水準は略維持されると見られる。二四年度中のディスインフレーションの政策が企業の経理面に如何なる影響を齎すかが問題であるが、ある程度安定恐慌的傾向が表われるとすれば物価は寧ろ下り気味となろう。この様な傾向が相当に表われるとすれば鉄鋼の七〇%引上げ等は需要の面から抑えられる事も考えられるが、物価体系の均衡からいえば一般的に生産財の価格の引上げと消費財価格の引下げが寧ろ望ましい事である。もとより鉄鋼、コークスの価格の引上げは機械の価格の引上げを止むなくさせるであろうが、機械部門は現在最も過剰設備を有しているから、集中生産が相当軌道に乗れば現在の価格で略問題はないと思われる。
輸出機械に就ては大体三六〇円のレートで採算可能である。
肥料一・三倍、加里塩三・五倍の値上げ及原棉引上げに依る綿製品の値上りは農業パリティに影響せずには置くまい。併し原棉の値上げは出来るだけ加工段階で吸収させると共に、配給数量を若干増加すれば実質的に農家家計費に及ぼす影響は少いであろう。肥料の農業パリティに占めるウェイトは僅かであるから（約八%程度）、総体として農業パリティ一〇%の引上げを見ておけば略充分と見られる。

五、以上の様な物価及家計費面への影響を綜合して考えて見ると略現在の名目賃銀を維持すれば現在の実質賃銀は維持出来ると見られるが、勿論ある程度消費水準の向上も計らねばならぬと思われるのでこの点は勤労所得税の減免に依る事を期待する。
実際別表のⅡ収支バランスに見る通り二五年度租税及印紙収入は三、六〇〇億程度迄縮小し得るので二四年度に比し一、五三七億の軽減となる。一方国民所得は二四年度に比し一五%程度の増加が見込まれるから、此の点を考慮すれば全体として相当の租税軽減が可能であると見られる。
出所　大蔵省資料Z五〇一―四六。

(2) 今後採るべき経済施策について（昭和二四年七月頃主計局）

今後採るべき経済施策について

一、昭和二十四年度予算の編成を中心として推進された経済安定計画、殊に財政金融の徹底的健全化方策―所謂ドッヂライン―は実施後未だ幾らも経たないが既にその効果を強力に発揮している。例えば
(1) 通貨は三〇〇〇億円前後で増勢を全く停止し最近は寧ろ収縮せんとする傾向を示し
(2) 国民の通貨に対する信用も回復して貯蓄も着実な増加振り（五、六月何れも三〇〇億を突破）を示している。
(3) 物価の動きは一部物資の公定価格改訂が行われた以外は殆ど停滞し特に闇物価は生産財も消費財も共に低落傾向を辿り公定価格との懸隔は愈々縮小乃至解消しつつあり、中には公定価格割れのものも尠くない。
(4) 貨金も一時の顕著な跛行的騰勢が殆ど停止し地方的には微落さえ示している。
(5) また企業の合理化も一部では相当進捗し例えば石炭の例（坑夫一人当りの出炭量は従来の月六トン強から最近は八トン程度の水準に近づきつつある）に最も顕著に見る如く生産増加によるコスト引下げの努力が懸命試みられ、他方企業整備も漸く進展を示している。
すなわち大勢としてインフレの進行は全く抑止され、物価及び貨金の悪循環は遮断され、経済の合理化もその緒につき安定の見透はここに確立されたものと観ることが出来る。

二、然し他面、久しい間のインフレからディスインフレへの転換が急激であり、強力なものであっただけにその影響も大きく過渡期に際し幾多の困難な問題も惹起されている。これは当然予想されたことでもあったが、最近の海外市

況の推移も加わって問題を一層深刻にしている。

(一) 先ず問題になるのは金融の梗塞、就中企業における金詰りである。但しその原因は必らずしも単純ではなく、資金の供給側のみに帰すべきではないが、この面においても

(1) 政府収支は一般会計において四月以降相当の引上げ超過（約一九〇億円）となっているが特別会計における撒布超過がこの一般会計の引上超過を略相殺しており、前年度剰余金約四〇〇億を合して国庫は多額の余裕金を擁している。他方最近における郵便貯金の顕著な増勢もあり預金部資金は相当の増加（年度初来約一二〇億円）となり遊資は巨額（約三〇〇億円）に達している。これらは資金の政府関係への偏在を如実に示すものである。

(2) 国庫余裕金は指定預金の活用等により極力金融機関に放出されているが、金融機関は兎角融資を手控え勝ちであり、五月末迄に資金の日銀への還流傾向が顕著である。復金による計画的融資が停止された今日企業への資金の供給は主として一般金融機関に依存しこれに対する資金需要は頗る多いが転換期に際し金融機関が経済界の先行につき必らずしも明確な見透を持ち得ず、特に海外市況の不振は輸出の前途を不安に陥れること、企業は未だ合理化の途上にあり採算ベースに乗る有利健全なものでも前途が不安視されていること等が金融機関をして融資を抑制せしめ、企業の金詰りを激化しているのである。

採算本位の融資の選択が企業の合理化を一層促進する要因となることは勿論であるが、それも度を失すると却って真面目な企業の合理化の努力を阻み、正常な企業活動をすら麻痺せしめるに至る危険もある。

(二) 公共事業、鉄道や通信関係の建設事業等による政府需要の削減は均衡予算の確立の為当然の已むを得ざる要請であったが、これによる所謂有効需要の減退が関連産業に及ぼした影響も大きく、重要企業で存立の危機に直面しているものも見受けられる。またその影響は基礎産業その他一般産業に波及する惧れもある。尤も予算上この有効需要の減退を補わんとするのが、米国対日援助見返資金の運用であり、ここに相当の期待を持たれているが、その運用は諸般の事情から相当遅延している実情である。かくて、インフレの抑止に伴う一般購買力の枯渇も当然有効需要の減退、金融機関による融資（殊に設備資金）の手控えに拍車をかけている。

(三) 尤も国内で有効需要が減退してもこれを輸出増加に振向けることができれば問題は簡単であり、寧ろ国内では消費を極力節約すると共に企業の合理化を断行し、輸出を最大限に強行することがドッヂライン本来の目標であった。然るにたまたまその実施と時を同じくして海外の不況は深刻化し、期待された輸出は必然的に振わず（五月の輸出契約高は二千五百万弗と従来に比し半減した）既約定のものすらキャンセルされるものが続出している。この状態において輸出を強行するためには更に合理化の目標を引上げなければならないが、それは必らずしも容易なことではない。

(四) 以上のような内外の情勢を反映し国内の正常な経済循環は稍もすれば阻害される惧もないではない。その影響は

(1) 先ず企業相互間における巨額の未払金、未収金の累増に現われており、企業の金繰りは愈々圧迫され、賃金不払事件も著増しつつある。

(2) 各種商品の滞貨の累積も巨大化して来た。最も顕著な例は石炭（五月末の貯炭量は二、三一八千トンに達し現在の勢では八月末に四〇〇〇千トンに達する見込と伝えられている）であり、銅、機械器具、繊維類（貿易公団の五月末滞貨三四一億円の内二八六億円は繊維関係）も著しい。

(3) 次で生産面にも既にその影響が現われ、四月に戦後最高の水準に達した生産指数は五月には相当低落し（七一・九が六八・一と約五%低落し、中でも機械工業の一三%減が顕著である）今後の成行を注目されている。尤も例えば石炭（ストライキの影響を除けば）その他比較的好調なものもあるが、これは有効需要に適合しない生産計画自体の不調和を示すものであって、滞貨累増の原因ともなっていることを看過してはならない。

(4) 問題は財政面にもある。経済循環の不円滑化は企業会計、公団その他政府諸機関の赤字を招き財政を圧迫すると共に国民所得が減少すれば歳入の確保にも困難を来すこととなる惧がある。

(五) 以上の現象は企業に対する合理化の要請を愈々強からしめるが、その強行により失業者は増加し、労働攻勢は激化することが憂えられる。

これを要するに所謂ドッヂラインは一応その第一次的な目的たるインフレの収束、経済の基盤の安定化に一応成功したが、同時に、当然予定されていたことではあるが、その実施に際し、幾多の困難な問題を惹起し、殊にその狙いであった国内購買力を抑制し、輸出の増加を強行しようとした意図が、最近頓に深刻化した海外市場の悪化に阻まれ、国内の諸情勢とも相俟って予期してきた以上のデフレ的傾向を生じて来ているものと考える。

三、最近の経済の推移は右に述べた如くであるが、今日海外市況の深刻化による輸出不振と国内におけるデフレ的傾向を憂うるの余り一部では政策転換の必要を説き、既にドッヂラインの緩和を望む声もある。然しこのような安易な考え方は絶対排すべきであることは論を俟たない。

成る程海外の不況は必ずしも一時的現象ではなく、我国に対する影響も相当期間持続するものであるかもしれない。従ってこれが対策も単に一時の弥縫策であってはならない。然し輸出不振も結局は世界各国の経済が戦後のインフレから既にディスインフレの過程を了して経済再建の新な段階に入り、世界的に売手市場から買手市場に変化しつつあるのに対し、わが国では甚しく遅れをとり、今漸くディスインフレの段階に入ったに過ぎず、企業の合理化、経済の再建が未だ充分進んでいないところに原因があるのであって、これが根本的対策は一日も早くこの遅れをとり戻す為にドッヂラインによって示された経済安定計画を強行すること以外にない。

わが国経済は国際経済と離れては存立し得ないのであって、その再建も国際経済の基準において行わなければならない。当面の苦難に眩惑され、安易に政策転換を試みることによって国内的には一時経済が活況を呈するかもしれないが、それでは国際経済との聚がりに基礎を置いたわが国経済の真の安定復興は望むべくもないのである。

四、然し乍ら、勿論当面起っている諸現象に対して徒らに目を蔽ってはならない。現在起っている事態をその儘放置すればその傾向は益々強くなり、何等かの衝撃により恐慌的事態に陥る事も絶無とはしないのであって、かくてはドッヂラインの所期の目標とは程遠いものとなろう。従って既に齎らされた経済安定の基盤の上に立って飽く迄も既定の企業の合理化、経済運営の合理化を強力に推進しつつも、その目標達成の過程において派生する混乱と矛盾とに対しては基本的方針との調和を害しない限り随時機動的な対策を講じ問題を解決して行かなければならない。

(一) この意味で先ず金融が問題である。前述した最近の金融事情は実はディスインフレによる要請を遥かに超えて引締りを見せているのであって当面これを適当な程度に緩和することが最も急を要する。これが為には

(1) 最近の国庫の収支状況にも頗み国庫余裕金の活用、政府支払の促進その他に一層力を用いる必要があり、殊に対日援助見返資金の運用を早急に決定し実施に移すことが切に期待される。

(2) 金融政策の面では日銀オペレーションの積極化、所謂高率適用割及融資規正の緩和、融資斡旋の積極化等による一般金融の円滑化についても勿論であるが、そこには市中金融機関の性格から考えて自ら限界もあるので、目下徒らに巨額の遊資を擁している預金部資金の積極的活用、復金の回収金を基礎とした融資保証制の活用その他特殊金融の疏通対策を講じ、これらが相俟って設備資金、運転資金その他当面緊要な資金の供給を確保し得るよう早急に効果の実現を期しなければならない。

(二) 次に経済の実体面に触れるものとしてこの際国内において或程度不当に抑えられた有効需要を振起することが考慮されなければならない。これが為には、直接国民の消費的購買力を増加するインフレ的手段の許されないことは勿論として、この際なるべく生産資材に対する有効需要を喚起すると共に雇備機会の増大により失業対策としても寄与し得ることを重視し、例えば電源開発、鉄道電化、輸送通信施設の改良、住宅建築、農地改良その他各種の公共事業等長期建設事業を推進し、将来における経済復興の基盤

を培養することが緊要である。

これらについて差当り援助見返資金の運用に当って前記の如き建設的事業に対する直接投資を行うこととすると共に要すれば将来の予算補正の機会においても最少限度の災害復旧の要請も無視することができないであろう。

なおこれら事業の中には鉄道電化、輸送通信施設の改良等本年度予算編成に際し峻厳な査定を受けたものが多いが、これは当時予算編成の早々の間のことでもあったし、今日の事態に即し、見返資金の運用として或は予算補正の際均衡予算の枠内でこれを処理することは決して基本方針に背くものではないと考える。

(三) 次に累積しつつある各種の商品の滞貨を整理し経済の正常な流通に資する必要がある。これがためには

(1) 当面何等かの金融措置も必要であり、特に差当りは需要が尠なくても、近い将来において内外の需要が回復することの明瞭な特定の物資については政府機関による買上げ、保証付金融、場合によっては見返資金の活用等も考慮せられるが、他方

(2) 物資に関する現行の煩瑣な経済統制が有効需要の発生を抑制している面も尠くないのでこの際原則として統制を廃止し、新しい消費分野を拓くことによって滞貨の整理を促進すべきである。例えば石炭について国管及び配炭公団を廃止し、その配給及び価格を原則として自由に委ね、これにより一般的な需要を振起することが適例であるが、輸出品の統制を緩和し当面輸出の見込のない滞貨を国内に放出することも考慮せられる。その他主食、肥料等現在需給が逼迫し統制の必要が厳存するもの、或は近い将来に需給が逼迫することが極めて明瞭なもの等、最少必要限度の範囲を残し、生産、配給及び価格の各面に亘り思い切って統制を整理し、特に非能率な公団制度はできるだけ速かに廃止したい。

物資に関する統制の廃止は物資の需給が緩和し市場が買手市場に転換しつつある今日、経済を自然な競争原理に基く合理的運営に復せしめる所以であり、経済の動向を購買力の調節によって基本的に制御しようとするドッヂラインの本来の趣旨に副うものである。

(四) 従ってこの際生産計画も有効需要に適応し物資相互間に調和のとれた合理的なものに速かに改訂し企業の向うべき方途を明瞭にしなければならない。単に指数の増大のみを誇り徒らに滞貨の累積を見るような機械的増産主義を深く反省すべきである。

(五) 輸出入計画も新事態に即し根本的に改訂する必要がある。然し我国としては輸出最優先の原則は飽く迄も貫かなければならないのであって、悪条件の下にできるだけ多くの輸出実績を挙げるよう最大の努力をここに集中しなければならない。これがためには対外取引条件を改善して盲貿易の打開に努めると共にフロアプライスの引下げ、輸出補償制の実施等何等かの補強策が必要である。

他面輸入については、輸出の現状にも顧み、いやしくも不要不急の物資についてはその輸入を抑制し外貨収支の改善を図ることに一層意を用いなければならない。

以上述べるところは繰返す迄もなく決してディスインフレの枠を逸脱し、またドッヂラインの基本にもとるものではない。寧ろその本来意図するところを円滑に実現するために必要な機動的措置に外ならない。

五、これらの措置により、過渡的に派生する現象に対処しつつ、既に築かれた経済安定の基盤の上に経済の合理化と再建を飽く迄も推進して行きたいが、その場合最も重要な問題として価格調整補給金の縮減の問題がある。

(一) 価格調整補給金は戦後低物価政策の堅持の必要と操業率の低下、原料条件の激変等のため已むを得ざるものとしてその金額も次第に巨大なものになって来たが、それは本来需要供給の関係を全く無視した極めて不自然な制度であり、企業をして自主性を喪失せしめ、経済の合理的運営を妨げること甚だしい。また他方所得配分の観点からもその現状は既に正常なる徴税能力の限界を超ゆるものとして夙にその縮減乃至廃止が問題にされてきた。殊に単一為替レートの設定は国内価格の国際価格への鞘寄せを不可避

とするものであり、この点からもその廃止は時期の問題である。

(二) たまたま本年度予算の編成に際しては安定帯物資価格補給金一、〇〇二億円、同前年度繰越分一五〇億円の外に、新たに一般会計に計上された輸入補給金八七〇億円を合して二、〇二二億円となり、一般会計歳出総額の三分の一を占めるに至っている。これは一には単一為替レートの設定に際し国内価格体系に一時に急激な影響を与えることを避ける趣旨と、一には予算編成に際し本年度の画期的試みである総合予算の真の均衡を確立する急務に追われて租税制度の検討が一時見送られ、所得配分の問題としての価格調整補給金の検討も後日に譲られた結果、差し当りは現行制度を踏襲することとし、生産数量の増大等もあって膨脹も已むを得なかったのである。しかしこれを逐次縮減していくことが予算編成当時からの既定の方針であり、機会があれば本年度内においてもこれを相当縮減することが期待されていた。

(三) その後の推移により前記の如く経済安定の基盤も確立され、価格調整補給金の大幅な縮減を可能とする段階が到来したと考える。勿論安定帯物資の補給金も輸入補給金も一挙にこれを全廃することは影響が大きいから未だその時期でない。昭和二十六年度初までに全廃することを目途として二十五年度には概ね半減し、本年度中においても逐次可能なものから廃止乃至縮減する程度の漸進的計画を以て臨む必要がある。その具体的計画については目下所管の経済安定本部、物価庁を中心として検討中であるが、大蔵省の研究によれば、差当り本年度中において

(1) 安定帯物資関係では、ガス用（七月以降）及びコークス用炭（十月以降）、銅（十月以降）、ソーダ（八月以降）等の補給金の廃止、鉄鋼類の消費者価格引上げ（八月以降、五〇%）、肥料類の消費者価格引上げ（一月以降、六〇%）、主食以外向肥料の補給金廃止（八月以降）等によって約一三〇億円程度の節約が可能であり、

(2) 輸入補給金でも、最近におけるドル価格の低落、マニラ麻、生ゴム、コプラ等特定の品目の整理、パリティ上昇に伴う食料補給金の節減、肥料関係補給金の節減等によって約二一八億円の減額を期待し得、合計三四八億円程度の節約が可能な見込みである。しかも、補給金削減の影響は比較的軽く、生計費に対しては三―四%程度に止まる。生産材についても企業合理化等による吸収を考慮すれば、その一般物価への影響は概ね微少であり、最近の市場の状勢においては、寧ろキャンセルされる面も多いと想像される。

(四) この価格調整補給金の節約額は、当然減税に充当し得るものであるが、予算的に考察すれば財源としてはこの外に前年度剰余金、国有綿布払下差益、国有財産払下の増加等もあり本年度内に約七〇〇億円の財源があり、他方歳出の面でも公共事業費、失業対策費の増加をはじめ、薪炭需給特別会計、公団その他の赤字補塡その他行政部費の増加等当然考慮すべき要請合計約四〇〇億円があるから、結局三〇〇億円程度を国民負担の調整に振り向けることができる計算である。

(五) しかし、これは単なる減税ではない。結局国民の所得配分の調整に他ならないのであって、国民全体としては負担の増減はない。即ち、経済運営の合理化の見地から租税負担の一部を価格による負担に置き換えるものであって、しかもその負担は価格体系の内部において極めて自然に、合理的に調整されることを期待できるのである。勿論これによって既に徴税能力の限界に近づいている租税体系も合理化され、就中所得税については、税率の実質的引下が可能となり、他面課税所得の把握率の向上も容易になるから一層租税負担の公平化を期待し得るのであって、国民生活の明朗化にも資するところ極めて大きいと考える。

以上述べたような構想に基く昭和二十四年度予算補正案及び租税制度改革案については具体案を用意しているが、この際是非ともこれが実現を計りたい。

編注　タイプ及び謄写刷りの原案にペン書きの訂正ある文書に、河野主計局長筆蹟の鉛筆書き訂正を加えた文書、日付、作成者は不明であるが、内容からみて二四年七月頃主計局の作成と推定される。

出所　大蔵省資料Z五〇一―四三。

(3) 昭和二十五年度歳入、歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の提出について

(昭和二四年七月一二日閣議決定)

昭和二十五年度歳入、歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の提出について

(昭和二四、七、一二閣議決定)

歳入、歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の提出は、各般の事情により、最近数年来、その提出が遅れ、そのため予算の編成及び成立を遅延せしめ、財政上支障を来す虞が多かった。この弊を除くため、各省各庁は、その所掌に係る昭和二十五年度一般会計、特別会計の歳入、歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の提出につき予算、決算及び会計令第八条の定める期限（八月末日）を厳守すること。

なお、右書類作成手続上の細目については、別途大蔵省の定めるところによること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七五。

(4) 昭和二十五年度予算編成方針案

(昭和二四年八月二日主計局)

昭和二十五年度予算編成方針（昭和二四、八、二）

昭和二十五年度予算編成に際しては、総合予算の真の均衡をあくまで堅持し、既にその緒についた経済安定を確保するとともに、経済基盤の充実と輸出貿易の振興とを基軸として、経済の合理的かつ自主的運営態勢を推進することを建前とし、左記基本方針によって処理する。

一、総合予算の真の均衡と財政規模の縮減

一般及び特別会計、地方並に政府関係諸機関を通じて厳に収支の均衡を確保し、財政面よりするインフレの再発を防ぐとともに、極力財政規模の縮減を図り、財政の国民経済に対する干与を最少限度に制約する。これがため

(1) 一般会計歳出総額を合理的に改正せられた税制に基く租税収入及びその他の普通歳入の範囲内に止めると共に、企業会計の収支を一層合理化する。

(2) 行政機構改変後における効率の調査等にもとづき、更に一層権限の重複を省き、事務を簡素化する。

(3) 従来実施にかかる既定の経費についても、今後の事態に照して根本的に再検討を加え、社会経済上緊急止むを得ない新規の経費の財源を捻出し、標準予算の範囲内において最も効率的な国政の運用を図る。

二、価格調整費の削減と統制の改廃

(1) 内外の物価情勢に即応しつつ価格調整補給金を大幅に削減し、企業の自主化を促進する。

(2) 主食輸入物資その他需給の逼迫している最少限度の物資を除き、生産配給及び価格に関する統制を大幅に撤廃又は緩和すると共に、とくに公団その他統制機構を徹底的に整理改善し財政負担の軽減に資する。

三、経済基盤の充実と失業対策

安定せる経済基盤の上に自立復興の基礎を養い、産業の振興による雇傭機会の増大により失業の積極的吸収を図る。

これがため

(1) 公共事業に関しては、直接および間接の雇傭吸収力を考慮しつつ、国土資源の維持、災害の復旧、交通通信及び教育関係施設の改善に重点を置く。

(2) 輸出の振興については、海外市場の適確なる把握と関連産業の合理化等により極力市場の拡大と対外競争力の充実を図る外、貿易金融の一層の疏通を期する。

(3) 失業対策としては前各号による生産的事業の実施によって失業の吸収を図る外、引続き失業応急事業等による応急的対策を併せ考慮する。

産業資金の供給については国民貯蓄の増強にまつのを原則とするが、基礎産業部門等における経済再建上緊要な資金並に前各号の経費については、必要に応じ、見返資金および預金部資金の一層効果的活用を図る。

なお一般金融機関において融通困難とする生業資金、住宅資金等社会的意義の重要な特殊金融の疏通については、必要に応じ財政資金を考慮する。

四、税制の合理化

歳出の削減による余裕財源の大部分をもって、現行各税の税率控除等を現在の経済情勢に即応するよう合理化し、国民負担の軽減をはかるとともに、徴税方法の改善、徴税能率の向上等と相まって、負担の公平と租税収入の確保とを期する。

五、地方財政の健全化

地方財政については国と同調して行政の合理化と経費の効率化につとめるとともに、極力固有財源を充実し、地方自治の強化を図る。これがため

(1) 国の財政規模の縮減による財源の一部を地方自治体に委譲する目途の下に、国税と地方税との調整、不動産課税の拡充、配付税制度の改革等地方税制の根本的改正を行う。

(2) 地方に対する補助金および負担金は徹底的にこれを整理する。

(備考)

昭和二十五年度予算は本年十二月一日国会提出を目途とするため、各省各庁は概算要求提出期限の八月末日までに大蔵省と協力して標準予算につき充分の検討を遂げること。

編注　本方針案は七月から主計局内で作成され（七月二六日付で第二案が作成されている）、本案は閣議決定直前の原案であるが、字句修正のうえ、八月六日閣議決定された。修正部分は次のとおり（大蔵省資料Z五〇一―四三）。

一(2)「権限の重複を省き」を「権限の合理的調整を行い」と訂正。

三(1)「国土資源の維持、」の次に「開発、治山治水、」を挿入。

三のなお書、「住宅資金等」を「住宅資金、中小商工業、農林資金等」と訂正。

五(1)中「不動産課税の拡充、配付税制度の改革」を削除。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―七。

(5) 昭和二十五年度予算編成方針に対する要望

(昭和二四年八月四日運輸省)

昭和二十五年度予算編成方針に対する要望（二四、八、四運輸省）

一、の(1)に関し

国有鉄道の収支を一層合理化するためにその独立採算制をより効果的に確立し、現に物価及び原価に比し不当に低位にある貨物運賃を中心として運賃改正を行う。

一、の(3)に関し

海上保安の強化についても特段の考慮を払われたい。

二、の(1)に関し

石炭価格調整補給金に関し船舶燃料炭の補給金の廃止に関しては海陸輸送調整基盤としての運賃調整問題と併せて、海陸現行運賃の合理的な改正を必要とする。

尚海陸運賃の調整及び石炭補給金の廃止に伴い、船舶運営会機構による運営方式はこれを廃止することといたしたいが、この点に関しては未だ、関係方面との了解が出来ておらない。若し運営会を存続するとすれば来年度においても相当額の補給金が必要である。

二、の(2)に関し

公団の整理に関し船舶公団は物資統制機構ではなく昨年度以来継続工事中の船舶を船主と共同で保有する機関であるに止まるので共有関係を急激に中止することは船主に致命的な影響を及ぼすか、或いは国庫に莫大な損失を及ぼすのでこれを来年度においても存続せしめることとしたい。

三、の(1)に関し

「交通」とは港湾、鉄道軌道、国際観光施設等を含む運輸施設と了解する。

三、の(2)に関し

「輸出の振興」とあるがこれを「輸出の振興及び貿易外収入の増大」と改められたい。

「貿易外収入の増大」については国際観光の強力な振興及び外貨海運賃の増収について貿易金融の一環として特にこれを考慮せられたい。

三、の「産業資金の供給」に関し

海運、倉庫、港湾、地方鉄道軌道、自動車、観光ホテル等運輸関係産業資金についてはその性質上特に長期金融及び比較的低金利を考慮せられたい。

四、に関し

税制の合理化に当っては国民負担の軽減と共に経済安定の確保に絶対必要な基盤たる公益事業について税制の合理化を計られたい。

五、の(1)に関し

「不動産課税の拡充」とあるは「各税種及び税率の合理化」と改められたい。

五、の(2)に関し

公共事業に関しては、これを例外とせられると共に必要なものについての地方起債を確保せられたい。

尚以上の外左記を追加せられたい。

(一)　鉄道における建設資金は極力その固有の財源によるも必要やむを得ない資金に関しては見返資金及び財政資金によることとせられたい。

(二)　輸入物資に代替する国内資源の開発にして緊急なものについてはその財政資金の裏付を考慮せられたい。

(三)　災害復旧のみならずその予防をも重点目標に掲げ災害予防に関し特に一項をおこされたい。

(四)　国民経済の合理的且つ自主的態勢を確立するためには高度の技術によって資源利用度の向上と輸出産業の発展を計らねばならないから、技術計画に関し研究活動の拡大強化、実用化のための工業化試験及び技術要員の養成についても重点を指向されたい。

出所　大蔵省資料Z五〇一―四三。

(6)　昭和二十五年度予算編成事務の進捗について

(昭和二四年八月一六日閣議決定)

昭和二十五年度予算編成事務の進捗について(八月一六日閣議決定)

税制改革を含む昭和二十四年度補正予算は、諸般の関係上十月早々に臨時国会に提出を必要とするが、右補正予算は、昭和二十五年度予算と一体的関連の上に編成されなければならない為、昭和二十五年度予算概略案は、遅くも九月末日までに決定することを目途として、昭和二十五年度予算編成事務の進捗を図ること。

このため、各省各庁は、特に左の点を厳守すること。

一、本年七月十二日閣議決定のとおり、各省各庁は、所管部門における昭和二十五年度年間全体の経費について、昭和二十五年度概算要求を八月末日に必ず提出することとし、提出期限後における追加要求の提出は一切これをなさざること。

二、右の概算要求の提出に先立ち、各省各庁は新規要求にかかる経費の事項及び金額の大要を記載した新規要求経費内訳表を必ず八月二十七日迄に提出するものとし、今後における予算編成事務の進捗を便ならしめること。

三、予算編成事務の能率を向上するため、各省各庁は、概算要求に当っては、予算編成方針に従い編成せられた財政規模の範囲内において実施可能な経費に限定し、標準予算に即した現実的な要求に止めること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七五。

(7)　昭和二十五年度予算事務進捗について各省庁への要請

(昭和二四年八月一六日大蔵省)

昭和二十五年度予算事務進捗について

標記の件について本日別紙のとおり閣議決定になった。ついてはこの際その内

容を説明して、予算編成事務が進捗するよう、この上とも貴官の格段の御協力を御願いする次第である。

一、概算要求の提出期限については、既に昭和二十五年度予算編成手続に関する件(七月十二日閣議決定)、昭和二十五年度予算編成方針(七月二十五日閣議決定)において八月末日とし、その厳守方が定められたのであるが、本日更に重ねてこの趣旨が閣議決定せられた。

これは本閣議決定第一項の如く、単に昭和二十五年度予算を財政法の定める期日に国会に提出する為のみでなく、昭和二十四年度補正予算の関係から要請せられる真に止むを得ない結果である。

昭和二十四年度補正予算は税制改革関係、災害復旧費関係、失業対策費関係等現下の状勢上緊急さしおきがたく且既定の経費で差繰り支弁し難いものに限定する方針であるが、この補正予算は諸般の関係上十月早々臨時国会に提出することを必要としておる。しかも右の補正予算は昭和二十五年度予算と切り離して編成することは許されず、昭和二十五年度予算の確実な見透しが樹って後始めて編成し国会に提出を認められる事情にある。従って昭和二十五年度予算概略案が遅くも九月末日迄に決定せられるのでなければ、昭和二十四年度補正予算を所期の通り臨時国会に提出することが出来ず、国務の遂行上重大な支障を生ずるに至ると思われる。

当局としては、昭和二十五年度予算の査定並びに概略案作成の事務を九月十日から開始することを予定しておる。各省各庁においては右の事情を関係部局に徹底せしめ、本閣議決定第二項第一号の通り概算要求を八月末日迄に必ず提出することにせられたい。たとえこの期限後に追加要求の提出があっても、これを処理する余裕は事実上存しないと思われる。

二、右の如き情勢であって、各省各庁の概算要求の内容を聴取し概略案を決定するまでの時間は極めて制約せられておるので、本閣議決定第二項第二号において八月二十七日迄に新規要求経費内訳表を提出して貰うこととした。

これによって予め新規要求経費の内容金額を当局で承知することは、爾後の予算編成事務を便ならしめ能率を挙げる上に、相互に有益であると思われる。

尚右の表は事項、金額、備考の欄程度の簡素な内容で差支えない。

三、従来の例に徴するに各省各庁の当初要求は到底実現不可能な膨大な金額に達するを常とする。右に縷述した如く制約せられた時間内に予算編成事務を進捗せしむる為には、なるべく無駄を省き能率を向上せしむる必要があるのは勿論であって、これが為には各省各庁から提出せられる概算要求が当初からその事項、金額において実施可能な程度に圧縮せられる必要がある。

本閣議決定第二項第三号のとおり、各省各庁の概算要求が予算編成方針にも述べられたとおり、標準予算に即した現実的な要求に止まる事を要請する次第である。

出所　大蔵省資料Z五〇一―四〇。

(8)　昭和二五年度予算編成に関するメモ

(一九四九年八月二五日経済科学局財務課)

昭和二五年度予算編成に関するメモ

(一九四九年八月二五日経済科学局財務課)

昭和二五年度予算査定計画に関し、八月二二日、大蔵省主計局、河野、武藤両氏との会議があり、若干の討議の末、次の予算査定の日程につき意見の一致をみた。

八月三一日	各省概算を大蔵省へ提出
九月一日～五日	二五年度予算編成大綱方針の作成に関する省議
九月六日～九日	編成方針の適用に関する査定局議
九月一〇日～二〇日	主計局の予算概要作成
九月二一日～二五日	二四年度補正予算に対する主計局の査定
九月二五日	二五年度予算概要及び二四年度補正予算につき、主計局より司令部に説明
一〇月一日～一五日	主計局における予算明細の編成

一〇月一六日～一一月一六日　司令部（ファイナンス）の査定
一一月一六日～二二日　司令部ファイナンスよりその勧告案を経済科学局に提出説明
一一月二二日　GHQ承認案を大蔵省に提示
一一月二三日～三〇日　主計局における予算最後案の編成
一二月一日　国会提出

主計局の最初の案では、司令部に対する予算の提出を一〇月二五日とする予定であったが、これは承服し難い。ファイナンスの査定期間は最小限五週間を必要とし、日程を上掲の如く修正するよう主計局へ指示した。主計局は渋々ながらこの変更を承知し、全力をつくして日程の実現に努めることを約したが、必ず日程通りに実行出来るという保証を与えようとはしなかった。

更に、二四年度補正予算と二五年度予算とを併せて審議し、税制改正については予算と関連してのみこれを考慮し、従って、その審議のため予算概要の試案を早期に作成することについても意見の一致をみた。

司令部に提出する予算の形式に関しては、此の会議及びその後の会議で次の点につき意見が一致した。即ち、一般会計については一つの事項が二つ以上の項に亘ることのないように要求事項の内容を修正する。これに基いて予算額は所管及び部局毎に各項を事項別及び目別に区分し、夫々補正済二四年度額、標準予算額及び二五年度額を示す標準形式によって提出する。（標準形式の写しは後日これを提出すること。）〔局内通達第一一三報参照―訳者〕

特別会計については、標準形式を一定し得ないから、主計局各主査は早急に夫々司令部関係官と協議して、各会計について提出すべき書式と説明資料を定めるということに意見が一致した。

予算編成を促進するため、直ちに討議を開始して、解決の上、予算に織込まなければならぬ各問題点、就中、多くの事項に関連する問題点を解決すべきことを主計局に提案した。

主計局に対してGHQの現在の政策（主計局の予算編成方針に対する司令部の回答である）が指示されるが、これに基いて論議すべき点が多々あり、当方としては、直ちに討議を開始することを希望しており、GHQの政策に関する声明が発せられた後に、また会議を開催したい。

出所　大蔵省資料Z五〇一一五九。

（9）昭和二十五年度終戦処理関係予算について

（昭和二四年八月二七日主計局）

昭和二十五年度終戦処理関係予算について（二四、八、二七）

一、終戦処理事業費

(イ) 昭和二十五年度終戦処理事業費予算の概略見込については八月三十一日迄に司令部よりこれを内示される見込みである。
（尚、右の司令部よりの概算見込みの内示に先だち日本政府より司令部に対し昭和二十四年度終戦処理事業費過不足見込（別紙一―省略―編者）を提出することとなっている。）

(ロ) 次いで十月十日迄に第八軍、海軍、航空部隊等より昭和二十五年度事業費要求書がG4に提出され、十月末頃迄には終戦処理事業費予算の明細が日本政府に対し内示される見込である。
第八軍等は右の要求書をG4に提出するに先だち需要見込表を特別調達庁に内示し単価積算をなさしめるものと思われるが、右の積算は、大蔵省特別調達庁が協力してこれを行うこととなっている。

(ハ) 他方大蔵省としては、本年度予算の支出負担行為見込に関連し、終戦処理事業費の八月末現在迄の実績、本年度の実行見込実績単価等の資料を特別調達庁支局及各府県をして八月十日迄に、提出せしめることになっている。

(ニ) 以上により、昭和二十五年度終戦処理事業費予算の積算及び査定に当っては、

(1) 需要量については、概ね司令部内示数量及び本年六月末現在の実績及び本年度実行見込を基礎として算定し

(2) 単価については最近における一般的物価趨勢及び最近の入札価格と予定価格との開き等を勘案し

(3) 連合軍直傭労務者の給与については、その給与体系の合理化を前提としつつ

各科目毎に概ね後述の方針によって作業するものとする。

(ホ) 各科目毎の積算の方針及びその概算金額

(1) 労務費

二七、二八五、四〇八千円（二十四年度三〇、三八七、一〇〇千円）

(イ) 常傭労務者の雇傭員数は、昭和二十五年三月末において二十三万人となる予定となっているが、昭和二十五年一月より現在の各府県における地方軍政部が民政部に切り換えられるので差当りその減を見込んで二十二万六千六百人とする。
尚、右の常傭労務者の雇傭員数は、根本的には占領政策の推移に左右されるので司令部の内示にまつ外ないが、最近における傾向よりみれば、尚相当減少するものと思われる。

(ロ) 通常給与の単価については、本年度実績単価（本給、勤務地手当、時間外手当、宿直手当、有給休暇、出勤加給、家族手当、特殊旅費手当、役付手当、役員手当の総平均）を基準とし総給与の一人当り平均支給月額を九、一二七円と推定する。目下特別調達庁より補正値上げの要求あり（別紙二）（省略―編者）目下検討中である。

(ハ) 解雇予告手当は退職者の1／2に対して支給するものとする。

(ニ) 退職手当は退職者を労務者数の四〇％に対して支給するものとする。

(ホ) 旅費、役務費、負担金（健康保険、厚生年金）については前年通りの基準による。

(ヘ) 以上の外労働基準法の改正に伴う増として、差当り達観として一、〇〇〇、〇〇〇千円として計算する。

右に付き特別調達庁より左記の新規要求あり

(a) 鉦衛旅費	七、八八〇千円
(b) 鉛員保険負担金	三一、六八〇〃
(c) 寒冷地手当	一三〇、七二〇〃
(d) 石炭手当	三五、〇四六〃
(e) 帰国旅費（送還費用）	七、二〇〇〃
(f) 送還手当	四、〇三九〃
(g) 赴任旅費	六、四八〇〃
(h) 不就労手当	七、〇〇〇〃
(i) 諸費	六、七八一、七三二〃
計	七、〇二一、七三八〃

(2) 工事費

七、五八五、五〇九千円（二十四年度九、一三五、八〇〇千円）

(イ) 事業量については、司令部内示による外ないが、差当り

A 一般工事兵舎工事についてはその工事量を、二十四年度の五二％と推定する。（二十三年度と二十四年度の減少割合と同率）

B 宿舎工事については計上せず。

C 火災損失再建費については二十四年度と同額とする。

(ロ) 工事の請負単価は、二十四年度の落札状況を勘案し、一三％減と推定する。

（備考）尚工事費の二十四年度四―六月実績はPD件数三八、予定価格総数一一〇、九九〇千円に過ぎずその落札価格総数は八一、九一二、三九二円であって予定価格の七三％である。

(ハ) 工事費の科目は本年度においては、施設費（請負費補償費）及び資材費（原材料費）に分けているが年の調達がJPFC一本でくるので二五年度においては科目の区別は廃止する（資材費は需品費より出る）。

(3) 需品費

一二、〇二三、八九七千円（二十四年度一三、二五四、三〇〇千円）

(イ) 石炭費については需要量は前年度と同量、単価は三、七〇〇円（本年度は四、二五〇円）とする。（別紙三参照）（省略―編者）

(ロ) メンテナンス用資材については需要量は本年度の一〇%増、単価は一〇%減とする。

(ハ) 其の他の需品については、需要量は本年度と同量、単価は一〇%減とする。

(4) 借上費

三、〇一三、四一〇千円（二十四年度二、二四八、〇〇〇千円）

(イ) 建物等の借料については、左記の通り二、五一三、四一〇千円とする。

記

	二十五年度	二十四年度
借料	二、五一三、四一〇千円	二、一一五、七〇〇千円
土地	一五二、六四〇〃	一四八、一〇〇〃
建物	二、一六二、一二四〃	一、七八七、三〇〇〃
家具什器	一九八、六四五〃	一八〇、三〇〇〃

(ロ) 補償費については、使用解除財産処理法案の制定に伴い増額を要するものと思われるので差当り五〇〇、〇〇〇千円を計上する。

特調新規要求書によれば左の通りである。

一、解除件数		三、九五八件
二、解除坪数	土地	一七、二七二、四六二坪
	建物	一、三四〇、六六二坪
	物件	一三〇、二五六件
三、要補償金額		二、七六五、二九三千円

(5) 維持費

八、八五七、三六〇千円（二十四年度は八、四六三、六〇〇千円）

(イ) 用役費

四、八一一、五八四千円（二十四年度は三、四〇一、六〇〇千円）

A 電気使用料は本年度実績単価の四七・五%増とする。

B 瓦斯使用料は本年度実績（八三、九二八、六四七立方米、単価一〇、三七三円）を基礎とし九二六、三五〇千円とする。

C 水道料は本年度実績（一八、一五九、〇一七、三六八ガロン、単価三〇、一六三円三九銭）を基礎とし五四七、七三七千円となる。

D 清掃料は本年度実績（四、九二四、〇五八ガロン、単価三〇円一一銭）を基礎とし一五三、一三八千円とする。

(ロ) 維持工事費については、四、〇四五、七七六千円（二十四年度は、五、〇六二、〇〇〇千円）、本年度実績を基準とする特別調査庁要求額による。

(6) 作業費

一九、三六五、四三四千円（二十四年度は二一、八三九、五〇〇千円）

PD発出状況に基く二十四年度実際所要見込額を以て二十五年度所要額と推定する。

右によるときは二十四年度より二、四七四、〇六五千円の節約となる。

(7) 運転費

九、六三五、四一四千円（二十四年度は三、〇〇五、〇〇〇千円）

(イ) 国有鉄道運転費については、二十四年度実行計画六、四九八、三四〇千円とする。

(ロ) 車輛改造費については前年度と同額とする。

(ハ) (イ) 私有鉄道運輸費については、二十四年度と同額とする。

(ニ) 船舶運営会費については、別紙三の通り二、七二四、一七四千円とする。

(8) 通信費

七、八八九、五五一千円（二十四年度は九、三四〇、六二〇千円）

(イ) 通信料金については二十四年度実行計画五、七八一、三三九千円による。

(ロ) 施設工事は二十四年度の五〇%減一、三三〇、七七〇千円とす。

(ハ) (イ) 派遣要員については、二十四年度実行計画三一四、九〇三千円による。

(ニ) 物品提供は、二十四年度に同額の三一四、三三五千円による。

(ホ) 航空保安費は一四二、一一九千円とす。

(ヘ) 視覚信号費は二十四年度と同額三、〇八五千円による。

(9) 既定調達費は削除。

(10) 諸費については、差当り本年度と同様三〇〇、〇〇〇千円とするも、むしろ相当の増額を必要とすると思われる。

(ヘ) 以上により計算した二十五年度終戦処理事業費所要額は九五、九五二、九八三千円（二十四年度は一二二、七二二、五〇〇千円）となる。

出所　大蔵省資料Z五〇一一四〇°

(10) 昭和二十五年度賠償関係予算について

（昭和二四年八月頃主計局）

昭和二十五年度賠償関係予算について

一、連合国軍の対日賠償政策については、微妙なる国際状勢の推移に顧み、将来の見通しをなすことは極めて困難であるが、

(イ) 撤去作業は概ね十月末迄には完了するものと思われる。

(ロ) 右の賠償撤去作業完了後十一月より賠償指定工場の内、

(1) 軍工廠、民間兵器工場、及び航空機工場については解除は行われず、今後相当期間にわたり管理が継続されるものと思われる。

(2) (1)以外の民間指定工場については、全部又は一部の解除が行われるものと思われる。

二、次に賠償工場に対する管理については、昭和二十四年六月二十二日メモランダムに基き、原則として保守手入れをなさず、第八軍又は極東海軍司令官の代表官の命令ありたる場合にのみ、これを行うこととなっている。

又右に伴い賠償施設維持管理費の支払基準（別紙一）（省略―編者）が新に設けられ、賠償工場を休止工場と稼動工場とに分け、

(イ) 休止工場については、保守手入れ及び警備は政府がこれを負担し、

(ロ) 稼動工場については、原則としてその工場施設を使用中の会社が、保守手入れ及び警備の費用を負担することとなっている。

(ハ) 尚、各賠償工場には管理担当者を一人ずつ置き、此の費用は政府が負担することとなっている。

三、右の一、の想定及び二、の経費負担区分の基準にもとづき、昭和二十五年度賠償関係予算は、左の如く概定するものとする。

(一) 賠償施設処理事業費

(1) 賠償施設撤去費	二十四年度	一八三、〇〇〇千円
	二十五年度	
(2) 賠償施設管理費	二十四年度	二、三二二、〇〇〇千円
	二十五年度	六四五、六四七千円
(イ) 大蔵省管財局分	二十四年度	八五九、〇〇〇千円
	二十五年度	三〇一、一九七千円

(A) 大蔵省管財局管理工場は所謂軍工廠であって今後相当期間にわたり管理が継続される。現在の工場数は一五九、これに対する管理担当者六七人、警備員二、七四四人である。

(B) 二十五年度予算の査定に当っては、管理費の中撤去に伴うものと思われるもの、保守手入れの減少に伴う管理費の減を削減し雑役務費として連合軍より年一回の保守手入れの為の特別命令があるものとして査定する。但し軍工廠中民間会社貸付中のもの五%の特別保守手入れ及管理の費用は民間会社の負担とし予算より削除する。

(ロ) 通商産業省分

	二十四年度	一、四二九、〇〇〇千円
	二十五年度	三三三、六六五千円

(A) 通産省関係管理工場の内

(a) 民間航空機工場（二七〇）、民間兵器工場（二〇〇）については軍工廠と同じく来年度に於いても管理が継続されるものと見てこれら工場に対する管理費については(イ)の(B)と同様の基準により算定する。但し二の(ニ)により稼動中の工場については使用中の会社がその保守手入れ及警備の費用を負担するのでその分を落す。

(b)　(a)以外の民間賠償工場（二〇七）については

(1)　その1／2は、昭和二十四年度及び昭和二十五年度中に解除されるものと見て1／2についての保守手入れ警備等の費用を見る。

(2)　但し右の1／2の工場の中民間会社の使用中の工場（1／2）については、管理費をその会社が負担するものとして削除する。

(ハ)　運輸省船舶局分　二十四年度　二六、〇〇〇千円
　二十五年度　五、九二〇千円

(A)　運輸省船舶局管理工場は十九の民間造船所であるが、造船所は軍工廠、民間兵器工場及び航空機工場に類似するものがあるので二十五年度中には解除なく管理が継続されるものと見る。

(B)　右に対する管理費は通産省分と同様に見る。（但し、稼動中のもの七五%に付いては使用中の会社がその管理及び保守手入れの費用を負担するのでその分を削減する。）

(ニ)　文部省分　二十四年度　七、〇〇〇千円
　二十五年度　二、九九三千円

(A)　文部省分は元航空研究所三であって、二十五年度中管理が継続されるものと見る。

(B)　右の管理費は概ね国有財産局分と同様に見る。（全部休止中）

(ホ)　日本国有鉄道分　二十四年度　一、〇〇〇千円
　二十五年度　一、八七二千円

鉄道技術研究所の分は(ニ)の(A)と同様

(ヘ)　賠償施設処理附帯事務費　二十四年度　六五、〇〇〇千円
　二十五年度　一七、七五五千円

(1)　大蔵省管財局分　二十四年度　三三、一五〇千円
　二十五年度　六、四一〇千円

(イ)　昭和二十四年度当初に於ける大蔵省管財局分職員数は二三二人であったが二十四年六月二十二日メモランダムに基き整理を行い、雇員三十四名傭人十名合計四十四名となった。

(ロ)　前述の通り大蔵省管財局管理工場の管理は昭和二十五年度に於いても継続されるので、右の四十四名は二十四年度の通りとする。唯これに伴い旅費、消耗品費、役務費等の削減を為す。

(2)　通産省分　二十四年度　二八、三七〇千円
　二十五年度　一〇、二七〇千円

(イ)　通産省分管理工場については前述の通り民間兵器工場及び航空機工場以外の一般工場の1／3が解除されるものと想定されるのでこれに伴う削減を行う。

(ロ)　其の他概ね管財局と同様。

(3)　文部省分　二十四年度　三二〇千円
　二十五年度　一三八千円

大蔵省管財局と概ね同様の基準による。

(4)　運輸省船舶局分　二十四年度　二、四二〇千円
　二十五年度　四九三千円

前述の通り解除なしと見て、大蔵省管財局と概ね同様の基準により算定する。

(5)　日本国有鉄道技術研究所分　二十四年度　七四〇千円
　二十五年度　四四四千円

管財局と概ね同様の基準による。

綱注　本文書に日付、作成者が付されていないが、二四年八月頃と推定され、大蔵省用箋にタイプ印書されている。

出所　大蔵省資料Z五〇一―四〇。

(11)　昭和二十五年度予算編成上の基本問題に関する件

（昭和二四年九月九日主計局）

昭和二十五年度予算編成上の基本問題に関する件（二四、九、九主計局）

一、終戦処理費

前年度に引続き労務関係経費の節約を図る外物資役務の需要については、能う限り広汎に競争入札制を採用して調弁単価の縮減に努めること。①

二、公共事業費

(一)　災害対策については市町村及び組合の施工にかかる小規模の復旧工事を除き災害復旧土木工事費については、これを国庫の全額負担とする、尚昭和二十四年度以前の災害復旧費については更に工事の緩急につき根本的再検討を加え、かくして合理的に算定せられたる復旧費は概ね三ヶ年計画を以てその完成を図る、この為明年度災害分を併せ概ね三五〇億円を計上するものとする。②

(二)　一般公共事業については、災害の防除事業に重点をおきつつ国土資源の維持保全を図ると共に従来の労働省所管の応急失業対策事業を統合して、経済的効果を加味した失業救済応急土木事業費を計上する。

このため失業応急土木事業費を含む一般公共事業として四六〇億円を計上するものとする。尚六三制関係工事費は概ね三十億円とする。右の結果公共事業費は事務費を併せ八三〇億円となる。③

三、価格調整費　④

国内補給金としては昭和二十五年度には鉄鋼及肥料の二品目に限定し鉄鋼は二十五年九月末まで、肥料は二十五年度秋肥までを以て打切るものとする。

輸入補給金⑤については、粘結炭、銑鉄、鉄鉱石、肥料、塩及食糧に限定し、海外買付価格及輸送運賃の切下に努力するものとする。

このため昭和二十五年度予算には食糧の輸入増加を見込んで八百億乃至八百五十億円を計上する。

四、物資及価格統制及公団制度

物資の統制は昭和二十五年度に於て肥料及少数の供給不足の輸入品及その製品に限定するものとし、その品目は概ね左の通りとする。

肥料、石油、非鉄金属の一部、硫化鉄鉱、硫黄、硫酸、燐鉱石、油脂、ゴム、皮革、綿毛及びその製品、新聞用紙

（建築統制も廃止する。）⑥

価格統制はこれに照応して整理を行う。

右に対応して各省関係経費及人員の縮減を行う。

公団制度については飼料食料品両公団の取扱商品を根本的に整理して食糧配給公団に統合し併せて油糧公団の機能も吸収することを考慮する。肥料公団は一応明年度は存続させるが価格調整公団は上半期を以て廃止することとする。

船舶公団、産業復興公団及び貿易二公団はこれを廃止する。

五、貿易　⑦

昭和二十五年度においては相手国の特に要請あるものを除き全面的に輸出輸入共民間貿易に切換えるものとする。

この結果、現行の貿易特別会計の事業費勘定は能う限り名目的なものとし、経費勘定は一般会計に移すものとする。

外国為替資金は内閣所管の独立の特別会計とし、これに併せて為替管理委員会の経費は能う限りこの特別会計に移すことを考慮する。

外国為替資金には本年度末までに相当額の外貨が蓄積せられる見込であるから明年度においては新たなる出資を行うことなく、要すれば日銀に対する一時借入金に依り円資金の一時的需要を賄うものとする。

（貿易特別会計の借入金残五十億円については一般会計より繰入を行う立前とするが貿易公団の清算益金及輸入品の売払代未収金の清算額を以て償還し得るものと思われる。）

六、地方財政及地方に対する補助金

地方財政についてはその適正な財政規模の推計について検討中であるが国庫としてはシャウプ勧告の線に沿って平衡資金として千二百億円を計上するとともにこの平衡資金に組みかえうるべき義務教育費国庫負担金等の補助負担金はこれを計上しないこととする。

欄外　河野主計局長筆跡の鉛筆書き

①一二五二――九八二

②全額国庫負担のB項
③五一八――一〇二〇　見返資金
④二〇二二――八二五
⑤小麦協定
⑥六、債務償還
⑦政府収支

出所　大蔵省資料Z五〇一―四三。

(12) 農地改革費編成方針（昭和二四年九月一八日主計局）

農地改革費編成方針

（昭二四、九、一八、昭和二十五年度予算編成方針資料）

一、終戦後実施された劃期的農地改革は連合軍総司令部の絶大なる援助と日本政府の異常なる努力により極めて順調に進捗し、その実績は別表第一の通り本年七月末現在に於いて、農地買収九八%、売渡九五%の実績を示し、農地解放は殆んど完了の域に達している。

解放に伴う経理事務の若干の遅延が憂慮されていたが、これも亦六月末現在に於いて対価の支払は六〇%、対価の徴収は九二・九%と良好な成績を収めている。

（唯、解放事務の最終段階である登記事務は相当不成績であって買収登記は僅かに五%の進捗を示しているに過ぎないが此れは農地委員会の本来の任務には一応関係はない。）

二、右の如き農地解放事務の順調なる進捗に対応して財政負担の軽減を図るため昭和二十五年度農地改革費予算の編成は左の方針によることとする。

三、農地改革費予算編成方針

㈠　農地解放面積は一九〇万町歩の目標を変更しない。（従って、昭和二十五年度には未墾地を除き新規買収は行わない。）

㈡　牧野の定義拡張による牧野解放の拡大は行わない。

㈢　都道府県及び市町村の農地委員会と農業調整委員会を合体して、新に農業委員会（仮称）を設ける。

㈣　委員会の統合に伴い従来の市町村農地委員会所属の書記（現在二二、六四四名）内四割を農業委員会に吸収し、六割を整理する。

㈤　農業委員会の構成、員数等の技術的問題については農林省と協議の上決定することとするが、市町村委員会の委員は階層別代表の要素を織込みその人数は概ね十八名（公選十五名、選任三名）程度とする。

右の委員選出のため二十五年四月を目途として農業委員の選挙を行う。

㈥　農地改革事務に従事する本省、農地事務局職員及び府県補助職員は半減する。

㈦　以上の計画実施のため所要の法的措置を講ずる。

四、農地改革費予算概略案（別表第二）

上記編成方針による財政負担の節減額は前年度に対し

イ　既墾地分につき　約廿一億円
ロ　未墾地合算につき　一九億円
ハ　書記の転用による振替を除いた純節約額　一〇億円

別表第一

農地改革進捗状況調（二四、六、末現在）

1　買収

	目標(千町歩)	実績(千町歩)	進捗率(%)
イ　農地	一、九〇〇	一、八七四	九八・四
ロ　牧野	二〇〇	二四〇	一二〇・〇
ハ　未墾地	一、五〇〇	一、一三一	七五・三

2　売渡

	目標(千町歩)	実績(千町歩)	進捗率(%)
イ　農地	一、九〇〇	一、八二〇	九五・七
ロ　牧野	二〇〇	一七三	八六・五
ハ　未墾地	一、五〇〇	一〇〇	六・六

3　対価支払

	目標(百万円)	現金払(百万円)	証券払(百万円)	計(百万円)	進捗率(%)
農地	一二、〇〇〇	一、三一六	五、九〇四	七、二二〇	六〇

4　対価徴収

	目標(百万円)	調定済額(百万円)	収納済額(百万円)	進捗率(%)
農地　一時払	八、五〇〇	七、九一七	七、二八八	九二・九
年賦払	三、五〇〇	一二三	八〇	
計	一二、〇〇〇	八、〇四〇	七、三六八	

5　登記事務

	総筆数(千筆)	実績(千筆)	進捗率(%)
買収登記	二七、九〇〇	一、四七七	五・二九

別表第二

農地改革費予算概略案

農地改革費	二四年度予算(百万円)	二五年度要求(百万円)	二五年度概略案(百万円)
既墾地	三、一七三、五二四	三、六九一、五三六	九七九、七〇三
(内農地委員会分)	(三、一八七、二五九)	(一、八二二、八三六)	(　〇)
未墾地	四八二、七三五	五三一、九五四	四三三、三八〇
(内農地委員会分)	(　一二六、七〇〇)	(　五四、七四〇)	(　四六、四六〇)
計	三、六五五、二五九	三、二二三、四九〇	一、四〇三、〇八三

備考

1	市町村農地委員会書記〇・八名分の人件費	六一四百万円
2	〃　に伴う事務費	五九
3	〃　退職手当（一ヶ月）	六四
	計	七三七
4	農業委員会選挙費	二〇〇
	1〜4　合計	九三七

右記の九三七百万円は之を「農業調整に要する経費」に計上する。

出所　大蔵省資料Z五〇一―四一。

(13) 日本政府予算の作成に関する司令部非公式覚書（一九四九年九月二一日経済科学局）

日本政府予算の作成について（仮訳）

（一九四九年九月二一日大蔵大臣宛非公式覚書）

一、九月十四日及び二十一日の両回に亘り、貴官及び貴省職員並びに経済科学局代表官によって行われた定例会見における討議を参照されたい。その討議の中で、日本政府は、九月末日迄に経済科学局に本年度補正予算案を提示し、十月二十五日開会の特別国会に同補正予算案を提出する計画であることが示された。

二、貴官御承知の如く、経済安定計画の完遂のためには、合理的な期間に亘り、かつ、経済における長期的条件の変化に伴い、乃至は物価水準・生産計画・補助金所要量・貿易計画等々の安定計画の他の部面との関連においてのみ変更し得るような、調整のとれた綜合的財政計画を採用実施することが必要である。而して又、貴官の御承知の如く、本年度歳出予算の調整は、来年度歳出予算と相互にからみ合うものであり、又、来年度に継続実施すべき本年度今後の関係安定政策に関する諸仮定とも関連するものである。同様に、本年度における税制についての如何なる変革も、本年度今後の所要経費及び来年度の所要経費に関連しているものでなければならない。

三、右の諸事実に鑑み、当司令部の政策としては、本年度予算についての申越しのような調整案を喜んで受領し、かつそれに対して直ちに検討を開始するであろうが、ただかかる調整案についての最終的検討は、国会に提出予定の来年度予算案についての検討の完成並びに税制改革案と同時になさるべきである。この点については、一九四九年九月十五日附連合国軍最高司令官より内閣総理大臣宛書簡によりシャウプ勧告を正式に通達した際、その中に税制改革案と、これに関連する予算案及び安定計画とを同時に考慮するようにとの

希望が述べられていたことを想起されたい。

経済科学局次長　カルウィン・ヴェリティ

出所　大蔵省資料Z五〇一―四七。

(14) 農林省所管昭和二十五年度予算編成上の基本問題

（昭和二四年九月二三日主計局）

農林省所管昭和二十五年度予算編成上の基本問題

（二四、九、二三主計局）

一、劃期的農地改革の進捗状況に対応して農地改革費予算の大幅縮減を行う。

二、経済統制経費は、統制の撤廃乃至緩和の方向に対応して極力削減する。

三、右の経費削減による節約財源は、之を可及的に試験研究機関の充実及び農業技術改良普及事業の拡充の為に投入する。

四、農業共済掛金の消費者転嫁

(一) 農業共済掛金の一部は食糧価格に織込んで消費者に転嫁すべきことを農業災害補償法第十二条は規定しているが、此の法律の明文にも拘らず、二十二年以来引続き国庫負担とされ来っている。

(二) かかる措置は法律の精神にも違反するのみならず理論的にも合理的ではないと考えられるので二十五年度よりは、法律の規定の通り食糧価格に織込んで消費者に転嫁することとする。

五、開拓者資金融通特別会計繰入

開拓者資金融通法に基く開拓者に対する融資の財源は、本来融資の性質が長期低利を必要とするので、公債に仰ぎ来ったものであるが、二十四年は、税収財源に切替え、一般会計より十七億円の財源繰入を行った。かかる長期低利且つ特定者に対する融資の財源として税収入を用うることは適当ではないと考えられるので、二十五年度よりは、公債財源に復原することとする。而して開拓者資金融通特別会計の発行する公債は、見返資金にて消化する。

六、農業共済再保険特別会計赤字補塡

農業共済再保険特別会計の農業勘定における異常災害発生の場合の保険金支払のための予備財源としては、従来借入金制度によっていたが、二十四年度には、かかるものは特別会計の赤字なりとして一般会計より繰入を行った。しかし長期的均衡（二十年間）を前提として、保険料率が定められている現行保険制度の下においては、一定期間におけるかかる変動は赤字とは考えられず、年により赤字、黒字の交錯することは当然予想されるところであり、これは予定の一定期間内に於いてバランスすればよい、従ってかかるものは過渡的なる資金不足とも見らるべく、借入金によって調整することが合理的であり、税収財源を投入することは不合理である。よって二十五年度より借入金制度に復原する。

七、国営競馬特別会計

二十五年度より国営競馬を廃止し、民営に移行する。

出所　大蔵省資料Z五〇一―四〇。

(15) 昭和二十五年度予算査定上統一的に処理した事項の主要なもの（昭和二四年九月二四日主計局）

昭和二十五年度予算査定上統一的に処理した事項の主要なもの

（昭二四、九、二四）

一、人件費について

職員俸給

一般職の職員俸給は、給与課調査による三月末日現在局別平均単価を基礎とし、これを定員法の定員により、行政整理後の平均単価に引直して後、更に本年度中の昇給を折込んで定める。

二、物件費について

人に伴う庁費（普通庁費）は、実態調査の結果に基いてつぎのとおりの単価による。

	一人当年額 二十五年度	二十四年度
A 中央官庁	九、六〇〇円	六、〇〇〇円
B ブロック官庁	六、〇〇〇円	
C 地方官庁	三、六〇〇円	六、〇〇〇円
D 試験研究機関、学校及び病院	三、〇〇〇円	
E 計算、記帳に当る雇員、警察官、消防官、看守守衛及び船員	一、二〇〇円	一、二〇〇円 六、〇〇〇円

三、その他

(イ) 交際費、報償費は前年度と同額又はそれ以下とする。

(ロ) 研究費については人件費、物件費の比率を検討し、物件費の比率特に低いものについては、その比率を引上げることによって、研究事業の充実を図ることとする。

(ハ) 旅費については、各事項について略前年同額を目途として査定する。

出所　大蔵省資料Z五〇一―四一。

(16) 昭和二十五年度予算概略案の査定方針

（昭和二四年九月二八日主計局）

昭和二十五年度予算概略案の査定に当っては、次の方針によることとした。

記

一、物価について

物価は一般に変化ないものとする。ただし、農業パリティは本年十一月以降一五三、明年七月以降一六〇に引上げられ、これに伴って、食糧費（協議会の茶菓代のごときものを除く）は本年十一月以降四・五%、明年七月以降七%の値上げを見るものとする。

また、貨物運賃については、本年十一月から陸上八割、海上九割三分引上げられるものとする。

なお、既に行われたガソリン価格（約一〇〇%）および綿製品価格（約五〇%）の引上げについては、所要の調整を行う。

ただし、鋼材および銑鉄等に対する価格調整費削減の影響については、一方に於て調弁価格の下落も見込まれるので、それらの単価引上げは行わない。

二、給与について

現行の給与水準は据置くものとするが、石炭、寒冷地手当の支給に必要な額は予算に計上することとする。

三、定員について

行政整理の直後であるため、一般的な整理は見込まないが、経済統制の緩和その他事務量、事業量の減少等による定員の減少は、これを折込むこととする。

四、地方に対する補助について

ショウプ氏の勧告の趣旨に従って、次の如く処理することとする。

すなわち、従来の補助金、負担金又は交付金を次のとおり、ABCの三種に区分し、Aに属するものは平衡交付金によることとし、Bに属するものは一部補助のまま残し、Cに属するものはその経費を国費によって支弁することとする。

A　地方公共団体に普遍的且つ固有の事務に対し国が補助して居たもの。

教育、社会、厚生、労働、警察および土木関係の補助は殆んどこれに属する。

B　Aに属するもののうち、地方公共団体に新分野の施策を開拓させるため、又は平常の活動の改善を奨励するために補助するもの――換言すれば、未だ地方の事務に同化不充分なものに対する補助がこれに属する。

C　本来国の事務であるが、その執行に当って国が地方公共団体を国の末端機関として利用し、これにその事務処理に要する費用の財源を補助して居たもの。

なお、以上の外に、性質上はAに属し平衡交付金に吸収されるべきものであるが、法律又は国庫債務負担行為によって、国が特定的な補助を続ける義務のあるものについては、例外的に特定的な補助金を計上することとする。

編注　本方針は、閣議に提出された「昭和二五年度一般会計予算概略案（二四、九、二七閣議提出）」および「昭和二四年度一般会計補正見込額（二四、九、二八）」の計数の査定方針に関する説明資料である（大蔵省資料Z五〇一―三二）。なお、大蔵省議を経る前に九月二四日付で立案された同題名の「査定方針」では、一、中「農業パリティは」に続く「本年十一月以降一五三」および「本年十一月以降四・五％」の記述がない（大蔵省資料Z五〇一―四一）。

出所　大蔵省資料Z五〇一―三二。

(17)　緊急失業対策費補正追加七億五千万円について

（昭和二四年九月二九日主計局）

緊急失業対策費補正追加七億五千万円について

（蔵計労昭二四、九、二九）

一、七億五千万円の追加による吸収力は次の通りである。

1　昭和二四年九月上半期迄の配付予算額は

月額　五七、一四六千円

毎日　二〇、九八四人

であって、当時は日傭労務者は三日に一日の割合であぶれるものと訴えていた。これは少くとも東京に於ては事実と認められ、共産系の攻勢はこの状況に即応してある程度の迫力をもっていた。

2　九月中旬に到り東京横浜地区に於ては台風の応急復旧のため却って日傭労務者の一時的払底を現出して一時小康を保っていたが、この間大蔵省は九月下半期分の追加として

半月分追加　二四、二一八千円

毎日　一〇、四九五人

につき司令部の支出繰上承認を得たので

月額　一一九、三八六千円

毎日　三一、四七九人

の吸収能力を整備した。従って現在に於ては原則としてアブレは解消しつつある。

3　一〇月以降六ヶ月間については当初予算残額四二八、六一一千円に対し、本件補正による追加七五〇、〇〇〇千円を加え合計一、一七八、六一一千円となり、六ヶ月毎月平均は

月額　一九六、四三五千円

毎日　五六、五二八人

即ち九月下期吸収能力の一七九・五倍となる。

4　前記九月下期から年度末迄六ヶ月間、日傭労務者が直線連続的に増加するものとしても昭和二五年三月の吸収能力は

月額　二七三、四八四千円

毎日　七八、七〇〇人

となり、現在の二・五倍の吸収力が整備されることとなる。

二、事務当局の見透しによれば九月末吸収能力毎日三一、四七九人は現状に即するものであり、今後諸般の具体的増加要因を考慮しても

十二月末　四二、〇〇〇人

三月末　五〇、〇〇〇人

程度を以て足るものと推定している。補正予算はこれに対し五割程度の余裕を見込んだものである。

三、尤も本事業による作業は道路清掃等簡易で監督の困難な作業であり、然も賃金は公共事業の予算単価と同じく法律第一七一号の規準である。Prevailing Wage の九割とされ、東京に於ては、その制限すらも遵守せられず重軽労働を問わず一律一日二四〇円を支払いつつある等の事情がある為、予算を増額した暁が拡まれば更に多数の日傭労務者を集中吸収することとなる事情がある。

四、従って如何に増額しても常に若干のアブレは解消しないのであるが共産系の指導者は毎朝安定所の集合を利用して群衆の教育と組織化に努めている。従って予算を増額して多くの日傭労務者を安定所に引き付けることは共産系の組織化活動に対して有力な援助を与えつつある。現在主要安定所に登録されている日傭労務者は約一二万人であるが、全国の日傭労務者は労働省の推定によれば約九〇万人と見られている。

五、尤も大多数の日傭労務者は政治活動をするより、歩のよい仕事を獲得することを望んでいる。従って暴動的試みは長つづきはしていない。現に当初最も共産系攻撃の目標となり而も失敗に終った渋谷、池袋等の安定所は既に予算増額前に地区委員の若干は更迭せしめられて攻撃が止み、目下未経験の安定所長を求めて亀戸方面に若干の攻勢が試みられる外、主力は漸次横浜市内に移りつつある。事態を鎮定したものは予算の増額ではなく、安定所長の適宜の処置であったことは注目に値する。予算の増額に伴って漸次地方にも増額配付されるに従い、今後逐時地方都市において攻勢が展開される惧れがある。予算の増額を標榜することが必ずしも事態を安定せしめる所以でないことを考慮すべきである。

出所　大蔵省資料Z五〇一―三七。

(18)　昭和二十四年度補正予算の早期承認を要請する総理大臣発マーカット局長宛書簡原案（昭和二四年一〇月七日）

①　政府は去る九月三十日の閣議に於て税制の改正を含む昭和二十四年度予算補正及び昭和二十五年度予算の大綱を決定し、即日大蔵省より貴方に提出したが右予算案及び税制改正に関する計画はその際大蔵大臣よりも具申した通り飽く迄もドッヂ計画を遂行し、歳出の大幅な削減に努めると共に、シャウプ報告書の基本的な線に沿い国民負担の合理的な調整を図らんとするものであって、貴方においても根本的には何等御異存がないところと考える。貴方に於ては既にその審議を開始せられ、頗る順調に進行しつつあることは感謝に堪えない。

政府としては昭和二十四年度予算補正案及び年度内に於て実行する税制改正については是非とも本月中に貴方の承認を得て、来る二十五日召集される臨時国会に出来るだけ速に提出したいと考えている。

蓋し同案に含まれる災害復旧費その他の歳出は何れも緊急措く能わざるものであり、一方国民はシャウプ報告書により本年度内に於て予定されている所得税その他の減税の具体的な実現を一日千秋の思いで期待して居り、事務的な準備の都合からも出来る丈早く実施しなければならないので、遅くとも十一月中には成立せしめる必要があるからである。

右の事情を御勘考の上出来る丈早く御承認願える様何分の御援助を御願いする。

欄外　渡辺官房長筆蹟のペン書き

①　十月七日、吉田総理よりマーカット少将宛提出原案

出所　大蔵省資料Z五〇八―一九。

(19)　平衡交付金の解釈に関する司令部内協議会覚書

（一九四九年一〇月一〇日）

協議会覚書

㈠　次に掲げる事項は平衡交付金に関するシャウプ使節団勧告の解釈に関し昭和二十四年十月十日ESS財政部における連合軍司令部内の協議会において到達せりと下記署名者が信ずる協定を表明せるものなり。

一、平衡交付金の総額（昭和二十五年度においては一、二〇〇億）は府県市町村に一般目的の補助金として割当てるべきもので地方公共団体の特別な機能に対して割当をしないこと。

二、各府県及び市町村への割当はシャウプ税制使節団に明瞭に示された平衡均等化の原則に従って計算されるべきである。

三、各地方公共団体は平衡資金を受けるためには次の条件を具えなければなら

ない。

① (イ) 地方税の標準最低率を徴収すること。

(ロ) 地方公共団体の主要な機能に対して標準最低の地方公共団体の事業の経費として算出された最低額を支出すること。

四、地方公共団体の各主要な機能に対する最低の標準支出額の決定には主として特別な地方公共団体の機能に直接関係のある中央政府が責任をもたなければならない。すなわち教育に対しては文部省、公衆衛生、厚生及び保健に対しては厚生省である。

五、大蔵省と地方財政委員会は平衡交付金と各省によって計画された最低支出標準との間の調整を行う責任がある。

六、平衡交付金を受ける条件として地方公共団体の若干の主要な機能に対して設定される必要かつ最低の支出基準は地方の自主性を高めることに関連して行われたシャウプ使節団の勧告を否定する程高くてはならない。すなわち必要最低の地方税収と最高の地方税収との間には充分余裕を残して地方公共団体が税目と税率を決定し、その税を賦消する目的を決定するのに充分な余裕を認めるべきである。われわれが前述の勧告書の線に沿って明かに別個の地方公共団体として考える唯一の主要な機能は、

(イ) 公衆衛生、厚生及び保健

(ロ) 教育

である。

(ニ) 十月十日に会合した委員会の委員によって前述のことが論議され公式の活動が総司令部と日本政府によって以上の線にそい勧告として提出されるべきことを各署名者は提案した。日本政府の予算上の考慮のため、とくに緊急の措置が必要であるから現在のメンバーが緊急に招集されてこの勧告の線にそって行動を開始しなければならない。

欄外　鉛筆書き記入

①ESS, LS, PHW, CIE

Marquat, Sams, Morgan, Baron, Hutchinson, Carpenter

編注　覚書原文がなく、署名者は不明であるが、欄外鉛筆書きの人物の司令部内役職は次のとおり。

Marquat, W. F. (Economic and Scientific Section 局長)

Carpenter, A. C. (Legal Section 局長)

Sams, C. F. (Public Health and Welfare Section 局長)

Morgan, W.E. (Civil Information and Education Section 教育課学校教育担当)

Baron, S. T. (ESS 財政課地方財政担当)

Hutchinson, C. E. (ESS 財政課財政政策担当)

(「GHQ電話帳」一九五〇年七月一日による。)

出所　大蔵省資料Z五〇一一三七。

(20) 公共事業予算の運営等について

(昭和二四年一〇月一七日主計局)

公共事業費予算の運営等について（二四、一〇、一七）

一、公共事業の範囲

(イ) 公共事業の本来の性質と最近における物資労務の事情等からして今後予算上公共事業として取扱うものは左に限ること。

公共土木施設の災害復旧事業、河川砂防道路港湾の改良事業、造林事業、開拓事業、土地改良事業、都市計画事業

(ロ) 従って官庁営繕、厚生施設、文教施設等については今後公共事業として取扱わないこと。但し、昭和二十五年度予算決定の際でもあり、今回に限り予算上公共事業として計上しおくこと。

二、公共事業費予算の編成

(イ) 公共事業費予算の編成と内容の決定は他の予算と等しく大蔵省がその事務に当ること。但し、安本は国土の綜合開発保全の見地より公共事業（前項第一号の事業とする、以下同じ）の予算の編成及びその内容の細目について必要な援助を与えること。

(ロ) 右の事務の進行を円滑にするため各省は公共事業費予算の要求は大蔵省と安本の双方にこれを行うこと。

三、公共事業費予算の形式

(イ) 国会における論議の次第もあり、今後予算計上の方式は左の例によること。

(部) 公共事業費

(款) 災害復旧費

(項) 直轄災害復旧費

(目) 利根川災害復旧費

(項) 地方災害復旧費

(目) 地方災害復旧費補助

(目) 地方災害復旧費補給金

(款) 災害防除費

(項) 河川改良費

(目) 利根川改修費

(項) 河川改良費補助

(款) 一般公共事業費

(項) 農地改良費

(目) 開墾開拓費

(目) 土地改良費

(款) 失業応急事業費

(項) 応急土木事業費

(目) 街路事業費補助

(ロ) 事業実施の実情に応ずるため各科目間流用の措置を可能ならしめること。

(ハ) 各事業の内容については別途予定経費要求書において詳細な内訳を附すること。

(ニ) 公共事業費の所管は大蔵省とすること。

四、公共事業費予算の執行

(イ) 現在安本で行っている四半期毎の実行の計画及び認証の事務はこれを取止め、その具体的な実行は各省に任せること。

(ロ) 大蔵省は支出負担行為の計画として公共事業費の支出計画を樹て安本に連絡すること。安本は要すれば必要な指示と助言を行うこと。

出所　大蔵省資料Z五〇一一三六。

(21) 二十五年度概算司令部説明に於いて問題となった諸点

(建設省・農林省関係)（昭和二四年一〇月二〇日主計局）

二十五年度概算司令部説明に於いて問題となった諸点

（二四、一〇、二〇）

一、建設省一般会計

(1) 広島、長崎の記念都市建設事務費　四、三四四千円

1 問題点　調査設計事務費としては多額。

公共事業費の調査費と雑費でみるべきでないか。

2 所見　額は多少大きすぎる感あり、公共事業費でも可なる政治的意味もあり一般行政部費に計上。

(2) 防災課　二十五人増員　二、九二四千円

1　問題点　建設省は人が多すぎる。地建にやらせたら如何。（又は他局との振替）

2　所　見　地建にやらせることは悪弊あり、振替は困難。防災課の人員現在三十四人で監査能力のあるもの十三人程度にて微力。特に四〇〇億の災害復旧費全額国庫負担に於て然り。

(3)　土木研究所、建築研究所経費　土研　三九、二九四千円
建研　一八、〇一一　〃

1　問題点　昨年度予算との差額（土研一〇、二九〇、建研三、六三九）については再考の余地あり。

2　所　見　見解の相違。

(4)　地理調査所、地図修正に要する経費　一六、一六三千円

1　問題点　日本の地図はそれほど悪くないと思う、昨年に比較して増加の割合が大きすぎる。

2　所　見　地理調査所本来の仕事であるから此の程度の事はやらせたい。

二、農林一般会計

事項	問題点	説明要旨
(1)農林物資輸出検	増員及増額の理由	現行の輸出品検査が陣容の不備により充分機能を発揮していない現状に鑑み昨年度において品質を保持して輸出振興を図るため機構を整備したことに依る
(2)福井石川共同作業場利子補給	利子補給の性格、年限年割額等	
(3)農業共済保険実施	補助金及び他会計繰入額の増額せる理由	保険法の改正に伴う家畜保険の事務費及び掛金の増及び蚕繭共済掛金の国庫負担
(4)農地調整	1　今年の農地委員選挙に於ける保守勢力の成功に鑑みるとき明年再選することは如何 2　農業委員会の書記定数〇・六人は不足ならずや	1　農業調整委員は明年改選期にあり共産党勢力に対する心配は不要なり 2　買収売渡しは概ね進捗済にして登記経理関係の事務も今年中に完了する予定
(5)開拓者資金融通SA繰入	新規入植漸次縮減	趣旨は賛成なるも引揚者の就業問題もあり未墾地農地改革にも表裏をなすものなる故に慎重考慮す
(6)食糧局の配給統制	みそ、しょうゆの統制撤廃にはPrice の反対意見あり	

三、農林特別会計

事項	主計局案	司令部意見
一、食糧管理 1　米生産者価格	1　パリティー一六〇　基本価格に二〇〇円加算、超過供出二倍 普通供出（石）四、七五〇円 超過供出（〃）九、一五〇円	1　パリティー未定、二〇〇円加算反対、超過供出二倍
2　消費者価格	2　三二・一八、九・三八％引上	2　ラースン私案 超過供出特別価格制度廃止 一本価格石四、八〇〇円程度 三四・一、四・五—一〇％上 ジェファース提案
3　農林四公団業務移管	3　未定（方針反対）	3　食糧、食料品、飼料、油糧四公団廃止、業務は食管に移管
二、農業共済再保険	1　蚕繭共済掛金—製糸業者負担分を国庫負担に切替 2　家畜保険料国庫負担 3　家畜保険事務費補助	法律改正前に予算措置をとることは不可
三、自作農創設特別措置	1　農地証券全額繰上償還	1　一時に償還することなく年度計画で行っては如何
四、国有林野	1　公債借入金計二十一億円見返資金より受入	1　マグラウフリンの調整事項なるも実現疑問
五、国営競馬	1　控除率三七％より二五％に引下	1　控除率引下反対 2　国営廃止示唆

出所　大蔵省資料Z五〇一—三七。

(22)　予算案の審議について（昭和二四年一〇月二六日）

①

予算案の審議について（昭二四、一〇、二六）②

一、政府はさきに税制改正を含む昭和二十四年度補正予算案及び昭和二十五年度予算案を貴司令部に提出し、その審議をお願いして居るが、貴方においても休日を潰してまで熱心に検討を進めて居られることは、感謝に堪えない。

二、右の政府原案はドッヂ氏によって示された経済安定の基本方針に則ったものであって、またその範囲内に於てシャウプ博士によって勧告された税制の合理化を具体化したものである。

三、政府原案によれば一般会計特別会計を通ずる綜合（consolidated）予算の均衡が図られて居り、また地方財政については充分の租税の財源を与え中央地方を通じて財政面からするインフレの再発を防止する様充分に配意されて居るのである。

これが為価格差補助金を削減する外、政府歳出を極力最小限に止め一方緊急差置き難い災害復旧費、及び租税の軽減もこれらの捻出せられた財源の範囲内に於てのみ考慮せられて居る次第である。

四、臨時国会は既に本月二十五日に召集されて居り政府としては、急速に貴方の承認を得てこれら予算案並に税制改正案を議会に提出したいと希望して居る。

特に昭和二十四年度補正予算に就ては、その中に盛られた災害復旧工事に一日も早く着手する必要があり、また減税の実施も国民の待望して居る所であると共に税務行政上の事務的準備の都合からも出来る丈早く実施しなければならないのであって、遅くとも十一月中には成立せしめる必要がある。

五、尚昭和二十五年度予算も十二月早々に開会される通常国会のへき頭に提出して国会に対して充分の審議期間を与えたいと考えて居るから此の際速に審議を完了せられん事を希望する次第である。

欄外　渡辺官房長筆蹟のペン書き
①吉田総理がマッカーサーに面会の心覚として作成
②（訂正分）

出所　大蔵省資料Z五〇八—一九。

(23)　官吏の給与ベース改訂について

（昭和二四年一〇月三一日主計局）

官吏の給与ベース改訂について（二四、一〇、三一）

一、(1)　給与ベース改訂の原因となる主要な指数は、六三〇七円ベース計算の基礎となった昭和二十三年七月等と最近のものとを比較すれば次の如くである。

	二三・一	二三・七	二三・一二	二四・三	二四・七
C・P・I（全都市）	一〇〇	一三七（一〇〇）	一六二（一一八）	一七七（一二九）（一〇〇）	一七八（一二九）（一〇〇）
実際物価（東京）	一〇〇	一三三（一〇〇）	一三一（九九）	一三五（一〇二）（一〇〇）	一三八（一〇四）（一〇二）
民間給与（全国工業平均）	一〇〇	一六五（一〇〇）	三〇六（一八五）	二七九（一六九）（一〇〇）	二八五（一七三）（一〇二）
生計費（全都市C・P・S）	一〇〇	一三六（一〇〇）	二三二（一七〇）	一八四（一三五）（一〇〇）	一八七（一三七）（一〇一）

(2)　国家公務員法第二十八条第二項の規定によれば、「人事院は給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じたと認められるときは、国会及び内閣に適当な勧告をしなければならない。」のであって この規定に基いて近く人事院は、給与ベース改訂の勧告を行うことが予想せられている。

(3)　国鉄職員給与改訂について先般八〇五八円の調停案が示されており、専売公社職員の給与改訂についても今後略同様の経過を辿ることが予想せられる。

(4)　なお、近く米価について七％乃至一〇％程度の引上が予定せられている。

(5)　以上の様な各種の事情を綜合すれば、この際官公吏の給与ベースについて

も或程度の引上を必要とすることは否み難い処である。

二、然しながら、最近はドッヂ安定計画の強力な実施により、これらの指数はむしろ横ばいの傾向を辿っていると言えるのであって、この際官吏の給与ベースを改訂することは折角安定を保っている民間給与を刺激してその上昇を促し、ひいては一般物価の騰貴となり、生計費の上昇を来すという悪循環を繰返すことは必至である。

三、他方、国民は、わが国経済の真の再建のためにあらゆる面において耐乏生活を強いられており、又行政整理や企業合理化の強力な推進によって、相当数の失業者が生じている現在において、官吏だけについて給与ベースの引上を行うことは、諸般の情勢から見て、適当とは考えられない。

四、又曩に提唱せられた年末賞与制度の復活の如きも給与制度についての現行の法体系を根本的に覆えすこととなって不適当である。

五、従って、政府は、この際の措置としては実質的に負担の軽減を行うため、シャウプ報告書に示されている以上の減税を実現することに極力努力すると共に、他方宿舎等の厚生施設の拡充超過勤務手当の適正な支給、交通費の支出等の措置を速やかに講ずることによって改善の実を挙げることとしたい。

出所　大蔵省資料Z五〇一―四七。

(24) 昭和二四年度補正及び二五年度本予算に関し、ドッジが閣議了解を求めた文書（昭和二四年一一月一三日手交）

日本政府の本年度補正予算並びに来年度予算は、一般会計、特別会計並びに政府機関の予算をも含めて、綜合均衡予算の建前を維持しなければならない。

本年度補正予算並びに来年度予算は、歳入・歳出共に相関連している。何となれば提案されている税制改正及びその他の諸要素は、両予算に影響を及ぼすであろうから。

特別会計並びに政府機関予算は、一般会計に於て特別の例外が認められている場合を除き、それ自体として均衡したものでなければならない。

臨時国会に提出を予定されている減税措置（直ちに廃止されるものを除く）は、昭和二十四年度末（昭和二十五年三月三十一日）で効力を消滅するよう法律で制限しなければならない。

昭和二十五年一月一日より同年四月一日に至る物品税並びに源泉所得税の軽減は、その程度に於て、来会計年度に於て行わるべき軽減措置以上のものであってはならない。換言すれば、この暫定的減税措置は、来年の四月一日以後有効となるべき恒久的諸税法に盛られるべき減税よりも、減税の程度が少いものでなければならず、多いものであってはならない。

一月一日より四月一日に至る暫定的な税制改正が、たとえいかなるものであるにしても、昭和二十四年度の残余の期間における予定の税収が、完全に徴収されるという保障が与えられることを前提としなければならない。

基礎的の想定及び諒解事項

この補正予算の来年度予算との関係の故に、補正予算は、来年度予算を編成する際にも等しく妥当する諸想定に従って作成されなければならない。

諸想定とは即ち

1　政府職員の給与水準は、これを据え置く。

2　超過供出米は、公定価の二倍を採り、提案の三倍は、これを採らない。なお、米券制度は、これを採り上げない。

3　鉄道貨物運賃は、日本政府の決定通り八〇%値上げする。

4　日本政府の提案通り、沿岸航海の統制を廃止し、運賃を九三%値上げする。

5　米の公定生産者価格を三、八〇〇円から四、四〇〇円程度に上げ、総合配給用主食の消費者価格を、買入及び取扱のコストの増加を反映させて、一一%程度引き上げる。

6　昭和二十五年度本予算においては、災害復旧は、全額国家予算でこれを負担し、地方団体に負担を課さない。このことは、シャウプ勧告と符合する。

7　税制改正は、予定の歳入をうむであろう。

8　申告所得税率の調整は、申告所得税を確実にとるという諒解があってはじめて行われる。

9　国の地方団体への交付金は、現在提出されている政府の予算案においては、その分配方法が確立されていないが、これは、直ちに確立され、且つ、同意が得られなければならない。

10　予算に影響を及ぼすであろうような今後の提案は、最早受け入れる余地はない。

11　行政上の諸原則を詳細に検討し、それらを適用した結果出来上った、この予算の枠は、何等変更されないであろう。そして日本政府は、昭和二十五年度本予算の一般及び特別会計の提案された数字をはじき出す前提となった処の、政府機構、政府職員数の最大限度並びに政策上の諸想定を約束しなければならない。

閣議諒解事項

内閣は、本年度補正予算を臨時国会に提出するに当って、来年度本予算の前提となった諸想定及びその一般的形式並びに内容、就中すべての重要事項の歳入、歳出の程度に就いてこれを支持する旨の約束をしなければならない。併し乍ら、このことは、来年度本予算が十二月四日に始まる通常国会冒頭に、正式に提出される以前に、経済科学局の了解を取付けることを条件として、各個の会計について爾後に再調整を為し得ることを妨げるものではない。

来年度本予算

来年度本予算に関しては、その歳出をカバーするに必要と考えられる税収を確保する旨のコミットメントが必要である。即ち、来年四月一日以降有効となる恒久的税法は、経済科学局によって了解されたこの歳入見積を齎す如き税であり税率であるべき旨、及び税の徴収、就中中告納税並びに法人税の徴収を完遂する旨のコミットメントが必要である。

見積られた税収を確保する旨のコミットメントのみならず、シャウプ勧告よりも低くない――若し必要なことがはっきりすれば、シャウプ勧告よりも高い――税率を設ける旨のコミットメントが必要である。この提案は、シャウプ勧告よりも低い税率を考えてはいない、――尤も明らかに日本政府はシャウプ勧告よりも低い税率を希望して居るけれども。併し乍ら、このことは、勧告された率と非常に相違しない率で、而も経済科学局の了解を取付けたものならば、かかる税率の変更は可能性なしとしないことを意味する。

税制改正及び租税行政に関する内閣総理大臣書翰案

私は、最も有能で而も良く訓練された職員を以て真に公正にして能率的且つ職能的な租税行政を出来るだけ速に確立する目的を以て、租税行政の改革を行うことをすべてに優先せしめるという点に就て閣議に於て意見の一致を見たことを貴下に対して確言しようと思う。

租税徴収に従事しているあらゆる段階の機関は、厳格に税法、就中申告所得税及び法人税を施行し、正当なる租税負担を逃脱せんとする適切なる事犯に対しては、刑事訴追を行うよう明示されるであろう。

我々は国家の基礎は、如何なる国家でも能率的にして正しい租税行政に依存していることを認識している。

編注　ドッジのマッカーサー宛報告書 "Memo, J. Dodge to MacArther, FY 49 Supplemental and FY 50 Regular Budget, Nov. 12, 1949."（大蔵省資料Z七一一―七）のコピーに、ドッジ自身がマークを付した部分の邦訳で、この部分は日本政府の閣議了解をとるようドッジから要請された（本財政史第五巻、「歳計(1)」、四二四ページ参照）。

出所　大蔵省資料Z五〇一―三一。

(25) 昭和二四年度補正予算と生計費（昭和二四年一一月一六日主計局）

二四年度補正予算と生計費（二四、一一、一六）

今回国会に提出せられた補正予算のうち、シャウプ勧告による減税と、補給金節約は国民生活に直接影響を及ぼすものである。即前者は、所得税、間接税の引下及び廃止によって手取所得を増加させ、後者は諸物資の価格改訂によって生計

費の増加を来すものである。

以下勤労者について五つの所得階級をえらび、又世帯構成を異にした家計をとって上記の影響を数字で示すことにする。減税関係は一部を除き主税局の数字による。

一　減税

(1)　所得税

所得税の源泉徴収額は二五年一～三月間の支給にかかる給与について行われる軽減を見込んだ基礎控除二四、〇〇〇円、勤労控除一〇%、扶養控除一二、〇〇〇円である。

(2)　地方税

二五年一～三月間において地方税（住民税、地租家屋税）の負担は現行通りである。

(3)　間接税

織物消費税　二五年一月から全廃されるものとし、CPS中に占めるウェイトより推計した。

物品税　軽減見込額を全国世帯数（一六、〇八九千世帯）にて除す。

入場税　現行税率一五〇%を一〇〇%に下げると、料金は二〇%の低下となる。CPS中のウェイトは〇・三九%と見込んだ。

取引高税　生計費中、取引高税のかかる支出について3／103だけ金額が減ずるものとした。即消費物資は消費される迄に、三回移転するものとみて、税率を三%にしたのである。

二　価格改訂

価格改訂及び改訂を予想されるものは、補給金節約によるものと、その他のものに分けられる。

区分	品目	価格倍率	生計費ウェイト	生活費増加率
補給金節約によるもの	人絹	三・七%	〇・五二%	〇・〇二%
	スフ	三・〇	〇・五一	〇・〇二

補正予算による税制改正と補給金削減等の勤労者の生計費に及ぼす影響　（単位　%）

区分				所得税の源泉徴収額改正による現行税引収入に対する税負担の軽減率 (A)	間接税の改正及び廃止による生計費負担の増加率 (B)	補給金削減等による生計費負担の増加率 (C)	生計費負担の増△減率 (A)+(B)−(C)
年収入額	世帯構成	月収入額	現行税引収入額（月額）				
5万円	独身者	4,167円	3,730円	△ 0.80	△ 3.45	3.25	△ 1.00
8万円	独身者	6,667	5,709	△ 1.14	△ 3.44	2.79	△ 1.79
	夫婦	6,667	5,867	△ 1.96	△ 3.13	3.59	△ 1.50
10万円	夫婦	8,333	7,137	△ 2.52	△ 3.13	3.29	△ 2.36
	夫婦子一人	8,333	7,295	△ 3.15	△ 2.81	3.93	△ 2.03
12万円	夫婦	10,000	8,376	△ 2.44	△ 3.12	3.09	△ 2.47
	夫婦子一人	10,000	8,534	△ 3.52	△ 2.81	3.63	△ 2.70
	夫婦子二人	10,000	8,692	△ 4.54	△ 2.50	4.15	△ 2.89
15万円	夫婦	12,500	10,178	△ 2.11	△ 3.12	2.87	△ 2.36
	夫婦子一人	12,500	10,336	△ 3.53	△ 2.80	3.32	△ 3.01
	夫婦子二人	12,500	10,494	△ 4.53	△ 2.49	3.75	△ 3.27

編注　上表の内訳を示す附表(1)「所得税の源泉徴収額改正の影響」，附表(2)「間接税の改正と補給金削減等の影響」の２表は省略した．

ゴム製品	三九	〇・一三	〇・〇五
石けん	一七	〇・一五	〇・〇三
ろうそく	二〇	〇・〇七	〇・〇一
革靴	三七	〇・二一	〇・〇八
その他のもの	電気料金	三二・二	一・〇六	〇・三五
主食	主食	一一・三六	—	一・九〇
貨物運賃	—	—	—	一・三〇

右の数字は月収一二、五〇〇円（四人世帯）について計算したものである。

三　割合（%）はすべて現行税引収入に対するものである。

四　計算の結果は表の如くであるが、大体減税の効果が強く出て居り、特に間接税において著しい。今官公吏の生活水準として夫婦子二人月収一〇、〇〇〇円（現行税引収入八、五三四円）の世帯をとると

直接税	△二・八一%
間接税	△三・五二%
価格改訂	三・六三%
差引	△二・七〇%

即手取所得は二・七%増加する。

出所　大蔵省資料Z五〇一—三一。

(26)　昭和二十五年度における国の債務償還について

（昭和二四年一一月二一日理財局国庫課）

昭和二十五年度における国の債務償還について　①

（昭二四、一一、二一理、国）

一、昭和二十五年度予算による国の債務償還費財源は概ね次の通りと推定される。

(1)　一般会計

国債費	三四、七五五百万円
債務償還	五〇、〇〇〇 〃
計	八四、七五五 〃

そのうち、利子及び割引料等を差引いた純債務償還費財源見込は、約七一、六〇〇百万円

(2)　見返資金　五〇、〇〇〇 〃

(3)　その他の特別会計　四、八〇〇 〃（前年度三三、二〇〇）

合計　一二六、四〇〇 〃

右のうち、「(3)その他の特別会計」分については、償還対象が定まっているが、(1)については、

外貨国債償還基金	一三、三二六百万円
期限到来分内国債	八三八 〃
旧国有鉄道引継国債償還	一三五 〃
借入金返還 ②	六七一 〃
計	一四、九七〇 〃
差引（約）	五七、〇〇〇 〃

と(2)については償還対象が定まっていない。その金額は計　一〇七、〇〇〇百万円　③

であって、これが期限未到来の内国債にいかなる順位方法をもって、債務償還を行うか、又借入金についても、昭和二十五年度において借換を行わず返還するか否かが問題となる。

二、債務償還の順位、方法を定めるに当って問題となるのは左の諸点である。

(一)　償還対象

(イ)　何会計負担分を対象とするか（見合資産の有無）。④

(ロ)　公債のみか、借入金をも含むか。

(ハ)　所有者区分（日銀、預金部、市中金融機関、その他）を考慮するか。

(ニ)　低利債か、高利債か。

(ホ)　償還期の遠いものか、近いものか。

(二)　方法

(イ) 期限前償還か、買入銷却か。

(ロ) 買入価格（額面、発行価格、発行価格＋経過利息）

なお右の諸点を検討するに当っては、次の何れを優先的に考慮するかが問題となる。

(一) 国の利益

(二) 市中金融に対する影響（就中日銀のマーケット・オペレーションとの関係）

(三) 被償還者の利益　⑤

三、以上の諸点を綜合的に勘案するに

(一) 償還対象は、左の各号に依る。

(イ) 一般会計負担分（来年度首二五一、三一三百万円）を償還する。

理由(1)各特別会計の公債借入金には原則として見合資産があること。

⑥　（但し、通信事業特別会計借入金三五八一百万円は例外）

(2)租税等一般国民負担に依り償還するものであること。

(ロ) 公債のみでなく、一般会計負担の赤字借入金（昭和二十二年法律第十号に基く借入金）一〇、〇〇〇百万円（借入先日銀）をも含む。

(ハ) 日銀手持国債（十月末現在八四、三八七百万円）を優先的に償還し、能うれば預金部手持国債（十月末現在五二、〇四〇百万円）をも優先的に取扱う。

⑦　理由(1)日銀手持分の償還は技術的に最も実行し易く、且つ金融市場の情勢に従って資金調節を行い得る利点があること。

(2)復金債も今年度内に全額償還されて終うのでオペレーションの対象として或る程度国債を市中金融機関に保有せしめておくことが望ましいこと。

(3)預金部保有国債については預金部の経理を改善し一般会計の負担を軽減することが望ましいこと。

(ニ) 高利債及び償還期限の遠いものを優先せしめること。

（日銀手持国債の種類別内訳については別表参照）

(二) 償還方法は左の要領に依る。

(イ) 償還先を日銀又は預金部に限定する以上当然買入銷却に依る。

(ロ) 買入価格は日銀の国債買入価格との権衡上発行価格（又は交付価格）に経過利子を加算した額とする。

(三) 右に依る一般的基準と別に現行の小口買上制度を拡張し、額面五百万円以下の国債（総額一、一五〇百万円）を無制限に買入銷却する。

理由　シャウプ勧告に従い国債登録を実施するに当り、これらの小口国債についても登録を行うことは、経費倒れとなる虞れがあり、寧ろ此の際銷却することが望ましい。

国債及び借入金償還予定額比較　（単位　百万円）

会計名	昭和二十四年度	昭和二十五年度	二十四年度に比較増△減
一般会計	三、七八八 。四九一	約一〇八、二七四	一〇三、九九五
印刷庁特別会計	。八四五	。一三五	△七一〇
財産税等収入金会計	。七七七	。五七六	△二〇一
漁船再保険会計	。二〇	。二〇	〇
自作農創設会計	一、〇六六	三、〇〇〇	一、九三四
開拓者資金融通会計	八	三二	二四
国有林野事業会計	〇	。九七	九七
不正保有物資会計	〇	九八一	九八一
郵政事業会計	。七七		△七七
貿易特別会計	。二五、〇〇〇		△二五、〇〇〇
薪炭需給調節会計	。五、四七〇		△五、四七〇
計	四、八六三 。三三、六八〇 計 三七、五四三	一三、二八七 。八二八 計 一三、一一五	七五、五七三

備考　。印は借入金、無印は公債の償還予定額である。

昭和二十四年十月末日本銀行よりの借入金額　（単位　百万円）

国債 利率別	国債 金額	借入金（一時借入金を含む） 負担会計	借入金 金額
五分半	一四、二一二	一般会計	二八、七一四
五分	七四	電気通信事業特別会計及郵政事業特別会計	八、三六六
四分半	一、〇七三	財産税等収入金特別会計	三、八六六
四分	二五九	開拓者資金融通特別会計	三九五
三分六厘五毛	一一、七八一	農業共済再保険特別会計	四三〇
三分半	五七、〇八一	国有林野事業特別会計	二、一〇二
割引	五	印刷庁特別会計	一、三五〇
計	八四、三八七	漁船再保険特別会計	三〇
内国債総額	二八八、五三六	貿易特別会計	三、五〇〇
日銀保有割合	二九％	計	六七、六五三

日本銀行所有内国債中特別会計負担国債調　（単位　千円）

国債名称	現在額	内訳 特別会計負担額	内訳 一般会計負担額(一)	同上の内日銀所有額(二)	(二)と(一)の差日銀所有国債中特別会計負担分
三分半利国債（第十二回）	五、九二〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	五、六二〇、〇〇〇	五、九〇八、八五三	二八八、八五三
〃（第十四回）	七、五二三、〇〇〇	七四七、〇〇〇	六、七七六、〇〇〇	七、五二一、六七三	七四五、六七三
計	一三、四四三、〇〇〇	一、〇四七、〇〇〇	一二、三九六、〇〇〇	一三、四三〇、五二五	一、〇三四、五二五

備考　日銀所有内国債は、本表に示すものの外は全部一般会計負担のものと認めることができる。

欄外　河野主計局長筆蹟のペン書き

①11／29（次）

②（旧鉄道）

③一般会計五七〇、会計区分不明五〇〇

④見合のあるものは償還しなくてよい（見合なきものの現在額如何）

⑤市中銀行(1)税負担（差益）、(2)日銀借入担保

⑥銘柄別・時期別配分

⑦(1)来年度資金計画

(2)インフレデフレ論

(3)預金増・貸出増・国債担保日銀貸出比較

編注　前掲のほか、国債所有者別の利率別内訳等の諸計表が付されているが、省略した。

出所　大蔵省資料Z五〇一―三八。

(27) 昭和二四年度補正、昭和二五年度予算等に関するドッジ声明

（昭和二四年一二月四日司令部発表）

ドッジ氏は帰国に当って十二月四日次の通り声明を発表した。

一ドル三百六十円の単一為替レートについては、設定された当時の状況からの判断では幾分控え目に定められたといえる。しかしこのレートはいずれにしても世界の他の国によって実施された同様な措置に先んじて行われた円の切下げであった。一九四九―五〇会計年度に日本は長年月を通じてはじめて均衡のとれた総合予算を実現した。その結果、この原則を固く守ったことから現会計年度に適用される減税を規定するとともに、原予算に規定された政府支出に若干の増額を含めた補正予算の提出が可能となった。均衡のとれた総合予算の諸原則は一九五〇―五一会計年度にもとり入れられた。出来上った予算を妨害するような行為がとられない限り政府支出にはさらに本質的な増加があり、また減税も次期会計年度を通じ進められるであろう。今度の予算も明年の予算もいずれも政府債務の適当な削減を規定している。これはまた合法的な信用目的に対する銀行の資金を増加するわけである。そして以上のことは世界の他の大部分の国々が日本のような効果的成果もなく同じような諸問題と闘っているときに成し遂げられたのである。これはマックアーサー元帥とその幕僚および吉田

首相と池田蔵相の指導下にある日本政府の完全な協力によって可能となった。

今会計年度において、いままでにあらゆる筋から預金の蓄積が約二千五百億円に達し、会計年度の終りまでに総額三千億円に達するかもしれないと報告されていることもまた意義がある。これらの預金は数百万人の日本国民の持分を代表するものである。預金の増大は日本国民が安定計画と通貨の将来の価値に信頼の念を増しているために物よりもむしろ資金を蓄積するようになったことを端的に示している。またこれを実行する国民の能力を立証するものである。

昭和二十四年四月一日から同十月三十日までの間に総額二千五百億円の資金が政府の投資を除いて産業目的に充当された。これは一九四八―四九会計年度の同期間には千七百五十億円であった。政府支出の制限と徴税の増加によって日本政府の財政的地位は面目を一新した。一九四八年四月から同十一月末日までの間に一般および特別会計の支出は税収を八百二十七億円方超過した。四九会計年度では同期間内に税収が支出を七十一億円方超過したが、その差は九百億円の変化である。ところで私が強調したい点がある。それは誰もこれ以上インフレの危険がすべて過ぎ去ったと確実にはいえないということである。実質的なインフレの要素はまだ潜在している。インフレは阻止された。しかしインフレは大衆の犠牲においてインフレから利を上げることを知った人々の間に常に広い根を張り、しつようにインフレ継続のためにたたかうであろう。これらインフレ利得者は公私にわたる財政改革を阻止しようとして政府に絶えず圧力を加え、また金融状態がより正常化されることに強力かつ声を大にして反対する。

日本の根本的問題の一つは適当な外国市場の発見である。これは単なる為替レートの変更や平価切下げによるものではなくより効果的な生産、良質な生産、競争価格の保証、現在および将来の輸出市場に対する生産物の適合性および商業道徳の如何に多くかかっている。安いコストで貿易をやれば商談は自然多くなる。しかしこの際貿易の価格には高価な政府の費用が含まれていることを忘れてはならない。高いコストで質の悪いものを生産していては日本は競争に負ける。増産、必ずしも輸出増加は対外収支の改善を伴わない。生産の水準は対外収支やドル不足を改善しない。だから生産だけでは日本の根本問題を解決するには十分とはいえないだろう。要は生産量をますます競争の高まって行く外国市場の需要に如何に合せて行くかである。かくする一方日本は輸出を増加し輸入を軽減する国内経済的政策をもって輸出増強に強力な努力を集中すべきである。

国際貿易に関する基本的な一つは国内物価の上昇から生ずる。国内物価の上昇は外国貿易の拡大を非常に妨害するからである。日本および他の国が当面するこれらの諸問題は政府の報告から出た単なる統計上の危機ではない。

十二月にマックアーサー元帥が声明した安定計画は日本を対外貿易に適応せしめる機会を確保することを目ざしたものであった。世界情勢はこの安定計画が最初考えられたよりもより一層必要であることを証明している。安定計画が現実に実施されていることは日本にとって建設的なものであり、また幸いなことである。なぜならば海外情勢によって日本はいまよりもっと不利な時機にそれを採用せざるを得なかったかも知れないからである。

なおドッジ氏は右の声明にあわせてシャウプ勧告に対して現在のところ修正する意図はない。税制問題は極度に技術的なものでシャウプ氏自身は有能な人である。従ってシャウプ勧告も一応原形の通り実施し、ある期間が過ぎ、その結果を見てシャウプ氏以下原案作成者に再検討してもらうのが最もよいと思うとの見解を表明した。

出所　『朝日経済年史』昭和二五年版、一五―一六ページ。

(28)　昭和二十五年度予算の特色について

（昭和二四年一二月頃主計局）

二十五年度予算の特色について

一、総合予算の均衡を保ちつつ、財政規模の縮減に成功した。

一般会計の歳出総額の縮小は昭和十年以来最初のことである。

昭和九年度	約一二億二、三〇〇万円
昭和十年度	約一二億一、五〇〇万円

昭和二十四年度	約七、四一〇億円
昭和二十五年度	約六、六一四億円

これによって、竹馬経済の竹馬の足を短くすると共に、租税負担の軽減に成功した。

(1)　竹馬経済の整理については

(イ)　補給金の大幅削減と統制経済の整理による自主態勢の確立

補給金　昭和二十四年度	二、〇二二億円
昭和二十五年度	九〇〇億円

統制経済の整理を予算面から見れば、物資統制経費は次の如く半減している。

（物資及び物価調整費より算出）

昭和二十四年度	約三八億円
昭和二十五年度	約一九億円

(ロ)　援助資金は減少したが、一方輸出は振興し、輸入資金の増大を見込むことによって、国際的自立態勢を強化した。

。米国対日援助費

一九四九―五〇年	四二〇、五〇〇千弗
一九五〇―五一年（見込）	二五一、四〇〇千弗

。日本の会計年度に引直した場合の援助費

昭和二十四年度	四九七百万弗
昭和二十五年度	三三六百万弗

。見返資金繰入れ額

昭和二十四年度	一四九、四二四百万円
昭和二十五年度	一三〇、四四八百万円

。予算の基礎となった輸出入額（除援助物資）

輸出	昭和二十四年度	五二〇、〇〇〇千弗
	昭和二十五年度	六〇三、八〇〇千弗
輸入	昭和二十四年度	五〇三、〇〇〇千弗
	昭和二十五年度	六一九、一〇〇千弗

(2)　租税負担の軽減については

。租税収入総額において

昭和二十四年度	五、〇六三億円
昭和二十五年度	四、三七〇億円

（二十四年度補正予算における減税額二〇〇億円を加えると減税総額は約九〇〇億円となる。）

。所得税の軽減について見れば、夫婦及び子一人、給与月収一万円の世帯の場合の税額は

現行法	一、三四五円
シャウプ勧告	一、〇四一円
改正案	八九五円

となる。

。法人税においては、おおむねシャウプ使節団の勧告の方針に従う軽減の措置を講ずる。

。酒税については、前年度七五二億円に比べて二十五年度は一、〇三〇億円と増収になっているが、増石及び地方税（酒類消費税）の吸収並びに取引高税の廃止があるので、小売価格の水準おおむね現行程度に据置く。増税による増収は僅かに二三億円である。

。煙草専売益金は前年同額の千二百億円であるが、数量の増加があるので、ピース、光、いこい等現在より十円安くなる。

二、二十五年度は復興再建への第一歩を踏み出す。

(1)　公共事業費、失業対策費等の増加

。公共事業費	予算額	総事業費
昭和二十四年度	六二五億円	九五八億円
昭和二十五年度	九九〇億円	一、三五三億円
。失業対策費		
昭和二十四年度	四六億円	

昭和二十五年度　八七億円

(2) 見返資金における投資的支出の増加

○見返資金放出計画　（単位億円）

	二十四年	二十五年
債務償還	七五〇（未定）	五〇〇
公共投資	二七〇	四〇〇
私企業投資	二五〇	四〇〇
予備	二三八	二八一

○日本国有鉄道建設改良費

二十四年度　一六六億円（内一五〇億円見返より）

二十五年度　二四〇億円（内　四〇億円見返より）

○国有林野事業特別会計

二十五年度は見返資金より三〇億円を受け入れるため、伐採量を減じ、造林を前年度の倍以上に増す。

	二十四年	二十五年
伐採	五三百万石	四八百万石
造林	七〇千町	一八七千町

○住宅金融公庫の新設と融資

見返資金から百億円、一般会計から五十億円を受入れ一五一億円の住宅建設資金の貸出しを行う。

(3) 一方、ドッヂ・ラインに従って引続き債務償還その他蓄積を図っているが、蓄積の額は総合予算に於ては前年より数百億円の減少となっている。一般会計における債務償還は七二三億円に上っているが、前年度剰余金二〇六億円を差引けば五一七億円となり、前年度当初は約六〇〇億円（貿易借入金償還二五〇億円、復金出資三〇〇億円、その他）に比べれば、これは減少となっている。

三、地方財政の強化

(1) 平衡交付金の創設に伴う、地方配付税配付金制度の廃止、各省計上補助金の整理及び地方財政収入増加

地方財政平衡交付金の内訳

配付税系統分	六六七億円
各省計上補助金吸収分	三〇五億円
財源充実分	七八億円
計	一、〇五〇億円

(2) 災害復旧費の全額国庫負担

気象上及び地震に起因する災害は、収益的施設及び極めて軽微な被害を除き、その復旧費を全額国庫負担とする。これによる地方の負担軽減は約九〇億円に上る。

出所　大蔵省資料Z五〇一一四二。

(29) 連合軍のための追加的従属的住宅の設置に関する司令部覚書

（一九五〇年一月二七日SCAPIN二〇七六）

連合軍のための追加的従属的住宅の設置

（一九五〇年一月二十七日SCAPIN二〇七六）

一、日本政府は占領国人に有料で貸し与うべき家屋二千戸を建築するための手段を直ちにとらなければならぬ。家屋（必要なる家屋を含む）は極東軍最高司令部技術局において指令された場所に、且つ同局において承認された計画及び仕様書に基いて建築されねばならない。これらの家屋はその目的のために設定された日本政府関係機関（公社）が建築し且つ貸しつけるものとする。

二、家屋建築のための資金は、米国対日援助見返資金の公社宛の貸付金を以てこれに充てる。造作を備付け、家屋を維持し、運用するための費用は、終戦処理費の負担とする。貸借料については、占有者が連合軍最高司令官の定める方法でその定める額を公社に納付するものとする。

三、日本政府は経済科学局に対し一九五〇年二月十五日迄に本指令の遂行に必要な行為についての計画を作成し提出しなければならない。

四、本指令を実施するための行為は次の如き順序に従ってなさねばならぬ。

一九五〇年二月一日より三月一日まで――資金調達の調整、契約調整の開始

三月一日より四月一日まで――建設計画の完了、契約の締結

四月一日――建築の開始

八月一日――建築の完了

五、司令部当該部局との直接通信を許容する。

出所　大蔵省資料Z六二〇一九二。

(30) 二五年度予算に伴う有効需要の形成

（昭和二五年二月一日主計局）

二五年度予算に伴う有効需要の形成（二五、二、一主計局）

(1) 農林水産業に対する支出

区分	二四年度	二五年度
特別会計		
国内主要食糧買入代金	二、四五二億円	二、〇六七億円
早期供出奨励金	五四	六〇
バックペイ	三〇	五二
農業共済保険金支払	四一	四二
国有林野*	七八	八四
アルコール専売原料買入代金	一三	一二
政府機関		
専売公社葉たばこ購入費	一八四	一七八
合計	二、八五二	二、四九五

備考　*賃金、原材料費、施設費

(2) 建設的支出

区分	二四年度	二五年度
一般会計		
公共事業費	六二五億円	九九〇億円
国会裁判所	一三	一〇
職員宿舎	一一	一二
特別会計		
見返資金	二五〇	五一〇
公共投資	〇	一一〇
私企業投資	二五〇	四〇〇
国有林野	九	四一
郵政事業	一二	一五
電気通信	一九〇	一九五
政府機関		
専売公社建設費	三四	二九
日本国有鉄道	一六六	二四〇
住宅金融公庫貸出	〇	一五〇
合計	一、三一〇	二、一九三

(3) 主要鉱工業に対する支出

区分	二四年度	二五年度
一般会計		
終戦処理費		
工事費	九一億円	一四億円
需品費	七三	九四
石炭	五九	六四
維持工事	五〇	四一
価格調整費		
安定帯	（一、〇二〇）	（三三二）
特別会計		
貿易会計輸出品購入代金	（一、八三九）	（三〇六）
郵政事業需品購買費	三	六

電気通信需品費＊	七〇	一三六
国有鉄道石炭費	二六四	二三四
国有鉄道電力費	一〇	一五
合計	六二〇	六〇四
	（二、八五九）	（六三八）

備考　＊損益勘定

25年度予算に見込んだ主要資材需要量（25.2.1　主計局）

	鋼材（t）		セメント（t）		木材（千石）	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
1. 公共事業						
海運	15,750	16,250	80,400	82,812	420	421
農業	17,500	24,850	225,000	319,500	1,200	1,704
林業	5,000	6,300	60,000	75,600	200	252
水産業	500	665	30,000	39,900	600	798
建築	700	750	11,000	11,700	1,400	1,400
土木	52,500	78,500	480,000	720,000	2,400	3,400
文部・厚生	931	1,738	18,528	34,576	928	1,732
官公需	1,726	1,904	6,009	5,939	738	669
小計	94,607	130,957	910,937	1,290,027	7,886	10,376
2. 終戦関係費						
3. 電気通信	12,800	13,000	22,840	32,000	350	350
4. 郵政						
5. 国有鉄道	103,854	210,000	48,649	150,000	7,643	8,500
合計	211,261	353,957	982,426	1,472,027	15,879	19,226

出所　大蔵省資料Z五一一―七七。

(31)「予備費の使用方針について」改正の件

（昭和二五年三月一七日閣議決定）

「予備費の使用方針について」改正の件

今次国会提出の財政法の一部を改正する法律による予算科目の統合等に伴い、昭和二十二年四月二十六日閣議決定の「予備費の使用方針について」を改正する必要があるので、別紙改正案について閣議の決定を求める。

（別紙改正案は次表の下段のとおり―編者）

「予備費の使用について」改正案

現行

予備費の使用方針について

（昭和二十二年四月二十六日閣議決定）

財政法の制定に伴い今後予備費の使用方については左によるものとする。

一、別表に掲げる経費の不足については、財政法第三十五条第三項但書の規定に基き、その都度閣議の決定を経ることなく、大蔵大臣限りで予備費の使用を決定することができる。

但し、国会開会中はこの限りでない。

二、予備費の使用は、国会開会中はこれを行わない。

但し、前号に掲げるものとその他比較的軽微と認められる経費については、時宜により閣議の決定を経て、予備費を使用し得るものとする。

改正案

予備費の使用について

（昭和二十五年三月十七日閣議決定―編者）

一、財政法第三十五条第三項但書の規定にもとづき、大蔵大臣の指定する経費は別表のとおりとする。

二、予備費の使用は、国会開会中は、これを行わない。

但し、次に掲げる経費については、閣議の決定を経て、予備費を使用し得るものとする。

(1) 別表に掲げる大蔵大臣の指定する経費

(2) 事業量の増加等に伴う経常の経費

(3) 法令又は国庫債務負担行為により支出義務が発生した経費

(4) その他比較的軽微と認められる経費

三、前号但書の規定にかかわらず、左に掲げる事由にもとづく経費については、国会開会中は予備費の使用を行わない。

(1) 新たな部・款・項を設ける必要のあるもの

(2) 政府職員の増加を伴うもの

(3) 部局の設置改廃を伴うもの

(4) その他法令の改廃を伴うもの

四、予備費を使用した金額については、これをその目的の費途以外に支出してはならない。

五、昭和二十二年四月二十六日閣議決定「予備費の使用方針について」は廃止する。

（別表）

一、扶養手当
二、死亡賜金
三、船員扶助費
四、公務災害補償費
五、退官退職手当
六、政府払込保険料
七、賠償及償還金
八、利子及割引料
九、共済組合交付金及び同補助
一〇、義務教育費国庫負担金
一一、厚生保険給付費負担金
一二、税務交付金及び専売品交付金
一三、健康保険組合交付金
一四、保険金・再保険金・保険給付費・保険料還付金及び保険無事戻金
一五、年金及恩給
一六、刑務収容費
一七、議案類印刷費
一八、裁判費
一九、訟務費
二〇、登記諸費
二一、検察費
二二、保護収容費

編注　本文書「『予備費の使用について』改正案」の上段は、昭和二二年四月二六日閣議決定（本財政史第一七巻、「資料(1)」九八四ページ）の別表を昭和二四年三月四日閣議決定によって修正した後のもの。

出所　大蔵省資料Z六二〇―八九。

四、退官退職手当
五、政府職員等失業者退職手当
六、保険料
七、賠償償還及払戻金
八、国家公務員共済組合負担金
九、厚生保険給付費国庫負担金
一〇、船員保険給付費国庫負担金
一一、健康保険組合補助金
一二、失業保険給付費国庫負担金
一三、保険金・再保険金・保険給付費・保険料還付金及び保険無事戻金
一四、利子及割引料
一五、年金及恩給
一六、議案類印刷費
一七、裁判費
一八、訟務費
一九、登記諸費
二〇、検察費
二一、矯正保護収容費

(32) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案要綱（昭和二五年三月二八日農林省）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案要綱

第一、目的

農地、農業用施設、林業用施設及び漁港施設（以下農地等という。）の災害復旧事業を行う者に対し、その災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、農林水産業の維持を図り経営の安定に資することを目的とする。

第二、補助の対象及び補助率

国は予算の範囲内で災害復旧事業を施行する者に事業費の一部を補助することができる。

前項の補助率は、左の区分による。

一　農地に係るもの　事業費の十分の五
二　農業用施設に係るもの　事業費の十分の六・五
三　林業用施設に係るもの
　イ　林地荒廃防止施設　事業費の三分の二
　ロ　林道　事業費の二分の一
四　漁港施設に係るもの
　イ　都道府県が施行するもの　事業費の十分の六・五
　ロ　市町村、水産業協同組合等が施行するもの　事業費の十分の四・五。但し、都道府県の補助と合せて十分の十を超えてはならない。

第三、補助金の返還

補助金の交付を受けた者は、その年度の事業費に剰余を生じたときは、剰余分に対する補助金を国に返還しなければならない。

農林大臣は、一定の場合に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第四、適用除外

この法律は、経済効果の小さいもの、維持工事とみるべきもの、設計不備又は工事施行の粗漏に因り生じた災害に係るもの、その他一定の災害復旧事業については適用しない。

第五、都道府県知事は、補助金の交付を受けて工事を行う者に対し、調査を行い、報告を求め、必要な指示をすることができる。

編注　本要綱は、昭和二五年三月二八日閣議に提出され、当該法律は五月一〇日公布法律第一六九号として成立した。

出所　大蔵省資料Z六二〇—九〇。

(33) 昭和二十五年度予算の実施及び昭和二十五年度第一・四半期支出負担行為計画及び支払計画の承認方針について（昭和二五年四月七日閣議決定）

昭和二十五年度予算の実施について

今回成立した昭和二十五年度予算の実施に当っては、最近における財政経済の推移に鑑み、特に財政と金融との総合一体の運営を図ることとし、左記各項の方針による。

(一) 歳入歳出の時期的調整を図り「ディスインフレ」の堅持を基調とするが、特に社会政策的意義を有する経費については、必要に応じその繰上支払を行う一面、一般行政費については、実行上できるだけ節約につとめ国民負担の緩和に資するよう配意すること。

(二) 債務償還については、一般小口所有分にかかる国債の償還は、極力年度当初にこれを行う外、国債等の償還により金融機関に生じた余裕資金は、産業の資金に適切に融資せられるよう積極的に指導すること。

(三) 公共事業費については、特に災害復旧事業は早期にその工事を完成するよう経費支出の時期的配分について、特別の考慮をはらうこと。

(四) 米国対日援助見返資金の運用については、債務償還費・公共事業費に関するものの外、その産業並びに金融上に及ぼす影響の重要性に鑑み、連合国軍最高司令部と緊密な連絡をとり、敏速適切に運用し、経済の再建、金融市場の調整に対し積極的に寄与する如くつとめること。

(五) 価格調整費については、経済の自主自立的態勢の確立と見合いつつ、できるだけ節減する方針をもって、関係各庁において全面的協力の上、その具体的計画を立案し、実行を確保すること。

(六) 人件費の支出については、各省各庁の現員現給を基礎とするが、今後においても行政合理化並びに経済統制その他不急不用事務の縮減又は廃止による人員の縮減につき不断の検討を行うこと。

(七) 終戦処理費・賠償施設処理費及び特殊財産処理費については、個々の実情及び最近の実績を勘案して、最低限度の所要額を支出するようつとめること。

(八) その他各種の経費については、その実体に即し、予算の合理的実行を行うことはもとよりであるが、一般会計計上の予備費の少額であることに鑑み、緊急止むを得ない需要を生ずる場合に備えるため、支出負担行為計画及び支払計画の弾力性を保持することにつとめること。

(九) 民間企業に支障を与え、金融市場のこうそくを来さしめないよう、正常的、かつ、規則的な政府支払を促進すること。

(一〇) 予算執行については、会計法第四十六条に基く監査を実施し、予算執行職員等の責任に関する法律の施行と相まって、一層予算使用を厳正、かつ、合理的ならしむること。

(一一) 以上各項の方針は、一般会計のみならず、特別会計及び政府関係機関の予算実施について、当然適用又は準用すること。

昭和二十五年度第一・四半期支出負担行為計画及び支払計画の承認方針について

財政法第三十四条により第一・四半期の支出負担行為計画及び支払計画中主要経費に関する承認の方針を、左のとおりとする。

一、公共事業費については、経済安定本部の行う認証が、従来年四回であったのが、年二回に改正せられたのに従って、第一・四半期における支出負担行為計画の承認は、当該予算額について、災害復旧工事は八〇%、一般公共事業の内河川・砂防・山林工事は六〇%、その他は五〇%とすること。

二、地方財政平衡交付金については、第一・四半期においては、交付の基礎となるべき各地方団体の財政需要額の測定が未完成であるが、地方財政資金の状況を考慮し、一応昨年度の第一・四半期の配付額の実績に補正予算による増加分を割り増して、更に、本年度廃止される国庫補助金の四分の一を加えた、三一八億円を概算交付すること。

三、価格調整費については、第一・四半期の所要見込額を食糧一一八億円、鉄鋼一〇九億円、肥料六七億円、ソーダ四億円、合計二九八億円とすること。但し、支払計画の承認については、予算実行の適正を期するため、その都度その所要額を計上すると共に、政府支払の遅延を防止するため、特にその都度概算払をすること。

四、債務償還費の第一・四半期分は、小口一般所有分一〇九億円、市中金融機関分八三億円、大蔵省預金部所有分一六一億円、合計三五三億円とすること。

五、緊急失業対策費は、第一・四半期分を一二億円とすること。

（註　司令部は、目下のところ一〇億円としたい意向である。）

六、国民金融公庫への出資金は、予算総額の一二億円を第一・四半期分とすること。

（註　司令部は、目下のところ六億円としたい意向である。）

七、住宅金融公庫への出資金は、差し当り第一・四半期は二五億円を予定するが、必要に応じ増額すること。

編注　四月三日付で主計局が起案し、同日次官室で検討された案文（大蔵省資料Z五〇一—三七）が、本文書と相違する点は次のとおり。

「実施について」の一〇、に次の項目が入っており、以下順次一号ずつ送られていた。

一〇　政府公団等の手持滞貨については、その早期かつ抜本的な一掃を図るため、売却に関する契約方式の改正を考慮すること。

また、「支出負担行為計画及び支払計画の承認方針」の四、は次のようであった。

四　債務償還費の第一・四半期分は、小口一般所有分一一二億円、市中金融機関分八三億円、日本銀行所有分五〇億円、大蔵省預金部所有分一六一億円、合計四〇六億円とすること。

右の会計別負担区分は、一般会計一五九億円、対日援助見返資金特別会計二〇〇億円、その他の各特別会計負担分四七億円である。

出所　大蔵省資料Z六二〇―八九。

(34)　公共事業処理要綱改正に関する件

（昭和二五年四月一一日閣議決定）

「公共事業処理要綱」改正

四、第二に依り認証する金額は六ケ月以内の分とし事業を継続せんとするときは認証後五ケ月以内に更に六ケ月以内の継続認証を受くることを要する。

第二に依り認証を受ける事業に付ては事業終了後又は会計年度終了後二ケ月以内に実施状況報告を提出することを要する。

改正理由

昭和二十一年五月二十三日総司令部から政府に対し、公共事業費計上の指令があり政府はその趣旨に則り、二十一年九月三日閣議に於て公共事業処理要綱を決定した。

安定本部はこの要綱に基き一般財政方針及雇用状況、資材生産状況等との調整を図りつつ事業費の編成及査定を行い決定した予算の範囲内で公共事業の認証を行っている。而して茲数年来の財政金融事情、資材の生産需給状況、年度途中に於ける予算上の応急措置等を考慮して予算に弾力をもたせるため四、四半期に区切って認証し、技術上の設計、予算の見積り等について各四半期毎に検討をして年四回の認証を行って今日に至った。

最近の経済的社会的事情の推移につれて資金、資材面に於ける状勢は変貌し二十五年度は予備費も計上せられたので今後の公共事業の運営につき認証期間を延長して政府支払の遅延防止、事務の簡素化を図るべく関係方面と折衝の結果年二回とすることにその承認を得たから第四項を別紙の通り改正する。

編注　昭和二一年九月三日閣議決定「公共事業処理要綱」は本財政史第一七巻「資料(1)」、九六〇ページ所収。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九〇。

(35)　歳出予算中の各目の細分の経費の金額の使用について

（昭和二五年四月一五日閣議決定）

歳出予算中の各目の細分の経費の金額の使用について

（昭和二五、四、一五閣議決定）

今回財政法の改正により節を廃止することとなったのであるが、予算執行上の適正を期するため、歳出予算中の各目の細分（従来の節に相当するもの）の経費の使用については、左によるものとする。

一、各省各庁の長は、左記に掲げる名称の経費については、大蔵大臣の承認を経なければ当該経費の金額を超えて使用することができないこと。

(一)　委員手当
(二)　非常勤職員手当
(三)　雑手当
(四)　作業賞与金
(五)　諸謝金
(六)　捜査費

二、各省各庁の長は、公共事業費の事業費で、その各目の細分が、一般会計の目に相当する経費のうち、「物品費」・「役務費」・「施設費」・「賠償償還及払戻金」及び「補償金」の各目の細分の経費を除き、その他の各目の細分の経費については、大蔵大臣の承認を経なければ当該経費の金額を超えて使用することができないこと。

三、各省各庁の長は、前各号の規定により大蔵大臣の承認を求めようとするときは、使用を必要とする理由、科目区分及び金額を明らかにした書類を大蔵大臣に送付すること。

四、大蔵大臣は、第一号及び第二号の規定により経費の使用について承認をしたときは、その旨当該各省各庁の長及び会計検査院に通知すること。

編注　この閣議決定の改正は、一四二ページ資料（25）参照。

出所　大蔵省資料Z六二〇―八九。

(36)　昭和二十五年度公共事業費災害緊急復旧費案について

（昭和二五年七月一五日閣議了解）

昭和二十五年度公共事業費災害緊急復旧費案について

（昭和二五年七月一五日閣議了解）

一、総額四十億円ノ範囲内トスルコト。

一、配分案ハ安定本部ニ於テ関係各省ト打合ノ上作成スルコト。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九〇。

(37)　ジェーン台風による災害復旧措置について

（昭和二五年九月二二日閣議了解）

ジェーン台風による災害復旧措置について（二五、九、二二大蔵省）

A　財政措置

一　災害救助

災害救助法に基く応急救助については、当初計上予算の残額千二百九十七万円と一般会計予備費七千三百九十万円と合せて八千六百八十七万円を支出する。

右の八千六百八十七万円は、災害救助法により算定した国庫負担額の半額を概算交付するものであって、残額は救済費使用確定後追って交付するものとする。

二　公共事業費

①　本年度災害復旧費予算百億円の残り五十億円のうちから相当金額を支出する。

三　農業共済保険

被災地につき災害査定を行い、収穫期をまって各県別の損害額を確定の上再保険金額を決定するが、県単位の共済組合連合会が全損地域に対して概算払を行うための所要の措置を講ずる。

B　租税の減免措置等

一　国税の減免及び徴収猶予等

災害減免法の規定による減免及び徴収猶予と所得税法の規定による雑損控除制度の適切な活用により、実情に即した減免及び徴収猶予等の措置を講ずる。

二　地方税の減免及び徴収猶予

地方税法の規定に基き、関係各地方団体に対してそれぞれ減免及び徴収猶予の措置を講ずるよう連絡する。

C　金融措置

一　公共施設関係

(一)　公共施設関係の本年度公共災害補助金のつなぎ資金については預金部資金より差当り一一億五千万円（大阪五億円、兵庫一・五億円、和歌山一・一億円、徳島二・一億円、その他一・八億円）の融資を決定したが国庫補助総額の見透しがつき次第更にその増額について考慮する。

(二)　公共施設の災害中、地方の負担において措置する分についても、起債前貸の形において、預金部資金より可及的速かに融資を行うものとする。

二　一般民間企業関係

(一)　一般民間企業の復旧資金に対しては、原則として市中金融機関の融資によることとし、融資を円滑ならしめるため次の措置をとる。

1　災害地に居住所又は主たる営業所を有し被害を受けた手形支払人の手

形の取立につき、実情に即する調整を行わしめる。（通牒ずみ）

2　災害地に限り、本年末まで、災害復旧資金の融通については、融資準則別表産業資金貸出優先順位表の適用を停止する。（通牒ずみ）

3　市中銀行の災害復旧に対する協力を求め、必要な資金繰について日本銀行より資金的援助を行うものとする。（通牒及び連絡ずみ）

4　市中銀行の災害復旧資金の供給を円滑ならしめるため預金部資金の市中銀行預託につき所要の調整を加える。

(ニ)　災害地の海上及び運送損害保険金の支払を、迅速に行わしめるよう督励する。

(三)　災害地の企業については、復金貸付金の回収計画につき再検討する。（連絡ずみ）

三　中小企業関係

中小企業の復旧資金に対しては次の通り措置するものとする。

(一)　商工中金等を極力活用することとし、日銀の中小別枠融資の限度を次の通り五億円増額する。（決定ずみ）

興銀　二億円
商中　二億円
勧銀　一億円

(二)　中小専門店舗の特段の活用をはかるよう関係銀行に協力を求める。（通牒ずみ）

中小専門店舗を通ずる災害復旧融資については、日銀において資金的援助を行うものとし、右による日銀貸出金は高率適用を免除する。（決定ずみ）

(三)　災害地府県の信用保証協会の出資金の増額又は、損失補償の方法により、信用保証協会の機能の拡充をはかる。

信用保証協会の災害復旧対策として、只今予定されているものは次の通りである。

大阪府の三億二千五百万円の出資（内一億二千五百万円は預託）により市中銀行より五億円の融資

大阪市の一億円の出資により市中銀行より三億五千万円の融資

兵庫県の一千万円の出資により市中銀行より一億円の融資

(四)　見返資金の中小企業融資の枠の拡張に努力する。

(五)　罹災者の自己調達をなし得ない部分は、できうれば地方団体経由により預金部資金の融通をなし得るよう努力する。

四　農林水産関係

(一)　農林水産関係の復旧資金に対しては農林中金を極力活用するものとする。（連絡ずみ）

(二)　農業災害共済保険金のつなぎ融資についても、必要ある場合は、農林中金から行わしめることを考慮する。

五　住宅金融関係

(一)　住宅金融公庫を活用することとし次の措置をとる。（連絡ずみ）

1　融資の地域的配分につき、申込件数の増加に応じ、災害地に重点をおく等の調整を行う。

2　災害地住宅の建設については、公庫法の許す範囲内において、住宅の規格等融資条件の緩和を考慮する。

(二)　罹災者の自己調達をなし得ない部分は、できうれば地方団体経由により預金部資金の融通をなし得るよう努力する。

欄外　①不足分ニ付テハ補正予算ニ於テ考慮スルコトトシテ諒解

出所　大蔵省資料Z六二〇―九〇。

(38)　ジェーン台風災害復旧費について

（昭和二五年一〇月三一日閣議決定）

ジェーン台風災害復旧費について

昭和二十五年九月発生したジェーン台風による災害復旧費として昭和二十五年度発生災害復旧費百億円（一月以降六月迄災害復旧費として二十七億円、七、八月発生災害復旧費として二十三億円使用）の認証残額五十億円の中二十四億円を使用する事とし別紙計画の通り認証する。

（別紙省略―編者）

出所　大蔵省資料Z六二〇―八九。

(39)　キジア台風災害復旧予算案

（昭和二五年一二月一日閣議決定）

昭和二十五年度公共事業災害復旧費について

（キジア台風災害復旧分）

昭和二十五年九月発生したキジア台風による災害復旧として、昭和二十五年発生災害復旧費百億円の中二十一億八千四百万円を使用することとし、別紙計画に基き認証することとする。尚昭和二十五年発生災害復旧費百億円の中各台風による災害復旧費として認証済額は左の通りである。

昭和二十五年度春季融雪	六月まで	二、七〇〇、〇〇〇千円
同	七、八月	二、三〇〇、〇〇〇千円
ジェーン台風		二、四〇〇、〇〇〇千円
計		七、四〇〇、〇〇〇千円

本件に対する予算の令達については、特に各省に於て早急処理するものとする。

（別紙省略―編者）

出所　大蔵省資料Z二〇三―五五。

3　昭和二五年度補正・昭和二六年度本予算

(1)　昭和二十六年度予算編成に関する構想

（昭和二五年四月二〇日）

昭和二十六年度予算編成に関する構想（昭二五、四、二〇）

昭和二十六年度予算編成に際しては財政面より経済の自主自立態勢を一層推進し対日援助の漸減に備えることを建前とする。これがため、経済の安定と復興とに重要な役割を果した従来の財政政策を原則的に踏襲するが、事態の推移に対処し健全な経済基盤の育成と公正な国際競争力の充実とに最も役立ちうるよう所要の調整を行うこととし、左記方針によって処理する。

一、総合予算均衡の原則は堅持するが、債務償還等の方法により巨額の財政剰余を生ぜしめることは次第に資金の円滑な循環を困難にする惧れのあるのに鑑み、産業資金の供給は見返資金によるものを除くのほか原則として国民の自発的貯蓄にまつこととする。手持商品等の増加に対する金融は原則として借入金による。

二、主要食糧を除くのほか、配給、価格等に関する統制および価格補給金の支給を廃止し、諸物価を国際価格体系に即応せしめるよう企業の合理化を促進する。

主食に関しては国際価格を勘案しつつ生計費に影響を与えないように米麦の比価を調整する。

三、公共事業に関しては経済基盤の充実と雇傭機会の増大とを主眼として少くとも本年度程度の規模を確保する。

失業の漸増する傾向に鑑み前項の生産的事業による吸収のほか失業応急事業の拡充をはかる。

社会保障について本年度に引続き生業資金、住宅資金を確保するほか医療施

設、社会的保護施設等に重点をおき現行制度を充実する。基礎産業部門等の再建上緊急な資金で一般金融機関において融通困難とするものについては見返資金ならびに預金部資金の効率的な運用をはかる。

四、改正せられた税制がなお国民に過当の負担を強い且つ負担の公平を困難にしている実状に鑑み歳出削減の余裕の一部をもって所得税を中心とする税制の合理化を行い徴税方法および能率の改善と相まって財政の運営を健全化する。

地方税については新法施行後の状況を勘案して更にその軽減方について検討する。

編注　作成者の記載はないが、大蔵省用箋にタイプ刷りの文書。

出所　大蔵省資料Z五一一―七九。

(2) 差当りの要措置事項（昭和二五年五月三〇日大蔵省）

差当りの要措置事項（二五、五、三〇）

一、明年度予算、本年度補正予算の編成

イ　総額の削減

ロ　既定経費の節約を財源とする公務員給与ベースの引上

ハ　来年度一般会計による債務償還は行わぬ

ニ　価格調整補給金の大幅削減乃至廃止

ホ　右による財政余剰により更に減税を行う

二、輸出金融金庫の創設

(A)　外国及び外国貿易業者に対する長期円クレディットの供与

(B)　国内輸出業者に対する長期金融

三、輸出増進に至大の寄与をしている中小企業に対する貸付の増加

四、国際通貨基金、国際開発銀行、国際小麦協定への参加懇請

五、地方税法案

(A)　中央からの財政交付金は増額せず地方自治の本旨に従い地方財政需要を賄うに足る地方税法案をシャープ勧告の原則に基き、来る臨時国会に提出する

(B)　附加価値税は明年から実施する

出所　大蔵省資料Z五〇一―三九。

(3) 昭和二十六年度予算の編成及び昭和二十五年度予算の補正等について（昭和二五年六月七日閣議決定）

昭和二十六年度予算の編成及び昭和二十五年度予算の補正等について

（昭二五、六、七閣議決定）

明年度予算は、本年第三・四半期に編成を完了すると共に、本年度予算の補正を行うが、右に際しては予算均衡の方針はこれを堅持することは勿論、左の諸点の実現に努力すると共に、緊急を要するものに付いては来るべき臨時国会に於いて、之が実現を図る。

一、(イ)　予算総額の削減

(ロ)　既定経費を節約して財源を調達し、官吏給与ベースを改訂する。

(ハ)　来年度予算に於いては、一般会計よりする債務償還は行わない。

(ニ)　価格調整補給金は大幅に削減し、又は廃止する。

(ホ)　右の結果生ずる財政余剰をもって、更に減税を行う。

二、輸出金融金庫の創設を考慮する。此の金庫は、外国及び外国貿易業者に対する長期円クレヂットの供与を為すと共に、国内輸出産業及び輸出業者に対する長期金融を行う。

三、わが国の輸出増進に至大な寄与をしている中小企業に対する貸付を増加する。

四、国際通貨基金、国際開発銀行及び国際小麦協定への参加については、現在なお種々の困難が伴っているにもかかわらず、従来から連合国最高司令官が好意ある仲介をしてこられたことは、感謝に堪えない次第である。わが国経済が一般の安定を加えた今日、更にこれが斡旋方を継続されるよう懇請した

い。

五、先般不成立となった地方税法案については、政府は、中央よりの財政交付金を増額せずして、なお地方自治の本旨に従い、地方財政需要を賄うに足る地方税法案をシャウプ勧告の原則に基き、来るべき国会に提出する。

附加価値税は、明年度から実施することといたしたい。

編注　ドッジ・池田蔵相間のワシントンにおける合意に基いて、閣議決定されたもの（後出三〇二ページ資料(19)参照）。

出所　大蔵省資料Z五〇一―三九。

(4) 総合経済施策の観点からみた昭和二十六年度予算編成上の主要問題点（昭和二五年六月一六日主計局）

総合経済施策の観点からみた昭和二十六年度予算編成上の主要問題点

財政の基本方針としては財政の規模を一段と縮減し、国民負担の軽減を図り、総合予算の均衡を確保しつつ現行の為替レートの下に安定経済を維持し、貿易特に輸出を増大するとともに公共事業費及び公企業投資の増大等により一層積極的に経済規模の拡大と国土の総合的な開発に努め、よって経済自立の基礎を充実し併せて経済循環の円滑化に留意し又社会保障及び失業対策の充実等により、国民生活の安定を期するものとする。

一、財政の規模

国民所得に対する財政の比率を戦前の水準に近づけることとし二十六年度においては歳出予算は概ね六、〇〇〇億円程度に圧縮し極力減税を図るものとする。

二、補給金

補給金は、原則として廃止を目途とするも輸入食糧補給金は、これを存続する。輸入製鉄原料補給金及び安定帯補給金中銑鉄に対するものは、鉄鋼価格の七月改訂後の情勢考慮の上これが存続の可否を検討するものとする。

三、債務償還

一般会計及び特別会計を通じて法規上の償還を除き国家債務の繰上償還は行わないものとする。

四、復興再建の促進

災害の復旧、治山、治水、国内食糧の増産、鉄道通信の整備等を推進するための公共事業費その他の政府投資を増大するものとする。

見返資金は、私企業投融資に重点を指向するものとし、公企業の建設資金には主として預金部資金を使用するものとする。

以上により、国土総合開発と産業基盤の充実を期するものとする。

五、貿易金融、中小企業金融及び産業技術開発金融制度

政府出資による輸出金融機関の設立、中小企業金融に対する政府資金の活用制度の樹立及び産業技術開発金融機関の設立を行うものとする。

六、社会政策費

失業保険、公務員共済組合、健康保険及び生活保護等の充実を期する等社会保障制度の確立に必要な諸経費、失業対策事業費並びに住宅建設関係費を増額するものとする。

七、公務員給与ベース

公務員給与ベースは、人事院勧告を参酌し、これを引上げるものとする。

出所　大蔵省資料Z五〇一―三九。

(5) 昭和二十六年度公共事業予算編成手続要領案（昭和二五年七月五日主計局）

昭和二十六年度公共事業予算編成手続要領（案）（二五、七、五）

一、公共事業の範囲は、国土の総合的保全開発に関するものに限ること。従って従来公共事業中に包含し経済安定本部に於て予算査定業務を取扱っていた官庁営繕、文教施設、厚生施設、行刑施設及海上保安通信施設は公共事業の範囲より除外し、夫々所管省より大蔵省に直接予算要求をする建前に改めること。

二、公共事業予算の規模は、大蔵省に於て経済安定本部と協議の上概定すること。

三、右により概定された公共事業費の規模内に於ける予算査定は経済安定本部に於て行うものとし、事務簡捷のため、重複査定を避けること。但し右の公共事業予算査定過程に於て査定方針等につき経済安定本部は大蔵省と緊密に協議連絡すること。

四、現在経済安定本部に於て実施して来た事業認証制度は廃止すること。

五、各省所管公共事業費の既定計画を変更する場合は、各省は予め経済安定本部の承認を経ること。

出所　大蔵省資料Z五〇一―三九。

(6) 昭和二十六年度予算編成方針

（昭和二五年七月一一日閣議決定）

昭和二十六年度予算の編成に際しては、経済の自主自立態勢を一層推進して、米国対日援助の漸減に備えることを建前とし、これがため経済の安定と復興とに重要な役割を果した従来の財政政策を原則的に踏襲するも、事態の推移に応じて、健全な経済基盤の育成と、公正な国際競争力の充実とに寄与しうるよう、所要の転換を行うものとし、左記方針によって処理する。

第一、均衡財政の堅持と予算総額の削減

財政の基本方針として総合予算の均衡を確保し、経済の安定を維持する傍ら、極力歳出を抑制し、予算総額を削減して、国民負担の軽減をはかること。これがため

(1) すべての経費につき、厳にその緊要度と効率とを精査するとともに、極力物件費の節用に努めること。

(2) 一般会計に於ては、法律の規定によるものを除くのほか、債務償還費の計上を廃し、産業資金の供給は、原則として見返資金並びに国民の自発的貯蓄にまつものとすること。

(3) 主食を除くのほか、配給・価格等に関する統制は原則としてこれを撤廃し、価格補給金の削減、公団の廃止等に関する既定の方針を遂行すること。

なお、国際小麦協定への参加を懇請し、輸入食糧に対する補給金の節減を期すること。

第二、行政の合理化と公務員給与の改善

(1) 経済の推移に伴い、行政全般にわたって再検討を加え、権限の分散と重複とを省き、不急の事務を整理し、行政機構及び政府関係機関の機構の刷新合理化を行うこと。

(2) 公務員給与の改善を行い、官庁能率の刷新向上に資すること。

第三、経済基盤の充実

(1) 公共事業に関しては、その重点を治山・治水・その他災害の防除及び復旧・道路・港湾・農業土木・運輸通信等の施設の改良復興に置き、経済基盤を充実する傍ら、雇傭機会の増大を図ること。

公共事業の範囲は、その本来の趣旨にかんがみ国土の総合的保全開発に関するものに限ること。

(2) 農業生産を確保し、農家経済を健全化するため、農地改革事業の充実と農業金融の疏通に留意するほか、国際価格を勘案しつつ、米麦の価格を調整すること。

(3) 電力・造船その他基礎産業部門の再建上緊急な資金で、一般金融機関において融通困難とするものについては、見返資金よりの融資を行うほか、預金部資金の効率的な利用をはかること。

第四、輸出の振興

(1) 輸出貿易を振興するため、輸出金融金庫を活用し、外国及び外国貿易業者に対する長期クレヂット等の途を開くこと。

(2) 見返資金等の活用により、国内輸出産業及び輸出業者に対する長期金融を図るほか、輸出増進に至大な寄与をしている中小企業に対する貸付を増加すること。

(3) 右の措置と併行して、国際通貨基金及び国際開発銀行への参加を懇請すること。

第五、社会政策の強化と失業対策の充実

(1) 社会保障制度については、現行制度を漸進的に統一整備する方針の下に、社会保険その他生活援護に関する公的扶助制度の運営を適正化するとともに、結核対策を中心として医療機関の整備と公衆衛生の向上をはかること。

(2) 生業資金・住宅資金等については、前年度に引続き之を確保し、社会福祉の向上を期すること。

(3) 失業対策としては、生産的事業により、その吸収をはかるほか、引続き失業応急事業を考慮すること。

第六、文教及び科学の振興

(1) 文教の振興については、その重点を義務教育におく外、育英資金の増額を考慮すること。

(2) 科学の振興については、産業経済の発展に寄与しうるよう、重点的に配意すること。

第七、治安の確保及び平和体制の整備

最近の情勢にかんがみ、警察及び海上保安を充実強化し国内治安を確保すると共に在外機関の拡充その他平和体制整備の措置を講ずること。

第八、税制の改正と地方財政の確立

(1) 歳出削減の余裕をもって所得税を中心とする減税を行うこと。

(2) 関税については、最近の情勢に対応して、全般的にその合理化をはかること。

(3) 地方財政については、国と同調して行政の合理化と経費の節減とに努めるとともに地方自治の本旨に従い、国と地方との事務および経費の負担区分の確立を図ること。

なお、災害復旧費の全額国庫負担の制度はこれを廃止すること。

付記

一、本方針のうち、緊急を要するものについては、本年度内にその実現に努力すること。

二、昭和二十六年度予算は、本年十月末日までに編成を完了することを目途とし、これがため、各省各庁は七月末日までに概算要求書を大蔵省に提出すること。

編注　本方針の案文は六月七日閣議決定の直後から主計局内で検討され、修正されているが、当初の六月九日付案文と本文書の主要な相違点は次のとおり（大蔵省資料Z五〇一―三九）。

第一の(3)に次の項が挿入されていた。

(3) 特別会計・政府関係機関等における手持商品等の増加に対する金融については、これら会計の負担による借入金を認めること。

第三、(1)の後段「公共事業の範囲は……」が挿入されておらず、(4)に次の項が掲げられていた。

(4) 価格調整補給金の廃止に伴い、現行為替レートを堅持しつつ、諸物価を国際価格体系に即応せしめるよう、企業の合理化を促進すること。

第五、(1)中に「結核対策を中心として」が挿入されておらず、(2)には、「なお、国民金融公庫、住宅金融公庫等の資金については預金部資金の利用を考慮すること」が挿入されていた。

第六、第七がなく、「税制の改正と地方財政の確立」は第六として、その(1)の「減税を行うこと」の替わりに「税制の再合理化を行い、徴税方法および徴税能率の改善と相まって財政の運営を健全化すること。」となっており、(2)はなく、(3)を(2)として、そのうち「なお、……」以下の文はなく、替わりに「併せて地方財政需要を賄うに必要な財源を確保し得るよう、シャウプ勧告の原則に基き、地方税制の改正を行うこと。」が挿入されていた。

出所　大蔵省資料Z六二〇―八九。

(7) 昭和二十六年度予算編成に関する細目

（昭和二五年七月二一日閣議決定）

昭和二十六年度予算編成に関する細目（昭和二五、七、二一閣議決定）

一、公共事業費の取扱

(1) 公共事業費の範囲は国土の総合的開発保全に関するものに限ること。

(2) 従て河川・砂防・道路・港湾（漁港を含む）・農林・土木・造林・都市計画・水道・住宅に関する経費の要求については経済安定本部に提出し同部において査定調整の上大蔵省に提出することとし、官庁営繕・厚生・文教・海上保安並びに各種調査等の経費については各省より直接大蔵省に経費の要求を提出すること。

(3) 公共事業費の予算は見返資金によるものを除き予算作成前において事項別内訳を決定しこれを各所管省予算に計上する。但し予算実行上必要を生じた場合は各省所管の間において予算の移し替え措置を認むること。

(4) 災害のためにする予備費的事業費は経済安定本部所管に計上し、大蔵省と経済安定本部と協議の上その使用を決定し、各省所管に移し替え実行すること。

(5) 公共事業費の予算実行に関する経済安定本部の認証は廃止すること。

(6) 公共事業費の計画的施行を可能ならしめるため数カ年度を通ずる継続費の制度を考慮すること。

二、北海道総合開発行政費の取扱

北海道開発庁の設置に伴い北海道の総合的開発に関する計画の調整は同庁が行うことになるが、これに関する予算の計上及び運用については左によること。

(1) 北海道の総合的開発行政に関する経費の内公共事業以外のものについては従来の通り各省所管に計上し、北海道開発庁が施行の調整に当ること。

(2) 北海道開発に関する公共事業費並びに之と密接なる関係を有する拓殖費は一応北海道開発庁の予算に計上する。

但し使用に際しては同庁の調整に従て各省所管に移し替えるものとすること。

(3) 現在各省各庁に計上せられている北海道開発事業に関する人件費事務費は北海道開発庁の予算に計上すること。

三、人件費及び物件費等の取扱

(1) 人件費の単価は最近の現給を基礎とすること。

(2) 旅費については裁判・検察・警察関係のものを除き原則として標準予算額の五%を下らざる額を節減すること。

(3) 物件費については左にかかげるものを除き標準予算額の一〇%を下らざる額を節減すること。

(イ) 特別会計等の商品費

(ロ) 裁判費・検察費・捜査費

(ハ) 学校・試験研究所等における研究費

(ニ) 病院療養所における患者費

(ホ) 刑務所収容費及び作業費

(4) 補助費・委託費についてもその内容に応じ右各号に準じて取扱うこと。

四、行政の簡素合理化

(1) 統制事務の整理、機構の改廃等による人員の減少は当然であるが、その外各省各庁は厳に欠員の不補充を励行すること。

(2) 新規人員の増加は振替及び治安維持等特別の事由によるものの外認めないこと。

(3) 各種審議会・調査会・顧問参与等の制度を整理すること。

五、地方財政

(1) 災害救助費の負担制度を改正すること。

(2) 地方団体に対する既往の貸付金・元利補給・利子補給・水道費補助等を整理すること。

(3) 地方団体に対する現行補助金を再検討する外、各省は地方財政平衡交付金の算定に必要な基礎資料を提出すること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―八九。

(8) 昭和二十六年度概算査定についての共通方針

（昭和二五年八月三一日主計局）

昭和二十六年度概算査定についての共通方針（昭二五、八、三一）

一、予算単価の問題

(一) 人件費

(1) 給与の単価については、本年六月一日現在の、各省各部局別現員現給を基礎とし、これに昭和二十五年度中における昇給見込額を調整したものを以て予算単価とする。

(2) 石炭手当及び寒冷地手当は、給与改訂にかかわらず一応存置せられるものと予定する。ただしその額は今年度実行見込額と同額に据置く。

(3) 平均給与額において月額一、〇〇〇円程度を引上げることとし、その金額を別途計上する。

(二) 物件費

物価は最近の現状を基礎とし、今後大なる変動なく推移するものと予定する。したがって物件費については一般的に予算単価を改訂しない。ただし石炭については最近の入札価格（鉄道の場合六、〇〇〇カロリー坑所貨車乗屯二、七六〇円程度、特調第一・四半期実績消費地貨車渡五、〇〇〇―五、五〇〇カロリー三、四二七円）、鉄鋼については銑鉄補給金撤廃後の見込価格（丸鋼ベース物屯当二九、〇〇〇円）、電力については昨年十一月の改訂価格、地代家賃については新地方税法実施後の見込価格（二・五倍）による。

二、経済統制の問題

(1) 物資物価に対する統制については米麦、繊維製品、パルプ、電力等を除き一切廃止せられるものと予定する。各種公団は今年度中にすべて廃止せられ、明年度は清算事務のみが残るものとする。

(2) 貿易特別会計は今年度限り廃止し残務を一般会計に引継ぐ。

三、食糧問題

(1) 米麦の統制は継続するが、雑穀等の予約買入制は行わない。米麦のみで二合七勺配給を行うものとし、食糧の輸入は今年度程度（三、四〇〇、〇〇〇屯）と予定する。

(2) 供出制度を事前割当制より事後割当制に改める。

(3) 価格については生産者価格を秋産米石五、五〇〇円（俵代込）春産麦石三、七五〇円（現行通）と予定し、明年一月以降一ヶ年通じて収支均衡する如く消費者価格を定める。

この場合超過供出奨励金は全廃、早場米奨励金は半額程度を存置することとする。なおインベントリー・ファイナンスは行わない。

(4) 右による消費者価格の騰貴は一〇・六%程度であり、その生計費に及ぼす影響は標準世帯で一・六四%程度となる。

四、定員の問題

(1) 定員については経済統制の廃止等による事務の減少、不要事務の整理、欠員の削減により極力減少を図った。

(2) 大規模かつ一般的な行政機構改革を前提とする減員は一応予定していないが、事務の現状よりして機構改革を必然とするもの（通産省・経済安定本部・賠償庁等）はこれを見込む。

五、地方財政

(1) 平衡交付金によって支弁すべきものを検討し、また地方補助金との調整を行う。

(2) 生活保護費の負担区分を改正し、平衡交付金との間に調整を行う。

(3) 災害復旧費の全額国庫負担を三分の二負担に改正する。

(4) 給与引上の財源は、地方財政の節約によって行う。

六、各種研究費

(1) 従来文部省に計上せられた科学研究費の内応用研究に属するものは各省に

計上する。

(2) 各種研究機関の経費は人件費四五一三五対物件費五五一六五（前年は五〇一四五対五〇一五五）程度を目途として増額調整する。

七、物件費等の節約

物件費は特別のものを除き一率に一〇%を節約する。旅費は各省各部局間の権衡を再査し最高三割程度を節約する。

出所　大蔵省資料Z五〇一一七四。

（9）昭和二十六年度予算編成に関する問題点

（昭和二五年九月四日主計局）

昭和二十六年度予算編成に関する問題点（二五、九、四）

歳出関係

(一) 総括的問題

(1) 機構の改革及び人員の整理

(2) 給与ベースの引上

一、〇〇〇円引上として

一般会計	年額	八三億円
特別会計		五六〃
公社		七二〃
公団		三〃
地方団体		一五六〃
計		三七〇〃

(3) 所謂インヴェントリー・ファイナンスの問題（食糧管理（一四一九二億円）外国為替、開拓者（一〇億円）、金資金（三七億円）等）。

(4) 統制の廃止

公団の廃止、統制存続の範囲。

(5) 特別会計及国鉄の工事勘定

借入金と見返資金預金部の関係

(6) 米価問題

(イ) 決定方式

パリティ	一六九	四、七四五円
	一七五	四、九一〇円
超過供出分加算		四、九五五円
		五、一二〇円
生産費		五、三九〇円

国際価格協案

小麦価格	九五弗	（五、一八〇円）
	九〇弗	（四、七六〇円）
	七一弗	（三、八七〇円）

米価	朝鮮	一四〇弗	（七、六三〇円）
	タイ	一三〇弗	（一〇一弗二〇仙）（七、〇九〇円）
	米国	一七〇―二〇〇弗	

(ロ) 対米比価の調整

生産者価格　現行　八一・三%を下げるか

消費者価格　現行　九五%を下げるか

インヴェントリーを織込むかどうか（一四―九二億円）

補給金との関係

(ハ) 生計費との関係

(ニ) 減税との関係

(7) 見返資金

(二) 重要事項

(1) 終戦処理費

(2) 公共事業費

公共事業費の重点

災害復旧費の国庫負担

食糧増産関係経費

(3) 価格調整費

銑鉄補給金の廃止

大豆燐鉱石の補給金

(4) 地方財政平衡交付金

地方財政の規模

給与引上の財源、災害復旧費

公共事業による地方負担の増加

(5) 出資及投資

住宅金融公庫、国民金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業信用保険基金

(6) 社会保障経費

実施の限度

社会保険についての考え方

結核対策

(7) 失業対策

失業応急事業

失業保険

(8) 農業対策

農地改革

品種改良及病虫害防除

作物報告事務所

農業保険

(9) 産業対策

新技術導入補助

工業技術開発金庫

(10) 文教対策

六・三制

育英資金

私立学校

科学研究費と大学研究費

(11) 警察予備隊及海上保安庁経費

(12) 郵政会計

歳入関係

(一) 減　税

(二) 専売益金

出所　大蔵省資料Z五〇一一七四。

（10）昭和二十六年度予算査定概要（昭和二五年九月主計局）

昭和二十六年度予算査定概要

昭和二十六年度予算についての各省概算要求額は約一兆一千億円であったが、大蔵省としてはさきに閣議の決定を見た予算編成方針に基いてその査定を行った結果、その概計額は五、六五三億円となった。他方現行税制による歳入の見込額は六、五六三億円であって、今後歳出総額に大なる異動なき限り政府の目途とする七百億円の減税は実行可能である。

一、前提諸条件

(一) 人件費については事務の整理と機構の刷新合理化を図ることとし各省人員の縮減につとめ結局一般会計職員において二三、五九二名減（なお国有鉄道においては二三、八〇〇人を減少する）。

(二) 物件費については原則として二十五年度の実行単価を採用し本年度予算単価と大体同様であるが、地方税の増徴に基く地代家賃の値上り等最近の事情によって若干の調整は加えているが、朝鮮事変勃発後における一部商品の騰貴については特に斟酌は行わないことにした。

(三) 米価については生産者米価を五千五百円（俵代込）とし之に基いて消費者価格を算出すると一〇・六%の値上りとなるが、この標準家計費に及ぼす

影響は一・六%に過ぎない。

㈣　経済統制

物資物価の統制については米、麦、綿製品、パルプ、電力を除き一切廃止されるものと予定し各省を通じてこれ等に従事する職員については大幅の整理を行う。公団はすべて二十六年三月末までに廃止され、二十六年度は清算事務のみが残るものとした。各公団の清算残金は出資金の返還及び剰余金を併せ九四億円に上る。

二、重要経費

㈠　終戦処理費

朝鮮事件の影響を見透すことが困難なので差当り事件勃発直前の実績に基いて算定を行い九一四億円となった。朝鮮関係による経費増加を見込んでいないが、もしそれがあるとせば別途弗収入があることになる。また事変後における連合国軍兵力量の変動を見込んでいない。

㈡　公共事業費

前年に引つづいて災害の復旧に力を注ぐが特に本年は治山治水及び食糧増産に重点を置いて、国土の保全と経済基盤の充実をはかる目途を以て九五〇億円（内工事費九二五億円）を見込むことにした。この金額は前年度に比し四〇億円を増加するが、これに対する各省の要求は三、五七八億円の巨額に上る。

㈢　価格調整費

補給金の交付対象はこれを主食の輸入補給金のみとし、前年度通り三四〇万屯の輸入を見込んで生産者米価を五、五〇〇円と見るときは三〇〇億円となる（国際小麦協定に参加を許されれば更に二〇億円程度減少する）。銑鉄については補給金を二十五年度限り打切るが別途銑鉄助成金二〇億円を見込む必要がある。

㈣　失業対策費

最近における失業状況及びこれ等経費の支出実績から推計すると失業応急対策費七〇億円、失業保険金等で六五億円計一三五億円（前年度八六億円）を必要とする。

㈤　文教関係経費

六・三制建物については〇・七坪の応急最低基準は一応二十五年度に完成する予定であり明年度に於てはその地域的不均衡を是正する目途で二八億円が見込まれる。

科学振興費については応用研究費を各省所管に前年度の倍額程度を計上すると共に文部省の科学研究費は五億円に据置くことにしたが、他方大学、研究所における教官研究費を十億円増額して研究に遺憾なきを期している。

㈥　社会保障関係経費

予算編成方針に従って制度の漸進的整備をはかるため差当り結核対策と生活保護の充実に重点をおき三四九億円を予定する。なおこれに該当する前年度額は二七三億円である。

㈦　警察予備隊及び海上保安官の増員

警察予備隊の施設関係は本年度終了と見込むときは明年度は一二〇億円と予定される。海上保安官の増員の経費は三〇億円と予定される。

㈧　地方財政

地方財政平衡交付金は地方補助金の整理、負担区分の改正により一、〇八〇億円となる。災害復旧費の全額国庫負担は弊害もあるので取止める。

㈨　給与の引上

給与月額一、〇〇〇円の引上を見込む、その結果所要する財源は一般会計約一〇〇億円、特別会計約五〇億円、国鉄、専売約六五億円である。特別会計では大体現在の固有財源で支弁できるが郵政事業では料金の値上を必要とする（葉書二円を四円に）。地方職員については地方財政の整理節約によることとする。

三、歳入

現行税制による租税収入見込額は四、五二〇億円である。専売益金は煙草八二〇億本これによる益金一、二〇〇億円、と予定されるが、最近の売行状況によりして一、一〇〇億程度と思われる。しかもこの歳入を維持するためには却って価格の引下を必要とする。

四、結論

歳出の増加要請を一〇〇億円以内に止め得る限り七〇〇億円の減税は可能である。しかしながら

(1)　公共事業費増加の強い要望がある。

(2)　社会保障制度実施についての厚生省の増加要求は六五〇億円である。

(3)　六・三制建物のため一七〇億円の要求がある。

(4)　新制大学等国立学校の経費として二八二億円（前年度一〇六億円）が必要とされている。

(5)　食糧増産の一翼として農業災害共済保険に一五三億円（前年度二八億円）を要求されている。また農林漁業公庫として三〇億円の出資要求がある。

(6)　価格調整費は三〇〇億円では不足する公算が強い。

出所　大蔵省資料Z五〇一―七四。

(11)　昭和二十六年度予算概算案決定に伴う閣議諒解の件

（昭和二五年九月二〇日閣議了解）

昭和二十六年度予算概算案決定に伴う閣議諒解の件（昭二五、九、二〇）

本日の閣議で決定した昭和二十六年度予算概算案について次の通諒解する。

一、これによれば、地方財政は、数百億の歳出増となり地方財政に相当の負担であることを認める。

二、右の地方財政の負担に対しては、なお閣議において協議する。

三、シャウプ勧告が出た場合はこれを尊重して必要な措置を考究する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―八九。

(12)　災害復旧事業費国庫負担制度改正案

（昭和二五年九月頃主計局）

災害復旧事業費国庫負担制度改正案

昭和二十五年度に限り公共的土木施設に関する災害復旧事業費については、「昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律」によりその全額を国庫が負担することとなっているが、昭和二十六年度以降はこの制度を廃止し、代るべきものとして大要次の如き制度を設けるものとする。

㈠　対　象

地方公共団体の維持管理する公共的土木施設について地方公共団体が施行する災害復旧事業を対象とする。

㈡　国庫負担率

(1)　異常なる大災害を除いては従来の災害土木費国庫補助規定と同様に三分の二を国庫負担とし、地方は残りの三分の一を負担する。

(2)　当該年度に発生した災害復旧事業費の総額が地方公共団体の標準税収入（平衡交付金の算定に用いる）の二倍を超える場合にはその超過額に対して国庫がその四分の三を負担する。

更に三倍を超える如き大災害の場合にはその三倍を超える超過額に対して全額を国庫が負担する。

(3)　特殊事情により原形復旧をこえて改良工事を加える場合にはその原形復旧を超える事業費に対しては、改良工事費の補助と同様に二分の一の負担率を適用する。

㈢　適用除外

(1)　又標準税収入の一〇%以下に相当する災害復旧事業費については国庫負担の対象として考えない。

(2)　国庫負担の対象となる災害復旧事業は一件当り一〇万円以上のものに限定しそれ以下のものは対象としない。

出所　大蔵省資料Z二〇三―五〇。

(13)　朝鮮戦争に伴う情勢の変化と財政金融今後の問題点

（昭和二五年九・一〇月頃大蔵省）

情勢の変化と財政金融今後の問題点　①

第一、経済的条件の変化とその問題点

一、国際物価上昇の傾向　②

二、国内物価上昇の要因

㈠　外需の増大――輸出入のタイムラグ――国内物価への影響

㈡　輸入価格、輸出価格の上昇による国内物価への影響

三、国内物価の上昇をインフレ的要因とみるか

㈠　上昇の速度等と経済の安定性との関係

㈡　レート切上問題

第二、財政金融政策上の諸問題点

一、外需輸入資金その他経済規模の拡大に伴う増加運転資金の問題

㈠　右の需要に応ずる程度、方法

㈡　右の需要に応じた場合はインフレ的要因となるか

二、市中銀行の貸出と日銀の貸出政策の問題

㈠　オーバーローン問題　③

㈡　市中銀行の商業ベースに任じて可なりや

㈢　日銀の貸出し政策の基調

三、長期資金の問題

㈠　長期資金の必要の程度

㈡　調達方式

自発的蓄積

強制的蓄積

㈢　投資方式

商業ベースによる

或る程度規制する

国家直接投資

附――復金再開問題

四、本年度債務償還問題

五、二十六年度予算の問題

㈠　予算概定の前提条件

㈡　二十五年度比一二〇〇億の余裕財源を現在既定の方針のままとして情勢の変化に対処しうるや（約六〇〇億減税、六〇〇億消費へ）

(1)　デフレ傾向からインフレ傾向に転じた現在、財政よりするインフレ的要素を切りつめる要なきや

(2)　インフレ的要因の過当な動きに対処するためのクッション的なリザーブを財政に用意すべきや

㈢　右の如きクッションを設けるとして

(1)　どの程度

(2)　どこに（一般会計、見返資金、預金部）

(3)　いかにして（歳出諸費を少し削るか、更に減税部分に喰込むか等）

欄外　河野主計局長の鉛筆書き記入。

①　物価と配給の統制

②　米国物価一〇―一九％増、ゴム、スズ、ナマリ、棉花、綜合シテ六月上旬一六七―八月上旬一六九、此間ノ消費物価一〇―二〇％、英国動乱前ト三％

③　資産ニ占メル貸出ノ割合カラ来ル

編注　日付、作成者がないが文書綴の順序、内容から昭和二五年九月頃、大蔵部内での検討資料と推定される。

出所　大蔵省資料Z二〇三―五〇。

(14)　昭和二十六年度予算編成の基本方針に対する意見要望案

（昭和二五年一〇月三日経済安定本部官房企画課）

昭和二五、一〇、三経済安定本部官房企画課

第一、昭和二十四年以来、政府は、経済安定計画を経済施策の基本原則として実施し、総合予算の均衡と金融の正常化を図ることにより、インフレーションを収束し、経済の安定を確保し来たのである。その結果「安定計画下の日本経済」（昭和二十五年六月）その他の別添資料に見る如く、経済は正常化の一路を辿り、自由経済への移行は促進され、これらを通じて企業合理化の進捗、国際収支の改善等経済自立を達成し得る基盤を造ることに多大の効果があったことは、国民のひとしく認めるところである。

経済安定計画の窮極の目標は、いうまでもなく、日本経済の自立にあり、この計画によりもたらされた経済正常化の成果をして将来の経済発展と自立達成の基礎たらしめんとするところにある。特に、朝鮮動乱の勃発を契機として、世界経済は、軍備の拡充に向いつつあり、この傾向は今後相当長期にわたって持続されるものと予想される状況にあるため、日本経済の自主自立態勢を一層推進して、変転極りない国際情勢の推移に備えることが強力に要請されている。かかる基本的要請に基き、昭和二十六年度以降においては、均衡財政により経済の安定を図る基本原則を堅持しつつ、貿易の振興、生産水準の向上、国土の総合的開発保全等により、日本経済の自立を速かに達成することに経済施策の重点を指向すべきものと考える。

自立経済を確立するための基本的方策としては

(1)　第一に、貿易の振興を挙げなければならない。最近における国際情勢の推移に伴い、輸出が比較的に好調であることは喜ぶべき傾向であるが、これに必要な重要原材料の輸入が確保されなければ輸出増進の傾向を持続できないばかりでなく、経済の安定及び自立に不測の悪影響を与えるおそれがあるので、今後は重要物資の輸入促進に政策の重点をおきたいと考える。

(2)　第二に、生産水準を向上せしめ、生産力の増進を図ることが緊要な課題である。而して電力事情が、生産水準の向上を図るについて、その決定的な要因である点にかんがみ、電源開発を速かに推進する。これと同時に、生産設備の近代化により企業合理化を促進し、陳腐化した機械設備の更新を推進する必要がある。

(3)　第三に、国土の綜合的開発及び保全の基本方針を確立し、これを実施に移すことは、現下緊急の施策である。これがため、治山、治水、電源の開発、農地改良による食糧増産等により積極的に国土利用の高度化を図る。他面、終戦以来毎年概ね千億円程度の災害が発生し、河川、耕地等の荒廃の甚しい現状にかんがみ、災害の復旧及びこれが防除に努めることは、経済復興の上からも、民生安定の上からも、今や焦眉の問題になっている。

(4)　第四に、国民生活の安定を図ることが必要である。国民生活水準は、漸く戦前の八割程度に過ぎない現状であって、これは、もとより経済水準の低位に基くものであるが、更に家計に対して直接の圧迫となっているものは、飲食費支出と租税負担の過重であるといいうる。一般に、国民生活の安定を図ることは、経済の安定と自立のための基礎的要件であって、その確保が、期せられない場合には、正常な経済循環にも支障を及ぼし、延いては国内不安を招くおそれがあるから、物価政策、租税政策等において充分考慮を払う必要があるものと考える。

第二、われわれは、次に、以上において述べた経済の自立態勢を確立することを目標とする昭和二十六年度予算を中心として、財政政策及び金融政策の立場から重要と認められる事項を述べて、貴下の御高見を伺いたいと思う。

一、昭和二十六年度予算においては、安定計画による経済の安定及び正常化に伴い、価格調整費を大幅に削減し、債務償還の計上を廃止する等歳出を極力圧縮することにより、国の財政計画において相当大幅な歳出規模の縮減が可能であると見込まれるから、来年度は、経済の安定と復興とに重要な役割を果して来た従来の財政政策を原則的に踏襲しつつ、歳出の削減による余裕財源をもって国民租税負担の軽減合理化を図るとともに他面健全な経済基盤の

育成と経済自立の達成に寄与しうるよう、貿易の振興、生産の増進、公共事業等国家投資の拡充等現下緊要な国家施策の遂行を図ることを、財政政策の上においてもあわせて考慮する必要があるものと考えられる。もとより、これらの財政支出については、厳格な均衡予算の範囲内で、しかも現実の最少限度と認められるものを予算に計上したものである。

(1) まず、われわれは、米価の引き上げ等による生計費負担の増加をカバーしつつ、少くとも現在の国民生活水準を確保せしめることを目途として、財政上の余裕財源をもって、所得税を中心とする国民租税負担の軽減合理化を実現することがこの際、必要且つ適当な措置であると考える。

(2) 次に、国土の総合的開発を通じて経済基盤の充実育成を図ることが必要な点についてはさきに述べたとおりであるが、これがためには、財政政策において公共事業を中心とする国家投資の拡充を図ることが緊要である。公共事業等国家投資の拡充は、窮極的には生産力を増進し、また、生活水準の確保及び向上に貢献するところも大であり、経済の自立を達成する上から見て、著しくその重要性を増しつつあると考える。

(3) なお、昭和二十六年度一般会計予算においては、債務償還費の計上を廃止し、産業資金の供給は、原則として国民の自発的貯蓄と見返資金とにまつものと計画されているのであるが、これはインフレーションが収束し、財政規模の縮減が必要である現段階においては財政による強制貯蓄の方式を持続するよりも、今後は国民の自発的貯蓄による資金の蓄積に期待するとともに、財政規模の縮減を通じて国民負担の軽減を図ることが望ましいものと考えられるからである。

二、次に、昭和二十六年度予算の基本をなす経済自立態勢確立の具体的方策について、主として金融政策の面から特に要望したい事項を述べたい。

(1) 重要物資の輸入を確保し、これが促進を図ることが現下の急務である点にかんがみ、これに必要な金融措置を急速に確立し、輸入の円滑化に資する。また、輸出貿易の増進を図るため、見返資金等の活用により国内輸出産業及び輸出業者に対する長期運転資金の供給を確保する。

なお、国際収支及び貿易条件の改善を図るため、見返資金の活用により外航船の建造を促進する。

(2) 基礎産業その他重要産業部門に必要な産業資金の供給については、一般金融の実情から見て、特に見返資金からの融資を促進する外、預金部資金の効率的な利用を図る。

特に、電源開発の緊要性にかんがみ、電力に対する見返資金の優先的利用を速かに図りたい。

(3) 輸出増進等緊急な施策に寄与している中小企業に対しては、金融措置等により、これが育成助長に努める。また、農林水産業に対する長期資金を確保するため、新に農林漁業金融公庫を設立する。

以上述べた金融上の措置については、見返資金及び預金部資金の積極的活用にまつところが極めて大きいから、特に貴下の御配意を賜りたい。

三、国家財政に関連して、最後に地方財政の問題について若干言及いたしたい。地方財政については、まず国家財政と同調して、行政の合理化と経費の節約に努めることにより、できる限り地方団体の歳出を抑制することが必要である。地方財政平衡交付金の問題については、地方団体の歳出の実態を充分に調査検討して、慎重に考慮すべき問題であると考える。地方税の負担が重い現状においては、できる限りこれを緩和軽減する方向に進むとともに、地方債の問題については、或る程度起債額の増額を認めることとしても、昭和二十六年度においては預金部資金の蓄積状況等から見て、充分これを消化することが可能である見込であるから、この際地方債の増額を認めることとすることが適当であると考えられる。

編注　表題がないが、一〇月七日三度目の来日を予定されているドッジ公使に対する意見、要望をまとめた文書と推定される。

出所　大蔵省資料Z二〇三―五〇。

(15) 国庫補助金制度等の改正に関する勧告

（昭和二五年一〇月一四日地方行政調査委員会議）

昭和二十五年十月十四日

地方行政調査委員会議議長　神戸正雄

内閣総理大臣　吉田茂殿

地方行政調査委員会議設置法第三条の規定に基き、国庫補助金等に関する制度の改正に関し当面採るべき措置を別紙のとおり勧告する。

勧告

地方行政調査委員会議は、市町村、都道府県および国相互間の事務の配分の調整およびこれに照応する国庫補助金等に関する制度の改正について、現在慎重に検討を続けているが、これらの事項のうちには、明年度予算の編成を控えて、早急に解決を迫られている問題があるので、これについて勧告を行う必要を認めた。すなわち、この勧告は国庫補助金制度、災害復旧費国庫負担制度および地方債制度について差当り昭和二十六年度において実現すべき事項を内容とするものである。長期にわたる改正については、引き続き調査研究を行い、後の機会において適当な勧告を行うはずである。

一、国庫補助金

国庫補助金制度の改正に関する本会議の方針は、国庫補助金が、従来ややもすると国が地方公共団体に対して不当な統制干渉を行う原因となったことを堅く戒め、これをその本来の機能、すなわち地方公共団体が国家全体として望ましい方向に財政力を振り向けるための刺激として作用する機能に引き戻すことを目標としつつ、しかもわが国補助金制度の沿革と現在の実情に即して整理を行うことにある。この方針に基いて、本会議は、国庫補助金（公共事業補助金を除く。）について、昭和二十六年度において次の措置を採ることを勧告する。

(一) 全額補助金および一部補助金の両者を通じて、補助職員設置のための国庫補助金は、これを廃止すべきである。補助職員設置のための国庫補助金とは、地方公共団体の定員に含まれる常勤職員の給与額を補助金として交付するものをいう。

(二) 右以外の全額補助金は、次に掲げる四種類を除いて、その他は廃止すべきである。

イ、地方税に代わるものとして、あるいは貸借料、収益分配に相当するものとして地方公共団体に交付される国庫補助金

ロ、予算外契約等によって長期にわたり地方公共団体に対して債務を負い、これを支払うために交付される国庫補助金

ハ、私人に対するものとほぼ同じ立場で同様な事項を地方公共団体に委託し、これに対する実費の支払として交付される国庫補助金

ニ、国の統計、国会議員の選挙の如く、地方公共団体の機関に委任することが適当な事務に対して交付される国庫補助金、これらの事務について、補助職員設置のための国庫補助金が現存する場合には、(一)にかかわらず存置することとして差支ない。

(三) 補助職員設置のための国庫補助金を除く一部補助金は、概ね半数以下の地方公共団体に限って交付されるものか、あるいは臨時費の性質をもつものか、のいずれかの場合を除いて、その他は廃止すべきである。

(四) 以上によって廃止すべきものとされた国庫補助金は、すべて地方財政平衡交付金に組み入れるべきである。

(五) 最終受給者が地方公共団体以外のものであって、必ずしも地方公共団体を経由しなくても直接国庫から最終受給者に交付することが可能な国庫補助金は、できるだけ直接交付にあらため、また、経費の性質上直接国費のまま支出できるものは、国庫補助金から除くことが望ましい。

二、災害復旧費

災害復旧費国庫負担制度の改正に関する本会議の方針は、災害復旧事業は、被災施設の管理者がそれぞれの責任と負担とにおいて行うべきであるが、弾力性の

乏しい地方財政をもってしては、これに要する経費の全額を負担することは困難であることを認め、地方公共団体はそれぞれその財政力の堪え得る限度、すなわちそれによって地方公共団体がその標準的な行政事務の遂行を著しく妨げられない程度において災害復旧費の一部を負担し、これを超える部分については国庫負担とすることにある。この方針に基いて、本会議は、昭和二十六年度において次の措置を採ることを勧告する。

(一) 災害復旧事業には、土木、農林、水産、公用建物等地方公共団体の管理に属するすべての施設の復旧事業（必要やむをえない最少限度の機能復旧事業を含む。）を含ませるべきである。

(二) 災害復旧事業は、災害発生の年を含めて三ケ年度内に工事を完成することとし、工事施行の割合は、原則として各年度それぞれ三〇、五〇、二〇パーセントずつとし、復旧費の支出もこの割合に従うべきである。

(三) 破壊箇所一ケ所当りの災害復旧費の額が、都道府県および五大都市にあっては十五万円、市町村（五大市を除く。）にあっては十万円に充たないものは、災害復旧事業とは見なさないこととし、地方公共団体は、これを除いた災害復旧費の額が、当該地方公共団体の標準税率をもって算定した普通税（法定外普通税を除く。）の前年度における収入見込額と前年度の地方財政平衡交付金の合算額の五パーセントを超えない場合はその全額を、五パーセントを超える場合は当該地方公共団体の財政状態に応じ、五乃至一〇パーセントに相当する額を負担すべきである。

(四) 地方負担の限度を超える部分については、国が負担すべきである。このため、国は、毎年度の予算に、災害復旧費の過去五ケ年度における国庫負担額の平均額（明年度においては、過去三ケ年度に発生した災害につき、この勧告の方式に従って国の負担に属する災害復旧費の額を物価指数等で補正した額の平均額）を計上すべきである。なお、新たに特別会計を設けて、右の予算額を繰り入れ、地方公共団体に対する国庫負担分の交付は、特別会計からこれを行うこととし、交付額が多額に上って一般会計からの繰入金をもって不足する場合には不足額を借り入れ、剰余を生ずる場合には先ず借入金の繰上償還にあて、なお残余があれば積立金として翌年度に繰り越すことが適当である。

(五) 過去の災害復旧事業に対して交付すべき国の補助金で未交付のものについては、再検討の上右の方式に準じて、早急に交付する方途を講ずべきである。

(六) はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害については、国は、国庫負担額の全部または一部を減額することができるものとすべきである。

三、地方債

地方債制度の改正に関する本会議の方針は、現行の起債の許可および融資の手続が必要以上に煩雑であって、地方公共団体の自主性をはなはだしく損うものであることに鑑み、起債に対する制限を最少限度にとどめることを目標としつつ、現在の情勢において可能な限り許可制度および融資手続を簡略にすることにある。この方針に基いて、本会議は、昭和二十六年度において次の措置を採ることを勧告する。

(一) 地方債の事業別の審査および許可の制度はこれを廃止し、都道府県（五大市を含む。以下同じ）については地方財政委員会が、市町村（五大市を除く。以下同じ）については都道府県知事が、それぞれ地方公共団体ごとの発行額について許可を与えるにとどめるべきである。

(二) 都道府県に対する許可額は、地方財政委員会が、次の方法により、大蔵大臣と協議して、決定すべきである。その際、地方公共団体から事業計画を徴し、または事業の内容を審査してはならない。

イ、地方債発行総額を、公共事業分、災害復旧事業分および一般事業分に区分する。

ロ、公共事業分は、公共事業費の負担額に応じ、財政状態を考慮して、地方公共団体にあん分する。

ハ、災害復旧事業分は、災害復旧事業費の負担額に応じて、地方公共団体にあん分する。

ニ、一般事業分は、過去三ケ年度の一般事業のための地方債発行額の平均額を基準とし、財政状態を考慮して、地方公共団体にあん分する。

(三) 市町村については、地方財政委員会が、(二)に準じ、都道府県ごとに一括して割り当て、個々の市町村に対する許可額は、都道府県知事が市町村の財政状態と事業の緊急度とを勘案して決定すべきである。

(四) 地方公共団体は、許可額を公共事業分、災害復旧事業分および一般事業分の区分に従い、それぞれの区分に属するいかなる事業に使用することも任意とすべきである。現行の起債目的による制限は、廃止することが適当である。

(五) 大蔵省預金部は、許可額の範囲内において発行される地方債に対して、融資を行うに当っては、公的金融機関としての立場に立ち、行政監督的な事業内容の審査に立ち入るべきではない。

(六) 公募公債および交付公債は、右の許可額の範囲外とし、地方公共団体が任意に発行できるものとすべきである。

編注　後掲資料（16）、（24）参照。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一一〇。

（16）国庫補助金制度等の改正に関する勧告に対する大蔵省意見

（昭和二五年一〇月三一日大蔵省）

「国庫補助金制度等の改正に関する勧告（昭和二十五年十月地方行政調査委員会議）」に対する大蔵省意見

一、国庫補助金

国、地方公共団体間の事務配分の調整が決定された後において、国庫補助金制度改正の措置を考慮するのが本筋であると思うが、本勧告の趣旨についても十分尊重の上、具体的適用については相互に連絡の上、実施案を作製致したい。

二、災害復旧費

(一) については、少くとも、公用建物を含ませることは適当でないと考える。

(二) については、数字的な画一的基準を法律に規定することは現状においては必ずしも適当でない。

(四) の特別会計の設置については、災害復旧費は財政力に左右せられるものであるから、現在の財政経済情勢の下においては意義がないものと考えられる。

その他の諸措置については、地方行政調査委員会議よりの詳細な説明資料の送付をまって十分検討の上意見を述べることといたしたい。

三、地方債

(一) 現在の財政金融情勢においては、財政（国家財政と地方財政を含む。）と金融との調整を図るため、年度当初地方債発行計画を樹立し、地方債の発行総額を制限するとともに、この枠内における個々の起債承認を通じて限られた資金を最も有効に使用する必要があるから、事業別の審査と許可を廃止することは、適当でない。

(二) (二)のロ、ハ、については、現在においても考慮の上実施されているところであるが、その外にも事業の緊急度及び事業効果を考慮しており、これは今後においても必要である。

ニ、の一般事業起債を過去三ヵ年の一般事業起債の実績によってあん分するが如きは、たまたま過去三ヵ年に水道又は発電事業のような巨額の起債を行った地方公共団体は、今後常に大きな起債をなし得るに反し、施設の充実度の低い地方公共団体で過去の実績の小さいものに不公平な結果をもたらすこととなる。

(三) 府県に対する地方債許可については、機械的あん分方式を採用し、市町村の起債については府県知事の自由裁量許可の余地を与えることは、趣旨の一貫を欠き、又地方自治の本旨に逆行するものである。

(四) 預金部の起債引受について、「行政監督的な事業内容の審査」に立ち入るべきではないという「勧告」の趣旨が預金部資金融通上必要とされる事業内容の審査をも否定するという意味であるとすれば、預金部の金融機関としての性格を無視した全く採用するに足らない意見である。

(五) 一般市場公募等の地方債に限度を設けないことは、公募公債と雖も実際上はその大部分が一般金融機関の応募にまたざるを得ないこと及び交付公債も日銀の融通担保となり得るものであることを考えるならば、これらについて

取扱いを異にし枠外とする理由がない。

出所　大蔵省資料Z五一一一〇。

(17)　ドッジ氏に特に要請すべき項目及び準備資料項目

（昭和二五年一〇月二〇日文書課）

（二五、一〇、二〇文書課）

第一、ドッジ氏に特に要請すべき項目

一、二十五年度補正予算及び二十六年度予算

(イ)　公共事業

(1)　総額の問題

(2)　災害復旧費の国庫負担

(ロ)　債務償還、インベントリーファイナンスの中止

(ハ)　給与の引上

(ニ)　減税（主として、所得税、酒税、物品税）

(ホ)　地方財政

(1)　総額の策定

(2)　平衡交付金

(3)　地方債の枠の拡大

二、金融

(イ)　見返資金の活用

(1)　私企業融資の拡大

(2)　中小枠の拡大

(3)　合理化資金の問題（二七〇億円の内）

(4)　債務償還の繰延、中止

(5)　金利の引下

(ロ)　預金部資金の活用

(ハ)　貿易金融

(1)　為替金融の正常化（外為制度の廃止その他）

(2)　輸入金融の拡大（メーカーの引取資金、運賃、保険料の金融の問題）

(3)　輸出金融金庫

(4)　外貨予算の編成及び運用の合理化

(ニ)　中小金融

(1)　見返資金の枠の拡大

(2)　中小企業信用保険基金

(ホ)　証券金融

(ヘ)　銀行法

(1)　日銀政策委員会の問題

(2)　その他日本の実情に即する調整

第二、ドッジ氏との折衝について準備すべき資料の項目（第一以外のもの）

一、主計局

(イ)　価格調整費（含鉄鋼助成金）

(ロ)　米価

二、理財局

(イ)　綜合資金需給（国庫収支、産業資金需給）

(ロ)　国全体を通ずる債務増減の見透し

(ハ)　本年度債務償還計画

(ニ)　国庫金の運用（含短期証券の消化方法）

(ホ)　産業資金の蓄積特に長期資金の調達方法

(ヘ)　外貨債の元利払の再開

三、銀行局

(イ)　オーバー・ローン

(ロ)　銀行貸出の増加要因について

(ハ)　現在の通貨量は適正と考えられるか

(ニ)　日銀券増加の要因

(ホ)　日銀貸出金増加の原因

(ヘ)　預金不振の原因について

(ト)　預金の質的内容及び両建預金について

(チ)　金利体系の調整

(リ)　特殊金融機構の充実強化

(1)　農林漁業金融公庫

(2)　住宅金融公庫

(3)　国民金融公庫

(ヌ)　資金蓄積の強化対策

(1)　預金利子の源泉選択課税の採用

(2)　免税預金の合理化

(3)　株式課税の適正化

出所　大蔵省資料Z二〇三一五〇。

(18)　ドッジ氏との折衝資料（昭和二五年一〇月二四日主計局）

ドッジ氏との折衝資料（二五、一〇、二四主計局）

一　公共事業費について

問題点

公共事業費の総額（一、二〇二億円）はもっと縮小すべきではないか。

意見

一、昭和二六年度公共事業費の編成に当っては、その最重点を年々荒廃の一途をたどりつつある国土の復旧保全に置いたのであって、この程度の災害復旧事業及び治山治水事業を行なわない限り、国土の維持は困難となり、国民経済はその基盤を喪失することとなろう、殊に、この数年来の災害は特に甚だしく、昭和二〇年―二四年の各年における土木・農林関係の災害復旧事業費所要額は平均約六六〇億円に達する状況であり、更に、本年度の如きは、その額は約九五〇億円の巨額に達するものと見込まれている。

これに対し、その復旧は漸く二二年災害を完成したのみにて、二三年及び二四年災害の大半を残しており、災害は災害を呼ぶという如き状態になっている。

一方、災害の根本原因をなしている山林の荒廃について見ると、戦時中から引続いた過伐のため、荒廃地は二七万町歩の多きに達し、加うるに、年々約二〇万町歩の荒廃移行地を生じているのであって、この荒廃山地から流出する土砂を防止せぬ限り、河川の泥濘は防止し難いこととなる。

右の如き状態に対処して、二六年度公共事業費は

総　額　一、二〇二億円の内

		二五年度予定（含補正）
災害復旧事業費に	四七〇億円	五一一億円
	（総事業費六九四億円）	（総事業費五六六億円）
治山治水事業費に	二九一億円	一七五億円
	（総事業費四〇〇億円）	（総事業費二五九億円）
計	七六一億円	六八六億円
	（総事業費一、〇九四億円）	（総事業費八二六億円）

を予定して編成したものである。

なお、荒廃林地の復旧の如きは、右の事業費を支出しても、一〇年を要するのであって、この点から考えても、右の事業費は決して過大とは云えない。

二、右公共事業費一、二〇二億円の労務者雇傭量は、実人員にて約一、三二七千人と推定され、昭和二五年度に比し、約四〇〇千人の増加となる。

これは、現在の求職者（職業安定所に於ける）約一、三〇〇千人に対し相当の就業機会を提供することとなろう。

三、所要重要資材は一応の推計によれば

	昭和二六年度	昭和二五年度
鋼材	一七二千屯	一三二千屯
セメント	一、六六八千屯	一、二九〇千屯
木材	二四、〇六〇千石	一〇、三七六千石

となり、二六年度国内生産総量に対し、それぞれ鋼材五%、セメント二七%、木材二〇%に相当するが、朝鮮動乱に伴う特別なる需要が喚起されない限り、資材の需給面からみても、過大なる影響を与えるものではないと考えられる。

（別表過去五ヶ年間の地方災害額調、昭和二一年度以降災害復旧公共事業費認証額調―省略編者）

二　価格調整費について

一、予想される問題点

イ　銑鉄補給金の必要性

ロ　銑鉄補給金廃止による影響

ハ　燐礦石補給金廃止による影響

二、主計局意見

イ　銑鉄補給金の要請は一に鋼材、機械等の輸出を維持増進する目的から来るのであるが朝鮮動乱後輸出価格の上昇を見ているので二六年度中の生産増加等によるコスト引下げ及び合理化を見込む時、補給金の継続は必要ないものと考えられる。

補給金削減の影響

一、銑鉄

一　昭和二六会計年度予算に於ける銑鉄補給金の廃止

昭和二六会計年度に於ては前年度に比べて操業度は二六一上昇するので現行の生産者価格四六弗は四一弗程度迄切下げられる見込である。

一方銑鉄の需要者価格については、現行FOB三五弗（二五、一一、一までには実施の見込）を据置くとすれば補給金の所要額は約六、五六六百万円となるが、之をFOB三八弗に引上げるとすれば凡そ三、二八三百万円となる。

年間生産数量	補給金単価	補給金額
三、〇四〇、〇〇〇屯	六弗（四一→三五弗）	一八、三四〇、〇〇〇弗（六、五六六、四〇〇千円）
	三弗（四一→三八弗）	九、一二〇、〇〇〇弗（三、二八三、二〇〇千円）

物価庁及び通産省から補給金支出の要求があったが、補給金廃止によるコストの値上りは鋼材段階でせいぜい二〇%、鋼材二次製品及機械製品に至っては概ね一〇%以下であり、国内の需給状況から見て問題でない。仮に価格の引上げが行われても有効需要がついて来ないと考えられるし、国民の生計費及び農業パリティに至っては論ずるに足らない。

従って補給金の支出の要求は主として輸出の維持増進の目的にある。然しながら朝鮮動乱後、輸出価格は五～八月に於いて一〇%～三〇%の上昇を示し、一部品種を除き補給金廃止後も充分採算がとれる計算となる。そこで我々は補給金の廃止を決定した。

二　銑鉄補給金廃止による鋼材価格の値上りについて

銑鉄補給金を廃止することによって、銑鉄価格は工場FOB四一弗CIF四四弗となり、Scrap 二〇弗程度迄値上りするものと考えられるので、此等の条件を織込んで鋼材価格を試算すると次のようになる。（表1―編者）

この程度の値上りに止まるならば次に示す五～八の輸出実績及びベルギー市場に於ける鋼材価格の動向（別表「鋼材の輸出価格」（日本　ドル建、ベルギー　ドル建）省略―編者）から考えて、薄板及び亜鉛鉄板、鉄線及び有刺鉄線等に於いては充分採算がとれるものと考えられる。

三　建造船価に及ぼす影響

上記のような鋼材値上りによって造船用鋼材は現在の市場価格に比して一一九%となる。

大型貨物船の建造船価について船価中に占める鋼材費は二四・六六%となっているから鋼材値上りによる影響は四・六九%の上昇となる見込である。

この建造船価の値上りによる運賃への影響は次のようである。

貨物船の運賃コストを分析してみると船費二五・二%、資本費三七・五%（償却金六・八八%、金利二五・〇八%、保険料五・六四%）、運搬費三三・八%、運営費〇・四%、店費三%、計一〇〇%。

右記の中船価の影響するのは資本費であるが、借入金は建造費以外にも使用されて居り、船舶購入用に他人及自己資本が比例的に使用されるとしても、せいぜい五〇%程度であるので、金利中船価に関係あるものを1／2とすれば、今回の鋼材値上りが運賃に及ぼす影響は一・一八%である。

4.69%×25.06%=1.18%

（注）借入金中船舶建造費に充当せられたものの割合（省略―編者）

四　機械製品価格に及ぼす影響

次に掲げるような影響（表2―編者）が見込まれるが必ずしも悲観の要はない。

表1　鋼材価格値上り試算　（単位　ドル）

品種	25.1 公定価格 (A)	25.9 市場価格 (B)	26年産見込裸価格 (C)	値上倍率 (C/A)%	値上倍率 (C/B)%
棒鋼 19m/mφ	50.00	72.22	86.66	173	120
厚板 12m/m	58.36	75.00	91.94	158	123
薄板 1.2m/m	72.02	94.44	108.61	151	115
平均	74.00	97.50	116.44	158	120

表2　鋼材値上りの機械製品価格に及ぼす影響

品目	単位	㊗又は旧㊗ (A)	8/15価格 (B)	(B)中の鉄鋼費 (C)	補給金撤廃後の原料値上り率 (D)	補給金撤廃後の想定価格 (E)	値上率 E/A	値上率 E/B	(輸入価格)
				%	%		%	%	
貨車（ワム）	円	495,900	601,364	54.7	109.3	631,941	127	105	586,000 25年第二次タイ向
蒸気機関車（D51）	千円	14,424	16,939	43.6	113.4	17,929	124	106	14,508 〃
自動車シャシー（ニッサン180型）	円	342,200	384,722	30.0	118.5	406,160	119	105	420,000 25年9月沖縄向
自転車（国内向26吋）	円	6,300	7,272	40.0	110.7	7,584	120	104	6,480 25年8月南方向
ミシン（HA1号）	円	8,593	9,584	20.0	109.0	9,757	114	103	11,880 25年8月米国向
自動織機（オサ幅44吋）	円	83,400	96,300	60.0	120.0	107,816	129	113	115,200 25年8月パキスタン向
汎用誘導電動機（3φ4）	円	8,049	10,586	23.0	120.0	10,797	134	103	14,000 25年6月南方向
標準変圧器（10KVA）	円	13,898	18,529	36.5	107.0	19,016	137	103	23,400 25年9月特需
積算電力計（単相100V 10A）	円	1,050	1,172	43.0	105.0	1,175	113	100	
電話器（共電式卓上型）	円	2,700	3,200	19.0	100.5	3,203	119	100	
有線機器（1Fコンネクター）	円	9,523	11,500	2.2	101.0	11,502	121	100	

二、燐礦石

昭和二五年三月以降肥料は凡て自由販売となったが、硫安、石灰窒素等については、昭和二四年一二月の需要者価格の七割値上げの範囲に止ることが予想されていた。独り過燐酸石灰については七割以上の値上りが見込まれていたので、値上りを七割程度に止める為に燐礦石補給金を支出することになった。この場合過燐酸石灰の価格は硫安に比し約三七～三八%であるが、過去の肥料価格の変遷点から見て之は妥当でないといえる。即ち昭和九年～一一年当時の価格を Base にとると成程過燐酸石灰は硫安の三四～三七%であり、之が安定帯

価格として採用された結果昭和二二年以降この比価を踏襲して来たが、抑〻硫安及び過燐酸石灰両工業がほぼ確立した（年産一〇〇万屯以上）昭和一三年以後について見ると過燐酸石灰価格は硫安価格の五四％～六〇％程度である。従って最近までの価格安定帯の思想を離れる限り過燐酸石灰の価格は少くも硫安価格の五〇％程度まで値上りすることを認めて差支えない筈である。その場合の価格は屯当り一〇、〇四一円であり、一方燐礦石の補給金を廃止した場合過燐酸石灰は九、六二〇円となり、硫安価格の四八％に止っている。

以上の理由によって燐礦石補給金を廃止することは極めて当然の措置と考えるものである。尚、過燐酸石灰は主として麦の肥料であり、麦が米に比し相対的に高い時は高く売れる歴史を持って居る。現在の麦の対米比価が昔の六〇％程度に比し七〇～八一・三％であり著しく騰貴していることを考えれば、過燐酸石灰はもっと値上しても差支えない。

（別表肥料の需要者価格と生産数量省略―編者）

三、輸入食糧

輸入食糧に対する補給金は輸入食糧のＣＩＦ輸入価格と国内生産者価格との差額を補給し、高い輸入食糧の価格の為に消費者価格が昂騰するのを抑制する為のものである。従って、国内米価が上り或は国際価格の下落により輸入価格が下落すれば、当然の結果として補給金の所要額は減少する。二五年度に比し二六年度の所要額が一五六億円も減少しているのは全く上記の事情に因るもので、従って輸入食糧補給金削減による影響というものは全くないと考えられる。

尚、主食の消費者価格を二六年一月より若干引上げる予定であるが、之は国内の生産者価格が昂騰した為（農業パリティ一五六・四三→一八二）である。

三　昭和二六年度食糧管理特別会計予算案に関連する米価の問題について

A　生産者価格

昭和二五年産米及び昭和二六年産米の生産者価格を如何に決定するかは、昭和二六年度予算の重要な前提条件であるとともに、とくに二五年産米の生産者価格は早急に決定する必要もあって、その算定方式の検討が急がれたのであった。

その結果米の生産者価格は次のような構想の下に算定されることとなった。

1　最近に於ける農家所得の減少傾向は、一面に於て超過供出特別価格、早期供出奨励金等、パリティ価格以外につけ加えられる奨励金的なものが減少しつつあることにもよるが、食糧のヤミ価格が大幅に下落している点に起因するところが大きい。

2　国民経済的にみた場合、国民所得中に占める農家所得の適正な割合を維持するためには、農産物とくに米の価格を適正な値に定める必要がある。とくに最近一、二年に於ける農村の潜在失業人口の増加に注意する必要がある。

3　主要食糧増産の見地からも、米価は生産費を略〻償うものでなければならない。

4　精米の自由価格は依然として公定価格の二倍以上の線にあり、麦類等に比し相当高い比率となっている。この点を考えて、麦類等の対米比価を改訂することは是非必要であると考えられる。

5　価格の算定方式

a　昭和二二～二四年度に於て農家が米の供出により受け取るべく計画された実質所得を一定に維持することを考える。

この場合、超過供出特別価格、及び早期供出奨励金のようにパリティ計算による買入価格にプラスされた奨励金的措置による農家所得が、パリティ価格による農家の基本所得に対する比率をみると、

二二年	四・五九八％
二三年	一二・六三一
二四年	九・四五五
平　均	九・八六八

となって居り、平均一〇％程度がパリティ価格による基本所得にプラス

されていたことになる。

b　二五年産米麦による農家所得についても上記の一〇％の奨励金的特別加算を考慮すると、

パリティ価格による農家の基本所得	一、八八〇億円
に対しその一〇％は	一八八
これより二五年に於ける早場米奨励金	六〇
米麦の超過供出特別価格による所得（〇・二五倍の分）	二七
計	八七
を控除すると	一〇一

が、米価の決定に当って基本米価に加算せねばならぬ金額となる。

これを一石当りにすると三三六円となる。

c　この点を考慮して二五年産米及び二六年産米の生産者価格は次のように算定される。なお、二五年九月末の農業パリティ指数は一七八と推定され、九月以降、パリティ指数は横這いすると考える。

(1)　二五年産米価

パリティ価格　一七八×二七・一六円＝四、八三五円	
奨励金	三三六
俵　代	一〇九
計	五、二八〇

(2)　二六年産米価

パリティ価格　一七八×二七・一六円＝四、八三五円	
奨励金	四九〇
俵　代	一〇九
計	五、四三四
奨励金算出基礎	
奨励金	三三六円
早場奨励金削減分	九九
米の超過供出〇・二五倍分	五五
計	四九〇円

(3)　二六年産小麦及裸麦

対米比価	七一％
正味裸	六〇kg　一、五一二円

(4)　二六年産大麦

対米比価	六一％
正味裸	四五kg　一、〇〇六円

d　なお、右記算定方式を検討する意味で

(1)　国際価格はどうなっているか

(2)　生産費はどうなっているか

をみると、

(1)　小麦の国際価格は現在として何をとるべきかは問題のあるところであるが、仮に国際小麦協定の最低値一ブッシェル当り一ドル四〇セント（ＦＯＢ価格）をとると一トン当りＣＩＦ価格は六七ドル程度となり、これは略二五年産小麦の生産者価格一石当り三、七五〇円と一致する。

対米比価七一％で逆算すれば米価は五、一四〇円程度となる。

また米について、仮に、シャムに於ける国内卸売価格九〇ドルを基礎としてこれにＣＩＦ価格迄の輸入諸掛一〇ドル程度とみれば、ＣＩＦ価格は一〇〇ドル程度となり、これを石当りにすると五、五〇〇円程度となる。

(2)　二四年産米の生産費は農林省統計調査部の調査によれば石当り五、二八〇円である。

二五年産米に対する推定生産費は五、四〇〇円程度と推定されている。

以上の観点よりみて右記の米価算定方式は結論的に妥当なものと考えられる。

B　対米比価

先にのべたように、生産者価格の観点より対米比価の改訂が必要とみられるが更に次のような理由が考えられる。

(1) 二五年当初より姿次増加し来った配給辞退は麦類、外米等に集中している事情にかんがみ、麦類等の対米比価の引下が要望される。

(2) 生産者価格に於ける対米比価も消費者価格に応じて調整されねばならない。

(3) いも類、雑穀等従来主食として統制されていたものが統制を外される一方米麦の配給統制もやがては止められることを考慮し、戦前の自由経済時代の米麦の価格の開きを考慮する必要がある。

C　消費者価格

昭和二六年度に於ける食糧特別会計の収支がバランスするように消費者価格を二六年一月より改訂するものとする。

消費者価格の計算は左のとおりである。

(1)	食糧買入代金	三〇六、五二一、五九六千円
(2)	諸掛	三三、八二三、九四一
(3)	価格調整予備費	一、五〇〇、〇〇〇
(4)	計	三四一、八三五、五三七
(5)	控除	△一八、九五三、九八七
	原材料用売却代金	△一五、四〇九、八二〇
	インヴェントリーの増加	△三、五四四、一六七
(6)	綜合配給向売却代金	三二二、八八一、五五〇
(7)	卸小売マージン	二七、五〇〇、〇〇〇
(8)	総計	三五〇、三八一、五五〇
(9)	綜合配給数量	七、五七二、九六五BRETン（価格換算）
(10)	精米一〇kg当価格	四九〇円
(11)	同値上り率	一〇・一〇%

精米を基準として麦類等の生産者価格は次のとおり決定される。

	改訂見込	現行	値上り率
内地精米	四九〇円（一〇〇）	四四五円（一〇〇）	一〇・一〇%
外米	四四一（九〇）	四四五（一〇〇）	△〇・九〇
小麦粉	四一六（八五）	四二五（九五）	△二・一〇
精麦	三九二（八〇）	四〇〇（九〇）	△二・〇〇
平均値上り率			四・五〇

D　閣議決定後の情勢の推移

上記のようにして食糧管理特別会計の昭和二五年度補正予算案及び昭和二六年度予算案は編成され、閣議決定を経て総司令部に提出されたのであるが、その後農業パリティ指数の動きについて物価庁の見透しは右記の予算案の基礎とは若干異るに到った。

現在の見透しでは、二五年九月末の農業パリティ指数は一八二、二六年度に於ては平均一八二乃至一九〇程度と見られている。

そこで二五年九月末パリティ指数一八二、二六年度同一九〇としたとき、前記の生産者価格及消費者価格は左のようになる。

1、生産者価格

a　二五年産米

パリティ価格	四、九四三円	（二七・一六×一八二）
奨励金	三四八	
俵代	一〇九	
計	五、四〇〇	

b　二六年産米

パリティ価格	五、一六〇円	（二七・一六×一九〇）
奨励金	五六二	
俵代	一〇九	
計	五、八三二	

c　二六年産小麦及び裸麦

六〇kg　一、六六八円

d　二六年産大麦

四五kg　一、〇七九円

2、消費者価格

二五年一月一日よりの消費者価格の改訂は左のとおりとなる。

	改訂見込	現行	値上り率
内地精米	五二一円	四四五円	一四・八三%
外米	四六〇	四四五	三・三〇
小麦粉	四三四	四二五	二・一〇
精麦	四〇八	四〇〇	二・〇〇
平均値上り率			九・一〇

四　インヴェントリー・ファイナンス

1、二六年度予算について、インヴェントリー・ファイナンスとして問題となるものは、次の通りである。

貴金属特別会計借入れ	三、七五六、〇三〇千円
食糧管理特別会計	
食糧証券の増加	八、〇〇〇、〇〇〇
小計	一一、七五六、〇三〇　(Ⅰ)

その他、貸付用原資を借入れ又は公債発行によって調達しようとするものは次の通りである。

開拓者資金融通特別会計	
公債発行	一、三二八、六二三千円
国民金融公庫	
	一、〇〇〇、〇〇〇
農林漁業金融公庫（*）	
預金部から借入れ	六、〇〇〇、〇〇〇
小計	八、三二八、六二三　(Ⅱ)

以上の外、建設資金を預金部から借入れようとするものは次の通りである。

郵政事業特別会計	五〇〇、〇〇〇千円
電気通信事業特別会計	一三、五〇〇、〇〇〇
日本国有鉄道	九、八五六、二九九
小計	二三、八五六、二九九　(Ⅲ)
以上の総計は	四三、九四〇、九五二千円

に上る。

(*)司令部に提出した政府関係機関予算においては、農林漁業金融公庫の借入れは七〇億円となっている。

2、特別会計及び上記の政府関係機関は、政府の一部又は全額政府出資の機関であるので、将来万一損失を生じた場合にも、補塡の必要が生ずれば、当然一般会計から損失の補塡を受けるものである。従って、万一の損失に備えるために、一般会計から、繰入れを行って、それらの資本を充実しておく必要はない。

五　地方財政の問題点

1、シャウプ勧告に基く地方税法は第七国会に於ては不成立となり、第八臨時国会に於て多くの論議の末漸くにして成立したのであった。而も八月以降その実施を見るに及んで再び各地に幾多の波紋を投じている。東京都に於ける都民税の一例を見るに、所得一〇万円の勤労者は、二四年度四七〇円に対し二五年度は三、一七六円であり、同一五万円の者は前年度七四〇円に対し五、一二五円、同二〇万円の者は前年一、二八〇円に対し八、三七八円となり殆んど七倍に達する増税となっている。何が故にかかる増税を強行しなければならないかは、正に国民最大の関心事である。

2、地方税法の改正はシャウプ勧告に基き税収一、九〇〇億円を目途としてなされたものである。二四年度当初の税収見込一、五〇〇億円に対し四〇〇億円の増加を企図したものであるが、かかる歳入の増加は歳出面に於て追加支出を必要とするが故であった。即ち昭和二四年度当初予算の歳出額三、五〇〇億円に対し、地方自治を強化するために、一、〇〇〇億円の追加歳出を必

要とするというのがショウプ勧告の趣旨であり、之に基いて二五年度地方財政歳出額は四、八〇〇億円と推計せられたのであった。

3、昭和二五年度地方財政歳出額は自治庁推計によれば

一　般　分	四三五、一四一百万円
公営企業分	三二、二四五
国民健康保険分	二一、三三七
計	四八八、七二三

であるが、之を昭和二四年度当初予算

一　般　分	三二四、四〇六百万円
公営企業分	四〇、五六二
小　計	三六四、九六九

と比較すれば一般に於て一、一一〇億円の増加をなしているのであって、正にショウプ勧告以上の追加歳出が見込まれているのである。

かかる歳出額を前提として平衡交付金その他の決定を見たのであって、歳入面の検討についても多くの問題があるけれども、先ずその前提となるべき歳出面について十分の検討がなされねばならない。

4、第二次ショウプ勧告は昭和二六年度に於ては地方歳出は六〇〇億円の増加を来すものとし、之が措置としては、地方税の増徴は困難であるから平衡交付金を一、三〇〇億円に増加すべきであると述べている。上述した如き地方財政の歳出面については何等の検討も加えられていないのであって、従って第一次ショウプ勧告の一、〇〇〇億円追加歳出は既定の事実としているのである。

5、以上の問題を解明するに当り地方自治庁の現在まで提出した資料として地方財政歳出に関するものは昭和二三年度決算見込、昭和二四年度当初予算のみであり、昭和二四年度最終予算については、二五年九月現在迄未だその集計がなされていない。二五年度推計は二二年度決算額を基礎としてその後の物価騰貴率その他により換算したものであり、換算比率の如何により推計額に多大の相違を来すものである。従って四〇〇億円の地方税増徴を強行する根拠としては甚だ粗雑であり、更に最新の資料と詳細の分析を必要とするものである。

6、以上の見地から大蔵省として検討した事項は

(1) ショウプ第一次勧告に述べられている一、〇〇〇億円追加歳出は如何なる根拠に基いて算定されているか

(2) 地方団体の実態調査を実施し地方自治強化の見地から地方財源難を解消するためには地方歳出額は幾何であるべきか

(3) 平衡交付金の配分は適切に行われているか

の三点である。

以下この三点につき夫々検討の結果を詳述しよう。

7、ショウプ勧告一、〇〇〇億円追加歳出の根拠について

ショウプ勧告においては昭和二四年度当初予算三、五〇〇億円を基礎とし、之を戦前予算と比較検討することにより先ず戦前の規模に迄引上げ且、自治体人口の増加に応ずるために一、〇〇〇億円の追加歳出を必要とするとし、四点をあげて主張している。

この詳細については別稿に於て批判している通りであるが、戦前の昭和九年度決算を基礎として推定すればわれわれは次の如くなると考える。

換算の基礎

(1) 物価は二〇〇倍とする

(2) 人件費は八〇倍とする

(3) 公債費は換算せず昭和二四年の必要額による

(4) 公営企業関係経費を除く

(別表戦前予算換算比較表省略―編者)

別表の通り昭和九年度決算は二、九〇〇億円、公企業分を除けば二、六〇〇億円となる。之は行政の規模を戦前並みとした場合の金額であり、従って其の後の行政の規模増加を見込まねばならない。ショウプ勧告は両者を合し一、〇〇〇億円としているから行政の規模の増大のみについては一、〇〇〇億円以下とみていることは間違いない。

われわれは行政の規模の増大を何割と見るかの基準を明かになし得ないが、今仮に三割とすれば七八〇億円、四割とするも一、〇四〇億円である。生産は未だ戦前まで回復せず、国民生活及び所得も戦前に比し低下しているのであるから地方行政の規模も戦前より低下すべきであり、精々戦前並に引上げることが最大限であろう。更に一歩を譲って自治の強化の点より三割の増加を見込むとするも、三、三〇八億円であり、昭和二四年度は僅かに、一四〇億円の減少を示しているに過ぎないのである。若しこの金額を以てしても尚且地方行政が財政困難であるとするならば、戦後の縮小した国民経済の上に経済力不相応な行政を実施した誤りを指摘しなければならないであろう。かかる意味において六・三制、自治体警察の如きは十分の検討を加えられねばならないのである。(われわれは公共事業費と関連し必要な財政的措置を十分に考慮しているのである。)

8、地方財政の実態調査

今春以来大蔵省が実施した地方財政の実態調査につき現在迄集計を終ったものは二九府県四三都市六一町村である。

(1) 資料の信頼性について

右の資料は凡て一定の様式のもとに全府県に照会したものであり大蔵省の恣意により選択したものではない。府県の集計が二九にしか達しなかったのは府県の提出が遅れたからであり目下追加分を集計中である。

更に市町村は府県にその選定を委ねたから恐らく府県は最も適当なものを選んだであろうと推定される。市の数は全国で二四二であり約六分の一、而も全府県から集計せられているから全般を推定する基礎としては適当である。

町村は一〇、〇〇〇分に対して六〇の集計は数の上から云えば十分ではないが、之亦全国に亘り而も標準的な調査であるから推定の基礎として不適当とは云えない。

(2) 右資料を基礎として算定した結果は別表(省略―編者)の通りである。

即ち別表は二四年度最終予算を基礎とし、之に所要の補正増を加えたものである。

(3) 別表によれば税収二、〇〇〇億円、起債四〇〇億円、税外収入四六〇億円として歳入五、一五二億円であり、歳出は給与改訂費一六八億円を加えて四、九七二億円、従って一八〇億円の歳入超である。

(4) 更に給与費については国家公務員一人当り八五、六八〇円に対し府県は八七、二一七円、市九九、九三二円、町村七三、五二六円を示している。従って、市は相当の高給であり給与引上の経費を要しないとすれば之に要する経費約三二億円は不用となる。

更に庁費の内容を検討すれば国に比し相当多額であり物件費二〇%の節約をするも一〇〇億円程度の節約は容易であろう。従って合計三〇〇億円の減税が可能となる。

(5) 更に税収入及び税外収入についても夫々検討の余地はあるが、合して別表程度の収入は適正であると考えられる。

9、平衡交付金の配分について

(1) 地方団体の財政難は平衡交付金配分の適正を欠くことに基因するものがあると思われる。

(2) 現在迄(九月)の配分についてみれば東京三二億、愛知二三億、大阪二二億円、福岡一九億円の如きは果して妥当なりや疑いなきを得ないのであって、地方財政委員会の十分な検討を望みたいのである。

結論

之を要するに地方財政については現在まで歳出についての調査がなされなかったことが最も遺憾とする処であってわれわれの調査も必ずしも万全を期することは出来なかったが現在信頼し得る最新のものであると信ずるものである。この基礎の上に立つ限りに於て二六年度地方財政は一、〇八五億円の平衡交付金を増額する理由は毫末も発見し得ないのであり、地方団体は地方税徴収の困難に鑑み、夫々経費の効率的使用に努力することにより三〇〇億円程度の減税も可能であると信ずるものである。

(以下計表省略―編者)

出所　大蔵省資料Z二〇三―五〇。

(19) 経済安定本部がドッジ宛に提出した資料

（昭和二五年一〇月二七日）

ドッジ資料の配付について（昭和二五年一〇月二七日大臣官房調査部）

ドッジ顧問の要請により、経済安定本部から提出された資料は十月二十日付で左記第一の通り御連絡致しましたものの外新に左記第二のものが追加されましたから御参考迄にその主要なものを別紙の通り配付致します。

記

項目	備考
第一、既提出分	
(一) 昭和二十五、二十六年度鉱工業生産並に主要物資需給見込	配付せず
(二) 昭和二十五、二十六年度貿易の見透し	配付せず
(三) 経済自立の見透し	全文の写配付済
(四) 公共事業費の主要性	要記を配付済
(五) 特需に関する調査	全文写を配付済
第二、新規提出の分	
(六) 昭和二十五年輸出及び貿易外受取見込中異常とみなすべき金額について	全文写を配付
(七) 我国の手持ドル増加の原因について	全文写を配付
(八) 戦後における産業設備近代化のための機械及び技術等の輸入実績について	要記を配付

経済自立と援助とについて

(一) 経済の自立は、現下我が国に課せられた最高の課題であって、近く予想される講和によって得られる政治的独立を完全且つ実質的なものにするためにも、これが早期達成が強く要請されているところであり、政府国民ひとしく真剣に努力しているところである。

昨年度以来の経済安定計画も究極において日本経済の自立達成を目標としたものであることはいうまでもない。われわれは、安定計画の遂行によってかち得た経済安定の成果を基礎として今後更に貿易の振興、生産水準の向上、国土の保全及び開発等により経済規模の拡大に一層努力を傾注しなければならないと考える。而してこれがためには、何よりも輸出の振興による国際収支の改善と資本の蓄積特に長期建設資金の投資が確保されなければならないのである。

(二) 経済安定本部においては、朝鮮事件勃発後の国際情勢に対応しつつ一層強力に経済の自立を推進するために、目下自立経済審議会を設けて自立経済達成のための綜合的長期計画を検討中である。その中間的結論を十一月末日頃迄に得たいと考えているが、その検討の経過等からみて、少くとも昭和二十七年度までは国際収支のバランスをとることは非常に困難であることが予想される。

すなわち、われわれの一応の推算によれば、来年度以降年々の国際収支の見透しは、概ね次の如きものと考えられる。（表1―編者）

表1　国際収支見透し　（単位　百万弗）

	昭和25年度	昭和26年度
（受取勘定）		
輸出	800	1,000～1,050
貿易外純収入（特需を含む）	100	150
計	900	1,150～1,200
（支払勘定）		
輸入	1,200	1,350
バランス	(−)300	(−)200～150
	昭和27年度	昭和28年度
（受取勘定）		
輸出	1,200～1,250	1,400～1,450
貿易外純収入（特需を含む）	100	100
計	1,300～1,350	1,500～1,550
（支払勘定）		
輸入	1,450	1,550～1,600
バランス	(−)150～100	(−)100～50

（備考）

(1) 輸出は、現在までの傾向線、繊維、鉄鋼、機械等の今後の輸出見透等から推定し、輸出増加率は年々輸出規模の拡大に伴って多少鈍化するものとして推定した。

(2) 輸入は、本年度の輸入見込額を一応約十二億弗程度と推定し、内ベーシック・インポイント（約九億弗）は年々の人口増加率と生活水準上昇率に応じて増加し、輸出用原材料（約三億弗）は年々の輸出増加に応じて増加するものとみた。

(3) 朝鮮事件に伴う特需は昭和二十七年度以降は一応消滅するものとみた。

右の如く国際収支のバランスは逐年改善に向うが、更に昭和二十八年度においては産業構成の高度化による製品輸入の減少、食糧増産、資源開発等による国内自給度の向上が相当期待できると考えられるから、同年度略自立可能であろうと思われる。

然しながら昭和二十七年度までは自給度の向上による輸入節約には余り期待できず国際収支の均衡は殆んど困難であると考えられるのである。

従って以上の推算からみてわれわれは、一九五〇―一九五一米会計年度において約二億―二億五千万弗、一九五一―一九五二米会計年度においては一億弗以内程度の経済援助が最小限必要であると考える次第であって、この間の事情を充分御賢察の上、経済援助の金額、及びその打切の時期等について慎重な御配慮をお願いするものである。

なお以上の推算は今後の自立審議会における綜合的検討によって多少の修正を必要とすることが予想されるが、われわれとしては飽くまで率直且客観的な態度をもってこの仕事を推進し、計画の正確性を期したい所存である。

(三) 次に経済援助が単に国際収支の観点のみならず資本蓄積の面において重要な意義を有するものであることを此の際併せて強調したい。

即ち、経済自立のためには、資本の蓄積特に長期の設備資金が確保されなければならないが、わが国においては戦争による資本の減耗が著しく、資本の正常な自然的増殖によって必要な蓄積を実現することは極めて困難である。従って資本蓄積を急速に行い、経済の自立を促進するには、当分の間は外部からの資本の投下により国内の資本蓄積を補充することが必要であり、この意味において援助物資の積立による見返資金が重要な役割を有することは昨年度末からの実績からみても明らかである。従って、本格的な外資の導入を促進することと相俟って経済援助の継続が、この点からも強く要請されるものと考える次第である。

公共事業の重要性について

一、近年における天然災害に基く被害の累増

近年、特に戦後において、風水害等天然災害による被害が加速度的に増加する傾向を示している。而して被災地域の復旧は意の如く進捗しない。その開きは漸次拡大されつつある。当面の災害復旧対策及び根本的な災害防除対策の推進は、我国現下の喫緊の要務である。

備考

戦後における発生災害被害額　昭二一―二五累計　五三七、三五一百万円
〃　年平均　一〇七、四七〇　〃
支出災害復旧費　〃　〃　一四八、五一一　〃

二、国土荒廃の現状

戦争に基く国力疲弊のため、多年に亘り、被災地域の復旧と防災施設の維持管理が等閑に附された。その結果、防災施設は著しく弱体化し、未復旧の被災施設は増加した。加之、過伐による山林の荒廃は著しく、造林未済地と崩壊林地は逐年累増し、山林の国土保全に関する機能は、麻痺しつつある。近年、災害の規模が加速度的に増大しつつあることは、国土荒廃の現状を雄弁に物語るものである。

備考

要造林地　昭和二四年度末　一、七五三、二六七町歩

崩壊地　　昭和二四年度末　　二五三、三二五町歩

三、治山、治水及び災害復旧

(一) かかる現状を放置せんか、我国現下の当面の目標たる経済的自立の達成はおろか、其の基礎をなす国民経済の安全性自体をも喪失する結果をもたらすことになるから被害を未然に防止し又はこれを最小限に喰いとめるために災害に対する国土の抵抗力を強化する根本的な対策を確立しなければならない。これがためには、被害個所の復旧もさることながら、それだけでは不充分であって、無立木地の増加による洪水量の増加や、崩壊土砂の流出による被害等を考慮すると、造林、崩壊地復旧、砂防、河川改修と水源から河口まで一貫した河川治水対策を積極化することが必要である。

(二) この場合において、水の資源的価値を充分に考慮する必要がある。即ち、水は貴重な電力資源であるとともに灌漑用水その他多岐に亘る利用面を有するから、治山、治水事業においては単なる洪水防止の見地からだけでなく、水を活用することによって総合的効果を発揮させるべきである。従って昭和二十六年度公共事業費予算においては、前年に引続き、災害防除を目的とする治山治水事業に重点を置くものとするが、この場合において右に述べた見地から特に電源開発及び食糧増産に寄与することを併せて考慮する所存である。

(三) これと同時に災害個所の復旧も促進しなければならないが、昭和二十六年度からは、本年度採用した全額国庫負担制度を廃止して、国費支出の対象となる災害復旧事業においてはその費用の三分の一を地方費で負担することを建前とした昨年度までの制度に復することにいたしたい。これは、総事業量を伸張し、維持管理に関する責任を明確ならしめるために必要な措置である。この結果地方費負担の増高を伴うが、これが対策として、預金部資金による地方債引受の限度を拡大することを必要とする。尚災害復旧工事については厳正な監査を励行して、濫費を防止することに努力する所存である。

四、電源開発と食糧増産

(一) 経済的自立を達成するためには、我が国は、貿易及び生産の規模を相当大幅に拡張して、国際収支の実質的均衡を図らなければならないが、これがため公共事業の面で特に重点的に考慮すべきは、電源開発と食糧増産である。

(二) 生産水準向上のための隘路をなしている電力不足を解決するためには、先にも述べた如く、治山治水事業において、洪水を貯溜するための大規模堰堤の築造等による電源開発をからみ合せた方式を重視することとするが、尚この外に見返資金の投下による電源開発を推進して参りたい。

(三) 毎年三百万トン以上、四億ドル程度の食糧輸入を必要とする我が国においては、食糧の増産は直ちに国際収支の好転を意味するのである。而も現状においては、土地改良、耕地の造成及び災害耕地の復旧等による食糧増産の余地は決して少くないのであるから、これが推進に努力いたしたい。

備考

a　耕地面積当り人口密度（一町歩当り）

		指数
昭二〇年	一一・三人	一〇〇
〃二三〃	一五・二人	一三五

b　発生災害による耕地面積の復旧

年区分	災害面積（町歩）	復旧面積（町歩）
昭二〇年	五五、五九六	一、八二六
〃二一〃	一八、八四五	四〇七
〃二二〃	五四、八七六	一〇、六八八
〃二三〃	七〇、六六四	一八、七九一
〃二四〃	八四、六八七	一一、六八二

c　昭和二五年八月現在土地改良（水田）進捗状況

二、八八六、五五四町歩中、八一八、四九一町歩（三一・九%）改良済

五、その他一般公共事業

我国の公共事業には治山治水のみならず、農林水産等の生産に関係の深い施設の外、道路港湾等公共的な交通施設、都市、住宅等民生安定に関係深い施設を含んで居り、これらの施設の新設、改良、維持、管理、復旧等はすべて我国民経済の発展のための基礎をなすものであり、それぞれ重要性をもっている。

備考

a　道路整備状況

区分		総延(A)	整備済 終戦前(B)	整備済 終戦後(C)	C/(A−B)
国	道	九、二五〇	三、四五六	二七二	四・七%
県	道	二二二、五四〇	三三五、三四九	二、〇〇六	二・三%
計		二三二、七九〇	三八、八〇五	二、二七八	二・五%

b　港湾施設能力

戦災、戦時中の整備不良、及び占領軍の要求等により戦前に比較し五%減少、昭二四年度末までの復旧は僅に一〇%に過ぎない。

c　戦災都市復興維持状況

戦災都市数	一一九
〃　地域	一八〇百万坪
〃　復興計画	八一、七三六千坪
昭和二五年度末完成予定	三九・四%

d　住宅の不足状況

終戦時の状況

空爆被害　二、〇〇〇千戸
強制疎開　五五〇　〃
戦時自然増加見込減　一、一八〇　〃
} 需要増　三、七三〇千戸

戦争による人口減少に基く需要減　二〇〇千戸

差引計三、四三〇千戸の需要増（これは全国家族数の二五%に当る）

終戦後の住宅新規需給状況（昭二〇、九―二四、三）

需要数	二、二四六、一〇〇戸
供給数	二、三〇七、〇〇〇戸
差引計	六、九〇〇戸供給増

終戦前後を通じて現在不足数　三、三六九、一〇〇戸

六、国土総合開発と公共事業

近年における公共事業費の内容を検討すると、災害復旧費の全体の中に占める比率が非常に大きくなってきていることが判る。これは国土が荒廃し、大規模な災害が頻発したことに照応するものであるが、災害の復旧に急なるのあまり当面の糊塗に追われて災害の防除に関する根本対策の推進にまで及び得なかったこと換言すれば公共事業費の大きさが全体として充分な大きであったとはいえないことを意味している。而も狭小な国土と貧弱な資源とを以って年々膨張する過大な人口を如何にして扶養するかということは、我国現下の最大の問題であり、これがための基本的な施策の一として国土の開発及び保全に関する総合計画の強力な実施が要請されている。国土総合開発法が制定されたのは、この国家的要請に基くのである。而してこの場合に於て、基礎的な公共施設に対する国家投資による建設事業がその中心となって推進されるべきものである。かくの如き積極面を考えると、国家財政の許すかぎり公共事業費の増額に努めるべきであって、昭和二十六年度予算における計上額は、必要の最小限度である。

備考

a　人口密度の推移

年区分	人口	密度（平方粁当り）	指数
昭一〇	六九、二五四千人	一八一人	一〇〇
〃二〇	七一、九八八	一九四・七	一〇七
〃二三	八〇、二二六	二一八	一二一
〃二八	八八、一五六	二三九・一	一三二

b　年度別災害復旧費の公共事業費中に占める比率

年区分	比率	年区分	比率
昭　五	四・八	昭一五	二六・六
〃二〇	二〇・一	〃二一	一四・三

昭二二	三五・四	昭二三	三七・〇
〃二四	四一・九	〃二五	四八・五

七、見返資金による建設投資

昭和二十五年度に見返資金の使用が許されたので、多年懸案の事業でありながら公共事業費の不足のため着工するにいたらなかった事業に着手することができたことは感謝に堪えないところであるが、昭和二十六年度においても見返資金の公企業投資を相当額確保し、公共事業費予算をカヴァーすることにいたしたい。

特需に関する調査（昭和二五、一〇、一七ＥＳＢ）

(1) 本表（表2―編者）の数字は当庁にて入手し得る限りのものであり、なお若干の異動を生ずることがある。

(2) ＥＳＳ・ＰＳＤ資料により六月二六日～八月五日までを七月、八月六日～八月二七日まで八月、八月二八日～一〇月一日までを九月としてそれぞれ計上した。

(3) 外国為替管理委員会から米軍向に支払った金額、七、八、九各月分から四、五、六月支払金額の平均額（一五億円）を差引き超過分を特需向支払金額と推定した。

(4) 特別調達庁関係の特需契約推定額に昭和二五年度予算中の支出負担行為済額に対する支払額の比率を乗じて算出した金額を特需向支払金額と推定した。

(5) 受領金額中、円貨払の分については、円貨相当ドル額のうち、若干の金額は米軍から日本側に支払済と推定されるが、その金額は不明である。

(6) 日銀調査による東京、大阪の主要銀行一一行の新規貸付の集計額を計上したものであるが、なお若干調査もれも有ると見込まれる。

なお、九月末までに若干の回収があったと見込まれるので、九月末融資残高としては上掲の累計額を多少下回ることが予想される。

表2　特需に関する調査（契約・支払及び融資）

月別	項目	契約額（註2）	受領金額 ドル払	受領金額 円貨払（註5） 米軍（註3）	受領金額 円貨払（註5） 特別調達庁（註4）	金融機関融資額（註6）	日銀スタンプ押捺高	日銀融資額
		（千ドル）	（千ドル）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）
7月	物資関係	5,102	440			278		—
	サービス関係	7,585	104			23		—
	計	12,687	544	1,112	517	301	120	—
8月	物資関係	24,903	2,552			2,729		1,627
	サービス関係	10,430	522			434		0
	計	35,333	3,074	1,928	427	3,163	2,208	1,627
9月	物資関係	36,479	3,688			2,657		1,511
	サービス関係	29,573				301		105
	計	66,052	3,688	2,080	412	2,958	3,466	1,616
								（残高）
累計（又は残高）	物資関係	66,484	7,306			5,664		3,138
	サービス関係	47,588				758		105
	計	114,072（41,065 百万円）	7,306（2,630 百万円）	5,120	1,356	6,422	5,794	3,243

昭和二十五年輸出及び貿易外受取見込中異常と見做すべき金額について

（一〇月一七日経済安定本部）

1、本年三月ＥＳＢが作成した昭和二五年度（会計年度、以下同じ）の輸出見透は総額六三五、〇〇〇万弗であった。この数字は別紙（省略―編者）に示す本年一月以降の輸出実績を回顧するならば、結果的にみて若干低きに過ぎ、朝鮮動乱が勃発しなかったとしても大体七〇、〇〇〇万弗が妥当な数字であったと見る事が出来よう。

2、動乱後九月にＥＳＢが改訂した昭和二五年度輸出見透は総額八三、〇〇〇万弗（朝鮮向ＥＣＡ買付三、〇〇〇万弗を含む。）であり、なおこの他は貿易外収入に貨物の特需買付による収入見込を三、〇〇〇万弗計上した。

即ち、貨物の輸出及び特需買付による外貨の受取見込は八六、〇〇〇万弗であって、1に記した七〇、〇〇〇万弗に比し一六、〇〇〇万弗の増となっている。我々は、所謂異常輸出はこの一六、〇〇〇万弗の一部に含まれていると考えることができよう。

3、この一六、〇〇〇万弗を分析すると次の四つに分類することが出来よう。

イ　特需買付による純増加約二、二〇〇万弗

特需は一〇月初旬までに約一一、五〇〇万弗の契約があり、その中貨物は約六、七〇〇万弗である。今後の契約は予想困難であるが契約と入金との時間的ズレを勘案して二五年度中における現実の受取を六、〇〇〇万弗（輸出及び貿易外に夫々三、〇〇〇万弗計上）と推定した。

しかし乍ら本年四月に締結された朝鮮との通商協定では二五年度中の我国の朝鮮への輸出（オープンアカウント決済による）は二、五〇〇万弗とされているが、動乱の影響をうけて、約八〇〇万弗程度の減少が見込まれる。又この他、ＥＣＡ買付（キャッシュ決済）も二、〇〇〇万弗程度は動乱がなくとも実現したであろう。

之を考えるとき、動乱を原因とする朝鮮への異常輸出は実質的には最大限三、二〇〇万弗程度であると思われる。

殊に前記六、七〇〇万弗の契約中には鉄鋼製品一、四〇〇万弗（約一〇万屯）非鉄金属三〇〇万弗（四、五〇〇屯）が含まれているが、鉄鋼の大部分（薄板等五〇％と推定）非鉄金属の全量は、特需買付がなくとも他国へ輸出し得るものであり、むしろ特需買付のため他国への輸出がその分だけ減少するものと考えられるから之を控除するならば前記した三、二〇〇万弗になるであろう。

ロ　動乱後の輸出見透改訂の際、輸出が数量的に著しく増加したものは生糸及び絹織物、アルミニウム製品、罐詰等である。

(1) その中罐詰は当初見透九〇万箱が二二〇万箱に増加され単価を一〇弗が一一弗に上げられた。しかし数量増加の中、約四〇％はＵＳＡの関税引上を見越した変態的な輸出伸張であって朝鮮動乱とは何等関係がないから純粋の異常なる輸出額は、11弗×130万×0.6＝858万弗　となる。

(2) 生糸　当初見透約七一、〇〇〇俵が七八、〇〇〇俵に増加され、単価も八〇弗ＵＰの四三〇弗とした。その結果純増は 430弗×7,000 で約三〇〇万弗。

絹織物　当初見透約三、五〇〇万ヤールを三、七五〇万ヤールに増加した。単価も一二セントＵＰの七二セントとした。その結果純増は72セント×250万＝180万弗　となる。

アルミニウム製品　当初見透し約一三、五〇〇屯を二一、五〇〇屯に増加した。単価も三七五弗ＵＰの七〇〇弗とした。その結果純増は700弗×8000＝560万弗　となる。

以上の三品目の合計は純増一、〇四〇万弗となるが、この増加が異常なものであるかどうかについては判断が相当困難である。

ハ　ロ以外の品目についても、夫々輸出見透額は増加しているが之は殆んど数量的規模の拡大ではなくて、主として単価の値上りに起因するものである。

4、以上の結論として、3に述べた貨物の異常輸出（朝鮮向最大限二、二〇〇万弗及び罐詰八五八万弗）に特需によるサービス等の提供による現金受取増三、六〇〇万弗とみこんでこれを加えた約六、五〇〇万弗程度が動乱を契機とする明らかに異常な外貨の受取額とみるべきであろう。

3のハに述べた単価の値上りによる受取増は、輸入商品の単価の値上り（食

糧の値上りは比較的軽微であるが、工業用原材料（輸出原材料を含む）の値上りが一般的に甚だしいので平均二五％程度の値上りになっている）を勘案するならば異常とは言い難いであろう。

我国の手持ドル増加の原因について

（一九五〇、一〇、一七経済安定本部）

1　最近のドル手持増加の傾向は次の通りである。（単位千弗）

	三月三日（一九四九）	七月三日（一九五〇）	八月三日（一九五〇）	九月三〇日（一九五〇）
SCAP勘定	約 一二、〇〇〇	一一〇、六九三	一二、五四八	一二、一九七
FECB勘定	〇	一九四、九八九	三一四、七〇八	三四三、一四九
計	一二、〇〇〇	三〇五、六八二	三三六、二五六	三五四、三四六

2　かくの如きドルの蓄積を生じた原因は、本年一月以降外貨予算制度が実施されて以来その発足の初期である一月―六月の間においてドル節約の見地からドル地域からの買付予算の編成に当って健全予算の建前から輸入予算額の計上が僅少にすぎたことである。すなわち

(1)　輸入予算の基礎となるドル収入見込を内輪に見積り、その結果実績は見込額を相当上回った。

即ち別表㈠（省略―編者）に示す如く、本年一月より九月までの収入実績三七四、九〇〇千弗は予算見込額二六二、三二六千弗を一一二、五七四千弗も上回っているのである。

(2)　輸入予算が前述の如き比較的低いドル収入見込を更に下回って組まれたのみならず、その後受取の増加を確認して予算修正を機動的に行うことがなかったのである。

(A)　即ち前述の如き比較的低いドル収入見込から、更にSCAP Cotton Textile勘定へ繰り入れるべきものと定められた金額を控除した金額を基礎として輸入予算が編成された。

(B)　更に、収入の増加を確認した上、輸入予算額を追加すべきであったが、一―六月においては殆んどこれが行われなかった。（七月―九月に入ってはじめて大幅な追加予算が計上されたこの間の事情は別表㈡（省略―編者）の示す通りである。）

(3)　更に各四半期の輸入予算が実施に移されても、現実の支払は、時期的に相当ズレるのであるから、輸入予算の金額は現実のキャッシュの受取見込の金額より相当上回ってもよいのであったが、当初はこの時期的ズレの数字の予測が困難であったため、輸入予算額は収入見込額とほぼバランスさせて作成された。

その結果一月―九月の収入三七四、九〇〇千弗に対し別表㈢（省略―編者）に示す如く一月―八月の（九月は未集計）FECB勘定のドル支払は僅かに五五、四六〇千弗にすぎない。

(4)　ドル支出節減の見地から、ドル地域の中、非協定国に対しては本年四月以降極力バーターによる買付を行わんとした。しかし元来バーターによって大量の買付を行うことは極めて困難であって、その為別表㈣（省略―編者）に示す如く予算額に対して輸入承認額は極めて低く、輸入不振の一因となった。

戦後における産業設備近代化のための機械及び技術等の輸入実績について

（二五、一〇、一九経済安定本部、要約二五、一〇、二五調査部）

	方法	期間	件数	金額（千弗）	摘要
㈠	機械器具の輸入	四七年八月より五〇年九月迄		一〇、四七四	輸入済又は輸入契約済
㈡	技術の輸入	五〇年一月より五〇年九月迄	一八	五三〇	契約されたもの
㈢	外資の導入	五〇年六月より五〇年十月迄	一八	一、一九三	契約し又は契約されんとしているもの

備考

一、右の㈠機械器具の輸入については、輸入された機械器具のうち、直接合理化と関係あるもののみを計上し、技術の輸入については「外資に関する法律」の規定によって輸入された技術を㈢に計上し、その他の技術の輸入を㈡に計上した。

二、右の㈠の機械器具の輸入は昭和九―十一年平均の約三〇％にすぎないが、それでも過去三ヶ年間の機械器具輸入総額の約七〇％を占めている。部門別にいえば鉄鋼関係の三、一四〇千弗について繊維関係の一、六一〇千弗、化学部門（主としてプラスチック）の一、三四〇千弗が主なところである。石炭関係は四〇〇千弗程度に過ぎない。

三、右の㈡の「外資に関する法律」の適用をうけずに外国から輸入された技術の主な形は、特許権及特許実施権の購入、製作図面の購入、製造販売権の購入、技術指導料の支払等で、化学工業部門の契約が圧倒的であるが最近鉄鋼部門の需要が増大の傾向にある。

四、右の㈢の「外資に関する法律」による技術の導入についての金額は契約締結の結果として一九五一年一月以降一ヶ年以内に外国投資家に支払うべき金額を評価したものである。レーヨン紡織機の製法（寿重工）デーゼルエンジンの製法（三井造船）合成繊維機械の製法（中日本重工）DDT殺虫剤製法（DDT生産者）等が主なるものである。

出所　大蔵省資料Z二〇三―五〇。

(20)　一般会計公共事業費予算の取扱について

（昭和二五年一一月二八日閣議決定）

一般会計公共事業費予算の取扱いについて（二十五年十一月二十八日）

第一　予算の編成

公共事業の綜合的且つ効率的な運営をはかるため左記の如く措置する。

1　公共事業費の予算の総枠については、経済安定本部と大蔵省と両者協議してこれを決定すること。

2　公共事業費に関する各省要求予算は、経済安定本部において査定調整し、大蔵省と協議の上、これを決定すること。

3　公共事業費は、北海道開発庁に関する分を除き経済安定本部所管に計上すること。

4　公共事業費の範囲は、河川、砂防、農業、山林、水産、道路、港湾、航路標識、都市、住宅、上下水道等に関する国の直轄若しくは補助による総ての建設事業（事業の遂行に必要な調査費を含む）とすること。

第二　事業の執行

公共事業関係事務の簡素化について、左記の通り措置すること。

1　経済安定本部は年間事業全部を一回に認証するが、その事業費は各省に移替使用するものとし、認証申請書の内容はこれを簡素にすること。

なお各事業の計画はできるだけ詳細に予算参照書に明かにすること。

2　大蔵省の支出負担行為計画の承認も右と併せて簡素迅速化するよう措置すること。

3　公共事業執行に伴い必要とする報告書類等は極力これを統一簡素化すること。

「備考」

一　北海道開発に関する公共事業費の認証については、北海道開発庁は、経済安定本部に協議すること。

二　経済安定本部の各省に対する事業認証は根本的事項に止むること。

編注　本件は一一月二二日閣議に提出されたが、「公共事業費」から北海道開発庁分を除くことと、備考に二を挿入することとなり、一たん廃案となって改めて本文書のとおり閣議決定された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―八九。

(21)　昭和二十六年度予算編成方針の昭和二十六年度概算決定額における具体化（昭和二五年一二月二二日主計局）

昭和二十六年度予算編成方針の昭和二十六年度概算決定額における具体化

（昭和二五、一二、二二）

第一、均衡財政の堅持と予算総額の削減

1　昭和二十五年度予算に引続き均衡財政を堅持して、特別会計における運転資金の所要額はすべて一般会計より繰入れることとし、政府関係機関の所要資金も一般会計又は預金部資金又は見返資金よりこれを充当することとし、政府債務の増加はこれを抑制することとした。その内訳は

一般会計より繰入れる資金

外国為替く	五〇、〇〇〇百万円
造幣庁く	六九六
貴金属く	三、七二一
開拓者資金融通く	一、四二三
農業共済再保険基金く	二、五〇〇
農林漁業金融資金く	二、〇〇〇
中小企業信用保険基金く	一、〇〇〇
緊要物資輸入基金く	二、五〇〇
国民金融公庫出資	二、〇〇〇
住宅金融公庫出資	五、〇〇〇
日本輸出銀行出資	五、〇〇〇
日本国有鉄道く貸付	二、〇〇〇
計	七七、八四一

預金部資金より運用

電気通信事業建設資金	一三、五〇〇
日本国有鉄道建設資金	一〇、〇〇〇
国有林野事業資金	三、〇〇〇
郵政事業局舎建設資金	五〇〇
住宅金融公庫資金	五、〇〇〇
計	三二、〇〇〇

見返資金より

日本輸出銀行出資	五、〇〇〇
農林漁業金融資金	四、〇〇〇百万円
計	九、〇〇〇
合計	一一八、八四一

右の外一般会計より特別会計等の赤字補塡を行うこととした金額は

郵政事業く	三、五八三百万円
郵便貯金事業く	一、五二五
貿易公団損失補塡	一、六九〇
商船管理委員会く	四四
計	六、八四四

以上によって一般会計・特別会計及び政府関係機関を通じて収支の均衡が計られた。

2　予算総額の削減

価格調整費の削減、一般会計よりする債務償還の取り止め等により一般会計の予算総額は六五七、四二〇百万円となり、前年度予算額より七、一五五百万円を減少した。

3　物件費の節用

一般行政費の効率を高めるため、物件費につき一割、旅費につき五%の節約を行った。

4　法律による以外の債務償還の廃止

財政法の規定による債務償還以外の特別なる債務償還はこれを取り止めることとした。

	二十六年度	二十五年度
財政法による分	一〇、七七八百万円	二二、三一七百万円
特別な分	〇	二五、四一〇
計	一〇、七七八	四七、七二七

5　価格調整補給金の削減

価格調整補給金は輸入食糧に対するもの以外は全部これを廃止して日本経済の健全なる育成に資することとした。価格調整補給金予算額は

昭和二十五年度当初予算	九〇、〇〇〇百万円
昭和二十五年度予算補正後	六四、〇〇〇
昭和二十六年度概算	二二、五〇〇

であって、昭和二十五年度当初予算に比し六七、五〇〇百万円を減少し、補正後の予算に比較しても四一、五〇〇百万円を減少した。

6　公団の廃止

各種経済統制の撤廃又は緩和に伴って現存各種公団はすべて廃止し、昭和二十六年九月を以ってその清算を完了する方針をとった。

第二、行政の合理化と公務員給与の改善

1　行政機構の刷新合理化については、別途検討を加えることとしたが、予算査定に当っては極力定員の圧縮につとめ新規事業に対しても既定定員の配置転換等の措置を行うこととした。

2　公務員給与の改善

二十六年一月より国家公務員に対し給与月額千円程度を引上げるとともに年末手当を支給する制度を確立したがこれによる二十六年度所要額は

（単位百万円）

	給与改訂	年末手当	計
一般会計	九、二七九	二、〇一一	一一、二九一
特別会計	九、四五一	二、四二七	一一、八七九
政府関係機関	七、二八八	二、一七二	九、四六〇
計	二六、〇一八	六、六一〇	三二、六三〇

である。

第三、経済基盤の充実

1　公共事業費の増額は（単位百万円）

	二十六年度	二十五年度	比較増
一般公共事業費	九七、六九五	九二、七一〇	五、九八五
文教厚生施設等	一〇、三〇五	九、二四〇	一、〇六五
事務費	二、四七四	二、〇八〇	三九四
計	一一〇、四七四	一〇三、〇三〇	七、四四四

であってこれを昭和二十五年度当初予算に比較すれば一一、五四四百万円の増額である。

2　農業金融の疏通

農林漁業金融特別会計を創設して、農林漁業に対する長期資金の確保を図ることとし一般会計より二〇億円、見返資金より四〇億円、合計六〇億円を出資することとした。尚、農業共済再保険の保険金支払を円滑にするため一般会計から二五億円の基金を繰入れることとした。

3　米麦比価の調整

国際価格を勘案し、農家経済の健全化を図るため、米価を改訂し、又米麦比価の調整を行った。

米麦比価	新	旧
米	一〇〇	一〇〇
裸麦小麦	六四	八一・三
大麦	五四	七〇

4　基礎産業に対する資金の供給

電力、造船その他基礎産業部門の再建上緊急な資金で一般金融機関において融通困難なるものについて見返資金又は預金部資金を活用することとした。その内訳は

見返資金より

電力	一五〇億円
海運	一一五
中小企業	四〇
その他私企業	四五
計	三五〇

預金部資金より

金融債引受の形において	四〇〇億円

合計七五〇億円を確保することとした。

第四、輸出の振興

日本輸出銀行を設立し、其の資金を一般会計から二十五年度補正予算において二十五億円、二十六年度において五十億円、見返資金から二十五年度二十五億円、二十六年度五十億円、合計百五十億円を出資し、プラント輸出等の長期融資を行うこととした外、輸出産業に至大な寄与をしている中小企業に対し中小企業信用保険制度を創設し其の資金を一般会計から二十五年度において五億円、二十六年度に十億円を出資し以って中小企業金融の疏通を図ることとした。

第五、社会政策の強化と失業対策の充実

1　社会保障関係経費の充実につき特に留意し、社会保険費、生活保護費、結核対策等の経費につき相当の増額を行った。その内訳は（単位百万円）

	二十六年度	二十五年度	比較増
社会保険費	三、七六六	二、一四一	一、六二四
生活保護費	二一、二一三	一六、三三五	四、八七八
結核対策費	七、五二八	四、九一五	二、六一三

である。

2　生業資金、住宅資金等につき前年度に引続き確保する措置を講じた。

3　失業対策としては公共事業の増加等によりその吸収を図る外、引続き失業応急事業費を増額計上した。

失業応急事業費予算額

二十五年度当初予算	四〇億円
同　補正後	五三億円
二十六年度概算	七七億五千万円

第六、文教及び科学の振興

1　義務教育施設の充実を期するため、六・三制建物等の整備費を能う限り多額に計上し、又、育英資金を増額計上した。（単位百万円）

	二十六年度	二十五年度	比較増減
六・三制建築費	四、三〇〇	四、五〇〇	△二〇〇
育英資金	二、三七二	一、五〇四	八六八

2　科学の振興につき特に意を用い、各種試験研究費の増額、国立学校講座研究費及び大学附置研究所の研究費を大幅に増額した。その内訳は（単位百万円）

	二十六年度	二十五年度	比較増
試験研究費	六三四	一八六	四四八
科学研究費	五〇〇	五〇〇	〇
国立学校講座研究費	二、〇一七	一、一八一	八三六
大学附置研究所研究費	五一五	二三五	二八〇
計	三、六六六	二、一〇二	一、五六四

第七、治安の確保及び平和体制の整備

1　警察及び海上保安を充実強化するため、警察予備隊の設置、海上保安官の増強を二十五年度において措置したが、二十六年度においては引続きこれを確保することとした。

2　平和体制の整備を図るため在外事務所を二十五年度においてニューヨーク外十三ケ所の設置を完了し尚二十五年度内に二ケ所の増設を予定し、二十六年度においては四ケ所の設置を予定し合計二十ケ所分の経費を二十六年度概算に計上した。

第八、税制の改正と地方財政の確立

1　二十五年度補正予算において暫定的減税の措置を講じたが、二十六年度においては本格的税制の改正を行い以って国民負担の軽減を行うこととした。

2　地方財政の確立を図るため、国と同調して行政の合理化と経費の節減を要望するとともに、地方財政平衡交付金を、増額計上した。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一五三。

(22)　地方団体に対する国の委任事務の財源措置に関する内閣の意見（昭和二六年二月一三日閣議決定）

地方財政法第十三条第二項の規定による意見書に対する内閣の意見

国が地方団体に対し法令に基いて新たな事務を委任する場合においては、必要な財源措置を講じなければならないことは地方団体の意見の通りである。

政府はさきに昭和二十五年度補正予算の編成に当り、平衡交付金総額決定後の法令等に基く地方団体の義務的負担の増加について、地方財政委員会の提出した意見を参しゃくの上、地方財源所要額を算定し、これが財源措置として、地方財政平衡交付金の総額三十五億円を増額する外、地方債の発行計画額の増額及び既定経費の節約により生ずる余裕財源並びに使用料、手数料等雑収入をもって充当することとしたのである。

地方財政が窮屈であることは地方団体の意見の通り尤もではあるが、国民経済の現状においては、以上の措置で賄うの外はないものと認められるので、国と地方団体とは今後ともに力をあわせてその行政の規模に再検討を加え、既定経費の節減に努めるとともに財政規模の圧縮を図るように致すべきものと考える次第である。

編注　本文書は埼玉県ほか二二県知事の意見書に対する意見として、昭和二六年二月一六日国会に提出された。昭和二五年一二月七日付で埼玉県知事から衆・参両院に提出された意見書は、次のようなものであった。

地方財政平衡交付金決定後法令等に基いて県の義務的経費の負担が増加しこれが財源措置に関する意見書

地方財政法第十三条の規定は地方財政の確立の基本的要件をなす極めて重要な事項であるに拘らず政府は、平衡交付金の決定後屢々地方財政を無視した法令等を施行し、地方財政の健全性を阻むような義務的支出を本県に負わせた状況は、昭和二十五年十月末現在において別表（省略―編者）のとおりであって、その総額は参億五百弐拾八万九千参百八拾円の多額に達している次第であるが政府はこれに対し今なお、何等の財源措置も講じられていないのは県財政を累卵の危に招き延いては地方自治をその自主性を根底から破綻に導くことが必定の理であることは明白である。

依て、政府は地方財政法第十三条第一項の規定を尊重せられ速かに、この財源措置を講じ地方財政の健全運営に意を用いられその義務を履行せられたい。

右は、地方財政法第十三条第二項の規定に基き意見書を提出する。

また、三月二〇日には鳥取県ほか三県の知事の意見書に対しても、本文書と同じ回答が内閣から国会に送付されている。なお二七県の知事の意見書の内容は、右の埼玉県知事のものと同趣旨である（大蔵省資料Z六二〇―一〇二、一〇三）。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇二。

(23)　「国庫補助金制度等の改正に関する勧告」の取扱に関する件（昭和二六年二月二〇日閣議決定）

昭和二十五年十月十四日附地方行政調査委員会議の「国庫補助金制度等の改正に関する勧告」の取扱いに関する件

一、国庫補助金制度の改正

(一)　国庫補助金については地方行政調査委員会議の勧告の趣旨を尊重してこれを整理する。

（註）　政府は国庫補助金については地方財政平衡交付金制度採用の当初から整理の方針を堅持し、昭和二十五年度においては約三百四億八千万円を地方財政平衡交付金に繰入れをした。

(二)　昭和二十六年度においてはとりあえず次の措置を講ずる。

(イ)　別表に掲げる国庫補助金はこれを廃止して地方財政平衡交付金に繰入れる。

(ロ)　(イ)以外の国庫補助金については、昭和二十五年十二月の地方行政調査委員会議からの「市町村、都道府県および国相互間の事務の配分の調整に関する勧告」に対する政府の方針の確定にともない、廃止可能のものは逐次これを廃止して地方財政平衡交付金に繰入れるものとする。

事項別	補助率	昭和二十六年度予定額
		千円
文部省所管		
学校給食指導費補助	1/2	四、六九二
厚生省所管		
寄生虫健康診断費補助		
検便費補助	1/2	二、七四〇
市町村事業費補助	1/3	二八、六五七
地方身体障害者福祉審議会費補助	1/2	七三七
都道府県児童福祉審議会費補助	1/2	一、二〇八
予防接種費負担金　都道府県分	1/2	六五八
病院給食指導職員設置費補助	1/2	三八六
医療監視員設置費補助	1/2	二、〇七〇
地方薬事監視員費補助	1/2	一、七六五
国民健康保険委員会費	1/2	八二八
国民健康保険診療報酬調整協議会費	1/2	二、四五〇
厚生省所管　計	1/2	四一、四九九
農林省所管		
物価調整事務取扱費補助	10/10	七四、九六八
食糧増産指導施設費補助	1/2	七、八二三
病虫害駆除予防専任職員費補助	1/2	一、四六三
特殊農産物生産確保職員費補助	1/2	一、四六三
農産物輸出生産促進地方職員設置費補助	1/2	二、〇三五
開拓関係地方職員設置費補助	1/2	一七、一七二
食糧品工業経営調査指導員設置費補助	1/2	一、四六三
農村工業指導施設費補助	1/2	一、三〇四
農村副業指導施設費補助	1/2	一、四六三
地方公共団体水産増殖費補助	1/2	二、七九八
養蚕対策指導旅費補助	1/2	五八八
家畜生産率向上指導施設費補助	1/2	一、四六三
農業改良普及職員設置費補助	2/3	一二、六八〇
家畜薬事指導施設費補助	1/2	一五九
造林指導職員設置費補助	1/2	四、三五七
農林省所管　計		一三一、一九九
労働省所管		
地方労働行政事務費負担金	1/2	四九、〇五四
職業補導地方職員費補助	1/2	二、〇五五
労働省所管　計		五一、一〇九
合計		二二八、四九九

二、災害復旧費の国庫負担制度の改正

災害復旧費の国庫負担制度については、地方行政調査委員会議の勧告の趣旨と現在の国家財政事情とを勘案し次のとおり改める。

(一) 本制度の対象とする災害復旧事業は

(イ) 災害を受けた施設を原形に復旧する場合および

(ロ) 災害を受けた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合に これに代るべき最少限度の施設をする場合であって

(ハ) 一箇所の工事の費用が十五万円以上のものとする。

(二) (一)の災害復旧事業の対象となる施設の範囲は概ね現状どおりとする。

(三) 災害復旧費の国庫負担のために予算に計上する金額の算出方法および特別会計の新設に関する地方行政調査委員会議の勧告は、国家財政の現状からして、時期尚早と認められ実施し難い。

(四) 災害復旧費の予算の配分は工事施行の緊急度を勘案し、当該工事の優先順位に応じて行うことができるものとする。

(五) 河川、海岸堤防、砂防施設（山林砂防を含む）、道路、港湾および漁港の施設のうち地方公共団体又はその機関等が維持管理の責に任ずる公共土木施設にかかる災害復旧事業に対する国庫負担率は、当該地方公共団体の財政力とその区域内の発生災害規模との関連において、次のとおり整理を加えつつ、これを決定するものとする。

(イ) 災害の復旧事業費所要額は各主務官庁において査定確定する。この場合年度の区分は暦年による。

(ロ) 当年発生の災害についての(イ)による査定確定は、翌年三月末日までに終了し、その額の当該年度の標準税収入見込額に対する比率が

二分の一以下に相当する額の　三分の二

二分の一を越え二倍に達するまでの額の　四分の三

二倍を越える額の　全額

を国庫において負担するものとして、地方公共団体毎の国庫負担率を定める。

ただしこの負担率は原形復旧に代るべき最少限度の施設をする場合において、その事業費の原形復旧事業費相当額を超過する部分については適用しない。この部分に対する国庫負担率は一般改良工事の例による。

(ハ) (ロ)の場合において国庫負担率が確定するまでは、とりあえず三分の二の負担率により概算交付し、負担率が確定したときに当該年度内にその差額を精算交付する。

(二) 昭和二十五年度以前において発生した災害の残事業については、(ロ)の制度に準じて各年災害にその国庫負担率を定める。

(六) 公共土木施設以外の施設にかかわる災害復旧費の国庫負担については、概ね従前の制度によるが、定率補助を原則とする。

(七) 災害復旧費の国庫負担額は、市町村等の分も含めて都道府県に交付し、市町村等に対しては都道府県がこれを交付するものとする。

(八) 以上の趣旨により「都道府県災害土木費国庫負担に関する法律」および「昭和二十五年における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律」に代るべき法律を制定し、ならびに「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に所要の改正を加えるものとする。

三、地方債制度の改正

地方行政調査委員会議の勧告の趣旨を尊重して明年度以降における地方債の許可制度および融資手続を簡略にするため、次の措置をとる。

(一) 地方債を許可するに当っては、地方財政委員会と大蔵省との協議によって別に定める起債許可方針により行うものとする。

(二) 当該年度の地方債発行総額を定め、これを一般公共事業分（失業対策事業分を含む。以下同じ。）、災害復旧事業分（公共及び単独分を含む。以下同じ。）および単独事業分に区分する。

(三) 一般公共事業分と災害復旧事業分とについては、事業別の審査は行わないが、単独事業分に限っては、その性質上事業別の審査を行うものとする。

(四) 都道府県（五大市を含む。）の起債の許可は、地方財政委員会が、次の方法により、大蔵大臣と協議して決定する。

イ、一般公共事業分については、一般公共事業費の負担額と財政状態とを考慮して、都道府県毎の起債許可予定額を決定する。

都道府県は、その起債許可予定額の範囲内で、適宜、事業別の起債額を定め地方財政委員会の許可を受ける。

ロ、災害復旧事業分については、災害復旧事業費の負担額を考慮して、都道府県毎の起債許可予定額を決定する。

都道府県は、その起債許可予定額の範囲内で、適宜、事業別の起債額を定め、地方財政委員会の許可を受ける。

ハ、単独事業分は、当該事業の緊急度及び財政状態並びに過去の起債実績等を勘案して、事業別に許可額を決定する。

大蔵省預金部は、地方財政委員会の大蔵大臣に対する起債許可の協議に当り、予め承諾をしたものについては起債許可あり次第速かに融資を実行するものとする。

(五) 市町村（五大市を除く。）の起債の許可は、次の方法による。

1、地方財政委員会は、大蔵大臣と協議して、都道府県毎に、

イ、一般公共事業分

ロ、災害復旧事業分

ハ、単独事業分

の各事業区分につき、それぞれ、(四)のイ、ロ、ハ、の方法に準じて、起債許可額を決定する。

2、個々の市町村に対する許可は、右の各事業区分の起債許可予定額の範囲内において、且つ起債許可方針に基き、都道府県知事が㈣のイ、ロ、ハ、の方法に準じて決定する。

3、一市町村に、二以上の一般公共事業又は二以上の災害復旧事業がある場合において当該市町村が都道府県知事より割当てられた事業区分毎の起債許可予定額の範囲内において、適宜事業別の起債額を定め、許可を受け得ることは、都道府県の起債の場合と同様とする。

4、大蔵省預金部（地方財務局）は、都道府県知事が起債許可をするに当り、予め融資の承諾をしたものについては、速かに融資を実行するものとする。

㈥　公募公債及び交付公債を許可額の枠外とすることは、当分の間困難である。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一一〇。

(24)　学校給食について（昭和二六年五月二二日閣議決定）

学校給食について（昭和二六年五月二二日内閣文甲第二三号）

政府は学校給食が児童の体位向上と民主教育の目標達成に重要な役割を果しつつある経過に基き、その育成並びに改善に努力してきた次第である。しかるに本施設運営上欠くことのできないアメリカ政府援助金による政府配給物資の唯一の財源であるガリオア資金が、昭和二十六年六月三十日をもって打切られることになった。

日本政府は、昭和二十五年十月二十四日閣議諒解の趣旨にしたがい学校給食を昭和二十六年度も継続実施し、その健全な発展を期するため左記の事項を決定する。

記

一、昭和二十五年十月二十四日閣議諒解の趣旨にしたがい昭和二十六年七月以後も学校給食を継続し、文部大臣がその普及奨励を計る。

二、政府は学校給食を継続するに必要な予算措置として見返資金特別会計より支出する方途を講ずる。

三、厚生大臣所管「保育所給食」も本決定の趣旨に準ずる。

昭和二十五年十月二十四日閣議諒解

学校給食及び保育所給食は終戦後の最も食糧事情の悪化していたときに連合軍総司令部特にアメリカの絶大な援助を得て実施され児童の体位向上と新しい民主的な教育並びに保育の目標達成に重要な役割を果しつつある。

併しいまだその指導の方法なり設備の点なりにその改善を要することも少くないが学校給食は重要な教育施設であり又保育所給食は重要な保育内容であるから日本政府は将来これが育成に努力を払う。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一〇一。

(25)　歳出予算中の各目の細分の経費の金額の使用について（昭和二六年六月五日閣議決定）

歳出予算中の各目の細分の経費の金額の使用について

昭和二十五年四月十四日閣議の決定を経た「歳出予算中の各目の細分の経費の金額の使用について」の第二号を次のように改正する。

二、各省各庁の長は、公共事業費で、別に定める目の細分の経費のうち左記に掲げる経費については、大蔵大臣の承認を経なければ当該経費の金額を超えて使用することができないこと。

㈠　工事雑費

㈡　国家公務員共済組合負担金

㈢　旅　費

㈣　食糧費

編注　この閣議決定は、「昭和二七年度予算の移用又は流用の取扱等について（昭和二七年四月五日閣議決定）（大蔵省資料Z六二〇―一一九）により廃止された。なお改正前の閣議決定は、九八ページ資料（35）。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇五。

(26)　昭和二十六年度予算の節約について（昭和二六年六月一二日閣議決定）

昭和二十六年度予算の節約について

今後における行政機構の改革・給与改訂等の事態に対処するため、差当り昭和二十六年度予算について、左の措置を講じ、人件費および物件費の節約を行う。

一、警察官、海上保安官、検察官、刑務官および学校教官を除き、各省各庁は、当分の間、原則として新規採用による欠員の補充を行わない。

但し、昭和二十六年度に、新に定員の増加を認められた官庁については、増加前に存した欠員の数を差引いた員数まで増加することができる。

二、前項による人件費の節約の外、各省各庁は、原則として旅費については二割、物件費については五分を節約する。

三、各省各庁は、極力経費の効率的使用を図り、前二項による外更に予算の節約に努める。

四、公共企業体についても、右各項に準ずる。

（備考）

国会、裁判所及び会計検査院についても、右に準ずる措置を要請する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇五。

(27)　ルース台風災害復旧対策（昭和二六年一〇月一六日閣議決定）

「ルース台風災害復旧対策」請議のとおり。但し、次の如き留保及び意見を附して決定する。

一、第一項については、過年度分及び四十五億円の使用実績を早急検討すること。

二、第二項は保留すること。

三、第四項及び第五項については、極力事務敏速化をはかる趣旨であること。

ルース台風災害復旧対策

一、今次災害に対しては本年度災害予備費八十億円の内既に閣議決定をみた過年度災害に充当の二十億円及び本年発生災害に充当する四十五億円を除いた残十五億円を充てること。①

二、右十五億円で不足する場合は臨時国会又は通常国会において予算補正を行うこと。②

三、復旧費の国庫支出まで取あえず従前の例により繋ぎ資金として相当額を資金運用部資金より融通すること。

四、災害査定は従来各省単独にこれをなしたが査定の厳正公平を期するために今回は必ず大蔵省の係官を立会せしめること。④③

五、災害復旧費決定に当っては大蔵省は右の査定を必ず尊重すること。

欄外　墨書で閣議決定文書に記入

①研究ノコト――過年度分及四十五億円の使用実績等を至急検討のこと（大蔵大臣）――（十五億ノ過年度ノ分）

②第二項については大蔵大臣留保

③大蔵係官に立合せることに依り査定を必ず尊重する意不明なり、査定については充分に検討し適正を期すこと　大蔵大臣

④災害査定は各省係官と大蔵省係官と共同して行い予算審議の段階になり災害額が水増しなりとか便乗なりとか無意味な論議が出るのを避け予算決定を円滑敏速ならしめんとするものなり　建設大臣

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇三。

(28)　ルース台風の災害復旧について（昭和二六年一一月二七日閣議決定）

ルース台風の災害復旧について（二六、一一、二七）

ルース台風の災害復旧については、現在調査中の事業費所要総額の確定をまって対策を確立することとし、取り敢えず差し当りの所要資金として五十億円を資金運用部より地方公共団体等に融資すること。

（備考）

一、現に一時融資として実行中の十二億五千五百万円は右金額の別とすること。

二、右金額は地方公共団体の単独事業として施行を要するものをも含むこと。

（原注）　備考一、ハ発表セズ

編注　二六年一一月には、ルース台風災害復旧所要額とその調達方法等に関する多くの資料が作成されたが、二六年度中は本決定により資金運用部資金が融資された（大蔵省資料Z五〇一―九一）。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇六。

4　昭和二六年度補正・昭和二七年度本予算

（1）昭和二六・二七年度予算の若干の問題点

（昭和二六年四月六日主計局）

二六、二七年度予算の若干の問題点（昭二六、四、六）

1　物価対策

a　物価騰貴の主なる原因

(1)　海外物価の騰貴と日本への波及――国内価格との乖離――飢餓輸出と日本経済の自主性――日米経済協力の限度――生活水準の向上

(2)　国内の物価騰貴（特に米価引上）と賃金上昇の悪循環

(3)　防衛等による財政の膨張――財政負担より来る防衛の限度

b　対策

(1)　為替の引上

経済の自主制の維持――輸出入の自動的調整――国内価格賃金水準の維持――生活水準の向上――外より来る制約――長き将来の見透しよりする反対論

(2)　統制の復活

政治的困難――統制の非能率――飢餓輸出の為の統制の矛盾非合理性

(3)　財政金融面よりの調節

財政の緊縮、信用の引締等による綜合資金のバランス――綜合予算のバランスとインヴェントリー・ファイナンス――輸出税、輸入補給金、臨時税等の臨時措置――貯蓄

(4)　輸入の促進

生活水準の引上――有効需要の限度――備蓄――外貨蓄積の請要

(5)　新物価賃金水準に於ける安定

米価、給与水準、租税負担

2　今後の日本の貿易の方向

ポンド圏か、ドル圏か――中央貿易の見透し――対米経済協力

3　外国為替資金制度の改革

a　外国為替管理委員会の存廃と日銀及び大蔵省の今後の在り方――新体制に応ずる外貨の経理方式

b　日銀ユーザンス制度の存廃

日銀甲種貸付残（事実上の日銀借入金）の減少と之による政府の円資金繰、三月末一、三三〇億――L／C開設の際の対日銀売却外貨を五〇％とすることによる円収入減

c　ドル、ポンド、ユーザンスの実施による外国為替の円資金不足

4　二六、二七年度国際収支見透

(1)　受取

a　鉱工業生産の増加に伴う商品輸出の増加

i　鉱工業生産の見透し（制約要件電力輸入設備資金）

二六年度　一二三・九　乃至一三一・四　（自立経済計画の二七年度）

二七年度　一三一・四　乃至一四〇　（〃　二八年度乃至その六％アップ）

ii　商品輸出の制約条件

イ、国内生活水準の上昇

ロ、国内防衛措置

b　特需――日米経済協力と新特需

サービス関係は従来の実績の延長

②　物資関係は一般の商品輸出を合せて考える

c　終戦処理費のドル払

二六年度中途より半分ドル払、二七年度より全額ドル払

d　海運収入

リバティー船の傭船見込――外航船腹二六年度平均二〇〇万トン、二七年度平均二五〇万トン

e　輸出価格上昇

現在の価格水準を維持する

f　進駐軍兵力

最近増強の二ケ師を織込む

(2)　支払

a　鉱工業生産の増加と所要原材料の輸入

イ、国民生活水準の上昇

ロ、輸出原材料

ハ、国内自衛措置用

ニ、設備拡充合理化用

b　輸入物価の上昇

現在の価格水準を概ね維持するものとする。

c　ガリオア援助の打切

一九五〇～五一米会計年度の一八二百万ドルを以て打切る。

d　機械、設備の輸入

外資の導入

e　備蓄

f　輸入の困難と関連して国内資源の活用、代用品乃至低級品の使用による自給体制の促進と財政的援助

5　対日援助の打切と外貨導入

(1)　特需の影響を受けて二六年度中に一応の自立体制は整備されるから、従来の意味の対日援助は不必要――日米経済協力、生産増加のための外資導入

(2)　所謂〃外貨導入〃は国内の資本蓄積の不足を補うために必要であり、設備資金の不足の計算より所要外貨金額の算定

(3)　輸入増大に伴う所要の外貨運転資金の不足を補うためのクレヂット設定、ドル、ポンド、ユーザンスの必要

（別紙「二六・二七両年度貿易見透し」省略―編者）
欄外　河野主計局長の鉛筆書き記入
①三月、輸出一一六、特需四四、計一六〇
②七月カラ弗払ト考エル　1/2　一二〇百万弗　特需三〇〇、占領費七〇〇
出所　大蔵省資料Z五〇一―五八。

（2）「地方財政の問題点について」に対する意見

（昭和二六年七月九日地方財政委員会事務局）

「地方財政の問題点について」に対する意見
（昭和二六年七月九日地方財政委員会事務局）

目　次

第一、序―問題の所在
第二、地方財政の規模―地方財政計画
(一) 決算上の歳入超過の意義
(二) 昭和二四年度決算を正常なものとして用いたことの誤り
(三) 新規財政需要の算定方法の過少
(四) 昭和二六年度の地方財政規模
第三、地方財政について論議のある諸問題
第四、結語―地方税制改正の方向について
附「地方財政の問題点について」（大蔵省主計局）

第一、序――問題の所在

「地方財政の問題点について」（以下「問題点」という。）に述べられた地方財政に関する措置の前提となった地方財政に対する現状の認識については、諸般の点において誤謬が存在する。

しかし、右の中に述べられた地方財政の健全化という指標は、当委員会がかねて主張して来たところであって、もとより何等異論を挿むものではない。又その具体案として述べられている改革案について我々としても賛成する点が多くあるがその前提としての現実の地方財政の姿は、決して「問題点」において推計したように安易な姿ではなく、特に、本年度における地方財政は、真の意味において浮沈の淵に臨んでいるといって、過言ではないのである。

しかるにも拘らず、「問題点」においてこの点について、実情と全く反対の見解が述べられていることの原因は、昭和二四年度の地方団体の決算見込を基礎として、毎年度の収支の増減を推計し、本年度において、約四〇〇億円の剰余金を生ずる如く推計している点である。この推計方法は、以下において、詳細に述べるように、第一に地方配付税の削減により困窮を極めた昭和二四年度の地方財政を正常の姿と誤認し、これを基礎としていること。

第二にその後における財政需要の増加の推算が当該経費の算定を不当に圧縮していることの二点において誤りである。その他各所において述べられている事例は一部少数の地方団体における特異な事例を摘出拡充して全体を推計するとか、或は現実を離れて机上においてかくあるべしと考えることとを基礎としている等の重大な誤謬を犯し、ために生きた現実の地方財政の姿を把えるに至らず、歪められた形において、画き出しているものといわざるを得ない。

第二、地方財政の規模――地方財政計画

地方財政の実態を把握するには、性質上、地方財政全般の立場からと、個々の地方財政の立場からとの両面から検討する必要がある。「問題点」は、後者の検討において、具体的なのに較べて、前者については、殆んど究明せられていないのに等しい、即ち「右に述べたように、昭和二五年度における財政改革以来、地方財政は充実強化せられ、地方財政の全体計画は、政府の見解によれば、収支の均衡を得ているものと考えられたに拘らず」としているのであるが、如何なる見解によって、地方財政が全般として、収支の均衡を得ているとするかの説明は、その前文「昭和二五年度の地方財政」「昭和二六年度の地方財政」にも充分につくされていない。全般として、この問題は棚上げして、窮乏の原因を専ら、地方税の徴収、交付金の配分、地方公務員の給与等の地方団

体の個別財政の問題とされているようである。しかし、一応立論の基礎としては、昭和二四、二五、二六年度の地方財政推計が用いられている。

これによると

		歳入超過額
昭和二四年度		一八、九一五百万円
昭和二五年度	当初	四九、四八三
	補正後	三七、一一九
昭和二六年度		三八、九九四

のように、毎年度黒字があり、地方財政には余裕があるように示されている。

(一) 決算上の歳入超過の意義

この推計には大きな誤りがあるが、それは後に述べるとして、ここには、このような全部の地方団体の決算、予算を集計した場合にでて来る歳入超過の性質について一言しておく。

(1) 凡そ国でも地方団体でも、その予算を執行した場合に、なにがしかの歳入超過があるのは当然であって、国庫においても、毎年度予算総額の一割程度の剰余金があるのであって、個々の地方団体についても、額の多少はあれ、毎年度必ずこのような歳入超過があり、これを積算すれば、二〇〇億円程度に上るのが普通である。（昭和二三年度から同二四年度への繰越一九七億円、昭和二四年度から同二五年度への繰越一八九億円）

従って、交付金や起債の総額を定めるための財政計画では、毎年度存するこのような繰越金は、考えない方がよい。何故なら、繰越金相当額の歳入が二重計算になるからである。若し、強いてこれを見込むとすれば、財政計画上、同時にこれと相当額の歳入超過額を当然見込むべきである。

(2) 地方団体の決算は、右に述べたように形の上においては必ずなにがしの歳入超過があり、財政がどんなに窮迫していても歳入が歳出より少いという決算はない。そして、これらの決算の内容を検討してみると、決算作製の過程において、いろいろなやりくりが行われている。

例えば(a) 翌年度の歳入を繰上げて、当該年度の収入にする。

(b) 一時借入金を決算の収入として上げる。

(c) 出納閉鎖期を延ばして、歳入だけを収入とする。

(d) 事業の執行を繰延べる。

(e) 当該年度に支払義務が発生したものでも、次年度に繰延べる。

(イ) このうち事業の繰延べについて、「凡そ地方団体の事業の執行は財政と見合せて行うべきことは当然のことであるから、このように財政困難のときには、事業の執行を抑制し繰延べを行うことは、已むを得ないのであり、何等気にする必要はない」というものがあるが、地方団体として、その与えられた職責上当然なさねばならない事業まで放棄するならば、それによって如何に決算の収支が合っても、財政は健全といえないのである。昭和二四年度においては、このような事例が極めて多かったのである。

(ロ) 又事業繰延べや支払繰延べが行われている場合には、財源の繰越と同時に経費も繰越されているのであって、たとえ決算の形の上で剰余金があっても、何等実質上の余裕になるものではない。

(二) 昭和二四年度決算を正常なものとして用いたことの誤り

この推計は、一応格好の上で一九〇億円の歳入超過のでている昭和二四年度の決算を以て、正常な姿として、これを基礎として用いたことには次の三つの不都合がある。

(1) 昭和二四年度の地方財政は均衡財政の強行による地方配付税の五六八億円に上る大幅削減により極度に窮迫した財政であった。若し、インフレの進行、新法令による義務的経費、戦争中放置され荒廃した諸施設の整備等を考慮すれば、同年度の財政規模は、到底この決算額程度に止まるものではない。物価騰貴の状況を考慮するだけでも三六五億円の規模の圧縮が行われている。（別表1参照）これに、新法令による義務的経費、戦争中放置され荒廃した諸施設整備の点を考慮すれば削減された地方配付税五六八億円を充当してもなお足らないであろう。

別表1　自　昭和23年度　至　昭和26年度　地方財政需要増加状況調　（単位　人，百万円）

区分			年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度 当初	昭和25年度 補正	昭和26年度
職員数			既定	1,140,950	1,291,291	1,206,001	—	1,314,082
			新規	150,341	△ 85,290	108,081	—	23,837
			計	1,291,291	1,206,001	1,314,082	—	1,337,919
財政需要	経常的経費	給与費	既定	28,829	73,807	106,094	—	107,425
			新規事由に因る増減	44,978	32,287	1,331	9,327	27,615
			計	73,807	106,094	107,425	9,327	135,039
		その他経費	既定	38,578	89,425	146,271	—	181,540
			新規事由による増減 物価騰貴及び前年度新規経費の平年化による増	30,634	83,665	36,871	—	—
			新規事由による増	20,213	9,639	17,692	6,092	22,273
			規模の圧縮		△ 36,458	△ 19,294	△ 3,998	△ 8,014
			小計	50,847	56,846	35,269	2,094	14,259
			計	89,425	146,271	181,540	2,094	195,799
		合計		163,232	252,365	288,965	11,421	330,838
	臨時的経費	公共事業費	普通	33,371	37,900	56,142	—	73,788
			災害	29,835	34,300	47,043	9,916	48,264
			失業対策事業	—	1,275	6,000	4,591	15,087
			計	63,206	73,475	109,185	14,507	137,139
		単独施行事業費		19,959	33,988	33,800	10,470	㊥ 17,016 39,800
		合計		83,165	107,463	142,985	24,977	㊥ 17,016 176,939
	総計			246,397	359,828	431,950	36,398	524,793

備考　新規職員数増減内訳は次のとおり。

	昭和23年度 (増)	昭和23年度 (減)	昭和24年度 (増)	昭和24年度 (減)	昭和25年度 (増)	昭和25年度 (減)	昭和26年度 (増)	昭和26年度 (減)
一般職員	17,242	—	—	△ 68,291	46,285	—	23,675	△ 3,794
教育職員	116,336	△ 26,134	30,781	△ 47,780	61,796	—	10,217	△ 6,261
警察消防職員	165,160	△122,263	—	—	—	—	—	—

別表2　昭和25年度地方税財政制度改革による地方財源増強額　（単位　億円）

区分	昭和24年度 最終額	昭和25年度 当初計画額	差引財源増加額
地方税	1,524	1,908	384
国庫支出金	1,605	1,607	2
普通補助金	524	280	△ 244
公共事業費補助金	414	277	△ 137
地方配付税	667	—	△ 667
一般平衡交付金	—	1,050	1,050
地方債	260	230	△ 30
計	3,389	3,745	356
災害費の全額国庫負担による地方負担減	—	81	81
合計	3,389	3,826	437

昭和25年度における新規財政需要増加

1. 公共事業費（災害を除く）の増　102億円
2. 教員定数の引上げに伴う増　20
3. 徴税費の増　61
4. 恩給費の増　16
5. その他　10億円
6. 国費に振替える補助金　△ 57

計　152

差引純地方財源増加額　285

(2) しかも歳入中雑収入には正規財源の不足を補うため、無理に調達した強制寄附金のような非公式なものや、財産処分や、積立金の喰いつぶしのような、臨時収入を経常経費に充てたものが、相当にふくまれている。このような収入は、雑収入決算額三五六億円中約一〇〇億円と推定され、これらは当然正規財源に振替えらるべき性質のものである。

(3) 更に、地方財政においては、本年正規な公費で賄わるべきものが、寄附金等非公式な収入をもって、予算外で処理されていたら、或は、部落、PTA、青年団、消防団等の会費、現品、労力等に転嫁されているものが多い。このようなものの実態の把握は困難であるが、各種の資料によれば、三〇〇億円を下らないものと推定される。

政府は、このように昭和二四年度の地方財政が極めて窮迫しているから、地方税増加という点に対して世論の批判のあったに拘らず、地方財政税制の改革を断行したのであり、若し、昭和二四年度の地方財政がそれでよいのならば、あのような改革は行わなかった筈である。

即ち、改革は、地方財源の絶対的不足を充足することを大きな眼目とし、その純増加収入額二八五億円（別表2参照）は、地方財源の追加所要額に比し、なお不足するけれども、これをもって、これらの不足財源の充足や、非正規財源の正規財源への振替えに充当されることを期待するものであった。

問題点によれば、これを昭和二五年度以降の財政計画上全然考慮せず、これら増加財源はすべて、地方の余裕財源として、次年度に繰越し、次年度における義務的新規増加経費の財源に充てることになるのである。この結果、昭和二五年度に行った地方税財政制度の改革は、徒らに、地方住民の地方税負担の増加を招来したのみでその効果は、交付金をふくむ国庫支出金の支出を減少して、国庫財政の負担を軽減し、乃至は、地方債の発行を抑止したに止り、地方財政の実情は、依然として、昭和二四年度均衡財政強行下の窮迫した不合理にみちた財政の状況を一歩も出ないことになるのである。

(三) 新規財政需要の算定方法の過少

右の如く基礎とした昭和二四年度の決算額を基礎とすることが極めて不適当なものであるのに加えて、その後の新規経費等の算定が不充分である。

昭和二六年度に例をとれば主要なものは

(1) 給与改訂に要する経費
(2) 年末手当支給に要する経費
(3) 法令の制定改廃等に伴う経費及び単独事業費

である。

(1) 給与改訂を要する経費

このことについて「問題点」では、全くふれてないが、附表の新規財政需要の中には、一五九億円が見込まれ、その算定は職員一人当り月一、〇〇〇円として計算してある。そしてその理由は、政府職員が一人当り一、〇〇〇円の改訂であるから、地方職員も、給与改善はその程度にすべきであるということにあるようであるが、政府職員の給与改善も月一、〇〇〇円ではなく、最近の調べでは、一、四〇〇円である。地方職員の給与は法制上大体、政府職員の例によることになっているが地方職員の構成は、政府の職員構成と同一でなく、一般に平均年齢が高く、勤続年数が多いこと、殊に学歴がよく、勤続年数の多い教育職員の占める割合が高いこと等によって、今次の如く高給者に厚い給与の改訂では、その単価は政府職員の場合と同一に扱うわけには行かない。このため、切替の実施状況に徴すれば一般職員一、七〇〇円、教育職員小学校二、一六〇円、中学校二、二五〇円、高等学校二、九七〇円であって、このため改訂による増加所要額は、三七五億円であり、政府推定と実に二一〇億円の齟齬がある。

(2) 年末手当支給に要する経費

年末手当は昭和二四年度にも支給したから、新規経費でないとすることは、政府推計が、昭和二四年度決算を推計の基礎としているので、一応筋が通るわけである。しかし、これを新規経費と見ないなら見ないでよいが別に、その二四年度の実績から、八〇億円の節約を見込むことは、了解に苦しむ。何故なら、昭和二四年度の年末手当は、臨時の措置で、原則として、既定経費の節約によって、支給する建前で、このための財源措置は、

殆んど講じられなかったのであるから、今恒久の措置として、今後支給が行われることになれば実に、地方財政に二重の節約を強いることになるのである。年末手当支給に要する経費は五九億であり、政府の新規に見込んだ年末手当との差額は、五二億円である。

(3) 法令の制定改廃に伴う経費

これらの経費については、「政府は財政の状況にかんがみ経費の効率的使用により、政府算定の金額をもって所要の事業を遂行するに足るものと期待した。」として、これらに関する相違額四三億円即ち

	地財委	大蔵省	差引
法令の制定改廃に伴う経費（国庫補助を伴うものを除く）	三四億円	一六億円	一八億円
失業対策事業費（国庫補助を伴うもの）	四六	二一	二五
計	八〇	三七	四三

を地方団体の経費の効率使用に期待するのである。しかし乍ら、この期待は、政府の財務当局の一方的期待に過ぎないであろう。地方団体が国家の要請するところを実行しようとすれば、おそらく、不足額相当額は、地方団体の既定財源の中から補わなければならないだろう。又この種経費の大半は、このような期待をかけ、不充分な財源措置に止めて、地方団体に事務の施行を委ぬべき、性質のものではないのであって、地方財政法第十三条の注意を無視することでもある。

(4) 節約

なお、政府推計では、昭和二五年度補正では、四〇億円、昭和二六年度推計では、八〇億円の節約額を見込んであるが、前述のような昭和二四年度当時の窮迫した財政状況を一歩も脱却していないような財政の中から、このような節約を見込むことは、昭和二六年度の財政状況を、昭和二四年度の財政状況より一層窮迫したものにすることにほかならない。勿論、地財委の推計でも、同額の節約を見込んだが、これは、昭和二五年度の改革による財源増加額の一部をその後の新規財政需要の増加額と、国庫財政の状況に鑑み、地方一般財政の強化に振向けられる財源を抑制してこれを新規経費の財源に振向けるようにしたに過ぎないので節約の意味は全く異る。

(四) 昭和二六年度の地方財政規模

われわれの推計によれば、昭和二五年度において、二一五億円、昭和二六年度において、四二三億円の地方財源が不足するものと見込まれる。（別表3）これは畢竟するに、中央地方を通ずる行政事務の増大に伴う財政負担を地方財政平衡交付金制度における総額決定上の法の不備を通じてこの制度本来の趣旨を誤って、不当に地方財政に転嫁しているものといえるのである。これを昭和二六年度の計画について見れば、国庫においては、その財政規模を収縮し、国税の減税を行い乍ら、これを中央地方を通ずる行政の規模について見れば、法令の制定改廃、国庫補助金の増額、災害復旧費、全額国庫負担制度の廃止等を通じて、次のように膨張している。

事項	経費	同上財源 国庫補助金	その他特定財源	地方負担額
	億円			
法令の改廃、政府予算による経費の増	二〇一	一〇四	二	九五
1 国庫補助を伴わないもの	三六	—	二	三四
2 国庫補助を伴うもの	一六五	一〇四	—	六一
公共事業費等の臨時経費	三〇九	五一	—	二五八
1 一般公共事業費	一七六	八四	—	九二
2 災害公共事業費	一二	△七一	—	八三
3 失業対策費	九一	三八	—	五三
4 法令の改正による災害単独事業の増	三〇	—	—	三〇
合計	五一〇	一五五	二	三五三

而して、これらの地方財源措置は、

1 地方税法の改正　一一一億円

2 交付金の増額　五〇〃

別表3　昭和25年度及び昭和26年度地方予算推計（普通会計）　（単位　百万円）

事項	昭和25年度 当初推計額	補正後 新規増加額	補正後 補正後推計額	昭和26年度 新規増加額（当初計画対比）	推計額
歳入					
地方税	190,849	—	190,849	17,873	208,722
国庫支出金	202,684	11,207	213,891	20,374	223,058
普通補助金	23,099	2,616	25,715	10,388	33,487
公共事業費補助 普通	27,646	—	27,646	8,383	36,029
公共事業費補助 災害	42,939	3,791	46,730	△ 7,147	35,792
失業対策事業費補助	4,000	1,300	5,300	3,750	7,750
地方財政平衡交付金	105,000	3,500	108,500	5,000	110,000
地方債	21,000	7,000	28,000	10,500	31,500
使用料，手数料，その他	34,417	—	34,417	2,318	36,735
普通	17,417	—	17,417	2,318	19,735
特別	17,000	—	17,000	—	17,000
合計	448,950	18,207	467,157	51,065	500,015
歳出					
経常的経費	288,965	15,084	304,049	59,450	348,415
給与	107,425	12,990	120,415	45,191	152,616
その他	181,540	6,092 △ 3,998	183,634	22,273 △ 8,014	195,799
公共事業費	109,185	14,198	123,383	27,954	137,139
一般	56,142	—	56,142	17,646	73,788
災害	47,043	9,607	56,650	1,221	48,264
失業対策	6,000	4,591	10,591	9,087	15,087
単独事業費	50,800	10,470	61,270	6,000	56,800
普通	33,800	10,470	44,270	6,000	39,800
特別	17,000	—	17,000	—	17,000
合計	448,950	39,752	488,702	93,404	542,354
差引不足額	0	△ 21,545	△ 21,545	△ 42,339	△ 42,339

別表3の附表1　昭和25年度補正予算等による新規財政需要増加に関する調　（単位　百万円）

事項	増加経費	左の中 国庫補助	左の中 地方負担額
Ⅰ 経常的経費			
1. 給与関係増加額	12,990	—	12,990
(1) 給与改訂による増（教職員給与の格付基準改訂による増を含む）	8,391	—	8,391
(2) 年末手当支給に要する経費	4,599	—	4,599
2. 政府補正予算による増	4,496	2,616	1,880
3. 平衡交付金決定後法令の改正等による財政需要の増加額	1,596	—	1,596
計	19,082	2,616	16,466
Ⅱ 臨時的経費			
1. 災害復旧公共事業費	6,107	3,791	2,316
2. 失業対策事業費	2,591	1,300	1,291
3. 災害単独事業費	6,770	—	6,770
4. 平衡交付金及び起債額決定後法令の改正による地方負担の増	9,200	—	9,200
計	24,668	5,091	19,577
合計	43,750	7,707	36,043

別表３の附表２　昭和26年度新規財政需要増加に関する調　（単位　百万円）

事項	増加経費	特定財源 国庫補助金	特定財源 その他特定財源	特定財源 計	差引地方財源所要額
Ⅰ 経常的経費					
1 給与ベース改訂による増（教職員給与の格付基準改訂による増を含む）	37,457				37,457
2 年末手当支給に要する経費	5,870				5,870
3 給与ベース改訂に伴う共済組合費の増	1,397				1,397
4 給与ベース改訂に伴う恩給費の増	1,312		281	281	1,031
5 政府施策に伴う地方経費の増	20,172	10,388	233	10,621	9,551
(イ) A系統の行政費	3,638		233	233	3,405
(ロ) B系統の行政費	16,534	10,388		10,388	6,146
6 児童数人口等の増に伴う地方歳出の増	2,517				2,517
7 公債費の減	△3,268				△3,268
8 地方選挙に要する経費	2,007				2,007
計	67,464	10,388	514	10,902	56,562
Ⅱ 臨時的経費	33,954	4,986		4,986	28,968
1 公共事業費の増 普通（文教等を含む）	17,646	8,383		8,383	9,263
1 公共事業費の増 災害	1,221	△7,147		△7,147	8,368
1 公共事業費の増 小計	18,867	1,236		1,236	17,631
2 失業対策事業費の増	9,087	3,750		3,750	5,337
3 単独公共事業費の増	6,000				6,000
合計	101,418	15,374	514	15,888	85,530

3　地方債の増額　一〇五億円
計　二六六〃

であって、差引八七億円と、別に給与改訂その他による財政需要の増加額五〇〇億円、合計五八七億円は、地方税収入の自然増加、その他の雑収入の増収及び、地方既定経費の節約によって、処理しなければならないことになっているのである。

以上これを要するに、地方財政窮乏の原因は、勿論、大蔵当局の指摘する個別財政の運用にも一斑の原因はあるとして、それはそれとして、別に検討するにしても、右に述べた諸欠陥を包蔵する地方財政全体計画に基いて、本年度の交付金及び地方債の総額が極めて不充分な額に決定されたことに、地方財政窮乏の根本的な原因があると思われる。

第三、地方財政について論議のある諸問題

以上「問題点」は、地方財政の規模の推計について、根本的に誤りを侵しているが、その中に現われた個々の事例の見方についても、正当でない点が多々ある。以下目立ったものを拾い上げよう。

一、地方財政を国庫財政と比較して、最近国庫一般会計が総額において減じ、その結果国税において減税すら行われている反面、地方財政は増加し地方税の増額を行ったにも拘らず、なお財源が不足しているということは、不適当であるというように受取れる説明をしてあるが、これは、国庫財政と地方財政の内容の差を無視した論議である。

(1) 国庫財政（一般会計）には終戦処理費系統、価額調整費系統のものが大きな額を占めている。これらは、戦後の特異な経費であって、当然に減少してゆくものであり、昭和二四年度で六〇%を占めていたものが、昭和二六年度では三二%に半減しているのであって、国の財政規模が減少したのは、これによるのである。（国の一般会計費目別分類表―省略、編者）

これに反して、地方財政は殆んど純行政費ともいうべきものであって、国庫のような意味において減少するものはないのである。

(2) 国庫財政及び地方財政における一般行政費の歳出規模の変遷をみるに、

戦前（例えば昭和八年度）においては、地方財政の規模が国庫財政に比し大きかったのであるが、戦時に入り統制等の関係で国庫財政の方が地方財政を凌駕したけれども、終戦後は平常状態に復するとともに、各種地方制度の改正により地方財政の歳出規模は国庫財政の歳出規模より増大してきている。

因みに、その変遷状況を摘記してみると次の通りである。

年度	国庫財政 総額(A)	国庫財政 (内)一般行政費(B)	地方財政 総額(C)	地方財政 (内)一般行政費(D)	(C)/(A)	(D)/(B)
昭和八年度	二、三五五	七五三	二、五五八	一、四三四	一・一四	一・九六
一三〃	三、二六八	一、五九〇	二、四三〇	一、七三四	〇・七四	一・〇九
一六〃	八、一三四	三、八五五	三、五〇三	二、六七六	〇・四三	〇・六九
二四〃	七四一、〇四六	二八一、四四八	四〇一、九五三	三五〇、〇九六	〇・五四	一・二四
二五〃	六六四、五七六	三六六、六〇八	五三四、九八七	四五三、一八七	〇・七九	一・三三
二六〃	六五七、四三	四三一、二九五	五六七、七七五	五二一、八〇〇	〇・八九	一・三三

右表によると、戦前は、総額においても、一般行政費においても、地方財政の規模は、大きかった訳であるが、戦後においては、総額においては、国庫財政の中に、前述の如く、終戦処理費及び価額調整費を含んでいる関係もあって、大きくなっているが、一般行政費については、地方財政の規模の方が大きいのである。

(3) 従って国庫財政と地方財政の比較は質的な検討を加える必要がある。昭和二五年度と二六年度を比較しても、例えば、

(イ) 国の公務員の給与ベース引上により公務員給与費の増加は、国は一般会計所属職員五二万人であるのに、地方は一三〇万人の俸給を負担しており、その経費だけでも、四五〇億円に達する。

(ロ) 国庫の公共事業費に関係のある地方の事業費の増加をとっても、昭和二五年度一、二三九億円であったものが、昭和二六年度は一、三七一億円となり、一三二億円増加している。

(ハ) 一般国庫補助に関係ある地方事業費の増加は一五六億円である。

二、地方団体を分けて府県と市町村とすれば、府県の財源は不足しているかもしれないが、市町村にゆとりがあるから、それを廻せば、総体的には均衡を得るというような意味の論議がある。昭和二五年度、地方財政改革の結果、道府県は殆んど変化なく、市町村に財源を増強されたことは周知のことである。然し乍らこれをもって、市町村に財源が潤沢にあるということは、いえない。即ち、税制改革の結果、市町村に税源が附与された。これは、前述したように、地方財政として財源を増加する必要があるからこそ、増額されたのであり、且つ、その増加の必要が市町村に大きかったから、市町村に重点がおかれたのである。この増加された財源は、今までは財源不足のためになすべくしてなし得なかった事務事業の経費に充当されているのである。しかし市町村は一万有余存するのであるから、後述のように特殊な団体においては税源の偏在もあり、不要不急の事務に充当されたものもあるであろうが、多くは必要な事務にあてられ、しかも多数の市町村においては、学校の設備や道路の状況を見れば、まだ極めて不完全なことがわかるのである。

三、増加された地方財源が、ある団体に偏っているから悪いのであって、これを普遍化すれば、総体としても財源は充足されるということが述べられている。新地方税が団体間に不均衡であることは否定できない。しかし、平衡交付金の配分と地方債の割当により相当程度是正されている。特に顕著なのは、固定資産税について、大規模工場等の存在、或はその分割により多額の利益を受ける市町村のあることであるが、これは一万有余の地方団体のうち左の如く極めて少いものである。

	市町村数
大規模施設、工場	一八
（同右の分割を受けるもの）	三五
発電所	四九
（〃　）	一七三

四、地方団体の事務の簡素化及び経費の効率的使用について再検討を加えなけ

ればならないことはその通りである。しかし、地方団体の事務には、国の施策に基く義務的経費が、七、八割を占めている上、逐年法令の新設、改正によって累増の一途にある（終戦後だけでも二百以上の立法的措置が地方負担に関係がある）。そのため、地方団体独自の事務は圧縮されるばかりでなく、国の施策に基く事務も完全に遂行でき兼ねる段階に立ち到っている。しかし乍ら、地方団体においては、従来から相当の節約を余儀なくされ、昭和二六年度予算編成に際して、府県では、旅費、物件費等の三割乃至一割の節約をやっているものが非常に多い。

（註）地方財政において経費の割合を見ると、逐年経常的経費（特に人件費）を節約して建設的な経費に充当している。

区分	昭和二二年度	昭和二四年度	昭和二六年度
経常的経費	七七%	七〇%	六五%
給与費	三三	二九	二七
その他経費	四四	四一	三八
臨時的経費	二三	三〇	三五
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇

人件費については、昭和二四年度の行政整理後欠員不補充の原則を堅持しているにかかわらず、地方職員は増加しているが、その大部分は、国の指示によって行ったもの（農業改良普及員、保健所職員等）と、地方税務職員である。今都道府県職員と政府職員を比較してみると次の通りである。

年月	都道府県職員		政府職員	
	実数	比率	実数	比率
昭和二二、二	二五一、一四〇	一〇〇	八九七、一一四	一〇〇
二四、三	二七五、二六八	一〇九	九九五、八〇五	一一一
二四、七	二三八、三二七	九五	八七三、二三七	九七
二五、四	二四八、三二七	九九	八七五、二三七	九八
二五、九	二五〇、六二四	九九	八七二、七四三	九七

前表は昭和二四年七月の行政整理前後の人員数を比較したものであるが、その後地方職員の増加している理由は前述の通りである。

国の指示による、地方職員は、昭和二六年度に新規に増加するものは次の通りである。

一般職員	一九、八八一人
道府県	一二、六八〇
市町村	七、二〇一
教育職員	三、九五六
計	二三、八三七

前記一般職員の中には、食糧配給実施職員六、五三〇人、社会福祉主事五、五二〇人、食品衛生監視員一、五二一人、計量法施行職員四七五人等が含まれている。更に、現在、国庫補助職員数については、詳細な調査はないが、概数は国庫補助金及び委託費関係のもので一〇六、二一七人であり、地方団体一般職員の二割にあたる。

以上の如く地方財政の規模の縮小を図るには、地方団体自らの努力も重要であるが、多くは、法律又は各省の命令に根拠があるのであるから、これを改めねばならない。単に行政機構や人員の整理だけでなく、事務事業自体の徹底的縮減が必要である。

五、最近において、六三制や自治体警察等の臨時費支出のため、経費が増加したが、そのような施設も既に大体整備せられたので、この面からも地方財政の縮小が考えられるように述べられてあるが、事実はそうでない。六三制についていえば、昭和二五年度までに、約三〇〇万坪の整備が行われた。この財源は国庫補助一二〇億円、地方費三〇〇億円である。昭和二六年度において、残された七〇万坪を整備すればよいとの目標の下に、国庫補助四一億円で行われている。これによって、六三制に関する限り施設は完成するようであるが、左のような理由で決して完成しているものではない。

(1) 現在の整備の目標は、児童生徒一人当り〇・七坪を応急最低基準としてとっているが、これは一般教室、廊下、便所と小使室の一部を含むにすぎない。これに教員室、特別教室、衛生室、雨天体操場等を加えると

小学校児童一人当り　〇・九坪
中学校生徒一人当り　一・二坪　（最低水準）

必要である。戦前においても小学校については児童一人当り一坪以上の原則が認められていた。従ってこのためには相当の増築を要するといわれている。しかも、右〇・七坪の基礎は、現に利用しているものを全部含んでおり、学校として不適当なものも多い。

(例)イ　東京都江東区砂町校においては、電車を教室として使用している。

ロ　静岡県駿東郡においては、富士山麓の旧廐舎を校舎として使用している村があるが、かような例は極めて多い。

ニ　一クラス六七人以上収容している超過剰学級は全国で四、一六四クラスある。

これらを整備し、〇・七坪の応急最低水準より最低水準の児童一人当り〇・九坪、生徒一人当り一・二坪にまで引上げるには約三〇〇万坪不足を推定される。

(2) 現状では校舎のみを復旧整備しているにすぎないのであって、これに伴う備品教育資材等は、極めて不完全である。

(3) 戦時中校舎は放置せられ、戦後は中学校の新築に重点がおかれていたので、既設の小学校等の腐朽が甚しい。建築後四〇年以上経過している学校は、校数にして全中小学校の四分の一に及んでおり、危険校舎として、至急改築を要するものは、一六六万坪に上る。

(4) 公立小学校についてみれば戦災により、一四〇万坪を焼失しているが、昭和二五年度までに復興のできたのは、三五%に過ぎない。

(5) 児童生徒数の増加による教室の不足数は莫大に上っている。例えば、東京都においては最近毎年度八万人程度を増加しているのであって、これに要する経費は二〇億円を要することになる。

右のように、義務教育施設一つをとっても、施設の整備は、やっと緒についた程度であって、問題は今後に残されている。現に昭和二六年度において、地方が施設の整備のため起債を要求している額は、（国の公共事業費に伴うもの（従って新制中学校の如きも含む）及び災害復旧関係を除く。）次表の如く本年度予定額の十倍にも達する。

昭和二六年度起債事業に関する調　（単位　百万円）

費目	申請額(A)	許可予定額(B)	(A)に対する(B)の割合(%)
一般単独事業			
教育費	一三、四一五	一、五〇〇	一一
警察費	二、〇二八	二〇〇	四
消防費	三、七四二		
保健衛生費	四、七六七	四〇〇	八
普通土木費	一二、八四一	一、二〇〇	九
社会及び労働施設費	二、一五〇	五〇	二
農業土木費	一、〇一五	五〇	五
産業経済費	二、八六五	二〇〇	七
戦災復旧費	三、九七七	四〇〇	一〇
その他	二、四三〇	—	—
計	四九、二三〇	四、〇〇〇	八

六、地方公務員の給与が国家公務員に比して非常に高いように述べられている。一万有余の地方団体の一部には、事実あると思うが、これが全体ではないのである。

(1) 地方公務員の給与を国家公務員と比較する場合、単に平均給与額を比較して、高低を論ずるだけでは不充分であり、行政機構（職種に関係する）、学歴、勤続年数及び扶養家族等の職員構成をみる必要がある。昭和二四年度に行われた国家公務員と地方公務員との給与実態調査を比較すると、国家公務員六、三二〇円、都道府県公務員六、六四一円で都道府県職員は一五四円高く、扶養手当では一二四円高いのは、都道府県職員には独身者が少く、比較的高齢者が多いので勤続年数が長いからである。そのため、給

与決定の職員資格が優位にあると考えるが、これをもって都道府県職員の給与が高いとはいえない。現に昭和二三年度商工資材事務所、農林資材調整事務所が廃止されるに伴って、国家公務員から都道府県職員に身分の切替えを行ったものがかなりあったが、これらの職員の給与決定について両者の不均衡からくる不都合が聊もなかった。例えば数県についてみるに、計三一五人の内、現給のまま受入れたのが二八八人で、引下げた（国の方が高い）のが一三人、引上げた（地方が高い）のが一四人であるから、殆ど変らない訳である。

（註）扶養家族数と職員数の比較は、昭和二四年度国は一・六七であるが、地方は約一・九と推定される。

また、二百数十の市の職員は、実態調査では七、六六五円となり、国家公務員に比し給与が高いのは、五大市の如き特殊な性格をもつものが含まれていること、また、都道府県に比して或る程度給与を高くしなければ人事管理の円滑化が期せられないとともに、比較的勤続年数の長い職員が多いというのも一因であろう。

然し町村職員は五、二四五円である。

(2) 初任給及び昇給については、地方団体は国の基準（人事院指令）通り行っているが、地方職員のうちには、例えば保健所関係職員としての医師、栄養士等の特殊技能者も少なくなく、これら職員の誘致のためには、若干初任給を高めなければならない事例もある。また、一部地方団体においては、初任給及び昇給率の高い所もあるようだが、これをもって全体を推定することはできない。

職員の資格は、特に終戦後の法令において、極めて高度のものを要求している事例が多い。例えば社会福祉主事、児童福祉司、社会教育主事、食品衛生監視員等である。一面関係各省から、地方団体に対し、その級号まで指示するものもあるようである。そのため、地方団体では、法令で命ぜられた事務の遂行のために、人が得られず、勢い、高給者を迎えることを余儀なくされる場合があるのは否めない。

(3) 地方公務員は、一三〇余万人であるが、その構成は次の通りである。

一般職員	六一〇、〇〇〇人
警察職員	一〇〇、〇〇〇
消防職員	二六、〇〇〇
学校職員	五六八、〇〇〇

以上のうち、警察、消防、学校関係職員が過半数を占めているが、これらは、給与平均額はその特殊的性格に鑑み、高いともいえよう。

(4) 以上、総合するに、常に指摘される通り、一部の地方団体において必ずしも国の基準通り行ってない仕事はあるが、これが全体ではない。而も地方自治の観点から給与統制を実施していない現在、斯様な事例が生ずることは否めない。然し、地方財政計画の策定に当っては、地方団体の実際給与額（単位、人員）を用いることなく、昭和二二年度を基礎として積上げて来ているので、仮りに以上のような事例があっても計算の基礎には算入していない。然し乍ら俸給の適正化には今後とも努める必要があろう。

七、税には自然増収があるから、国庫と同様に、地方も年度内の経費の増加は、これにより処置できると述べてあるが、これは現行税制からは、地方にはそのようなことを大きく期待することは無理である。

(1) 地方の歳入中地方税によるものは約三分の一であって、国が八割を超えるのと比較して大きな差があり、仮りに税全体に自然増収があるとしても財政全体に働く作用は小さい。

(2) 地方税の大部分は、前年実績を対象とするものであり、当該年度の収入見積を行う場合に既に見込済である。従って、年度途中で自然増の見込めるのは、法人に対する事業税と市町村民税の法人割の外入場税等の消費税であるが、これは、地方税全体の約三〇%程度である。況や年度半ばにおける公務員のベース引上げで、国は一般会計、特別会計所属職員及び地方職員約三〇〇万人に対するそのための所得税の増収があるのに対して、地方財政では一文の増収ともならない。

八、地方税収入に相当額の滞納があり、徴税能力においてなお一層の努力を要

する余地があることは認めるに吝かではない。然し、昨年度行われた画期的な地方税制の改正に加えて、先般行われた地方税制の改正は地方団体の徴税吏員をして未だ新税制の運営に習熟せしめるには至っていない。昭和二五年度における道府県税の徴収実績は、本年四月末現在において予算額に対して九四%、調定額に対して六八%であるが、出納閉鎖期である五月末には七五%程度に至るものと思われる。

しかし、この数字中には過去の滞納分三〇〇億円を含み、これら調定額そのものの整理が充分でないことも、その徴収歩合が低い理由の一つである。現年度分だけでは、八〇%位は確保できるものと思われる。がなお徴収成績は良好といえない。しかし昭和二四年度の府県税の徴収成績は八〇%程度であって、これは、国税の徴収率と大差ないから、この点に関し、更に徴収力強化の措置を講ずれば、向上するものと思われる。

第四、結語――地方税制改正の方向について

国税地方税を通じ国民租税負担の軽減を図ることについては、もとより異論がない。しかし、租税をどれだけ徴収するかということは、必要経費を如何に見積るかということによって決定せられ、必要経費の額は行政事務の内容及び分量によって決定せられる。従って、地方税の負担を考え、地方税制の改革を論議するに当っては、地方の行う行政内容及びそのための財政需要の検討を離れて問題を解決することはできないのである。

次に、地方税及び地方財政の問題は、国税及び国庫財政と併せて考えねばならない。国庫財政だけの収支が合っても、地方財政の収支が合わねば、財政は健全とはいえず、又国庫財政に余裕ができたからといって、国税だけを切り離して減税を考えることも亦適当でない。

翻って、地方行財政の現状をみれば、現在地方団体に課せられている事務を遂行するのには、その財源が約五〇〇億円不足している。「問題点」は、その事実なきが如く説明しているが、前述の如き理由により、それは誤りである。

地方税制の改正を論ずるには、この事実を先ず解決することを前提にしなければならない。この約五〇〇億円の歳入不足（その後における物価の昂騰、給与水準の引上は考慮に入れてない。）に対する措置は、もとより単純に地方税の増額や地方財政平衡交付金の増額にのみ求めるべきものではなく、経費の節減、徴税の徹底等をも併せ行うべきものであることはいうまでもない。しかし、地方団体の経費はその性質上、国自ら手を加えてその事務内容の縮減を図らなければ到底実現できないものである。

現行の地方税制が必ずしも理想的なものでなく幾多検討の余地をのこしているものであることは同感であり、地方税制の改革の必要そのものについては異論のないとこであるが、多額の歳入不足に悩む地方財政の現状を放置して現在地方税制のみを対象として地方税負担の軽減を考えることは、適当ではない。従って、先ず本年度における地方財源の不足額を補塡することを前提とし、所要の行政整理を考え、経費の節減を図った上で、所要財源を正確に算定し、そのうちの一般財源を地方税と地方財政平衡交付金とによって措置する方途を講じなければならない。その場合、平衡交付金は、地方財政の調整に必要な最小限度に止め（しかし平衡交付金は暫定的であるとか、地方自治の原則に反するというような説には同意できない。わが国の経済状態の下においては、恒久的の地方財政調整制度が必要である。）他は地方税に求むべきであり、且つ、平衡交付金制度については、それは国から地方団体に対して一般補助金と同様に国の自由意志によって恩恵的に交付されるものではなく、地方固有の財源を単に地方財政調整の必要から、中央の手によりその配分が行われるという趣旨を明確にするために、その総額を国税の一定割合（できうれば、特定の国税の税率を分け一定率は明確に地方財政平衡交付金分として賦課する方途をとる。）を以て充てることにすべきである。地方税としては、国税と綜合的に判断して、普遍的でかつ賦課徴収の簡易な税種を選択すべきものと思われるが、「問題点」の述べられた改正案については、

1　地方税の徴収の確保を図ることは、勿論当然のことであり、このために地方団体自らの徴税機構の整備を図らしめることが必要であるが、制度の上においてもとり安く納め安くするために改正が必要と考えられる。

2　現行地方税制による収入の団体間の跛行性を是正し、普遍的に収入のある

税制とすることも適当である。

3　市町村民税の所得割の課税が、所得税自体に依存することは、所得税の改正によりその影響が直ちに地方収入にひびくことは適当でないことも同感であり、これが改正措置を講ずる必要ありと思われる。

4　平衡交付金の配分については、勿論適正を期するように努力すべきである。

5　事務の簡素化、機構人員の縮小も同感であるが、これは、地方団体自らの工夫にまつところもあるが、大部分は、法令又は各省の命令的指示によって行われるのであるから、国会及び政府各省協力して、財政緊縮、国民負担軽減の見地から既存の制度に再検討を加え新立法の制定や新規事業の開始にあたり留意すべきである。

なお、繰返して述べたいことは、現在の地方財政の危機をこのまま放置することはできない。大きな行政改革も税制改革も、来年度の問題である。現在の地方財源の不足は、何等かの方法により直ちに、補充せられる必要がある。

地方財政の問題点について（大蔵省主計局）

第一、最近までの地方財政

一、地方財政の困難

我が国の地方制度は終戦後新憲法にいわゆる地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の自主自律性の強化、地方分権の徹底を目標として改正せられ、従来の中央集権的諸制度の打破、地方自治行政の拡充強化が行われたが、これを裏付けるための財源の拡充は必ずしも十分であったとは云えない。

即ち、地方団体の歳出が画一的に増大したに拘らず、税制の弾力性の喪失、税源の涸渇等により、地方団体の財源は一般的に不足を示すこととなり、亦主として都市、農村の経済の跛行的発展に基き地方団体間の財政力が不均衡を生じた結果、地方財政問題は古くから論議せられて来たところであるが、

終戦後における我が国の地方財政は、特に

1　戦時中放置せられた施設の整備復旧及び戦災復旧費の必要
2　災害の頻発とこれに対する復旧、防除等の経費の増加
3　インフレーションによる人件費及び物件費の増大
4　終戦後の政治的社会的改革に基く事務の増大、特に教育、警察、厚生その他の民主的諸制度の改正に伴う負担の増加

等によって、急激に負担の増加を来すことになったが、之に対して数次に亘る地方税制の改正にもかかわらず、一般的な地方税源の不足を救うに至らなかったし、又、之を補足すべき国庫の補給金も国庫財政の困難から必ずしも、十分でなかったので地方財政はたえず窮迫の悩みを重ねて来たのである。

二、昭和二十四年度の地方財政

昭和二十四年度はインフレ終息の基本政策として画期的な国家財政の均衡政策が実施せられた時であり、地方財政もその影響を深刻に受けた時期である。

この年の決算の見込は

歳　　入　　四、一一七億円
歳　　出　　三、九二八億円
差引歳入超過　　一八九億円

となっている。（附表参照）

註 (一) 昭和二十四年度における地方財政の問題としては、主として自治体警察、六三制、都市計画に要する臨時費の負担が増加したのに対し、地方配付税と六三制その他国庫補助金の削減及び起債の制限により市町村が深刻な財政難に遭遇したことであった。昭和二十四年度シャウプ使節団は、この事態を調査し、地方自治拡充のための財政措置を勧告したのであったが、政府も亦昭和二十四年度中において、これらの事態に対応するため、補正予算により地方配付税九〇億円の増加、六三制補助金一五億円、その他の増加措置及び地方起債七七億円の増加を講じたのであった。これらの財源措置により当初三、二〇〇億円（シャウプ勧告において

附表　昭和24年度決算見込額に基く昭和25年度地方財政推計（大蔵省主計局）　（単位　百万円）

区分	昭和24年度決算見込額	昭和25年度 当初推計	昭和25年度 補正後推計	昭和26年度 推計
歳入				
地方税	141,002	190,849	190,849	208,722
地方配付税	66,688	—	—	—
地方財政平衡交付金		105,000	108,500	110,000
国庫支出金	109,771	97,684 (補助金等総額 103,761 内全額補助金 △ 6,077)	105,416 (111,493 △ 6,077)	114,585 (117,892 △ 3,307)
地方債	26,860	21,000	28,000	30,000
使用料・手数料	12,044	12,000	12,000	12,000
雑収入	35,645	36,000	36,000	36,000
繰越金	19,730	18,900	18,900	37,119
小計	411,740	481,433	499,665	548,426
国庫支出金重複額	△ 14,657	—	—	—
合計	397,083	481,433	499,665	548,426
歳出				
昭和24年度決算見込総額	392,825	昭和24年度決算見込額 378,168	昭和25年度当初推計 431,950	昭和25年度当初推計 431,950
重複額	△ 14,657	昭和25年度新規増 51,752	補正による新規増 20,596	昭和26年度新規増 67,482
		徴税費 2,400	給与改訂 3,942	給与改訂 15,949
		恩給費 1,577	国庫補助に伴う経費 5,876	年末手当 721
		教員定数引上 3,688	法令の改正等 216	教職員給与切替 1,343
		生徒経費 252	公共事業費 6,048	共済組合費 1,397
		公共事業費 30,753	臨時事業費 5,512	国庫補助に伴う経費 16,534
		国庫補助に伴う経費 16,221	単独事業費 3,000	法令の改正等 1,884
		共済組合費 1,902	節約 △ 3,998	児童人口等の増 1,740
		公債費 8,326	予備費 10,000	地方選挙費 2,007
		行政整理 △ 7,290		公債費 △ 3,592
		全額補助金 △ 6,077		公共事業費 27,316
				失業対策費 5,885
		調整費 2,030		単独事業費 3,000
				恩給費 1,312
				節約 △ 8,014
				予備費 10,000
合計	378,168	合計 431,950	合計 462,546	合計 509,432
歳入超過	18,915	歳入超過 49,483	歳入超過 37,119	歳入超過 38,994

備考　1.　地方財政平衡交付金の昭和25年度当初計画は歳入歳出とも431,950百万円であって，その歳入内訳は，税収入，国庫支出金，起債額は大蔵省と同一であるが，使用料，手数料及び雑収入は17,417百万円である。尚繰越金は計上されていない。

2.　昭和26年度予算附記事項に計上した使用料，手数料及びその他収入の増加18,914百万円は上記の17,417百万円に対するものであるからその合計額は36,125百万円となる。従って昭和26年度見込額は480億円に対しては尚11,875百万円見積が少額である。

3.　昭和24年度における国庫支出金は95,114百万円であるが，地方予算においては，109,771百万円となっているからその差額14,657百万円は重複額と推定し，別枠とする。

4.　全額補助金は歳入歳出とも合計額から除かれる。

は三、五〇〇億円と述べられて居り、地方自治庁の集計によれば、三、六四九億円となって居るが、この中には公営企業分四〇五億円が含まれている）程度と推定せられた地方予算は七〇〇億円の増加を示し前述のように決算見込は三、九二八億円に達するに至ったのである。

(二) 右のうちには一四六億円程度の国庫支出金の重複が含まれているので、これを控除すれば、

歳　　入	三、九七〇億円
歳　　出	三、七八一億円
差引歳入超過	一八九億円

となる。

三、昭和二十五年度の地方財政

(一) 昭和二十五年度の地方財政は、シャウプ勧告に基く地方財政改革の結果、当初計画において地方税収入一、九〇八億円（四〇〇億円の増加）、平衡交付金一、〇五〇億円及び地方債三〇〇億円（公営企業分九〇億円を含む）が予定せられたのである。

その後災害の頻発、公務員の給与改善費等に伴う地方負担の増加のために、財源の増加を要することとなったので、平衡交付金三五億円、地方起債七〇億円の増加が行われることとなり、その結果、

歳　　入	四、九九六億円
歳　　出	四、六二五億円
差引歳入超過	三七九億円

と見込まれるに至った。

註 (一) 右の財政収支の見込について、政府と地方財政委員会との見解は一致していないが、その相違の主要な点は次のとおりである。

① 使用料、手数料、雑収入の見込額

地方財政委員会は、昭和二十二年度決算額を基礎として一七五億円と推定したが、政府は昭和二十四年度決算見込額を基礎として

使用料、手数料	一二〇億円
雑収入	三五六億円
合　　計	四七六億円

と推定した。

② 年末手当支給に要する経費

地方財政委員会は、年末手当支給額四五億円を負担の増加額と推定したが、政府は、年末手当は昭和二十四年度末にも支給されており、その所要額は、昭和二十四年度歳出決算見込額に含まれているので新規に負担の増加を来さないものとしたのである。

③ 法令の制定改廃等に伴う経費及び単独事業費

これらの経費については、政府は財政の状況にかんがみ経費の効率的使用により、政府算定の金額をもって所要の事業等を遂行するに足るものと期待した。

(二) 併し乍ら昭和二十五年度の実情は、特に府県財政において窮迫していると伝えられ、地方財政委員会の報告によれば約八十億円の財源不足を来すと述べられている。

政府は目下地方財政委員会と協力してその実情を調査中であるが、この様な府県財政の窮状は次の様な理由によるものと考えられる。

① 地方税法の実施が八月以降に遅延したため徴税に困難を来し、又、四〇〇億円に達する増徴は国民の各層に大幅な負担関係の変化をもたらしたために多くの滞納を生ずることとなった。

(註) 昭和二十五年十二月末日現在においては地方税の徴収は調定額の三割、予算額の五割程度と推定せられ、又地方財政委員会の算定によれば府県税収入は二十六年三月末現在において調定額の六割、予算額の八割三分となっている。

② 一、〇八五億円の平衡交付金の配分は制度創設の初年度であったから、地方財政委員会の努力にも拘らず必ずしも適切を得たとは言い難い。

四、昭和二十六年度の地方財政

昭和二十六年度の地方財政は、公共事業費等に伴う地方負担の増加及び給与ベース改善に要する経費の増加、その他国の施策に伴う地方負担の増加により、その歳出合計は、五、〇九四億円に達するものと考えられるが、他方、地方税収入の増加及び地方財政平衡交付金、地方起債の増加等によりその歳入合計は五、一〇〇億円に達するものと推定せられる。（附表一参照）これに対し地方財政委員会の算定によれば歳入歳出にも五、二四七億円となっているが、この様な両者の相違を生じた主な事項は次の通りであって、この見解の相違については概ね昭和二十五年度について述べたと同様である。

① 税外収入の見込額

② 年末手当に要する経費

③ 国の施策に伴う地方負担の増加額

④ 失業対策事業費　単独事業費

第二、最近における地方財政困難の原因

一、右に述べた様に昭和二十五年度における財政改革以来、地方財政は充実強化せられ、地方財政の全体計画は政府の見解によれば、収支の均衡を得ているものと考えられるにも拘らず、昭和二十五年度末以降特に府県財政の窮乏が伝えられ、財源不足が訴えられている。

そもそも地方財政は国の財政と異り、一万有余の地方団体の財政の集計であって、その個々の財政の規模態様は千差万別であり、しかもこれらの団体は地方自治の原則によって夫々独立した意志により運営せられるものであるから、地方財政問題は個々の地方団体について考慮せらるべきである。従って地方財政の全体計画が適正であっても個々の団体の財政運営が右の全体計画に即応しない場合においては、一方において財政に相当の余裕を生ずる団体が存在すると共に、他方において依然として財政の窮乏が解消しない団体が存在することは止むを得ない。

昭和二十五年度末以来の地方財政の困難は、正に右の事情に基くのであって、次の詳細は次の通りである。

(一) 昭和二十五年度における地方財政改革の結果、地方税収入は、一、九〇八億円、平衡交付金は、一、〇八五億円となったが、その財源配分の結果は左表のとおり市町村に、五九二億円の財源増加をもたらしたが府県に対しては僅かに四四億円に過ぎなかった。

昭和二十四年	都道府県	市町村	計
地方配付税	三三、三五六、二四一千円	三三、三四三、七五九千円	六六、七〇〇、〇〇〇千円
地方税収入	七二、七三五、三〇四	六八、二六七、二九六	一四一、〇〇二、六〇〇
廃止補助金	二六、二二二、七八四	一、七一八、八四二	二七、九四一、六二六
計	一三二、〇〇四、三二六	一〇二、三二九、八九七	二三五、六三四、二二六
昭和二十五年			
平衡交付金	七〇、九〇〇、〇〇〇千円	三七、九〇〇、〇〇〇千円	一〇八、八〇〇、〇〇〇千円
地方税収入	六五、八二八、〇〇〇	一二五、〇二一、〇〇〇	一九〇、八四九、〇〇〇
計	一三六、七二八、〇〇〇	一六二、九二一、〇〇〇	二九九、三四九、〇〇〇

(二) 前述したように地方税収入は昭和二十五年度、一、九〇八億円と予定せられていたが、その徴収実績は、相当の滞納を生じたものと思われる。昭和二十六年四月三十日現在府県税は調定額九六〇億円、収入済六三一億円（六五・八%）であり、滞納額三三〇億円となっている。

(三) 地方公務員給与の実態

地方公務員の給与費は、一千億円を超え、地方歳出の四分の一に達するものであるから、その給与改善の適否が地方財政に与える影響は極めて大きいものがある。昭和二十五年に行われた給与引上げの結果については、政府は目下調査中であるが、一部の事例を見るに左の如く国家公務員の場合に比し有利となっているものが見受けられるのでこれらの点については、今後再考の必要があると思われる。

① 初任給が比較的高いこと。

註 (1) 各級の三号俸止りとせず、経験年数の長いものは各級の最高号俸まで給することとなっている。

(2)　経験年数の算定が若干甘い。例えば無職の場合の期間、兵役の期間、又は同種の経歴等の期間の見方が甘い。

(3)　町村役場等においては、明確な初任給の基準が殆どなく、適当に処理しているため比較的高いものが多い。

②　昇給及び昇格率がよいこと。

註　(1)　地方団体によっては、特別昇給を実施したり、俸給表のきざみを小さく定めて昇級を早くしているところがある。

(2)　級別定数の設定がないため、最短期間で昇格する場合が多い。

③　地方公務員は、国家公務員に比し平均年齢が高いのであるが、それらの給与は概ねその勤続年数によって単純に定められている関係上、その相当する職務に比し高給であること。

④　部、課長並びに医師の俸給が比較的高い場合が多いこと。

例　(1)　某県庁においては、その部長九名中、四名が十四級職であり、同課長級においては十二級職が六〇%、十一級職が四〇%を占めている。

(2)　某市立市民病院長は昭和十年名古屋医大の経歴で現在十四級五号俸である。

⑤　警察、消防職員に対しては、宿舎料月額一〇〇円乃至三〇〇円を支給すると共に危険手当月額二〇〇円乃至五〇〇円を支給している。

㈣　地方財政委員会による昭和二十五年度地方財政平衡交付金の配分の結果は都道府県と市町村との財政の収支は昭和二十四年度に比し次のように変化を来したものと推定せられる。

区分	都道府県分 昭二四決算見込	都道府県分 昭二五補正後推計	市町村分 昭二四決算見込	市町村分 昭二五補正後推計
	百万円	百万円	百万円	百万円
歳入				
税収入	七三、七三五	六九、五三三	六八、二六七	一三一、三一七
平衡交付金	三六、〇六七	七一、〇三五	三〇、六三一	三七、四七五
国庫支出金	六三、六二四	五八、三二七	三三、四九〇	四七、一八九
地方債	一七、四四二	一八、〇〇〇	九、四一八	一〇、〇〇〇
使用料・手数料	七、九五二	八、〇〇〇	四、〇九二	四、〇〇〇
雑収入	一五、二八七	一五、五〇〇	二〇、三五八	二〇、五〇〇
繰越金	一〇、五五八	一〇、〇〇〇	九、一七三	八、九〇〇
合計	二三三、六六五	二五〇、二八四	一七四、四一八	二四九、三八一
歳出	二二一、八三四	二五八、八一七	一六六、三三四	二〇三、七三九

註　㈠　右のように地方財源を市町村に厚くしたのは、シャウプ勧告に所謂市町村優先主義に基くものであり、昭和二十四年度において、六・三制、自治体警察等の主として臨時費増加による窮乏した市町村財政を強化する意図によるものであった。併しながら現在、府県、市町村間における事務配分は従前と何等異って居らず、新に地方に課せられる事務の多くは府県に対してである。又市町村も旧套を脱却せず、府県を上級団体と考えて、府県に頼る傾向がある。

第三、地方財政に対する措置

上述の如く地方財政は幾多の困難を包蔵するものと思われるが、これらの問題を解決するために、国及び地方団体は相協力して次の様な措置を講ずる必要があると思われる。

一、地方税収入の確保

昭和二十五年度における地方税の滞納の増加は地方税法の成立遅延等に伴う諸種の悪条件によるところも多かったと考えられるが、これらの条件は昭和二十六年度においては解消するものと考えられる。又国税の軽減に伴い担税力は増大するから地方税徴収の条件は相当に好転するものと思われる。地方団体は自らの責任に於て、地方税収の確保のために徴税能率の向上を図り滞納の一掃に努めねばならない。

最近における経済の活況等により法人の事業税、市町村民税の自然増収は相当多額に上ると予想されるから地方団体が徴税に努力するならば昭和二十六年度における地方財政の収入は相当に増加するものと考えられる。

註　右の事業税等の自然増収は二五〇億円に上るものと考えられるから今後の物価騰貴、給与改善等に要する経費は右により賄われ得るものと考えられる。

二、地方税制の改正

現行地方税制は、その実施の結果次の様な傾向を生じて地方財政の不均衡を生じているものと考えられるから、その改正を行う必要があると考えられる。

1　大工場、大設備を有する地方団体と然らざる地方団体とは固定資産税の財源に甚しい相違を生じている。

2　事業税、遊興飲食税、入場税は都会地に集中し、農村地においては殆ど税源がない。従って大都会地を有する府県と農業県との財源に甚しい差異を示している。

3　最近における法人税（国税）の徴収は急激に増加しているが、これらは法人所在地に限られる。従って地方税収入は法人所在地と非所在地について甚しい差異を示すことになる。

4　昭和二十五年度、二十六年度における所得税の減税は若し所得税割制度に依るならば、都会と農村において甚しい差異を示すことになる。

なお、法人に対する事業税の過年度分課税は甚しく遅延している実情であるから過年度分については一定期日までに申告納税せしめるよう改正する必要がある。

三、平衡交付金配分の適正化

前述のように平衡交付金の配分は財政状況に適合していないと考えられるから、特に府県と市町村間の財政状況を検討し、これに適合するように府県市町村間の配分額を変更する必要がある。

四、事務簡素化と経費の効率的使用

地方団体の事務は、地方独自の事務と、国の施策に基く義務的事務とがあるが、国、地方団体共に事務の内容に再検討を加え、その簡素合理化を行い、経費の節約に努めねばならない。

なお、国においては、先般旅費二割、物件費五分の節約を行うべき旨の閣議決定をしたのであるが、地方団体においてもそれぞれ経費節約のために、積極的措置を講ずることが必要である。

註　地方財政の規模は、昭和二十四年度当初予算を基準とすれば、僅か二ヶ年の間に次の様に二千億円の膨張をなしている。

昭和二十四年度当初　三、一〇〇億円
昭和二十四年度決算　三、七八一億円
昭和二十五年度推計　四、六二五億円
昭和二十六年度推計　五、〇九四億円

五、機構の簡素化及び人員の減少

最近における地方団体の機構及び人員の増加は極めて著しいものがある。国においても今後機構改革及び人員の減少を行う方針であるが、地方団体においても同様機構を簡素化し、人員の減少を行う必要がある。

註　戦前においては、府県は内務、学務、警察の三部を原則としたが、現在においては、総務、土木、農地、民生、経済、労働、衛生、建築、水産等十部を超える外、公安委員会、教育委員会等の厖大な機構となっている。

編注　地方財政をめぐる主計局と地方財政委員会事務局の論争は、既に前年、昭和二五年九月三〇日付の主計局の「地方財政の問題点」と題する文書をめぐって展開されたが、これについては本財政史第一六巻、「地方財政」四五七―六二ページ参照。

出所　大蔵省資料Z五一一―三八四。

(3)　明年度予算編成に関する基本問題
（昭和二六年七月一三日主計局）

明年度予算編成に関する基本問題（二六、七、一三）

一、基本方針

(1)　均衡財政

(2) 財政金融を通ずる資金需給の調整
(3) 物価対策
(4) 税制改正、国民負担の軽減と合理化

二、経済力の充実と民生の安定
(1) 国土資源の維持開発
(2) 農林漁業経営の安定と健全化
(3) 輸送施設の改良整備
(4) 対日援助の打切に伴う長期資金対策
(5) 輸出増進と輸入確保
(6) 社会保障の充実
(イ) 社会保険・生活保護
(ロ) 住宅資金・生業資金
(ハ) 結核対策
(ニ) 失業対策
(7) 戦死者遺家族及び戦傷者対策
(8) 文教対策

三、地方財政の刷新
(1) 地方行政の簡素化
(2) 国と地方との事務の再配分
(3) 補助金の整理
(4) 地方税制の改革、税収確保と滞納の一掃
(5) 地方財政平衡交付金の再検討

四、講和成立に伴う態勢の整備
(1) 行政機構の簡素化、事務と人員整理、公務員待遇改善
(2) 在外機関の整備
(3) 国内治安の確保、警察予備隊と海上保安の充実強化
(4) 警察制度の再検討
(5) 対外債務の処理
(6) 国際通貨基金及び国際開発銀行への参加
(7) 戦争犠牲に対する処理

出所　大蔵省資料Z五〇一―四三。

(4) 我が国の災害の状況について

(昭和二六年八月一五日主計局)

我が国の災害の状況について（昭二六、八、一五主計局）

1、わが国は世界有数の地震地帯に属する上に、その位置が台風の通路にあたっており、加うるに地形は山岳地帯が多く河川はおおむね急流となっているので、地震、台風、豪雨による災害はあたかも年中行事の如くおこり莫大なる富のそう失とその復旧事業に要する費用は国及び地方の財政を圧迫すること甚しいものがある。

2、昭和元年以来の災害の状況を表示すると第一表の如くであり、特に終戦後は戦時中の森林の濫伐による山地の荒廃及び河川堤防及び砂防施設等の改修が困難であったことに起因して、水による被害が激増している。

終戦後の災害状況を更に詳細に第二表に示す。

3、最近の災害の増大に対する抜本的対策として国並びに地方公共団体は公共事業のうち特に治山、治水事業に重点を置いて施行して来たのであるが、災害復旧事業に対しても多大の経費の支出をよぎなくされた。

第三表に公共事業費中の治山、治水事業並びに災害復旧事業を示す。しかもなお昭和二二年以降の災害復旧事業のうち、約一、二〇〇億円（国費にして約九〇〇億円）が昭和二七年以降への残事業として残されているのである。

4、災害復旧事業の施行は主として地方公共団体並びに地元組合が行っており、国はその費用の一部を負担し、或は補助しているのである。

即ち

(1) 河川、砂防、道路、港湾等の公共的土木施設の災害復旧事業に対して、国はその費用の三分の二乃至全額に至る迄を負担し、その残余の経費は地方公

第一表　昭和元年以降災害状況調

年度＼内訳	被害状況 田畑 氾濫面積	流失埋没	米穀減収高	土木施設災害復旧所要額	農業災害復旧所要額
				(昭和26年4月の物価に換算す)	
	町歩	町歩	石	千円	千円
昭和元	123,640	12,286	574,495	2,990,769	584,282
2	124,356	13,871	156,020	2,684,413	2,632,072
3	112,704	36,310	381,650	4,684,878	512,855
4	95,447	14,407	119,987	3,534,900	525,911
5	191,429	38,539	452,643	5,594,518	963,299
6	121,676	5,968	518,844	4,454,315	572,659
7	251,017	55,343	919,977	6,945,652	—
8	216,069	6,836	438,593	5,716,945	262,482
9	385,699	65,888	5,141,422	23,377,736	16,804,369
10	533,459	113,252	2,752,210	27,783,437	8,738,240
11	110,300	6,800	508,586	7,879,105	6,268,946
12	83,000	5,000	2,249,209	6,469,597	4,208,733
13	273,000	19,200	4,782,117	23,384,903	14,612,884
14	48,300	3,000	445,342	4,335,671	2,616,016
15	63,400	4,050	593,522	5,586,427	3,639,640
16	252,000	17,300	3,982,123	23,101,322	10,676,714
17	163,000	10,200	2,751,614	15,144,100	6,866,148
18	236,000	15,700	2,659,979	22,952,309	17,878,630
19	227,000	15,020	3,821,936	22,503,412	11,592,344
20	852,716	171,600	4,308,731	75,091,893	39,523,221
21	360,996	22,420	526,896	57,165,069	12,652,669
22	611,221	142,904	3,881,545	78,499,129	28,204,558
23	510,263	45,316	3,556,094	105,762,279	22,242,212
24	555,485	60,359	1,408,801	57,716,854	29,812,046
25	542,585	72,699	3,340,000	66,279,973	35,055,218

備考
① この表は建設省河川局及び農林省農地局の調査資料をもととして作成した。
② 土木施設災害復旧額とは都道府県の道路，河川，港湾の災害復旧所要額である。
③ 農業災害とは農業用公共施設及び耕地の災害である。
④ 上表には国が直轄で行う災害復旧事業費（1乃至10%）が含まれていない。
⑤ 米穀の減収高は旱害，病虫害によるものを除く。

第二表　戦後最近5カ年間の災害状況調（26.8.13）　（単位　千円）

区分	昭和21年度	22	23	24	25	合計
被害状況						
人命（人）						
死者行方不明	1,689	9,119	5,345	883	916	59,473
負傷者	2,630		24,694	2,147	12,050	
家屋（戸）						
倒壊流出	26,132	25,591	53,198	16,329	33,422	154,672
半壊浸水	222,708	613,638	482,211	568,300	778,513	2,665,370
田畑（町歩）						
流出埋没	22,420	142,904	45,316	60,359	72,699	343,698
浸水	342,310	345,408	510,263	349,199	542,585	2,089,765
主要災害（台風震災）名	南海震災	キャスリン台風	北陸震災 アイオン台風	デラ台風 キティ台風	ジェーン台風 キジヤ台風	
災害復旧事業所要額						
土木災害	3,232,972	18,288,897	57,243,321	47,729,487	58,177,427	184,672,104
農業災害						
公共施設	481,261	4,411,711	8,826,838	19,340,118	25,260,970	58,320,898
耕地	168,261	1,398,110	2,421,633	3,573,359	4,001,676	11,563,039
其の他	543,853	2,421,241	6,495,039	7,691,173	14,147,065	31,298,371
合計	4,426,347	26,519,959	74,986,831	78,334,137	101,587,138	285,854,412
昭和26年4月現在物価換算額	86,225,258	128,602,273	149,973,662	102,604,618	122,920,557	590,326,368
（換算率）	19.48	4.85	2.00	1.31	1.21	

備考　(1)　災害復旧事業費は直轄事業を含む。
(2)　其の他は漁港，山林，都市，上下水道，航路標識である。
(3)　24年度は栃木県震災を含む。

共団体が負担する。

(2)　農業用公共施設、林道、耕地等に対しては、国がその五割乃至六割五分を補助し、残余は主として組合が負担する。

出所　大蔵省資料Z六〇三―八〇。

第三表　戦後公共事業費総額中の治山，治水事業費並びに災害復旧事業費の割合（26.8.14）　（単位　千円，%）

区分／年度	公共事業費総額（A）	治山，治水事業費（B）	(B/A)	災害復旧事業費（C）	(C/A)	其の他（D）	(D/A)
昭和21	7,804,915	1,344,861	17.23	1,118,623	14.33	5,341,431	68.44
22	14,746,221	822,876	5.58	5,209,524	35.33	8,713,821	59.09
23	49,517,000	5,016,245	10.13	18,354,669	37.06	26,146,086	52.80
24	62,555,108	8,561,358	13.68	25,381,605	40.57	28,612,145	45.74
25	103,263,197	18,119,075	17.54	49,809,000	48.23	35,335,122	34.22
26	110,589,749	27,807,302	25.14	40,000,000	36.17	42,782,447	38.69

備考　(1)　公共事業費総額には文教，厚生，行刑，営繕及事務費を含む。

(5)　昭和二六年度補正・二七年度予算についての池田蔵相宛ドッジ書簡（一九五一年九月七日）

池田大蔵大臣殿　　一九五一年九月七日

対日講和条約締結の為の会議に際し、桑港において貴下と行った会談に伴って、日本政府の二十六年度補正予算及び二十七年度以降の予算の作成上、日本政府が守ることが望ましくかつ重要ないくつかの原則を、ここに記しておくことが望ましいと考えられる。

講和後の日本は、多くの新しい責任を負わねばならず、その中には実質的な財政上の負担が含まれているということを、私は面談の機会を得たすべての公私の日本人に向って強調してきた。

条約についての論議の進捗するにつれて、右の債務の範囲並びにその重大性は一層明らかになってきた。

これらの債務の中最も重要なものは、国内防衛及び集団安全保障のための兵備、賠償、財産返還補償、外債支払（利払を含み）、及びガリオア債務の対米支払である。

これらの問題について慎重な調査検討を行い、それに対応する財政的負担について適当な措置に直ちに着手することを、ここに勧告する。

これに加えて、物価上昇に因る経費の増加に対して適当な増額を見込んだ上で、日本政府運営上通常必要とされるすべての予算上の経費を、十分に考慮しなければならない。

講和後、日米安全保障条約に基いて日本に駐在する米軍兵力は未定であるが、これに関連して将来相当額の財政負担が継続的に必要であろうということも、特に銘記すべきである。

貴下は、日本における事業活動、工業生産の著しい増加に因り、租税収入（源泉徴収所得税及び法人税の双方）が急速に増加しつつあり、二十六年度の政府収入は当初予算における予想収入を相当上廻るであろうと指摘された。しかし乍ら、過去数年の実績に鑑みると、申告所得税の徴収は、予定収入額を相当下廻りつつある。

日本において資本投資が必要であり、かつ又講和後の日本が相当額の恐らくは逐次増加する財政負担を負わねばならぬということを考えると、租税を一般的に軽減して一般の購買力を増すという政策は、永続することはできず、後になって租税の急激な増加を必要とするに至るにすぎないであろう。

余剰財源が予想されるときは、これを講和後の諸債務、インフレ的効果のない適当な使途、及びディスインフレの為の使途に充当することが、日本の将来のため、日本経済の安定のため、及び日本の新たな国際関係に処するために、極めて肝要である。講和後の財政的負担を低く見積るべきではない。

政府支出の計画には、明確に収入の裏付けがなければならず、又後になって重要事務のために追加支出を必要とすることがあってはならない。

均衡予算は、それ自身が完全なインフレ対策ではないということを指摘しておく。この点は、昨年の物価上昇によって明らかに立証されている。均衡予算は一つのインフレ潜在要因を除くことはできるが、それによってすべてのインフレ要因を取除き得るものではない。

又、政府予算が均衡していても、地方財政に巨額の赤字があるならば、その及ぼす効果は、政府予算の赤字と何ら異ならない。

均衡予算の枠の中にあっても、輸出の増大、賠償支払、防衛費、在日米軍の経費、財産の返還補償経費、その他これに類する事項は、国内購買力を増大させると同時に、それに見合う消費財の供給増を伴わず、従って何等かのインフレ的効果を持ち得るものである。

政府又は民間の長期資本投資も、適度に大量となれば同様の効果をもつものである。

右に上げたような諸要素の影響力を増大させないためには、政府経費の使途と、政府経費の綜合的なインフレ的効果とは、これらの効果を相殺する適当な措置も講じて実行することと同様に、十分に考慮さるべき重要な問題である。この

ような面においては、未だ顕著な成果が上っていない。

もし、経済全般にわたる一層強度の統制を復活することを避くべきであるとすれば、少くとも外国為替の使用、輸入原材料の使用、金融及び財政支出についての、相互に関連をもちかつ慎重に検討された指導を行うべきであると確信する。

日本が再度のインフレを招くべきではないという理由は簡単であるが、又極めて根本的なものである。日本は、国内に重要原材料を産せず、従って輸出用及び国内消費用の生産に必要な基礎原料の代価支払のために、多額の輸出を必要とする。それ故に、国内のインフレを、国内向製品の増産によって抑制するという機会は、日本にとっては殆んどないのである。インフレは、日本商品の価格が国際価格から乖離するという危険を不断に齎すものであって、このことは昨年ますます明瞭となったのである。

見返資金を資本投資のために利用することは、資金の経常収入を以て賄うに止まるし、資本投資に用いる資金を拡張することは、現在資金が保有している国債を資金運用部に肩替りさせるか、又は財政剰余金によって保有国債の償還を行うか以外には方法がない。

将来の減税を見込んで今後の政府収入の過少見積を行うこと、将来予想される経費増のために予備金的なものを表に出さずに留保しておくこと、或いは徴税に手心を加えること等は、いずれも不健全、不適当な手段であろう。

巨額の米国対日援助、在日米軍関係の米国の支出、朝鮮動乱に関する米国の支出、経済安定施策及び条約自身の寛容さ等のおかげで、日本は極めて有利な条件の下に主権を回復することであろう。

日本政府が、従来達成された安定を引続き維持するための施策を継続することについて重要な責任を負い、かつ又、すべての必要政府支出を賄うに十分な政府収入を確保し、政府民間の投資資金が、輸出の振興とインフレの抑制に資するように使用されることを確認し、かつ又条約に関連する諸債務、貿易振興、治安維持、共同防衛費に必要な資材がその他の使途に転用されないように確認することが、日本にとって必要であることを考慮されるように、ということを申上げておく。私の考えるところでは、もしこれらが実行されるならば、これ以上の対日援助は殆んどその要がないであろうし、逆に又これらのことが実行されないならば、これ以上の対日援助を仰ぐことは出来ないであろう。

又、占領期間中に施行された諸法令に、特に現在急激な改廃を加えるということは適当でないということを、付け加えて勧告しておく。条約の効力の発生後、日本が完全な行動の自由を有することは十分に認められているが、例えば、事業団体その他これに類する組織を通じて、事業活動の制限を行うというようなことを復活すれば、それは日本の国際的な通商関係を阻害し、長い眼で見た国内経済の安定をも危くすることがあり得るということを指摘しておく。

最後に、関係諸国の適当な批准が終って条約の効力が完全に発生するまでは、米国政府が合衆国議会、米国民及び他の諸国に対して、日本に関する事項についての実質的な責任を引続き負うものであるという事を看過してはならない。

それまでの間、従来共同の問題を処するについてとられてきた日米両国の協力が、今後も引続き行われるということを希望し、又信ずるものである。

この書簡は親展であり、一般に公開配布するつもりのものではない。貴下から吉田総理に写しを一部送付して戴きたい。私からはマーカット少将に写しを送付する。

財政顧問　ジョセフ・M・ドッヂ

出所　大蔵省資料Z五〇一―一〇一。

(6) 昭和二十七年度予算編成方針（案）

（昭和二六年一一月一六日主計局）

昭和二十七年度予算編成方針（案）（昭和二六、一一、一六）

一、平和回復その他諸状勢の推移に伴って増大する財政需要に対処するため、経費の全般にわたって徹底的に圧縮を加える。

二、税制については概ね今回の改正を維持恒久化するものとし、とくに大幅の増税又は減税を目的とする改正は行わない。

三、行政機構および行政事務の簡素合理化を強力に推進する。

四、戦死者遺家族および戦傷者については経済力の現状を勘案しつつその援護を行う。

五、地方行政を刷新し、あわせて地方税および平衡交付金制度を再検討して地方財政の根本的改善をはかる。

出所　大蔵省資料Z五〇一―九九。

(7) 補正予算案の審議状況

（昭和二六年一一月二二日参議院自由党政調会）

補正予算案の審議状況（昭和二六年一一月二二日現在）

一、今国会を十日間延長せしめるに至った補正予算案の審議は、現在のところ一応順調に進められているものの、委員会の審査の結論によっては予算案を修正せんとする動きも予想され、会期末の一波乱は免れない情勢にある。すなわち緑風会、民主党、社会党など野党各派の間で、先に衆参両院で決議された地方財政平衡交付金増額の問題を中心として、補正予算案修正の動きがある。そのほか、

(1) 主食統制撤廃延期に関連する農林関係諸問題

(2) 今回大幅に増額された財政上の出資及び投資の問題

(3) 物価、賃金及び給与並びに減税の問題

などについてもそれぞれ小委員会を設置して更に詳細検討を加えることになったので、各小委員会の結論次第ではこれら諸問題についてもある程度修正の動きが現れる可能性もある。

一、問題は、根本的には今後の日本経済情勢に対する見通しについての論議であり、まず主食統制撤廃が延期となったことに関連して、その善後措置を要求せんとする動きを中心とし、更に租税収入自然増の予想外の増加や各種料金の値上げを契機とする諸物価の高騰、電力事情の逼迫等をとらえて政府の内外情勢に対する見透しが杜撰であるとして、財政経済政策の修正を要求せんとするものである。以下その具体的な面をみると、

一、農林関係

主食統制撤廃が補正予算案の前提をなすものであるから、これが延期となった以上は本予算案は撤回すべしとする説は論外としても、延期を伴う善後措置として、統制撤廃を前提とする定員法改正案（衆議院送付案）を大幅に修正せんとする意向が強く、内閣委員会の遅々たる審議振りと関連して、この問題は予算案審議をおくらせる大きな要素の一つとなっている。

二、財政出資及び投資

今回の補正予算案の特色の一つは、財政出資及び投資を大幅に増加したことにあるが、その按分が余りに総花的であり、殊に生産上昇にかかわらず、依然超均衡予算を維持することは、極度に金融市場の窮迫をもたらすもので、妥当でないとする意見が出ている。結局これら出資及び投資の中過剰と思われるもの（外為会計、平和回復善後処理費、国際通貨基金及び国際開発銀行食管特別会計への加入出資等）については、これを地方財政平衡交付金、土地改良事業補助費、社会厚生費、戦争犠牲者援護費等の増額に廻し、更には開発銀行等を通じて電源開発などの重要基礎産業にむけるべきであるとしている。すなわち、政府の投資及び出資は緊要基礎産業を中心とするほか、資金難にある中小企業、農民等に向けるべきであり、これら財政経済政策に一連の修正が必要であるとしている。

一、物価、賃金及び給与並びに減税

一般的に物価指数が上昇せんとしている際、米価をはじめ、運賃、通信料金等を引上げることはインフレの要因となり、ひいては、賃金の引上げを来し、悪循環のもととなるものである。

税制改正についても、所得税の減税が諸物価の上昇を相殺し得るや否や疑問であり、法人税率の引上げは資本蓄積にもとるとともに、中小企業の資金難を更に逼迫せしめるものではないか。又公務員の給与改訂は人事院勧告の線にそってなさるべきではないか等が問題となっている。

一、地方財政平衡交付金

平衡交付金の決定に当っては、従来常に政府機関たる地財委の意見が大蔵当

局により抑えられているが、これは地方自治制確立の見地からきわめていかんである。殊に今年度は地方財政の窮乏甚だしいものがあるので、更に約百億の増加が妥当であるとする意見に基いて、民主党を中心に各党共これが増額のため財源の検討を行い、目下司令部の意向を打診中である。司令部に於てはドッジ氏来朝中でもあり、予算修正には容易に応ずまいと思われるが、この平衡交付金の問題のみについては必ずしも予断を許さない状勢にある。

以上が問題の大要であるが、

一、予算委員会としては二二日まで質疑を行った後、以上の諸問題点を検討するため小委員会を設けて二四日と二六日の両日、審議を行う予定で、二七日午前首相の出席を求めて総括質問を行った後小委員会の結論をきき、委員会の最後的結論を出すわけであるが、平衡交付金問題の成行如何によっては再度会期延長の必要が起るかも知れない。

出所　参議院自由党政調会「政調資料第七十五号」（大蔵省資料Z五一一―八〇）。

（8）昭和二十七年度予算編成方針

（昭和二六年一二月二一日閣議決定）

昭和二十七年度予算編成方針（昭和二六、一二、二一閣議決定）

昭和二十七年度予算編成に際しては、経済力の増強と国民生活の確保をはかるとともに、平和回復に伴って新たに加えられる責任を遂行し、もって自立国家としての地位の確立を期するものとする。

第一、予算編成の基本方針としては、左記による。

一、均衡予算の方針を堅持し、資金蓄積の強化その他金融面の施策と相まって国民経済の健全な運営を確保し、生産の増強と企業の合理化をはかるとともに、物価は国際的水準を勘案しつつその安定を期する。

二、平和条約の成立その他諸状勢の推移に伴う財政需要に対処するため、経費の重点的配分を更に徹底せしめ、財政規模は国民経済力に適合した限度に止める。

三、税制については、原則として既定の改正を維持恒久化し、国民負担の軽減適正化を推進する。

四、さきに決定せる行政整理を遂行する外行政機構及び事務を簡素合理化し、行政の根本的刷新をはかる。

第二、右基本方針の下に左の諸点に重点を置く。

一、平和回復に伴う措置

㈠　国民経済力に応じた限度に於て、治安力の増強を期するため、警察予備隊等の漸進的充実をはかる外、安全保障条約の趣旨に基き所要の経費を計上する。

㈡　賠償その他対外債務の処理については、平和条約の精神に鑑み、存立可能な経済を維持しつつ円満なる解決に努め、友邦善隣の関係を確立する方針の下に、所要の経費を計上する。

二、経済力増強のための措置

㈠　経済基盤の充実をはかるため、電源の開発を中心として特に緊要な産業資金を優先的に確保するとともに、輸出入の増進のための措置を講ずる。

㈡　食糧自給体制整備のため農業生産力の増強をはかるほか、治山治水その他災害防除に関する施策を行う。

㈢　農林漁業の経営を健全化するため、農業災害補償制度の整備と農林漁業金融の円滑化をはかる。

三、民生安定及び文教振興のための措置

㈠　社会保険、生活保護制度の運営の適正化、失業対策、住宅資金、中小企業金融の充実等社会福祉の維持向上を期する。

㈡　戦傷者および戦死者遺家族については財政力その他諸般の事情を勘案しつつ能う限りの援護を行う。

㈢　既定計画に基く六三制校舎の急速な整備を行うとともに、学術振興、職業教育のための施策の充実をはかる。

第三、地方公共団体についても国と同様行政を刷新簡素化し、地方財政の徹底的

改善をはかる。

編注　一二月一八日閣議に提出され留保された編成方針を改訂したのが本方針であり、改訂前のものと本文の相違点は次のとおり（大蔵省資料Z六二〇―一〇五）。

第一の一中「資金蓄積の強化」が入っておらず、「企業の合理化」の続きは「をはかりつつ、物価を国際的水準に安定せしめる。」となっていた。

第一の四は「さきに決定せる行政整理を遂行する外」が入っておらず、文の最後に「極力各種の統制を廃止する。」が挿入されていた。

第二の三中「及び文教振興」が入っておらず、㈢はなかった。

第三中の「行政を刷新簡素化」のあとに「するとともに、地方税および平衡交付金制度を再検討し、」が挿入されていた。

出所　大蔵省資料Z五〇一―九六。

（9）昭和二七年度公共事業費予算の計上について

（昭和二七年一月一八日閣議了解）

昭和二七年度公共事業費予算の計上について

（昭和二七、一、一八閣議諒解）

一、従来経済安定本部所管に計上して、実行に当って関係各省所管に移替を行っていた公共事業費予算は、災害予備費を除き具体的実施細目を決定したる上、これを直接各省所管に計上することとし、事業認証制度は昭和二七年度よりこれを廃止する。

二、各省は公共事業の実施に際し、予算書並びに予算参照書に計上せられた実施細目の変更を要する場合は、事前に経済安定本部の承認を要することとする。

三、従来の公共事業費中、北海道開発関係経費の計上については、北海道開発庁設置の経緯に鑑み当分の間従前の例による。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一一九。

（10）十勝沖地震災害復旧応急金融措置について

（昭和二七年三月二〇日閣議決定）

十勝沖地震災害復旧応急金融措置について

（二七、三、二〇対策協議会）

左記の通り十勝沖地震災害復旧応急金融対策を実施する。

記

一、住宅金融公庫の応急措置について取りあえず一億円を融資する。

なお半壊家屋については「ルース台風」の例による。

二、国民金融公庫の融資については、取りあえず一億円とする。

三、住宅、土木、農業、文教、保険、衛生等の公共事業につき、資金運用部より、取りあえず十一億円の継ぎ融資を行う。

四、現地金融機関等に対して、災害復旧関係資金につき協力を要請し、なお其の他の資金措置についても資料を検討した上、可及的速かに善処する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一二〇。

二　租　税

1　シャウプ勧告以前

(1)　税制審議会設置要領（昭和二三年一二月一九日大蔵省）

税制審議会設置要領（昭和二三、一二、一九大蔵省）

一、趣旨

税制の改正並びに徴税方法の改善に関する今後の施策について調査研究し、具体案を作成するため、大蔵省に税制審議会を設置し、早急に成案を得ることとする。

二、委員（予定）

(一)　学　界　　永田　清
　　井藤　半弥
　　汐見　三郎

(二)　経験者　　荒井誠一郎
　　大矢半次郎
　　金子佐一郎

(三)　各　界　　円城寺次郎
　　吉阪　俊蔵
　　東畑　精一
　　渡辺　忠雄

編注　税制審議会は一二月一九日、準備会を開催したが、翌昭和二四年一月七日、本「設置要領」は閣議決定され（大蔵省資料Z六二〇―七二）、本格的活動を開始した。くわしくは、本財政史、第七巻「租税(1)」三七三―七九ページ参照。

出所　大蔵省資料Z五一一―一三六。

(2)　税制並びに徴税に関する司令部側の見解について

（昭和二四年一月一〇日主税局）

税制並びに徴税に関する司令部側の見解について　（昭二四、一、一〇）

(一)　法人税の改正について

米国の対日援助の条件として、日本国内生産の復興が第一義的な重要性を有するものであり、これを阻害する諸要素は出来るだけ取除く可きだという考方が昨年十一月頃からワシントンで非常に強く、東京の司令部にもそれが強く伝って来ている。而して生産復興を害する最大の要素の一つが法人税であるという観念が米国及び東京の司令部内において支配的に強い。この論の正否は別として、戦前から日本に事業を営んでいた米国系法人が、現在資本是正をして居らぬ為非常に重い超過利得税を課せられて居り、且つ増資をせんとすれば評価益課税、プレミアム付発行の場合の株式課税等種々の負担を余儀なくされるという不満を持って居り、かたがた訪日のバイヤア等が昨年七月改正前の超過所得の税率を見て非常に高いと印象づけられていることも事実であろう。殊に米国自身の税法と比較して評価益課税やプレミアム課税は如何にも非合理であり理由がないと一般に観念されているようである。更に

又、セントラル・モオション・ピクチャアやリイダアズ・ダイジェスト等所謂スキャップ・ライセンシイは名目的には相当な利益を挙げているが、安定価値計算的な観念から云うと（彼等は利益を弗で考える傾向があるから、そういう観念に支配され易い）、法人税が名目利益に課税する結果、資本に喰込むことになるという考方を強く持って居り、偶々これらの諸法人が言論機関として比較的東京の司令部や米国政府の上層部に接近し易いという事情も問題を一層喧ましくしていると思われる。理由はいずれとするも、東京はワシントンから、ESSは屢次のスタッフ・ミイティング（毎週月曜日に行われる司令部各局各課の代表者の会議）において、この際相当な法人税の改正を為すべきであるという強い圧力を課されている。

モス氏はその性格から、慎重に主税局の主張をよく聞いてからという態度を過去数ケ月採って居り、かたがた評価益の問題等は再建整備の後始末、経済安定とも関連して広範囲な研究を要するとして、これに答えて来たようであるが昨年暮に至って九原則が示され、且つこの為のミッションが一月中に訪日する（陸軍長官ロイヤルが長として訪日するという噂であるが事実は未確定の模様）という段取にもなって、この際マアカットとしてもモスとしてもこの問題を早急に解決する必要に迫られている。

今月早々モスが問題として提起した処は

(1)　旧来からの法人が新設会社に比し著しく資本金過少の為超過所得税が重く、新旧法人間の不権衡を生じている。

(2)　これを是正せんとすれば評価益に課税があり、更に

(3)　プレミアム付で新株を発行すればそれにも課税される。

というヂレンマである。

モス自身この問題を如何にして解決するかについては確たる腹案はなく、主税局の意見を聞きたいと云って居る（主税局私案は二、三日中に提出される見込）が、率直に云えばプレミアム課税は認め難く、また、評価益課税も理由に乏しい（但しこの後の点には歳入課のエクスパアトの中にも異論がある）と考えているらしい。また非難に答える意味で超過所得税率の相当な引下、場合によっては普通所得税率の若干の引下をも考慮していると思われる。なお、補償打切―再建整備の結果として起って来た再評価問題は、過去一年以上アンタイ・カルテルが決し得ない問題であるがこれについても課税の面から問題を司令部内で採り上げ、経済安定の為の第一歩を踏み出したいという意気を持っている。

(二)　土地課税について

これについては昨年「土地利用税」なるものが司令部内で可成論議せられた。その背景は

(1)　地方税の税源の大宗は不動産課税である可きであるが、日本においてはこれが甚だ不満足な実情であり、殊に賃貸価格はインフレから全く置き去られている。

(2)　現行の地租家屋税は、土地家屋の所得者に課せられる一種の財産税的な収益税であるが地代家賃の統制の結果、所有者よりは寧ろ利用者（就中、農民、繁華街の店舗の賃借人や土地の賃借人）に担税力があり、その莫大な利益が課税を免れている。

という事実に在り、この結果事業税や、地租家屋税引上となったのである。

今回の問題としては、モス及その歳入課はこの問題を認識してはいるが、未だに具体的な成案を持っていない。寧ろコオエンが何か考えているかも知れないがその具体案は今の処明かでない。

(三)　徴税強化について

一月中旬頃迄に一県一件の割で脱税者の告発を行い二十三年分所得税確定申告（一月卅一日限）の促進に資したいという方針は過般示され、主税局もこれに努力している。これに関連して中国人の問題があり、第三国人に対する強制措置に軍政部発行の捜査状を携行する必要の有無が数ケ月間未解決になっている。

GHQとしては外交部の中国のミッションと交渉中であるが、現地部隊では第一軍団から昨年末既に捜査状は不要であるというメモが管下各財務局に発せられて居って問題は稍複雑な様相を呈している。

㈣　税務機構改革について

モスは最初から強く歳入庁の必要を説いている。その意味で昨年の税務機構改革の為の審議会の勧告が可及的に速かに実現されることを望んでいる。然しながら、各財務局長の一致した反対や大蔵省内の空気、延いては行政整理の進展などを知悉している為、主税局長を窮地に追い込むことを虞れて時期を見て居り現に二週間程前、次官又は大臣に直接建言して見ようかと、相談を受けたことがある。先日マアカットが機構の問題を持出したことはこの一つの現れとみる可きであろう。

出所　大蔵省資料Z五一一―一三九。

(3)　税制審議会中間報告「法人税法改正案要綱」

（昭和二四年一月二九日発表）

税制審議会中間報告（昭二四、一、二九）

法人税法改正要綱

第一、額面超過金に対する課税

経済復興のため法人の資金調達を容易ならしめることが現在特に緊要である実情に鑑みて、法人が額面超過金を積立てた場合においては、当分の間、これに対する課税を行わないこととする。

第二、企業資産の再評価

一、法人企業の適正妥当な減価償却を可能ならしめ、比較的資本金額が僅少である旧会社の超過所得に対する課税を軽減し、外資導入を容易ならしめる等のため、法人が固定資産につき再評価を行うことを認めることとする。

二、再評価資産の範囲

㈠　建物、機械等の固定資産の外、土地についても評価換を行うことを認める。

㈡　賠償指定施設及び在外財産等は除外する。

三、再評価の基準

固定資産の取得価額に物価騰貴率に準じた取得年次別の倍数を乗じて算出した価額の半額を当該資産の取得価額とみなし、これに当該資産の未償却残存率を乗じて算出した金額を以て再評価額の最高限とする。

（註）商法第二八五条の規定に対する特例を設ける必要がある。

四、再評価の時期

昭和二十四年六月三十日を再評価の基準期日とするが、再評価の実施及びその時期は、法人の自由に委せる。

五、再評価に伴う経理及び税法上の措置

㈠　再評価に因る評価益は、まずこれを欠損の補塡に充て、その残額は、資産再評価調整勘定として積立てることとする。

その資産再評価調整勘定として積立てた金額については、その全部又は一部を随時に資本の増加に充て又は積立金に繰り入れることができることとする。但し、一定期限までに処理を完了せしめることとする。

なお、再評価に因る評価益の全部又は一部を直ちに資本の増加に充て又は積立金に繰り入れても差支えないこととする。

㈡　㈠の資本の増加による増資株式の処分については、株主に交付する方法によっても一般に売却する方法によってもよく、またこの場合価額如何を問わない。

㈢　再評価に因る評価益については、法人の所得の計算上、益金に算入しないこととする。

株主が㈠の資本増加により額面金額以下の金額で増資株式を取得した場合においても所得税を課税しない。

㈣　資産再評価調整勘定の金額又は評価益を資本の増加に充て又は積立金に繰り入れた場合においては、資本の増加に充てた金額又は積立金に繰り入れた金額に対し一定の税率（百分の二十乃至三十程度）により課税する。

㈤　減価償却については、再評価後の固定資産の価額の大部分（十分の七程度）を基準とする減価償却額を法人の損金に算入する。但し、資産再評

価調整勘定の金額又は評価益を資本の増加に充て又は積立金に繰り入れる場合においては、それに対応する部分の金額については、その全額に対し減価償却を認める。

㈥　超過所得の計算については、資産再評価調整勘定の大部分（十分の七程度）を資本金額に算入する。

㈦　増資株式の処分により生ずる益金は、法人の所得の計算上、これを益金に算入しない。

㈧　株主が㈦により額面金額以下の価額で交付を受けた株式を譲渡した場合においては、当該株式の額面金額を取得価額とみなして、所得税法の譲渡所得を計算する。

第三、税率

法人の普通所得に対する税率、超過所得に対する税率、営業税の税率を綜合して法人の租税負担を若干引下げることを適当と認めるが財政需要と睨み合わせて、これを定めることとする。

附記

一　再評価に因る減価償却額の増加額は、公定価格を定める場合の原価計算上、これを経費に算入することが妥当である。

二　個人についても、法人の場合に準じて、減価償却額の増加を定める。

出所　大蔵省資料Z五二六―二九―八。

(4)　税務行政運営刷新要綱案（昭和二四年二月五日主税局）

税務行政運営刷新要綱（案）（二四、二、五主税局）

適正な課税により国民租税負担の公平を図り租税収入を確保するためには、税制の改正と平行して、左記により税務行政の運営について根本的な刷新を行う必要がある。

記

一、税務機構の改革

税務行政の実施は、従来原則として税務署をして執行せしめて来たが、重要な問題については直接上級官庁において執行する体制に改めるとともに、税務行政の特殊性に顧み統一的な税務機構を確立する必要がある。

㈠　税務機構の中枢機関としては、大蔵省の外局として新に租税庁（仮称）を設置し、現在の主税局中内国税に関する部門は、ここに吸収する。

同庁は下級機関を指揮監督して税務行政の中枢たる機能をはたすこととするが、同時に特に必要ある場合には自ら直接調査、検査、更正決定等の行政処分を行うとともに、税法の企画立案に関する事務も行うこととする。

㈡　租税庁の下に地方税務庁（仮称）を置き、現在の財務局中税務に関する部分を吸収するとともに、更に数の増加をも考慮する。

地方税務庁については、税務署に対する指導監督を更に具体的緊密なものにするとともに、更正決定、滞納整理等についても重要なものは地方税務庁において自ら行うこととする。

㈢　税務署については、内部機構につき再検討し、内部事務と外務事務との分業を促進し、事務能率の刷新を図る。

二、税務事務運営方法の改善

税務事務運営の刷新については、科学的な事務分析に基き、事務組織について全面的な改正を必要とするが、差当り左記により、根本的な研究実験を行うとともに、これと平行して個別的に逐次改善して行く必要がある。

㈠　事務分析

科学的な事務分析法により、現行の中央地方を通じての税務事務を調査分析して、各事務毎に事務内容、執行順序、必要人員等の規準化を図ることとする。

㈡　事務監査

財務局及び税務署に対する事務監査を励行し、実情を把握するとともに現在の欠陥及び事務渋滞の原因を摘出して、直に所要の措置を講ずる。

㈢　模範税務署の設置

全国に若干の模範税務署を設置し、理想的施設を整備し、事務運営につき

特別の指導を行うとともに新方法を試験的に実施せしめて、事務刷新のサンプルとする。

(四) 通牒事務規程類を再検討し、補正の上加除式に編纂整備する。

(五) 文書帳簿類の様式規格を科学的に改善統一し、その整理方法についてもカード式又はファイル式に改める。

(六) 統計報告の作成方法を整備する。

三、人事管理の適正化

税務行政については、従来その職責の重大性に応ずる人的配置がなされていない。従って、既存職員の再教育、人材の吸収及び職責に応ずる職階の設定が特に必要である。

(一) 職階制の確立

職務上の分業を促進するとともに、各職責に応じ、役付職員以外についても相当高い職階を附与することとし、教育制度等と結びつけて、実力に応じた昇進をなしうる組織を早急に確立する必要がある。

(二) 教育制度の整備

高等財務講習所を高等税務講習所に改め、高財、税講を増設又は拡張するとともに新に通信教育制度を新設する。

右により職員に広く再教育を行うとともに、新規採用者はすべて一定期間の教育をした上実務に服せしめることとすること。

(三) 職員の採用

職員の年齢構成の現況に顧み、今後の採用は、税務講習所卒業生以外は、高専卒以上の学歴を有する者（外部経験者を含む）の採用に重点を置くこと。

(四) 地方税務庁に監査官を設け、職員の人事管理の適正方と事務能率の向上を図ること。

(五) 職員の適正な配置を確保するため大都市、戦災都市の住宅施設につき格別の措置を講ずること。

四、税務事務施設の改善

以上の改善に伴い、職員が能率的な事務を行いうる様、施設の徹底的改善を図ることを必要とする。

(一) 税務官署の庁舎、通信施設につき徹底的な改善を行う。

(二) 従来の書棚、机等の規格は、他官庁に比し特に劣悪であるから規格様式を再検討して整備するとともに、科学的合理的な事務運営が可能になるよう、事務用機械器具その他の用品を整備する。

出所　大蔵省資料Z五一一―一二。

(5) 手形税（仮称）の創設に関する研究

（昭和二四年二月八日主税局国税第二課）

手形税（仮称）の創設に関する研究（税、国二、昭、二四、二、八）

一、課税対象

為替手形、約束手形、金銭に関する借用証書（社債を含む①。）（以下総括して手形という。）とする。

二、税率

②(イ) 手形一枚ごとに額面金額に対して千分の一

(ロ) 手形の期間が二ケ月を超える場合は、その超過する二ケ月の期間又はその端数ごとに千分の一　③

三、非課税の範囲

(イ) 日本銀行の貸出に関するもの

(ロ) コール取引及び金融機関相互間の取引に関するもの

(ハ) 庶民金融機関の行う一定金額以下の零細貸付に関するもの　④

(註) 当座貸越については、契約金額について一定部分を控除したものを手形の額面金額として課税する。

四、納付の方法

原則として手形を作成したとき、作成者をして税額に相当する収入印紙を貼用して納付せしめる。

但し、長期（例えば一年以上）の手形については、特別の納付方法を定める。⑤

五、本研究を実行する場合には、印紙税法の改正による。

（参考）

右による昭和二十四年度（平年度）

税収見込額　三、三〇〇百万円　⑥

欄外　鉛筆書き記入

①事業債

②民自党案　手形一枚（二ヶ月）ごとに一〇〇分の一、税収三三〇億円

③金利、現在一割二厘二毛、実施後一割八厘二毛（十〇・六％）――日歩三銭

④商中、農中、庶民、恩給、賀屋

⑤為替手形の場合も、内入の場合、流れた場合

⑥原価中に占める支払率、石炭三％四、自動車シャシー一％八、人絹二％二、硫安（昭電）一一％

出所　大蔵省資料Z五〇四―二。

(6) 取引高税法を廃止し、生産税、運送税、保険税及びサービス税（いずれも仮称）創設に関する研究

（昭和二四年二月一二日主税局）

取引高税法を廃止し、生産税、運送税、保険税及びサービス税（いずれも仮称）創設に関する研究（昭二四、二、一二）

一、取引高税法を廃止し、現行取引高税法により課税しているもののうち、物品の取引に関するものについては生産税を、サービスに関し課税しているもののうち、貨物の運送に関するものについては運送税を、保険に関するものについては保険税を、その他のもの（手形税（仮称）を課せられる金融機関等のなす貸付に関するものを除く。）については、サービス税を課すること。

（第一案）

二、生産税

1　課税範囲

(一) 生産税は、営業者の製造する物品又は保税地域から引取られる物品に課すこと。

(二) 電気、ガスの供給並びに鉱物の採掘及び土石の採取についても製造とみなすこと。

2　非課税範囲

(一) 教科用図書、輸出物品、主要食糧、みそ、しょう油、価格調整補給金を交付される物品

(二) 農家等のなす物品の製造であって、製造高が一定金額以下のもの

3　税率

百分の二

平年度収入見込額　二二、〇〇〇百万円

4　納税方法

一月又は三月ごとに現金による申告納付制度とすること。

5　本税実施上の難点

(一) 製造範囲確定の困難

(1) 製造の定義が困難である。

例えば

イ　木材については、どの過程をもって製造とするか。

ロ　写真業は、製造業とするか又はサービス業とするか。

ハ　洗濯業も製造業とするか。

ニ　物品の組立又は詰合せを製造と見るべきか。

ホ　仕出し料理も製造とみるべきか。

(2) 賃加工も製造に包含せしめるべきか。

(3) 修理も製造に包含せしめるべきか。

(二) 前述のごとく物品の販売店であっても、製造業となるものが多く、その

上に加工及び修理を製造と見る場合には、その営業者数も現行取引高税を課せられている営業者数と大差なく、且つ二重課税、三重課税の弊が甚だしくなる。

（第二案）

三、第一案によれば製造範囲の確定が極めて困難であるから、一定規模以上の企業形態を備えた営業者が製造した物品に対し、課税するものとすること。

1　第一案のうち非課税範囲を左のごとくすること。

(一)　教科用図書、輸出物品、主要食糧、みそ、しょう油、価格調整補給金を交付される物品

(二)　零細営業者（例えば使用人員五人未満の営業者に限る。）が製造する物品

2　本税実施上の難点

(一)　税収の多きを望めない。

平年度収入見込額　一三、〇〇〇百万円

(二)　本税の性格が不明確である。

四、運送税

現行取引高税を課せられている貨物の運送に対し、百分の三程度の運送税を課すとともに、これを通行税と合して運送税とすること。

平年度収入見込額　二、〇〇〇百万円（旅客の運送を除く。）

五、保険税

現行取引高税を課せられている払込保険料について百分の一乃至四程度の保険税を課すこと。

平年度収入見込額　七七〇百万円

六、サービス税

他の税の課せられる以外に、物品の取引と見られない料理店業、演劇興行業、金融機関等（手形税を課せられるものを除く。）のなす取引に対し、百分の一程度のサービス税を課すこと。

平年度収入見込額　二、一一〇百万円

七、生産税、運送税、保険税及びサービス税の平年度収入見込額の合計額

	第一案	第二案
生産税	二三、〇〇〇百万円	一三、〇〇〇百万円
運送税	二、五〇〇	二、五〇〇
保険税	七七〇	七七〇
サービス税	二、一一〇	二、一一〇
計	二七、三八〇	一八、三八〇

編注　二四年二月八日付に同題でこの案の前案があり、生産税税率を百分の五とすると平年度見込額は各税合計二五、三八〇百万円、百分の十とすると四五、三八〇百万円となっていた（大蔵省資料Z五〇四―二）。

出所　大蔵省資料Z五〇四―二。

(7)　税制審議会（昭和二四年一月―三月）の論議の摘要

（昭和二四年三月頃主税局）

第一、一般的問題

(一)　為替レート決定

一、為替相場決定は日本経済が安定してからの話で予算の四分の一も使って為替相場を決めることは疑問と思われる。（円城寺委員第二回）

(二)　価格調整費

一、物価を上げて価格調整費を全廃せよとは云わない。或程度産業合理化もし、物価も上げ、或程度価格調整費を削り度い。（円城寺第二回）

一、(1)補給金を貰っている企業は経営が放漫になり易い

(2)生産も戦前の六十％にはなっているから今の儘で価格調整費を増加し、且それに従て税金も増やすのは問題である。

宜しく価格調整費は減らすべきである。（円城寺第二回）

(三)　租税負担の国際比較

一、税の国際比較の場合考慮すべき点次の如し

(1)負担能力の考察に当っては所得高のみならず財産高も考慮すべし。

(2)税金の内容―直接税と間接税の割合が問題となる。

(3)国家経費の内容―経済を助長する経費の割合、人民に再び帰ってくる経費の割合が問題である。

(4)税金の意義を広く解するか狭く解するかに依って異る――「強制的な国家負担」と最も広く解し更に寄附金をも含むべきである。（井藤委員第一回）

一、国会に出した国税参考書に国民所得と租税額との対比表をのせているがこの表によると日本が一番軽くなっている。これは外国に訊される危険があるから相当慎重にして欲しい。

国民所得と租税額とを対比する場合考慮すべき点

(1)米、英、日に於ける国民所得の推計方法が正確に同一たりや――吾国に於ても課税所得を総国民所得と対比され度い。

(2)米英では一度納付した税が再び個人の手に帰って来ることが多い―養老施設等の社会施設に税金が充てられる―が日本は少い。

(3)日本では寄附金が相当重い。

(4)インフレ進行下にあって抑々国民所得なるものは厳密に調査出来るか。

(5)為替レートを如何に見るかで異って来る。（汐見委員第一回）

(四)　税制改革

一、現在税負担の絶対的な重さよりも負担上の不公平が問題である。（円城寺第二回）

一、闇所得の大部分を正常な所得に導入するような税制にすべきである。（同）

一、価格体系を先ず整備してからでないと明瞭な税制は出来ない。（永田委員）

一、闇所得に課税するとすれば不公正が起り易いから農産物価格を上げて闇をなくし税収をあげてそれで以って消費者には安い価格で生活するようにしてはどうか。（永田委員）

一、経済復興を指導原理として税制を考えるべきでインフレに適合することのみに注目しては不可。（東畑委員）

一、一寸税制に慣れたら又直ぐ変るという有様では困る。現行税制を出来る丈生かして行くべきで税制改正はやりたくない。（井藤委員）

一、日本の税制は相当進んでいる。精々合理化の線に止まってよいのではないかと思われる。（永田委員）

一、分納制度及び納税組合を考えて頂き度い。

一、歳出を思い切って減らさねば税制の合理化は出来ぬ。（大矢委員）

一、税率と税額の関係を研究する必要がある。税率をあげれば税収が増大する時は去った。

一、勤労所得税も限度に来ている。それは税引要求となって現実に税金の会社負担を要求し始めている。所得税の控除の問題を考慮したい。（金子委員）

一、中小商工業者の問題

(1)勤労者と本質上類似しているから同じ取扱をして貰い度いとの声がある。

(2)農民には課せられていない事業税の負担について不満の声がある。（吉阪委員）

一、所得税調査委員会を設けて頂きたい。簿記を普及させ度いが見本を主税局で作って指導して貰いたい。（吉阪委員）

一、勤労所得は所得を捉え易いが控除がある。それに近い条件にある農民中小商工業者に対しても考慮して欲しい。（大矢委員）

一、営業者に対してはとり方や時期を考慮すべきである。（永田委員）

一、国税地方税を通じて何らか所得税に対する補充税を考えるべきである。（大矢委員）

第二、所得税

(一)　改正の可否

一、所得税の体系自体を動かす様な大改正は避けた方がよいと思う。（井藤委員、汐見委員）

一、所得税の長所は経済の波状運動と相応ずる所にあるのだから、此の際余り変更しない方がよい。（永田委員）

(二) 税率

一、累進税率の階級区分を下の方についてもっと荒くした方がよい。（大矢委員）

一、最高税率は八五%よりも八〇%をそのまま動かさない方がよいと思う。税負担軽重比較の際便利であるから。（井藤委員）

一、三〇万円―五〇万円の階級区分は、二〇、三〇、五〇万円と改める方がよい。（荒井委員）

一、所得の捕捉率は経済が安定すればよくなるのだから、寧ろ税率軽減が望ましい。（大矢委員）

(三) 勤労控除

一、事業所得につき勤労控除を認めるより、事業税自体の改正が急務である。（汐見委員）

一、農民の大多数は強制された事業者であるから之にも勤労控除を認めるべきだ。（東畑委員）

一、中小商工業者の負担は、勤労所得者よりも重いから、税により生産意欲の低下しない様注意すべきである。（吉阪委員）

(四) 扶養控除

一、家族手当を廃止し、その代り扶養控除を増した方がよい。（東畑委員）

一、扶養控除と基礎控除がそれぞれ税額控除になっているのを一本建にし、扶養控除も所得控除にすべきだと思う。（大矢委員）

(五) 合算制

一、所得の合算は家族制度の廃止と合算されれば高い累進税を課せられる結果となる事により廃止した方がよい。（吉阪委員）

一、扶養親族の範囲は、合算の際一親等に限るよりは現行のままの方がよい。（汐見委員）

(六) 年末調整

一、年末調整は之をやめるより、その根となる賞与に対する取扱いを合理的にすべきだと思う。（大矢委員）

(七) 予算申告制度

一、申告納税制を訓練する意味で、交渉団体を育て、団体交渉により業者団体と話合により円滑化することが望ましい。（東畑委員）

一、申告納税制と今迄の制度との折衷案を考え、仮通知の如きを作るべきだと思う。（吉阪委員）

一、事業所得につき、十月に更正決定をやり、又確定申告で更正決定をする事はよくない。前半期にも更正決定した方がよい。（荒井委員）

一、税額の計算は前年度の実績を基礎とし且納付は毎月にした方がよい。（吉阪委員）

一、前年度の実績を基礎とし、税額による倍数制を採用する事が望ましい。（井藤委員）

一、納税を今より細分した方がよい。（大矢委員）

一、農民について、納期第一期を八月に認め、且供出制度と関連させて源泉徴収を考えるべきだ。（東畑委員）

一、超過供出に対しては或程度源泉徴収でとって、後を適当に申告せしめる方がよい。（大矢委員）

(八) 預貯金

一、インフレの経済に貯金が寄与する処が大であり、且国債発行、融資等にわくが設けられている時、貯蓄の奨励は緊要である故に貯蓄に対しては、もっと優遇すべきである。貯蓄のみの優遇が税の理論的体系をこわすと言われているが現在の所は、之も亦やむを得ない。（江沢委員）

一、預金は損をするという感じの強い現在、課税は優遇し源泉一本にするのがよい。若しそれが出来ねば税率を軽減すべきである。（渡辺委員）

一、預貯金の検査が問題である。最近では財務局長の印を押して白紙で税務署に回している事例を聞いているのに、その範囲を更に拡大するのは改悪だ。税ばかりでなく、経済政策と関連させて考えるべき事で、この点

よりすれば検査を厳にする事は疑問であり精々現在程度にとどめるべきである。（江沢委員）

一、預貯金の利子に対する支払調書の限度を年千円程度に引上げたのでは不充分。貨幣価値の減っている時であるから精々一万円にあげてよいと思う。（荒井委員）

一、預貯金の検査は改正案程度はやむを得ない。理由を限定しているのだから他の預金者に対する影響は少いと思う。只「逋脱の疑ある時」というのは不必要。この程度であれば銀行は尽力すべきと思う。（大矢委員）

一、「逋脱の疑あるとき」は濫用の恐れがあるから除くべきだ。（吉阪委員）

一、資金の蓄積は零細預金を集める方に努力すべきであり、その為課税上その適用に注意すべきだ。（大矢委員）

(九) 源泉選択

一、源泉選択はやめて綜合にすべきである。唯金利生活者が現在より軽くなるのはよくない。（井藤委員）

(十) 譲渡所得

一、株式の譲渡所得に対する課税は証券の民主化を阻害する。又損は通算しないのだから之に対する課税はよくない。大利益者に対しては、所得の面で捕捉すべきである。（金子委員）

一、有価証券移転税を取得者にと同様売却者にも同程度とり、譲渡所得計算の時それを差引けばよい。（汐見委員）

(十一) その他

一、所得税法「収入すべき金額」を広く解釈して農業所得の特殊性を生かした方がよい。（大矢委員）

一、山林所得については農業所得より更に特殊性があり、その減価償却の問題は特に注意すべきである。（荒井委員）

一、開拓者に対して免税その他の措置を講じて貰い度い。（東畑委員）

第三、法人税

(一) 再評価の必要性とその程度

一、資本蓄積に寄与し得るような法人税の改正でありたい。（東畑　三）

一、現在法人税は、遊興飲食税に化している無駄な経費を多くしている等何等かの解決が必要ではあるが、現在考えられている再評価の方向は寧ろ逆でこれではよい会社を悪い会社の線に並べる事となってしまう。（汐見　四）

一、今再評価をしてもインフレ終息時に再び縮めるような措置が必要ならば今少し伸し、単に税法上の措置として、減価償却をフルに認め、超過所得の計算も改善して、健全な法人の発達を期したい。（汐見　四）

一、増資の問題、調整の問題等は将来の見透しと関連して、考慮さるべきで、現在の処は税法上の措置として減価償却をフルに認める程度でよいと思う。（渡辺　四）

(二) 再評価の範囲

一、再評価は特経会社には認めるべきでない。（金子　五）

一、正常在高法の如く、動産に対する再評価も一考の余地がある。（金子　四）

(三) 再評価の基準

一、再評価を認める限度は、最終的安定を将来に残し、再び再評価の必要があるか、又はデフレになるかは予断を許さぬが何れにしても一杯に認めぬ方がよい。（金子　十二）

理論上は一杯にすべきだが、その場合株式の消化も考えて含みを残したがよい。（円城寺　十二）

(四) 再評価の方法

一、再評価益は、強制的にやらせる事なく、単に一定の標準を設けるに止めて、評価益は調整勘定として積立てる方法をとるべきだ。（大矢　三）

一、再評価をなし調整勘定に振込んでおいて、政府が課税する代りに観念的な持分を設定し、一般的配当率と同じ割合で政府に対しても配当をなす事とすれば株界に対する圧迫も少くてすむと思う。（大矢　四）

政府が配当を受けるという形は、世上多くの批判を受けるだろう。（金

子　四）

一、調整勘定に繰入れた評価益は、単に増資にまわし得るだけでなく、積立金にする事も認めてよいのではないか。その方が後で増資する時もし易い。積立金には課税してもよい。（大矢　五）

一、積立金を余り多くすると、株価は今より余り下げられなくなるから、外資がそれをフルに買うかが問題だ。（江沢　五）

一、調整勘定を三年位に切って、その期間内に自由に処分させ、延納を認めつつ、適宜に税をとる方がすっきりしていると思う。（大矢　五）

一、調整勘定取崩しの期限は、経済情勢の見透し困難な今日、切らぬ方がよい。切ると増資が競合し、再建調整の日の増資と相俟って、量的に多すぎる事となる。（江沢　六）

一、調整勘定の処理に期限を切れば、各会社とも争って増資する事となって好しくない。（円城寺　五）

一、超過所得も減らし配当も増大し得るような措置は、企業を優遇しすぎる事となる。若し期限を切らぬのなら、再評価による資本増を超過所得計算の基礎に入れてはならぬ。（大矢　六）（井藤　六）（荒井　六）

一、外資が入ってくる場合の持分の決定では、日本経済は弱い立場にあるので、不当な決定を押しつけられ易く、その点調整勘定に入れるのでは不充分で、名目資本金を修正する必要がある。（円城寺　四）

(五)　再評価益の帰属

一、物価政策でいくか、税でなすかを問わず、一応赤字を出させてすっきりさせる事が必要である。（円城寺　三）

税制の改正はこれに止らず企業に甘すぎてはいかぬ。締めるべきは締めて、一応税をとられた後で企業の経営を合理化によって切り抜けていく方向に進むべきである。（永田　五）

一、税をとってから企業がバランスをとるのはいいが、それは結局金融にかかってくるようでは問題だ。（江沢　五）

一、他に価格差益のように不合理なものがあるのに、再評価の処置についてのみ理想的な形でするのは余りにも企業によすぎる。（永田　五）

一、名目利益課税絶対反対の声があるが、反対とは現在のインフレ下に於てはいい得ず、経済再建の観点から決定さるべき問題である。（井藤　四）

一、名目利益には課税せず、只減価償却をフルに認めるのは余りにもよすぎる。直ちに評価益に課税するのは疑問であるが、資本増加の形の場合には課税してよい。（大矢　四）

一、再評価をせよという事については、異論はないのであって、問題は広く経済全体との関連より見て、時期、方法等に問題がある。（円城寺、吉阪、渡辺　三）

一、再評価益の処分は、現在直ちになすべきではない。インフレの最終処理になってみないと果して損となるか得となるか分らぬような時、更にインフレ最終処理に伴って増加財産税の予想される時、直ちに評価益に課税する事は好しくない。（円城寺　三）

一、今日の如く安定期を前にしている時には暫定的な形に止め、決定的な再評価益に対する処置は将来に残すべきだ。（金子　四）

一、評価益の利益は当然株主に帰属すべきものだ。（円城寺　四）

一、評価益課税は会社に対する財産税の如くいわれているが、評価益が当然株主に帰属すべきものである以上、株主に対する財産税たる性格をもつ。

評価益に対する課税は、理論上は成立ちえぬが、政治的には、株主優遇との非難を生む可能性を少くする。（円城寺　四）

一、再評価益課税の場合、物納は再評価の精神上認むべきと思う。（円城寺　十二）

税法として物納を始めから認めるのは好しくない。（永田　十二）

一度に課税するのではないから物納は認めない方がよいと思う。（大矢　十二）

一、再評価益処分に関して、株式による物納を認め、政府がこれをとっても、それを株界の状況を見ながら適時売却していくならば、害は少いと思う。（江沢　三）

一、評価益課税に物納を認めればよいが、認めねば収益力の小なる会社は困る。（円城寺　十二）

一、寄附金として認める限度を拡張せずとも再評価すれば自然適当となる。（円城寺　四）

法人の寄附金免税には問題が多い。それだけ余裕があるなら課税してもよいし、又会社と密接な関係のある処に寄附する如き又個人にも認める主張を起し易く問題がある。（荒井　四）

一、無申告犯の処罰も日本と米国とでは事情も異り日本の税法が難しすぎるといった点や税に対する理解が薄いといった事情を留意すべきだ。（荒井　四）

無申告犯を処罰するよりも、個別訪問でもして調査の徹底を図りたい。（吉阪　四）

一、借金して株式を買いそれをもっている場合と自分で買ってもっていた場合とでは対策を異にせねば負担の均衡はとれぬ。（永田　四）

一、現行の耐用年数は長すぎると思う。税法の耐用年数は実際のそれよりは短かいが、更にそれを更新しなければならぬ。現在の様な状態に止まっている事が日本経済を蝕んでいる。（永田　五）

一、名目利益に対する課税は、法人の内部蓄積に影響する問題だが、実体的には法人個人を通じて負担する事となろう。この点からいえば、株式と積立金とで区別する必要はないと思う。（大矢　十二）

一、新会社は既に再評価をしたと同じ形になっているので、超過所得の計算を変更した場合に負担が重過ぎることとなる。同じ事が固定資産を多くもたぬ商事会社に就てもいえる。

固定資産の再評価と超過所得の基準の低下は、両者の相対的関連から調整する必要がある。（金子　四）

一、経理状態が再評価をなし得ないような会社は一般的に超過所得の課税標準を下げた場合に負担が重くなる危険がある。（金子　四）

一、再評価を任意に任せておくのはよいが、一方で超過所得の階級区分をきつくする事は間接的に再評価を強制する事となり疑問である。（坂口　十二）

一、企業が再評価によって経営も合理的となり、しかも利益がでるならば超過所得の区分を現在の三割を二割とする事も無理ではないと思う。（大矢　十二）

第四、新税の問題

(1)　揮発油税

道路補修の目的税として、ガソリン税の税収を道路補修に充てれば、この程度の負担は道路改善による車両の損傷防止により充分カバアーできると思う。（永田委員）

地方税としても考えているのではないか。（荒井委員）

目的税は教育的意味もあるが、特別会計も作らねばならず手続が煩雑であるので、行政措置として道路改善に充てるのだという説明位に止めておいてよいと思う。（井藤委員）

(2)　生産者税

(イ)　生産者税と現行取引高税との可否論

(イ)　現行取引高税を可とするもの

一、取引高税非難の一番大きな原因は、所得税に関連して所得をつかまれ易いというところにあろう。そういう点を何らか緩和して取引高税を生かしたらよいと思う。（井藤委員）

一、取引高税の一大非難は所得をつかまれ易い事にある。これは所得税が不合理だから生れてくるのだから、所得税の合理化による解決に全力を注いで取引高税を存置した方がよい。（円城寺委員）

一、印紙を貼るのをよして、取引高税を残したがよい。生産段階で三百億円、四百億円もとろうとすれば、必ず無理がでてくるだろう。（大矢委員）

一、現状維持に賛成だ。どうしても仕方がないというなら取引高税を解

体して生産税に当るものを物品税にいれ、通行税を改正し、その他は特別行為税で吸収する事が考えられる。取引高税の実質はなるべく残したい。（井藤委員）

(ロ) 生産者税を可とするもの

一、現在の取引高税の印紙をやめた事や、各取引への課税をやめた事や、此の案は改善だと思う。（吉阪委員）

一、生産税をとらねばならぬのなら、原材料を免税にするか、出来ないのなら二重課税を考慮して、税率を低くする必要がある。（金子委員）

一、小営業者の手数煩雑は、製造者段階での課税によって防止し得ると思う。此の点生産者税は改善である。（永田委員）

(二) 原料品免税――二重課税の問題

(イ) 積極論

一、生産者税は一方に二重課税の弊が一層大きくでる。結局原料品免税ができなければ、一年たたぬうちに轟々たる非難で行き倒れになるだろう。（大矢委員）

一、二重課税の弊害が極端に現われるから、生産課税にするのならば、原料品を免税する事が必要だ。（大矢委員）

(ロ) 消極論

一、原料品免税は事実上困難だと思う。外形標準ではむづかしい。製造の事実があれば、分けずに全部課税する事にしなければ実施上困難だろう。（永田委員）

一、どうしても取引高税を廃止して、生産税をとるとして、原料に免税が困難ならば、免税をせずに税率を例えば百分の二位に下げたらどうか。（永田委員）

(3) 手形税

(一) 賛成論

一、取引高税の代り財源を一手で引受けるのは疑問であるが、手形税を考えてもよいのではないか。現在銀行の扱う手形には印紙をはらないでよい。

しかしこれにも消費貸借の場合の印紙位には負担させてよいのではないか。又、金利の高い時に、多くの反対論があるが、税を若干かけるなら問題も少いと思う。

私は、課税するのなら、銀行のみならず、債務証書全体に課税する必要があると思う。（荒井委員）

一、現在金利はひきしめているとはいえ、相当乱暴な金融をしている。大体少々高い税金ではじめて企業の合理化をなし得るのだし、乱暴な融資に対して警告を発する意味でも、金を尊重せしめる為にも、必ずしも手形税反対論に賛成し得ない。（東畑委員）

(二) 反対論

(イ) 金利に及ぼす影響を論拠とするもの

一、特に金利の事業に及す影響の大なる時に手形税の税率を高くするような事は避くべきと思う。（金子委員）

一、取引高税の代り財源としてとるなら金利も相当高くなろうが現在の二銭八厘すら金利が高いとの意見が強い時、更に金利を上げては国際経済上競争し得ぬ。寧ろ金利を押える方向に進むべきだと思う。（円城寺委員）

(ロ) インフレ対策を論拠とするもの

一、九原則上もインフレを予想するような措置は面白くない。（円城寺）

一、これからインフレは起らぬとの前提のもとに税制を作らんとしている時手形税はインフレを予想したものであるが、これは矛盾ではないか。独逸では第一次大戦後インフレ収束の際に不当に儲けたのを調整する意味で手形税を設けたのであるが、日本ではまだその時期ではない。（井藤委員）

一、更にインフレが昂進すれば借金をしている者が得をするといわれるが既に時期としてデフレ傾向を予想される時穏当でない。（金子委員）

(ハ) 其の他の論拠に依るもの

一、手形税の結果決済を阻害し、現金取引を誘致する。又これまで決済していた債権関係も売掛、買掛のあいまいな関係に残しておいて後で一べんに金銭決済をするようになるおそれがある。手形そのものに課税するのは弊害が多いと思う。（江沢委員）

一、取引高税は臨時税ではなく経常税であるのに、代り財源としてとる手形税はインフレ下の臨時税である点税務行政上おかしくないか。（井藤委員）

一、手形税はひとつの流通税であり、一たんかけるとなると非常に税率をあげ易い、そういう危険をもったものとして御審議願いたい。（永田委員）

(ニ) 手形税に代るべき税として主張されたもの

一、税率の低い手形税を採用する位なら、現在の印紙税を少しあげた方がよいと思う。（井藤委員）

一、印紙税が低すぎるのは考え直してよいと思う。（江沢委員）

(四) 業界の意見として表明されたもの

一、産業界の意見としては、現在が既に金詰りであるのに、手形税を設けることにより窮屈にする事となり、又政府自身信用取引を回復させんとしているのに逆に阻害する事になる。

又手形税によって各企業は既に赤字であるのに、借金が更に税金だけ殖えることになる。（金子委員）

一、中小工業からは手形税に関して二つの見解があるようだ。即ち一は手形も金額一定以上に課税するのなら影響は少いとみて取引高税がなくなるならあってもよいとの見解、これに対して第二の見解は銀行に関するものだけでなく個人間の貸借関係まで及ぶなら、税務官吏の個人に対する調査も厳重になりはせぬかとの心理的要因もあって遂に取引高税より以上の悪税なりとするものである。その理由としてはその他に貿易手形に課税するなら貿易上阻害になるという事や闇金融を誘発するという事や貸出にまわされて信用の膨張になりはせぬかといった事で一般的には反対論が多い。（吉阪委員）

税制合理化の基本的方向としては特に次の諸点が重要視されるべきである。

(一) 所得税制の合理化を行い、税率、控除について調整を図ることに最重点をおくべきである。即ち

(1) 所得税に非常に多額の収入を期待することが負担の公平を得る所以でないことは上述のとおりである。

(2) 国民消費の面から見て、現在の基礎控除、扶養控除は、生計費中飲食費にも達せず、著しく過少に失するから、これを最近の物価賃銀、生計費の状況に即応して適当なところまで引き上げることが必要である。

(3) 次にインフレーションの進行に関連して、現在の税率、控除に相当無理な点があり、このような高い税率は働く意欲を阻害していることは事実であるから、これを適正な税率に引き戻すとともに、特に低額所得者の税率適用上の階級区分を緩和することが必要である。

(二) 法人税制については、企業資産の再評価を行いこれを中心として法人負担の調整合理化を図りたい。

(1) 即ちインフレーションの結果、現在の帳簿価格は著しく低いものとなっているので再評価した固定資産の価額を基準として正常な減価償却を行い、資本の維持乃至蓄積を可能ならしめることが必要である。

(2) 企業資産の再評価により比較的に資本金額が僅少である旧会社の超過所得に対する課税を軽減し、最近設立された会社との間における課税上の不均衡を是正することが必要である。

(3) 更に法人企業と個人企業との税負担の均衡を図るため、所得税において軽減措置を行う場合においては、法人についても若干程度税率等の引き下げを行うこととしたい。

編注　本文は一月七日閣議決定により設置された税制審議会における、第一回

昭和二四年一月一一日から第一三回同年三月三日までの論議を主税局においてまとめたもの。なお、原文の印刷不鮮明部分は、「審議会記録」を参照して補てんした。

出所　大蔵省資料Z五〇四―二。

(8) 税制審議会の設置に関する件

（昭和二四年三月二五日閣議決定）

税制審議会の設置に関する件（昭二四、三、二五閣議決定）

一、内閣総理大臣の諮問に応じ、租税に関し調査審議させるため、内閣に、税制審議会を設置すること。

二、税制審議会は会長一人及び若干人の構成員を以て組織すること。会長は大蔵大臣を以てこれにあてること。

構成員は、国務大臣、学識経験ある者及び関係各庁官吏中より内閣総理大臣が委嘱し又は命ずること。

三、昭和二十四年一月七日閣議決定により大蔵省に設置せられた税制審議会はこれを廃止すること。

出所　大蔵省資料Z五〇四―二。

(9) 納税準備預金制度要綱（昭和二四年四月一八日銀行局）

納税準備預金制度要綱（昭二四、四、一八決定）

一、納税準備預金の取扱機関

銀行（日本銀行を除き、信託銀行を含む。）、市街地信用組合、信用組合、農業協同組合、無尽会社及び貯金の受入をする漁業会、商工協同組合等預金又は貯金の受入をすることができる金融機関は、この預金を受け入れることができるものとする。

二、納税準備預金から納付することができる租税

徴収義務者及び特別徴収義務者の徴収する租税を除き、すべての国税及び地方税は、この預金からこれを納付することができるものとする。

三、納税準備金の条件

(一) 預入は納税義務者の自由とする。

(二) 払出は、預金者（又はその同居親族）の納付しなければならない二、に掲げる租税の納付に充てる場合に限る。但し、左に掲げる場合においては、この限りでない。

(イ) 災害に基く資産の甚大な被害その他已むを得ない事由により預金者が資金を必要とすることを金融機関が認めた場合

(ロ) 元本に繰り入れた利子相当額

(三) 利率は、日歩七厘以内とする。但し、(二)の(イ)によりこの預金の払出があった場合においては、その払出の属する利息計算期間中の利率は、預金の全額につき普通預金なみの利率とする。

現に、日歩一厘の範囲で銀行の預金利率より高い利率を適用している市街地信用組合、信用組合、農業協同組合、漁業会等は、右に掲げる日歩に一厘を加えたものを限度とする。

四、納税準備預金の利子に対する所得税

この預金の利子に対しては、所得税を課さないものとする。但し、(二)の(イ)により払出があったときは、その部分に対する利子については、非課税としないものとする。

五、納税準備預金の払出手続

(一) 国税及び地方税の区別に従い、日本銀行代理店、日本銀行国税代理店又は地方公共団体金庫を兼ねている金融機関にこの預金をしている預金者が、この預金から租税をその店舗に納付する場合は、納付書又は納税告知書により払い込ませる。

(二) 国税及び地方税の区別に従い、日本銀行代理店、日本銀行国税代理店又は地方公共団体金庫を兼ねていない金融機関にこの預金をしている預金者が、この預金から租税を納付する場合は、原則として日本銀行本支店、日

本銀行代理店、日本銀行国税代理店又は地方公共団体金庫等最寄りの納付先宛小切手（国税又は地方税の納付につき、農業協同組合が発する信用農業協同組合連合会宛小切手を利用できる地域においては、この小切手）又は証券納付に関する制限に関する件（大正五年大蔵省令第三十号）第一条第二項の小切手の交付の方法により、これを納税に充てしめる。

この小切手には、その表面の適当箇所に「納税用」と表示するものとする。

六、納税準備預金の課税を受けるべき利子額の計算

納税準備預金の課税を受けるべき利子額の計算は左の各項によるべきものとする。

(一) 納税準備預金の払出は、当該納税準備預金の預入の順序に従い、順次にその払出があったもの（即ち下積から払出があったもの）とする。

(二) 利子を元本に繰り入れたときは、その繰り入れたときに、預入があったものとする。

七、その他

(一) 納税準備預金の利子計算期、附利単位等は普通預金に準じ、各取扱金融機関の慣行によるものとする。

(二) 納税準備金の払出については、原簿及び通帳の適当欄に、それぞれ「何年何期分何税」と記入するものとする。

備考

一、この制度は、昭和二十四年五月一日から実施する。

二、この要綱のうち、納税準備預金の利子に対する非課税取扱に関しては、これに関する法律の規定の施行により、実施されるものである。

三、納税準備預金の利率に関しては、臨時金利調整法に基く告示によるものとする。

四、この要綱は、郵便貯金制度に適用されない。

編注　納税準備預金制度は、「納税施設法」に基づき昭和一八年四月一日から実施されたが、「納税施設法」が廃止された（昭和二二年一一月三〇日法律第一四二号により、同年一二月一日）ため、預金の新規受入れを停止したが、二四年に至り、通貨安定対策本部にはかり、各方面の意見を容れて本要綱を決定し、その旨昭和二四年四月一九日銀国第一一八号銀行局長通牒をもって、五月一日実施を金融機関に通知し、「租税特別措置法の一部改正法」（昭和二四年四月三〇日法律第四三号）及び「租税特別措置法施行規則の一部改正」（同大蔵省令第二七号）によって施行した（大蔵省所蔵日本銀行資料）。

出所　大蔵省資料Z五二六―一四―五。

(10) 日本政府の国税行政の改組に関する司令部覚書

（一九四九年五月四日SCAPIN二〇〇一）

① 日本政府の国税行政の改組に関する件

（昭和二四年五月三日附AGO一二二ESS／IR）

一、一九四八年一二月一九日付の経済安定九原則は、日本政府に対し、他のことがらとともに、「徴税計画を促進強化し脱税者に対しては迅速且つ広範囲に亘る活発な刑事訴追を確実に行うこと」を企図する措置を採るよう指令した。これ等の目的及び公正不偏な税務行政の目的は、高い道徳心と専門的資格を持った職員を出来るだけ備えた専門的税務機構を確立することによって最も効果的に達成せられる。

二、これらの目的を達成する計画の一部として、日本政府は可急的速かに次の事項のため必要な措置をとらなければならない。

(イ) 国税行政のための外局として、大蔵省内に税務局（Tax Administration Bureau）を創設すること。この局は地域的及び地区的事務所（regional and local offices）に対して完全な権限を有し且つ左の(ロ)に掲げるものを除きすべての国税事務に関し責任を負うべきものである。

(ロ) 現在の主税局の有するすべての税務機能は、租税立法及びこれに関する調査関係の機能を除き、新局へ移管すること、右の除外された機能は大蔵省

の内局たる税務調査局（Taxation Research Bureau）に残されるべきである。

(ハ) 財務局から税務に関係なき一切の行政事務を分離し、財務局を外局たる税務局（Tax Administration Bureau）の地区税務所（regional tax offices）であり且その重要なる部分であるように再組織すること。

(ニ) 財務局の税務に関係なき一切の機能は地区的地域的行政の必要に随い且政府活動の簡素化及整理の方針に従って大蔵省が立案する機関に移管すること。

(ホ) 現在、主税局内にある税関部は大蔵省の内部機構に残置すること。

(ヘ) 有能な、資格のある且つ訓練された税務職員を出来る限り備え、そして政府の税法を活発且公正に管理施行するために適当な人員を備えること。

三、本覚書の範囲に属する事項について連合国最高司令官司令部経済科学局と大蔵省と直接連絡することを認める。

編注　本覚書は正式には五月四日付SCAPIN―二〇〇一として発出された。

出所　大蔵省資料Z五二六―一六―四。

(11) シャウプ博士と税制審議会委員との会談要旨

（昭和二四年五月一七日主税局）

シャウプ博士と税制審議会委員との会談要旨

（昭二四、五、一七於農林中金ビル　九・〇〇―一二・〇〇）

一、出席者

シャウプ使節団側　シャウプ博士、ヴッカリー博士、ハットフィールド博士、コーエン博士

税制審議会側　塚田十一郎、前尾繁三郎、永田清、井藤半弥、汐見三郎、江沢省三、円城寺次郎、杉道助、渡辺忠雄、渡辺年之助、宮崎彦一郎、都留重人、渡辺銕蔵

二、主なる会談内容

塚田　国民の租税負担の軽重は国民所得（名目、実質）の計算方法にあると共にその徴税方法にある。特に徴税の割当は不当である。

シャウプ　その割当は上の方から来るか。

塚田　然り、徴税方法の不合理は徴収歩合を七六%にきめたりしているので支払う人は重くなり、滞納者は軽くなる。ここに不公平が起る。

シャウプ　その根拠如何。

塚田　説明

塚田　具体的な問題として、先ず第一に所得税について、勤労所得には二五%の控除があるが、事業税にはない。この点中小商工業者の為是非農業、事業者に控除がほしい。

第二は物品税、国会への陳情が多く、脱税も多い。健全な生産を増加する為にその課税に改正の余地が多い。

第三に所得税調査委員会を設置する必要がある。

シャウプ　従前のものと同じか。

塚田　然り。

江沢　今後産業資金は市中銀行の資金の貯蓄により賄わねばならぬ。税法上その預金の保障を考慮せられたい。

シャウプ　如何なるものが貯蓄を妨げるか。

江沢　課税の為貯金迄調査すること等にある。

前尾　第一に国民所得と負担との割合。特にその内容を検討して考え直す必要がある。

シャウプ　社会政策的支出は国民の負担を見る場合如何に取扱うか。

前尾　取扱方の説明

第二に、国民所得と実際の生活費から考える所得とは大分違う。従って担税力は非常に低いものである。六三〇〇円ベースは生活費のぎりぎりの処できめているが、租税はそれを無視して高率な課税をしている。

営業においても然り、そこに税務署が手心を加えねばならぬ理由があり、そ

の結果弊害を出している。

シャウプ　現在も左様か。

前尾　その食い違いを課税、徴収の強化によってどうにか辻つまを合わせている。そこに摩擦が生ずる。

ヴィッカリー　それでは合理化とし税率を下げた場合徴税が完全に行くか。

前尾　税率を下げても徴収額は下らない。

第三に日本の租税体系は劣っていない。間接税の比重が近来低くなって来たのは直接税を強行したからだ。今は間接税の比重をふやすべきである。

第四に財産税は創設すべきであるが今は早い。

永田　審議会のメンバーは各界の代表であるから、色々陳情の手紙が来ている。いずれお見せしたい。

円城寺　日本の租税負担が重いか軽いかの論議が活発であるが、逆にシャウプ博士よりその負担をみる方法を専門的に説明して頂きたい。

シャウプ　国民所得と租税負担の割合だけでは分らぬ。国の経済の実情が分らねば解答出来ぬ。

円城寺　昨日の抜打的視察は非常によい。どしどしやって頂きたい。

シャウプ　今後仕事の終る迄やってみる。

円城寺　法人の固定資産の償却について赤字を出して迄償却することに反対するものがある。つまりよく知らずに世間の浮説に左右されている財界人がいる。博士の償却についての見解如何。

シャウプ　今日は用意していない。

円城寺　評価益の積立金について課税するは不可である。

シャウプ　この問題は諸外国のインフレ下にある状態をも研究してやるつもりだ。

円城寺　歳出の方も研究して頂きたい。特に地方財政について。

杉　徴税と税務署の改革を希望する。正直者が馬鹿を見ぬようにして頂きたい。法人、勤労、農業等の所得は調査しやすい。しかし個人企業は不正な脱税が多い。（店舗を持たぬブローカー等）

税務署に協力する機関の創設及び簡易裁判所の設置を希望する。又関東、関西の実情は違うから関西の方もみて頂きたい。

シャウプ　今週金曜から関西へ行く予定、いずれ日本全国をみる予定。

渡辺忠雄　第一に徴税の方法。十二月より一月にかけて一度にまとめて徴収するは不可。

第二に銀行の貸出の償却を認めて頂きたい。

渡辺年之助　第一に労働者や小企業者の負担が過重である。第二に歳出をよく検討して頂きたい。この点国民の関心が少い。

宮崎　税の負担の問題は国民所得とのパーセンテイジからだけで考えずに生活費の点を考え直して頂きたい。法人の場合も同様。

又貿易業者のリザーブファンドの免税を考慮して頂きたい。

渡辺銕蔵　第一、国民の租税負担は限度を超えている。国、地方共その歳出を減ずる必要がある。

第二に、税の方面ではインフレーションに応じて只レートをあげることだけをして来ているから全面的に税制について検討する必要がある。又徴税の方法についても広い検討が必要である。

第三、国税と地方税との関係の合理化が必要だ。

第四、税率が高過ぎる。特に物品税、不動産取得税、入場税。

シャウプ　御一同の検討に感謝する。

参考の意見資料があれば出して頂きたい。

出所　大蔵省資料Z六〇三―一〇八。

(12) 昭和二十四年度における軍政部の徴税援助について

（司令部提出意見案）（昭和二四年六月四日主税局）

昭和二十四年度における軍政部の徴税援助について（案）

（昭二四、六、四）

徴税の最も困難を極めた昭和二十二、二十三年度において、納税者に対する宣

伝、税務運営の能率向上について与えられた軍政部の援助協力が両年度の徴税完遂に多大な好影響を及ぼしたことは、日本政府として真に感謝に耐えないものがあるとともに、徴税完遂のため軍政部に多大の援助を煩わさなければならなかった現実については、深甚な反省をうながされるものがある。本年度においては、国税庁が新設され税務運営は、その面目を一新しようとしている。併しながら、機構の改革は、短期間に早急に効果を表すことは望み得ないとともに、国民租税負担が非常に重い現状と本年度徴税の重要性を考えるときは、なお軍政部の援助懇請を必要とする部面が少くないのであって、此の際軍政部の徴税援助について、当方の率直な希望意見を開陳したい。

一、納税者に対する納税宣伝、教育等のための援助は、全国的に常時継続的に与えられたい。（但し、費用を要するものについては、それぞれ国税局、税務署に与えられた予算の範囲内において行われなければならないことに御留意願いたい。）

二、(一)　東京、大阪、名古屋各国税局管内の税務署並びに集団的反税運動等徴税阻害の著しい府県、都市（岡山県、福岡県、新潟県、長野県、広島市、長崎市、弘前市等、なおその他の地区は、その時の状勢に応じて追加を連絡することといたしたい。）の区域を管轄する税務署に対しては、右のほか昨年同様の常時継続的な援助を与えられたい。これらの地区においては、軍政部の援助は、納税者に最後の踏切を与えるために最も効果的であって、また集団反税運動等に際して暴発せんとする群集を鎮静して不祥事件を防止した効果は、著大なものがあったのである。併しながら、地方によっては、担当官の熱意の余り、税務署に対する具体的指導に当り、税法上必ずしも適法でないことを勧告された事例がある。これらは、その場で収入を挙げる上には、効果を認められるが、長い目を以て見れば、納税者の納税に対する熱意を減殺し、また税務の信用に悪影響を及ぼす虞もあり、その方法については、御考慮を願いたい。なお又税務署は、常に各種の報告書の作成提出に繁忙を極めているので、各地の軍政部から税務署に対して要求される報告は、将来は内国歳入課と国税庁とで打合の上定めた報告だけに限られたい。

(二)　(一)以外の地区所在の税務署については、国税局、税務署から左の如き場合において援助を懇請した場合には、それに応じて援助を与えられたい。

(1)　税務署、国税局等に対して、過激な集団的反税運動が行われる場合
(2)　第三国人の課税について、強制調査又は滞納処分を行う必要のある場合
(3)　第三国人（主として朝鮮人）の集団的酒類密造が行われる場合
(4)　税務署内の過激分子によって徴税を阻害するような行動が企てられる場合
(5)　緊急止むを得ない理由で、資材の供給、施設の使用の斡旋を必要とする場合
(6)　税務職員の志気を鼓舞するため、又は納税者の納税思想を昂揚するため集会等の催される場合に、国税局長又は税務署長の要請に応じメッセージを与えるなど精神的な援助を必要とする場合

三、基準税務署の運営については、その所在する地区の如何に拘らずできる限り日本政府の手によって行いたいが、特に軍政部の援助を求めてきた場合には、他の税務署同様惜しみなく援助を与えられたい。

出所　大蔵省資料Z五〇四―五。

(13)　シャウプ博士と全国財務労働組合及び関東財務職員組合との対談要旨（昭和二四年六月一六日主税局）

シャウプ博士と全国財務労働組合及び関東財務職員組合との対談要旨（下条記）

（二四、六、一六農林中金ビルにて一〇・〇〇―一一・四五）

出席者　使節団側　シャウプ博士、サレー博士、ハットフィールド氏
全財側　川上参議院議員、杉村委員長、坂根副委員長、高島副委員長、入江書記長、徳島執行委員
関財側　阿部書記長、吉池執行委員

徳島　税金は今日非常に大きな問題となっているが、分っている人は極めて少ない。

納税者は勿論のこと、税法の立案審議に当る国会議員すら分らぬ人が可成ある。それは税法が悪いからである。

国民の大多数が無知である証拠には、朝日評論の四月号に出ている世論調査がよい例である。それによれば税務官吏がにくい余りその放逐を希望するものが圧倒的に多い。

又税法がよくないことについては、前野田大蔵次官が二十二年六月の「財政経済」において指摘しておられる。即ち増税をするために、税務官吏の不手際と未熟練をカバーするには税率の引き上げのみをこととして来た。国民が之に対して沈黙を守ったのは、皇国租税理念の影響があったからである。

更に博士が関心を持っておられる相であるが帳簿組織の採用は現在不適当であると思うがこれについては東京財務局の諮問委委員であった北村氏がよき事例を提示された。それは同氏は東京商工者同盟の委員でもあるので、二十二年の所得について帳簿を記帳するように同組合員を指導されたがその結果は税金の増加となって現われた。従ってその翌年からはやめられた。それは税務署の決定は実額の大体六割を把んでいるに過ぎないからである。そこで不公平も生ずるのである。

サレー博士　税務官吏が公平にその職責を果すように税務官吏の教育ということが考えられるが、これに対しては組合側は如何なる見解を持っておられるか。

坂根　この点に関して政府は我々の主張に従い、高等財務講習所を設置し、大学に聴講生を派遣する途を講ずるに至った。私は高財の第一回卒業生であるが、十ケ月の在所中に受けた感じは政府のやり方が実に封建的であり非民主的であるということである。

サレー博士　それはどういうことか。

坂根　その封建的な教育は教授課目によっても分る。

単に法律のみを教え込み、その成績のみを重視する。我々はかかるやり方に反対しもっと人間的な教育を主張し且調査及び技術的な面の指導を希望し、卒業後直ちに役立ち得るようにしてもらいたい。

サレー博士　高財の教育の主眼は諸君のいう人間的な教育にあるのではなく税務の実務に役立つような教育にあるのではなかろうか。

次に論題を改めて、最近多くなった税務官吏の瀆職については如何考えているか。

徳島　瀆職の責任はすべて政府にある。

先ず第一に税金が高くて納税者が困っており、且つ決定に当り税務官吏が手心を加える余地があるからである。

第二には税務官吏自身も生活に困っているからである。

第三はそれら税務官吏の生活の困窮を救済すべき手が打たれていないからである。

第四には、税務署の中心的な熟練者がやめて、民間に入り代りに二十歳前後の若い人が入って来たからである。

シャウプ博士　何故やめて民間へ行くのか。又月給にはどの程度の差があるのか。

サレー博士　やめて行くのは課長級か。

高島　やめて行くのは係長級であり、税務署では平均八千円位であるが、民間では一万円から一万五千円をもらえるので、やめて行くのである。

サレー博士　そのために組合は若い人々のために教育をやっているか。

徳島　組合運動はすべて政府によって弾圧されているので実行できない。

シャウプ博士　月給の点以外に改良さるべき点がないか。

徳島　住居の不足は深刻である。又鉄道通信、警察には病院があるに反し我々のための医療施設は非常に貧弱である。又交通費は高く交通機関としての自転車等は非常に不足している。更に税務官吏の異動転勤が多いのは脅威である。

シャウプ博士　交通費は通勤費か事務連絡費か。

高島　事務連絡費である。

徳島　又徴収事務関係者は複雑多忙を極め、超過勤務することが多いが、その分の手当が出ない。

人事の件についても不合理が多く未だ親分子分関係で行われることが多い。

サレー博士　諸君は組合の専従者かそれとも税務署で勤務しているのか。

高島　税務署にはいないが、税務署に籍はあって無給休暇の形で組合の仕事に専従しているのである。

シャウプ博士　誰がその間の月給を支払うのか。

高島　組合員である。

シャウプ博士　税務官吏はどの組合に何名位加入しているか。

高島　全財に四万（八〇％）関財に一万二千、その他参加せざるもの五千。

サレー博士　税務署では誰が入るか。署長も入るのか。

徳島　署長、総務課長を除く署員である。

ハットフィールド氏　諸君の組合に加入する人は国税事務担当者のみか又は地方税事務関係者もか。

高島　地方税関係者は入らず別に組合を作っている。我々の組合は国税事務担当者と理財、国有関係が入っている。

ハットフィールド氏　別の組合は何というか。委員長は誰か。

徳島　自治労連といい、菱という人が委員長である。

サレー博士　組合費はいくらとっているか。

高島　全財は月本部へ三十円、支部五、六円、関財は本部へ七十円。

シャウプ博士　超過勤務手当は全然もらっていないか。

高島　超過勤務した割合にはもらっていない。

徳島　現在政府はこの人手不足の折にも拘らず既に首切りを始めている。

サレー博士　納税民主化同盟はどういうことをしているか。

高島　重い税を軽くし、不公平な税を公平にすることをスローガンとしている。

サレー博士　他に指導教育をやっていないか。

坂根　申告の指導をしている。

サレー博士　正しい申告の指導ではなく、脱税方法を教えているのではないか。

高島　税務代理士が納税の指導に当っているが、現在は、本当に困っている人には役立たず寧ろ脱税の手引きをしている。

シャウプ博士　自分が地方を回って実際に聞いた話では、或る小農は僅か五十円の手数料で自分の申告書を書いてもらったといっていたが、それは例外であるか。

高島　例外である。現在帳簿をつけることよりも税務署と政治的に折衝し税額を減ずるのがよい税務代理士であると言われている程である。大阪の税務代理士会長は二十三年度所得として僅かに八万円を申告したのみである。

サレー博士　諸君は他の組合等と何か連携して行動しているか。

高島　関係はない。

徳島　現在の日常の事務がうまく行かぬのは割当課税であるから。

シャウプ博士　何故か。

高島　主税局―財務局―税務署の割当額があり、又その中を業種目別、地域別に分け総額及び一人当りを出している。

シャウプ博士　複雑であるからメモランダムとして出してくれ。

川上議員　私は参議院の大蔵委員であるが、意見は委員会の意見としていずれ書面として提出予定である。

私の主張したいのは第一に不公平な税金を公平にすること。第二に税務官吏の過重な労働を軽減すること。第三には申告納税制度は我が国の現状では時期尚早であること。（この時シャウプ博士とサレー博士が目くばせした）第四に昨年三一〇〇億の税を徴収するに非常な困難があったが本年度はその六割増の税を徴収することになっている。そのため更に幾分の困難が予想されるから、博士より政府を御援助願いたい。

高島　政府は資料を秘密にしているから博士より話して頂けないか。

シャウプ博士　必要資料を書いて出してくれ。話してやる。

出所　大蔵省資料Z六〇三―一〇八。

(14) 税制の改正に際し預金等の利子に対する所得税課税方法の改正に関する要望事項（昭和二四年六月二五日銀行局）

税制の改正に際し預金等の利子に対する所得税課税方法の改正に関する要望事項（昭二四、六、二五銀行局）

今回シャウプ・ミッションにより、我国の税制が全面的に検討されるこの機会に、預金等の利子に対する課税方法に関し、従来から一般国民及び各金融機関が強く要望している次のような改正が行われるならば、税収入に些したる減収も来さないで、一面において税務署及び金融機関の徴税事務を単純化することができ、他面において国民の貯蓄意欲を著しく昂揚することができ、この結果経済安定九原則の実施下において、所期の資金蓄積が一段と円滑に実現できるものと信ずる。

よって、この問題の実現に関し特別の関心を寄せられんことを望む。

一、預金等の利子に対する所得税の課税は、綜合課税を廃止し源泉徴収の方法のみとし、その税率を百分の二十の比例税率とする。

二、国民貯蓄組合法における預金等の利子に対する非課税限度三万円を元本十万円に引上げる。

（別　紙）

一、についての説明

(一) 現行所得税法においては、預金等の利子に対する課税は、次の方法によることになっている。

A　源泉徴収―利子所得は、支払の際二〇％の比例税率により課税され、利子支払者が徴収する。

B　綜合課税―次に利子所得は、預金者の他の各種の所得と合算して一定額以上のものは累進税率により税務署が徴税する。但し、預金者の選択があった場合には、この方法に代えて、六〇％の比例税率（A源泉徴収の二〇％を含む。）により利子支払者が徴税する。（源泉選択課税という。）

(二) 右の現行制度の改正を必要とする理由は次の通りである。

二、の問題についての説明

A　綜合課税を廃止し源泉徴収のみとすることにより、金融機関は年間の利子支払額三〇〇円以上の預金者についての利子支払調書を税務署に提出する必要がなくなり、税務署もこれを調査しなくても金融機関による完全な徴税が期待でき、事務の簡素化を図ることができる。

B　預金は、利子支払調書について税務署の個別の調査を受けなくなり、預金者の貯蓄心理に好感を与え、預金等の増加に資することができる。

C　預金等の利子に対する所得税額は、昭和二十三年分に見るに所得税総額一八三、四六八百万円のうち六八四百万円（〇・三七％）に過ぎない少額である。

更にこの六八四百万円は大部分が源泉徴収によるものであって、綜合課税による税額は四百万円（〇・六％）に過ぎず、源泉選択課税によるものを含めても九二百万円（一三・五％）であるから、税務署及び金融機関の双方に多大の手数がかかるこの方法は、大局的に見て再検討されるべきである。（別表一参照）

(三) 綜合課税方法を廃止して、しかも税率を二〇％の比例税率に据置く理由は次の通りである。

A　貯蓄増強には国民の貯蓄意欲を向上させることが必要であるが、大衆に普遍的に知られている現行源泉徴収税率二〇％を僅かでも引上げることは心理的に悪影響を与える。

B　総所得金額に対する所得税の平均賦課率は昭和二十三年度においては、僅かに二二・九％に過ぎない。

C　低額預金者に不利にならないようにするとともに、高額預金者を優遇することによって、却って預金が増加することとなり、税収上理合せがつく可能性が充分にある。

D　累進税率を採用するときは、預金者は徒らに預金を分割して低率課税を追うこととなり、その上高額預金者を吸収することが困難になり、不適当である。

(一) 貯蓄組合は、大衆の消費節約によって貯蓄される長期性預金を吸収するもので、貯蓄運動推進の重要な根幹となっている。従ってこの制度の最も有力な助長手段として、その幹旋する預金等の元本が三万円以下であるときは、その利子に対しては所得税を課さないことになっている。

(二) その非課税限度を十万円に引上げる理由は次の通りである。

A　物価は、終戦当時に比べ本年二月において卸売は六十八倍、小売は七十四倍となっており、これに伴う名目的国民所得も著しく膨脹した現状においては、現行の非課税限度が零細に過ぎるばかりでなく、これから生ずる利子額は一層問題にならぬ少額である。（別表二参照―省略編者）

B　既往の税法の改正によって、所得税及び相続税における各種控除額が相当引上げられているから、これ等との権衡上、引上げることが必要である。（別表三参照）

C　国民の名目所得が一般的に著しく増加した今日では、十万円程度の預金は所謂大衆預金と見られる。

別表一　預金の利子に対する所得税課税状況（昭和二十三年分）

区分	税額	割合
所得税総額（見込額）	一八三、四六八、〇〇〇 千円	一〇〇・〇〇 %
内訳　預金利子所得分	六八四、二〇八	〇・三七
源泉徴収	五九一、六二二	〇・三二
源泉選択による徴収	八八、五九九	〇・〇五
綜合課税	三、九八七	〇・〇〇

別表三　元本三万円の預金利子調

区分	利率	利子	源泉課税額（二〇%）
○定期預金（元本三〇、〇〇〇円）			
期限一年	年四四厘	一、三二〇円	二六四円
年六月	〃四二厘	一、二六〇円	二五二円
〃三月	〃三八	一、一四〇	二二八
○普通預金	日歩五	五四七・五〇	一〇九・五〇
○通知預金	〃六	六五七	一三一・四〇

別表四　所得税法及び相続税法中課税標準改正に関する調

区分	課税標準		現行法
	昭二〇年八月現在	昭二一年九月現在	昭二二年五月現在
（所得税関係）俸給、給料、賃銀、歳費、年金、恩給、賞与等の給与の基礎控除額（分類所得）	甲種 六〇〇円 乙種 六〇〇円	甲種 二、四〇〇円 乙種 一、八〇〇円	収入金額の十分の二（六千円ヲ超ユルトキハ六千円）
扶養家族控除額	一人当二四円（扶養家族中子五人以上ナルトキ八年三六円）	一人当 七二円	一人当 三〇〇円
（相続税関係）生命保険金、退職手当、功労金等非課税限度	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
基礎控除額	家督相続 五、〇〇〇円 遺産相続 一、〇〇〇円	家督相続 三〇、〇〇〇円 遺産相続 三、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
			五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	一人当 一、八〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
			収入金額の十分の二・五（三万七千五百円ヲ超ユルトキハ三万七千五百円）

出所　大蔵省資料Z五二六―五―五。

(15)　大蔵大臣池田勇人覚書（昭和二四年七月）

大蔵大臣池田勇人覚書　①

一、補給金の削減は、政府の確立された政策である。補給金制度は過去においては経済安定に貢献したのであるが、それにも拘らず今や政府が本会計年度に補給金を削減するために積極的な措置をとる時期は来ており又条件は備わっている。既に或る補給金削減はなされており、又その他のものもこれにならうことになっている。一九五〇―五一会計年度において補給金支出は半分になるであろうし、一九五一―五二会計年度においては補給金は予算から消えるであろう。

政府が補給金削減計画を始めることが早ければ早いほど本会計年度における削減額は大きくなり、従って一九五一―五二年度に完全に補給金をなくしてしまうことを目標とする将来の削減はよりうまくいくであろう。

補給金を削減することによって

(1)　政府は多額の支出を節約することができる。

(2)　より一層自然的で合理的な価格構造が供給と需要の自動的均衡の過程において実現される。

(3)　企業は政府からの援助を求める代りにいかにして自立するかを学ぶであろう。

二、補給金削減計画は物価を騰貴させる傾向がある。このことは政府によって考慮されつつあるような穏健な計画の下においてさえ事実である。但し、実効価格（又は闇価格）に対する補給金削減の効果は、公定価格に対するものよりはるかに小さいであろう。

もし賃銀を増すか―これは実際的でないのみならず望ましくない―或は租税の軽減によって生計費の増加を相殺するかいずれかの手段がとられなければ、これ（補給金削減）は高賃銀の要求に対してよい口実を与えるかもしれない。何らかの手をうたなければ、政府は無防備の状態に追い込まれるであろう。

三、本会計年度において正当とされる租税の軽減に対しては二つの条件がある。

先ず第一に軽減は国民所得の単なる再配分の範囲を越えてはならない。本会計年度においては日本国民が租税軽減の方法によって純生計費（勿論租税負担を含む。）を引下げるには時期尚早である。

第二に減税は国家予算の均衡を破壊するようなものであってはならない。

(1)　第一に政府が提案する租税軽減は、国民の純生計費を軽減しようとするものではない。この提案によれば、租税は三百十億円まで軽減され、一方補給金は三百五十億円まで削減されるだろう。

国民は租税を払うのは少なくなるが、しかし彼等が買う物に対しては今までより多く払わねばならないであろう。納税者から一〇〇集めて、例えば九〇を彼等に払い戻す（一〇は行政費として失われる。）代りに、政府は複雑な企業から手を引いて国民自らにそれをやらせるのである。

(2)　第二に国庫としては、提案される減税が、補給金削減を伴うものであれば何等差支えない。目下の計算では、申告所得税の徴収において起り得る三百五十億円の不足は、法人税からの二百億円、所得税の源泉徴収分からの百五億円、酒税からの五十億円の増徴によって相殺されるだろう。全体として政府は予算に計上された五千百四十七億円が本会計年度において徴収できると信ずべき十分な理由をもっている。

四、補給金を軽減した後、国庫は、繰越剰余金を含めて本会計年度に処分可能なものとして約七百億円をもつことになるだろう。この数字は一般に知られるであろうから、もし政府が約三百十億円に上る減税を提案しないならば、この剰余をいろいろな余り重要でない支出に使用するについての圧迫が強くなるだろう。そしてもしかかる圧迫に対して譲歩するならば、それは翌会計年度の減税計画の基礎をこわしてしまうだろう。

五、私の信じるところでは、減税はドッジ・プランから逸脱するものではない。ドッジ氏自身がもし経済情勢が許すならば、又シャウプ博士が推奨するならば、本会計年度中に減税を実施することの必要性を確信しているということを信ずべき理由がある。

六、もし減税が本会計年度中に実施されれば、シャウプ使節団が日本の納税者の誠意ある協力に多くを期待しているという印象を納税者は受けるであろう。

そうでなくて、もし減税が一九五〇年四月に実施されたとするならば、申告納税者の実際の利益は一九五一年一月までは感ぜられないだろう。そしてその間に彼等は強い責任感を失うかもしれない。

七、要約すれば、最も重要な点は、減税は政府の補給金削減長期計画の必要欠くべからざる部分であるということである。

池田勇人

欄外　愛知銀行局長筆蹟の筆書き

① 二四、七、二?
出所　大蔵省資料Z五二六―五―七。

(16) 税制改正に関する中間報告
（昭和二四年七月一二日税制審議会）

税制改正に関する中間報告（二四、七、一二税制審議会）

インフレーションを克服し、危機に瀕している日本経済を再建し、自立せしめるには、あくまで経済安定に関する九原則の線に沿って、まず財政収支の真の均衡を図るべきであり、そのためには可能なる限りの租税負担にたえて国民等しく耐乏生活に徹するの要あることはいうまでもないところである。しかし、敗戦後の疲弊している国民経済の再建は、合理化せられた税制の下に適正な課税をするのでなければ、所期の目的を達しないばかりでなく、思想上にも非常な悪影響を及ぼし、延いては社会を混乱に陥しいれる虞れがある。然るに現行の税制は、必ずしも合理的なものといい難く、徴税もまた適正を欠くもの多く怨嗟の的となっているので、これが合理化適正化を図ることは焦眉の急務である。

以下において現行税制及び税務行政の包含する問題点を指摘し、税制改革の基本的方向について述べることとする。

第一、現行税制の包含する問題

一、一般的問題

税制全般に通ずる一般的な問題としては、租税負担に関する問題、歳出削減の問題、租税体系の問題、国税と地方税との調整の問題等が考えられる。

(一) 租税負担に関する問題

わが国の租税負担が著しく過重であって、国民負担力の限界を超えていることは一般の輿論となっている。

(1) わが国の国民所得の推計については正確度にかなり問題があるが、一応政府の調査による国民所得と国民負担（国税、地方税、専売益金等を含む）との割合の推移について見れば、昭和五―九年平均一四・四%のものが昭和二十二年度は一八・六%、昭和二十三年度は二〇・二%、昭和二十四年度は二六・四%になって逐年著しく増大している。

この比率は、米国、英国のそれに比べて大きいとはいえないが、我国と諸外国との間には実情が著しく異っているので、これで負担の軽重を比較するのは早計である。

(2) 租税負担が重いか軽いかは租税がわれわれの実質的な生活費を脅威しているか否かによって定まる。わが国に於ては戦後著しく実質的国民所得が低下し最近やや回復したが、なお、昭和五―九年平均に対し昭和二十四年度においては総額に於て七九%、国民一人当に於て六四%程度と推計されている。

またエンゲル係数は昭和六―九年平均勤労世帯では三四・二%であったものが、昭和二十三年十一月には全都市平均で六二・五%に達している。

更に所得の階層別構成から見ても所得額が著しく低いレベルで平準化されている。一面資産所得の比重は昭和十年には二二・二%であったものが、昭和二十四年には二・三%となっている。

此等の事情を併せ考えるときに、名目的な国民負担率以上に実質的な国民負担は著しく重いというのが今や常識である。

(3) インフレーションによる名目的所得に課税する現行税制が、また、負担を過重ならしめている一因である。インフレーションのなお昂進している時期に於ては或る程度の名目的所得に対する課税は已むを得ないとするも、経済の安定に入らんとする時代に於て、なおこれに重課するときは資本の喰潰しと、縮小再生産とを来し、産業の再建に重大なる支障となる。

(4) 農業及び中小企業の事業所得が本質においては勤労所得と事業所得の中間的なものであるにかかわらず、勤務控除の如き特別の控除もなく、その上更に地方税としての事業税を単一の比例税率で課せられている事情は少額の事業所得者の負担を一層過重ならしめている。

(二) 歳出の削減に関する問題

我国現下の財政状況では租税負担の縮減を図り得るかどうかは、歳出の削減が可能であるかどうかにかかる点は大きい。この見地から特に次の諸点に重点をおき、歳出の縮減に全力を傾注すべきものと考える。

(1) まず、歳出中最も大きな部分を占める価格調整費の削減を計画的に、且つ極力すみやかに行うべきである。価格調整費はインフレーションを阻止する方策としてかなり大きな作用を含んではきたが、国民大衆から重い租税を徴収して他方これを価格調整費に流すという財政操作を現在においてなお続けることが賢明であるかどうかは疑わしい。第一に徴税及び配分に伴う行政諸費が損失となるのみならず、更にこの種人為的統制乃至保護が余りに長きに及んだため、附随的弊害がいろいろと発生していること等を併せ考えると、多少の生活費等の上昇は免れないが極力圧縮すべきである。

(2) 次に債務償還費を含む資本蓄積的経費であるが、これは財政を通じて日本経済の再建に必要な資金を賄う方法であってその考え方には一応の理由はあるが、通常の経費を賄うことさえ重荷である財政の現状において更に租税によって多額の資本蓄積を行うことが得策であるかは疑問である。寧ろ国民所得を実質的に増加せしめ、財政を通じない通常の蓄積方法によることが民主的であり、且つ効果的でもあるものと考える。

(3) その他の財政消費的経費についても現に行われている行財政整理を更に一段と強力に推進し、中央地方の政府施設又は事務を検討し、当面之を行わねば非常な障碍を生ずるものでない限り思い切った中止削減を行い、必ずしも政府が為すを要しないのはこれを民間に任せ、又経済統制事務の如きは大幅に縮減すべきである。行政事務の科学的管理を実行し、支出の合理化を図ることも肝要である。

また終戦処理費については、従来とも総司令部の寛容な措置に感謝しつつある所であるが、なお、この上とも極力圧縮を希望したい。

(三) 租税体系に関する問題

現在のわが国の租税体系は必ずしも諸外国の体系と大差あるものでなく、これを根本的に改正する必要は考えられない。租税体系の問題としては、次の諸点が考慮せられるべきである。

(1) まず、直接税と間接税との比重に関する問題であるが、その比率は、昭和二十四年度は五三%対三七%となっており、租税体系中における直接税、特に所得税の比重が昭和五―九年平均に比して著しく重くなっている。戦後道義の退廃と闇取引の横行により所得金額の調査把握が困難になっている現状においては、直接税特に所得税に非常に多額な収入を期待し種々の摩擦を起すことは得策でない。従って所得税を大幅に縮減し相対的には間接税に相対の比重を持たせて、比較的容易な間接税の取締りを励行することが当分の間は適当であると考える。

(2) 取引高税は、本来決して良税ではないから、将来の方向としては、歳出の縮減、増石による酒税の増収等によりこれを廃止すべきものと考える。

(3) 新税の創設として一応考えられるものは、経常的財産税、土地使用税、家屋使用税等である。

(イ) 経常的財産税の創設は理論的にも実際上も実施すべき時期ではないと考える。

(ロ) 土地及び家屋の使用税は、地代及び家賃の統制と関連して歴々考えられる税であるが、不動産課税将来の方向としては、課税基準に再検討を加え、現行地租及家屋税を適当に充実すべきである。

(四) 国税と地方税との調整に関する問題

租税体系に関連して採り上げるべき問題は国税と地方税との調整の問題である。此の点については新憲法の明示する地方自治拡充の方向を充分考慮する必要がある。

(1) 地方団体に課せられた事務分野は最近著しく増大したにもかかわらず、それに応じた財源がこれに伴わないため地方財政は全く危殆に瀕している。これを救済するには一方において冗費の徹底的節約を図らしめ

るとともに六三制度、自治体警察制度、国民健康保険制度等に再検討を加え、所要の部分については国庫負担の制度を設けると同時になお必要な財源はこれを賦与しなければならない。

(2) 地方団体に対する財源賦与の方法として考えられるのは現行税目の税率を引上げる方法、地方配付税を増額する方法、新に所得税附加税又は酒煙草の消費税を賦与する方法である。

(イ) 現行地方税は概してその税率も限度に達しているからこれ以上税率を引き上げて増収を期待し得るものは少い。むしろ他に財源を得て税率を引下げる必要のあるものが多いと考える。ただ不動産に対する課税は所得税等の減税と併せてその課税方法を研究すればなお増徴の余地があると考える。

(ロ) 地方配付税は将来の方向としては財政調整に必要な限度に漸次縮減するを適当と考えるが、地方財政の現状及び普遍性ある代り財源賦与の困難等の事情に鑑み、当分はなお少くとも現状程度（所得税及び法人税の三三・一四％）は維持すべきである。なお同級位の地方団体間の財源の調整は地方配付税によって行われているが異級位の地方団体間の財源の調整は税種の帰属によって行うことも考慮すべきである。

(ハ) 独立財源として酒煙草の消費税を賦与するか所得税に附加税を賦課せしめるかはそれぞれ一長一短があり議論の岐れる所であるが、普遍性が大きく且つ徴収の容易な点に鑑み、酒消費税の課率の引上、煙草消費税の賦与を希望する。

二、各税の問題

現行の税制中各税について改正すべき点は多いが、帰するところは税法の規定する税率、控除等を合理化する点にある。税制を合理化すれば、税務当局の課税上の手心も必要でなくなり、且つ脱税も次第に減少することとなるので、必ずしもそのまま減収となるとは考えられない。

以下、所得税、法人税等各税について改正の方向を述べることとする。

(一) 所得税

(1) 所得税の申告納税制度及び源泉徴収制度は適切に運営する場合には妥当性を有するものであるから、これを根本的に改正する必要は認められない。

(2) 現行の税率はその上昇率が余りにも小刻みに急激であるため、通常の所得に対する上積税率が著しく高くなっている。

それがため生産意欲勤労意欲を阻害し、脱税を誘発している。従って税率全体についてその階級区分を緩和し、税率を調整することが必要である。

(3) 現行の基礎控除、扶養控除は、生計費中飲食物費相当額にも足らない程度のものであり、低額所得者及び扶養親族の多い世帯の負担は過重になっている。従って基礎控除、扶養控除等を相当大幅に引き上げるべきである。

(4) 所得合算の制度も大所得者は別として少所得者には酷に過ぎ、現在の経済事情に副わない。また我国における農業及び小企業はその性格において寧ろ労働の組織であるから、事業専従者の控除を認める等特別の考慮を加えるのでなければ農村負担及び小企業負担が重きに過ぎる。

(5) 所得税に経済政策的考慮を織り込むことは、必ずしも妥当と考えないが、預貯金の利子及び株式の譲渡所得の課税については、資本の蓄積及び証券民主化等の見地からも、課税上の便宜の見地からも源泉課税等の例外的措置をとることは、少くとも当分のうちはやむを得ない。

(6) 早期供出奨励金、超過供出代金に対する課税については、価格公定並びに供出強制の事情等に鑑み、食糧対策の一環として減免税等について適切なる臨時的考慮を加えられんことを希望する。

(7) なお、所得税制については、譲渡所得の計算、納期及び申告の時期その他改正を要すべき事項について検討するとともにできる限り税法を簡易化して申告納税等を容易ならしめることが望ましい。

(二) 法人税

(1) 法人税については企業資産の再評価の問題を解決することが焦眉の急務

である。即ち旧資産がもとの記帳価額のままでは減価償却が少いために資本の維持が不可能となり、また資本金額が以前の貨幣価値によるため超過所得税が重課される。従って旧資産を多く有している法人は資本の喰潰しによって税金を納めることとなり、また新設法人との間に非常な負担の不公平を来す結果となっている。

(2) 資産再評価の方式については、大蔵省税制審議会の中間報告案が公表せられている。大体においてその考え方に賛成であるが、再評価益に対する税率になお問題がある。少くとも評価益を株式化した場合と、積立金に繰入れた場合とにおいて税率に差等を設け且つ軽微なものとする必要があると考える。

(3) 次に法人税の税率については、再評価後の状勢に応じて普通所得及び超過所得とともに再検討を加える必要がある。

(4) 更に金融機関については特にその健全性維持のためその保有する債権の消却につき適切なる考慮を加える必要がある。

(三) 相続税

(1) 相続税については、税率、基礎控除、非課税限度等について所得税について述べたと同様の問題があり、適当な改正を行うことが必要である。

(2) 贈与税については、全体の構想にやや無理なところがあり、非課税財産特に公益法人等に対する寄附金についても実情に添わない点があるので改正すべきである。

(四) 間接税

(1) 酒税については、すでに先般の国会で税率の引下げ等の改正が行われたのであるが、なお重きに過ぎる。種々困難な問題はあるとしても、この際思い切った造石を許し、税率の適当な引き下げを行えば、自然密造酒が減少し、供出が促進せられる結果、食糧事情に対する影響も少く、税収の増加も図ることができると思われる。清涼飲料税も酒税との均衡上再考慮を要する。

(2) 物品税については各種物品間の負担の不均衡について全面的に再検討を要するが、総体として税率が高過ぎる。税率を引下げても、取締りを厳重に行えば税収は概ね減らないであろうというのが一致した見解である。なお物品税の納期については金融困難の情勢に鑑み適当な考慮を払う必要がある。

(3) 織物消費税については、綿スフとその他の織物との間に税率の不均衡があるので改正を要する。

(4) 砂糖消費税については、輸入糖は援助物資ではあるが、これを非課税にしておくことは有力な財源を喪失していることとなり且つサッカリン、ズルチン等の物品税との間に不公平を生ずるから、課税すべきである。

(5) 印紙税、登録税等のような定額税率のものについては、なお引上げの余地があると考える。

(五) 地方税

(1) 地方税法は収入額の零細な、社会政策的にも面白くない数多くの税目を列挙して課税を強制しているが、このような税種は、法定税目から除外して、課税は地方団体の取捨するところに委ねることとするのが適当である。

(2) 事業税、特別所得税、入場税、不動産取得税等はその負担がとくに過重であると認められるので、代り財源を与えて賦課率の引下げを図るべきである。

(3) 遊興飲食税の賦課率は戦争中行為自体を抑制する意図を以って引上げられたものであるので、税法を厳正に適用して収入を確保し得るよう税率を合理化すべきである。

(4) 道府県税については全面的に市町村の附加税が設けられているが、可及的にこれらの附加税を廃止する反面、道府県税の一部を市町村に委譲し課税の簡素化と責任態勢の強化を図るべきである。

(5) 地租及び家屋税は変化した今日の経済の実情に合致していないから可及的速やかにこれを合理的に改正する必要がある。課税基準についても貸貸価格を基準とする現行制度よりも地価及び収益力を基準とするを一層合理

的と考える。なお改訂に際しては豪雪、単作地帯の土地及び家屋につき公平なる考慮を払うよう希望する。

第二、税務行政上の問題

最近の租税に関する問題は、一つの税制そのものが合理化されておらず、また、税率等の過重な点にあるが、一つは税務行政の運営が合理化、能率化されていない点にある。その主な原因は徴税機構が弱体であること、国民の協力が充分でないこと等に存するのであり、その結果は、負担が公平を欠き、税率も不当に重くならざるを得ないこととなり、さなぎだに重い国民負担を一層重く且つ納得し難いものにしている嫌いがある。

(一) 現行税制は概して税率が重く、正確に納税すれば事業及び生活に甚だしく支障を生ずる程度のものであることはこれを認めざるを得ない。そのため納税者は正確な申告を怠る傾向が強く税務当局はやむを得ず納税者の大半について一方的に更正決定を余儀なくせられ申告納税制度が適切に運営されていないというのが実情である。

而して、徴税成績を向上せしむるために近年政府の採り来った方向は徴収の強行と厳罰主義とである。その結果は、往年の警察に代り今や税務当局が国民の怨嗟の的となっている。然しながら徴税の完璧はかかる方針のみを以ては期し得られるものではない。速やかに税制の改革を実現し、税務行政合理化の基盤をつくるとともに、中央地方を通じて税務機構を整備強化し、税務行政の運営を改善する必要がある。

(二) 近年急激に増大且つ複雑となってきた税務行政の担当者として、現在の税務機構はなお、弱体である。また急激に増員した税務職員のうちには人格並びに能力の点で不適当なものも存在する事実も否定できない。税務に携わる職員の素質を向上せしめ、実情に即した適正な税務の運営を行うためにその地位及び待遇を改善すると同時に、不適当な者はこれを整理しまた優秀な職員を早急に養成する機関の拡充を行うべきである。

(三) 申告納税制度の基礎をなすものは正確なる帳簿の記帳である。しかるに我国の中小企業者及び農業者に複雑な現代の会計帳簿の記帳を要求するのは無理である。従ってこれらの事実に適応する極めて簡易な帳簿制度を考案し、その普及徹底を図ると同時に税務当局においても帳簿に記載せられた事実を尊重するようにせられたい。

(四) 徴税に際して中央より第一線の税務署に努力目標を指示する制度は再検討を要する。第一線はこれを責任割当額と誤解して種々な無理を冒す原因となり、徴税面の相当多くの問題がここから発生している。

(五) 納税を容易ならしめる一方法として納税組合制度及び納税証券の発行は研究に値する問題である。納税組合についてはこれに何等かの特点を賦与する等その設立を勧奨励する措置を講ぜられたい。

(六) 所得税及び法人税において更正決定が行われることは望ましい状態ではないが、今日の段階においてはなお已むを得ないと考えられる。然しながら、徴税能力がなお充分ではない現況に鑑み、更正決定を行うに際しては、業者団体に意見を徴することとし、また更正決定に対して異議がある場合には臨時的措置として当分のうち民間委員から成る諮問機関を設けて、これに諮問するようにせられたい。

第三、昭和二十四年度中の措置

以上において現行税制並びに税務行政上に存在する問題点を指摘して税制改革の基本的方向について述べた。改革はすべて最も早い機会にその実施を希望するものであるが、少くとも左の諸事項は是非とも昭和二十四年度中において其の実施を図られたい。

一、所得税の軽減

前述せる所で明かなとおり本年度予算の要請する国民負担は明かに苛酷に失する。殊に、昭和二十三年中における物価及び労銀の騰貴の事情と併せ考えるときは、本年度の所得税の負担は昨年度より一層加重せられている結果となっている。勿論本年度中は予算との関連もあり、大幅に且つ徹底的な軽減は困難であると考えられるが、歳出の徹底的節約、不要資産の処分等によりできる限り多額の財源を捻出して所得税の負担軽減に充当せられることを希望する。

二、法人税の軽減

法人税の軽減もまた急務である。殊に外資の導入を促進しまた我国の産業をして世界の産業との競争に十分耐え得るようにするためにも資産の再評価は急務中の急務である。法人税法の適切なる改正によって資産再評価を可能ならしめ、法人負担の軽減を期せられたい。

三、地方配付税の増額

本年度国庫予算の編成に当り地方配付税が大幅に削減され、その他の国庫支出金も極度に縮減せられたため、地方財政の運営は困難を極めている。最大限度に支出の抑制を図るべきことは、地方財政においてもまた同様であるが、従来から地方財源が窮乏の状態におかれている上に、地方団体の事務には財源の有無によって取捨し得る余裕のあるものは少いので、このままに、推移するときは勢い地方税の増徴、寄附金の強制等の形で国民負担が増加されることになる虞れが多い。このような無理を避け地方行政の円滑な運営を期するため、本年度国庫予算において捻出せられる余裕財源の相当程度を地方配付税の増額に充てられたい。

四、消費税の軽減

物品税、入場税その他消費税の中には、税率が高きに過ぎるために脱税等を誘発し、従ってこれを低減しても大して減収を生じない見透しのものがあるからこれ等については年度内に税率低減の措置をとられる様希望する。

出所　大蔵省資料Z五一一―一三六。

(17) 預貯金等利子課税についての意見

(昭和二四年七月一八日日本銀行政策委員会)

① 預貯金等利子課税についての意見

当面の金融政策において通貨の安定を図り緊要な産業資金を確保するために貯蓄の増強が特に重要なることは更に言を俟たない所であるが、今後財政面よりする資金の撒布超過がなくなるのに伴い貯蓄の見透は容易ではないので、これが増強のためには格別の努力を必要とし預貯金等利子課税に関しても次の如き措置が要望される。

一、預貯金等（金銭信託等を含む、以下同じ）の利子は他の所得と綜合することなく源泉課税一本とし、その税率は二五%程度とすること。

二、国民貯蓄組合預貯金の非課税限度を一五万円程度に引上げること、従来我国においては税務官署によって預貯金に対する検査が頻繁に行われており、そのことが預貯金の増加を妨げている実情であり、一般の国民心理として預金をすることによって若干の利子が得られるとしてもそれによって所得が課税上過大に見積られることを極度に警戒している。従って税務運用上預金の取扱には特に慎重を要するのであるが、より根本的には預貯金利子に対する綜合課税を廃し源泉課税一本とすることが必要である。現在綜合課税が実施せられているために金融機関は年額三〇〇円以上の利子を支払った者について税務署に調書を提出することとせられている。預金者としては斯る調書が税務署に提出せられそれを手懸りとして所得の調査が為されることを虞れるものであり、源泉課税一本として斯様なことがなくなればその預貯金増加に及ぼす効果は極めて大きいものと思われる。

又金融機関はこの調書を提出するために非常な手数を要している。現に金融機関はその煩に耐えかねて調書提出不要限度を支払利子年額一、〇〇〇円未満に迄引上げることを要望しているが、しかし調書作成のためには全口座に付調書提出の要否を確かめる等の基礎調査を要するので、この限度を引上げてもそれに比例して手数が減ることにはならない。稍古い調査であるが若干の店舗につき概略調べた所によればそれらの店舗の預金口座総数七一、〇〇〇口中支払利子年額三〇〇円以上のもの三、二〇〇口、その調書作成に要する延時間は一、七〇〇時間、支払利子年額一、〇〇〇円以上のもの九〇〇口、その調書作成に要する延時間は一、一〇〇時間と見積られた。昨年九月末における全国銀行預金について見れば普通預金、定期預金の総口座数約二、八七〇万口のうち支払利子年額三〇〇円以上のもの約一九〇万口、一、〇〇〇円以上のもの約五〇万口と推定せられ、これらについて調書作成に要する時間は厖大なものであり、而もそれは年一回一時に取纒めなければならないので事務的に極めて大き

な負担であることは明かである。斯様な事情であるから金融機関の事務能率向上の見地からも綜合課税を廃し源泉課税一本とすることが極めて望ましい。

現在預貯金等の利子所得税について源泉選択の方法が認められてはいるが、その場合の税率は六〇％と極めて高いのでそれによっているものは甚だ少い。大体預貯金の現在の利率は次の如く低きに過ぎ貯蓄増強のためにはこれを引上げる必要があるのであるが金利政策上の見地からそれも実行し難い事情に在る。

預貯金（一ヶ月定期）		年利四・四〇％
金銭信託（五年以上）		〃　五・〇〇
国債	（期限五年表面利率年五％発行価格九八円）	〃　五・五二六
興銀債	（期限一年割引発行）	〃　八・三二五
会社債	（期限三年表面利率年九・五％発行価格九七円）	〃　一〇・八〇

従って預貯金等の利子課税は出来る丈け軽減することが必要である。然し乍ら一方歳入確保の見地からも考慮を要するので源泉課税一本とする場合その税率は二五％程度とすることが適当と考えられる。仮に二十三年度における預貯金利子課税の実績、源泉徴収分五六四百万円、源泉選択分八八百万円、綜合課税分五百万円、合計六五七百万円に基き、これを凡て二五％の税率により源泉徴収をするものとすると税額は七四二百万円と寧ろ増収となるものと推算せられる。更に斯様な税制上の優遇により預貯金が増加することを予想すれば税収は確実に増加するものと考えられる。

一方国民貯蓄組合預貯金の現行非課税限度三万円は既に低きに過ぎるのでこれが引上げが必要であるが、右の如く税率を一律に二五％とするときは現在二〇％の源泉課税のみで綜合課税のかからない者に対しては却って増税となることとなるので、それを防ぐためにこの非課税限度は大幅に引上げることが必要であり、一五万円程度とすることが適当と考えられる。

以上述べた所は凡て綜合して凡ての所得に共通した一定の累進税率を以て課税すべきであるという原則には反することとなるが、そのような理論的な難点にも不拘、斯る措置によって預貯金の増加を見るならば、その日本経済安定のために益する所は極めて大きいものと考えられる。従って斯る措置は少くとも日本経済の安定に至る迄の暫定的措置としては何うしても必要なことと考えられる。特に御配慮を煩す次第である。

欄外　墨書き記入
①　七月十八日　日銀政策委議決
出所　大蔵省資料Z五二六―二一―七。

(18)　シャウプ博士に対し預貯金の利子所得に対する課税方法に関する要望事項

（昭和二四年七月二二日通貨安定対策委員会）

シャウプ博士に対し預貯金の利子所得に対する課税方法に関する要望事項（通貨安定対策委員会）

①　わが国経済自立のため資本蓄積が強く要請されているこの際、速に民間資本の蓄積を促進するよう税制全般に再検討を加えることは喫緊の急務である。当委員会においては、貯蓄増強の見地より特に左記二点の実現を要望する。

要望事項

第一、預貯金の利子所得に対する課税は、源泉課税のみとし、他の所得との綜合を行わず、且つその税率を百分の二十程度の比例税率とすること。

（理由）

現行税制においても、預貯金利子所得につき預金者の申告により、他の所得と綜合することなく、源泉課税一本の源泉選択課税の方法があるが、これは税率六〇％という高率のため利用少く、原則として二〇％の税率による源泉課税の方法が利用されている。しかし後者の場合には、他の所得と綜合して超過累進税率により、綜合所得税が課せられる。しかも綜合課税のために、金融機関においては、税務署に対し預金者別に利子支払調書を提出する等煩瑣なる手続を要し、また預金者は、このため預金の秘密性保持につき危惧の念を抱く向も少くない。もともと預貯金利子所得に対し課税することによって得られる歳入は極めて些少であり昭和二十三年度においては、所得税額千八百三十五億円に対して僅かに七億円に過ぎず、しかもそのうち六億円が源泉課税による収入であって、綜合課税を廃止するも税収に影響するところは極めて微々たるものである。のみならず本要望事項を実施すれば、預金の優遇策並に預金の秘密性保持の徹底旁々金融機関の事務簡素化ともなり、預貯金の増強の結果、利子所得税収もまた自から増加するに至るであろう。

なお本要望事項が利子所得の内特に預貯金のみを対象としたのは預貯金金利が他種金利、就中公社債金利に比し著しく低位にある実状に鑑みたものに外ならない。

第二、国民貯蓄組合法における預貯金の利子所得に対する現行免税点元本三万円を十万円に引上げ、十万円を超過する場合にも、利子所得に対する課税はその超過部分のみに止めること。

（理由）

国民貯蓄組合が、貯蓄推進の単位として、地域別、業種別或は職域別に、また諸団体において、着々その結成強化を見て、貯蓄成績の向上に寄与しつつあることは周知の通りである。しかしながら現行の利子所得に対する免税点元本三万円は、現在の経済情勢に鑑み、低きに過ぎるから、この際本要望事項を実施し、以て折角全国的に貯蓄組合結成強化の気運醸成しつつある好機を捉え、国民相互の有機的な貯蓄実践の実を挙げるよう講ずる要がある。

欄外　鉛筆書き記入
①　7／22決定
出所　大蔵省資料Z五二六―二一―七。

(19)　預金利子課税についての各方面の要望事項

（昭和二四年七月二九日銀行局）

預金利子課税についてのシャウプ使節団に対する要望事項

（昭二四、七、二九）

要望事項	銀行局	日銀政策委員会	通安対策委員会	銀行協会
一、預金利子課税の方法と税率	源泉徴収一本建とし税率は百分の二十の比例税率	源泉徴収一本建税率は百分の二十五	源泉徴収一本建税率は百分の二十程度	源泉徴収一本建税率は百分の二十
二、国民貯蓄組合の非課税限度	元本三万円を元本十万円に	元本三万円を元本十五万円に	元本三万円を元本十万円にして足切りとする	元本三万円を元本十万円にして足切りとする

出所　大蔵省資料Z五二六―二一―七。

(20)　預金の秘密性保持に関する措置要領改訂案

（昭和二四年八月五日銀行局）

預金の秘密性保持に関する措置要領改訂案（二四、八、五）

前項㈢及び㈣の場合においては、検査等を行う者は、事前に国税庁長官又は所属国税局長の指示を受けた上、これを行うこと。この指示に当っては、国税庁長官又は国税局長は、銀行局長又は財務部長に協議するものとする。

〔参考〕

自由預金等の秘密性保持に関する措置要領

（昭和二一年一一月一三日銀秘一七一八二号通牒）

預貯金者が預貯金の秘密性保持について特別の関心を有する現下の特殊事情に顧み、この際退蔵乃至浮動通貨を預貯金等として吸収し国民貯蓄の順調なる集積を図るための一助として、自由預金等及び新封鎖預金等の秘密性の保持を図ることが適切であると認められるので課税上税務官署の金融機関に対する措置に関しては、差当り左記要領により取扱ふものとする。

尚本措置は従来より実施中の税務官署の検査権等の権限運用に関する一応の取扱方針を定めたものであって、左記三、に該当する場合と雖も不必要に預貯金者を刺戟することのないよう適切に処理するものとする。

記

一、税務官署は諸税に関する調査に当っては、自由預金等及び新封鎖預金等(註)については預金者の心理を異常に刺戟し貯蓄の増強に影響を及ぼすと認められるが如きことなからしめるものとし、二、に掲げる場合を除くの外金融機関に対する検査、質問又は調査は当分のうちこれを行はないこと。

二、自由預金等及び新封鎖預金等についても左に掲げる場合において特別の必要があるときは、税務官署の要求に応じ金融機関は検査、質問又は調査に協力すること。

(一) 租税滞納の場合において処分上必要があるとき

(二) 租税の物納又は延納の申請があった場合において、これが許否を決定するため必要があるとき

(三) 租税の逋脱の疑ひが濃厚なりと認めたとき

(四) 相続税の課税に関して特に必要があると認められるとき

前項(三)及び(四)の場合においては税務署長は事前に財務局長の指示を受けた上之を行ふこと。(昭和二四年六月二〇日銀国第二二四号通牒により、「税務署長は……の指示」を「検査等を行う者は事前に所属国税庁長官又は国税局長の指示」と改正――原注)

三、旧封鎖預金等(註)については、金融機関は税務署長の要求に応じ、課税上必要な検査、質問又は調査に協力すること。

四、金融機関に対しては本措置の趣旨を克く理解せしめ、苟も本措置を奇貨として省みて疚しき行為等のないよう十分自戒せしめること。

(註)　新封鎖預金等とは、昭和二十一年三月三日以後新に生じた封鎖預金等を謂ひ、旧封鎖預金等とは同年同月同日午前零時現に存する封鎖預金等を謂ふのである。但し同日以後に生じた預金であっても、旧券の預入によって生じたものは旧封鎖預金等である。

出所　大蔵省資料Z五二六―二一―七。

(21)　煙草税案要綱(昭和二四年八月一八日)

煙草税案要綱(二四、八、一八)　①

一、課税物件

課税物件は、葉煙草又はその代用品から製造される次のものとする。(以下煙草という。)

イ、紙巻煙草(口付及び両切)

ロ、刻煙草(細刻及び荒刻)

ハ、葉巻

ニ、嚙煙草

ホ、嗅煙草

ヘ、以上の類似品

(問題点)

(1)　輸入品に対しても課税するから、関税率について再検討を要するは勿論、国産品との権衡上特に輸入葉煙草に対して国内消費税を課すべきや否やを検討する必要がある。

(2)　煙草用巻紙の販売による専売益金は、本年度において約四〇百万円に過ぎず、若しこれに対して課税しても結局は製造原価を高めて煙草税の税率を下げることとなり、取締りの面も二重になるのでさしたる実益はないから、その課税はしないこととする。ただ物品税としては他の紙に対するのと同様の取扱としてもよいと思われる。

二、税率

Ⓐ　税率は、煙草の価格又は重量に応じ次の通りとする。

(1)　紙巻煙草

十本につき小売価格三十円未満のもの		小売価格の七〇%
〃	六十円未満のもの	〃　八〇%
〃	六十円以上のもの	〃　八五%

(註)　現行紙巻煙草の益金率によった。

(2)　刻煙草

(イ)　細刻(きせる用)

百瓦につき　百五十円

(註)現行細刻の益金率の平均額によった。

(ロ)　荒刻(パイプ用)

小売価格の七五%

(註)現行荒刻の益金率の平均値によった。

(3)　葉巻

小売価格の七〇%

(註)　現行国内産葉巻アストリアの益金率は約五%に過ぎず、標準にならないと思われるので、他の煙草との権衡及び現行関税率により推算して右の税率とした。

紙巻煙草は十本又はその倍数を単位とした包装とし、刻煙草のうち細刻については十瓦又はその倍数、荒刻については百瓦又はその倍数、葉巻については五本又はその倍数をそれぞれ単位とした包装として移出しなければならないものとする。

右の小売価格は煙草税及び包装代込みのものとする。

印紙を貼用する点を考慮して、税率を適用した結果、紙巻煙草については十本ごとに、荒刻については百瓦ごとに、葉巻については五本ごとに五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて計算した金額により印紙を貼用するものとする。

而して、切り捨てた端数に相当する金額については毎月分をとりまとめて翌月十日限り現金納付させる。

(問題点)　小売価格の不規律にして頻繁な変動による税額の変動をつとめて避けるため煙草製造業者の届け出た小売価格をもって統制額とする措置を要する。

Ⓑ　全体として煙草税収入を現在の専売益金程度確保することを目標とするため、収入の大宗を占める紙巻煙草について差し当り最低税額制度をとり、税額は、製造者販売価格(税抜)の百万の五百八十を下ることができないものとする。

(問題点)　右の倍数は昭和二十四年度予算による加重平均倍数であるが、低品位のものの価格が相対的に高くなることを緩和するため、右の倍数の適用については製造者ごとに(煙草の種類、名称ごとにではなく)適用すべき加重平均とするが、或いは葉煙草の混合割合により、黄色種の混合割合が二割未満(現在の金鶏級を標準とする)のものについてはその倍数を百分の三百三十とし、他は百分の七百五十(金鶏級を除いたものの加重平均)として種類、名称ごとに適用することとするか研究を要する。

Ⓒ　煙草製造業者又は煙草を保税地域から引き取る者は、煙草の種類、名称ごとに原価計算書及び製品見本を添えてその製造者販売価格販売業者マージン及び小売価格を政府に届け出て税額の決定を受けるものとする。その小売価格を変更しようとするときも同様とする。

(この小売価格は後述のように小売業者の店頭に表示せしめる)

三、納税義務者

煙草の製造業者又は煙草を保税地域から引き取る者とする。

四、税の納付

(イ)　納税義務者は煙草を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る際税額に相当する印紙を貼用して納税するものとする。

(ロ)　二、で述べた通り、税額計算の際生じた端数については毎月分を翌月十日限り現金納付する。

(ハ)　他の製造場又は蔵置場への未納税移出又は引取を認める。

(ニ)　製造者は毎月分の納税高につき翌月十日までに申告するものとする。

五、免税

(イ)　輸出用の煙草には免税する。

(ロ)　免税承認を受けて移出した煙草は国内で消費し又は国内で消費する目的で

他に譲渡してはならない。

(ハ) 納税済みの煙草を輸出したときは、政府は税額相当額の交付金を交付する。

六、免許制度及び取締

葉煙草の耕作、販売及び煙草の製造販売並びに煙草の製造用器具機械の製作、販売は免許を要することとする。免許者に対しては登録して登録番号を附し、登録証表を交付して取引の便に資するものとする。

(1) 葉煙草の耕作

イ 免許制度とする。

葉煙草を耕作しようとする者（煙草の製造者で葉煙草を耕作しようとするものを含む）は、毎年耕作地の位置及び面積、葉煙草の種類並びに乾燥場及び蔵置場の位置を定め（これらの変更しようとするときも同様）、政府の免許を受けることを要するものとし、一定の欠格要件を定める。

ロ 煙草の製造者又は葉煙草の耕作者でなければ、煙草の種子の所有及び苗の育成をしてはならない。又これらの譲渡には許可を要する。

ハ 葉煙草の査定

政府は、収穫前に葉煙草の収穫量目又は葉数を査定する耕作者は、査定前に葉煙草を採取し、又はその幹根を抜き取るには政府の許可を要する。

収穫した葉煙草の量目又は葉数が正当の事由がなくて政府の査定した量目又は葉数に達しないときは、その不足価額に対する十倍以下の金額を納付させることができる。

(2) 葉煙草の売買

イ 葉煙草の売買業（売買の仲介業を含む）を営もうとする者（葉煙草の耕作者及び煙草製造業者を除く）は、営業所及び貯蔵場所を定めて（これらを変更しようとするときも同様）政府の免許等を受けることを要する。

ロ 葉煙草耕作者又は売買業者は、免許を受けた葉煙草売買業者又は煙草製造者以外の者に、葉煙草を譲渡してはならない。又葉煙草売買業者又は煙草製造者は免許を受けた葉煙草の耕作者又は売買業者以外の者から葉煙草を譲り受けてはならない。

ハ 葉煙草の耕作者又は売買業者は、農薬用に供する葉煙草を許可を受けて、農薬製造業者に売渡すことができる。

農薬製造者は、帳簿を作成し、農薬の製造又は製品の処分等に関する事項を記載しなければならない。

ニ 葉煙草の耕作者、売買業者及び煙草製造者は、葉煙草を自家消費してはならない。

煙草製造に適しないものとして葉煙草を廃棄しようとするときは、許可を要する。

(3) 煙草の製造

イ 免許制度とする。

煙草を製造しようとする者は、製造場ごとに製造設備、製品に種類、品質及び名称を定め（これらを変更しようとするときも同様）、政府の免許を受けることを要する。

ロ 煙草くず又は煙草製造に適しない葉煙草のくず等で廃棄し又は農薬製造等のため売渡そうとするときは許可を要する。

(4) 煙草の販売

イ 煙草の販売業（販売の仲介業及び煙草の輸入を含むが、製造者が製造場において行う販売業を除く。）を営もうとする者は、販売場ごとに政府の免許を受けることを要する。

ロ 販売業者は免許を受けた煙草製造者又は販売業者以外の者から煙草を譲り受けてはならない。但し煙草を輸入するときはこの限りでない。

ハ 販売業者は煙草に貼用された印紙を除去してはならない。

ニ 販売業者は煙草の包装若しくはその内容を改変し、又は包装の破損し若しくは汚染した煙草を販売してはならない。

ホ 小売業者は煙草の種類、名称ごとにその小売価格表を店頭に表示しなければならない。

(5) 煙草製造用器具機械の製造及び販売

イ 煙草製造用器具機械を製造し又はその販売を営もうとする者は製造場又は営業所ごとに許可を要する。

ロ 器具機械の製造者又は販売業者は免許を受けた煙草製造業者又は器具機械の販売業者以外の者に器具機械を譲渡してはならない。

ハ 煙草製造者は、免許を受けた煙草製造用器具機械製造者又は販売業者以外の者から煙草製造用器具機械を購入してはならない。

七、申告及び記帳の義務

葉煙草の耕作者、売買業者及び煙草の製造者、販売業者並びに煙草製造器具機械の製造者、販売業者はそれぞれ左の申告及び記帳の義務を負うものとする。

(1) 葉煙草耕作者

Ⓐ 記帳義務

(イ) 耕作反別の内訳

(ロ) 受入れた葉煙草の種子及び苗の種類ごとの数量、価格。受入の日及び引渡人の住所氏名又は名称

(ハ) 葉煙草の種類ごとに査定を受け及び収穫した数量並びに収穫の日

(ニ) 譲渡した葉煙草の種類ごとにその数量、価格及び譲渡の日並びに引取人の住所氏名又は名称

Ⓑ 申告義務

毎月分の譲渡した葉煙草につき譲渡先ごとの数量、価格及び月末現在における葉煙草の手持高を翌月十日までに申告する。

(2) 葉煙草売買業者

Ⓐ 記帳義務

(イ) 受入れた葉煙草の種類ごとに数量、価格及び受入の日、並びに引渡人の住所氏名又は名称

(ロ) 販売した（又は販売の仲介をなした）葉煙草の種類ごとに数量、価格及び販売した（又は販売の仲介をした）煙草の種類、名称ごとに数量、価格及び販売（又は売買）の日並びに買受人（又は売買当事者）の住所氏名又は名称（但しこれは小売のときは不要）

Ⓑ 申告義務（但し煙草を輸入した者に限る）

輸入した煙草について、毎月分のⒶの各事項。(3)の(ホ)及び(ヘ)の事項並びに現金納付すべき金額の内訳につき翌月十日迄に申告する。

(5) 煙草製造器具機械の製造者及び販売業者

記帳義務

(イ) 製造（又は購入）した器具機械ごとに数量、価格及び製造（又は購入）

Ⓑ 申告義務

毎月分のⒶの各事項につき翌月十日までに申告する。

(3) 煙草製造者

Ⓐ 記帳義務

(イ) 受入れた原料の種類ごとに数量、価格及び受入の日並びに引渡人の住所氏名又は名称

(ロ) 使用した原料の種類ごとにその数量、価格及び使用の日

(ハ) 製造した煙草の種類、名称ごとに数量、価格及び製造の日

(ニ) 移出した煙草の種類、名称ごとに数量、価格及び移出の日並びに受取人の住所氏名又は名称

(ホ) 受入れた印紙の種類ごとに数量及び金額並びに受入れの日

(ヘ) 使用した印紙の種類ごとに数量及び金額並びに使用の日

Ⓑ 申告義務

毎月分のⒶの事務及び現金納付すべき金額の内訳につき翌月十日までに申告する。

(4) 煙草販売業者

Ⓐ 記帳義務

(イ) 受入れた煙草の種類、名称ごとに数量、価格及び受入の日並びに引渡人の住所氏名又は名称

(ロ) 販売した（又は販売の仲介をした）煙草の種類、名称ごとに数量、価格及び販売（又は売買）の日並びに買受人（又は売買当事者）の住所氏名又は名称（但しこれは小売のときは不要）

Ⓑ 申告義務（但し煙草を輸入した者に限る）

輸入した煙草について、毎月分のⒶの各事項。(3)の(ホ)及び(ヘ)の事項並びに現金納付すべき金額の内訳につき翌月十日迄に申告する。

(5) 煙草製造器具機械の製造者及び販売業者

記帳義務

(イ) 製造（又は購入）した器具機械ごとに数量、価格及び製造（又は購入）

の日並びに引渡人の住所氏名又は名称

(ロ) 販売した（又は売買の仲介をした）器具機械ごとに数量、価格及び販売（又は売買）の日並びに買受人（又は売買当事者）の住所氏名又は名称

八、収税官吏の質問、検査及び処分の権限

Ⓐ 収税官吏は、葉煙草の耕作者及び売買業者、煙草の製造者及び販買業者並びに煙草製造用器具機械の製造者及び販売業者又はこれらの者の組織する団体に対して質問をし、又は左の物件について検査し若しくは取締上必要な処分をすることができる。

(イ) これらの者の所持する葉煙草（その種子及び苗を含む）煙草原料、煙草及び煙草製造用器具機械並びに印紙

(ロ) 葉煙草の耕作、貯蔵及び売買、煙草の製造、貯蔵及び売買又は煙草製造用器具機械の製造、貯蔵及び売買に関する一切の帳簿書類

(ハ) 葉煙草の耕作、貯蔵及び販売、煙草の製造、貯蔵及び販売又は煙草製造用器具機械の製造、貯蔵及び販売上必要な土地、建築物、機械、器具、容器、原料その他の物件

Ⓑ 収税官吏は運搬中の葉煙草その種子及び苗又は煙草を検査し、又はその出所若しくは到達先を質問することができる。

九、一般的制限

(イ) 何人も本法の規定によって認められた場合を除く外、煙草種子、煙草苗、たばこ、葉煙草免許製造者の製造し移出販売した煙草以外の煙草又は煙草製造用器具機械を所有し、所持し、譲り渡し又は譲り受けてはならない。

(ロ) 消費の目的で煙草を購入した者は貼用されてある印紙を再使用のできないように破棄しなければならない。

(ハ) 何人も営業の目的をもって製造煙草に代用する物品を製造し又は販売してはならない。

十、罰則

(1) 無免許犯

Ⓐ 無免許で煙草（その代用品を含む）を製造した者（その未遂及び予備も同じ）

(イ) 五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又は両者を併科する。

(ロ) 製造した煙草に対する煙草税相当額の十倍が五十万円を超えるときは情状により罰金は五十万円を超え当該十倍相当額以下とする。

(ハ) 犯罪に係る煙草、原料、副産物、機械、器具又は容器は所有者の如何を問わず没収する。

(二) 製造した煙草に対する煙草税を直ちに徴収する。

Ⓑ 無免許で葉煙草を耕作し、若しくはその売買業を営んだ者又は無免許で煙草製造用器具機械を製造し若しくはその販売業を営んだ者（その未遂及び予備も同じ）

(イ) 三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し又は両者を併科する。

(ロ) 犯罪に係る葉煙草又は煙草機造用器具機械の価額の十倍相当額が三十万円を超えるときは情状により罰金は三十万円を超え当該十倍相当額以下とする。

(ハ) 犯罪に係る葉煙草、器具機械は没収する。既に他に譲渡し又は消費しているときは、その価額を追徴する。

Ⓒ 無免許で煙草の販売業を営んだ者（その未遂予備も同じ）

(イ) 一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し又は両者を併科する。

(ロ) 犯罪に係る煙草及び容器は所有者の如何を問わず没収する。既に消費し又は譲渡して没収できないときはその価額を追徴する。

(2) 逋脱犯

詐欺その他不正の行為により煙草税を逋脱し若しくはその逋脱を図った者又は煙草税の免除を受け若しくはその免除を受けようとした者

(イ) 五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又は両者を併科する。

(ロ) 逋脱税の十倍が五十万円を超えるときは情状により罰金は五十万円を超え当該十倍相当額以下とする。

(ハ) 煙草税は直ちに徴収する。

(3) 無免許者への葉煙草の販売及び無免許者からの葉煙草の購入並びに農薬製造者の目的外使用

葉煙草の耕作者、売買業者又は煙草製造者が葉煙草を免許者以外の者に譲渡し又は免許者以外の者から譲り受けたとき並びに農薬製造用として葉煙草又は煙草くずを買受けた者が農薬製造以外にこれらを使用したとき

(イ) 三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し又は両者を併科する。

(ロ) 犯罪に係る葉煙草の価額の十倍相当額が三十万円を超えるときは罰金は情状により三十万円を超え当該十倍相当額以下とする。

(ハ) 犯罪に係る葉煙草及び容器は没収する。既に消費し又は他に譲渡して没収できないときは、その価額を追徴する。

(4) 無免許製造煙草（その代用品を含む）の所持、譲渡、譲受犯等一般的権限に違反した者

無免許で製造された煙草を所有し所持し、譲渡し若しくは譲り受けた者等八、の一般的制限に違反した者又は印紙の貼用のない煙草を所持し、譲受け若しくは譲渡した販売業者

(イ) 一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し又は両者を併科する。

(ロ) 右の煙草は没収する。既に消費又は他に譲渡して没収できないときはその価額を追徴する。

(5) 秩序犯

Ⓐ 未納税移出又は引取の承認を受けて条件を履行しない者、輸出用品を国内で消費し又は国内で消費する目的で他に譲渡した者、煙草の免許製造者又は販売業者以外の者から煙草を譲り受けた販売業者、その他一定の取締規定に違反した者

(イ) 十万円以下の罰金に処する。

(ロ) 右の未納税品又は輸出用品については、その煙草に対する税額相当額を直ちに徴収する。

Ⓑ 記帳及び申告の義務に違反した者又は収税官吏の質問に答弁せず若しくは虚偽の陳述をし又はその職務の執行を拒み、妨げ若しくは忌避した者は五万円以下の罰金に処する。

(6) 罰規定及び刑法適用の除外については他の税法と同様とする。

欄外　鉛筆書き記入

①　8／20㊋（次官室の意か―編者）

編注　本文書は煙草の民営移管案（後掲九、専売参照）に対応して立案されたと推定される。

出所　大蔵省資料Z六〇三―一一〇。

2　シャウプ勧告以後

(1)　預貯金、金銭信託、金融債等に対する富裕税の課税上の取扱について（案）

（昭和二四年八月三〇日銀行局国民貯蓄課）

預貯金、金銭信託、金融債等に対する富裕税の課税上の取扱について（案）

（昭二四、八、三〇貯蓄課）

一、富裕税は、少数の高額資産者に対する所得税の補完税の性質を有するものとして、新設されるに至った経緯に鑑み、その課税上の取扱に当っては、通貨、金融政策の立場からは、左の諸点を考慮する要がある。

(一)　富裕税に対し財産税的印象を国民に与えることを避け、新通貨措置説の流布、通貨退蔵傾向の再抬頭、資金蓄積の回避等の悪兆が生じないように努める。

(二)　富裕税逋脱を目的とする預貯金等の小口分散、預貯金等及び金融債の名義の変更、仮装名義の使用等が生じないよう工夫し、殊に富裕税の課税標準である正味資産の調査に名を借りて、無用に小額資産までも洗うことによって小額預貯金等の小口分散、名義変更等を誘発し、金融機関の事務を徒らに繁忙にするとともに、現在堅実に伸びている一般貯蓄意欲を萎耗させることのないよう厳に留意する。①

(三)　富裕税の課税上の取扱に原因して、金融債の円滑な消化を阻害しないようにする。

二、右預貯金、金銭信託、無尽、生命保険、金融債等の資産に対する富裕税の課税に当っては、行き過ぎた調査は慎み、納税義務者の積極的申告に期待することとし、租税の逋脱に対しては、罰則を厳重にしてこれに処することを適当とする。

三、税務官署において納税義務者による申告のほかに直接資料を必要とするときは、左によるものとする。

(一)　預貯金及び金銭信託

(イ)　金融機関の各店舗は、特別定期預金及び金銭信託を除く個人の預貯金（積立を含む。）、金銭信託（以下預貯金等という。）について、指定時における個人別預貯金等現在額調書を左により税務官署に提出する。

1　調書の提出は、金融機関の店舗毎に、同一人の預貯金等現在額が五〇万円（註一）以上のものについて行う。

2　調書の作成は、納税準備預金を含む全預貯金について行う。

3　郵便貯金については、一預金者の貯金総額が三万円を超えてはならないことになっているから、調査の対象としない。

(ロ)　特別定期預金（通称無記名定期預金）及び特別金銭信託（通称無記名金銭信託）は、シャウプ勧告の趣旨に則り、適当の時期にこれを廃止する。その際現に存するものはそのままにしておいて、指定時以後において満期払戻、解約、利払又は割増金の支払が行われるものについて、金融機関の各店舗は、預金者、金銭信託の元本の受益者の住所、氏名を調査し、左により税務官署に通報する。

1　(イ)の調書の提出該当者については、無記名定期預金、金銭信託に関する調書を追加提出する。

2　(イ)の調書の提出非該当者でも、無記名定期預金、金銭信託と指定時における他の預貯金等を合算して五〇万円以上になるときは、調書を提出する。

(二)　無尽及び生命保険

(イ)　生命保険会社は、生命保険契約のうち、養老、終身及び満期保険について、一契約者の払込済保険料の総額が五〇万円以上のものについて、預貯金等の例に準じて、個人別払込済保険料総額調書を税務官署に提出する。簡易保険及び郵便年金は、調査の対象から除外する。

(ロ)　無尽会社は、無尽のうち、未給付口無尽について、同一人の払込済掛金の総額が五〇万円以上のものについて、預貯金等の例に準じて、個人別払

込済掛金総額調書を税務官署に提出する。

(三)　金融債（郵便局売出国債を含む。）

(イ)　記名債券及び登録債券

記名債券及び登録債券については、預貯金の例に準じて、発行者又は登録機関は、発行者毎に、同一人の元本額が五〇万円以上のものにつき個人別債券現在額調書を税務官署に提出する。

(ロ)　無記名債券については、指定時における申告は、無記名定期預金、金銭信託と同じように、納税義務者が他の資産とともにこれを行うことを建前とし、債券の発行者等に対しては、左の事項のほか特別の義務を負わせないことを建前として措置する。

(1)　小額債券及び郵便局売出国債

小額債券（貯蓄債券、報国債券、福券等）は、別途整理中であること及び零細資産であること等に鑑み、課税及び調査から除外する。

(2)　その他の無記名金融債

1　確定利附債券（割増金附を含む。）

元本の償還、利払又は割増金の支払の際等において、その支払を受ける個人は、その住所、氏名を支払の取扱者に告知する。

2　割引債券

割引債券で指定時を超えて償還期の到来するものにつき、元本の償還を受ける際において、その償還を受ける個人は、その住所氏名を償還の取扱者に告知する。

3　元本の償還、利払又は割増金の支払の取扱者は、1及び2の資料により元本総額十万円以上のものにつき、個人別債券現在額調書を作成して税務官署に提出する。

（註一）　現行所得税法に基く預貯金利子等の支払調書の提出金額の限度一、〇〇〇円（省令では三〇〇円）を元本額に換算すると次の通りである。

普通預金（日歩　五厘）	五四、七九四円
定期預金	
三ヶ月（年三分八厘）	二六、三三三円
六ヶ月（年四分四厘）	二二、七二七
一ヶ年（年四分七厘）	二一、二七六

欄外　愛知銀行局長筆蹟の鉛筆書き

①　「指定時」観念ハオカシイ

編注　昭和二四年八月二七日付で銀行局は、「シャウプ税制勧告に伴う預貯金、金銭信託、金融債等に対する課税上の取扱について（案）」（その一）（その二）を立案した（大蔵省資料Z五二六―二一―七）が、本案はその集成である。

出所　大蔵省資料Z五二六―二一―七。

(2)　社会保険税制度要綱試案（昭和二四年九月一四日主計局）

社会保険税制度要綱試案（二四・九・一四主計局岩動）

第一、目的

本制度は現行の各種社会保険を統合して綜合的社会保障制度を確立することを目的とするものではなく、シャウプ勧告にもある如く、第一に現在政府の各種機関による社会保険料の徴収を税務機関によって統一的に徴収すること、第二に現在保険の種類を異にする毎に報酬の額が異っているが、これを単一の報酬額に統一すること、第三に以上のことを実施するための所要の措置を講ずることが目的である。

第二、社会保険税を創設すること

二、社会保険税は目的税とする。

三、社会保険税の目的となる保険は次の通りとする。

1　政府管掌健康保険

2　厚生年金保険

3　船員保険

4　労働者災害補償保険

5　失業保険

三、納税義務者

被保険者及び事業主とする。但し労働者災害補償保険にあっては事業主とする。

四、納付義務者

事業主とする。

五、事業主の徴収義務

事業主は被保険者の負担すべき社会保険税額を納付するため、源泉徴収しなければならない。

六、課税標準、税率及び税額

1　課税標準は、所得税法に規定する給与所得とする。

2　税率は当分の間、二に規定する各保険の現行保険料率を基準とし、被保険者及び事業主について、それぞれが各保険に加入している当該保険の保険料率に負担割合を乗じて得た率を合算したものとする。

3　税額は、給与所得の金額に前項の税率を適用して算出する。

七、納付

事業主は、源泉徴収した社会保険税と自己の負担すべき社会保険税とを同時に合せて、所得税法の源泉徴収に関する規定に準じ政府に納付しなければならない。

八、更正決定審査等については、所得税法の規定に準ずるものとする。

第三、社会保険特別会計

一、現行の各保険特別会計を廃止して新たに社会保険特別会計を設置する。

二、社会保険税は、一般会計歳入とし歳入の限度に於て社会保険特別会計に繰り入れるものとする。

三、社会保険特別会計に次の勘定を設ける。

1　業務勘定

2　健康勘定

3　一般年金勘定

4　船員勘定

5　労働者災害勘定

6　失業勘定

第四、保険事業機関

一、社会保険事業の主務大臣は、厚生大臣とする。

二、中央機関は、厚生省保険局とし、地方機関は現在の都道府県庁保険課、社会保険出張所を廃止して新たに都道府県に国の機関として、地方保険部、所要の地に地方保険部出張所を設ける。

三、社会保険診療報酬支払基金は廃止し、その事務は国が承継する。

出所　大蔵省資料Z五〇一―四〇。

(3)　税制改正に関する法律案要綱（昭和二四年一一月主税局）

税制改正に関する法律案要綱

第一、方針

シャウプ税制使節団の勧告に基く、税制改正の一環として、国民租税負担の軽減及び適正化に資するため、差し当り、給与所得に対する所得税の源泉徴収について暫定的に軽減を行い、物品税について適当と認められる改正を行うとともに、取引高税及び織物消費税を廃止すること。

第二、要領

一　所得税

所得税の根本的改正については目下検討中であるが、取あえず、昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る給与に対する所得税の源泉徴収については、(1)基礎控除年二四、〇〇〇円（現行年一五、〇〇〇円）　(2)扶養控除所得控除年一二、〇〇〇円（現行税額控除年一、八〇〇円）　(3)勤労控除一〇％、最高二万円（現行二五％、最高三万七千五百円）　(4)税率課税所得金額五万円以下二〇％乃至三十万円超五五％（現行二万円以下二〇％乃至五百万円超八五％）を基準として、暫定的に軽減を行う特例を

設けること。

これがため、給与の金額並びに扶養親族の有無及びその数に応じ、所得税法別表第二（源泉徴収額表）の月額表甲欄又は日額表甲欄に掲げる税額から、一定額を控除した税額によること。

二　帳簿の整備

課税の適正化を図るため、正確な帳簿の記載に基く青色申告書の制度の実施を考慮し、差し当り、その準備的な措置として法人又は事業所得等を有する個人の所得の計算に関して備え付ける帳簿についてその記載事項を定めることとし、右の帳簿を備え付ける者は昭和二十五年一月三十一日までに政府に届け出ることとする。

三　物品税

物品税については、課税物品相互間の権衡等を考慮し、必需品的色彩の濃厚な物品及び特に事務用に供せられる物品等に対する課税を廃止することとし、奢侈的性質の比較的に少い物品に対する税率及び余りに高率と認められる税率を相当程度引き下げるとともに、取引の実情に顧みて、納期の調整を図ること。

(一)　靴及び履物、メリヤス製品、緑茶、海苔、調味料、塩詰食料品、バター、歯磨、洗粉、印材料、計算機、謄写器、タイプライター、事務用品等並びに文房具及び身辺用細貨類等の一部を非課税とすること。

(二)　マッチ、紙及びセロファン、板硝子、ミシン、アイロン、運動具、ラジオ聴取機、扇子、紅茶、嗜好飲料、サッカリン、喫煙用具、化粧品及び楽器の一部等について税率を引き下げること。

(三)　第一種甲類及び乙類の税率を引き下げるとともに、あらたに従価百分の十の税率を設けること。

(四)　じゅうたん、どん帳、窓飾、ピアノ掛、ふくさ等比較的高級と認められた装飾用及び調度用の繊維製品を課税物品とすること。

(五)　清涼飲料税を物品税に統合して税率を相当程度引き下げること。

(六)　納期を一月延長すること。

四　織物消費税

織物消費税法は、廃止すること。

五　清涼飲料税

清涼飲料税法を廃止し、税率を相当程度引き下げて物品税法に統合すること。

六　取引高税

取引高税法は、廃止すること。

七　施行期日

物品税の改正並びに織物消費税、取引高税及び清涼飲料税の廃止は、昭和二十五年一月一日から、これを行うこと。但し、物品税の納期の改正については、昭和二十五年四月一日から、これを行うこと。

出所　大蔵省資料Z四〇六―三。

(4)　税制改正に際し銀行預金に関する要望意見

（昭和二四年一一月一五日十三日会）

税制改正に際し銀行預金に関する要望意見

（昭和二四年一一月一五日十三日会）

シャウプ勧告はわが国の資本蓄積形態における銀行預金の特殊な重要性を認めることなく、従来預金利子課税につき与えられていた各種特別施策の廃止を勧告し、その結果銀行預金が影響を受けるとしても、それによって生ずる欠陥は直接投資によって補い得るものであり、資本蓄積形態としてむしろこれが望ましいとしている。

この考え方は租税理論としては、また経済民度の高い国柄に於ては妥当とされるであろう。しかしながらわが国の如き国情に於ては資本蓄積の主流は銀行預金とならざるを得ないのであって、いま課税の厳正というだけの目的から銀行預金をガラス張りの内に置くことを敢てして、而もよく資本の順調なる蓄積に支障を来たさざるや、多大の疑問なきを得ない。

即ち従来、わが国に於ては個人の貯蓄の大部分は比較的零細であって、而も何時でも引出し得ることを条件とする備荒貯蓄としての性格を帯びているのでこれを直接投資に向けることは、量的にも、時間的にも、また安全性確保の点からも困難であり、更に大口預金、法人預金等もその短期性、安全性の要求から直接投資に向わず、従ってかかる資金が銀行に集中する一方企業もまた銀行に依存せざるを得ず、かくして銀行は零細、短期の資金を巨額且つ長期の資金に転換し媒介するという高度のプール的機能を営んで来たのである。

かかる資本蓄積形態がわが国に於ては必然的であると同時に、また経済の急速なる発展を可能にした一つの有力なる要因であって、これがわが国経済の基本的性格を形成し、多数中小ないし地方企業に於ける資金の自己調達能力の不足、証券市場の未発達等と相俟って急速にこれを革めることは極めて困難と思われる。

然るに以上の如き基本的事情を無視して、特に現下の如き激動転換期に当り単なる徴税的見地から直ちに銀行預金に対する税務当局の無制限なる検査或は無記名預金制度の急激なる打切り等を実施するならば新規の資本蓄積に支障を来すのみならず現存の預金も思わざる不安動揺をもたらし流出した預金は健全なる直接投資に向うことなく、むしろインフレ的要因の残滓と結びついて再び通貨退蔵、投機思惑、換物運動等懸念すべき事態を生ぜずとは断し難い。何となれば預金者心理として預金の内容を曝け出されることを極度に嫌うのは単に税金関係に因るのではなく、家族制度その他の風俗、習慣に基く社会的事情から来ているのであって、従ってこの問題は高額たると少額たるとを問わず全預金者の重大関心事となっているからである。

預金利子に対する課税上の特別措置を一切認めないという方針が正しいとしても、それはわが国の再建成り経済が安定したる後を選ぶべきで、いま銀行に資金融通を要請する声最も切なる際強いて資金の流れを変え、延いて金融機構の切替を余儀なくさせることはこれによって齎らされる国民経済上の摩擦と損失とは決して少くないと思われる。

於茲、われわれは銀行預金の取扱に関し単なる「税制の整備」という見地だけでなく、広く国民経済的見地に立ち、わが国の実情に即した適切妥当な改正が行われんことを要望するものである。

編注　十三日会は全地方銀行五五行が加盟する団体。

出所　大蔵省資料Z五二六―二六―七。

(5)　株式等の譲渡等の場合等における租税の賦課徴収の確保等に関する法案要綱（昭和二四年一二月一七日主税局）

株式等の譲渡等の場合等における租税の賦課徴収の確保等に関する法案要綱（昭和二四、一二、一七）

一、株式譲渡日の確認

株式の譲渡又は質入しようとする者は、左に掲げる者のいずれかに申請し、当該株式を譲渡し又は質権の目的としようとする日の確認を白紙委任状又は株式の券面に受けなければならないこと。但し、相続若しくは遺贈又は売出し若しくは募集に因って株式が譲渡される場合においては、この限りでないこと。

一　証券取引法に規定する取引所

二　証券取引法に規定する証券業者

三　金融機関

四　その他命令で定める機関（名義書換代理人を予定する。）

前項各号に規定する者は、譲渡日又は質入日の確認の請求があったときは、それを拒むことができないこと。

二、株式譲受人の譲渡の場合の名義書換

譲渡日又は質入日の確認を受けた株式の譲渡又は質入を受けた者は、当該確認を受けた日から二ヵ月（二ヵ月経過した日が会社の名義書換停止期間中であるときは、名義書換停止期間満了の日から更に一ヵ月）後においてはその氏名及び住所を当該株式の発行する会社の株主名簿に記載し、且つ、その氏名を株券（出資証券を含む。）以下同じ。）に記載しなければこれを譲渡又は質入れすることができないこと。但し、相続又は遺贈に因って当該株式が譲渡される場合においてはこの限りでないこととすること。

三、証券業者の取扱制限

証券取引法第二十八条に規定する証券業者は、譲渡日又は質入日の確認を受けていない株式又は第三の期限経過後その氏名及び住所を株主名簿に記載し且つその氏名を株券に記載していない株式について売買取引の委託の媒介、取次若しくは、代理をなし又は当該株式の質権者となってはならないこと。

四、公社債の登録

毎年十一月一日現在この法律施行地内に国債、地方債又は社債を所有する者は、毎年十一月一日から同月十七日までの間に金融機関にその住所及び氏名又は名称を登録し、券面登録済証明印を受けなければならないこと。

但し、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録された国債、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録された社債及び額面千円未満の公社債については、この限りでないこととする。

五、利払の禁止

国債、地方債又は社債の利子の支払をなす者は、第四により又は国債に関する法律若しくは社債等登録法の規定により登録されている国債、地方債又は社債に対しては、利払をしてはならないこと。但し第四但書の小額公社債については、この限りでないこと。

六、仮装名義預金等の禁止

預金又は金銭信託をなす者は、仮装名義で預金の預入れ又は金銭信託について契約をしてはならないこと。

七、金融機関等の仮装名義の預金等の契約の禁止

金融機関又は証券業者は預金又は金銭信託の受入又は有価証券の売買取引の媒介又は代理について仮装名義を用いて契約しようとする者と取引契約をしてはならないこと。

八、報告の徴収

政府は、租税の賦課徴収上必要があると認めるときは、この法律の施行地内において取引をなした者から取引の相手者の住所、居所若しくは営業所又は氏名若しくは称号について報告をなさしめることができることとすること。

九、収税官吏の質問、検査権

収税官吏は、第二の譲渡日の確認をなす者、証券業者又は第七の金融機関に対する質問検査の権限を与えること。

十、経過規定

この法律施行の際、現に存する預金又は金銭信託について権利を有する者の住所、居所若しくは営業所又は氏名若しくは称号を明らにしていない者でその預金又は金銭信託の契約をこの法律施行後も継続しようとする者は、その住所、居所若しくは営業所又は氏名若しくは称号を昭和二十五年九月三十日までに契約の相手方たる金融機関に届出なければならないこと。

編注　本案は、「シャウプ勧告」に盛られた無記名、偽名預金の禁止、株式・社債等の強制登録および名義書換実施についての対案の初期のものであり、以後諸法案が立案されるが実現しなかった。詳しくは本財政史第八巻「租税(2)」、一二八―二九、二二〇―二三ページ及び第一四巻「証券」、四八〇―八四ページ参照。

出所　大蔵省資料Z五二六―二一―七。

(6)　株式等の譲渡等の場合等における租税の賦課徴収の確保等に関する法案要綱に対する銀行課意見

（昭和二四年一二月二二日銀行局銀行課）

株式等の譲渡等の場合等における租税の賦課徴収の確保等に関する法案要綱（主税局一二、一七案）に対する銀行課意見（昭二四、一二、二二）

(一)　主税局案（以下「原案」という。）四の公社債の登録をする「金融機関」は「日本銀行歳入代理店」に改め、この場合日本銀行は、当該代理店に対して公社債の登録の手数料を支払うこと。

(二)　原案六及び七は、次のような点に留意すること。

1、「仮装名義」の意義を明瞭にすること。殊に、子供の名前、架空名義、偽名、芸名等の場合の取扱。

2、預金又は金銭信託をする者が仮装名義でこれをしてはならないこと。

3、金融機関は仮装名義の預金又は金銭信託の受入をしてはならないこと。金融機関が情を知りながら違反行為をした場合に限り、当該金融機関、その違反行為をした職員についての罰則を設けること。金融機関が有価証券業務を行う場合も同様とすること。

㈢　原案八、及び九、の「報告の徴収」及び「収税官吏の質問、検査権」が認められるのは、脱税のおそれがあると認められた場合等厳重な条件で極限された場合に限ること。

㈣　原案十、に関しては

1、無記名預金等をこの法律施行後継続した場合でも、昭和二十五年九月三十日までに氏名等を金融機関に届け出なければならないという趣旨を文章に明瞭化すること。

2、昭和二十五年一月—三月の金融情勢にかんがみ、新規の無記名預金等の取扱は昭和二十五年三月末日までできるものとすること。

出所　大蔵省資料Z五二六—二一—七。

(7)　株式名義書換の強制に対する各界の意見

（昭和二五年一月六日理財局経済課）

株式名義書換の強制に対する各界の意見（理、経二五、一、六）

一、賛否	S・E・C S・C・L・C 経団連 東京商工会議所 東京証券業協会 大阪証券取引所 大阪証券業協会	反対
二、反対の理由	S・E・C	(1)市場値段の公正な成立を妨げ、株式取引を事実上不可能ならしめる。
	〃	(2)証券業者が預証券と保有証券を一体として運用している場合、運用証券の一部の有効期間が切れたとき、何人の名儀に書換えるべきか決定出来ない。
	〃	(3)(2)は、レギュラー・ウェイが証券取引の常道となった場合更に複雑困難な問題となる。
	〃	(4)株式担保手続を面倒にし、株式担保金融を阻害する。
	〃	(5)プライベート・オファを阻害する。
	〃	(6)レギュラー・ウェイの場合には、売買約定の大部分は現株の受渡なくて決済されるから、現物売買についてのみ名儀書換を強制するのは不公平である。
	S・C・L・C 経団連、東商、東証協、大阪証取、大阪証協	(7)発行会社の名儀書換能率が悪いから、名儀書換の強制は取引を阻害する。
	S・C・L・C	(8)譲渡価格を確実に捕捉することが困難である。
	〃	(9)名儀書換不要期間内の譲渡所得は捕捉できない。
	経団連、東商、東証協	(10)発行会社の手数、顧客又は顧客を代理する証券業者の手数の増大。
	〃	(11)株式名儀書換のための保管期間中の株価吊上げ工作の弊害。
	大阪証取、大阪証協	(12)名儀書換の強制は株価低落の誘因となる。
三、代案	S・C・L・C 経団連、東商、東証協	(1)本人の申告による。
	S・E・C、S・C・L・C、経団連、東商、東証協、大阪証取、大阪証協	(2)発行会社の決算期毎に名儀書換を強制する。

出所　大蔵省資料Z五二六—二八—一。

(8)　税制改正に関する基本要綱（昭和二五年一月一七日閣議決定）

税制改正に関する基本要綱（昭和二五、一、五）

第一　方針

昭和二十五年度の税制改正については、概ねシャウプ税制使節団の勧告の基本原則に従うこととするが、更に一層実情に即するようこれに適当と認められる調整を加えて税制の合理化及び租税負担の軽減適正化を図るものとすること。

第二　要領

一　所得税

㈠　所得税負担の軽減合理化を図るため、控除及び税率を次のように改めること。

(1)　基礎控除　年二万五千円（勧告二万四千円　現行一万五千円）

(2)　扶養控除　所得控除年一万二千円（勧告同上　現行税額控除一、八〇〇円）

(3)　勤労控除　百分の十五、最高三万円（勧告百分の十、最高二万円、現行百分の二十五、最高三万七千五百円）

(4)　税率

五万円以下の金額　百分の二十

五万円をこえる金額　百分の二十五

八万円をこえる金額　百分の三十

十万円をこえる金額　百分の三十五

十二万円をこえる金額　百分の四十

十五万円をこえる金額　百分の四十五

二十万円をこえる金額　百分の五十

五十万円をこえる金額　百分の五十五

（勧告三十万円をこえる金額　百分の五十五）

㈡　所得税制について、扶養親族の範囲の拡張、所得合算制の縮小、不具者、医療費及び雑損の特別控除、譲渡所得の計算方法の改正、変動所得に対する平均課税、損益通算及び損失の繰越繰戻、配当所得に対する課税方法、申告及び納期の改正等について適当と認められる改正を行うこと。

二　法人税

㈠　法人の租税負担を軽減合理化するため、超過所得及び清算所得に対する法人税を廃止し、あらたに積立金の増加額に対する課税（原則として百分の二）を行い、普通所得に対する法人税の税率は、百分の三十五（現行一般法人百分の三十五、特別法人百分の二十五）とすること。

㈡　公益法人の収益事業に対する課税、他の法人から受ける配当等の控除、損金の繰越繰戻、固定資産の減価償却、棚卸資産の評価方法、貸倒準備金等について適当と認められる規定を設けること。

三　相続税

㈠　被相続人又は贈与者の財産について綜合して課税する制度を根本的に改正して、相続及び贈与に因る財産の取得者に対し、取得者ごとに分割して、その一生を通ずる取得財産の累進額を課税標準として課税すること。

㈡　相続税負担の軽減を図るため、控除及び税率を次のように改めること。

(1)　基礎控除　年十五万円（現行五万円）

(2)　少額控除　年三万円　（現行年三千円）

(3)　税率

二十万円以下の金額百分の二十五乃至五千万円をこえる金額百分の九十

㈢　あらたに配偶者二分の一控除、未成年者控除等を設ける外、公益事業等に対する寄附について、原則として非課税とすること。

四　富裕税

㈠　財産価額が五百万円をこえる者に対して、あらたに所得税の補完税として、富裕税を創設し、次の税率により課税すること。

五百万円超　千分の五

千万円超　百分の一

二千万円超　百分の二

五千万円超　百分の三

㈡　国又は地方公共団体において公用又は公共の用に供する家屋及び物件、国宝、重要美術品等、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産は、これを非課税とすること。

㈢　毎年十二月三十一日を課税時期とし、翌年二月一日から二月末日までに申告納税するものとすること。

五　通行税

三等乗客に対する課税（現行普通運賃百分の五急行料金等百分の二十）を廃止し、一、二等運賃に対する税率を百分の二十（現行普通運賃百分の五、急行料金等百分の二十）とすること。

六　有価証券移転税

有価証券移転税は、これを廃止すること。

七　酒税

極力酒類の増石により増収を図ることとし、清酒その他の酒類については、地方税たる酒消費税を統合し、各酒類間の権衡を考慮し、概ね小売価格が次の程度になるように、税率を改正すること。

清酒　特級	一、一六〇円	（現行一、一四〇円）
清酒　一級	九五〇円	（現行　九一〇円）
清酒　二級	六五〇円	（現行　六四〇円）
合成清酒　一級	六七〇円	（現行　六四五円）
合成清酒　二級	五〇〇円	（現行　五二五円）
焼酎	四六〇円	（現行　四二五円）
麦酒	一三〇円	（現行　一二五円）

八　資産再評価及び再評価税

㈠　企業をして適正妥当な減価償却を可能ならしめ日本経済の再建と企業経理の合理化を図るとともに、法人及び個人を通じてインフレーションによる値上り所得を排除調整する等のため、資産再評価を行うこととし、この場合における課税上及びその他の法令上の特例その他の措置を講ずる外、再評価差額に対し百分の六の税率により再評価税を課すること。

㈡　事業用資産についての再評価は、これを任意とすること。

㈢　再評価税の納付を困難とする者については、延納の特例を認めること。

九　租税執行に関する制度の改正

租税負担の公平を期するためには、税制の合理化と相まって、税務行政を改善し、徴税能率を増進せしめることが緊要である点に鑑み、租税執行に関する制度について、次の諸点を改正すること。

㈠　一定の帳簿を記載している納税者に対しては、青色申告書の提出を認めることとし、この場合においては、更正決定、損失の繰越、繰戻等について特別の取扱を認める。

㈡　予定申告に際して、原則として前年の所得金額を基準とする制度を設けること。

㈢　異議処理については、専門の協議団を設置する等の方法を設けその適切迅速なる処理を図ること。

㈣　有価証券等に関する所得税等の課税の適正を図るため、所要の規定を整備すること。

十　その他

㈠　外国人及び外資に対する課税の臨時特例を設けること。

㈡　土地台帳及び家屋台帳に関する事務は、この際税務署から登記所に移管すること。

㈢　従来の加算税及び追徴税に関する規定を実情に即するよう改正するとともに、無申告犯に対する罰則の規定を設ける等罰則を整備すること。

㈣　国税徴収法その他の規定に関し所要の整備を行うこと。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九一。

（9）税務行政の刷新改善に関する緊急施策について

（昭和二五年三月二二日閣議決定）

税務行政の刷新改善に関する緊急施策について

（昭和二十五年三月十八日大蔵省）

税務行政の運営が、特に現下の困難なる経済情勢の下において国民の利害休戚に至大の影響をもつ点に顧み、税務官吏の一段の自粛自戒を促すとともに、一部外部団体の運動等に左右されぬ公正な税務執行の態勢を確立する必要がある。

なお、国民の租税負担の軽減及び合理化を目的とする中央、地方を通ずる今回の画期的税制改正は、国民の納税義務の完遂を前提とすることはもちろんであるが最近の情勢によれば今年度の租税収入、なかんづく申告所得税の収入の確保については、楽観を許さないものがある。

よって、この際急速に次の諸施策を確立し、且つこれを実施するものとする。

一　税に関する紛争の急速なる処理を図り、懇切丁寧なる執務態勢を確立するため左の施策を実行する。

1　職員に対する監察の強化

2　職員の教育及び訓練の徹底

3　苦情相談所の拡充

4　紛争処理特別機関（協議団）の急速なる開設

右各号の施策具現のため差し当り必要な職員の増加と設備の整備を行う。

二　納税義務の重要性につき国民の注意を喚起して脱税の絶滅を期するとともに、いやしくも団体等で税務行政の適正な運営を阻害する如き事態に際しては厳にこれに対処する旨の政府の基本的態度をせん明するものとする。

三　中央及び地方を通ずる税務行政の適正なる運営は、税務官署のみの努力によっては到底その実現を期待し得ない現情に顧み、関係各機関の緊密なる連絡及び協力態勢を確立するため、別に定めるところにより中央及び各都道府県毎に税務行政連絡協議会を設置する。

なお、昭和二十三年九月七日閣議決定による酒類密造対策協議会の業務は、本協議会において併せ行うものとする。

（附帯諒解）

但し定員については定員法に関し別に協議することとする。

（別紙）税務行政連絡中央協議会規程案

第一条　税務行政連絡中央協議会（以下中央協議会という）は徴税確保を阻害する各種行為を適切に処置し、且つ、税務行政運営の民主化を促進する諸施策を協議し、右施策に関して関係各機関の協力態勢を確立するものとする。

第二条　中央協議会は、会長一人及び委員若干名をもってこれを組織する。

第三条　会長は、国税庁長官をもってこれにあてる。

委員は、関係各機関の職員の中から大蔵大臣がこれを委嘱する。

第四条　会長は会務を総理し、協議会を招集してその議長となる。

第五条　中央協議会は、左の事項について審議する。

1　徴税確保を阻害する行為の取締に関する一般的計画

2　徴税確保を阻害する行為の取締に関する情報の収集、交換

3　徴税確保を阻害する行為の取締に当り関係各機関の分担すべき具体的事項

4　徴税機関の民主化促進に関する具体的事項

5　徴税確保に関する宣伝工作

第六条　前条各号に基いて協議した事項について関係各機関は、その下部機関に対し必要の指示をなすものとする。

中央協議会は、税務行政連絡地方協議会の活動状況に関して必要な報告を求めることができる。

第七条　中央協議会は、必要に応じ随時開催する。但し、第五条に規定する事項につき事前審議の必要があるとき、又は細目的な事項を協議するときは、各委員に代り連絡員のみを招集することができる。

第八条　中央協議会の庶務は、国税庁直税部所得税課及び間税部酒税課においてこれを掌る。

第九条　この規定で定めるものの外協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

（参考）税務行政中央連絡協議会構成員名簿案

会長	国税庁長官	委員	地方自治庁財政部長
委員	国税庁総務部長	〃	全国町村会事務局長
〃	直税部長	〃	全国市長会事務局長
〃	間税部長	〃	全国地方自治協議会連合会事務局長
〃	調査査察部長	〃	法務府検務局長
〃	大蔵省主税局長	〃	法務府特別審査局長
		〃	最高検察庁検事

委員　国家地方警察本部刑事部長
〃　〃　警備部長
〃　中央経済調査庁査察部長

備考　各機関には、所要の連絡員若干を設けて、相互の連絡に任ぜしめるものとする。

出所　大蔵省資料Z六二〇―八五。

(10) 第三国人に対する課税の適用に関する司令部覚書の改正

(一九五〇年五月二七日SCAPIN四九三八-A/1)

SCAPIN四九三八-Aの件

(一九五〇年五月二七日SCAPIN四九三八-A/1ESS/IR)

一、参照覚書　日本政府宛覚書SCAPIN四九三八-A昭和二十二年十一月二十九日附「第三国人に対する課税の適用」の件

二、当該覚書第三項中次の語を削り、昭和二十五年七月一日に実施する。

円以外の通貨により合法的に受領された所得に基く又はこれにより算定された税は日本政府により課せられない。但し、これは円通貨で支払を受ける司令部傭人又は司令部認可の傭人に対する課税を禁止することを意味しない。

〔参照〕　非日本国人に対する課税の適用に関する件

(一九四七年一一月二九日SCAP IN四九三八-A、ESS/FI)

一、昭和二十一年七月二十五日付覚書　〃非日本国人に対する課税の適用に関する件〃はこれを廃する。

二、次項に特記した者を除き非日本国人に対する地方税及び国税の適用については反対はない。ただしかかる課税は非日本国人に対して差別を設けない。戦争の結果、日本政府に帰せられる賠償又は、その他の費用 (reparations or other charges) に元来充当する目的を有した税は、これを連合国人又はその財産に対して日本政府は課してはならない。

三、軍人、占領軍付軍属、信任状を与えられた外国外交派遣団員、代表委員団員その他連合国最高司令官付公的代表者の公的俸給に対しては日本政府により課税を受けない。円以外の通貨により合法的に受領された所得に基く又はこれにより算定された税は日本政府により課せられない。然しながら、これは円通貨で支払を受ける司令部傭人又は司令部認可の傭人に対する課税を禁止することを意味しない。

四、本覚書の条項を、履行するため大蔵省と当司令部の関係当局と直接の交渉はこれを認める。

出所　大蔵省資料Z五一五―一。

(11) 進駐軍軍属の給与所得に対する所得税課税上の取扱について

(昭和二五年七月一〇日主税局)

進駐軍軍属の給与所得に対する所得税課税上の取扱について

(昭二五、七、一〇)

一、外国人の非円通貨所得に対して所得税を課税しない取扱は、昭和二十五年七月一日以降廃止された。(SCAPIN-四九三八A-一) 但し、軍人、軍属、外交官等の (official salaries) には従来通り課税できない。(SCAPIN-四九三八A)

二、右のオフィシャル・サラリーとは、原則として、直接軍から支給される俸給を言うものと解せられる。従って、

1、軍の下請的用務をなす会社等の職員で軍属としての待遇を受けている者であっても、その者の俸給が完全に会社等の給与ベースにおいて直接会社等から支払われている場合は、ここに所謂オフィシャル・サラリーには該当しない。

2、右の場合において、軍がその会社等との契約で、軍属たるその会社の職員

に対する俸給分 (その金額を明示すること) を含むものであることを明示して対価を支払う場合には、これをオフィシャル・サラリーとみなす。

出所　大蔵省資料Z五一五―一。

(12) 外人に対する関税及び内国税の課税問題

(昭和二五年七月頃主税局)

外人に対する関税及び内国税の課税問題

一、実情

現在、外人に対する関税及び内国税の適用は、占領下の特殊性にもとづき、司令部覚書等による、関税法規に対する例外的取扱があるので、実際の課税上の取扱は占領軍機関、占領軍要員等国際法上治外法権を認められるもの、その他の外国人、及び一般日本人等の三に分れて、それぞれ異った取扱をしている。日本人等に対しては勿論関税法規等が全面的に適用されるが、外人に対しては次のような取扱になっている。

- 関税
  - たばこ
    - 占領軍機関、占領軍要員……免除
    - その他の外国人……課税
  - その他の物品
    - 非占領軍の輸入するもの……免除
    - 国内市場に販売の目的を以て輸入されるもの……課税
- 内国消費税
  - 酒税
    - 占領軍機関、占領軍専用クラブ……免除
    - その他の外国人 (占領軍要員を含む)……課税
  - 物品税
    - 占領軍機関、占領軍専用クラブ、占領軍要員、外交使節団員……免除
    - その他の外国人……課税
  - 揮発油税
    - 占領軍機関、外交使節団……免除
    - その他の外国人 (占領軍要員)……課税
    - 外交使節団員……戻税
  - 骨ぱい税
    - 占領軍機関、占領軍要員……免除
    - その他の外国人……課税
  - 砂糖消費税 (糖密糖水のみ)
    - 占領軍機関、占領軍要員……免除
    - その他の外国人……課税

右の外、占領軍機関、占領軍要員、外交使節団等が一九五〇年二月三日付司令部回章第三号に基くIE四二六号様式の許可書によって、輸入する場合は、無税通関。

二、弊害

国際法上治外法権を認められるものについては、これを課税対象外とすることは当然と考えられるが、その他の外国人に対しても覚書等によって、関税法規の適用上例外的取扱を認めることは、課税技術上においても、特殊保税倉庫の問題、軍放出物資及び課税上例外的取扱をうけた者から然らざる者への転売の場合における課税問題、軍貨物の範囲の問題 (フィルム、リーダーズダイヂェスト、用紙等) 及び外国人に対する免税範囲等幾多の困難な問題があり、これらの例外的取扱が不良分子に悪用されることが多く (市内における此の種非課税品のはんらん、放出に伴う不正事件等) ひいては、安定に向いつつある日本経済を混乱せしめるおそれがあり、又外人に対する特例は国内思想宣伝に逆用される点その他このような差別的取扱が国民感情に悪影響を及ぼすことも無視できない。

三、施策

以上のような弊害にかんがみ、このような覚書による関税法規適用上の例外的取扱を除去することが最も望ましい。

これが対策としては、個々の場合について、かかる例外的取扱が悪用されることを厳重に取締ることも勿論必要ではあるが、根本的には例外的取扱の根拠となっている。昨年七月七日付マーカット書簡が現行関税率の妥当な改正までの暫定措置とされている性質にかんがみ、関税定率法及び同別表の改正を促進して、課税上の例外的取扱を廃止することが望ましい。

出所　大蔵省資料Z五二〇―一。

(13)　税制改正に関する要綱（昭和二五年九月二〇日閣議決定）

税制改正に関する要綱（昭二五、九、二〇大蔵省）

一、所得税

所得税負担の現状にかんがみ、次のように、基礎控除及び扶養控除を引き上げるとともに、税率の適用区分を改正すること。

(一)　基礎控除

基礎控除額を年三万円（現行二万五千円）に引き上げること。

(二)　扶養控除

扶養控除額を年一万五千円（現行一万二千円）に引き上げること。

(三)　税率

税率を次のように改めること。

五万円以下の金額　百分の二十　（現行同上）		
五万円をこえる金額　百分の二十五	現行五万円をこえる金額　百分の二十五	
	現行八万円をこえる金額　百分の三十	
十万円をこえる金額　百分の三十	現行十万円をこえる金額　百分の三十五	
	現行十二万円をこえる金額　百分の四十	
	現行十五万円をこえる金額　百分の四十五	
二十万円をこえる金額　百分の三十五	現行二十万円をこえる金額　百分の五十	
三十万円をこえる金額　百分の四十		
五十万円をこえる金額　百分の四十五		
七十万円をこえる金額　百分の五十	現行五十万円をこえる金額　百分の五十五	
百万円をこえる金額　百分の五十五		

二、酒税

酒税については、密造取締りを強化するとともに、小売価格が概ね次の通りになるように税率の引き下げを行うこと。

（改正後の酒類小売価格）

種類	容量	自由販売酒 改正	自由販売酒 現行	配給酒 改正	配給酒 現行
清酒 特級	一升	九五〇円	一、一七五円		
第一級	〃	七五〇	九五〇	五〇〇円	五五〇円
第二級	〃	四六〇	六四五	三九〇	三九五
合成清酒					
第一級	一升	五〇〇	六七〇	三〇〇	三五〇
第二級	〃	三七〇	五〇〇	二八〇	三四五
焼酎	〃	三三〇	四五〇	八〇	一〇二
麦酒	三・五一合	一一五	一三二		

三、物品税

生活必需物品又は事務用品等について課税の廃止、課税最低限の引き上げ等を行うとともに、物品相互間の権衡等を考慮して次の通り税率の引き下げを行うこと。

(一)　第一種物品

甲類　百分の五十（現行甲類百分の七十）

乙類　百分の四十（現行乙類百分の六十）

丙類　百分の三十（現行丙類百分の五十）

丁類　百分の二十（現行丁類百分の三十）

戊類　百分の十　（現行戊類百分の二十現行巳類百分の十）

(二)　第二種物品についても右に準じて引き下げを行うこと。

四、揮発油税

税率を三割程度引き下げること。（現行小売業者販売価格の百分の百）

附記

砂糖消費税に関しては、税率を引き下げるとともに輸入砂糖に対する免税を廃止することにつき考究すること。

編注　後掲（資料(14)、資料（15）参照。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九一。

(14)　昭和二十五年度補正予算に伴う税制改正の要綱

（昭和二五年一〇月三日閣議決定）

昭和二十五年度補正予算に伴う税制改正の要綱

（昭二五、一〇、二閣議決定）

さきに昭和二十五年九月二十日閣議決定に係る「税制改正に関する要綱」にのっとり次の通り税制の改正を行う。

一、所得税

とりあえず、昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る給与に対する所得の源泉徴収について、

(1)　基礎控除　年三万円（現行二万五千円）

(2)　扶養控除　年一万五千円（現行一万二千円）

(3)　税率　課税所得金額五万円以下二十％ないし百万円超五十五％（現行五万円以下二十％ないし五十万円超五十五％）

を基準として、暫定的に軽減を行うこと。

二、酒税

昭和二十五年十二月一日から税率の引下げを行うこと。

三、物品税

昭和二十六年一月一日から改正を行うこと。

四、砂糖消費税

昭和二十六年一月一日から国内産砂糖に対する税率を七割ないし五割程度引き下げること。

五、揮発油税

昭和二十六年一月一日から税率を引き下げるとともに現行の従価税率を従量税率に改めること。

編注　後掲資料（15）により改訂。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九一。

(15)　昭和二十五年度補正予算に伴う税制改正に関する要綱

（昭和二五年一一月二三日閣議決定）

昭和二十五年度補正予算に伴う税制改正に関する要綱

（昭二五、一一、二三大蔵省）

昭和二十五年度補正予算に関連し次のとおり税制の改正を行う。

一　所得税

(一)　所得税一般の改正は昭和二十六年四月一日から行うこととし、とりあえず、昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間の支払に係る給与に対する所得税の源泉徴収について、

(1)　基礎控除　年三万円（現行二万五千円）

(2)　扶養控除　年一万五千円（現行一万二千円）

(3)　税率　課税所得金額

五万円以下の金額　百分の二十	（現行同上）
五万円をこえる金額　百分の二十五	現行五万円をこえる金額　百分の二十五
	〃　八万円をこえる金額　百分の三十
十万円をこえる金額　百分の三十	現行十万円をこえる金額　百分の三十五
	〃　十二万円をこえる金額　百分の四十
十五万円をこえる金額　百分の三十五	現行十五万円をこえる金額　百分の四十五
二十万円をこえる金額　百分の四十	現行二十万円をこえる金額　百分の五十

三十万円をこえる金額　百分の四十五
五十万円をこえる金額　百分の五十　〔現行五十万円をこえる金額　百分の五十五〕
百万円をこえる金額　百分の五十五

を基準として、暫定的に軽減を行う特例を設けること。

(二) 所得税の申告納税に関し、農業所得者以外の納税者について、確定申告書の提出期限及び確定申告書の提出に因る納付期限を一箇月延長し、二月末日とすること。

二　酒税

昭和二十五年十二月一日から、酒類の小売価格が概ね次のとおりとなるように税率の引き下げを行うとともに、密造の取締りを一層強化すること。

種類	容量	自由販売酒 改正	自由販売酒 現行	配給酒 改正	配給酒 現行
清酒 特級	一升	九五〇円	一、一七五円		
第一級	〃	七五〇	九五〇	五〇〇円	五五〇円
第二級	〃	四六〇	六四五	三九〇	三九五
合成清酒					
第一級	一升	五〇〇	六七〇		
第二級	〃	三七〇	五〇〇	三〇〇	三五〇
焼酎	〃	三三〇	四五〇	二八〇	三四五
麦酒	三・五一合	一一五	一三二	八〇	一〇二

三　物品税

昭和二十六年一月一日から生活必需物品又は事務用品等について課税の廃止、課税最低限の引き上げ等を行うとともに、次のとおり税率の一般的引き下げを行い、あわせて物品相互間の権衡等を考慮して類別の組替えを行うこと。

(一) 第一種物品

甲類　百分の五十（現行甲類百分の七十）
乙類　百分の四十（現行乙類百分の六十）
丙類　百分の三十（現行丙類百分の五十）
丁類　百分の二十（現行丁類百分の三十）
戊類　百分の十及び百分の五（現行戊類百分の二十　現行巳類百分の十）

(二) 第二種物品についても右に準じて引き下げを行うこと。

四　揮発油税

昭和二十六年一月一日から税率を三割五分程度引き下げるとともに、従価税率を従量税率に改めること。

五　砂糖消費税

昭和二十六年一月一日から税率を七割ないし五割程度引き下げること。

なお、昭和二十六年四月一日から輸入税に対する免税措置を廃止すること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九一〇。

(16) 税制改正及び資産再評価に関する要綱

（昭和二六年一月二三日閣議決定）

税制改正に関しては、曩に酒税、物品税、砂糖消費税及び揮発油税について、国民負担の軽減合理化を図るとともに、昭和二十六年一月―三月間に支払われる給与所得の源泉徴収額について暫定的軽減を行うこととしたのであるが、更に一層負担の軽減合理化、税制の簡易化を図るとともに資本の蓄積に資する等のため、次のとおり税制を改正するとともに重ねて資産の再評価を行い得るものとする。

一　所得税

(一) 基礎控除

基礎控除額を三万円（現行二万五千円）に引き上げること。

(二) 扶養控除

扶養控除額を扶養親族一人につき一万五千円（現行一万二千円）に引き上げること。

(三) 不具者控除

控除額を一万五千円（現行一万二千円）に引き上げること。

(四) 税率

税率を次のように改正すること。

課税所得金額		
五万円以下の金額	百分の二十	（現行同上）
五万円をこえる金額	百分の二十五	〔現行五万円をこえる金額　百分の二十五〕
		〃　八万円をこえる金額　百分の三十
十万円をこえる金額	百分の三十	〔現行十万円をこえる金額　百分の三十五〕
		〃　十二万円をこえる金額　百分の四十
十五万円をこえる金額	百分の三十五	〔現行十五万円をこえる金額　百分の四十五〕
二十万円をこえる金額	百分の四十	〔現行二十万円をこえる金額　百分の五十〕
三十万円をこえる金額	百分の四十五	
五十万円をこえる金額	百分の五十	〔現行五十万円をこえる金額　百分の五十五〕
百万円をこえる金額	百分の五十五	

(五) 新たに次の特別控除制度を設けること。

(イ) 老年者控除

年齢六十五歳以上の者について、その者の所得から年一万五千円を控除すること。

(ロ) 未亡人控除

扶養親族を有する未亡人について、その者の所得から年一万五千円を控除すること。

(ハ) 勤労学生控除

一定金額以下の所得を有する勤労学生について、その者の所得から年一万五千円を控除すること。

(ニ) 生命保険料控除

年中に払い込んだ生命保険料のうち二千円までの金額を控除すること。

(ホ) 資産所得の合算及び扶養親族の所得の合算の制度を廃止すること。

(ヘ) 預貯金利子等に対する課税に当り源泉選択制度を認め、その税率を百分の五十とすること。

(ト) 青色申告者に対しては、再調査及び審査の請求中は、差押公売を行うことができないものとすること。

(チ) 農業所得者以外の納税者の申告時期及び納期を農業所得者と同様七月、十一月及び翌年二月の三期とすること。

(リ) その他所得税制の簡素合理化を図る等のため規定の整備を行うこと。

二　法人税

(一) 積立金に対する法人税を廃止すること。但し、同族会社に対する積立金の五%（現行七%）課税は存置すること。なお、非同族会社の子会社に対しては同族会社の積立金課税は行わないものとすること。

(二) 今後新規に取得した特定の機械設備等に対して取得の年以後三年間に限り法定償却額の五割程度の増加特別償却を認めるものとすること。

(三) 見返資金の所有する優先株式に対する利益の配当を所得の計算上損金に算入するものとすること。

三　相続税

被相続人の死亡に因り取得する生命保険金のうち十万円までの金額を特別に控除するものとすること。

四　通行税

航空機の乗客に対して課税することとするとともに汽船の二等乗客に対する課税を廃止すること。

五　物品税

高級織物に対し百分の十程度の税率で物品税を課税するものとすること。

六　砂糖消費税
　輸入砂糖に対する臨時免税措置を廃止すること。
七　印紙税、骨ぱい税
　物品切手、手形、貯金証書、売買契約書、受取証書等に対する印紙税の課税最低限を引き上げるとともにトランプ等に対する骨ぱい税の税率を引き下げること。
八　その他
　国税徴収法、税務代理士法等の規定の整備を図ること。
九　資産の再評価
　資産の再評価を前回と略々同一の条件で再び実施し得るものとするとともに再評価積立金の資本組入れを早期に行い得ることとすること。

（閣議決定附帯条件）
第五号　物品税の項は留保する
出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇七。

(17) 税金問題についての回顧と展望（昭和二六年一月頃主税局）

税金問題についての回顧と展望

一、均衡予算でインフレは停まった。

わが国の経済は、終戦以来昭和二十四年まで、激しいインフレーションと物資の欠乏とに悩んだ。しかし昭和二十四年に至って、終戦後始めて均衡予算が編成され、財政面からするインフレ要因を排除することに成功し、また復金融資の停止等によって金融面からのインフレ要因も克服することができ、さしものインフレーションも遂に終息するに至った。

しかし、この均衡予算を達成するために、昭和二十四年には、租税負担を軽減することをしなかった。従って、同年の租税負担は最近年において最も重いものとなった。しかし、この均衡予算の御蔭で、さしものインフレーションも遂に停まることとなった。

かくて、インフレーションが停まり、経済が安定した基礎の上に、その後生産は漸次増加し、遂に二十五年十月には、生産指数は戦前（昭和九―一一年）水準にまで復活し、賃銀も増加し、他方における消費財価格の安定及び税負担の軽減と相俟って、国民の生活は年年楽になって来ている実情にある。

二、減税で国民生活は楽になっている。

インフレが停り、経済が安定して来たので、価格調整費等を思い切って削減し、次の如く、昭和二十五年、二十六年と引継いで減税を断行することができた。すなわち

(一) 昭和二十五年には、中央地方を通ずる税制の画期的大改正を行い、国税において約九百億円減税し、他方地方団体の財政力を強化し、地方自治を推進するために地方税において約四百億円増収を図ったので、差し引き約五百億円国民の負担を軽減した。（この外に実質的に租税に等しい強制的寄附金が地方団体の財政力強化に伴って減少したことを考慮すれば、これ以上の負担の軽減となる。）

(二) また、昭和二十六年には、引続いて、国税においては、税制改正前の本年度収入見込額から約七百四十三億円の減税を断行した。なお、本年地方税においては、生産及び所得等の増加に伴って特別に増税措置を講じなくても、約百七十八億円の増収を生ずる見込となっている。

(三) 右の結果、例えば所得税については、基礎控除及び扶養控除等の引上げと税率の引下げ等によって、まず納税者の総数は、

昭和二十四年の　二一、八七四千人から
昭和二十五年は　一六、三七〇千人と著減し、更に
昭和二十六年には　一五、三〇七千人

と減少する見込であり、うち

申告納税の納税者は

昭和二十四年の　七、五六〇千人から
昭和二十五年は　五、三七七千人に減少し、更に
昭和二十六年には　四、六八五千人

に減少する見込である。

また所得税の負担は給与所得者と事業所得者とについて見れば、次の如く軽減された。これによっても分る如く、これらの改正によって最も負担の軽減を受けたのは扶養親族の多い者である。例えば、比較的に扶養親族の多い農家の総課税額は、

昭和二十四年の　四百五十億円から
昭和二十五年には　二百二十四億円に著減し、更に
昭和二十六年には　百八十億円に減少する見込である。

なお、右は、所得ないし収入額が年々同一と見た場合の計算であるが、実際は年々増加している。そこで給与所得者については、賃銀の騰貴率により収入金額を計算し、また事業所得者については、所得の増加割合により、所得額を計算し、これから税金を差し引いた所得を計算すれば、次のとおりとなる。（表省略―編者）

(四) しかも、主として生産の増加、賃銀の上昇に伴って、国民所得は、

昭和二十四年の　二八、七四七億円に対し
昭和二十五年は　三三、一四〇億円となり
昭和二十六年には　三八、〇四〇億円と増加する見込である。

(五) かくて、国民所得に対する国税、地方税を含めた租税（印紙収入及び専売益金を含む。）の負担率は、

昭和二十四年の　二七・四から
昭和二十五年は　二二・六に減少し、更に
昭和二十六年には　二〇・二と

減少する見込である。

(六) 従って、税引き国民所得は国民所得総額の増加する以上に増加し、国民の消費余力は著しく増大している。

(七) しかも、取引高税、織物消費税の廃止、酒税の引下、物品税の改正等によって国民の負担は著るしく軽減されている。例えば酒税の引き下げによって酒類の価格は、二級清酒では、昭和二十四年一月の八百十円から現在は四百八十五円、焼酎では同じく七百八十七円から三百六十円に下り、また、実質的に税に等しい専売益金についても煙草の値下げにより、ピース昭和二十四年一月の六十円が現在四十円、光は同様五十円が三十円に下り、他方その他の物資の出廻りと相俟って国民の生活は年々楽になって来ている。

三、税制改正と減税で資本の蓄積は促進されつつある。

(一) 右に述べた所得税の軽減額のうち事業所得者及び高額所得者の軽減額は、その大部分が事業の運転資金の増加、設備の増加等に投下されるものと考えられ、また本年預貯金の利子に対して源泉選択課税を認めたことにより預貯金の増加が期待され、

(二) 更に、昭和二十五年に行われた法人の超過所得税の廃止、資産の再評価と、昭和二十六年に行うこととなった積立金課税の廃止、特定の機械設備の割増償却、第二次再評価等と今後行う予定の固定資産の耐用年数の一般的改訂及び陳腐化に基く特別償却等によって、朝鮮動乱後における経済界の活況と相俟って、法人の社内留保は、著るしく増大し、

かくて、資本の蓄積は大いに促進されるものと考えられる。

四、税制改正で税負担は公平となった。

(一) 昭和二十三年に新設された取引高税は大衆課税的非難が強かったので、織物消費税とともに昭和二十五年一月から廃止し、直接において担税力に応じて公平な課税を行うこととした。

(二) 税法上の負担が重く規定されていると税務行政の実際面においては、正確な所得を把握して税法どおり課税することができず、税務官吏が手心を加えることとなり、結局国民の税負担に不公平を生ずる。そこで、昨年と本年と二回に亘って減税を断行して、国民の担税力に応じた負担とし、税法どおり執行し得るように努めている。

(三) また、税率が余り高いと却って脱税を誘発して結局税負担の公平を害することになる。そこで所得税の最高税率は五十五%に止め、別に富裕税によって高額財産家に対する課税の適正化を図っている。

㈣　その外、譲渡所得及び山林所得においてインフレに基く名目所得に対する課税を排除し、変動所得に対して平均課税を行う等幾多税負担の公平化の措置を講じている。

五、地方財政は強化確立されつつある。

わが国の民主化を達成するためには、地方自治の拡充強化が急務である。そこで終戦後、地方自治制度に画期的改正が加えられたが、これに伴って、自治体警察、消防及び六、三制等により、地方財政は急激に膨張した。しかし、昭和二十五年までは国の財政需要が巨額で地方自治確立のための財政的裏付けを充分付与することができなかった。そこで、昭和二十五年に至って、

㈠　地方自治促進のためには、まず市町村の財政力を強化して末端から民主化を図ることを緊要と認め、市町村に市町村民税、固定資産税等有力な財源を付与した。

㈡　国、道府県及び市町村の三者がそれぞれ責任をもって賦課徴税に当るように、これら三者の間に税源を完全に分離し、道府県には附加価値税（昭和二十五年及び二十六年は事業税及び特別所得税）、入場税及び遊興飲食税等を与え、市町村には右の㈠の税を与え、それぞれこれらの税を根幹として税体系を構成することとした。

㈢　しかして、地方税収入をもって必要な行政活動ができない地方団体に対しては、国から地方財政平衡交付金を交付している。

㈣　二十六年には、右の税制に若干の補正を加え、法人と個人との負担の権衡上法人税額の一割五分を法人の市町村民税として課税することとなった。

かくて、地方財政はますます強化されつつある。

六、申告納税制度の運用は改善されつつある。

申告納税制度は、昭和二十三年始めて採用されたのであるが、当初は、納税者は勿論税務官庁においても、それに不馴れであった上に、未経験な若年の税務官吏を多く採用せざるを得なかったため、終戦後の社会的混乱と相俟って、毎年更正決定を巡って政治上社会上の大問題となり、国民の非難を受けることが多かったが、最近においては漸次その運用は改善されつつある。すなわち、

㈠　所得の正確な額を把握するため、実地調査を徹底し、申告指導に積極的努力を傾け、できるだけ国民の納得のゆく方法で納税してもらうことに努めた結果、税負担の軽減合理化と相俟って昭和二十五年分所得税については、左図の如く、申告成績は著しく改善され総所得額に対する申告額は人員において、昭和二十四年の八九％から二十五年には九七％に、また税額においては、同じく六六％から八一％となった。従って、更正決定の件数は二十四年分の四、一五四千件から三六万件に著減し、審査提出件数も同じく二十四年の一、八六二千件から極めて少数になる見込である。

㈡　昭和二十四年七月以来新たに国税庁を設けて、税務行政の全面的な指導と統制を行うこととし、更に新たに調査官、査察官、監督官、協議官、徴収官等を設け専門的に訓練された者を充て、信頼され得る税務行政を行うに努めた。

㈢　更に、未熟な若年者をできる限り相当年齢に達した常識のある者に代えるとともに、納税者に対して懇切且つ紳士的に接するように指導するのに努めたので、最近は国民に相当好感をもたれるに至った。

㈣　更に、昭和二十五年七月から新たに協議団の制度を設け、協議官が専門的にしかも、納税者と税務官庁といずれにも片よらない第三者的な立場において、更正決定等をめぐる紛争の処理を図ることとなった。

㈤　なお、昭和二十三年七月以来査察部を設けて悪質な脱税者について調査を徹底し、真面目な納税者との均衡を図ることとし、更に、大法人及び大所得者の所得を正確に調査することとしている。

七、滞納整理の促進も期待できる。

従来税負担が著しく重かったことと、戦後のインフレとのために、滞納税額は毎年巨額に達し、昭和二十五年四月には実に千二百五十八億円の多額に達した。そこで、

㈠　まず、既述の如く税負担を軽減合理化して、納税し易いようにした。

㈡　税収制度についても、本年国税徴収法を改正して改善合理化を図り㈠　災害、疾病の場合に徴収猶予を認め、また、㈡　事業の継続を著しく阻害するおそれが強い等の事由があるときは滞納処分の猶予を行うこととし、更に、㈢　滞納者が無財産等の場合には滞納処分の停止を行う等の措置を講ずることとした。

㈢　次に平素から納税のための貯金をして納税を容易にするために本年新たに納税貯蓄組合法を制定して納税貯蓄組合を助長する措置を講ずることとした。

㈣　更に、執行面においては、滞納者の個々の実情に応じて、適切に滞納整理を促進する措置を講じている。

従って、これらによって本年二月現在なお、九七〇億円に達している滞納額は、今後飛躍的に減少するものと期待される。

八、しかしまだまだ問題は残っている。

以上に述べた如くにして、戦後社会上、政治上最重大問題であった税金の問題は、漸次解決されつつあるが、しかし、次の如く、問題はまだまだ残っており、これらの早急な解決が望まれる。

㈠　所得税の軽減が急務であること。

今日の国民所得は、戦前に比較すると、人口増加を考慮すれば、実質的にはなお、かなり低く、所得税の負担も、二回に亘る減税で相当軽減されたものの、なお戦前に比較すれば、著しく重い。従って、歳出を極力削減して、国民の負担を軽減し、民力を養うことが最も緊要である。

㈡　正しい所得に基く正しい課税が必要であること。

租税、就中所得課税の所得税、法人税は、正しい所得に基いて公平に課税されなければならない。税の公平はすべての政治の根本である。従って、今後一層正しい所得の正確な把握が行われなければならない。今後における税負担の軽減も、このことが基礎となって始めて行い得るものである。従って、青色申告制度についても、今後一層それを普及奨励させることが必要である。なお、それとともに退職所得等担税力の低い所得に対しては、課税を軽減することが必要である。

㈢　地方税の軽減と地方行政の能率化が必要なこと。

現在地方財政は相当膨張しており、地方自治のあり方についても再検討を要するものがあり、地方団体の歳出についても極力節減して、地方税の負担軽減を行うべきである。また、現在道府県及び市町村は、国とは別に徴税機構を設けて独自に賦課徴収して、相当問題を生じている。従って、その他の行政面におけると同様、特にその徴税行政については、能率化が必要である。

㈣　税の民主化が実現されるべきこと。

公平な税務行政は、合理的な税法の正確な適用によって始めて実現される。昭和二十五年の税制改正以来税法は極めて精緻となり、なかには従来の慣行や常識にピッタリとしない点も生じており、これらの点については、今後一層合理的な方法を研究することが必要であるが、その際においても、税務行政を恣意的なものでなく、合理的な税法に立脚した公平なものたらしめることが緊要である。それが実現されるか否かによって、税について真の民主化が実現されるかどうかが決するのである。

編注　作成年月、作成部局は推定。また、本文書中の図表はすべて省略し、本文中「次の如く」など図表に関する指示の箇所も一部省略した。

出所　大蔵省資料Z五〇一―八七。

(18)　所得税及び法人税に関する日米租税協定要綱案

（昭和二六年八月二七日主税局）

所得税及び法人税に関する日米租税協定要綱（案）

（二六、八、二七主税局）

所得税及び法人税の国際二重課税を防止するため、相互主義の原則に基き、次の要領により、日米租税協定を締結することとし、併せて税務の執行についても相互の協力を協定するものとする。

（細目については、別紙細目（案）参照）（省略―編者）

第一、二重課税防止の基本方針

1、納税者の居住地国における国内国外所得の綜合課税の原則は、特定の場合を除き、現行法通り維持すること。

2、納税者の居住地国と所得の発生地国とが異なる場合においては当該所得については、原則として、その発生地国において優先的に課税するものとすること。

3、相手国で発生し課税された所得を居住地国で綜合課税するときは、総税額から相手国において課税された税額を控除するものとすること。但し、その控除額は、総税額に相手国において発生した所得の総所得に対する割合を乗じて得た金額の範囲内とする。

第二、各種所得に関する要領

一、事業（商工業及び原始産業）所得

1、事業所得については、一方国の事業者が他方国内で恒久的施設（支店、営業所、工場、特定範囲の代理店等）を通じて事業を行う場合のみ、他方国において課税するものとする。

2、船舶又は航空機の運営による事業所得については、舶船又は航空機の登録国においてのみ課税するものとする。

但し、航空機に関する右の法則は、日本が米国との間の国際航空事業を開始した後にはじめて適用するものとする。

二、不動産又は天然資源に関する権利の賃貸所得

不動産又は鉱山その他の天然資源に関する権利の賃貸所得については、不動産又は鉱山等の所在地国を所得発生地国として課税するものとする。

なお、発生地国において右の賃貸料に対して一定税率により源泉徴収を受けた納税者は、確定申告書を提出し、収支計算に基く純所得（基礎控除も認められる。）に対して通常の累進税率による納税を選択することができるものとする。

三、特許権、秘密方式等の賃貸所得

特許権等の無体財産権及び秘密方式並びに映画フィルムの賃貸所得については、特許権等の使用料の支払者の所在地国を所得発生地国として課税するものとする。

なお、右の使用料につき源泉徴収を受けた者の純所得課税の選択については二に同じ。

(註)　日本経済の健全な発展のために必要と認められる技術に関する特許権又は秘密方式の賃貸所得については、租税特別措置法により、当分の間免税するものとする。

四、利子所得

利子所得については、債務者の所在地国を所得発生地国として課税するものとする。

五、配当所得

配当所得については、配当をする法人の所在地国を所得発生地国として課税するものとする。

なお、配当金につき源泉徴収を受けた者の純所得課税（従って、税額からの二十五%の配当控除も認められる。）については、二に同じ。

六、給与所得

(1)　給与所得については、勤務地国を所得発生地国として課税するものとする。

但し、勤務地国は、給与所得者（俳優、芸術家、職業運動家を除く。）が次の何れかの条件に該当するときは、当該給与所得に対しては免税するものとする。

(イ)　滞在期間が一課税年度を通じて合計百八十日以内であり、且つ、その間の勤務が本国の居住者又は法人（勤務地国に恒久的施設を有する者を除く。）の被傭者としてなされたものであること。

(ロ)　滞在期間が一課税年度を通じて合計九十日以内で、且つ、その間の給与の金額が合計一千五百ドル以下であること。

(2)　官公吏の給与所得については、その所属する本国においてのみ課税するものとする。

(3)　交換教授の給与所得については、勤務地国における教育目的のための滞

在期間が二年以内であるときは、勤務地国における課税を免除するものとする。

七、自由職業所得

自由職業所得については、職業活動の行われた国を所得発生地国として課税するものとする。但し、行為国における滞在期間が一課税年度を通じて合計九十日以内で、且つ、その間の所得金額が合計一千五百ドル以下である者（俳優、芸術家、職業運動家を除く。）については、免税するものとする。

八、譲渡所得

譲渡所得については、譲渡資産の所在地国を所得発生地国として課税するものとする。但し、動産（有価証券を含むが、船舶及び航空機を除く。）の譲渡所得については、譲渡者が当該動産の所在地国に住居所又は恒久的施設を有していないときは、免税するものとする。

(註)　資産の所在については、概ね現行相続税法の規定に従うものとするが、株式については、発行法人の所在地国とする等若干の変更を加えることを考慮するものとする。

九、その他

一方国の居住者で他方国で学術研究又は事業修習に従事する者が研究費又は学資金、生活費として本国から送金を受ける金額については、他方国では課税しないものとする。

第三、税務執行面の協力

一、両国税務当局は、相互に、課税した個人又は法人につき住所、氏名、課税所得金額、税額等の資料を通報するものとする。

二、両国の税務当局は、協定の目的となる租税につき、相手国の要請に基き、本税、延滞利子、加算金等の徴収を援助するものとする。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一〇一。

(19)　昭和二十六年度補正予算に伴う税制改正に関する要綱

（昭和二六年一〇月五日閣議決定）

昭和二十六年度補正予算に伴う税制改正に関する要綱

最近における国民所得及び物価等の動向に鑑み、所得税の負担の軽減合理化を行うとともに、法人税の負担の適正を図るため、昭和二十六年度補正予算に関連して、次のとおり税制を改正するものとする。

一、所得税

(一)　所得税の控除及び税率については、概ね昭和二十六年八月より次のとおり改正を行う趣旨により所得税法の臨時特例を設けるものとする。

(イ)　基礎控除額を五万円（現行三万円）に引き上げること。

(ロ)　扶養控除額を扶養親族三人までは、一人につき二万円（現行一万五千円）に引き上げること。

(ハ)　税率適用上の階級区分の刻みを次の如く緩かにすること。

課税総所得

八万円以下の金額	百分の二十
八万円をこえる金額	百分の二十五
十二万円をこえる金額	百分の三十
二十万円をこえる金額	百分の三十五
三十万円をこえる金額	百分の四十
五十万円をこえる金額	百分の四十五
百万円をこえる金額	百分の五十

現行五万円以下の金額	百分の二十
〃　五万円をこえる金額	百分の二十五
現行十万円をこえる金額	百分の三十
現行十五万円をこえる金額	百分の三十五
現行二十万円をこえる金額	百分の四十
現行三十万円をこえる金額	百分の四十五
現行五十万円をこえる金額	百分の五十
現行百万円をこえる金額	百分の五十五

二百万円をこえる金額　百分の五十五

㈡　昭和二十七年一月一日以後支給される退職所得については、退職所得を他の所得と分別して課税し、十五万円程度の特別控除をした後の所得の半額に一般の税率を適用するものとする。

㈢　昭和二十五年一月一日以後支払の確定する配当所得に対しては、支払の際百分の二十の税率により源泉徴収を行うものとし、この源泉徴収税額は申告の際現在の配当、控除の外に控除するものとする。

二、法人税

㈠　昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度分から税率を百分の四十二（現行百分の三十五）に引き上げる。但し特別法人等に対する税率は現行どおり据置くものとする。

㈡　昭和二十八年九月一日以後終了する事業年度分に対する法人税については、その半額を申請により三月間徴収猶予するものとする。なお、徴収猶予する場合においては、日歩四銭の利子税を徴するものとする。

㈢　青色申告書を提出する法人の退職手当積立金であって一定の条件を具備するものについては、これを積立てた年度の損金に算入するものとする。

㈣　重要産業の近代化を一層促進するため特定の機械設備等を取得した場合の特別償却の制度を一層合理化するものとする。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇九。

(20)　昭和二十七年度税制改正の要綱

（昭和二七年一月二五日閣議決定）

昭和二十七年度税制改正の要綱（昭二七、一、二五閣議決定）

国民租税負担の現状にかんがみ、さきに臨時特例法によって実施した所得税の軽減を維持平年度化する外、所得税及び相続税につき一層負担の合理化を図るとともに、課税の簡素化及び資本の蓄積に資する等のため、次のとおり税制の改正を行うものとする。

第一　所得税

一　さきに、臨時特例法により実施した控除及び税率の改正を次の如く平年度化するものとする。

(1)　基礎控除額を五万円（改正前三万円、昭和二六年分三万八千円）に引き上げること。

(2)　扶養控除額を扶養親族三人までは、一人につき二万円（改正前一律に一万五千円、昭和二六年分三人まで一人につき一万七千円）に引き上げること。

(3)　税率を次のとおり改めること。

課税所得金額（基礎控除及び扶養控除等の諸控除を行った後の所得の金額）

八万円以下の金額	100分の110	（改正前五万円以下の金額　100分の110）
〃		五万円をこえる金額100分の三五
八万円をこえる金額100分の三五（〃	一〇万円をこえる金額100分の三〇）	
一三万円　〃	100分の110（〃	一五万円　〃　100分の三五）
三〇万円　〃	100分の三五（〃	二〇万円　〃　100分の四〇）
三〇万円　〃	100分の四〇（〃	三〇万円　〃　100分の四五）
五〇万円　〃	100分の四五（〃	五〇万円　〃　100分の五〇）
一〇〇万円　〃	100分の五〇（〃	一〇〇万円　〃　100分の五五）
三〇〇万円　〃	100分の五五	

(4)　不具者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除については、改正前一万五千円の所得控除を税額控除に改め、四千円を税額から控除するものとすること。なお、旧軍人、軍属の遺家族である寡婦及び老年者並びに旧軍人、軍属で戦傷のため不具者となった者に対しては、これらの控除を六千円に引き上げるものとすること。

二　生命保険料の控除限度額を四千円（現行二千円）に引き上げるものとする。

三　青色申告書を提出した納税義務者がその事業に専ら従事する親族（配偶者及び一八歳未満の者を除く。）に給与を支払う場合においては、年五万円を限度として、事業上の必要経費に算入することを認めるものとする。

四　変動所得に対する課税を次の通り改正し、負担の軽減及び課税の簡素化を図るものとする。

(1)　退職所得については、さきに実施した臨時軽減措置を平年度化し、収入金額から一五万円を控除した後の金額の半額を課税所得とし、他の所得と分離して課税するものとすること。

(2)　譲渡所得、一時所得及び山林所得については、一〇万円を控除した後の金額を課税所得とすること。

(3)　自家用住宅及び自作農地を売却又は交換して、一年以内に新たにこれらと同種の資産を取得した場合の譲渡所得の課税を免除すること。

(4)　以上の外、変動所得については、一年限りの平均課税を認める範囲を拡張する等できる限り課税の簡素化を図ること。

五　医師の社会保険に基く診療収入及び弁護士、公認会計士等の報酬並びに非居住外国人の受ける特許権使用料に対し新たに源泉徴収を行うものとする。なお、原稿料等に対する現行源泉徴収税率につき合理的な調整を行うとともに、源泉徴収税額が過納となった場合の還付の簡易迅速化につき所要の措置を講ずるものとする。

六　右の外租税協定の締結と関連して、制限納税義務者としての課税所得の範囲を拡張するとともに、外国で取得した所得を綜合課税する場合には、外国で納付した税額を控除する等規定の整備及び合理化を行うものとする。

第二　法人税

一　法人が他の法人から受ける配当につき源泉徴収された税額を法人税額から控除し切れないときは、これを還付するものとする。

二　法人税額の半額を徴収猶予する場合の利子税日歩四銭を日歩二銭に引き下げるものとする。

第三　相続税

一　基礎控除額を三〇万円（現行一五万円）に引き上げるものとする。

二　被相続人の死亡に因って取得する保険金に対する控除を二〇万円（現行十万円）に引き上げるとともに、新たに退職金に対しても二〇万円の控除を認めるものとする。

三　税率を次のとおりに引き下げるものとする。

課税財産価格（基礎控除その他の諸控除を行った後の財産の価格）		
三〇万円以下	100分の110	（現行　三〇万円以下の金額　100分の一三五）
三〇万円をこえる金額100分の一三五（〃	五〇万円　〃	100分の一三〇（〃　五〇万円　〃　100分の一三五）
一〇〇万円　〃	100分の一三五（〃	一〇〇万円　〃　100分の一四〇）
三〇〇万円　〃	100分の一四〇（〃	三〇〇万円　〃　100分の一五〇）
五〇〇万円　〃	100分の一五〇（〃	五〇〇万円　〃　100分の一六五）
一000万円　〃	100分の一六五（〃	一000万円　〃　100分の一七五）
三000万円　〃	100分の一七五（〃	三000万円　〃　100分の一八五）
五000万円　〃	100分の一八五（〃	五000万円　〃　100分の一九〇）
一億円　〃	100分の一九〇	

四　右の外山林及び不動産が相続財産の半額以上ある場合の延納期間（現行五年）を十年に延長するとともに、延納の場合の利子税日歩四銭を日歩二銭に引き下げる等制度の合理化をはかるものとする。

第四、砂糖消費税

分蜜糖及び氷砂糖等に対する現行税率を概ね七割程度引き上げるものとする。

なお、砂糖に関する関税率を粗糖二〇%、精製糖三五%（現行粗糖一〇%、精製糖二〇%）に引き上げるものとする。

出所 大蔵省資料Z六二〇—一二〇。

(21) シャウプ勧告と現行税制及び改正案との税目別比較対照表
（昭和二七年二月一九日主税局）

シャウプ勧告と現行税制及び改正案との税目別比較対照表
（昭二七、二、一九 大蔵省主税局）

項目	勧告	現行	改正案
第一、所得税			
1 基礎控除	二万四千円	三万円（昭和二六年分三万八千円）	五万円
2 扶養控除	所得控除一万二千円	〃 一万五千円（昭和二六年分三人まで一人につき一万七千円）	〃 二万円（三人をこえるときは、そのこえる者一人につき一万五千円）
3 勤労控除	一〇%（最高二万円）	一五%（最高三万円）	一五%
4 税率	五万円以下 二〇% 五万円超 二五 八〃 三〇 一〇〃 三五 一二〃 四〇 一五〃 四五 二〇〃 五〇 三〇〃 五五	五万円以下 二〇% 五万円超 二五 一〇〃 三〇 一五〃 三五 二〇〃 四〇 三〇〃 四五 五〇〃 五〇 一〇〇〃 五五	八万円以下 二〇% 八万円超 二五 一二〃 三〇 二〇〃 三五 三〇〃 四〇 五〇〃 四五 一〇〇〃 五〇 二〇〇〃 五五
5 不具者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除	なし	所得控除各一万五千円（特例法により昭和二六年分は税額控除各四千円）	税額控除各四千円（旧軍人、軍属の遺家族である寡婦及び老年者並びに旧軍人、軍属で戦傷のため不具となった者に対しては六千円とする。）
6 生命保険料控除	なし	所得控除 二千円	所得控除 四千円
7 所得の合算制	原則として廃止する。但し、左の場合に限り合算する。 (1) 配偶者及び未成年者の資産所得 (2) 扶養親族として控除の申請をした者の所得 (3) 納税者の経営する事業に雇傭されている配偶者及び未成年者の給与所得	(1) 合算しない。 (2) 合算しない。 (3) 納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（成年、未成年を問わない）が納税者の経営する事業から所得を受けるときは、その所得を納税義務者の所得とする。	(1) 同上 (2) 同上 (3) 同上、但し、青色申告書を提出した納税義務者が専らその事業に従事する親族（配偶者及び未成年者を除く。）に給与を支払う場合は、年五万円を限度として必要経費に算入することを認める。
8 配当所得に対する源泉徴収	配当所得に対する源泉徴収は廃止すべきである。	配当所得に対する源泉徴収制度は、昭和二五年四月一日以降廃止したが、その後所得税法臨時特例法により、昭和二七年一月一日以後に支払を受くべき配当所得から二〇%源泉徴収をすることとした。	上記の臨時特例を平年度化する。
9 損益通算	すべての所得について損益通算を認める。	一時所得以外の所得の計算上の損失は、他のすべての所得から控除することができるが、一時所得の損失は、他の所得から控除できない。	同上
10 損失の繰越及び繰戻	(1) 繰越 所得と相殺するまで無制限に認める。 (2) 繰戻 二年間認める。	(1) 青色申告書を提出する者について、三年間の繰越控除を認める。 (2) 青色申告書を提出する者について、一年限り認める。	(1) 同上 (2) 同上
11 退職所得の課税方法	他の所得と合算課税する。但し、他の変動所得と合算して、総所得金額の二五%以上で納税者が選択した場合には、五年間の平均課税を認める。	同上	収入金額から一五万円を控除した後の半額を課税所得とし、他の所得と分離して課税する。
12 変動所得の平均課税	(1) 変動所得の範囲 農業所得、山林所得、譲渡所得、著作家等の印税収入、退職所得 (2) 平均課税を行う場合制限しない。 (3) 平均課税の期間 漁業所得 五年 譲渡所得 五年又は一〇年 印税所得 山林所得 二〇年程度、但し、納税者は定められた期間より短い期間を選択することができる。 (4) 損失についても平均的に調整する。	(1) 同上 (2) 変動所得の金額が総所得金額の二五%以上で納税者の選択した場合 (3) 一律に五年間とする。但し、漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬並びに著作権の使用料に関する所得以外の変動所得であって、その金額が二〇万円以上の場合は、一年限りの調整によることができる。 (4) 損失については、平均的に調整することを行わないが、三年間の繰越控除を認める。	(1) 退職所得を除くとともに、新たに一時所得を加え、甲種変動所得（漁業所得、著作家等の印税収入）乙種変動所得（山林所得、譲渡所得、一時所得）に区分する。 (2) 変動所得の金額が総所得金額の二〇%以上で納税者の選択した場合 (3) 同上、但し、甲種変動所得の金額が五〇万円以下で且つ、その年分の総所得金額の五〇%以下のとき、又はその年分の乙種変動所得の金額が五〇万円以下のときは、一年限りの調整によることができる。 (4) 同上
13 譲渡所得及び山林所得の計算	(1) 譲渡所得は全額課税する。 (2) 昭和二四年七月一日の市価（財産税の評価額又はその後の取得価格に一定の物価指数を乗じて計算した価額が右の市価より低いときは、その低い価額による。）を基準とし、それを下廻って譲渡された場合にその差額を損失とする。	(1) 同上 (2) 財産税調査時期前に取得したものについては、財産税の評価額を基準とし、財産税調査時期後に取得したものについては、その取得価額等を基準とし、それらの価額を下廻って譲渡された場合に限り、その差額を損失額とする。	(1) 譲渡所得、山林所得及び一時所得については十万円を控除する。 (2) 同上
14 清算分配金についての課税に関係	清算分配金のうち、積立金からなる部分はすべて配当とし、残余を譲渡所得として課税する。	清算分配金が株式又は出資の取得の取得価額をこえる場合の超過金額のうち、積立金からなる部分に対応する金額は、配当所得とみなし、配当所得とみなされる金額以外の金額を譲渡所得とみなして課税する。	同上
15 農業所得に対する源泉徴収	主食及び煙草からの所得が農業者の総所得の七〇%以上の場合には、これらの代金から源泉徴収する。	源泉徴収を行わない。	同上
第二、法人税			
1 積立金に対する税率	(イ) 同族会社の積立金のうち年五〇万円以下の金額 一% 同五〇万円をこえる金額 六%	二% 七%	同上

項目	勧告	現行	改正案
(前頁より続く)	(ロ) その他の法人 一〇%	二% 但し、租税特別措置法第五条の九及び第五条の一〇により二%軽減されている。	
2 超過所得に対する法人税	昭和二五年一月一日から廃止する。	超過所得に対する法人税を昭和二五年四月一日終了する事業年度分から廃止する。但し、二五年四月一日前に中間事業年度が終了する法人については当該超過所得分に対する事業年度税を課税する。	同上
3 同族会社の範囲	一世帯が二五%以上 二世帯が三〇%以上 三世帯が三五%乃至四〇%以上 四世帯が四五%以上 五世帯が五〇%以上	株主(その同族関係者を含む。) 〃一人が三〇%以上 〃二人が四〇%以上 〃三人が五〇%以上 〃四人が六〇%以上 〃五人が七〇%以上	同上
4 公益法人に対する課税	免許証明書の交付を受けた法人に限り法人税を免除することとし、三年ごとに再審査を行う。	公益法人のうち収益事業を営むものについては、その収益事業の部分に対して課税することとし、免許証明書の交付は行わないこととする。	同上
5 損失の繰越及び繰戻	(1) 無制限に繰越控除を認める。	青色申告書を提出する法人について五年間の繰越控除を認める。	同上
	(2) 繰戻 二年間認める	青色申告書を提出する法人について一年限り認める。	同上
6 他の法人から受けた配当金等の益金不算入	内国法人から受ける利益配当金及び剰余金の分配金並びに解散法人の積立金からなる部分の残余財産	上欄の利益配当金等の金額からその元本を取得するに要した借入金等の利子額を控除した金額を損金	同上

項目	勧告	現行	改正案
(6 続き)	分配金については、法人税を課税しない。	に算入しない。	
7 事業年度	法人の所得については、一年を通算して確定申告をすることとし、六月を経過したときは、仮申告をなし、前年納税額の半額を納付させる。	事業年度の期間が六月以下の法人は、毎期確定申告をなし、事業年度の期間が六月をこえる法人は六月を経過したときは、前年納税額の半額を納付するか又は当該期間の仮決算に基く法人税を納付するかいずれでもよいこととし、確定申告の際、これを清算して法定事業年度分の法人税を納付する。	同上
第三、相続税			
1 基礎控除	一五万円	一五万円	三〇万円
2 配偶者控除	配偶者控除は、被相続人が既に配偶者控除の恩典に浴した財産を当該被相続人の配偶者が取得したときには適用しない。	一五万円 配偶者の控除を受けた者は重ねて受けることができない。	同上
3 保険金控除	なし	一〇万円	二〇万円
4 退職金控除	なし	なし	二〇万円
5 未成年控除	未成年の相続人がある場合に、満一八歳に達するまで毎年一万円の割合で追加控除を認める。	同上	満一八歳に達するまで年につき二万円の控除を認める。
6 税率		三〇万円以下 二五% 三〇万円超 三〇% 五〇 〃 三五 〃 一〇〇 〃 四〇 〃 一五〇 〃 四五 〃 二〇〇 〃 五〇 〃 三〇〇 〃 五五 〃 四〇〇 〃 六〇 〃 五〇〇 〃 六五 〃 七〇〇 〃 七〇 〃 一、〇〇〇 〃 七五 〃	同上	三〇万円以下 二〇% 三〇万円超 二五% 五〇 〃 三〇 〃 一〇〇 〃 三五 〃 二〇〇 〃 四〇 〃 三〇〇 〃 四五 〃 五〇〇 〃 五〇 〃 一、〇〇〇 〃 五五 〃 二、〇〇〇 〃 六〇 〃 五、〇〇〇 〃 六五 〃

項目	勧告	現行	改正案
(6 税率 続き)		一、五〇〇 〃 八〇 〃 二、五〇〇 〃 八五 〃 五、〇〇〇 〃 九〇 〃	一〇、〇〇〇 〃 七〇 〃
7 年長者控除	遺産又は贈与財産を年少者から取得した場合に適用する。	年少者から相続に因り取得する財産に限り適用する。	同上
8 相次相続控除	(1) 相次相続控除と年長者控除とは、併せて行うことはできない。	(1) 相次相続控除と年長者控除とは併せて行うことができる。	同上
	(2) 十年以内に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産につき相続税を課せられた者から相続に因り財産を取得したときに適用する。	(2) 十年以内に相続に因り取得した財産につき相続税を課せられた者から相続又は遺贈に因り財産を取得したときに適用する。	同上
9 人格のない社団又は財団の取得した財産に対する課税	なし	人格のない社団又は財団に財産を贈与又は遺贈した場合には、その贈与者又は遺贈者の一生を通じてその社団又は財団になした贈与財産又は財団に課税する。但し、当該社団又は財団が公益を目的とするものであるときは課税しない。	同上、なお、公益法人に対する財産の贈与又は遺贈をなすことにより、当該贈与者又は遺贈者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税の負担が不当に減少すると認められる場合には、人格のない社団又は財団に対すると同様な課税を行う。
第四、間接税その他			
A 酒税	(1) 昭和二四暦年末までに配給酒、自由販売酒ともに税率を大幅に引き上げる。(これにより昭和二四年度酒税増収分五一億円) (2) 地方税たる、酒消費税が廃止されるときは、更に直ちに酒税を引き上げる。(これにより昭和二五年度の増収は一五〇億円以上) (3) 酒類の卸売統制を再開する。	(1) 地方税たる、酒消費税が廃止されたので昭和二五年四月一日からそれに応ずるだけ税率を引き上げた。 (2) 昭和二五年一二月一日から酒類の売行状況等を勘案して、税率を次のとおりに引き下げた。(括弧内は旧税率) A 基本税率(一石当り:千円) 清酒 特級 三五(四一) 第一級 三〇(三五) 第二級 二三・三(二三・六) 合成清酒 第一級 二〇(二五・三) 第二級 一六・八(二一・五) 濁酒 二〇(三五) 白酒 七二・五(九二・六) 味りん 甲類 三六・五(三七・六) 乙類 三二・五(三四・六) 焼ちゅう 甲類 一五・四(二一・四) 乙類 一三・九(二〇・四) 麦酒 一三(二一・一) 果実酒 七(一〇) 雑酒 B 加算税率(一石当り:千円) 第一級 一七〇(一種 [illegible]、二種 [illegible]) 第二級 四五(三六) 第三級 二〇(三五) 第四級 一四(一八) 清酒 特級 三六・五(五一・五) 第一級 二四(三八・三) 第二級 六・七(二三・七) 合成清酒 第一級 一四(二五・七) 第二級 七(一四・三) 焼ちゅう 五・一(一〇) 麦酒 三・五(八) (3) 酒類の卸売統制は行わない。	

項目	勧告	現行	改正案
B 物品税	税率を次のように改正する。（括弧内旧税率）（%） (1) 第一種物品 甲類 七〇（一〇〇） 乙類 六〇（八〇） 丙類 五〇（五〇） 丁類 三〇（三〇） 戊類 二〇（二〇） (2) 第二種物品については、当分据置くこととし、なお、従価税率に改めることの可否につき研究する。	(1) 第一種物品 甲類 五〇% 乙類 四〇% 丙類 三〇 丁類 二〇 戊類 一〇 但し紙セロファンについて五% (2) 第二種物品については、従量税率のまま若干の軽減を行い、且つ清涼飲料を第二種物品に統合した。	存置した。
C 清涼飲料税	清涼飲料に対する課税は廃止する。	昭和二五年一月一日から清涼飲料税法を廃止し、清涼飲料を第二種物品に統合して課税することとした。	
D 砂糖消費税	国内産砂糖の課税を廃止し、砂糖消費税法を廃止する。	昭和二五年一月一日から廃止した。砂糖消費税法を存置した。	税率を次のように引き上げる。（円） 分蜜糖 一七〇〇（一、〇〇〇） 氷砂糖等 二五〇〇（一、五〇〇） 糖水 一、三〇〇（八〇〇）
E 織物消費税	昭和二五年度初頭から廃止する。	昭和二五年一月一日から廃止した。	
F 揮発油税	将来潤滑油、燈用石油等の石油製品についても課税することを研究する。	従来同様揮発油についてのみ課税している。	
G 取引高税	昭和二五年度の政府歳出が六、四六〇億円程度にまで削減されるときは、昭和二五年四月一日から廃止する。	昭和二五年一月一日から廃止した。	
H 印紙税	印紙税は、長期の税制計画には不要なものであるから、ここ一、二年間にその廃止を慎重に考慮することが可能となるであろう。	存置した。	
I 通行税	旅客運賃に対する五%の税は、廃止さるべきである。	(1) 三等の旅客運賃及び急行料金に対する課税を廃止した。但し、寝台料金に対しては一〇分の二〇の税率で課税する。 (2) 一、二等の旅客運賃に対する税率を一〇分の二〇に引き上げた。	
J 登録税	特別な理由がないならば廃止すべきであろう。	存置した。	

出所　大蔵省資料Z六〇三―八五。

三　関　　税

(1)　輸入税の臨時特例に関する法律案

（昭和二五年三月一日主税局税関部）

輸入税の臨時特例に関する法律案（昭和二五、三、一関技第二五一六号）

第一条　外国貿易促進のため政府が必要と認めるときは、本邦との条約による協定によらないで本邦の生産品に対し関税上の便益を与える地域の生産品に対して、関税等審議会の議を経て政令で地域及び物品を指定し、関税定率法別表輸入税表に定めた税率の五割をこえない限度において輸入税を軽減することができる。

第二条　関税定率法別表輸入税表に掲げる物品でこの法律の別表第一表に掲げるものの輸入税は、昭和二十七年六月三十日迄の輸入については、これを免除する。

第三条　関税定率法別表輸入税表に掲げる物品で、この法律の別表第二表に掲げるものの輸入税は、昭和二十七年六月三十日までの輸入については、関税定率法別表輸入税表によらないでこの法律の別表第二表による。

附則　（実施期日）

（食料の免税法律の廃止）

別表　第一表

輸入税表番号	品名	輸入税表番号	品名
一一二	米及びもみ	二一	豆類
二三	大麦		一　大豆
			二　あずき
			七五　そら豆
			殻粉及び（そえんどう医薬用のものを除く）
			二一六
			二一一七の二の内
			二一九八
			二〇
			小麦
			あわ
			こうりゃん
			とうもろこし
			そば
			二二

別表　第二表

輸入税表番号	品名	輸入税率

出所　大蔵省資料Z六〇三一一一五。

(2)　関税定率法の一部を改正する法律案

（昭和二五年三月一日主税局税関部）

関税定率法の一部を改正する法律案（昭二五、三、二税関部）

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　従価税品ノ関税ハ、鑑定ニ関スル命令ノ定ムルトコロニ従イ、輸入ノ際ニ於ケル到着価格ニ依リ課税ス

第六条を次のように改める。

第六条　米、粉、小麦及小麦粉ノ輸入税ハ、図作其ノ他之ニ準ズベキ場合ニ於テハ政令ヲ以テ期間及ビ物品ヲ指定シ之ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

第七条を次のように改める。

第七条　左ノ物品ニハ輸入税ヲ免ズ

一　御料品

二　本邦ニ来臨スル外国ノ元首及其ノ一族竝其ノ従者ニ属スル物品

三　本邦ニ派遣セラレタル外国ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節ニ属スル自用品及在本邦外国大使館又ハ公使館ニ属スル公用品但シ本邦ヨリ派遣シタル大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節ニ属スル自用品又ハ本邦大使館若ハ公使館ニ属スル公用品ニ対シ免税ニ制限ヲ附スル国ニ付テハ相互条件ニ依ル

四　本邦大使館又ハ公使館の館員ニ属スル自用品ニ対シ関税ヲ免除スル国ノ在本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ属スル自用品及本邦領事館ニ属スル公用品ニ対シ関税ヲ免除スル国ノ在本邦領事館ニ属スル公用品ヨリ送還シタル物品

五　本邦在外公館

六　旅客ノ用品及旅客ノ職業上必要ナル器具但シ本人ノ使用スルモノニシテ税関ガ適当ト認メタルモノニ限ル

七　個人ニ属スル引越荷物但シ本人及其ノ家族ノ使用スルモノニシテ税関ガ適当ト認メタルモノニ限ル

八　本邦在住者ニ贈与する勲章、賞牌及記章

九　記録文書其ノ他ノ書類

十　商品ノ見本但シ見本用ノミニ適スルモノニ限ル

十一　学校、博物館、物品陳列所、研究所等ノ営造物及大蔵大臣ノ指定スル之ニ準ズベキ施設ニ陳列スル標本若ハ参考品ニシテ大蔵大臣ノ認許シタルモノ又ハ学術研究若ハ教育ノ為之等ノ施設ニ寄贈セラレタル物品

十二　慈善又ハ救恤ノ為ニ寄贈セラレタル給与品及孤児院、養老院、施療病院等ノ慈善団体ニ寄贈セラレタル物品ニシテ直接慈善ノ用ニ供スルモノ

十三　法人タル神社、寺院若ハ教会又ハ礼拝堂ニ寄贈セラレタル式典用具及礼拝用具

十四　伝染病ノ免疫血清又ハ予防接種液ニシテ大蔵大臣ノ指定シタルモノ

十五　国、都、道、府、県其ノ他ノ公共団体、政府ノ指定スル産業ニ関スル法人又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ノ輸入スル種用動物、獣疫免疫血清及獣疫予防接種液

十六　輸出シタル物品ニシテ三年以内ニ輸入セラレ輸出ノ時ノ性質及形状ヲ変ゼザルモノ但シ第八条又ハ第九条第一項に依リ輸入税ノ免除又ハ払戻ヲ受ケタル物品ニ付テハ免除又ハ払戻ヲ受ケタル輸入税ニ相当スル金額トノ差額ニ限ル

十七　大蔵大臣ノ指定シタル輸出貨物ノ容器ニシテ再輸入スルモノ但シ第八条ニ依リ輸入税ノ免税ヲ受ケタル物品ヲ除ク。

十八　本邦ヨリ出漁セル船舶ヲ以テ捕獲採取シタル魚介類、海獣、海藻其ノ他ノ水産物及其ノ製品ニシテ工程ノ簡単ナルモノ但シ当該船舶又ハ之ニ附属セル船舶ヲ以テ輸入シタルモノニ限ル

十九　本邦ヨリ出港シタル船舶又ハ航空機ニ搭載シタル輸出貨物ニシテ該船舶又ハ航空機事故アリタル為積戻リタルモノ但シ第八条又ハ第九条第一項ニ依リ輸入税ノ免除又ハ払戻ヲ受ケタル物品ニ付テハ免除又ハ払戻ヲ受ケタル輸入税ニ相当スル金額トノ差額ニ限ル

二十　離破シタル本邦船舶ノ解体材及艤装品

二十一　外国航行ノ艦船ニ船用ノ為引渡ス物品但シ第十条ニ掲グル物品ヲ除ク

二十二　外国航行ノ航空機ニ航空機用又ハ修繕用ノ為引渡ス物品

二十三　政府ノ専売品タル「アルコール」又ハ「アルコール」ノ製造ニ供スル原料品ニシテ政府ノ輸入ニ係ルモノ

二十四　国ノ専売品ニシテ日本専売公社ノ輸入ニ係ルモノ但シ「アルコール」ヲ除ク

第八条第一号を次のように改める。

一　加工ノ為輸入スル物品但シ其ノ加工ニ依リ輸入ノ時ノ原形ヲ変ゼザルモノニ限ル

第九条第二項を次のように改める。

輸入原料品ニシテ左ノ物品ノ製造ニ使用スルモノニハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入税ノ全部又ハ一部ノ免除又ハ払戻ヲ為スコトヲ得

製帽用兎毛

ジウレチン

機械用若ハ工業用ニ供スル為形ツクリタル貴石、半貴石又ハ琥珀

茶鑵

摂氏十五度ニ於テ凍結量百分中〇、七九四七ノ比重ヲ有スル「アルコール」ノ容量九十以上ノ「アルコール」

油及油糟ニシテ政令ヲ以テ指定シタルモノ

別表を次のように改める。

附則

この法律は公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2　別表輸入税表番号第　号のうち「建染染料」及び第　号のうち「アルフ゛、繊維素の重量が全重量の百分の九十二以上の繊維素パルプ」の輸入税については、昭和二十五年十二月三十一日まで、なお従前の例による。

3　「贅沢品等ノ輸入税ニ関スル法律」（大正十三年法律第二十四号）及び「輸入税ノ従量税率ニ関スル法律」（昭和七年法律第四号）は、この法律施行の日から廃止する。

4　「鉄ノ輸入税免除ニ関スル法律」（昭和十六年法律第八十七号）中「当分ノ間」を「昭和二十六年三月三十一日迄」に改める。

5　他の法令で従前の関税定率法ノ各条各号又ハ別表輸入税表の番号及び品名を引用したものは、この法律のそれぞれ該当する各条条号又ハ番号及び品名を引用したものとみなす。

編注　この文書には「関税定率法」の「別表」改正案は付されていない。なお、前掲資料(1)及び本文書は三月一日付の英訳文があり、司令部に非公式に提出されたものと推定される。

出所　大蔵省資料Z六〇三―一一五。

(3)　関税率改正に関する司令部非公式回答

（一九五〇年三月四日経済科学局財政課）

関税率改正に対する意見（二五、三、四）

一、当課宛非公式に提出された「関税定率法の一部を改正する法律案」及び「輸入税の臨時特例に関する法律案」は法案及び税率表を次の通り訂正して正式に提案することに同意する。

イ　関税定率法第六条を削除し税表改正案（別表）のうち、税番一二、一三、一四、一五、一六、一七、一七―二、一八、一九、二〇、二一、二二、二五及び三〇に掲げた食糧の永久免税を規定するよう改めること。

ロ　関税定率法第九条及び大正十年勅令第二百三十八号を削除し、税表改正案（別表）につき勅令第二三八号に掲げる物品の輸入税を免除するようにするか又は、第九条を改正して再輸出されるもの又は輸出品の製造に用いられる物品に課せられた輸入税の払戻に関する規定を設けること。

右は国会の承認した以外の税率の存在をなくすることである。

ハ　輸入税の臨時特例に関する法律案の第二条の別表第一表に掲げる品目を次のように改めること。

輸入税表番号	品名
三一	野菜、果実及びナット
三二	茶
三四	コーヒー
三六	ココア（砂糖を加えたものを除く）
三七	こしょう
三八	カレー
三九	マスタード
四〇	砂糖
四一	氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他類似のもの

四二	糖みつ
四三	ぶどう糖、麦芽糖及びあめ
四四	はちみつ
四五	菓子
四六	ジャム、フルーツゼリー類
四七	ビスケット（砂糖を加えたものを除く）
四八	マカロニー、バーミセリーその他各種のめん類
四九	果じゅう及び糖水
五〇	ソース
五一	食酢
五二	鳥獣肉類
五二の二	魚介類
五三	バター、人造バター及びギー
五四	チーズ
五五	コンデンスミルク
五六	インファントフード
五七	肉エキス
五八	ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビンその他類似の滋養食料
五九	生の鳥卵（ふ化用のものを含む）
五九の二	鳥卵液及び鳥卵粉
六〇	鉱水、ソーダ水その他砂糖又はアルコールを含まない飲料
六七	飲食物（別号に掲げたものを除く）
一〇一	大豆油
一〇二	綿実油
一〇八	獣脂
一〇九	コンパウンドラード
一二〇	油、脂、ろう（食用のもの）（別号に掲げたものを除く）
二一八	ベーキングパウダー

ニ　「輸入税の臨時特例に関する法律案」第三条を左の如く改める。

「関税定率法別表輸入税表に掲げる物品のうち左記第二表に掲げるものの輸入税は一九五二年三月卅一日までこれを免除する。

第二表

輸入税表番号	品名
六三	ビール、エール、ポーター及びスタウト
六四	ぶどう酒（ポート、シェリー、ベルモット、マデイラ、マルサラ、セントラファエル等を含む）
六五	シャンパンその他のスパークリングワイン
六六	酒類（別号に掲げたものを除く）
九六	亜麻子油
九九	やし油
一九四	アセトン及びブタノール
一一七	石けん
一七五	塩化カリ及び硫酸カリ（工業用のもの）
二三〇(六)	ゴム硫加促進剤及び老化防止剤
二三〇(一〇)	ストレプトマイシン
二四三	合成染料
三四四	レーンコート
三四五	シャーツ
三四六	はだ着（上下を含む）
三四八	くつ下
三四九	肩掛及びえり巻
三五〇	ネクタイ
三五一	ヅボン釣
三五三	スリープサスペンダー及びストッキングサスペンダー類
三五四	帽子
三五五	くつその他のはき物
三六〇	衣類その付属品及びその部分品（別号に掲げたものを除く）
三六一	繊維素パルプ
四三〇	コークス
五六三	自動車

ホ　関税定率法別表輸入税率改正案中現行税番一一二号炭化水素油の率については改正従価率の代りに現行従量税率を適用すること。

ヘ　関税定率法中一部を改正する案中附則については第二項及び第四項は削除すること。

編注　本文書は、"Bill for Partial Amendments to the Customs Tariff Law, 010 (4 Mar. 50) ESS/PF" の邦訳である。

出所　大蔵省資料Z六〇三―一一五。

(4)　関税率改正に関する司令部係官の非公式意見に対し当方としてとるべき態度（昭和二五年三月九日主税局税関部）

関税率改正に関する司令部係官の非公式意見に対し

当方としてとるべき態度（二五、三、九）

一、当方提案の関税定率法別表改正案につき、主食の点を除きこれを鵜呑とし、且先方の免税希望品目は別途本年限り免税扱とすることに同調して来たことは、或る程度本問題の交渉が軌道に乗って来たものと見てよいのではないかと思う。

二、本問題に関しては屈辱的であるとか、その他色々と意見もあろうが、他面現在の関税定率法別表が従量税率等の関係から極めて不適当なものであること、外国人の消費物資については煙草を除き関税を課してはならない司令部書簡の存することも忘れてはならぬ。

三、我々のこの際採るべき大局論としては主食の恒久免税を一時免税の方に移し得れば、その他の点は一応眼をつぶって我慢することにあると思う。而して主食の点については先方の意見も未だファイナルと目すべきではない様であるから大いに努力致したい。

且直ちに対立的な態度で臨み、相手方を硬化させることは避け、一応事務的に情理を尽してこちらの提案に譲歩して貰う様な手も打つ必要があると考える。それが容れられなかった場合には大臣を煩わすのも当然であり、日本政府としては、妥協出来ぬという強い線も明瞭にさせねばならぬだろう。

四、主食を含め、全体として先方の意見に対し、大体次の様な具合で努力致し度い。

(イ)　主食は一九五二年六月末日まで免税が出来る様にすること。

(註)　事情の変化によって課税を要する場合は右の期間内であっても品目を指定して課税することができることとする。

(ロ)　主食以外の食料品については

(1)　本年十二月末日までは免税

(2)　一九五一年一月一日以降一九五二年六月三十日までは関税率の二分の一を減税する。

(3)　但し右(2)の場合、税率が二割以下のものは軽減しない。二割を超えるものについては二分の一が二割以下となるものは二割とする。

(4)　別途物品税のかかるものは、関税のかからなかったと同じ結果を来す様に物品税の減税を行う。

(ハ)　食糧以外のものについては

(1)　酒類については関税を課することとする。但し関税がかからなかったと同じ結果を来す様に酒税の減税を行う。

(2)　亜麻子及びやし油は免税しないこととし撤回を求める。

(3)　次の物品については一年間関税を半減する、但し、物品税のかかるものは、関税のかからなかったと同じ結果を来すように物品税の減税を行う。

a　アセトン及びブタノール

b　石けん

c　ゴム硫化促進剤及び老化防止剤

d　レーンコートその他衣類関係品

(4)　合成染料は建染染料だけを一ヶ年間免税し、その他の染料は免税しないこととする。

(5)　繊維素パルプは、アルファ繊維素九二%以上のものだけ一ヶ年間免税しその他のものは免税しないこととする。

(6) 自動車は関税を課することとするが物品税の全額を免除する。

(二) 但し折衝の具合によっては、一括的に一年間は一割程度二年目は二割程度の課税を認められたいという提案もする。

五、炭化水素油については司令部の意向が一時的取扱である点を確実にする。しかして一時的取扱である場合であっても当方としては直ちに改正案税率を適用することとして揮発油に対しては、一定期間関税がかからなかったと同じ結果を来すように揮発油税の減税を行う。

出所　大蔵省資料Z六〇三―一一五。

(5) 日本関税定率法及び輸入税表の改正についての司令部覚書

（一九五〇年一一月三〇日ESSセクションメモ）

日本関税定率法及び関税定率表の改正（仮訳）

（マーカット局長発大蔵省宛一九五〇年一一月三〇日ESS／PF）

一、一九五〇年九月十三日財政課に非公式に提出せられた関税定率表及び関税定率法改正案については現在における経済状況及び右案が日本の産業及び貿易に及ぼすであろう影響を考慮に入れ検討された。

二、従量税率を従価税率に変更することに対しては異議がない。併し主要食糧及び緊要原料と認められる或種の物品に対する税率は更に検討を要する。別紙第一は税率案中此の点に関する批判及び勧告である。

三、別紙第二は税率案における其の他の各種品目に対する税率の変更を示唆したものである。併してそれは日本の産業及び貿易に於ける最近の進展にてらして検討せられるべきである。

四、日本政府の関係諸機関が税率改正案を別紙「一」及び「二」と共に検討し三十日以内に更に案を練り右勧告に対して日本政府がとるであろう反対の立場に対する理由を附した説明と共に本司令部に提出することを示唆する。

「別紙」一

日本政府の提案にかかる関税定率表及び関税定率法の改正案に関する批判及び勧告

(一) 主要食糧に対する関税率の目的が一般歳入の収得にあるとするならば此の措置は甚だしく退嬰的であり少額収入者に対して不公平であるが故に適当でない。

(二) 関税の賦課に必然的に随伴する食糧値段の増加は一人当り殆んど平等に負担せられ、従って食糧に対する支出が収入の大部分をしめる人々にとって不均衡な負担となり不安と政府に対する不満とを惹起するに至るだろう。

若し、関税率の目的が主要食糧の輸入をおさえ又は減少せしめる事にあるとするならば、それは次の理由によって此の措置に対する十分な理由とはならないと認められる。

何となれば日本は長期間に亘り主要食糧の供給は不足であったし、又、予見し得べき将来に於いてもその不足は継続するであろう。

現に主要食糧の約二割は輸入されなければならないし此の状況が大いに改善されるという事も期待する事ができない。

(三) 主要な穀類に対して関税を課すると共に、緊急の場合、又は輸入穀物の関税込みの価格が国産穀物の公定卸売値段を超過する場合には、法律で関税の免除又は低減を規定するという提案に関しては、日本に於ける国内産主要穀類の価格は、現在国際価格を遥かに下廻って居り、且つ今後永くそれが変化がないものと認められるが故に、穀類に対し提案された関税が近い将来適用されるようになるとは、政府は考えてはいないものと推定せらるべきである。

然しながら国際価格が異常に低落する場合においても、国内産穀物の現在の価格を維持し、又は提案された税率の関税を課しようとする事は、日本政府にとって甚だしい拙策であろう。

第一に日本は多量の食糧の輸入を必要としており、国産又は輸入食糧の値段の低下を人為的に防止せんとする事は現在の、あまり適当と思われない生活水準を更に引き下げる事になるだろう。

第二に日本はその過剰物資に対する世界市場を開拓し保持しなければならない。外国の食糧の値段が低下するということは、外国に於ける購買力の低下

を示すものである。而してその購買力の低下に直面した際、日本は不可避的にその輸出貨物の値段の引下げを余儀なくせられるであろう。

若し日本が主要食糧品の一般的な価格水準を維持し若しくはどちらかといえば引上げる事を意図する政策を追求するならば、かくの如き政策は輸出品の生産費及び輸出価格を引下げる必要と甚だしく矛盾するであろう。主要食糧に対し関税率を設定すると同時に免除規定を設けようとする提案は農業方面の利害関係を宥和せんとするものと思われる。

それは多分政治的の意味からは正当づけられるかも知れないがそのような正当づけの実質的価値は疑がわしいものであり、しかも経済的には明らかに理由の立たないものである。

(四) 上述の理由及び経済的な視点から言って本件が成立つ理由がない事に鑑み、食糧に対し提案された関税率、殊に食用穀物、大豆、砂糖、採油用種子及び含油原料に対する関税率の設定は勧告しないし、必要な場合、右の関税率の適用を停止するという、提案された方法もまた勧告しない。

若し統計をとるための費用をつぐなう為に歳入を得ることが必要ならば、現在の従量税率をそのまま変更せずに継続することを選ぶべきであろう。

(五) 炭化水素油に関税を課する件に関しては、現行輸入税率表第一一二号に掲げられた現行の従量税率を継続することとすれば、当方には異議がない。

然しながら将来に於けるこれ等の関税の改正は、揮発油税法の改正と関連せしめらるべきではない。鉱油（ペトロリウム）に対する現行関税率の改訂は後日考慮せらるべきである。

而してその際第一に考慮せらるべき重要事項は、国内石油産業の状況及び国庫収入の必要であって、一部の産業の利益を保護する手段として考慮さるべきではない。

輸入原油に対する従価一割、精油に対する二割の提案せられた関税率は、国内採油業の保護のためのものであることは疑いがない。現在国内採油業者は輸入燃料油（ネービー・スペシアル・フューエル・オイル）とプールせられることによって金融上の援助を受けつつある。世界の市場価格が高騰しつつあり、それに伴って国内の生産も増加しつつあるに鑑みれば、日本の採油業は近い将来において競争上現在よりもはるかに有力な地位を獲得するものと期待せられる。更に又、一般的に言って日本に輸入せられる原料品に対し関税を課することは好ましくない。

而して、日本は国内の石油原料に対する需要を満たすためには、原油の八割乃至九割を輸入しなければならないのである。若し現行の税率を変更する事が望ましいならば、輸入税率表第一一二号を次の如く改正することを示唆する。

第一一二号　炭化水素油（別号に掲げるものを除く）

(イ)	原油及び粗油	無税
(ロ)	燃料油　　従価	五％
(ハ)	潤滑油及びグリース　〃	三〇％
(ニ)	その他　〃	二〇％

(六) 税番第四六二号に掲げる鉄（第四六二号の二の特殊鋼を除く。）の関税に関しては、一九四一年法律第八七号の規定による免税を一九五二年三月三十一日まで継続するとの提案はこれを承認する。然しながら銑鉄に対する関税は期限を付しないで免税とし、あるいは課税を停止することを勧告する。銑鉄に対する輸入税は製鋼業を合理化せんとする努力を阻害し且つ銑鉄を生産しつつある一貫作業の製鋼会社の利益を擁護するための保護関税として作用するであろう。このような輸入税は一貫作業を行わない製鋼業者を銑鉄市場に於ける買手として不利な地位に立たしめ、その結果生産費を増加せしめ而しておそらくは輸出貿易の減少を惹起するであろう。

(七) アルミニューム工業の状況も製鋼業の状況に類似しており、従って同じ理由によって、アルミニューム塊に対する関税の賦課には反対である。

(八) 亜麻子油（税番第九六号）

日本に於ける亜麻子油の供給は、すべて輸入にまたなければならないのであるから、本品に対する関税の賦課はペイント工業に対して不必要な負担を課することとなるであろう。

この負担はペイントの輸出並びにペイントを使用する工業特に造船業の輸出を制限する傾向をもつであろう。

(九) 繊維素パルプ（税番第三六一号）

良質パルプの輸入は、戦前において、日本から良質紙を輸出することを可能ならしめたのである。本品に対する輸入税は、この産業の復興に対して困難を加重するであろう。

パルプ用若木林の保存に対し各方面の協力がなされているにも拘らず国産パルプ材は供給不足なのであるから、国内供給面に於ける不足を緩和するため、パルプの輸入を奨励することが望ましいと考えられる。

(十) 新聞用紙（税番第三六二号二、甲、イ）及びクラフトペーパー（税番第三六七号の内）

この両品の関税率は税番第三六二、三六三、三六四、三六五、三六六及び三六七の各号に該当するその他の紙類の税率と同一になすべきである。その税率を異ならしめることについて、何等根拠のある理由があるとは思えない。

(十一) 税番第九九号やし油、税番第一〇〇号落花生油、税番第一〇一号大豆油及び税番第一〇二号棉実油はその最終生産品が交互に代替使用し得るものであるから、すべて同一範疇に属するものと考えらるべきであり、従って同一の関税率をこれ等全部に適用すべきである。

而してその関税率は、日本の製油工場が、必要且つ望しい搾油からの副産物を得るために必要な処理をなす事を奨励するに十分なものであるべきである。これらの油が用いられる食糧品の価格を著しく高騰せしめる程高率なものとすべきではない。

(十二) 経済的見地から弁護することのできないような不合理な関税定率表は「関税及び貿易に関する一般協定（GATT）」及び「国際連合の国際貿易機構（I・T・O）」の原則と矛盾するものであろう。今や世界の関心は日本の関税定率法及び輸入税表に集中されており、若し「GATT」及び「I・T・O」の原則と一致しない措置をとるならば、日本がこれ等の重要な国際機構へ加入するよう招請を受けることは妨げられ又このような関税率表を、日本に対する輸出貿易を阻害するために計画された障壁と解する国々から報復を受けるかも知れないということを忘れてはならない。

「別紙」二

輸入税表改正案中各種物品に対する変更の示唆

一、税番第一九　とうもろこし。本品はあわ、高粱及び蕎麦と同じ見地で五%とすべきである。

二、税番第二一三　落花生。食料油の製造に用いられる本品は油を抽出する目的で輸入される他の同種の採油用種子と同等と考え無税とすべきである。

三、税番第一一四　パラフィンワックス。税番第一一四、一と税番第一一四、二はともに同率とすることを勧告する。

四、税番第二二九、税番第二三〇、六　ゴム硫化促進剤及びゴム老化防止剤

これらはゴム工業において必要なもので二五%の税率は高過ぎる。これらに対する率を一〇%に下げることを勧告する。

五、税番第三四一　ぼろ。税関の係官がぼろと考えるものの定義を加えることを勧める。古衣のいいものがぼろとして輸入され明かに法を逃れる目的で衣類として売られたことを承知している。税表中に商業的に輸入される古衣その他の既に使用した物品についての規定を設けるべきである。

六、税番第四三〇　コークス。本品の分類は粗石油コークス、焼成石油コークス又は石炭コークスのような各種のコークスをはっきりさせるように拡張すべきである。粗石油コークスは石炭同様無税とすべきで、焼成した石油コークス及び石炭コークスは五%の税率とすべきである。

七、税番第四四二　ガラス粉。ガラス粉及び特殊陶器用エナメルフリットは日本で製造されず重要な原材料であるから無税とすべきである。

八、税番第四四四、二。新しい細分はこのカテゴリーに含ませるべきである。即ちガラス繊維、ガラスウール又はそれらの製品は三〇%の率とすべきである。これは日本における新興産業である。

九、税番第四六四、一　銅及び税番第四六五、一鉛。「インゴット及びスラップ」

という語は完全に精煉されたものを指すように明記すること。粗のインゴット及びスラップは無税とし、精煉したインゴット及びスラップは課税すべきである。

一〇、十四類　鉱及び金属。金属のすべてに通じて屑は原材料から新しい金属を作るときの補いに必要であるから金属屑及び故は無税とすること。

一一、税番第五五〇　製図器、測量器及びその部分品（別号に掲げたものを除く）は三〇%の税率に引上げるべきである。

十二、税番第五五三―二及び五五四―二―乙　写真器及び同部分品、顕微鏡用及び航空機用写真器に対する提案税率は廃止さるべきである。

十三、税番第五六三　自動車。

右の分類は左記の如く拡張さるべきである。

税番第五六三　自動車、シャシ又は完成車。

一、乗用車	五〇%
二、バス	二五%
三、トラック	二五%
四、自動三輪車	三〇%
五、トラクター（キャタピラー式を除く）	二五%

十四、税番五六四　自動車部分品（原動力機を除く）。

右は左記の如く改正さるべきである。

税番第五六四　自動車部分品（原動力機を除く）。

一、乗用車用のもの	三〇%
二、バス用のもの	一五%
三、トラック用のもの	一五%
四、自動三輪車用のもの	二〇%
五、キャタピラー式を含まないトラクター用のもの	一五%

十五、税番第五七七　内燃機関。

左記の如く改正さるべきである。

税番第五七七　内燃機関。

一、乗用自動車用のもの	四〇%
二、バス用のもの	二〇%
三、荷物自動車用のもの	二〇%
四、自転車及自動自転車用のもの	二五%
五、トラクター用のもの（キャタピラー用のものを除く）	二〇%
六、その他	一五%

十六、税番六三一　ヴァルカナイズドファイバー。

右に対する関税率は二〇%に引上げらるべきである。

十七、光学用レンズ及びプリズム（縁又は柄のないもの）。

右に対する関税率は三五%に引上げらるべきである。

十八、税番六四六―二　変性糖蜜。

ブタノール、アセトン、イースト及び工業用アルコールの製造に使用せられる重要原料たる本品は無税とすべきである。その理由は本品が日本で生産せられず、しかも甘蔗の如き代用品が右産業に対して一ケ年を通じて充分に供給し得る様に生産せられないからである。

特に甘蔗の生産を減少させるために大豆の生産を増加しようとする提案がなされて居る現状においてはなお更のことである。

出所　大蔵省資料Z六〇三―一一五。

(6) 関税率改正案に対する総司令部案及び回答案要点

（昭和二五年一二月一七日主税局税関部）

関税率改正案に対する総司令部案及び回答案要点（二五・一二・一七）

品名	前に提出の改正案	総司令部案	回答案	備考
司令部覚書の一に記載のもの				

品名	前に提出の改正案	総司令部案	回答案	備考
一乃至四				
(一)、主食 米及びもみ 大麦 小麦 小麦粉	一五% 一〇〃 二〇〃 二五〃 前記四品目の輸入価格が国内価格よりも高い場合に減免を行う	無税 無税 無税 無税 率を設けておいて減免する方法には賛成しない	一五% 一〇〃 二〇〃 二五〃 前の提出案の通り減免を行う	わが国人口の四七%を占める農業を保護—食糧の増産を図るために、上記の税率は最低限度のもので是非必要とするものである。
(二)、砂糖 粗糖(純度九八%以下のもの)	一〇%	無税	一〇%	甜菜は北海道において、又甘蔗は九州、四国等において栽培せられているが、単に製糖原料としてだけではなく農業経営上不可欠の作物であるので、これ等の生産を保護するため、粗糖に一〇%を課税する必要がある。
精製糖	二〇〃	無税	二〇〃	精製糖に対しては、国内精製糖業保護のため二〇%を課税する必要がある。
(三)、大豆採油用種子 大豆 菜種	一〇〃 五〃	無税 無税	一〇〃 五〃	これ等の品目は農業経営合理化対策として積極的増産を図るため最低率としてこの程度の税率を必要とする。
落花生	一五〃	無税	一〇〃	油脂原料として大豆と競合するので大豆と同率の一〇%とする。
(五)、一、炭化水素油 原油及び粗油	一〇〃	無税	一〇〃	国産原油保護のため最低の率として一〇%を必要とする。
二、燃料油(重油)	一〇〃	五%	一〇〃	
三、潤滑油及びグリース	二〇〃	三〇〃	二〇〃(三〇)	石油精製業保護のため重油一〇%その他二〇%を必要とする。

品名	前に提出の改正案	総司令部案	回答案	備考
				びに澱粉原料用作物保護のため一五%としたいが司令部の強い意向であるなら一〇%とすることとしたい。
(一)、落花生	一五%	無税	一〇%	大豆と同率の一〇%とする。
(三)、一、パラフィン 融解点摂氏四五度を超えないもの	無税	同率とすること	一〇〃	石油精製業保護のためその他と同率の一五%とすることが望ましいが、本品はマッチの原料となるので五%引下げ一〇%としたい。
二、その他	一五%		一五〃	
(四)、ゴム硫化促進剤及びゴム老化防止剤	二五〃	一〇%	二五〃	斯業保護のため
(五)、ぼろ	無税	ぼろの定義をはっきりさせること		O・K
(六)、コークスのうち 粗の石油コークス	五%	無税	五〃	国産のタールピッチコークス保護のため
その他のコークス	五%	五% なお石油コークスも入ることをはっきりさせる	五〃	O・K
(七)、ガラス粉及びフリット	一〇〃	無税	一〇〃	国内フリット製造業の保護のため
(八)、ガラス繊維及びガラスウール	二〇〃	一二〇%	二五〃	斯業保護のため高い税率を必要とするも消費方面への影響をも考慮して二五%とする。
(九)、銅(インゴット) 粗のもの 精錬されたもの	一〇〃 一〇〃	無税 課税	一〇〃 一〇〃	国内鉱山業の保護のため
鉛(インゴット) 粗のもの 精錬したもの	五〃 五〃	無税 課税	五〃 五〃	国内鉱山業の保護のため
(一〇)、金属屑及び古(主要品)錫、鉛	無税	総て無税	無税	

品名	前に提出の改正案	総司令部案	回答案	備考
四、その他	二〇%	二〇%	二〇%	但し潤滑油及びグリースについては司令部の強い意向であるなら三〇%とすることに同意する。
(六)、鉄鋼 銑鉄 鋼材	一〇〃 一五〃 現行鉄鋼の免税を一カ年間継続する	鉄鋼は当分免税を継続すること 銑鉄以外は上記でよい	現行の「鉄鋼の免税法律」をそのまま存続することとする	鉄鋼に提出案の税率を盛ることには司令部(ラシター氏)は異存はない。鉄鋼の免税については、銑鉄のみを当分免税することはしないで、銑鉄、鋼材の両者を現行法によって当分免税することとする。
(七)、アルミニウム(塊)	一〇%	無税	一〇%	国内アルミニウム精錬工業の保護のため
(八)、あまに油	一〇〃	無税	一〇〃	国内搾油業の保護のため原料種子を無税とし、油に一〇%を課税する必要がある。
(九)、繊維素パルプ	五〃	無税	五〃	国産パルプ保護のため
(一〇)、新聞用紙	五〃	一〇%	五〃(一〇)	用途から見て五%としたいが司令部部内の強い意向であるなら一〇%とすることに同意する。
クラフトペーパー	一五〃	一〇〃	一〇〃	O・K
(一)、植物性油 大豆油 落花生油 棉実油 やし油	二〇〃 二五〃 一〇〃 一〇〃	同率とすること	二〇〃 二〇〃 一〇〃 一〇〃	搾油業保護のため原料の関税率との間に一〇%の間差をつける。大豆は一〇%であるので大豆油は二〇%とし、落花生を今回一〇%に改めることとしたので落花生油は二〇%とする。やし、棉実は無税であるので、その油の関税は一〇%とする。
(二)総司令部覚書の別紙に記載のもの (一)、とうもろこし	一五%	五%	一五%(二〇%)	とうもろこしは寒冷地、開拓地の主要作物であり、同地帯の農業保護のため、並

品名	前に提出の改正案	総司令部案	回答案	備考
銅、アルミニウム、真鍮、青銅、亜鉛	一〇〃 五%	とすること	一〇〃 五%	銅、アルミニウム、亜鉛については国内精錬業及び国内鉱山業を保護するもので、それらの金属の屑故についても課税して斯業保護の万全を図るものである。
(一)、製図器及びその部分品 測量器及びその部分品	一五〃	三〇〃	一五〃 二〇〃	国内で充分生産があって税率を引上げる必要がない。なお保護を必要とするものもあるので二〇%とする。
(二)、写真機及び同部分品(顕微鏡用のもの及び航空機用のもの)	一五〃	無税	一五〃	用途に鑑み一般のものの約二分の一の税率に下げてあるから更に引下げる必要はない。
(三)、自動車シャシー又は完成車 一、乗用車	三〇〃	五〇%	四〇〃(五〇)	自動車工業及び関連産業保護のため乗用車四〇%その他三〇%を必要とする。なお乗用車については司令部の強い意向であるなら五〇%にすることに同意する。
二、バス	三〇〃	二五〃	三〇〃	
三、トラック	三〇〃	二五〃		
四、自動三輪車	三〇〃	三〇〃		
五、トラクター(キャタピラー式のものを除く)	三〇〃	二五〃		
(四)、自動車部分品(原動力機を除く) 一、乗用車用のもの	三〇〃	三〇〃	三〇〃	完成品を分割した形で輸入する場合に、若し関税が低率では保護の目的が達せられないので、完成車と同率の三〇%とする。部分品は車種別に区別し難いものが多いので乗用車用部分品も同率とする。
二、バス用のもの	三〇〃	一五〃		
三、トラック用のもの	三〇〃	一五〃		
四、自動三輪車用のもの	三〇〃	二〇〃		
五、トラクター用のもの(キャタピラー式のトラクター用のものを除く)	三〇〃	一五〃		
(五)、内燃機関 一、乗用自動車用のもの	四〇〃	四〇〃		
二、バス用のもの	四〇〃	二〇〃		

品名	前に提出の改正案	総司令部案	回答案	備考
三、トラック用のもの	四〇%	二〇%	三〇%	前項と同様である。
四、自転車及び自動自転車用のもの	三〇〃	二五〃		
五、トラクター用のもの（キャタピラー式トラクター用のものを除く）	四〇〃	二〇〃		
六、その他				
(ヘ)、バルカナイズドファイバー	一五〃	一五〃	一五〃	
(ホ)、光学用レンズ及びプリズム（縁又は柄のないもの）	一五〃	二〇〃	二〇〃	O・K
	二〇〃	三五〃	二〇〃	すでに国際的レベルに達しているので高率で保護する必要がない。
(ヘ)、変性糖蜜	五〃	無税	五〃	醗酵原料として甘藷と競合するので甘藷栽培業保護のため五%とする。

出所　大蔵省資料Z六〇三―一一五。

(7)　日本関税定率法及び輸入税表の改正に関する覚書に対し回答の件（マーカット経済科学局長宛大蔵大臣覚書案）

（一九五〇年一二月主税局税関部）

日本関税定率法及び輸入税表の改正に関する覚書に対し回答の件

（マーカット経済科学局長宛大蔵大臣覚書案）

一、一九五〇年十一月三十日附〇九一、三一一（五〇、一一、三〇）ESS-PF「日本関税定率法及び輸入税表の改正」を参照せられたい。

二、日本関税定率法及び輸入税表の改正に関する貴官の大蔵省宛右覚書は、直ちに此の改正に最も関係の深い、大蔵省、農林省、通産省、経済安定本部、厚生省、外務省等の間で、現在の経済状況及び輸入税率が日本の産業及び貿易に及ぼすであろう影響を考慮に入れて慎重に検討された。

三、別紙第一は貴官の覚書に添付された別紙第一に対応するもので主要食糧及び緊要原料と認められる若干の品目に関し、右の検討を経た後当方において適当と認めた関税率及び課税方法を、これを適当と認めた理由と共に述べたものである。

四、別紙第二は貴官の覚書に添付された別紙第二に対応するもので、税率表におけるその他の各種品目について貴方より示唆された税率に関し、当方において検討した結果適当と認めた関税率及びその理由を記述したものである。

五、別紙第三は、当方が前に提出した関税率改正案に対して、その後当方において別途検討した後、新たに修正の必要を認めるに至った若干の項目を、当方の新たな提案として掲げたものである。

六、ここに提出する当方の回答に対し、貴方においてその内容を検討した後、御了解を得られない点があるならば、当方に於いて行う準備を有する一層詳細な説明を徴せられんことを希望する。又、それと共に、今後相互に一層の理解を重ね、日本の関税定率法及び輸入税表の改正に関し、なるべく速かに当方の考えと貴方の考えとが完全な一致点に達することを切望するものである。

大蔵大臣（署名）

別紙第一

一、主要食糧に対する関税率の設定は、一般歳入の取得を目的とするものではない。主要食糧に対する関税の賦課が、小額収入者の生活に影響を与える点については、それが特に妥当と認められない場合は、さきに提案したように、之に対する関税を減免することを考えているのである。

然しながら一般的に言って我国の実情よりすれば、外国における主要食糧の価格が下落し、それが無税大量に輸入される場合には、農民の生活に重大な影響を及ぼし、その方が関税を賦課することによって大額乃至一般の収入者のみならず、小額収入者にも影響を与えることとなるよりも、はるかに重大な結果を招来するという考え方なのである。

二、主要食糧に対する関税率の設定を以って、我々が主要食糧の輸入をおさえ又は減少せしめる目的を有すると考えるのは誤解である。我々の目的は外国において主要食糧の価格が暴落した場合、その結果として大量の輸入が行われわが国の農業を圧倒するのを防止することにあるのである。我国現下の生産状況から観て、関税の賦課の有無に拘わらず又関税の高さ如何に拘わらず、不足量の輸入は行われなければならぬのであり又それは行われるであろう。問題はその不足を補充するに必要な輸入量、即ち我国の消費量の約二〇%程度のものが、一時的に殺到して輸入されたり、または必要量を超え極端に大量の輸入が行われることのない様関税による調節（輸入割当乃至禁止を可成避けて）を行なおうと考えているのである。

三、わが国の現状においては主要食糧の生産の維持のみならず或る程度の増産が緊要とみなされているのであるが、食糧価格の将来の安定が或る程度保証されていなければ、農民は安んじて食糧生産に邁進することが出来ない。何となれば、現在においては主要食糧の国内価格は国際価格を下廻っているが、国内の主要食糧の生産費は各種産業補助金の撤廃の結果農家の購入品特に肥料の値上りにより今後高くなる傾向にあり、他面主要食糧の国際価格は南方地域（ビルマ・シャム等）の米の卸売価格、国際小麦協定の小麦の協定価格（最低価格ではなく最高価格である）等を考慮すれば現在のような状態が今後も永く続くとは考えられない。

主要食糧の関税率を無税とした場合は、主要食糧の国際価格が低落すれば、国内産のものの価格も国際価格の水準まで低落することになる。その場合には国内消費量の八〇%を占める我国の農業生産は困難なものとなり、主要食糧の増産はおろか、その生産量を維持することも困難となるであろう。而も我々は関税定率上極端な保護を与えんとするものではない。小麦粉の関税率は製粉業を保護し、小麦の形による輸入を助成せんとする意図に出ずるのであるが、これを除けば最高二〇%の率を提案しているのである。これは過去の実例及び各国関税率の現状から観て決して高いものではないと信ずる。加之消費者その他の利益と比較考量してその適用を妥当としない特別の場合即ち国際価格が国内価格を上廻り、為に政府が輸入補給金を出して食糧の低価維持策を講じているような場合には、暫定的にこの税率を適用しないという提案さえなしているのである。

既に御承知かとも思うが、この際日本農業の特異性を玆に概括して述べておくことは無意義ではないであろう。

(イ)　日本の現状においては、狭い領土内に八、二〇〇万人の人口があるが、其の約四七%が農業人口であって、一農家当平均耕地面積は九反未満で一戸当平均六人強の家族を養っている世界にあまり例のない零細過小農家である。又日本の農業は主要食糧を中心とした農業経営である。日本国内には地下資源も極めて少く、且つ資本の蓄積も極めて少いので鉱工業其の他の産業も弱体である。これがために農村の過剰人口を他の産業部門に吸収させることができないので農業は止むを得ず零細な農業となり経営の合理化も行い得ない状態である。

(ロ)　従って低廉な外国の穀物の輸入により国内産の主要食糧の価格が低落した場合には、

(1)　農家が主要食糧以外の他の有利な作物を見出し作付転換をすることは困難である。又農業経営を合理化するために多数の農村過剰人口を急速に他の産業部門に転出させることも極めて困難である。

(2)　主要食糧の生産を中心としている日本の農家は、主要食糧の価格の低落に比例して農家の収入は低下し、農業経営を不安定ならしめるのみならずその生活水準を引き下げ生活不安を惹き起す。日本の総人口の四七%が此のような状態に置かれることになる。

(ハ)　他面輸入食糧に、提案した程度の関税を課した場合においても、本来この関税は外国における主要食糧の価格が暴落した場合に課するのであるから、主要食糧の国内消費価格を特に騰貴せしめることとはならず、従って賃金を騰貴せしめることともならない。尤もそのような場合に食糧価格及び賃金の低落を防止することとなるが、我国の賃金水準は本来極めて低いものであるから、賃金水準の維持が輸出産業に格別不利な影響を与えると

は考えられない。むしろ輸入食糧に関税を賦課しないで、そのために全人口の四七%に及ぶ農家の収入を減じ、その生活を困窮に陥れることこそ、国民経済上極めて重大な問題である。その国際経済に対する影響も無視し難いであろう。殊に工業においては賃金が多少増加しても、企業の合理化によって、これを或る程度吸収する余地があるが、我国の農業においては、合理化の余地が極めて限定されているから、農産品価格の低落を防止することは、農業の健全な維持発展のために、最も緊要なことであると考える。

(ニ) 従而米国及び英国と著しく異る日本の現状を基礎として、以上述べた点を検討した結果、我々は主要食糧に関し関税率を設定すると同時に免除規定を設けようとする提案をしたのである。なお、日本と国情の酷似する伊太利においては、現に小麦について、我々が今対象としている国定税率ではなくGATTにおける関税交渉の結果引下げた税率においてさえ三〇%の関税を課している。

(ホ) 尚現在のように海外産主要食糧の価格が国産品のそれより高価である場合に、主要食糧に関税率を設定する方式として次の二つが考えられる。

第一に、予め、国定関税率として妥当なるべき税率を設定して置き、その税率による関税の賦課が必要となる時がくるまで免税の措置をとっておく方法、

第二に、国定税率を先ず無税として置き、海外産食糧の価格が低落し、国産品の価格を圧迫するに至った場合、初めて国定税率として一定の保護関税率を設定する方法、

我々は第二の方法は現下の我国としては不適当な策であると考えている。その理由は、

第一に、我国の農民としては将来主要食糧の国際価格が異常に低落する場合、果してどの程度の保護が自分たちの生産した食糧に与えられるかを知り得ないから、不安にかられ、生産意慾に悪影響を及ぼす惧がある。又農民も困難を排除して、国民経済全体の為出来るだけ生産の合理化をしなければならぬのであるが、合理化の目標が立たない。

第二に、我々が食糧の輸入を行う意図のあることは前述の通りであるが、他方外国輸出者としては我国が将来食糧に対して関税を設定する意図のあることを全然知らされず、そのために突然関税の賦課を受けたりその意図を推知していても、どの程度の関税が賦課されるか全く予測もつかぬというのでは輸出上極めて不安な地位におかれることとなるであろう。

第三に、将来我国がGATTに加入する場合、我国の主要な輸入品たる食糧に対して、将来有税とするかも知れないという点を保留して、全然交渉の対象にすることを断るとか、又はその率を協定して置いて困った場合は、「止むを得ない必要」ということを理由に免除条項を利用して主要食糧を有税とするという様な腹で行くということは信義の点からも不正当であるし貿易によって国を立てねばならぬ必要の特に強い我国が自から重要な点でイスケープクローズの採用を初から考えて置くという様なことは決して適当な策であるとは考えられない。

四、(イ) (一)乃至(三)に述べた理由により食用穀物即ち米、大麦及び小麦に対する国定関税率に対しては先に提案した通りとし、外国において食糧価格が騰貴した場合にはこれを減免することと致したい。なお、小麦粉については小麦の関税率が二〇%であるので国内の製粉業を保護するためにその関税率を二五%としたのである。我国としては今後なるべく小麦を輸入し国内で製粉したい考えであるからである。

(ロ) 大豆（税番二一の一）

現在わが国に於ける大豆の作付面積は、二六二、一〇〇町歩で、将来（昭和二十七年度）は四〇〇、〇〇〇町歩に増殖する予定である。大豆は輪作作物として又高冷地、開拓地等特定地域の農業経営上不可欠の作物であるので、大豆導入の輪作方式による経営の合理化、高冷地、開拓地等における農業経営合理化対策等として積極的増産を図りつつある現状である。安価な外国産大豆が多量に輸入される場合にも、これら地帯においては他作物への作付転換は行われ得ない状態であるので、将来における大豆作地帯

の農業経営の安定を図るためには、国際価格の変動の激しい大豆については相当高率な関税率を必要とするわけである。然し一方本品が重要な搾油原料であってその価格の騰貴が輸出産業及び国民生活に及ぼす影響が多大である点に鑑みる時は余りに高率な関税率は適当でないので以上を勘案し最低限度の関税率として一〇%を提案したのである。なお、先に昭和二十六年三月末日まで大豆に対する関税は免除し大豆油に対しては従価一〇%の課税とすることを提案したが大豆に対する補給金の支出が既に廃止されたので右の提案は撤回することとする。

(ハ) 粗糖及び精製糖（税番四〇の一及び二）

わが国における砂糖製造原料作物は甜菜と甘蔗であるが先ずこれが栽培事情について述べると

(1) 甜菜　我が国に於ける甜菜の栽培は専ら北海道に限られ、現在同地に於ける作付面積は一二、〇〇〇町歩で将来三四、〇〇〇町歩に回復する計画である。甜菜はその作物的特性より寒冷地帯の農業経営上不可欠の作物であり、イギリス、ドイツ等北欧諸国に於てもその栽培には多大の努力が払われ、甜菜を農業経営の根幹作物として採用し、輪作方式とこれに家畜を配して所謂有畜農業経営を行っていることは周知の如くである。わが国に於ける甜菜の栽培は前述の如く北海道に限られ、同地畑作農業に於ける輪作経営方式に依る地力の維持増進上不可欠の作物となっており、又寒冷地特有の冷害等の凶作年に於ても甜菜の被害は極めて軽微であるので、冷害時の保険作物として、又製糖残渣のビートパルプは家畜の飼料として好適であるので家畜飼育とも密接不可分の関連があり、単に製糖原料としての甜菜でなく同地の農業経営上に於て欠き得ない重要作物となっている。

(2) 甘蔗　甘蔗の主産地は九州、四国等で、現在三、〇〇〇町歩の作付が行われている。主産地である九州、四国等は、わが国に於ける颱風被害の最も激甚な地帯で年々農作物の被害は莫大なものであり、同地帯の農業経営は常に颱風の危険に曝されているが、甘蔗は耐風性の作物であり颱風時に於ても被害が極めて軽微である。甘蔗に代る適当な耐風性作物への作付転換が困難な現在、同地帯に於ては不可欠の作物となっている。

甜菜、甘蔗共に右の如き理由により、単に製糖原料としてでなく、農業経営上不可欠の作物であるので、之等の生産の保護の為に輸入糖（粗糖）に対しては相当高率の賦課を必要とするものであるが一方消費者に与える影響をも考慮した結果一〇%の関税率を維持することとした。

次に精製糖の関税率について述べると

我が国の精製糖工場数は現在二〇に及んでいるが、その工程は比較的簡単で我が国に適すると考えられるのでこの工業を保護育成するため、原料糖との間に関税率のうえで一〇%の間差をつけて精製糖の関税率を二〇%に止めることとしたのである。砂糖の輸入に関しては、出来るだけ原料糖を輸入し国内でこれを精製することとしたい。

(ニ) 採油用種子及び含油原料

先の我々の提案においては採油用種子及び含油原料の大部分は無税としてある。即ちごまの種（税番二三）、えごまの種（税番二四）、亜麻の種（税番二六）、大麻の種（税番二六―二）、ひまの種（税番二六―三）、綿の実（税番二七）、きりの実（税番二七―二）、その他の採油用種子（税番二七―三）は何れも無税である。しかし先に述べた大豆の外に、落花生（税番二一―六）、菜種（税番二五）の二品目丈は最低限度の保護関税を設定するように提案した。その理由を次に述べる。

落花生（税番二一―六）

戦時中の異常に拡張された芋畑を整理するため、代作物として大豆及び落花生の作付を奨励する方針があるが、落花生は大豆と異って国内で主として嗜好的食糧として用いられていること及び大豆と本品との価格比から考えて落花生の方が担税力が大きいと認められるので、前の提案においてはその関税率を一五%としたが、貴方の示唆に鑑みなるべく低関税が望ましいと云う主旨でこれを一〇%に引下げることを新たに提案する。

菜種（税番二五）

菜種は大豆と共に東北単作地帯における農業経営合理化のため、積極的増産が図られ昭和二十五年においては既に一一九、〇〇〇町歩に達し、戦前程度にまで作付は回復しつつあり、今後更に増産を図る必要があるのでこれに対する保護関税は是非必要である。尤も本品の世界市場における競争は大豆程は激しくないし且又大豆と違って裏作物として栽培され、なるべく低関税とすることが望ましいことにも鑑みてその関税率は大豆の一〇%に対し五%とした。

なお、落花生及び菜種に関税率の設定を必要とする共通の理由として、これが搾油原料として大豆と競合関係にあり若しこの両者の関税率を無税とすれば大豆の栽培に対して悪影響を及ぼす虞れがある点を強調しなければならない。

五、炭化水素油（税番一一二）

(1) 原油

わが国における原油の生産は需要の一〇―一五%を賄うに過ぎないが、現在の生産状況から推して今後の増産も期待されるし、又、万一輸入が困難となるような場合のことも考えると、無下に国内石油資源開発事業の保護育成策を放棄することも出来ないので、このため最低限の保護関税として輸入原油に対する一〇%の課税を必要とすると考える。

なお、国産原油と輸入燃料油（ネービースペシャルフューエルオイル）とのプールによって、価格面において国産原油が保護されているという申越に関しては、現在考えられている石油価格の改訂によって、此のプール制度が廃止されたことをお知らせ致したい。又原油の海外市場における価格の昂騰によって国産原油の価格との間に開きがなくなり、国内の生産も増加しつつある状況であるから、関税の必要もあるまいという申越に関しては、輸入原油の価格の昂騰は、主として、戦争によるタンカー運賃の上昇という一時的な原因によるものであるから、恒久的な関税率の決定に当って考慮に入れるのは適当でないと考える。

(2) 燃料油

燃料油（重油）は原油及び粗油と区別することが技術的に困難であると共に、燃料油は原油からの製品であると言いうる点をも考慮し、燃料油は原油と同率の一〇%としたい。

(3) 潤滑油及びグリース

潤滑油及びグリースについては、当方の提案は二〇%であるが、本邦において高級な潤滑油及びグリースを本格的に製造し始めたのは最近のことである点も考慮し、若し此の関税率を三〇%とすることが貴方の強い御意見であるならば、これを三〇%とするも異存はない。

六、銑鉄

銑鉄の輸入税に関する暫定措置として一応期限を付せずに輸入税を免除することについては異議がない。而してその方法としては、さきに現行の「鉄の輸入税を免除する法律」に一九五二年三月三十一日迄の期限を付することを提案したが、此の提案を撤回し、右の法律をそのままにすることとしたい。なお、此の法律によれば銑鉄のほか鋼鉄も免税品目に含まれることになるが、これ等は一括して、将来の推移を見極めた上で、後日善処することとしたい。

追って将来状勢に重要な変化が起れば、銑鉄の免税を取りやめることもあり得るとの意味に御了解願いたい。

七、アルミニウム

日本のアルミニウム製錬工業は比較的新興産業であるが、立地条件も良いので相当有望な産業である。然るにアルミニウムは、世界市場における価格の変動が激しい商品であり、又軽量であるから価格に比して運賃が安く、国際的に移動し易い商品である。しかも外国におけるアルミニウム工業は、アルミニウムユニオン等の少数の有力業者によって独占的に経営せられる強力な産業であるから、アルミニウムに対する関税を無税とするときは大量の外国のアルミニウムが安価に輸入される惧がある。もしそのようなことになるとわが国のアルミニウム工業は重大な脅威を受ける結果となるから最低の保護関税率として一〇%の税率を盛ることと致したい。

八、亜麻仁油（税番九六）

我が国には亜麻仁を輸入してこれから亜麻仁油を製造する工場が相当ある。（昭和二十四年の亜麻仁油の国産額四、三〇〇トン輸入額二、五〇〇トンであった）而してこれ等の工場は主として中小企業であって、その基礎は脆弱であるからこれを保護する為、原料の亜麻仁を無税とし油に相当の保護関税を課する必要がある。然し、一方、この油の消費者たるペイント工業等の事情を考慮すると関税率は出来るだけ低いことが要望されるので両者の事情を比較考量し、亜麻仁油の関税率を一〇%としたい。

なお、ペイント製造原価中において亜麻仁油の価額の占める割合は約一九%であるから、亜麻仁油に課せられる一〇%の関税がペイント製造原価に及ぼす影響は一・九%に過ぎないと考えられる。

九、繊維素パルプ（税番三六一）

戦前輸入されたパルプの大部分は製紙原料としてではなく、人絹の製造に用いられたものであった。良質紙の製造は昔から国産の原料で行われたものであり、現在でもその製造は充分可能である。わが国には木材からパルプを製造する施設は相当あるから、国内の雇用を維持するためにも、国内で現状程度のパルプを製造することが望ましいのでこれを保護するため前の提出案の通り五%の関税を課することとしたい。

国内における木材の供給は、現状においては充分ではないけれども、パルプのための消費量はこれを全部国産の木材で製造するとして国全体の木材消費量のうち六・八%にすぎない。又平常の状態では、パルプを輸入するよりも、木材を輸入してパルプの製造を行ない、この工業を維持して行く方が望ましいと考えられる。

十、新聞用紙（税番三六二の二、甲、イ）及びクラフトペーパー（税番三六七の内）

新聞用紙についてはその用途が社会に対する正確な情報の提供者たる新聞の印刷にあることに鑑み、一般の紙よりも低い率の五%としたいのであるが、若しＥＳＳにおいてどうしても他の紙と同率の一〇%を必要とすると考えられるならば、一〇%とすることに同意する。

クラフト紙の製造は戦争によって樺太における製造設備を失った後最近国内で設備の復興した工業であり、これを保護育成するため、一五%の関税率を必要とすると考えたのであるが、他の紙類と同一の税率としたいとのＥＳＳの強い考えであれば一〇%とすることに同意する。

十一、やし油（税番九九）、落花生油（税番一〇〇）、大豆油（税番一〇一）、棉実油（税番一〇二）

我が国の搾油業においては、相当規模の工場が数社あるほか、数千の中小企業があって搾油を行っているから、これらの油を、油の形で輸入するよりも、原料の形で輸入して国内で搾油を行う方が望ましい。而してそのためには、輸入原料の関税と製品たる油の関税との間に適当な間差を設けてこれ等の工業を保護する必要がある。

然るに食用或いは工業用として、これらを消費する面を考慮すれば税率は出来るだけ低いことが望ましい。これ等両面の事情を併せ考えると共に、原料に対する輸入税の関係をも考慮して、提案の関税率としては、原料の種子の関税率より一〇%高いものとしたのである。即ち、やし油と棉実油は原料の関税率が無税であるから、それらの油は一〇%とし、大豆油については、大豆の関税率が一〇%であるからこれを二〇%とし、落花生油については、当方の前の提案では落花生の関税率が一五%であったのでこれを二五%としたが、今回落花生の関税率を貴方よりの示唆を考慮して一〇%に引き下げることとしたので従って落花生油の関税率は二〇%にすることを新に提案する。

十二、我々はできる限り速かにＧＡＴＴ及びＩＴＯに加入することを熱望しており、それ故にこそ関税定率表改正案を提出した次第である。而しその作成に当っては勿論、今回貴方より寄せられた覚書の検討についても、ＧＡＴＴ及びＩＴＯの原則に対して充分考慮を払ったのであって、我々の提案する関税定率は国定税率として決して不合理に高いものではなく、諸国の国定税率と比較して全般的にはむしろ低率であると考えているのである。特にこの点御諒解願いたい。

別紙二

一、玉蜀黍（税番一九）

我が国に於ける玉蜀黍の栽培は北海道を主産地とし、その他国内各地の高冷地、開拓地等に栽培され、これら地帯の主要農作物となっている。又かかる高冷地、開拓地等においては気象、地形、土質等自然条件に制約される関係上、他作物への作付転換も行われ難く、又かかる地帯の農家経済は極めて脆弱な基盤に立脚しており、低廉な外国産玉蜀黍の輸入は国内産玉蜀黍に影響あることは勿論諸（澱粉原料としての）への影響も直接且つ甚大であるので、輸入玉蜀黍に対しては先の提案通り一五%の課税をすることとしたいのであるが、本品の関税率を引下げることが貴方の特に強い意向であるならば大豆の関税率との均衡をも考慮しこれを引下げて一〇%とすることと致したい。

尚我が国における玉蜀黎の栽培現在面積は五一、〇〇〇余町歩（昭和二十四年度実績）で今後（昭和二十七年）においては開拓地等の増加に伴い一一二、〇〇〇余町歩に達する見込である。

二、落花生（税番二一の六）（本品については別紙の一の四、㈢において述べたが玆に再録する）

戦時中の異状に拡張された芋畑を整理するため、代作物として大豆及び落花生の作付を奨励する方針があるが、落花生は大豆と異って国内で主として嗜好的食糧として用いられていること及び大豆と本品との価格比から考えて落花生の方が担税力が大きいと認められるので前の提案においてはその関税率を一五%としたが貴方の示唆に鑑みなるべく低関税が望ましいと云う主旨でこれを一〇%に引下げることを新たに提案する。

三、パラフィンワックス（税番一一四）

パラフィンワックスは原油精製業の復活に伴い国内で生産を見るに至った商品である。而して、これを保護するためには、融解点により細分することなく、同率の一五%とすることが望ましいが、他面、融解点摂氏四十五度を超えないものは、専らマッチ用として用いられ、低率の関税が望ましいので、この分だけは特に五%引下げて一〇%としたい。

四、ゴム硫化促進剤及び老化防止剤（税番二二九、税番二三〇の六）

ゴム硫化促進剤及び老化防止剤の国内生産は、わが国の生ゴム消費量（輸入量）に対し充分に対応し得るのみならず、これ等の薬品の製造能力には余剰があるから、将来ゴムの輸入量が増加しても、これに伴う需要の増加に応じ得ると考えられる。又その品質も外国品に比して遜色がない。ただ価格の点においては、外国の同種品に比較すると原料のアニリン等の価格が外国より四〇～五〇%方高い事などのために、生産費において三〇～四〇%の割高となっているのでこの製造業を維持育成するためには少くとも二五%の税率を必要とする。

なおこれらの薬品の価格がゴム製品の価格の中に占める割合は約三%にすぎないからこれらの薬品に対する二五%の課税がゴム製品の価格に及ぼす影響は極めて少ないと考えられる。

五、ぼろ（税番三四一）

「ぼろ」の品名に左記の条項を加えることにより、「ぼろ」と古衣料類との区別を明確にすることとしたい。

記

古衣料又は古の布帛製品であって「ぼろ」と認められるものは、衣料又は布帛製品として使用し得ない状態のものに限る。

洗濯又は補修によって衣料又は布帛製品として用い得るものは「ぼろ」と認めない。

六、コークス（税番四三〇）

税番第四三〇号のコークスには、石油コークス、石炭コークス、タールピッチコークス等各種のコークスが包含されているので、改正税表において、そのことを明確に表現するようにとの示唆には賛成である。次に粗石油コークスの関税を無税とする場合には、これと競合関係にある国産のタールピッチコークス工業を圧迫する虞があり、又将来、我が国の石油精製工業において、粗石油コークスを生産しようとする場合に、障害となる虞があるから、

粗石油コークスの関税を無税とするとの示唆には賛成しがたい。

なお右のように粗石油コークスに対し焼成石油コークスと同率の関税を課する場合には、改正税表において、此の両者を区分して分類する必要は無いと思われる。

七、ガラス粉（フリットを含む）（税番四四二）

フリットは琺瑯鉄器のゆう薬として使用される一種のガラス粉であり、これに二回塗を必要とする旧式フリットと一回塗で足りる新式フリットとの二種類がある。

我が国に於いては従来から旧式フリットの製造が行われているほか、最近二箇所に新式フリットの工場が設立され既に操業を開始している。

なおこの他に米国の特許を使用する新式フリット工場が来年六月から操業を開始する予定となっている。これ等新式フリットの製造業は操業早々であって、関税による保護を必要とすると共に、新式フリット製造業の育成は琺瑯鉄器工業の振興に不可欠のものと考えられるので、最低の関税率として一〇%の税率を設けたい。

なおガラス粉としてはチンセルダスト（Tinsel Dust）のような装飾的に使用されるものも分類されるのであって、一〇%の関税率は決して高いものではないと思う。

八、ガラスファイバー、ガラスウール及びその製品（税番四四四の二）

本品に対しては、さきの提案では二〇%の関税率を見込んだがこれに対して三〇%に引上げるようにとの示唆を受けた。

本品の製造業は米国のそれに比して規模が小さく競争に耐える力が弱いので、関税による保護育成を必要とするが、同時に本品は電気工業、化学工業等に用いられる重要な材料なので、本品の価格があまりに高いときは、これ等の工業に悪影響を及ぼす惧があるので、この両者を彼此勘案して二五%の輸入税を課することとしたい。

九、銅及び鉛のインゴット及びスラッブ（税番四六四の一及び四六五の一）

本税目は銅、鉛等の生産業の保護を目的とするものであるが、若し粗のインゴット及びスラッブの関税を無税とするならば、本税目によってこれ等の産業を保護しようとする目的は達せられないから、粗のインゴット及びスラッブの関税を無税とすることには賛成し難い。

なお最近は、世界的な政治情勢の緊迫によって、外国における銅及び鉛の価格が騰貴し、我が国から輸出されている状態なので、現状においてはこれ等の品目に対する関税上の保護は必要ではないともいえるが、現在の状態は一種の異常状態であって、通常の状態においては安価な銅及び鉛が輸入せられ、これ等の生産業を圧迫する虞が十分考えられるから、さきの提出案通り精粗何れを問わず、銅一〇%、鉛五%としたい。

十、金屑の屑及び古（第十四類の内）

金屑の屑及び古は新しい金屑を作るときの補いであるから、示唆のようにこれ等を無税としても、これ等金屑の精錬業に対しては格別の影響を与えないが然し、これ等の金屑を生産する生産業に対しては、これ等の金屑の屑及び古が無税で入ってくるということは、重大な圧迫となる惧がある。よってさきの提案においては、わが国において生産の比較的少い錫及び鉛については、その屑及び古の関税を無税としたが、銅、アルミニウム、亜鉛、等の屑及び古には、関税を課することとして、これ等金属の生産業を保護することとしたのである。なお、銅及びアルミニウムについて、そのインゴットの関税率を一〇%とし、その屑及び古の関税率を五%としたのは、これ等の金屑を、インゴットで輸入するよりも、屑又は古で輸入する方が有利であると考えたからであり、亜鉛について、そのインゴット並びに屑及び古の関税率を同率の一〇%としたのは、電気亜鉛の屑が精錬を要せず、そのまま亜鉛鍍金等の材料として、インゴットと同様に使用し得ることによるものである。よって、錫及び鉛の場合を除き、金屑の屑及び古の関税率を無税とすることは適当でないと考える。

十一、税番五五〇の内

(A)　製図器及びその部分品

本品は戦後その生産数量も相当量に達し、品質においても外国製品と較べ

て大差なく、且つ生産費も外国品と較べてさして高くないので、関税率を三〇%に引上げてまで保護する必要は認められない。よって前の提案通り一五%としたい。

(B)　測量機及び同部分品

本品については現在相当の生産が行われているが、或る種のものについては、外国品に比して、遜色があるものもあるので、関税の保護を必要とすると認められるが、示唆された三〇%の関税は、此の種の物に対する関税としては少し高過ぎると考えられるので、前の提案の一五%を若干引上げ二〇%としたい。

十二、写真機及び同部品のうち航空機用及び顕微鏡用のもの（税番五五三の二及び五五四の二、乙）

わが国においては、写真機及び同部分品については数社の優秀なメーカーがあって、其の製品の性能は、外国品に対しさして遜色のない水準にまで達しており、航空機用及び顕微鏡用のものについても需要さえあれば何時でも之に応ずることが出来る現状である。ただ航空機用及び顕微鏡用のものはその用途が特殊のものであることに鑑みて特にその点に考慮を払って一般の写真機及びその部分品の約半分の率に引下げたのであり、これ以上引下げることは適当でないと認められるので、前の提出案通り一五%としたい。

十三―十五　自動車（税番五六三）、自動車部分品（税番五六四）、内燃機関（税番五七七）

(一)　乗用車について

自動車工業は重要な機械工業であるから必要な関税率を設定してこれが保護育成を計ることとしたいのであるが、乗用車の内外価格を比較すると現在相当高率の保護関税率を必要とする状況にある。よって自動車工業保護の立場からは五〇%の関税率とする事が望しいが、他面五〇%の関税率は如何にも高率と考えられるので、せいぜい引下げて四〇%の税率としたい。尤も五〇%とする事がＥＳＳの強い意向であるならば五〇%とする事にも決して反対ではない。

(二)　バス、トラック、自動三輪車及びトラクターについて

現在日本における自動車の生産はトラック及びバスを主とするものであるから関税による自動車工業の保護は少くとも現在においてはこれ等のトラック及びバスの生産工業に重点を置く必要がある。

而してこれら自動車の生産工業を外国の自動車工業と比較すると歴史も浅く競争力が弱いので、前に提案した三〇%の関税率は本工業を保護するための最低の税率であると考えられる。

よって是非前の提出案通り三〇%の税率としたい。なお自動三輪車及びトラクターについても同率の三〇%としたい。

(三)　自動車部分品及びシャシーについて

自動車部分品の関税率を特に低くするときは、自動車はすべて部分品の形で低い関税率を以て輸入されるであろうから完成車に対して妥当な保護関税率を設定しても自動車の部分品にまで適当な関税率を設定しなければ関税による保護の役割を果し得ないであろう。よって部分品の関税率を特に低くする事は適当でないと考えられる。殊に自動車の部分品工業は機械工業の中核をなすものとして特に保護を必要とするので、これが関税率を完成車同様すべて三〇%としたい。

自動三輪車用部分品及びトラクター用部分品についても同様に三〇%の税率としたい。

なおアメリカ合衆国英国及び印度においても完成車と部分品の税率は同率であって、それぞれ二五%、三三1／3%、及び六〇%となっている。

これによって見ても部分品の関税率と完成車の関税率とを同一のものとすることは決して不適当な措置ではないと考えられる。

次に部分品の関税率を車種別に区分して完成車に対する関税率と同一の高低を附すること、即ち右の提案について言えば乗用車の部分品の税率を四〇%、バス、トラック等の税率を三〇%とする事は理論的には一貫した区分であるが、部分品のうちには乗用車にもまたバス、トラック等にも共通に使用しうる品目が多々あり、之を明確に区分することは技術的に困難であると認められるので、自動車部分品の関税率は之を車種別に区分せずすべて一律に三〇%の税率としたい。なおアメリカ合衆国、英国、フランス、カナダ等の諸国においても部分品の関税率を車種別に区分していない。

(四)　エンジンについて

自動車用エンジンについては部分品に対する関税率の場合と全く同一の理由によってその関税率を部分品と同じくすべて一律に三〇%としたい。

自転車用、自動三輪車用、及びトラクター用エンジンについても同様三〇%の税率としたい。

十六、ヴァルカナイズドファイバー（税番六三一）

本品の製造業が、本邦においては十分に発達していないことに鑑み本品の関税率を、提案の一五%から二〇%に引上げることに同意する。

十七、光学用レンズ及びプリズム（税番四四九）

本品の製造技術は最近著しく発達し、現在においては、性能において大体ドイツ等の製品と大差なく、その生産費も比較的低廉であるから、本品の製造業を三五%というような高率の関税によって保護する必要はないと考えられる。よって本品の関税率はこれをさきの提案通り二〇%としたい。

十八、変性糖蜜（税番第六四六の二）

輸入変性糖蜜は醗酵原料として甘藷との間に競合関係がある。甘藷は戦時中に食糧の不足からその作付面積が増加したが最近食糧としての需要の減退に伴い過剰生産の傾向にあり、甘藷から大豆その他の作物に作付転換するとしても、その転換には限度があるから、甘藷の工業原料としての用途を確保して置く必要がある。而して若し輸入変性糖蜜の関税を無税とする時は、甘藷の栽培を圧迫する結果となるので、これに対し関税の賦課を必要とするが、醗酵工業への影響を考え最小限の五%としたものである。

別紙三

一、コバルト（税番四七六）

コバルトは前の提出案においては品名の特掲がないので、別号に掲げない金属の項目に分類せられ、条、竿、板等の場合は一五%、その他の形状の場合は一〇%課せられることとなっているが、この金属は本邦に生産がなく又、本邦においてはその精錬も行われず、且つその用途は磁石、超硬合金、特殊鋼等の重要原料であるのでアンチモニーの次に「コバルト」を特掲して、無税とすることとしたい。

編注　本文は、一九五〇年一二月二八日付で大蔵大臣からマーカット経済科学局長に提出された英文覚書 The Revised Proposal in Response to the Memorandum on "Revision of Japanese Import Tariff Law and Tariff Schedule" (FCO 2521/50-TA/CU)（大蔵省資料Ｚ六〇三―一一五所収）の原案であり、本案に若干の訂正加筆が行なわれ司令部に提出されたと推定される。本文と提出英文との間には本質的な相違はないが、主な相違点をあげれば次のとおりである。

別紙一の一、として総括的説明が入り、以下本文の別紙一の一が二となり以下一項ずつ番号がずれる。

別紙一の三、(ハ)は全体を要約して英訳されている。

別紙一の五、(3)は英文に補足説明が入っている。

別紙二の十三―十五、(一)の最後のフレーズ「尤も五〇%…」からは削除、(二)の表題に（車体を含む）を追加し、(三)の表題の「及びシャシーについて」を削除し、(三)の諸外国の税率について意見を述べているところは簡約されている。

別紙二の十八、最後のフレーズ「而して若し……」からは簡約している。その他説明を多少補足した部分がある。なお、英文覚書を参照し、本文の体裁を整えた。

出所　大蔵省資料Ｚ六〇三―一一五。

(8)　関税率審議会における関税率改正案に関する主税局長説明案

（昭和二五年一月主税局税関部）

関税率改正案に対する主税局長説明

私、主税局長で御座居ます。

只今朗読致しました諮問第一号及び第二号について御説明申上げます。

先ず諮問第一号についてでありますが、これは、関税定率法別表輸入税表の全面的改正に関するものであります。

現行の輸入税表は、大正十五年改正の関税率を根幹とするものでありまして、その後数次にわたって部分的改正が行われましたが、そのうち最も最近の改正は昭和十六年において行われました砂糖及び炭化水素油の税率の改正であります。その後は戦時中及び戦後を通じて、若干の免税措置は行われましたが、税率については別段の改正なしに現在に及んだのであります。

ところが、戦後貨幣価値が著しく下落致しましたために、百斤に付何円何十銭というように税率を定めております所の従量税率が、殆んど無税に等しいようなものになってしまったのでありまして、此の従量税率は、後で申し上げますように、現行の輸入税表の有税品目のうち約六割五分を占めているのでありますが、これが殆んど零に等しいということになってしまいまして、関税の体系上、大きな欠陥となって居るのであります。

他面現行の輸入税率と致しましては、関東大震災の翌年、制定されました、大正十三年の「贅沢品等ノ輸入税ニ関スル法律」というものが依然残存適用されておるのでありまして、色々な品目に従価十割という高率の禁止的な関税がかかっているのであります。

これは当時の事情としては已むを得ぬものがあったと思われますが、その後の事情の変化を考えますと適当ならざるものがあると認められるのであります。特に国外におきましては今次大戦後、ＩＴＯ（国際貿易機関）とかＧＡＴＴ（関税及び貿易に関する一般協定）とかいうようなものが出来まして、世界の各国は、互いにこれに入って、お互いの関税を低くして、貿易を増加しようという考えが強く出て参ったのであります。我国としましては、一日も早くこの様な協定に加入して、世界貿易に積極的に参加する必要があるのでありますが、その点から考えましてもこのような高率な関税は適当ならざるものがある様に認められるのであります。

又此のほか、戦争中から戦後にかけまして、我国の産業構造、貿易事情等は、著しく変化して参って居るのでありますが、現行の輸入税表は、前回の大正十五年の全面的改正から、既に二十五年を経ているのでありまして、此の変化に即応していないのでありまして、どうしても、根本的な大改正を必要とするという事情に立ち至っているのであります。

以上の点を考慮致しまして、戦後、関係官庁の間で色々と協議を重ね、出来るだけ広い範囲で資料を集めたり、又各方面の意向を参酌したりして、案を練りまして、昭和二十三年五月以来関係方面と折衝を続けて参ったのでありますが本年初に至り関係方面より日本政府の意見通りで宜しいからこれを今期国会に提出して、改正を実施するよう準備を進める様にとの意思表示がありましたので、ここに先ずその最初の手続と致しまして、大蔵大臣から、当関税率審議会に改正案を諮問するという運びになったのであります。

次に今回の改正案を作製するに当りまして、留意致しました諸点について申し上げます。

第一の点と致しまして、税率をすべて従価税率、即ち輸入品の価格に対して何割という定め方に致しました。現行の輸入税表におきましては、従価税率と従量税率の両者が用いられておりますが、従量税率の方が数においても、又その輸入額においても、主要部分を占めているのであります。

即ち、全体の税率数一、七三二のうち、無税の一八六を差引きますと、有税の税率数は一、五四六となります。そのうち従量税率の数は一、〇一二でありまして、百税品目の税率数の六五％が従量税率と云うことになっているのであります。元来、従量税率は、その課税標準が貨物の数量でありますので、簡単な測定によってこれを決定出来るという特徴があります。そこで価格が比較的安定して居ります際には従量税率に致しておきます方が望ましいのであります。

然しながら、現在わが国の貨幣価値は、インフレの終熄によって、一応安定致してはおりますが、世界的な経済情勢を考えますと将来の価格変動に対してはなお多少見透しの不確定なところもありますので、今回提出致しました改正案に於きましては、この従量税率を全部従価税率に改めることとしたのであります。

これを、実例について御説明申し上げますと、例えば、現行輸入税表第四〇号三に掲記されて居ります精製糖は、毎百斤五円三〇の税率で御座居ますが、これは昭和十一年乃至十五年の平均ＣＩＦ価格を基礎として、関税負担率を計算してみますと五五・七％に当ります。然るにこれを現在輸入せられるもののＣＩＦ価格によって従価税率に引直しますと、その約三百分の一、即ち約〇、一九％程度の低い税率になってしまうのであります。なお、今回の改正案におきましては、精製糖は税番三一一号二に分類致しまして従価二〇％と致して居ります。

第二点と致しましては、貿易立国の趣旨に顧み又最近の世界的動向も考えましてなるべく低い関税を採用するように努めたことであります。

即ち現行輸入税率の中には、大正十三年の「贅沢品等ノ輸入税ニ関スル法律」によって、従価一〇〇％の関税率となって居りますものが、税率数にして二四二ありますが、これを全部廃止致しまして、税率の最高を従価五〇％と致しました。この最高の五〇％の税率を適用致しましたものは、現在の国民生活の水準から考えまして、おおむね贅沢品と目されるものでありまして、例えば、各種酒類、毛皮製品、貴金属製品、べっ甲、さんごの製品等がこれに属します。又大体、原料品は無税と致しまして、半製品、完製品の順で、順次、税率を高める様に按配して居ります。例えば綿花（税番八〇二）は無税、綿織糸（税番八〇三の一）は五％、綿織物（税番九〇一）は一〇％、ワイシャツ（税番一〇〇二）は二五％というように致して居ります。

第三点と致しましては、我が国の経済に必要な産業に対して、適当な保護関税を設けるという方針を考慮したことであります。

即ち、わが国の経済自立のために必要な重要産業、若しくは将来発達の見込のある新興産業に対しましては、これが維持乃至育成のために必要と考えられる保護関税を考慮致しました。例えばソーダ灰及び天然ソーダ（税番六三五）は二五％、合成繊維及び醋酸繊維素繊維（税番八二二、一）は二五％、乗用自動車（税番一六四二）は四〇％と致して居ります。

第四点と致しまして、輸入税表の記載を平易なものに改め、又その分類を簡潔に致しました。即ち、現行輸入税表で使用している旧式用語、かな使いを、全部新様式のものに改め、出来るだけ分り易くし、又品目の分類におきましても、現行のものは、従量税率が多くある関係上、相当複雑になって居りますが、これを全部従価税率と致しました結果、細分の必要がなくなり極めて簡潔なものになっております。なお、最近出来た商品などにつきましては、新たに税表に特掲して分類を明瞭にしたものもあります。例えば、合成樹脂（税番六六六）合成繊維及び醋酸繊維素繊維（税番八二二号一）Ｄ・Ｄ・Ｔ（税番六七三）ペニシリン及びストレプトマイシン（税番六七四）テレビジョン受信機（一六三七号二）等であります。

以上は今回の関税率改正案作成に際して考慮致しました方針でありますが、品目毎の関税率についての方針と致しましては、御手許に差上げてあります「関税率の大体標準」という資料に、その凡その基準を示してありますので御覧願いたいと存じます。

以上で諮問第一号に対する御説明を終りまして、次に諮問第二号について御説明申し上げます。

諮問第二号は、主要食糧の輸入税に関するものであります。即ち、農村保護のために主要食糧に対する関税の設定は必要であると考えるのでありますが、その反面、輸入税の賦課が色々な情勢上適当でないときには、政令で減免するということを、一つの恒久的な制度として、関税定率法の本文の中に規定しようという提案であります。

即ち、今回の関税率の改正が実施されますと、輸入主要食糧に対しても、早速関税が課せられることになるのでありますが、これについて、二つの点で問題があるのであります。

その第一と致しましては、現在輸入主要食糧には価格差補給金を出して居りますから、これに対して関税をかけますると直ちにその関税分だけ価格差補給金を余分に出さなければならないということになる訳であります。主要食糧の消費者価格を関税分だけ引上げるという場合は、別でありますけれども、補給金を余分に出す以上は、輸入食糧から関税を取るということは意味をなさないのであります。つまり、現在のように、消費者価格を安くするために、輸入食糧に補給金を

出すというような情勢が続いております以上は、輸入食糧から関税をとることは、それだけ行政手続の無駄を多くするだけという結果になるのであります。

　次に問題の第二と致しまして、これは、主要食糧の重要性、特殊性に関するものでありますが、御承知のように主要食糧と我国農業の主要生産品であると共に国民生活上不可欠の消費品であり、あらゆる産業のコストを成すものであります。而して工業製品とちがい、価格の暴騰、暴落の激しいものであります。つまり、食糧の生産量は、主として自然の条件によって左右されるのでありまして、工業製品のように、需要が減ったからといって、生産を差控えるとか、或いは、需要が殖えたからといって、直ちに増産するということは出来ないのであります。その結果、インフレーションの時には食糧の価格が、工業製品価格の水準を抜いて暴騰する。又デフレーションの時には工業製品の価格水準以下に暴落するということを繰返しているのであります。

　此の、食糧の価格が外国において暴落致しまして、我が国に安い主要食糧がどんどん入ってくるというような情勢になりますと、我が国の農業は非常な脅威を受けますから、このような時には主要食糧に対する輸入税が絶対に必要なのであります。ところがその反対に、インフレーションになって、外国の食糧の価格が暴騰致しますと、我が国の食糧は国内だけでは自給出来ず、どうしてもある部分は外国の食糧に依存しなければならないので、その場合には、我が国の国産の食糧の価格も、外国の食糧の価格なみに上ってしまうのであります。そう致しますと、農村には非常にいいのでありますが、都市の消費者は生活費が騰って非常に苦しいことになりますし、産業全般にもその影響が及ぶのであります。ところでそんな場合に、外国から来る主要食糧に対して、輸入税をかけて、農村の景気を更に助長し、消費者の苦しみを増す必要があるかと言いますと、そんなことは無いのでありまして、このような場合には、寧ろ主食の輸入税を減免して、主食が外国で高いのは、これは何とも出来ませんが、国内へはそれ以上高くなるということが無いようにして入れる。こういうことが必要なのであります。つまり、主要食糧に対しましては、情勢によって、輸入税をかけたり、或いはまた輸入税を減免するという必要が考慮せられるのでありますが、現行の関税定率法第六条によりますと、米及び籾の輸入税は、凶作の場合には、或る程度減額することが出来るというだけの規定になっているのであります。

　此の規定は、我国が食糧を大体、自給自足していた時代のものでありまして、凶作等の異常事態に基き自給自足が困難なときは、或る程度外国の食糧を安く入れようという考えに基づいているものであります。その後の事情の変化によりまして此の規定だけでは不十分となったものと認められますので、只今申しましたような考え方を加えまして、輸入主要食糧、即ち輸入の米、籾、大麦、小麦又は小麦粉の、日本への到着価格に、輸入税を加えた価格が、国産の同等品の価格よりも高い場合には、輸入税を減免しようというのが、此の諮問第二号として提出致しました案で御座居ます。

　而して此の減免の手続と致しましては、政令で品目、期間、減免の程度などを規定するという考えであります。又、輸入補給金を出している間は、此の輸入税を免除するという場合は、自明でありますから、格別の手続を要しませんが、外国の食糧が暴落したから、輸入税をかける、或いは外国の食糧が暴騰したから輸入税を減免するという場合は、微妙な認定を要する問題でありまして、輸入税をかけて農村を保護すべきか或いは輸入税を免除して都市消費者を保護すべきか、微妙な考慮を要すべき問題と思われますので、将来の構想と致しましては、そのような場合には、当税率審議会にお諮り致しまして、運営に過誤なきを期して参りたい、こういう風に考えております。

　なお、現在は「食糧の輸入税を免除する法律」によって、非常に広汎な輸入食糧に対しての関税を免除しているのでありますが、これは終戦直後の異常状態に対処するものでありますので、今度の改正案が通りますと、同時に此の「食糧の輸入税を免除する法律」は廃止致しまして、改正された関税定率法第六条即ち只今御説明申し上げました諮問第二号の方法によって、主要食糧に限って、その輸入税を免除して参りたい考えであります。

　以上で諮問第二号の御説明を終りました。

　何卒宜しく御審議の程を御願い致します。

出所　大蔵省資料Z六〇三―一一五。

(9) 関税率の大体標準（昭和二六年一月一八日主税局税関部）

関税率の大体標準（二六、一、一八）

品名	税率の大体標準
主食類（米、小麦、小麦粉）	一五%―二五%
雑穀類	無税―一〇%
豆類	一〇%
採油用種子	無税（菜種は五%）
飲食物　嗜好品	三五%
砂糖	一〇%―二〇%
酪農製品類	三〇%―三五%
酒類	五〇%
油脂	無税―二〇%
原油、重油	一〇%
ガソリン、燈油、軽油	二〇%
潤滑油	三〇%
石けん	二〇%―三〇%
ゴム及び薬品類　生ゴム	無税
生薬類	無税―一〇%
工業薬、製薬類	一〇%―二五%
化学肥料	無税
合成染料	二五%
パルプ	五%
繊維関係品　繊維原料	無税
糸類	五%―一五%
織物類	一〇%―二五%
衣類	二〇%―三〇%
紙	一〇%―二〇%
ガラス板（窓ガラス）	一〇%
鉱物及びその製品	無税―二〇%
鉄鋼　鋼材	一〇%―一五%
銑鉄、鉄鉱石、屑鉄	無税
非鉄金属	無税―二〇%
金属製品	一五%―二〇%
時計　一般のもの	三〇%
金側のもの	五〇%
機械類、車輛　自動車	三〇%―四〇%
一般の機械	一五%
木材（普通材）	無税
飼料、肥料	無税

出所　大蔵省資料Z六〇三―一一五。

(10) 関税率審議会委員・幹事名簿（昭和二六年一月二〇日主税局税関部）

関税率審議会委員名簿（順序不同）（昭和二十六年一月二十日現在）

木内信胤（総理府外国為替管理委員会委員長）
林　修三（法務府法制意見第二局長）
太田一郎（外務事務次官）
長沼弘毅（大蔵事務次官）
葛西嘉資（厚生事務次官）
山添利作（農林事務次官）
山本高行（通商産業事務次官）
福島正雄（経済安定本部副長官）
東畑精一（農林省農業総合研究所長）
脇村義太郎（東京大学経済学部教授）
赤松　要（一ッ橋大学教授）
豊崎　稔（京都大学経済学部教授）

時子山　常三郎（早稲田大学政治学部教授）
吉　阪　俊　蔵（日本商工会議所理事）
近　藤　鎮　次（東京商工会議所副会頭）
平　沼　亮　三（横浜商工会議所会頭）
杉　　道　助（大阪商工会議所会頭）
伊藤次郎左衛門（名古屋商工会議所会頭）
宮　崎　彦一郎（神戸商工会議所会頭）
中　野　種一郎（京都商工会議所会頭）
木　村　悌　蔵（門司商工会議所会頭）
相　馬　雄　二（函館商工会議所会頭）
坂　口　芳　久（日本銀行理事）
猪　谷　善　一（日本貿易会理事）
堀　越　禎　三（経済団体連合会常務理事）
三　浦　鎮太郎（日本関税協会会長）
武　上　総一郎（全国指導農業協同組合専務理事）

関税率審議会幹事名簿（順序不同）（昭和二十六年一月二十日現在）

大蔵省主税局税関部長　大蔵事務官　石　田　正
外国為替管理委員会事務局為替課長　総理府事務官　渡　辺　誠
法制意見第二局参事官　法務府事務官　吉村　真一
外務省政治局経済第一課長　外務事務官　森　治　樹
厚生省薬務局企業課長　厚生事務官　星野毅子郎
農林省大臣官房検査課長　農林技官　田下　武弘
通商産業省通商局通商政策課長　通商産業事務官　小室　恒夫
経済安定本部財政金融局財務課長　経済安定事務官　江守堅太郎

編注　関税率審議会は「関税率審議会令」（昭和二四年五月三一日政令第一四五号）によって「大蔵大臣の諮問に応じ、関税率に関する事項を調査審議する」ため、従前の関税調査委員会に代って設置された審議会で、関税率の改正実現によって、二六年四月一日廃止され、新たに同名の審議会が設置された。

出所　大蔵省資料Z六〇三―一一五。

（11）関税率審議会（昭和二六年一月三〇・三一日開催）への諮問事項及び説明（昭和二六年一月主税局税関部）

諮問第一号

関税定率法別表輸入税表を別冊の通り改正するのが適当であるかどうか諮問致します。

諮問第二号

米、籾、大麦、小麦又は小麦粉の輸入の際の到着価格に輸入税を加えた価格が、同等の国内産品の公定卸売価格より高い場合にはその税率を軽減又は免除することができることとするのが適当であるかどうか諮問致します。

諮問第一号に対する説明

わが国の関税率は、大正十五年の一般改正以後必要に応じ部分的改正を行って来たが、戦争後インフレーションの進行によって従量税率がほとんど無税に等しくなる一方、大正十三年法律第二十四号によるぜい沢品に対する一〇〇%の従価税率等の高率関税が残存し、その間に権衡を失するばかりでなく戦後の国内国外の経済事情にもそぐわないものとなったので早急に関税率の全面的改正を行うことが必要となった。

よって、昭和二十二年以来関税率の改正について鋭意研究を進め、最近漸く一応の改正案を得るに至った、その要旨は左の如くである。

一、改正の方針

今回の改正の方針は次の通りである。

(イ) 関税率の規定の仕方が度々の改正によって複雑になっているのを簡単にすること。

現行の関税率は、関税定率法別表輸入税表に定められた税率によるものと、その税率によらないで「贅沢品等ノ輸入税ニ関スル法律」又は「輸入

税ノ従量税率ニ関スル法律」によるものとがあるが、これらを輸入税表の一本にまとめることとした。

(ロ) 税率はすべて従価税率とすること。

現行の関税率は、戦前に定められたものであるが、此のうち、従量税率は円価値の下落によって、担税率が無に等しいものとなったのでその改正は焦眉の急となっている。一方内外の経済状勢は未だ十分安定の域に達したと認め難いものがあり、将来とも価格変動の虞れなしとしないので、改正税率は一応すべて従価税率とすることとした。

(ハ) 関税率の引下を目途とすること。

戦後の関税率改正の世界的動向に沿い、低関税を目途とし、従価十割のぜい沢品税率を廃止し、税率の最高を従価五割とすることとした。

（たばこの関税は、専売益金に相当する部分を含んでいるので、これは例外である。）

(ニ) 適当な保護関税を設けること。

わが国の経済自立のために必要な産業に対して、その維持乃至育成を主眼とし適当な保護関税を設けることとした。

二、改正関税率の標準

(イ) 天産品、原始産業生産品及び工業用原材料であってわが国に生産のないもの又は生産があっても今後供給増加の見込がないものは無税若しくは低税とすること。

(ロ) わが国において今後助長育成を要する産業であって将来発達の見込のあるものについては適当な育成関税を設けること。既存産業で復興のため特に保護を要するものも同様とすること。

(ハ) 農産物に対してはわが国農業の特殊性にかんがみ適当な維持関税を課することとするが、他面消費事情をも考慮してなるべく低税率とすること。

(ニ) 原料品、半製品、全製品の順にしたがって階段的に税率を高めること。その間、実用品、生活必需品であって内地に生産のないもの、又は文化、教育若しくは衛生上必要なものは無税若しくは低税とし、ぜい沢品、娯楽品、し好品は比較的高税とする様配意すること。

(ホ) 税率の区分は酒類、貴金属製品等の贅沢品に対しては、最高率の五〇%とし、粟、高粱等に対しては最低率の五%とし、この間に七、五%、一〇%、一二、五%、一五%、二〇%、二五%、三〇%、三五%、四〇%の段階を設け十一種とすること。

但し専売品である煙草は現行率の三五五%を据置くものとすること。

三、その他

(イ) 輸入税表の組織については、現行の分類体系の根本的改正はこの際行わないが、新規品目の特掲、不要品目の整理を行い、又用語、かな使いは新らしいものに改め、品目内の細分を廃止すること等によって税表をできるだけ平易且つ簡潔なものとすること。

(ロ) この改正税表の実施に伴って「贅沢品等ノ輸入税ニ関スル法律」、「輸入税ノ従量税率ニ関スル法律」及び「食糧の輸入税を免除する法律」は廃止するものとすること。

諮問第二号に対する説明

諮問第一号により関税定率法別表輸入税表の改正が行われると、輸入主要食糧に対しても関税が課せられることになるが、

(イ) 輸入主要食糧に対して価格差補給金を支出している現状では、これに対して関税を賦課するときは、直ちにそれだけ多くの価格差補給金の支出を必要とすることとなり、関税の賦課は無意味であること。

(ロ) 将来海外の主要食糧価格が暴騰した場合、その他輸入食糧の到着価格が騰貴した場合にこれに対し関税を賦課するときは、国内の主要食糧価格をも吊上げ、消費者に過重の負担をかける惧があること。

の二つの理由により、現行関税定率法第六条の規定を改正して米、籾、大麦、小麦及び小麦粉の改正税率は、これ等の物品の輸入の際の到着価格に輸入税を加えた価格が、同等の国内産品の公定卸売価格より高い場合にはその税率を軽減又は免除することができる旨の一項を加え、右に該当する場合には政令によって、米、籾、大麦、小麦及び小麦粉に対する関税を減免することとしたい。

編注　関税率審議会は一月三一日、「なお関税定率法別表輸入税表中「第七〇五号　合成染料　六　建染染料　乙　その他」の税率については、当分の間、法律によって従価一割五分と定めるのを適当と認めます。」という条件つきで、「諮問のとおり改正するのを適当と認める」旨の答申を行ない（関税局『税関百年史』下巻、一一三―一四ページ）、審議会の検討を経た関税率改正案は「関税定率法の一部を改正する法律案」として第一〇国会に提出され、修正のうえ成立した（昭和二六年三月三一日法律第一一〇号）。

出所　大蔵省資料Z六〇三―一一五。

四　貿易・外国為替・外資

(1)　単一為替レートに関するコーエン・谷口会談要旨

（昭和二三年一二月二七日経済安定本部）

コーエンとの会談要旨（二三、一二、二七）

(A)　単一レート設定について

一、一本為替とはシングル、ユニタリーレイトの意味である。

二、日本側新会計年度（二四年度）において輸出入額の予定は輸入九億五千万弗、輸出五億弗である。

三、時期

単一レート設定の時期は三ヶ月以内、二ヶ月以内ならなおよろしい。

(B)　単一レート設定に伴う対策

一、ガリオア物資（食料、肥料）は国内価格で払下げること、これによる利益を生ぜしめてはならない。

二、織物は農業パリティに占める割合が大きくて国内価格に相当の影響を及ぼすから、その国内向原料には補助金の支出を認める。

三、以上の措置を行い、かつ貿易資金の黒字にはなお残額があるからこれを輸出補助金と輸入品の追加補助金とに夫々充当してはどうか。

四、食料、肥料、織物原料以外の他の輸入品が一本為替でしきられる場合にこれを現在の価格に据置くためには約六〇〇億円の補助金が必要と見込まれる。

しかし支出しうる額は全額を充当することは期待しえないからそこを調整しなければならない。

五、単一レート設定の影響緩和のためには四つの措置が考えられる。

(イ)　貿易資金の黒字で一部を救済する。

(ロ)　物価改訂で考えてみる。但しこれは一般物価水準（生計費）に影響を及ぼさないよう考慮せよ。

(ハ)　プール価格、輸入品と国産品との価格プールで調整してみる。

(ニ)　財政負担、以上の措置でなお吸収できぬ場合に財政負担を考えるが、なるべくは財政負担を小にするように研究してほしい。

六、輸出補助金について

(イ)　輸出補助金を出すか、出さぬかという問題がある。

(ロ)　輸出補助金を出す場合においても、それを出したという印象を与えぬように、どの程度のものをどのように出すか、その実際的方法を研究してほしい。

(ハ)　自動的に補助金がなくなるような措置を考えてみよ。

(ニ)　ワシントンの見解では六ヶ月以上輸出補助金を出すことは非常に困難である。

(C)　国内価格改訂について

一、国内価格補給金

現在、一般会計からの繰り入れを含めて合計七七〇億円、内訳は石炭一四〇億、鉄二五〇億、肥料二二〇億、其他一六〇億である。

明年度は合計が一、〇九〇億円となろう。その内訳は石炭一七〇億（二〇%増）、鉄五〇〇億（一〇〇%増）、肥料二二〇億（据置）、其他二〇〇億である。

生産が増加するにしたがってコストが下るのだから補給金は減少の余地が

充分にある筈である。

二、安定帯について

現在戦前の各物資相互間の比価を基礎としているが、その後世界の比価が変動しているから、一本為替設定にともなって世界の物価水準にあったような安定帯をつくる方がよい。

三、輸出入の運賃

国際価格を検討するときに輸出並に輸入に要する運賃を考慮するように。

四、塩については補助金は必要はないと思う。価格改訂も必要はないであろう。

(ロ)　国内物価改訂についての質問応答

コーエン　新聞等の報道によると全面的改訂が予定されているようだが、その心理状態が理解できない。物価改訂の必要があるかないか、卒直な見解を知りたい。

谷口　新聞等につたえられる物価改訂という問題は一本為替設定の影響をそのまま国内価格に反映させた場合を予定しているのであって、いまのように貿易資金の黒字を国内への影響緩和に第一次的に使用するという考え方になれば話は別である。

コーエン　自分は来るべき十五ヶ月間現在の価格水準が維持できるならば日本としては大事業をやったことになると思う。

谷口　今まで話されたようなラインで一本為替の影響をさし当り国内価格にたいして遮断するという考え方の下に、かつ賃金安定を含んだ強力な九原則の具現化が行われるならば、今後十五ヶ月間現体系を多少の手直しを加える程度で維持する見込も立ちはせぬかと思う。早速試算してみる。その場合、さし当り三〇〇円レートを予定する。

谷口　石炭、電産等のように計算がはっきりしていて合理化や能率増進によって賃金の増加をまかないえないような産業もあるので長期にわたって価格体系を維持しようとする場合には他との均衡を考えて相当調整してかかる必要がある。

コーエン　生計費は今後めだって上るとは思わぬ、電産についても料金の徴収等が不充分だから改善の余地があると思う。

コーエン　レートは三五〇円以内ならばどれをとってもよい、自分の方からは指示しない。最後の決定権はワシントンにある。

今後輸出と輸入とが次第にバランスしてくる、換言すれば補給金支出の能力が次第に減少してくる、それでそれに備えて企業合理化、生産増加によって要補給限度を次第に吸収するような考慮を払う必要があろう。一定の予定レートで国内物価体系の維持が困難となる、つまり補給金を非常に多く要する場合はその予定レートを変更して考えねばならぬことになるからなるべくその影響を吸収するような方策を考えてほしい。

なお賃金安定についてはベッグというやり方を考えているのではない、しかし安定方策は是非ともとらねばならぬ。企業合理化と生産の増加とによって賃金のある程度の上昇はまかないうると思う。この限度においては物価改訂を必要としない筈である。したがって賃金の上昇が為替レートを変更せしめる圧力とはならない筈だ。今後も生計費は食糧も満配でもあり、あまり上昇しないと見込まれる。

編注　コーエン T. Cohen は司令部経済科学局の特別補佐 Special Assistant、谷口孟は経済安定本部物価局長。

出所　大蔵省資料Z五〇八―一六。

(2)　単一為替設定対策審議会会議要録（第一回―第八回）

（昭和二三年一二月三〇日―二四年一月二三日）

一、日　時　昭和二十三年十二月三十日午前十時―十一時

二、場　所　総理官邸

三、出席者　吉田総理　林副総理　周東経本総務長官　殖田国務大臣　小沢運輸大臣

一万田　石川　長崎　駒村　東畑　有沢　中山　永田　（堀欠席）

佐藤官房長官　堀越経本副長官ほか六人

一、総理挨拶

内外の情勢より判断し来るべき年は日本の重大岐路である。この時に当り九原則の指示は本懐とするところである。これが具現化についてはマーカット将軍も張り切っている。私も張り切っている。諸君の意見は其儘採用する方針でいるから其の積りで十分勉強して貰い度い。

二、審議会設置要綱説明可決

三、周東経本長官より

単一為替設定に関する問題点要綱説明

四、自由討議

吉田総理　委員諸君は夫々専門家だからこんな長々しいお話は不要である。経本其他の資料は全部提供するから御勉強の上自由な意見を示して貰いたい。永田さん問題を分担して貰ってはどうでしょう。

永田　其点も考えましょう。先ず第一に採り上げねばならないのは賃金安定の問題だと思うが有沢先生の意見は如何ですか。

有沢　(イ)　一番大切なことは単一為替設定を機とし資本の蓄積に重点を置いて国内諸体制を整備することである。

(ロ)　生産が増加しても、それが全部喰い潰されては発展はない。従って現在の生活水準維持（切下げには不賛成）の線で我慢させ資本の蓄積を実現し得る有効な方法を見出すことが肝要。

(ハ)　生産増加、輸出増進、必要資材の輸入と云う経済循環が円滑に繰り返されるように為替レートを含めた諸施策を整備する必要がある。

(ニ)　経本の資料によって見ると加工度高きものが却って円安の傾向が見える。其原因は低操業の関係か機械設備の廃滅か原材料の不足に伴う過剰労務か或は他に原因があるのかその分析を経本にも頼んでいるがまだ出来ていない。併し結局労働の生産性が低いことが其主因であることは否めない。従って現在の生活水準維持の線で我慢して労働の生産度を高めることに全力を傾注する外ない。

(ホ)　我が国には現在外国市場開拓の自由がないから輸出向商品が滞貨となる場合も起り得る。これは国内インフレの根源となるから、GHQが市場開拓に如何なる方策を用意しているか先決問題として承知し度い。

吉田総理　商品売捌につき積極的に具体案を以ってGHQに折衝することが必要、一月にはローヤル陸軍長官も来訪の筈故その機会も利用したい。

石川　GHQのジェノーが日本は輸出スピリットに欠けていると云ったので市場不明の現状ではそれを期待する方が無理だと申したら、外国市場の資料は何時でも示すと云った。

駒村　GHQの内部に於ては各国の利害関係から意見が異ることは避け難い。従って日本の輸出向商品が全部捌けるかどうか大変疑問である。結局日本は米国の援助に依存せざるを得ない、この場合ギブアンドテイクでなければならない。日本が米国に与えるものが何処にあるかを見出し之に合致した日本の在り方が米国の援助を確保する基礎であると思う。

一万田　(イ)　輸出滞貨の処理等は先きの問題で実際に即して処理の具体策も見出されるだろう。差当って今論議せねばならないのは単一為替設定についての受入体制の基本を如何に決定するかと云うことである。

(ロ)　第一の問題点は国内物価水準を如何に扱うかである、具体的に云えば物価水準を現状維持の線で行くのか又は引上げ方針で行くのかと云うことである。単一為替設定に伴い国内物価水準を引上げることには不賛成である。従って為替は円高であるべきだと思う。

(ハ)　第二の問題点は国内物価に対し単一為替設定による影響を遮断する為には補給金を必要とするが、補給金支出能力の見透しはどうか。

(ニ)　第三の問題点は賃金安定の問題である。国内物価昂進の有力要素は賃金上昇の実勢である。

(ホ)　以上の三点は差当って解決すべき基本的な問題であると思う。

有沢　補給金支出能力は如何。

周東　GHQの係官の意向を非公式に打診したところによれば、ガリオア資金に

よる輸入食糧等については価格を据置く為に緩和措置が講ぜられるようである。二十四年度の輸入を九五〇百万弗、輸出を五〇〇百万弗と見てその差額四五〇百万弗に相当する資金の黒字が貿易資金に生ずるが、これを緩和措置の財源に充当することが認められ、単一為替によって輸出困難になるものについても一定の期間及び限度を限り補給金交付等の措置が認められるようである。

永田　一定の期間というが、その間を徒費せず着々問題を解決して行く必要がある。

堀越　輸出について緩和措置をとる期間はGHQ係官の非公式の意見では六月せいぜい一年で、この間に緩和措置を廃止することができるものに厳に限定したいとのことである。

永田　補給金は過渡的には必要だが暫定的と云っても兎角長く続けられる惧があるから十分戒心の要がある。

石川　問題点を列挙して欲しい。

一万田　GHQが現在予想している程度のレートは決して円高とは云えない、日本人は円高思想に馴れているから当り前のレートでも円高だと驚く傾きがある。

長崎　単一為替レートの性格が問題、暫定的か永続か。

堀越　GHQの非公式意見は少くとも一ヶ年位は維持し度い方針の模様。

一万田　ガリオア資金其他を国内への影響遮断の為に活用出来るかどうかの点を明確にして置き度い。

単一為替設定対策審議会第二回議事要旨

一、日　時　昭和二十四年一月四日午前十時～十二時

二、場　所　総理官邸

三、出席者

(1)　有沢　石川　一万田　駒村　佐藤　東畑　長崎　永田　中山　浜口　堀各委員

(2)　殖田法務総裁　増田労相　下条文相　佐藤内閣官房長官　小林経本政務次官　堀越経本副長官　岡部経本官房長

堀越　（経本と司令部コーエン氏との懇談要旨を説明――配布資料）輸出補助金も過渡的には許されると思われるし、輸入物資については現在水準まで補給金が認められると思う。賃金対策としては三原則の線で制約された賃金に止めそれ以上は生産上昇に依るべきものとし労働組合の方向を見ようと云う考え方と、他方には更に進んで賃金直接統制を為すべしと云う考え方と司令部にも両案ある様に推測されるが、はっきりしない。

一万田　賃金安定策につき政府はなかなか実施に移そうともしない。斯様な問題は、種々案を練ってみると云うよりも、政府に於て之を実行する決心があるのかないのかと云うことが先決であると思う。

佐藤（官房長官）　官庁新給与と関連して、此度急に決定された実働四十八時間勤務によるとなると、民間給与とのバランスの問題が再び問題となり得る。

堀　司令部ヘブラー氏は、労働組合の罷業権は奪わないが罷業を以て生産を阻害すべきでないとし、賃金問題につき労資双方の平和的解決を要求せられているが、労働者の賃金要求は依然として圧力を以て為されている。対策としては、間接統制的な考え方では足りない。少くとも能率向上に因る賃金引上は認めるとしても、「生産単位に対する最高賃金」を抑えることが必要である。

中山　その場合に問題となるのは、それでは、高賃金の支払可能な企業一般に対しても、賃金支払を抑制するかと云うことである。

堀　取敢えず、当初は重要産業についてのみの措置としてでよい。

中山　然しそれでは、一般賃金の上昇を招来するだろう。例えば、電力、石炭等の部門のみ賃金統制をしてみても、他方に化学肥料、銀行等の高賃金部門からの波及を防ぐことが出来ないと思われるからである。最も大切な当面の時期に、賃金のアンバランスから来る賃金上昇を規制しきれないと云う結果になる。

堀　その原因は現行公定価格のアンバランスに在ると思う。

中山　しかし、公定価格を引下げても賃金バランスをとる様にするかと云っても、現実には困難ではなかろうか。問題は二つある。一は「現在」の賃金アンバランスをどうするかであり、その二は「今後」賃金アンバランスを招く様な賃上を放任するかの問題である。物価改訂は後者に対する策とはなっても、前者に対する策とはならぬと思う。前の問題については、abnormal high wages と云う様な考え方を持って来ない限り調整できないと思う。

堀　賃金規制が企業にマージンがあるにも拘らず、賃金のみ抑制すると云うのではいけないと思う。能率向上がある限り賃金の上昇は認めてよいし、輸出産業については殊にそうである。

石川　賃金の「最高」と、「標準」と、「最低」を定めて、この三本建による総額制限方式が必要である。そうでなければ、一部の高賃金に因る購買力の増加を来すことになる。他面又、生活必需物資の配給確保について、政府は責任を持って貰い度い。

東畑　アンバランスの問題は、官庁内相互の間にも有る。

佐藤（官房長官）　実際困っている。

中山　生産増加、能率向上に因る標準以上の給与上昇は、これを「利潤分配制」の形によるものとして、賃金とは切離して処理することは考えられないか。そうすれば、企業に余裕があっても、「賃金」は一定の統制枠に押込めておくことができる。

石川　左様な意味の「利潤」のでて来るのがおかしい。公定価格は従来の生産実績を基礎として定められるから、操業度が予定以上に上った場合には形式的には利潤が生ずることは事実だが、償却を適正且充分にやっているかと云うことを考えれば、之を直ちに利潤と観念して処置してよいかには疑問があると思う。

中山　賃金安定策の対象を重要産業のみとするか、全産業とするかが根本問題であるが、重要産業だけでよいとするのならば、三原則でよいと思う。

一万田　三原則では足りない。三原則の強行でゆけば、その無理は生産の減退を来す。矢張り、直接統制の方式で、労働者に対し一定の生活水準、賃金水準を以てやむを得ないと観念させる外はない。

石川　私は、全産業に対して賃金安定策を適用しなければならぬと思う。

堀　先ず重要産業についてのみ直接統制を適用し、次に五百人以上の企業と云う風に逐次適用を拡げてゆけばよい。

堀越　直接統制をする場合には、政府の行政事務能力の限度と云うことも考えておかねばならない。

中山　その意味から重要産業以外は賃金統制しないとしても、これから来る影響をどうして遮断するかが問題である。

堀　一定の法的基準ができれば、労働組合の無茶な要求があっても防ぎ得ると思う。

中山　そう云う見地からの賃金統制は困る。

有沢　それでは企業家は眠っていてもよいと云うことになるではないか。

駒村　賃金ベースを決めて、その実行は企業単位に放任したらよい。支払能力があってベース以上を払い得る企業は労資双方の話合で決め、ベース程度も払えない企業は整理転換してゆくと云う体制をとるべきである。

中山　企業は赤字のままでも賃上をやっているし、そう云う姿で企業は現に生きているのが現状であって、左様に簡単に整理転換と云う様な形で解決されるとは思えない。

堀　各企業毎に放任すると云うのでは、賃金アンバランスを一層大きくする結果になる。現在の労組は企業の存立を眼中においた上で賃金水準を考えると云う程度には達していない。

有沢　重要産業の賃金水準は現在どれ位か。

中山　基準賃金六千円、実収は七千円程度だと思うが、鉄鋼、化学肥料の如きは税込一万円位になっている。

有沢　鉄鋼の如きは本来一般賃金より高い水準に在ったのではないか。

中山　米国では五〇％高、日本では二〇乃至三〇％高位が通例だったのではないかと思う。

有沢　その意味の標準格差で、産業別に最高賃金の段階をつけてみることができるのではないか。

中山　そう云う方法で賃金安定を図ろうとすれば、結局高い水準で安定さすことなるのではないか。そこには何等かの「歯止め」が必要であり、或いは高賃金部門からの影響を遮断する方法を見つけることが必要となる。勢い、賃金の国民的スタンダードを決める外はないと云うことになるのではないか。

有沢　各個の企業について夫々調整することはできない。産業別に賃金スタンダードを設けてそれを維持すると共に、他面、物価もあげないと云うことにする外はないと思う。尚又、先程お話のあった「利潤分配」の方式も、国の政策に依って企業利潤が左右される段階で、利潤は適当に賃金引上にあててよろしいと云うわけにはゆかぬと思う。

堀　利潤が企業努力に依った場合はいいではないか。

有沢　その場合でも、その企業は、企業努力に依って利潤をあげやすい状態に置いて貰っていたからだと云わねばならぬ場合が多いと思う。

石川　やはり「最高」、「標準」及「最低」の賃金を定める必要があると思う。

有沢　「最低」賃金は不要ではないか。それを決めるとなると、失業者給与の基準程度になる外はないだろう。

中山　重要産業は赤字の状態であるし、問題となる部門については利潤分配の問題は先ず起らないだろうと思われる。又現在、資本蓄積は国民負担による補給金で支えられている形であり、利潤分配の如きは当面大きな問題とはならぬのではないか。

有沢　それでも、利潤分配方式を明確にすることは、労働者に対する心理的効果としても大切だ。具体的には労資双方の話合で決めればよい。

佐藤(委員)　企業の立場としてはそれは承服できないと思う。企業利益を資本蓄積にあてることを抑制すべきではない。利益を認めることは無制限でなくてはならない。税で調節されるからいいではないか。

有沢　企業利益が私有の形で無制限に放置されることは、片方に、労働者の生活水準を抑えておこうとする建前から、やはり困ると思う。

佐藤(委員)　予定以上の利益があった場合には、これを国又は会社に労務者の為の「預り金」として留保積立をなし、利息だけは支払うが元本は退職のとき支払うと云う方式はどうか。

中山　「やがて与える」と云うのでは労働者は納得しないだろう。

有沢　増加賃金が消費に向うことが安定原則を壊すことになると云う意味からは、利潤分配分を「預っておく」と云う考え方は意味がある。最高賃金をきめて、それを超ゆる部分は預っておくと云うことになると思うが、それなら全産業部門に適用できるだろう。

堀　しかし「預る」と云うのでは、生活向上にもならぬし、生産意欲の向上にもならぬ。

佐藤(委員)　それは労働者に納得して貰わねばならない。

有沢　賃金を上げることで生産意欲を鞭撻すると云う考え方は、此の際反省しなければならぬと思う。

長崎　直接統制か間接統制かの問題は経済安定のテコ入れとしては前者の方が有効であるし、三原則でゆくとしても何等かの補助的テコ入れが必要であると云う意味から直接統制の方が望ましい。しかし実際問題としては困難が多い。そこで「法的な裏付けのある間接統制」「三原則の法制化」を考えては如何。差当り経本で直接統制及間接統制の内容要点を明かにした資料を作って提出して欲しい。

堀越　労働省の御意見は如何ですか。

増田　素案ならば提出できる。

中川　中小企業は現在資材資金の入手に難渋し、所要の時期に所要の割当資材が入手される様政府が責任を負うべきであるとの声がつよい。しかし政府の統制経済を行う能力の限界という点から考えると、こういう企業に統制の枠内でやらせるのが無理なのだと思う。

中山　そういう事業も賃金統制の対象とする以上はそういう面倒も見てやらねばならぬこととなろう。従って賃金統制は基礎的な重要産業のみを対象とし、統制外の事業から来る影響を如何に遮断するかという線で考えるべきものと思う。そのためにも産業全般に対するものとして、国民経済力の許す限度における「賃金水準」を決めてやることが、たといそれが抽象的であっても必

要であると思う。

長崎　その問題は価格統制をどの範囲までやるかという問題として考えるべきである。企業の自主性経済性を確立しようという観念と九原則の「価格統制の強化」とは矛盾する。今日の段階では価格統制の枠を相当外す必要がある。司令部も㊙の厳守、闇価格の撲滅を意図するもので㊙の整理は考えているものと思われる。

堀越　各委員からこの問題についての意見書を提出していただきたい。

一万田　審議会としての意見を早く決めるという方向に努力すべきでまとめて行かないと時間がなくなる虞がある。

有沢　意見を決めるのは政府でこの審議会として意見を一本にまとめる筋のものではないと承知している。審議会にだけ押しつけると云うのではなく、政府側から、もう少し積極的に意見を出し、案を出し、段取りよく進めるようにして貰わぬと困る。

殖田　決定の責任は勿論政府にあるが審議会としても大体の方向だけはまとめて欲しい。

一万田　経本長官が議長となり議事を進行し、政府の考え方も示しながらまとめて行く様努力をすべきである。放談会では意味がない。

中山　一月十五日までにどの程度のことを決めればよいかを確かめて貰いたい。賃金、物価、財政バランス位に問題を限定して重点をはっきりする様希望する。政府の肚を示して欲しい。

単一為替設定対策審議会第三回会議要録

一、日　時　昭和二十四年一月十日(月)午前十時―十二時
二、場　所　総理官邸
三、出席者
（政府側）殖田法務総裁　下条文相
（委　員）一万田　石川　長崎　駒村　東畑　有沢　中山　堀　佐藤
浜口（永田欠席）
（事務当局）堀越経本副長官　郡官房次長　野田大蔵次官　江口労働次官
松田商工次官

堀越副長官より配付資料「為替レート設定に伴う賃金問題」について説明あり、討議に移る。

有沢　新聞紙上で見れば、労働省の意見、マーカット・大屋会談等では間接統制説が有力のようだが、どうか。

堀越　今回の石炭争議の解決が三原則を背景として一応片付いたため、そういう意見が出るのだと思う。

有沢　労働者側の意見を聞くことが大切であると考える。労働省も間接統制だけで十分責任がもてると言って居られるのだからその説明を伺いたい。

江口　賃金安定措置としては企業三原則を具体化するのが先決問題である。たとえ将来直接統制に行くにしても漸進的でなくてはいけない。初めから行政機構を拡げて直接賃金を抑えようとすることは適当でない。

一万田　先ず間接統制をやって見てそれで失敗したからといって直接統制に移行するのでは非常な混乱が起こる。その間にインフレも進むこととなる。

江口　間接統制の成否は他省の協力如何の問題になる。

長崎　間接統制か直接統制か区別は何を標準とするのか。

中山　間接統制とはスタンダードを設けない方法なり。直接統制とは罰則は必ずしもなくてもよいが、スタンダードを設けることが要件だと考える。賃金のスタンダードは設けず、経理面の統制に任せようとするのが労働省の意見だと思う。

長崎　スタンダードは設けるが罰則は設けず、他の部面から賃金支払を押える方法は直接統制か。

中山　労働委員会に指示して単にモラルな標準とするのはユルイ意味の直接統制と言えよう。賃金にスタンダードを設けるということは労働政策の一環であって労働省の責任としてやるべきことである。法的な直接統制の形式はさけた方がよいにしてもスタンダードはきめるべきものである。

江口　罰則を伴うスタンダードかモラルなスタンダードかが問題だが、後者なら

ば労働省の責任としてやるべきことである。しかし罰則を伴うやり方は不可である。

中山　現在の要請たる物価を上げないということを前提とすれば一定の水準が出ると思う。物価を動かしてもよいというのならいろいろ考え方もあろうが、全体の経済を一応このまま安定させるため物価をこの際動かさないという立場をとれば自ら標準がきめ得ると思う。これが出来ぬのなら間接統制しか方法はないということになる。

一万田　将来の生産増による賃金増を押え蓄積をするにはどうやるのか、経理統制で行くのか。経理監査を全部の企業にやるのは大変で莫大な機構が必要であろう。財政との関係はどうなのか、行政整理の方針にも逆行する。

有沢　労働省案では賃金安定方策とはいえない。労働省案のような行き方では資本の蓄積は期待できない。

江口　企業が蓄積するように経理面で強力な措置をする必要はあると考える。

中山　資本蓄積のためには適正な蓄積率、分配率をきめなくてはならぬが、ここに手をつけると戦時中の経理統制と同じになる。

佐藤　直接統制より間接統制が人が少くてすむというのか。

江口　然り。

佐藤　むしろ経理面の審査を全企業についてやるより、賃金支払につき罰則をつけて押えた方が簡易であろう。

駒村　折角議論して決めた官公吏の六、三〇七円を標準にしてはどうか。

石川　賃金安定については産業界は直接統制論なり。

堀越　今迄の御意見については標準賃金をつけることは御異論がないと思うが、その意義、内容をどう考えるか。

長崎　私は二本立の基準を設けるべきだと思う。その一は適正人件費率であり、その二は標準賃金である。適正人件費率の範囲内では高能率、高賃金を実施するのもよいという弾力性を与え、他方標準賃金すら払っていないときに配当すれば不当であると判断できる。これだけ基準をきめてやれば、中労委の裁定、資材割当、物価金融等あらゆる面のスタンダードになる。

一万田　賃金を安定するに異論なく、又この際必ず安定させるという方向に施策を樹てるのであればスタンダードを設ける以外に方法はないと考える。

有沢　今標準より高い賃金をどうするのかが問題であろう。実際問題として引き下げるわけにいかぬと思う。

中山　私はなるべく標準は単純にしたい。二本立では理論はとにかく実際上どうであろうか。

石川　先程の長崎氏の二本立説が産業界の意見だが業種別でなく企業別に考える必要があると思う。

中山　電気について言えば戦前は人件費率が一二％程度であったのが、現在六〇％位であるがこれをどう処理するか。

石川　すぐ引下げさせるわけにはいかぬから足ぶみさせて置く。

東畑　現在賃金水準を引上げ物価を動かしているものは何か。

中山　実際は他の企業の名目賃金の高いことが引上の口実になっている。

東畑　賃金額で押えるのか、賃金率で押えるのか。

中山　石川説は両方で押えるというが実際は高い所できめている賃金額が引上の口実になっているからこれを適正なところに押える努力をすればよい。賃金率については鉄道は今七〇％であるが、五〇％が適正だといって見ても単なるアドバイスにすぎぬ。それかと言って現状では高いのもやむをえぬからとてそれぞれの産業について率を高いところにきめたらいみなし。現在の業種別平均賃金を現実に即して行われうるように是正する必要なきや。

堀　標準を企業別、工場別に設けるというのは実際問題としてとてもできない。

中山　業種別に額をきめて、それの説明として適正人件費率を利用する程度でよいのではないか。

佐藤　人件費率は誰が何によってきめるのか。

石川　賃金安定委員会を作ってそこできめる。

駒村　標準賃金は企業別にはきめられない。業種別に作れば個々の企業はそれにミートして行くし、それで十分だと思う。

石川　企業別というのは地下資源のことを考えている。例えば石炭が全国一本で

賃金交渉をするため低品位の炭鉱の賃金も上り価格が上っている。銅鉱についても同様である。紡績業の如きは業種別一本で十分であろう。

長崎　適正人件費率という観念を入れるのはその範囲内では高能率、高賃金を認めるということを言わぬと勤労者を納得させるわけにいかぬからである。

石川　化学工業は人件費率二〇％位のものが優良なものについては実際にあり、これなどは適正率の範囲内では支払っても企業へ悪影響はない。

殖田　賃金安定委員会で基準をきめるのか、この委員会では出来ないか。

石川　具体的なものは専門の委員会に任せるより仕方がない。

東畑　実質賃金については、どう考えているのか。

長崎　それはなるべく維持して行くという考え方なり。

中山　物価が上らなければ実質賃金は少くとも維持されるか、或は上るかだが、物価が上れば下るおそれあり。物価改訂を行えば今のままでは下るということになる。

有沢　実質賃金は下げないという態度をとるべきであるか、しかし現実にはいくらか上るだろうという覚悟はしなければなるまい。

長崎　生計費を中心とする物価は上げぬということが基本的な前提として確立されなくてはならぬ。

中山　それが上る危険があるのが問題である。

堀　現在㊙で高すぎるのを下げる用意ありや。

堀越　鉄鋼については価格補給金を下げるか、Pを下げるかの問題がある。

中山　基本的な前提としては物価は上げない。実質賃金は下げないとして、賃金の標準をどうするかを決定すべきである。六、三〇七円を基準として国民一般の水準にする様修正を加え一本のものをまとめては如何。

一万田　六、三〇七円を基準にしたらどういうことになるのか。

谷口　標準は何にとってもよいが、格差をどうするかが問題である。一昨年七月（一、八〇〇円ベース）のとき官吏と民間との格差はたまたま一致を見たが昨年七月の改訂に当っては、三、七〇〇円に対し、官公吏は二分六厘増（三、七九一円）となっている。六、三〇七円を基準としてやる場合には、官吏が実働四十八時間になったことを織り込んで計算しなくてはならぬ。七月の格差を基準にすると官公吏五、三〇〇円に対し、石炭坑外夫五、六〇〇円、電力七、五〇〇円の数字が出た。今官公吏は六、三〇〇円になったが一方その実働時間が増加して四十八時間となったのだからこれを計算に入れて再検討しなければならぬ。

堀越　七月改訂に当っては、石炭、紡績については現実の協定賃金の一〇〇パーセント、電力については九〇パーセントを織り込んだ。

中山　これ迄は物価に織り込むだけが強制の手段だったが、今後はスタンダードを設けるという点がちがうこととなるが、さてそれから先はどうするのか。

有沢　私は最高賃金をきめてこれ以上の支払は認可制にし、一方六、三〇〇円を基準にしたスタンダードを設けるのがよいと考える。この際現状で高いものはそのまま認めざるをえない。

中山　六、三〇〇円を基準とし検討を加えて格差を作ることが急務である。

有沢　スタンダードは半年位たてば実際問題として物価は僅かずつでも上るだろうから改訂の必要が起る。

中山　スタンダードは一年位はかえぬことにし、その間物価は上げないという考え方はできぬか。

有沢　上げないことは勿論希望するところだが、客観的事実としてはこれに反することになろう。

中山　要するに物価に織りこむというだけでなく一定標準以上のものは認可を要するという制度にしなくてはならぬ。

有沢　スタンダード以下のものがスタンダードまで上げる分は認可は不要である。

江口　それでは高いところに勢ぞろいすることにならぬか。

有沢　三原則で押えるからすぐにはならぬ。企業も能率を上げ余剰を稼がねば勢ぞろいは出来ぬ。高いのは引下げず足ぶみさせておく。

岡部　スタンダードは物価の織込みとなるのか。

中山　然り、物価改訂を要するかも知れない。

谷口　現在三、七〇〇円でそれ以上の賃金をはらいやっている企業が多い。
中山　物価改訂はやる必要があるかも知れぬという程度なり。
堀越　要するに安定委員会を設けて六、三〇〇円と改訂の業種別格差を基準としてスタンダードを定め、それ以上のものは認可制としそれ以下は能率を上げればスタンダードまで上げてよいということになる。
佐藤　生産増加に伴う利潤分配の分は現金で支払わず預金で認めることとしては如何。
中山　賃金と利潤分配を別にするのはよいが、勤労意欲向上のためには現金で渡す必要がある。
堀越　統制の範囲をどう考えるか。
一万田　範囲は全産業なり。

単一為替設定対策審議会第四回会議要録

一、日　時　昭和二十四年一月十一日(火)午後二時―四時半
二、場　所　総理官邸
三、出席者
(政府側)　殖田法務総裁
(委　員)　一万田　石川　長崎　駒村　中山　堀　浜口　佐藤　(永田有沢　東畑欠席)
(事務当局)　堀越経本副長官　野田物価庁次長　松田商工次官　江口労働次官ほか九名

堀越副長官より配布資料「為替レート設定に伴う価格問題」について説明あり討議に入る。
一万田　GHQから輸出補助金を出してはいかぬといわれたのか。
堀越　原則としてはこまるという建前である。
中山　いかぬという原則に対し生糸等についてはこまるから例えば一年の後にはいらなくなるという目安をはっきりたてて、それを促進するためどうするかというやり方を考えるべきである。将来補助金から離れるという目安が立つかどうか問題であろう。
一万田　為替を三〇〇円と抑えた場合に輸出産業中の何と何に出すかをあたることが必要である。
石川　経本と貿易庁と rate についての意見がちがったものが出ているのはこまる、統一すべきである。
一万田　貿易庁が三五〇円説を出したり労働省が賃金間接統制案を発表したりするのは、世間を迷わすのみならず政府のためにも悪い。
中山　実際どうなるかをあたると共に補給金をあたえるについての原則をどうするかをきめる必要あり。現在の状態をそのまま維持するという考え方はすてなければならぬ。唯生糸の如く蚕の段階から合理化しなければならぬものは補給金をなくすまで一年位かかるのもやむをえない。
佐藤　補給金は一応出さないという建前で出発する必要あり。
長崎　私は若干の物価改訂が必要と考える。賃金の安定のためにも基本的なもの特に生計費に影響するものは動かすべきでないが、現在の物価にはいろんなところに相当むりがあるからこれを是正しなければ三原則を強行するわけにはいかぬ。貿易資金の黒字殊にエロアから出たものは産業復興の方向に使う必要がある。ガリオアはやむをえぬがエロアについては物価に著しい影響を及ぼさぬ範囲で物価へひびかせた方が将来補給金を外す問題もおこらず円滑に行くと思う。勿論これも数字の大小を当ってみなくてはならないが。
一万田　賃金を現状通りとする建前で作業して見るべし。
浜口　レートと物価と両方から問題を検討せねばならぬ。レートのきめ方如何で賃金も動くし物価も動くのではないか。
中山　賃金を動かさないということは価格も動かさぬということになる。物価を動かさぬというのはGHQの方針と推察されるがその場合にどこがこまるかをはっきりさせる作業が必要である。
堀　物価を動かさないときめることはいろんなところに無理がある。
中山　現在の国内物価は動かさぬというプリンシプルで進みどこがむりかということを当ればよい。

谷口　(所謂R作業に即して説明)輸出五億ドル、輸入九億五千万ドル、差引四億五千万ドルの入超として、三〇〇円レートで貿易資金の黒字は一、三五〇億円であるが、企業の状態は現状のままとすれば輸出補助金二二八億円、輸入物資を現行通り国内㊀で払下げるための輸入補助金一、六〇七億円合計一、八三六億円の補助金が必要なので四八六億円の不足となる。別に三〇〇円より円高の輸出産業の差益が一五三億円生ずるので仮りにこれを使う建前をとれば三三三億円の不足となる。この三三三億円は輸出の差益は全部取り上げる計算であるから結局これだけはレートをどこにとっても貿易資金に生ずる赤字である。
この補助金をどうして削るかが今後の作業であるが輸出用の棉花の如きは輸入補助金を出す必要がない。要するに為替の面からは国内物価の改訂をする必要は殆んど起こらずにすませると云うことが生ずる。
しかしこの外に国内要因から物価改訂の問題が起こってくる。その一つは石炭、電力等現に赤字の基礎産業の問題であり、その二は財政面から来る価格調整補給金の縮減の問題である。
堀越　レートからの影響は殆んどないが石炭、電力、運賃等の国内要因が大きな問題である。
長崎　今度の物価改訂のいみ如何。
堀　自立経済と企業の自主性を目標とするなら今の物価体系を補助金を出して維持するという考え方は反省を要する。
中山　全体としてあげてよいということになれば作業の前提が崩れる。
堀　全体としてあげていかぬときめることはどうか。
中山　全面的にかえるというなら腰を落ちつけてやらなければならぬ。この際は調整はよいが水準は動かさないという態度で臨むべきではないか。
去年七月のような考え方で行くなら全部やりなおしになる。何よりも現在もたらされた安定を維持するのが当面の根本方針であると思う。
佐藤　賛成である。殊に貿易資金の黒字はもっと出せると思う。三三三億足りぬというのは不可能である。
中山　電気が安すぎるのは、ちょっと上げさえすれば賄える。大きな改訂なくとも物価体系は一年間はもつ。
石川　石炭は合理化すれば安くなる。六七／月を八七／月にあげることを考えればよい。電気は電源開発の金をどうして出すかに問題があろう。
野田　今度は全面的に能率を上げる前提で価格を形成する心算なり。
長崎　価格はしいて押えればかえって崩れる。生計費に影響あるものは動かさないがそれに影響のない範囲では補正するもやむをえぬ。
石川　鉄道は合理化して運賃を上げぬことはできぬか、炭鉱等に歩調を合せよ。
堀越　貨物は二・五倍にあげるという案を聞いている。しかしこの場合も重要産業については割引運賃をやるという案もある。割引運賃は百分の四四しかコストをカバーしていない現状である。
石川　そのコストをへらすことを考えなければならぬ。割引運賃もよいが割引をするのが多くて他を大幅に上げなければならぬことになろう。
堀越　鉄鋼は織り込みの倍はらって企業は赤字になっていない。肥料も同様である。
駒村　資本蓄積のために償却を見ることにしたらどうか。再評価はしないでも企業の経理には資産の再取得を可能ならしめる程度の余裕をつけるべし。
堀　今の償却だとだんだん資本を喰いつぶすことになる。これは全般の産業を通じての問題である。
駒村　順序としては円高で行ける産業の償却を先ず考えよ。
中山　機械や化学については三〇分の一しかやってないというがこれを正常に直すには相当物価に影響しよう。要は通貨の増発物価の上昇が折角ゆるくなった現在の状態を維持するのが第一か、インフレの結果たる経済上のゆがみを今一度になおすというのが第一なのかで違ってくる。急に悪い影響の出て来ない問題は一応ほっておいてまず安定を図るべきではないか。
長崎　償却の問題を物価で解決するのはこの際むりかも知れないが少くとも外の面から例えば税の問題だけから考える必要がある。
駒村　一本レートで円高で行けるものだけ税の取扱について適正償却を見てやっ

てはどうか。

一万田　今の価格にどういうむりがあるのか検討する必要があるが基本的な考え方はこの安定を押すことにおかなければならぬ。その前提で必要な作業を行うべきである。

堀越　補給金政策をどう考えるか。それは財政と一緒に検討。

谷口　尚貿易資金の黒字の補給金支給能力は輸出が伸びるに従いへり、五年計画の最後には零になることに注意しなくてはならぬ。
　補給金問題は財政問題として次回に検討することにして散会。

単一為替設定対策審議会第五回会議要録

一、日　時　昭和二十四年一月十八日(火)九時半―十二時
二、場　所　総理官邸
三、出席者
　(政府側)　吉田首相　殖田法務総裁　佐藤官房長官　郡官房次長
　(委　員)　永田　一万田　石川　長崎　駒村　中山　有沢　堀　浜口
　　佐藤　東畑
　(事務当局)　堀越経本副長官　松田商工次官　江口労働次官　野田大蔵次官ほか大蔵、経本関係官

堀越経本副長官より「単一為替レート設定に伴う財政問題」に付説明

石川　為替問題に関する経団連意見を説明しておきたい。

佐藤氏より単一為替設定の基本方針に関する意見の要旨説明あり。

石川　要するに一度決定したレートはできるだけ堅持し、再び円安に改訂することのないようにしたいというのが基本である。

一万田　物価体系を動かさぬという方針とどういう関係にあるのか。

中山　石炭、運賃、電力の値上が物価体系にどう影響するかを出してもらって財政問題に入りたいという予定だったが、それが間に合わぬとすると議事をどうするか。

長崎　生計費に影響を及ぼさぬ範囲内で石炭等の基礎産業に無理があるのを調整することは必要である。

一万田　今日の安定を押して行くことを第一に考えるべきで、現在いろいろの不合理があるが先ず安定の芽を育てて将来だんだんに調整することが基本的な線だと承知している。

堀越　石炭、電力、運賃の如き国内要因から来るものを如何に物価に吸収させるかを考えた作業が本日提出の間に合わぬので財政の方から入って審議していただきたい。結局財政と物価のバランスの問題になると思う。

野田大蔵次官　(二十四年度の財政の見透しを説明)
　新しい案は入れていないし、行政整理による節減も考えていない。又税制の面でも取引高税の廃止があればそれだけ税収もへる。要するに成るべく現状のままという前提で組んだ案である。

長崎　価格調整費が、終戦処理費、公共事業費及び一般行政費と並んで各大体四分の一宛になっているのが現在の予算の構成であろうが、価格調整費はこれ以上はふやせぬということだと思う。

一万田　終戦処理費以外に各省で占領軍の要求によって支出している金額が相当あると思う。

野田(大蔵次官)　一般会計分は大体終戦処理費一本にまとまっていると思う。唯兵器修理の如く終戦処理費で負担すべきでなく、貿易会計で負担して代価をとる必要のあるものもある。

河野(主計局長)　例えば航空気象の費用等五〇億は終戦処理費に入れているが、この外に日本の為にもなるもの例えばＤＤＴの費用、行路病人の調査等があるが三〇億を出ない。

東畑　価格差補給金は足らぬ分をやるというだけで企業合理化等の積極面は織り込んでいないのか。

堀越　単位当りに一定額をきめるとそれだけ出している。鉄鋼の如きもそうであって問題になっている。

東畑　合理化促進の思想を入れて考えるべきである。

一万田　生産が増加したら補給金はへらすべきで、そこにメスを入れる必要がある。

長崎　石炭の如きは四、二〇〇万瓲出すということになるとコストは上ることとなる。

一万田　何でも可でも四、二〇〇万瓲出すということが問題である。増産に伴って補給金がふえるということは為替一本の思想に反する。この矛盾は是非解決しなくてはならぬ。

野田(次官)　二十四年度予算見透しで補給金は七八一億となっているが、これも約二〇%程の原単位切下げによる節約を見込んだ数字である。

堀越　企業に生ずべき余剰は賃金に先食いされるため、あとで補給金を引下げると企業が赤字になるというのが現状で、賃金安定措置が必要な所以である。
　他面、石炭四、二〇〇万瓲は最低限として司令部から強く要求されて居り、補給金は増加する傾向にある。

一万田　これは根本問題である。為替レート設定で情勢は変っているのだからこの際考え直すべきだと思う。総理が解決に努力されたい。

首相　審議会の意見として持って行くこととしよう。
　尚賃金については官公吏の六、三〇〇円は暫定措置として妥協したのであるが、これは本年度だけのこととし来年度は五、三〇〇円で行きたいと考えている。

堀越　六、三〇〇円を四十八時間制の下に各企業に適用して見ると、むしろ民間に比し低いということになる。

中山　六、三〇〇円を基準にとって国民を納得さすことができるならばそれでよい。

石川　六、三〇〇円を動かすと問題はむずかしくなる。

一万田　細かいことは別問題とし、ここでは赤字財政はやらぬという大原則を決めていただきたい。

堀越　特別会計の建設勘定も入れてバランスを堅持せよとの要求がある。これだと非常な困難を伴う。

浜口　実質歳入の範囲で歳出を賄うことにして貰いたい。

一万田　そういう問題は大蔵大臣の出席を求めてやらなくては無駄である。

首相　我々は白紙だから大蔵大臣になった心算でやるべきことを言ってほしい。

一万田　実行の責任にない我々がそんなことはできぬ。空頼みにすぎぬ。

中山　材料が足りない。例えば五億五千万ドルの援助の内容がどんなものかわからぬと本当の審議はできぬ。

首相　それは向うの予算のたて方で内容はロイヤル長官が来て打ち合せてきめることになるのではないかと思う。
　終戦処理費については向うの要求との間に食い違いはないか。

野田　昨年は大きな食い違いがあった。本年はよく打合せてやりたい。

中山　鉄道の進駐軍関係費用はどうなっているか。

野田　終戦処理費から五十億位繰り入れている。

浜口　終戦処理費とガリオア、イロアとの間に関係ありや。

河野　一応ないものと思う。

一万田　各項目をここで論じても仕方がない。本案の一、五〇〇億の赤字をどうして埋める心算かをきいて審議しては如何。

浜口　官庁機構の整理と行政整理の断行、特別会計の整理、六三制の如き不急費目の抑制、官業の民営移管による能率化等をやって欲しい。

首相　大体そういう感覚でやっている。

一万田　審議会にききたいことを明白にしてもらわぬと単なる思いつきを言うだけでは無駄である。

中山　計数的に物価変動の影響を提出して貰わぬと財政負担をどうするかの議論に入れない。

佐藤　単一為替実施に伴う貿易資金の黒字を価格調整費に廻してはどうか。

堀越　輸出補助を一〇〇億に切っても国内物価体系を変えないこととすれば貿易資金の黒字は残らない。

佐藤　それでは従来と変らぬことになるではないか。

中山　物価変動の原因は国内要因と為替要因と二つを考えているのであるから、最後の調整としてならばともかく、当初は別に考えて然るべきものと思う。

佐藤(委員)　企業努力の余地多いものには補助金を節約して、国内調整に向けるべきと思う。

中山　六、三〇〇円ベースが現に経済アンバランスを圧迫しているのであるから、その際物価安定を考えれば、補給金も考えなければならない。貿易資金黒字があるかないのか、イロア一億六千万ドルを復興に使う意図と約束があるのかないのかも根本問題である。

堀越　その様な約束はない。将来はそうなると思うが差当り、その様な約束はない。

長崎　欧州では援助費による黒字は凍結してあることから見ても、復興に使うことを考えていると思う。

首相　中山委員の御注文の材料を次回までに揃える様にして貰い度い。司令部から貰うべきものの範囲も明確にしたらよかろう。

中山　援助五億五千万ドルの内容、少くもこちらからの要求でもよいから、出して貰い度い。

有沢　それはなくても、こちらで作ってやればよいではないか。

中山　尚最後の問題は単一レートの総ての輸出入の補給金補助金がどの程度ないと物価が維持出来ぬかという資料及び国内調整補給金の資料の二つを出して貰えば、結論が出せると思う。

佐藤(委員)　レートの決め方に一番能率のいい所があると司令部が云っている由であるが、その意味如何。

補給金が少なくて済むとの意味か。

堀越　司令部の作業計数の政策的前提は不明瞭であるが、補給金を使えば、物価体系は維持出来るとの見透しを持っている様に思われる。

長崎　貿易資金会計の増加過払資金とはどんな意味か。

堀越　資金繰りに困るの意味である。

河野　鉄道に六〇〇億程度は必要と思う。

渡辺(大蔵省官房長)　特別会計建設勘定についての司令部の意向は、財政資金として蓄積されるものがあれば、その程度までに公債を出してもバランスは失われない。しかも一般的には建設勘定については、バランスの中に組入れておかねばならぬと云っている様である。

中山　賃金は六、三〇〇円ベースの堅持、物価は不合理なものは訂正するが、現行物価水準は維持する。財政の面ではこの二つの前提でバランスをとると云うことは異論がない。これで既に問題は、方針としては解決したではないか。

尤もその際バランスをとる際に問題があれば、その点だけ提出して貰えばよいではないか。

東畑　それだけでは困る。その三つの方針の下に蓄積が行われ食いつぶしをせずに伸びうるかということを検討しなくてはいけない。

中山　歴代の内閣も賃金、物価、財政の安定と云う基本方針をとったのであり、今回は更に、為替レート実施ということが加わっただけであるから貿易資金の黒字等助けになるものがどれだけあるかを当り数字上どういうことになるかを見て議論すればよい。

長崎　九原則も単一為替も手段であって、目的はインフレ終熄、経済の安定と復興に在る。それとマッチする様、経済安定さえできれば、それ以上は顧みないと云うのでは困る。経済の復興にも重点をおき、その面からも考え直して貰い度い。

永田　最後の問題は財政に帰すると思う。バランスド・バジェットとは一体何を実体とするかが、根本問題であると思う。ナショナル・バジェットを考える必要があると云う意味の研究はないのか。

河野　物価調整費に手をつけないと、バランスはとれないと思う。他の項目は査定もしてある故節約の余地はないと思う。鉄道会計、終戦処理費等が大きな項目と思う。企業努力による吸収策を考えさせ度い。

永田　バランスド・バジェットだけでは問題の解決に入っていないと思う。

中山　同じバランスでも百種類もあるだろうし、問題はむずかしい。

有沢　ガリオアは全部補給金で支えるとして、イロアは全部補給金で支えるのでなければ、若干の黒字は出ると思うがどうか。

堀越　全部には出さないことになると思う。

岡部(経本官房長)　石炭四五〇円上げ、電力、六〇%上げ、運賃二倍として吸収を見た上の物価変動を作業して居るが、貿易資金黒字の使い方は、次の段階の作業と予定している。

佐藤(委員)　レートの実施で、紡績部門に利益がでるはずだ。

岡部(経本官房長)　約一三〇億の輸出差益の吸収措置の問題はまだ具体的には考えられていない。

単一為替設定対策審議会第六回会議要録

一、日　時　昭和二十四年一月二十五日(火)十時―十二時

二、場　所　総理官邸

三、出席者

(政府側)　林厚相　殖田法務総裁　増田労相　小沢運輸相　中山経本政務次官　佐藤官房長官　郡官房次長

(委　員)　永田　一万田　石川　長崎　駒村　中山　有沢　浜口　佐藤　東畑　(堀欠席)

(事務当局)　堀越経本副長官　野田大蔵次官　江口労働次官　山本商工省総務局長　岡部経本官房長ほか経本、大蔵、商工関係官

堀越　これまでの論議をまとめた「要旨」を朗読。

佐藤(官房長官)　これまでの議論を事務的にまとめたものなり。

長崎　賃金安定の(2)はここまでまとまっているといってよいか。

石川　大体よいと思う。

佐藤(官房長官)　対象業種は議論しているうちにだんだん拡張されてこの案程度になってきた意向と了承した。

永田　四(4)は税制審議会の結論と調整したい。

一万田　賃金統制については届出制は例外とし認可制を原則とせよ。

堀越　行政能力の限界を考え特定の業種例えば補給金を出しているものだけ認可制をとることとした。それでも企業をバックする力にはなる。

一万田　私は賛成はできぬ。賃金安定のできぬ状態で実施する単一レートはきっとこわれる。これができぬのなら単一レートをやめよ。こわれる単一レートは財界の混乱を来すのみで有害である。

増田　認可を原則とすることは労働行政としてはいろいろ困る点がある。

一万田　標準賃金をこえているのも一応そのままというのだから寛大だと思う。現状維持以上になろうというものは認可にかけてよい。届出さえすればよいというのではとても賃金を抑えられないという印象を国民に与える。

堀越　届出制については給源の不正でないことの立証をさせることを考えている。

佐藤　認可制と届出制の並行ではどうか。

一万田　現状をかえる場合には認可制にせよ。

駒村　既に相当賃金が上っているから企業としてもこれ以上あげる余地はないのではないか。

一万田　為替レートの設定を準備が整わぬうちにやるのだから国内施策として賃金についても余程しっかりした安定施策がないといけない。

駒村　直接認可制はとらずとも労働委員会の裁定に強制力をもたせる程度ではどうか。

永田　実質賃金維持の配慮につき政府が十分責任をとる必要がある。

佐藤　原案は行政事務能力の点も考えてなるべく官吏がタッチしないで民間業者の解決にまかせる気持だった。唯対象業種を常時五〇〇人以上の工場に押えると六〇〇位の工場数だから、或は認可制もやれるかも知れぬ。

一万田　価格も動かさぬ。と言い乍ら賃金だけを届出さえすれば上げられるとしておくことは不釣合である。それに認可制とは言っても審議会にかけて理由があると思ったら認可すればよいので、押えてしまうということにはならぬ。

長崎　今迄の議論もこの点だけが問題として残っていたのだと思う。認可制をとらぬとしても経理統制をやり三原則を強行する方法は実施上なかなかむずかしい。

駒村　認可制をとらずとも今後は経理の内容に付、企業が内部で労資双方共真剣に考えるようになるのではないか。

一万田　為替をきめる以上認可制まで行かぬと経済が崩れる。

佐藤　輸出差益の問題についてはこの案は皆の意見がまとまっていたのかどうか。私は原案に賛成である。

堀越　政府から補給金のでているものについては差益の出ないようにする意味である。

一万田　ＧＨＱの労資協議会の思想とはどういう関係か。

佐藤(官房長官)　向うは審議会は為替のことを論議すればよいのでなぜ賃金問題をやるのかという位のことを言っているが、こちらは経済全体を考える立場から賃金問題を出発点として進めて来た。

一万田　ＧＨＱもうつべき手はうつ気で労資協議会も考えたのだと思う。故にこちらとしては強い賃金安定を考えて行き当って見るべきだ。初めからこちらが弱い態度で当るのはどうか。総合賃金安定審議会の構成についても妥当な形を考え、理由のある要求は上げるという方法で行くべきである。

佐藤(官房長官)　レートを設定してどれ位つづくかという質問をうける。これは間もなく円安になることを予想しているきき方である。私はそれに対し一定期間たてば更に円高のレートができるのだと答えている。

一万田　勿論そうである。今迄のインフレは賃金物価の悪循環であり賃金安定について弱い態度をとるのはいけない。価格を上げないのだから決して無理なことをいうのではない。一方はストライキの武器がある。経営者には武器がない。

石川　レートをどうするかはまだこの審議会では十分論議されていない。

堀越　「二十四年度貿易資金黒字額並に輸出入補助金使用額についての試案」に関する説明。

「単一レート設定に伴う輸出入円収支及び要補助額に関する試算」、「石炭、電力、鉄道運賃の値上による補給金所要額調」に関する説明。

山本　商工省資料「単一為替レート設定の輸出産業に及ぼす影響の調査について」に関する説明。

石川　生糸に対する補助金の問題を論じてほしい。

堀越　現状では四〇億いる。補助金は最優先で見るが一年でなくしうるか疑問である。

東畑　春の繭と今年の手持を考えねばならぬが、暫定措置の輸出補助金が一定期間後なくなるなら経済復興的な貿易資金黒字補助金をきりかえてはどうか。繭は現在一反歩九貫の数量というが、昔は十五貫だったのだからまだ伸びうる余地がある。製糸工場も技術的に改善されつつある。唯よい畑に食い込むので食糧確保との調整を要する。

長崎　経済復興に向く貿易資金黒字は少ししかないのではないか。

堀越　輸出入の補給金の方は逓減させる方針であるからこれと睨み合せてできるだけ増加して行きたい。

石川　造船の問題も考えてほしい。

佐藤　繊維関係で安本案では二〇〇億黒字が出るのだが商工省の資料では補給金が一〇〇億出るのはどういうわけか。

永山　商工省案では三五〇円未満の綿糸、生地綿布には利益があるがこれは一応別として唯補助金のいるものだけをとりあげたのが一〇〇億になったのである。

長崎　今度の電力石炭引上が生計費にどれ位影響ありや。

堀越　電力の生計費に及ぼす影響は二倍にしても二%程度である。

谷口　国内向綿花については輸入補給金を出す。又硫安がこれらの値上りを吸収し切れなければ又方法を考えなければならぬ。これらの影響は一つでは大したものはないが集まると無視しえぬものとなる虞れがある。これらの影響は高次製品に吸収力なしとすれば、全面改訂になる危険がある。

一万田　補給金の出し方は原料に出すのか、個々の産業に出して輸出奨励金式に出すのか。金額及び対外関係に影響あり。

堀越　方法については十分に検討していない。

山本　商工省のは個々の品目について出す計算である。

一万田　補給金の出し方が多い。安い原料を使わせる方向で行った方が金額が少なくてすみ対外的に輸出奨励金にならぬのでよい。

岡部　原材料段階に出した方が少なくてすむが、同一工場で輸出と国内向と製造しているものの措置に困る。

長崎　間接的に原材料に出すと出す期間がつい長くなる。

佐藤(官房長官)　補給金の使い方は基本産業に出した方が少くてすむ。しかし輸出産業か否のわけ方に事務的に苦心している。

一万田　要するに産業が甘やかされぬようにすればよい。

中山　能率が上れば賃金をあげてよいとの思想を入れたい。

総合賃金安定委員会をおくことはわざわざここに謳わなくてよい。

佐藤(官房長官)　賃金安定を認可制にするかどうかの点は如何。

中山　賃金安定は強い方がよいが、行政的にむりはしない方がよい。

許可制としても労働委員会に権限を委譲する等役所で官制を作ってやるということでなくてすませる方法はあると思う。

三原則だけだと支払能力をつけて払えということになる。それだけでは印象がきつすぎるから能率が上れば賃金をあげてよいという考え方を入れたい。

堀越　賃金の増加は、能率が上らなくてはだめだという表現でよいか。

中山　それでよい。それがスタンダードをこえるときは許可が必要になるとするのだから。

石川　輸出差益の問題はどうするか。

岡部　国内向綿花を安くする財源を企業の努力で賄うことをも考える必要があると思う。

石川　国内向綿花に補助しないとどういうことになるか、それを見てから二の(3)をきめたい。

大屋　二の(3)は問題だと思う。

山本　この「等」は削ることにしたい。

単一為替設定対策審議会第七回会議要録

一、日　時　昭和二十四年一月二十九日(土)十時—十二時

二、場　所　総理官邸

三、出席者

(政府側)　周東経本長官　大屋蔵兼商相　林厚相　殖田法務総裁　下条文相　小沢運輸相　中川経本政務次官　佐藤官房長官　郡官房次長

(委　員)　永田　一万田　石川　長崎　駒村　有沢　浜口　佐藤　東畑　堀　(中山欠)

(事務当局)　堀越経本副長官　野田大蔵次官　江口労働次官　松田商工次官　岡部経本官房長ほか経本、大蔵、商工関係官

岡部(経本官房長)　(「価格調整金所要額」に関する経本試算を説明)

堀　前回審議で貿易資金黒字を経済復興にも向けると言う意味は如何。輸出用原材料輸入の補助にも使用する意味か。

堀越　そこまでは出ないと思う。電源開発等を狙っているのであり、これは円資金であるから、輸入の直接増加にはならない。

堀　価格体系の一般改訂を行わないと言うのが、個々の価格補正の結果の値上りを成るべく抑える意味か。それでは企業の自立性と努力にはならないではないか。殊に今回の措置で国内価格と国際価格との喰違いが大きくなるのであろうが、その間の差を賠寄の要あることを考えれば、基礎資材についても価格を抑制して補給金で支えると言うのでは困ると思う。そこまで企業合理化によって吸収し得ると思えないし、補給金をいつまでも出すのでは企業の自立性が与えられない。

一万田　左様なときは計数的に経本で考えて居るのではないか。

堀越　一部の価格補正は行うことを予定している。

堀　レートの設定も左様な実情を反映するものでなければレートの維持ができないと思う。

周東　物価は上げないと云う建前で、影響の緩和は充分考えるつもりである。

岡部　賃金値上を予想する物価引上をすることは考えていない。

価格補正も決して、無理をするつもりはない。

浜口　従来の論議はレートの問題の周囲をめぐって議論をして来たが、これからレートそのものについて議論を進めては如何。

長崎　その前に、財政問題に入っては如何。

大屋　財政は実は基本原則をきめていない。新内閣成立後でないと原則はできない。ここでは常識論程度しか言えない。

河野主計局長　（二四年度財政収支予想を説明）、一般予算を六千億にとどめるとすれば、(1) 為替要因からの補給金を負わないこと。(2) 特別会計の独立採算性の見地と価格調整補給金減少の立場から、料金及価格の一部補正を行うこととし、歳出を五、四八〇億円に圧縮する。行政整理は当面、差引結果は節約にならぬと言う考え方である。

価格調整費は七百億以上は困難と思われる。

大屋　料金及物価の一部補正は、一の仮定で計算しているが、之は単なる仮定であって、閣僚は上げないことを切望している。

長崎　価格調整補給金には経本及物価庁との間に大きな差があるか。

河野　大蔵省としては六〇〇億でよいと思ったが大事をとって七〇〇億円とした。

岡部　企業に於ける吸収度の見方にもよるが、それでも大蔵省試算とは合わない。

大屋　大蔵省試算も勿論正確でない。司令部は物価を上げないで、予算のバランスをとれとの意向の様である。

取引高税の扱い方も、日本政府で他に財源があればよいがなければいけないとの意向の様である。勤労所得税の調整は司令部も賛成の様である。終戦処理費の人件費をもっと節約できるのでないかとの司令部の助言あり。しかしながら取引高税五〇〇億、勤労所得税軽減七〇〇億計一、二〇〇億円の存廃の問題であるから、代り財源は相当むつかしい実情であり、新税創設例えば手形税も取引高税以上の悪税として反対が強い。むしろ中間的考え方として「生産者税」でも考えてはどうかと思う。三〇〇億位になるのではないかと思う。新税創設を大胆に考えて貰い度いと思っている。

周東　建設公債例えば植林、治水の如きもののための公債を司令部の諒解がとれないか。税収のみに頼らずに将来財産が残る方法を考えてはどうか。

河野　九原則で冒頭に「財政の真の均衡」を要求されて居り一般会計、特別会計、地方財政全部を通じてのバランスの意味を要求されている以上、特別会計の建設勘定の公債も禁じられている。尤も特別会計に黒字が生ずればその範囲での公債は認められると思う。それ以外には国民貯蓄の範囲であり、日銀引受とならぬことの実証をして、諒解を求める方法があるかも知れない。

内田（経本財金局長）　昭和二三年度で特別会計に一、四六一億の建設勘定及之に類するものが出されて居り、これだけ通貨の増発となっている。他面二四年度通貨の枠から割当てを行えば政府勘定で公債を出し得るものは一、〇〇〇億内外しかない。二三年度には物価改訂による運転資金の増加に原因するもの（例食管資金）があったが二四年度には物価改訂を全面的にやらぬとすれば、それはなくなるが、一方には、貿易資金の黒字計算は出ても、輸出滞貨を考えれば、その方への資金も必要となる。更に又国民所得の面から考えれば、個人消費、財政消費、産業資金の中財政資金のしめる率は一五%、一七%、一八%と逐年増加して来て居り、二四年度六千億円財政に抑えてみても、一八%を若干超えることとなる。

長崎　周東長官の意見は税で取るよりも、借金で済ましておいて、国土保全をした方が、国民負担は当面軽くなるのではないかとの点に在ると思う。

内田　しかしその場合でも、公債は国民所得の中へ食込むこととなり他を圧迫するか通貨増発かと言うことになる。

周東　問題は公債が国民貯蓄がどれだけ消化出来るかに在る。

内田　現在の銀行による公債消化三五%乃至三〇%を五〇%に引上げると言うことも困難であろう。

大屋　政治的にも税負担の軽減を考えねばならない。

内田　政府の特別会計等の建設勘定公債一、〇〇〇億と先程説明したが、それも司令部では四四〇億位にしか考えていない様である。

大屋　手形税はむずかしいか。

佐藤（委員）　脱税が容易であり、重要産業のみの負担となると思われる。

堀　失業救済費が不充分でないか。

大屋　予見し得る限り予見するが、それ以上は実際に出てから考える外はないと思う。尚税制審議会でも課税は研究して貰っている。

浜口委員のレート問題は、その実施時期如何によることとなる。

佐藤　時期は早い方がよいと思う。一般にはレートは相当低いことを予想している故輸出契約を急いでいる様子もあり実施は成るべく早い方がよいと思う。

堀越　三月説はワシントンでも無理ではなかろうとの考えから出ている様子である。

大屋　一般に観念している様であり、三月は適当と思う。

駒村　物によっては輸出約定を延ばしているものもある。

一般的に相当観念している様であり、危険もある様に思える。

長崎　維持できるレートを考える必要がある。

大屋　三五〇円位が皆んなの落付いた考えではないかと思う。

駒村　船の問題がこちらの希望通りゆけば、三五〇円でゆけると思う。

周東　輸出補助金は無制限ではできない。

駒村　各企業からレートに適応する整備計画を提出せしめる方法がよいと思う。

堀　輸出減少を防ぐため補助金もよく考えてやらねばならぬ。

佐藤　輸出減少を余り恐れては何もできない。

長崎　三〇〇円説を改めて三五〇円とすれば、どうなるかを計算して貰い度い。

谷口（経本物価局長）　三〇〇、三二〇、三五〇円の三つ位の場合で計算している。補給金見込は各段階に計算して居るが、前提となるべき貿易計画の計数に若干の補正が必要である。輸出見込も現在価格で各レートでどんな影響を蒙るかは計算してあるが、輸入資材の値上りを、企業吸収としても、尚若干の狂いが来ると思う。

石川　その際、石炭、電力等の値上を計算に入れておいて貰い度い。

長崎　輸出計画の五億と言うのは非常に無理な計画と思う。

アメリカ援助も増加は簡単でないと思う。

大屋　輸出奨励を思い切って措置し度い。

駒村　輸入資材についても検討をして貰い度い。

大屋　この辺で大体の結論は出たことになるのではないか。

長崎　賃金安定問題で、司令部の労資会議とこの審議会の考え方との間に相違がある様だが如何。

周東　マーカットはあの会議は自治的にやらすので余り干渉はしたくないとの意見で、賃金も余り始めから抑え度くない。しかしうまくまとまらねば、措置する考え方の様に思う。

有沢　賃金は中山委員の担当だが、聞く所では間接統制で、企業三原則の線の様である。

石川　経営者側は、この審議会の考え方で臨んで大体その通りにまとまったと聞いたが。

江口（労働次官）　直接統制、間接統制の意味如何が、労資双方の考え方が区々の様である。

大屋　うまくまとまらねば司令部はスト、サボの禁止まで進む意味か。

有沢　労資双方からまとまる様な意見が出なければ断乎として措置すると言っているが、むしろ啓蒙的意味が強い様な空気の様である、それにしても全体として此の審議会の空気とは大部違っている様に思われる。而も労資会議の決定は非常に強い意味を持つと司令部も言っているし、むずかしくなる様に思われる。

長崎　直接統制の空気が強いからあの労資会議が開かれたのではないか。

有沢　あの会議では賃金の方は労資の意見は一致している様に聞いている。

大屋　経本、大蔵、商工共同じ想定に立つ完全な資料を作って欲しい。

谷口（経本物価局長）　補給金が財政面から決定され、それを想定として統一する外はないと思う。

周東　しばらく休んで頂いて次の会を開くことと致し度い。

単一為替設定対策審議会第八回会議要録

一、日　時　昭和二十四年二月二十三日(水)十時―十二時

二、場　所　総理官邸

三、出席者

(政府側)　青木経本長官　小沢運輸相　郡内閣官房次長

(委　員)　一万田　浜口　堀　永田　中山　長崎　駒村　(石川　佐藤　東畑　有沢欠席)

(事務当局)　堀越経本副長官　岡部経本官房長ほか関係官

経本長官就任挨拶あり、為替レート設定問題の重要性に鑑み更めて協力を要請。

岡部官房長(説明)

(一)　国内補給金の概要について。

(二)　輸出入補給金の概要について。物価を上げる想定では黒字を出すこと困難だが物価を上げなければ黒字が残る可能性がある。

(三)　現在の物価を動かさぬ場合の影響について。生産水準は二十一年度程度に下る見込。

長崎　現在の物価にむりがあっても押し通せというのか。

堀越　そこは必ずしもはっきりしない。

駒村　補給金を出していて、然も輸出差益の出る鋼材等についてはどうするか。

岡部　素材については差益を徴収し、機械については実際上操作困難なので徴収しない計算である。

中山　電力の賃金七、一〇〇円の問題はどうなったか。

小沢　解決に努力中である。

岡部　理論営業費しか認めないという線からは七、一〇〇円の支払は困難。

中山　石炭には理論営業費で検討する必要があるが電気については無理である。それに人員が一三万人から一五万人になっている。

岡部　当方の計算で賃金を一・六六倍に見たときも人員、ロス率等について企業合理化を織り込むと同時に増資、社債の募集の可能になるように考えている。

石炭は六・六屯の能率を七・六屯としている。

堀　鉄道は独立採算になるか。

岡部　貨物二倍で一般会計からの繰入れなしでは非常にきついことになる。

小沢　貨物二倍にして、きりつめて見ても五〇〇億不足である。旅客をあげることは困難なので苦慮している。

一三万人行政整理しても初年度では節約にならない。

永田　価格補給金はどうなっているか。

岡部　大蔵省の七〇〇億円の計算は鋼材について機械類まで輸出差益をとって居り又鉄鋼の消費者価格の値上は三〇%が吸収限度だと思うがこれを五〇%まで見て居り、ガスコークス向石炭の補給金を廃止して居り、その上賃金は企業努力を見て三、七〇〇円ベースの一・一六倍に切っている。

中川　レート三三〇円決定との説あるも事実か。

堀越　それは新聞の創作である。唯ドイツで輸出三一%しか出ぬ予想が七五%は出たので日本も円高に決めるべきだとの説もあるようである。

中山　今一番困るのは国内要因で為替とは関係ない問題である。

堀越　国内要因から、物価水準が動けばレートに影響する。

永田　予算案の説明をしてほしい。

青木　大蔵大臣との間で調整に努力して居り、まだはっきりきまったわけではない。

河野　現在閣議で審議中の案を説明(五、七八〇億円の案)

駒村　行政整理について交付公債を出しては如何。

河野　今迄も公債で処理したことはない。現金でやらねば実行上困難多し。

岡部　(基礎資材の物価を上げぬ場合の貿易資金計算の説明を補足す。)

駒村　綿糸布等はドル売値が安すぎる傾向あり。

浜口　全面的にその傾向あり。是正に努力すべし。

谷口　(補給金七〇〇億の場合の生計費等への影響説明)

(一)　農業バリテイ現在価格は麦一一〇、米一三二だが、実際は既に一四三になっている。その生計費への影響は三%位である。

(二)　旅客運賃一・五倍、家庭電力一・六倍、通信料金一・七倍となれば三%ひびく。合計六%になる。

補給金が七〇〇億であると一般物価に影響し、バリテイは一六〇となり総計生計費の騰貴は一〇%増となる。これは勤労所得税軽減ではカバーし切れない。即ち六、三〇〇円のところで税負担が九%位であるから全廃して始めて吸収される計算になる。故に生計費への負担増を免れえず賃金問題に関係して来る。結局誰れかが無理を負担するのだがその負担を合理的に均分すべきである。今のままで基礎で無理をすると破綻を生ずる危険があるから二次、三次でも無理をさせる方針でこれに吸収させて行きたい。

補給金をむりに切れば全面的に水準を上げなければならなくなる。無理を忍ばせうる限度で考えるべきである。

駒村　綿製品の国内向はどうするか。二重価格にすれば配給に廻らないことにならぬか。自由価格にしても実質的には変りないのではないか。

谷口　国内向は補給する。配給分がへればそれだけは生計費が上る。家計によって違うが㊙分がある限りその影響はある。

永田　バランスド・バジェットとプライス・コントロールの調整の問題でこの二つが達成されたときに生産が行えぬことになる。経営合理化の問題にもなるがどう調整するか。

青木　予算は切りつめなくてはならぬが物価も押えなくてはならぬ。その結果生産が減れば又均衡予算の問題にかえる。経営合理化については十分考えてその枠内で収めたいが開きが大きすぎる。補助金を減らすと自然合理化するとの党の考え方もあるが、賃金へ影響すればその面から責任がもてぬことにもなる。生計費に影響せぬ範囲で収拾したい。

中山　三原則で強行すれば、増産なくば実質賃金の上昇なしということが労資協議会でも了解されたと見られるが、反対に増産があったらその収益は賃金にも廻せとの主張がある。企業者側がそうすると企業の支払能力の有無の判定について政府は枠をきめる義務がある。

堀　紡績は単一レートの設定で差益が出るから英米の水準まで賃金を上げよとの主張あり。

中山　為替の問題と電気、石炭の問題とを分けて進めよ。石炭、電気の問題は合理化を前提としても価格を動かさぬことは無理である。

谷口　為替要因からの影響は、遮断するのを原則とする旨方針が一致している。国内要因については三原則で強行というが、基礎的なものにむりがあればもたないから、どの程度までむりをさせるかにつき国内で意見を統一してGHQに当る必要あり。

長崎　審議会の線もそういうことだと思う。レートの問題よりも基礎産業にかかっている無理を解決することが大切である。

堀　調整補給金は、将来企業の合理化によりなくなりうる限度として企業の自主性を尊重する線を出すべし。

谷口　逐次補給金は少くなっている。

岡部　補給金は単位当りは減りつつあり。唯増産によって生産数量がふえるので総額では増加している。

出所　大蔵省資料Z五〇八―一六及び経済企画庁所蔵資料。

(3)　外国為替管理に関する司令部覚書

(一九四九年二月二日SCAPIN一九六八)

「外国為替管理に関する件(一九四九、二、二SCAPIN一九六八)

一、参照文書

イ　外国為替管理法(一九四一、四、一一、法律第八三号)

ロ　左記の日本政府宛連合国最高司令部覚書

(1)　一九四五、九、二二、SCAPIN四五、「金融取引の統制」

(2)　一九四五、九、二二、SCAPIN四四、「金、銀、有価証券、金融証書及附属A号の輸出入に関する統制」

(3)　一九四五、一〇、三〇、SCAPIN二一一、「日本に在住する者の外国商社との契約」

(4)　一九四六、四、三、SCAPIN八五四、「貿易庁」

二、日本政府は、連合国最高司令部の一般的監督の下で、日本を出入する外国為替及び貿易の総合的管理を確立するに必要な措置を速かにとることを指令される。右管理は融通性を有ち、日本経済の復興に不可欠な貿易計画及び投資計画の増進に資するように企画され、且国際通貨基金の加盟国が実施している外国為替管理の一般的特徴に合致するものでなければならない。

必要な措置には左の諸項目を包含するものとする。

イ　管理手続の調整及び規制を行うこと並びに関係政府機関の間の職務上の責任に関する明確な分担をきめること。

ロ　国際貿易及び為替取引より生ずる一切の政府の海外又は国内の資金を事務的に管理し、一切の国際的な為替及び貿易上の取引に関する事務的手続及び総合的処理方法を確立し、外国為替政策に関する勧告を行い、且外国為替の保有、移動及び契約に関する完全且最新の記録を保持することを任務とする外国為替管理委員会を設置すること。

ハ　国内銀行と外国銀行の業務を設定すべき管理手続に即応させること。

ニ　外国為替の実施に当っては日本税関を適当に利用すること。

三、外国為替管理委員会は現存する日本政府の各省から独立してこれを設置しすぐれた閲歴、地位及び一般的経験を有つと認められる三名乃至五名の者をもってこれを構成し、その委員は優秀で効果的且不偏不党な任務を遂行するに足るように、任期を定めて之を任命し且之に報酬を与えるべきである。委員会はその責任を有効に遂行するに適する職員を維持するものとする。

四、委員会は必要に応じその事務所を日本銀行本店及び支店に置き、その業務の実行及び記録、帳簿の保管に関し日本銀行をその代行機関として指定するものとする。委員会は又日本銀行からその職務と責任の遂行に当り、委員会の定めるところにより、委任事項に関する報告を徴する。委員会はその職務遂行上必要とする日本銀行、税関及びその他の日本政府機関の記録及び施設について便宜を受けるものとする。

五、日本政府は連合国最高司令部に対し外国為替管理委員会の作成する外国為替取引の量、性質及びその成果の日本経済復興との関連を表示する定期的報告を提出するものとする。

六、従前の日本政府宛覚書により日本政府諸機関に課した外国為替又は貿易に関する職務及び責任については、本覚書に規定する事項に抵触するものに限り、本覚書の規定が優先するものとする。

七、本覚書の実施を容易ならしめる為、日本政府関係部局と連合国最高司令部の関係部局との直接連絡を許可する。

出所　渡辺誠『為替管理回想』、五九―六一ページ。

(4)　単一為替相場の設定と予算編成に関する件

(昭和二四年二月一七日理財局外資課)

単一為替相場の設定と予算編成に関する件

(昭二四、二、一七理財局外資課)

単一為替相場設定を機会に、現在の貿易資金特別会計の新規業務を停止し、為替関係の資金の受払と輸出入価格調整の収支を分離し、後者は厳格な財政の枠内で処理する必要がある。これがためには左の措置を講ずるものとする。

一、商業的輸出入決済は外国為替銀行を通ずる通常の外国為替決済の方法に切替え、政府は外国為替銀行の売買する外国為替を集中する。これがために政府勘定たる外国為替資金集中特別会計（仮称）を設置する。輸出先行を考えると本会計において円資金調達の為日本銀行からの借入金可能という様な措置を講ずる必要がある。

備考

1　本会計の運営には外国為替管理委員会が当ることとなる。

2　国営貿易は貿易公団をしてこれに当らしめる。

3　本特別会計はこれを設置せず集中は日本銀行勘定を以て行わしめその損益の国庫帰属につき財政措置を講ずるという行き方は司令部が同意すれば望ましい。

二、ガリオア及びエロア資金による輸入品の整理に当りその国内売買代金を積立てるために外国援助資金積立金特別会計（仮称）を設置する。この積立金は他の会計に繰入れて国内における経済復興費及び輸出入品価格調整費に使用する。

備考

1　所管は大蔵大臣に属することとなろう。

2　輸入物資の保管、売却等には貿易公団を利用する。

三、輸出入品の価格調整を暫定的に行うために、輸出入品価格調整特別会計（仮称）を設置する。この会計の財源としては外国援助資金積立金特別会計に生ずる積立金の一部を充当するものとし、尚時期的な資金需給のアンバランスを調整するために日本銀行から借入金をなし得る途を開いておく。

備考

1　国内価格調整と併せて輸出入品の価格調整を行うことも考慮される。

2　本会計を設置せず一般会計の歳出として管理することも異存ない。

3　所管大臣の決定は右の諸点決定と睨み合せ行わるべきであろう。

四、貿易資金特別会計は新規業務を停止し清算する。

以上の措置は単一為替相場が四月一日から設定されるものと想定し同日から実施することを目途として準備を進めるが、その時期が先に延びるならば、実施期は延期される。但し、その場合においては、四月一日から貿易資金特別会計において為替関係の資金の受払と輸出入品価格調整を帳簿上明瞭ならしめる措置を講じておき、年度中に単一為替相場が設定された場合には直ちに一乃至四の新措置に切替え得るような態勢を整備しておく。この場合貿易資金の経理上と調整金支出額の目安を定める為にも予算上一つの想定レートを設定すべきである。尚この想定レートは後日単一為替相場となるものと考え、その維持に努力することが必要である。

備考

この場合貿易資金特別会計の所管が旧事務は貿易庁、新事務は外国為替管理委員会という様に分れるかという問題がある。

参考

一、外国為替資金特別会計収支（単一為替相場三百円）

	外貨	円貨
収　入	五億弗	一千五百億円
支　出	五億弗	一千五百億円

二、外国援助資金積立金特別会計（援助資金五億弗、援助物資払下平均相場二百円）

収　入	一千億円
支　出	一千億円
復興費（一般会計へ）	二百五十億円
輸出入品価格調整費（特別会計へ）	七百五十億円

三、輸出入品価格調整特別会計（輸入平均相場二百円、輸出平均相場三百五十円、調整額輸出入共五億弗）

収　入（積立金会計から繰入）	七百五十億円
支　出	七百五十億円
輸入調整費	五百億円
輸出調整費	二百五十億円

出所　大蔵省資料Z五〇一―二五。

(5)　単一為替相場の設定と予算編成に関する理財局案に対する意見（昭和二四年二月一八日主計局法規課）

単一為替相場の設定と予算編成に関する理財局案に対する意見

(昭和二四、二、一八主法)

一、について

備考3によることとし、強力に司令部の同意を得ることに努めること。

二、について

ガリオア及エロア資金の状況を明確にするため或は外国援助資金積立金特別

会計の設置は止むを得ないものと考える。

三、について

(1) 価格調整特別会計を設置し、輸出入品の価格調整のみならず国内の価格調整をも含める会計とすること。

(2) この特別会計は内閣総理大臣（物価庁）が管理するものとする。

(3) 価格調整公団について検討を加えること。

四、について

(1) 貿易資金特別会計は残務処理の範囲内において存続せしめ可及的速かに廃止する様努めること。

(2) 所管は従来通りとすること。

(3) 単一為替設定後においても存続する国営貿易は、貿易公団の計算において行い得る様措置することとし、貿易公団法の改正を行うこと。

(4) 実施期が延期せられる場合は、理財局の案の趣旨に従って貿易資金特別会計法の改正を行うこと。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二五。

(6) 昭和二十四年度予算編成を中心とする貿易資金特別会計の問題（昭和二四年二月二一日理財局外資課）

昭和二十四年度予算編成を中心とする貿易資金特別会計の問題

（理、外、二四、二、二一）

一、貿易資金発足の経緯と貿易資金において処理されて居る事項の概要

(1) 貿易資金特別会計は国営貿易に伴う円資金の受払を目的として発足した。

(2) 当初円資金の収支に見合う外貨収支の状況を判明せしめ、その損益計算を明確ならしめ経理の明確化と適正を期そうという考えもあったが、結局採用されるに至らなかった。此処に極めて不満足な本会計の現状を来す端緒があったと認められる。

(3) その後貿易外の国際的取引に伴う円資金収支の問題を処理する為の必要を生じたが、差当りこの為に新たな特別会計を設置する方法は回避され、貿易資金特別会計を利用することとなった。斯くて名称と内容とは必ずしも一致しなくなったのである。

(4) 国営貿易中には当然日本の自前に基く輸出入があるがその発展は遅々たるものがあり、ガリオア資金に基く輸入の輸入中において占める比率は大きく更に占領下日本輸出入回転基金とかエロア資金とかに基く輸出入の規模も大きなものとなっている。通常の貿易と然らざる輸出入とが貿易資金特別会計において一体的に処理されているのである。

二、貿易資金の現状

外貨収支は巨額の赤字となっている（昭和二十三年六月末に於て七億九千万弗といわれる）に拘らず、これに見合う円資金の蓄積は行われず、運転資金にさえ事欠き、基金十億円だけでは賄えず既に日本銀行からの二百五十億円の借入金を行い居り、而も尚不足して法律上の借入限度を引上げねばならぬという状況に在る。この様な状況は主として次の様な諸事情から起っているものと思われる。

(1) 輸入品の国内販売価格が安くて輸出品の国内購入価格が高いこと、（これは日本の価格体系が外国の価格体系と相違している結果である）

(2) 輸入品の国内販売価格の引上は物価騰貴を促進し社会不安を激化するものとして回避されること、（輸入品は港頭の倉庫渡で統制価格により売却して居り、それまでの物資保有及び諸掛は貿易資金の負担となっている）

(3) 輸出促進の見地から輸出品は高価格でもこれを購入し又価格の査定上一般品より高い価格をつけること、（輸出品の円価格はＦＯＢ建となっている、尚インセンティヴ・システムの適用されるものはその適用により円価格は更に高くなる）

(4) 輸出入品の外貨額が不明であり為替相場の設定がなく且つ其の尻が一般会計に明確に反映される措置がとられなかった為、(1)乃至(3)の傾向が助長されたこと、

(5) 国営貿易の非能率、採算度外視に基く貿易公団の経費を支弁する。

三、貿易資金の改善を要請されるに至った契機

貿易資金の経理は外貨と切離されていたことが主原因となって、その面から見た場合到底説明のつかない状況にあるが、最近その改善を要請されるに至った契機としては次の様なものが数えられる。

(1) 総合予算における収支の均衡達成

(2) 右の為の諸予算内容の明確化

(3) 援助物資の売上代金の積立

(4) 外国為替管理委員会への経理事務の引継

(5) 国営貿易の民営移管

(6) 単一為替相場の早期設定

四、予算経理を建前とする改善の目標

貿易資金特別会計が現在営んでいる機能は前記の如く次の四者に帰着する。

(1) 一般的為替関係資金の受払

(2) 援助物資の取扱

(3) 輸出入物資の価格調整（外貨収支と為替相場とを考えて初めて表面に出て来るものであり然らざれば隠蔽される）

(4) 輸入物資の輸入諸掛及保管費用

(5) 貿易公団の経費支出

そこで主として予算経理上の問題に限局して本会計現状改善の為将来採るべき方策について我々の構想を率直に述べれば次の通りである。

単一為替相場設定を機会に左の措置を講ずるものとする。

(一) 貿易資金特別会計は、新規業務を停止し、清算に入る。

(二) 商業的輸出入及び貿易外為替取引に基く決済は外国為替銀行を通ずる通常の外国為替決済の方法に切換え、政府は単一為替相場を基準として外国為替銀行が顧客との間に売買する外国為替を集中する。これが為に政府勘定たる外国為替資金集中特別会計（仮称）を設置する。その内容はＳＣＡＰ勘定に対応するものとし、商業勘定、オープン勘定、回転基金勘定、エスクロ勘定等諸口座に分つこととする。輸入に輸出が先行せねばならぬことを考えると、本会計においては円資金調達の為の日本銀行からの借入金ができるというような措置を講ずる必要がある。

備考

1　本会計の運営には外国為替管理委員会が当ることとなる。

2　民営に移り得ない国営貿易は差当り貿易公団をしてこれに当らしめる。同公団は一般業者と同様市中金融によりその所要資金を調達する建前をとる。

3　本会計は貿易資金から保有外貨のトランスファーを受ける為めに円資金を必要とし、又業務遂行上外貨債権に見合う範囲で運転資金を日本銀行から借入れることができなくてはならない。この額は輸出入の拡大に伴い相当巨額になることが予想される。　②

4　右を考え且非柄の性質から見ても、本特別会計はこれを設置せず、外貨の集中は日本銀行勘定を以て行わしめ、その損益の国庫帰属につき財政措置を講ずるという行き方の方が司令部の同意さえ得られれば望ましい。

(三) ガリオア及びエロア資金による輸入品の処理に当り、その国内売却代金を積立てるために外国援助資金積立金特別会計③（仮称）を設置する。この積立金は司令部の指示の下に他の会計に繰入れて国内に於ける経済復興費及び輸出入品価格調整費等に使用する。

備考

1　所管は大蔵大臣に属することとなろう。

2　輸入物資の保管、売却等には貿易公団を利用する。

3　援助物資の国内販売価格は所要外貨の通報を受けこれに単一為替相場を乗じた円額によることが望ましい。然し外貨の通報がなければ国内統制価格によることとなろう。

(四) 輸出入品の価格調整を暫定的に行うために、輸出入品価格調整特別会計④（仮称）を設置する。この会計の財源としては外国援助資金積立金特別会計に生ずる積立金の一部を充当するものとし、又単一為替相場により円高で充分引合う輸出品、円安に売って差支えない輸入品についてその差額をとると

なれば、その差額もこの会計に繰入れられて然るべきものである。

尚、本会計において起る時期的な資金需給のアンバランスを調整するために日本銀行から借入金をなし得る途を開いておくことが必要となろう。

備考

1　借入金はその時々において異る、その要否及び程度は価格調整を要する輸出入物資の価格調整程度及び現実の輸出入状況、援助物資の払下価格の決め方及び現実の輸入状況によって異るものである。

2　国内価格調整と輸出入品の価格調整とを区分せず一つの会計の中で行うことも考慮される。

3　本会計を設置せず一般会計の歳出として管理することも異存ない。

4　所管大臣の決定は右の諸点決定と睨み合せ行わるべきであろう。

(五)　輸入物資の輸入諸掛及び保有費用の別途国庫負担は廃止する。

(六)　貿易公団の簡素化独立採算制を実施する。

五、四が実現するまでの暫定措置

以上の措置は単一為替相場が設定されたときから実施すべきであるが、四月一日から単一為替相場が決定されない場合には同日から貿易資金特別会計の運営において右(一)乃至(五)に準じた計算関係を明瞭ならしめて置く。この場合一般的予算経理の上から言っても特に貿易資金の経理と調整金支出額の目安を定める為にも予算上の一の想定レートを設定しなければ現状と変更はなくなってしまう。尚この想定レートは後日単一為替相場となるものと考え、その維持に努力することが必要である。

(六)の貿易公団に関する改善は右と別個に至急促進したい。

備考

この場合貿易資金特別会計の所管が旧事務は貿易庁、新事務は外国為替管理委員会というように分れるかという問題がある。

欄外　鉛筆書き記入⑤

①輸出が先行し輸入が後発するから常に為替尻は黒である（但しガリオア・エロアは除けば）、黒が出たときには会計上の取扱上困る。これがため、特別会計は都合悪し

②資金の金額的不確定性

③大蔵大臣

④――（一般会計）

⑤輸入補助金なしにする過程を要す河野――暫定 rate で参考書を作る

暫定措置としては日銀へ移さず unrealistic price の problem があるから暫定 rate を SCAP で示せば主計局では budget を組むことが出来る。但し三月一〇日の期限の問題があれば後から修正する

出所　大蔵省資料Z六〇一―二三七。

(7)　単一為替レート設定についての大蔵大臣談

（昭和二四年四月二三日）

単一為替レート設定について大蔵大臣談（昭二四、四、二三）

本日単一為替レートが一弗三百六十円と決定されたことは、誠に意義深いものであって、我国の国際経済への復帰態勢が具体的にとられたことを意味するものである。

今回の単一レートにより、差し当り、我国の輸出産業中には、相当の影響を受けるものの生ずることも考えられるが、国際的に能率よき産業の育成を図らねばならぬのであるから、各企業は一層生産コストの引下げに工夫と努力を致し、健実なる基礎に立った輸出の増進に邁進しなければならぬ。

次に輸入品の価格についても、原則としては、補給金の不要となることが望ましいのであるが、国民生活、重要産業に影響あるものについては、今直ちにこれを廃止することは、我国民経済に甚大なる悪影響を生ずるおそれもあるので、暫くの間は補給金を存続させる。

但し、漸時これを減少して行く方向にあることを忘れてはならぬ。

これを要するに、単一為替レートの基準が一弗三百六十円と決定されたことは、我国経済が急速に国際経済に参加するようその途を開かれたものであり、我

我は一日も早くそれに即応する態勢を整備して、このレートの維持に努め、着実なる経済復興を実現しなければならない。

なお、単一為替レートの設定に伴いさきに国会を通過した二十四年度予算に若干の補正を要するものもある見込であるが、差当りのところ既に成立を見た予算の範囲内で実行に支障はないので、今後物価、税制その他の問題とも睨み合せ適当な機会に予算の補正の措置を講ずることとしたい。

編注　この日発出された「日本円に対する公式為替レートの樹立に関する司令部覚書」は、Ⅰ基本資料に収録（本財政史第一七巻、「資料(1)」八六ページ）。

出所　大蔵省資料Z五〇八―一七。

(8)　外国為替相場指定

（昭和二四年四月二五日大蔵省告示第二三七号）

大蔵省告示第二百三十七号

外国為替管理法ニ基ク外国為替相場取極ニ関スル省令（昭和十六年大蔵省令第七十九号）第一条の規定により、外国為替相場を、次のように指定する。

昭和二十四年四月二十五日

大蔵大臣　池田勇人

通貨の種類	相場
一、アメリカ合衆国通貨	一ドルにつき邦貨三六〇円
二、その他の通貨	当該通貨の国際通貨基金に登録されたアメリカ合衆国通貨に対する比率と前号の相場から換算される相場

出所　大蔵省資料Z六〇一―二三七。

(9)　外国為替レート一覧表

（昭和二四年四月二八日理財局調査部）

理財特情第二〇一号（昭和二四、四、二八調査部）

外国為替レート一覧表（米一ドル＝三六〇円基準）

国名	通貨単位	各国通貨単位当り円	国際通貨基金平価 米一ドル当り各国通貨	国際通貨基金平価 各国通貨当り米セント	国際通貨基金平価 発表年月日
オーストラリア	ポンド	一、一六〇・六三九	〇・三一〇	三二二・四〇〇	四七・一二・一七
オーストリア	シリング	未定	未定	未定	
ベルギー	フラン	八・二二四	四三・八二九	二・二八三	四六・一二・一八
ボリヴィア	ボリヴィアーノ	八・五七一	四二・〇〇〇	二・三八一	〃
ブラジル	クルゼイロ	一九・四五九	一八・五〇〇	五・四〇五	四六・七・一四
カナダ	ドル	三六〇・〇〇〇	一・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	四六・一二・一八
中国	円	未定	未定	未定	
チリー	ペソ	一一・六一三	三一・〇〇〇	三・二二六	〃
コロンビア	ペソ	一八四・六一七	一・九五〇	五一・二八三	四八・一二・一七
コスタリカ	コロン	六四・一一四	五・六一五	一七・八〇九	四六・一二・一八
キューバ	ペソ	三六〇・〇〇〇	一・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	〃
チェコスロヴァキア	コルーナ	七・一〇〇	五〇・〇〇〇	二・〇〇〇	〃
デンマーク	クローネ	七五・〇一五	四・七九九	二〇・八三八	〃
ドミニカ	ペソ	三六〇・〇〇〇	一・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	四八・四・三
エクアドル	スクロ	二六・六六七	一三・五〇〇	七・四〇七	四六・一二・一八
エジプト	ポンド	一、四八七・八六〇	〇・二四三	四一三・八〇〇	〃
エルサルバドル	コロン	一四四・〇〇〇	二・五〇〇	四〇・〇〇〇	〃
エチオピア	ドル	一四四・九〇〇	二・四八四	四〇・二五〇	〃
フィンランド	マルカ	未定	未定		
フランス	フラン	(三・〇三三)	未協定 (二九・一〇七)	(〇・八三八)	四八年一月の平価で切下げまで
グァテマラ	ケッツァル	三六〇・〇〇〇	一・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	四六・一二・一八

ギリシア	ドラクマ		未定		
ホンデュラス	レンピーロ	一八〇・〇〇〇	二・〇〇〇	五〇・〇〇〇	四六・一二・一八
アイスランド	クローナ	五五・四八〇	六・四八九	一五・四一一	〃
印度	ルーピー	一〇八・八一〇	三・三〇九	三〇・二二五	〃
イラン	リオール	一一・一六三	三二・二五〇	三・一〇一	〃
イラク	ディナール	一、四五〇・七八〇	〇・二四八	四〇三・三〇〇	〃
イタリー	リラ		未定		
ルクセンブルグ	フラン	八・二一四	四三・八二八	二・二八二	〃
メキシコ	ペソ	七四・一五〇	四・八五五	二〇・五九七	〃
オランダ	ギルダー	一三五・七〇三	二・六五三	三七・六九三	〃
ニカラグア	コルドーベ	七二・〇〇〇	五・〇〇〇	二〇・〇〇〇	〃
ノールウェー	クローネ	七二・五四〇	四・九六三	二〇・一五〇	〃
パナマ	バルボア	三六〇・〇〇〇	一・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	〃
パラグアイ	グァラーニ	一一六・五〇五	三・〇九〇	三二・三六三	〃
ペルー	ソール	五五・三八五	六・五〇〇	一五・三八五	〃
フィリッピン	ペソ	一八〇・〇〇〇	二・〇〇〇	五〇・〇〇〇	〃
ポーランド	ズロッチー		未定		
レバノン	ポンド	一六四・二七三	二・一九一	四五・六三一	四七・七・二九
シリア	ポンド	一六四・二七三	二・一九一	四五・六三一	〃
サウスアフリカ	ポンド	一、四五〇・七八〇	〇・二四八	四〇三・〇〇〇	四六・一二・一八
トルコ	リラ	一三五・〇〇〇	二・八〇〇	三五・七一四	四七・六・一九
ウルグァイ	ペソ		未定		
ユーゴスラヴィア	ディナール		未定		
ベネゼエラ	ボリバア	一〇七・四六三	三・三五〇	二九・八五一	四七・四・一八
イギリス	ポンド	一、四五〇・七八〇	〇・二四八	四〇三・〇〇〇	四六・一二・一八
（ベルギー）ベルギーコンゴ	フラン	八・二一四	四三・八二九	二・二八三	〃
（フランス）* アルゼリア、モロッコ、チュニス、仏領アンチル、仏領ギネア	フラン	（三・〇三三）	未協定（一一九・一〇七）	（〇・八三八）	四八年一月平価切下げまで
仏領西阿、仏領赤道アフリカ、トーゴーランド、カメルーン、仏領ソマリランド、マダガスカル及び附属地、レユニオン、サンピエール及びミクロン	CFAフラン	（五・一三八）	未協定（七〇・〇六三）	（一・四二七）	四八年一月平価切下げまで
ニューカレドニア、ニューヘブライズ、仏領大洋洲	CFPフラン	（七・二五四）	未協定（四九・六二八）	（二・〇一五）	〃
仏領印度	ルーピー	（一〇八・八一〇）	未協定（三・三〇九）	（三〇・二二五）	〃
（オランダ）スリナム及びキュラサオ	ギルダー	一九〇・八九五	一・八八六	五三・〇二六	四六・一二・一八
（イギリス）ガンビア、黄金海岸、ニゲリア、シェラレオネ；南ローデシア、北ローデシア、ヌヤサランド；パレスタイン；キプロス；ジブラルタル；マルタ；バハマ；ベルムダ；ジャマイカ；フォークランド諸島	西阿ポンド；南ローデシアポンド；パレスタインポンド；キプロスポンド；ジブラルタルポンド；マルタポンド；バハマポンド；ベルムダポンド；ジャマイカポンド；フォークランドポンド	一、四五〇・七八〇	〇・二四八	四〇三・〇〇〇	〃
ケニヤ、ウガンダ、タンガニイカ、ザンジバル	東阿シリング	七二・五三九	四・九六三	二〇・一五〇	〃

バルバドス、トリニダード、英領ギニア	英領西印ドル	三〇二・二四九	一・一九一	八三・九五八	四六・一二・一八
英領ホンデュラス	英領ホンデュラスドル	三六〇・〇〇〇	一・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	〃
セイロン、モーリシャス、ビルマ	セイロンルピー、モーリシャスルピー、ビルマルピー	一〇八・八一〇	三・三〇九	三〇・二二五	〃
フィヂイ	フィヂイポンド	一、三〇七・〇二八	〇・二七五	三六三・〇六三	〃
トンガ	トンガポンド	一、一五八・三二四	〇・三一一	三二一・七五六	〃
香港	香港ドル	九〇・六七五	三・九七〇	二五・一八八	
マライ（シンガポール及びマライ連邦）、サラワク、英領北ボルネオ	マライドル、サラワク及び英領北ボルネオドル	一六九・二五九	二・一二七	四七・〇一七	〃

註　㈠　レート及び国際通貨基金平価はいずれも単位以下第四位を四捨五入

㈡　資料は「国際金融統計」一九四九年二月号（国際連合発行）

出所　大蔵省資料Z五〇八―一七。

(10)　外国為替資金設置令案要綱（昭和二四年五月二〇日閣議決定）

外国為替資金設置令案要綱

一、政府は、外国為替、外国通貨並びに外国通貨をもって表示する証券（財産権を証する証書及び帳簿を含む。）及び債権に運用のため暫定措置として一般会計に特別の資金を設置すること。

前項の資金は、外国為替資金といい、内閣総理大臣が、法令の定めるところに従い、管理すること。

二、外国為替資金は、貿易特別会計から繰り入れる金額をもって充てること。外国為替資金に不足を生じたときは、財政法第七条第一項の規定によるものの外、一般会計の負担で一時借入金をして補足することができること。但しその限度額は、　億円を超えてはならないこと。

前項の規定による一時借入金は、当該年度内に償還しなければならないこと。

三、政府は、外国為替資金の運用に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができること。

四、内閣総理大臣は、外国為替管理委員会委員長をして外国為替資金の出納を執行させるものとすること。

五、外国為替資金の出納に関する手続は、内閣総理大臣が大蔵大臣に協議して定めること。

六、外国為替管理委員会委員長は毎月資金受払額表及び運用資産明細表を作製しなければならないこと。

七、外国為替管理委員会は、日記簿、原簿及び補助簿を備え、外国為替資金の運用に関する一切の計算を登記しなければならないこと。

八、この政令に規定するものの外、外国為替資金の運用に関する手続は、内閣総理大臣が、大蔵大臣に協議して定めること。

九、この政令は、公布の日から施行すること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七七。

(11)　輸出補償制度に関する意見（昭和二四年九月一五日大蔵省）

輸出補償制度に関する意見（二四、九、一五大蔵省）

輸出契約の相手方の不当な契約解除等の行為について、わが国の輸出業者が積極的に相手方に対して損害賠償の請求をなす途を拓く等、契約の一般原則によりうるような措置を併せて推進することが必要と考えられる。然しながら、輸出補償制度のみの採用を急ぐことが諸般の状勢上やむをえないものであるならば少く

とも次の措置が必要と考える。

一、強制加入

輸出手形は凡て補償契約の対象とする。

二、補償料

金融機関は、補償手形の割引を行ったときは、受信者より一定率（千分の一・五程度）の補償料を徴収し、政府に納入すると共に、融資の内容を政府に報告する。補償料は輸出の支向地別、商品別等に依り、その料率に差等を設け得るものとする。補償手形の書換の場合右に準じ追加補償料を徴収して政府に納入する。

三、補償金の請求とその範囲の限定

金融機関が補償手形の満期に於いて、左に掲げる事由の為、融通金額の全部又は一部の支払を受けられない場合は、満期後三ヶ月以内に政府に対し補償の請求を行う。

(イ) 外国の輸出制限措置

(ロ) 外国の為替制限措置

(ハ) 外国に於ける戦乱、内乱等緊急事態発生の為の船積不能

(ニ) その他右に準ずる場合にして政府の指定するもの

出所　大蔵省資料Z五〇一―四〇。

(12) 輸入物資売掛代金回収要綱

（昭和二四年九月二六日次官会議決定）

輸入物資売掛代金回収要綱（九、一九　審一）

輸入物資の売掛代金未回収総金額は七月末現在約一五〇億に上り貿易特別会計の金繰りに及ぼす影響も甚大であり且つ又公団金融を廃して金融機関による金融のみに肩代りする必要もあるので、この際左記の要綱により特別の回収計画を立案して強力に実施致し度い。

尚実施に当っては各原局と緊密な連繋をとり処置に遺憾なきを期するものとする。

一、現在の売掛金を原則として十一月末までに回収するものとし特別な事情ありと認められるものについてのみ来年三月までの完納を認めるものとする。その為左の措置を強力に実施する。

二、各需要者の未払状況を検討し未払金が極端に大なるもの或は故意に納入を遅延せしめていると認められるもの等については

(イ) 報告提出時に於ける最近時の決算書

(ロ) 公団より引渡を受けた物資の量及び金額、実際に消費した物資の量及び金額

(ハ) 公団より代金の請求を受けた金額、代金の支払済額

(ニ) 報告提出時の原料、仕掛品、製品手持品

等を提出せしめ右諸資料に徴して悪質と認められるものは直ちに輸入物資の割当を停止する等の措置をとるものとする。

三、未払金の納入に当っては原則としてさかのぼって貿経四八号昭和二十四年通牒（別紙参照）（省略―編者）に基き延滞利息を徴するのは勿論であるが特に必要と認めた場合は一定期間代金の延納を認めるものとする。

四、延納を許可する場合と否とを問わず約束手形を差入れしめる等極力適当な担保を徴するものとする。この際出来れば銀行保証付手形の差入れを勧奨する。

五、代金納入を確実ならしめるため今後割当に基く引渡を行うに当っては当該物資の代金と併せて従来の未払金相当額の全部又は一部を支払わしめることをその条件として呈示しこれに応じないときは原則として爾後の割当又はこれに基く引渡を停止するものとする。

六、債務履行が不可能と思われる需要者については公団をして直ちに権利行使に必要な準備をなさしめる。

七、割当後に於ける出保管の制度は極力回避するよう努力するものとし必要止むを得ぬ場合においては原局は通商局及び通商振興局と協議の上実施するものとする。

八、公団金融は認めないものとし通産省で必要な資料を徴した上、日銀その他に

対し金融の斡旋をなし斡旋によって融資を受けた場合はその金額を極力収納に充てるものとする。

九、以上の如く原則を定めるも実際の運用に当っては企業に及ぼす影響等を考慮し原局と緊密な連繋の下に実情に即応した措置を講ずるものとする。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七九。

(13) ローガン・池田会談記録

（昭和二四年一〇月一九日大蔵省渉外特報第一四七号）

大蔵省渉外特報（第一四七号）昭和二四、一〇、一九

ローガン氏との会談記録　　渡辺財務官記

池田蔵相は、十月十九日、マ元帥貿易顧問として来朝中のローガン氏と会見した。当方は渡辺財務官、伊原理財局長及宮沢秘書官が同席し先方はＥＳＳのアリソン財務課次長が同席した。

問答の大要は次の如くであった。

池田　貴下の西独逸に於ける業績に就ては予てから承知して居り敬意を払って居る次第であるが、その経験を以て日本に於ても貿易振興の為勧告をされるならば必ずや有益な結果を齎らすものと期待して居る。

ローガン　自分の独逸に於ける経験を御参考の為にお話してみたい。日本の事態は独逸の一年半前の状況に類似して居ると思うが、何れの場合も問題点は第一は central procurement の制度であり第二は外国貿易商との直接取引が出来ない点である。この二つの困難は手続を変更することによって解決出来るのであるが、独逸で新制度をとる迄は官僚主義、腐敗、不正……特に不正行為に対する批難が強かった。これが制度を改めた後は一切その様な批難を聞かなくなった。新制度というのは㈠各国間の貿易協定によって品目別に輸入許可の枠を決定公示する、㈡一定額を超えた外貨受払のバランスは弗で決済する、その割合は通常貿易量の一〇％である。

現在の日本では貿易商は輸出も輸入もどの位みとめられるか見当がつかない。貿易商は貿易協定のあることすら知らず又それを知って居てもその様なものは秘密警察ででもやって居ることの様な印象をもって居る。

これに反して独逸では貿易協定の内容は公示され、商人はそれぞれの品物の輸出入の予定数量を知ることが出来る。

従って商人はそれを見て外国の貿易商との間に、商談を進め、それが成立すると銀行に行って輸入信用状の開設を求める。銀行はそれが協定の範囲内であればすぐに信用状を発行し、それに基いて通常の手形取引が行われることになる。又輸出の場合も協定の範囲内であれば、輸出商から円で手形が買取られ相手国で集金された外貨は日本ならスキャップ勘定に払込まれることになる。鉄のカーテンの反対側の諸国等に輸出してならぬ品目等については、外国為替管理当局の許可を要するが、この様にして貿易上の政府の統制を能う限り外した結果は非常に貿易量が増大するに至った。

各国通貨の転換が自由になる迄は輸出によって輸入も賄う外はない。日本も従来多くの貿易協定に参加する為に今から準備せねばならない。現在は貿易協定を司令部がやって居り日本人に外貨の状態も判って居ない。自分は今後資金は日銀に渡され又貿易に関する全統計は日本側に引渡されねばならないと信じて居る。通産省はこの様な仕事をする様に編成されねばならぬ。

この机の上にあるのは、独逸と各国との間の貿易協定のファイルであるが、日本もこの様なものを各国との間で取極めるならばその貿易量は急増するであろう。現在では日本品を買う為には先ず弗を手に入れねばならないが協定が出来て新しい手続によればその範囲内に於ては、どんどん日本品が買えることになる。

又貿易協定の締結も今後は九九％迄日本側で行うべきであって司令部があまり関与すべきでない。又運営も日本の税関は商品をチェックしたら、それを日銀と通産省と銀行とに通知をしてやればよい。

池田　非常に結構な考え方である。これ迄は大蔵大臣ですら、貿易協定がどうなって居るか、外貨がどれ丈あるのか知らない状態であった。尚関税政策に付て自分は日本は国際貿易に関する一般協定の趣旨にそって低関税政策をとり

度いと考えて居る。

ローガン　それは賢明な考えである。

池田　日本が国際一般協定による最恵国待遇を出来得る限り早くうけられる様になりたいと考える。

ローガン　それには多少時間がかかると思う。日本が過去に於てダンピングを行ったという非難が払拭しきれないからである。

渡辺　貿易協定の内容として公示せられた範囲ならば、為替管理の制限をうけないのであるか。

ローガン　その通りである。各品目の割当額の二〇%迄は一人で割当をうけることが出来る。この様にするとたった五人で一品目の輸入を独占するという可能性を生ずるが、実際の運用としては一人がそれほど多量のものを買込んでも金利倉敷がかかるからそんなことをする人はあまりない。

伊原　為替管理は誰れが行うべきであるか。

ローガン　貿易協定の写しをもって居るグループが行うべきである。

伊原　為替資金は日銀の資金とするか、政府のものとするか。

ローガン　日銀にもたせたがよい。しかしながら外貨資金をどう分配するかということは政府の仕事である。銀行は銀行のビジネスのみをやらせるべきであって、もしどんな商品に外貨を割当てるかという様なこと迄やらせたらそれは、商工省になってしまう。

アリソン　伊原氏の質問は弗の予算をだれが作るかという意味と思う。

ローガン　弗の分配も予め枠をきめて、それの範囲内で貿易商が直接取引を行うべきである。

渡辺　貿易協定の場合も援助の為の弗の分配の場合も、各産業からの輸入希望をとりまとめて、それを分配する仕事を政府のどこかの機関がやらなければならないであろう。

ローガン　その通りである。

池田　大蔵省は、外貨のコントロールにも関心を有すべきものと思うか。

ローガン　外貨をいかに分配するかということは、大蔵省とは関係ない円の分配は大蔵省の所管である。

アリソン　但し対外的 fiscal policy は大蔵省がやるべきであろう。例えば円の切下問題とか、金の買上値段の問題とか、又為替に関する銀行の業務の監督の如きは当然大蔵省がやるべきである。

ローガン　その通りである。自分はただ円の切下には賛成しない。

渡辺　貿易協定及弗の分配計画の範囲内に於ては、早いもの勝ちであるか。

ローガン　その通り First Come First Serve の原則である。

渡辺　貿易外の資金の割当にも同様の原則が適用になるのであるが、例えば旅行者もその枠の中であれば、旅行小切手が自由に買えるのか。

ローガン　そうである。例えば伊太利との貿易協定には、伊太利のお寺に巡礼に行く為の旅費が一定額計上されて居る。

アリソン　日本では従来貿易は商工省、貿易外は大蔵省が為替の許可を与えて居た。

ローガン　貿易と貿易外は一つの機関が、みるべきものと思う。

池田　非常に啓発される話を感謝する。

ローガン　これらの話について更に御尋ねがあれば、いつでも喜んでお答する。

（附記）

其の後たしかめた所によれば、ローガン氏の談中の「一定額を超過した場合弗で決済する」という意味は、協定貿易金額の通常約一〇%位を限度として、協定国が相互に相手国にクレディットを与えその範囲では出超又は入超になっても決済を為さず、若しそれを超過する場合は弗で決済を要する意味であって普通は弗決済を生ぜぬ様に運営されるのだそうである。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一七。

（14）貿易金融について（昭和二四年一〇月二一日銀行局総務課）

貿易金融について（銀総昭二四、一〇、二一）

一、現在吾国で貿易金融と呼ばれているものは、主として輸出前貸の分野に属する国内金融であって、貿易手形制度として、

(一)　融資順位を甲とすること。

(二)　日本銀行の資金援助について特典があること。

の二点において、他の一般融資に比して優遇されている。

二、本年に入ってから、輸出振興の線に沿って貿易手形の優遇措置は更に完備されることになった。即ち

四月　一日　信用状がある輸出品の受渡しに関する貿手は日銀が再割引する（日歩一銭四厘、掛目なし）

四月一六日　右の取扱について受渡確認等の条件を除去

五月二〇日　右の取扱を製造業者振出貿手に拡張

七月　四日　右の再割適格貿手を高率適用から除外

八月　一日　貿手の金利を二銭六厘に二厘引下げ

三、右の措置に伴い、貿手融資高は引続き増加している。これを日銀のスタンプ押捺高について見れば次の通りである。

四月	九、七三七百万円	一〇〇
五月	七、九〇一　〃	八一
六月	九、〇八〇　〃	九四
七月	九、六〇八　〃	九九
八月	一一、四五三　〃	一一七
九月	一〇、〇〇二　〃	一〇三

本年度上半期の平均月額九、六三〇百万円は、昨年度の平均月額三、二三五百万円の丁度三倍に該当する。

四、七月末の市中銀行の貿手融資残高は二一三億円で総貸出残高四、九六〇億円の四・三%となる。

この比率は十一大銀行六%、地方銀行二%であるが、東京銀行は三五%弱を貿手融資している。

日銀の七月末貸出残高（再割を含む）は二、四六九百万円であるから、貿手融資の内一二%弱が日銀の信用供与で賄われていることになる。

出所　大蔵省資料Z五二六―九―三一。

（15）輸入手続要綱案（昭和二四年一〇月二九日閣議決定）

輸入手続要綱案（二四、一〇、二八）

一、本手続は原則として、コマーシャル・アカウントによって輸入せられるものに限る。

二、経済安定本部は、通商産業省、其の他関係官庁から輸入要請に関する資料を、外国為替管理委員会から資金の収支見込に関する資料を徴し、四半期別の商品別地域別輸入計画及び貿易外計画より成る予算割当計画（以下輸入計画と称する。）案を作成し、輸入委員会に提出する。

三、輸入に関する事項を審議決定するため、経済安定本部に「輸入委員会」（以下委員会と称する。）を設置する。

(1)　委員会は、経済安定本部総務長官を委員長とし、経済安定本部貿易局長、通商産業省通商監、大蔵省代表者、農林省代表者及び外国為替管理委員会委員の五人の委員を以て構成し、委員長事故あるときは、経済安定本部貿易局長たる委員その任に当る。委員会の事務局は経済安定本部貿易局を以てこれに充てる。

(2)　委員会は左の事項を審議し、これを承認もしくは決定し、又はこれにつき必要な指示を行う。

(イ)　輸入計画。

(ロ)　輸入計画の追加及び修正。

(ハ)　輸入に関する諸法規及び手続の設定及び指示。

(ニ)　予算割当の記録の保持に関する規則。

(ホ)　予算割当額の二割を超える輸入の承認に関する方針。

(ヘ)　輸入先に関する制限の設定及び当初計画と異る地域からの輸入。

(ト)　雑品特別輸入の許可に関する規則。

(チ) 事前割当制を採用すべき品目。
(リ) 特定商品に対する事前割当の計画。
(ヌ) 事前割当制の場合における当初計画と異る地域からの輸入。
(ル) 船積書類提出前の支払に対する特別許可。
(ヲ) 予定受渡期の六十日以前のＬＣ等発行に対する特別許可。
(ワ) 六ヶ月以上有効な輸入許可に関しての外国為替銀行に対する承認権の附与。
(カ) その他輸入に関する重要事項。

(3) 委員会は関係官庁から輸入実績及び資金の状況等、輸入に関する諸報告の徴収をすることができる。

(4) 委員会はその権限に属する事項の実施に必要な規則を制定することができる。

四、通商産業省は委員会の決定した商品輸入計画の内容を、随時公表する。

五、委員会はその定める計画及び方策に基き、特定の重要物資につき、個々の事前割当を行わしめることができる。

六、委員会はその定める計画及び方策に従い、輸入計画保留分の枠内において、計画に商品名の掲上されていない輸出用及び重要国内生産に必要な雑品、操業用補助資材、維持用資材等の特別輸入の許可を行わしめることができる。

七、輸入業者は外国為替銀行に対して輸入許可申請をなす。

八、外国為替銀行は外国為替管理委員会にその保有する資金状況を照会の上、輸入許可書を発給する。

編注　この閣議決定は、「輸出生産及び国内経済に必要とせられる商品の輸入を容易にし且つ促進する為に一九四九年一二月三一日より輸入許可手続を改訂し分権化（decentralize）する」ことを目的として発せられた一九四九年一〇月二一日附の輸入許可手続に関する司令部覚書に基づいて決定されたものである。なお、通産省はこの民間輸入手続に関する日本案をメモ発出後一〇日以内に回答するよう命じられた（閣議提出の参考資料による――大蔵省資料Ｚ六二〇―七七）。

出所　大蔵省資料Ｚ六二〇―七七。

(16) 基準外国為替相場及び裁定外国為替相場決定

（昭和二四年一二月一日大蔵省告示第九七〇号）

大蔵省告示第九百七十号

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項及び第二項の規定により、基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を次のように定める。

昭和二十四年十二月一日

大蔵大臣　池田勇人

一、基準外国為替相場
　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨三六〇円

二、裁定外国為替相場
　連合王国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一、〇〇八円

編注　外国為替及び外国貿易管理法第七条第一項第二項は次のとおり。
第七条　本邦通貨の基準外国為替相場は、すべての取引を通じ単一とし、内閣の承認を得て、大蔵大臣が定める。
2　大蔵大臣は、各外国通貨について正しい裁定外国為替相場を決定し、維持しなければならない。

出所　「法令全書」昭和二四年。

(17) 昭和二五年度貿易及貿易外収支計画並びに各貿易関係特別会計間の関連（昭和二五年四月主計局）

(1) 昭和二五年度貿易及貿易外収支計画並びに各貿易関係特別会計間の関連

援助物資を除く一切の貿易及貿易外収支の円貨の面は凡て外国為替特別会計の歳入歳出予算に反映し、援助物資は米国対日援助物資等処理特別会計に於

て処理せられ、そのＣＩＦ弗価格の円相当額が見返資金に積まれる。貿易特別会計は専ら政府貿易を処理する為の特別会計であって、政府貿易も昭和二五年一月以降は原則として行われないこととなったので、二五年度の同会計の予算の大部分は従来の政府貿易の残務の整理、即ち滞貨の処理、既契約の履行、貿易公団の清算を内容とする。

昭和二五年度の貿易及貿易外の収支見込（二五年度予算織込）では、下記（別表援助を除く貿易及貿易外収支見込―編者）の通り約九三・八百万弗の外貨の受取超となって居り、之により外国為替特別会計の円の支払超は三三八億円となっているので、その資金不足を補う為と同会計の運転資金に十分のゆとりを与える為に貿易特別会計の剰余見込約六〇〇億円の内五〇〇億円を外国為替特別会計へ繰入れることになっている。

○援助を除く貿易及貿易外収支見込

(一) 外貨支払
　(イ) 一般物資輸入　ＣＩＦ60%，ＦＯＢ40%　591.9百万弗
　　（ＣＩＦ価格にて619.1百万弗）
　(ロ) 貿易外　52.5百万弗
　　内訳　運賃保険　38.2
　　優先外貨　12.1
　　その他　2.2
　(イ)＋(ロ)＝644.4百万弗＝＝為替売払収入　232.2億円(A)
　　（ⓐ360.35円）

(二) 外貨受取
　(イ) 輸出貿易　ＦＯＢ60%，ＣＩＦ40%　630.4百万弗
　　（ＦＯＢ価格にて603.8百万弗）
　(ロ) 貿易外　107.8百万弗
　　内訳　進駐軍関係　80.7
　　旅行者バザー等　21.3
　　その他　5.8
　(イ)＋(ロ)＝738.2百万弗＝＝為替買取支出　265.477億円(B)
　　（ⓐ359.65円）

(B)－(A)＝93.8百万弗＝338億円

尚、貿易特別会計の剰余は要するに政府貿易の清算を通じ、従来之に使用せられた運転資金が回収された結果生れるものである。

(2) 貿易関係各特別会計間の関係

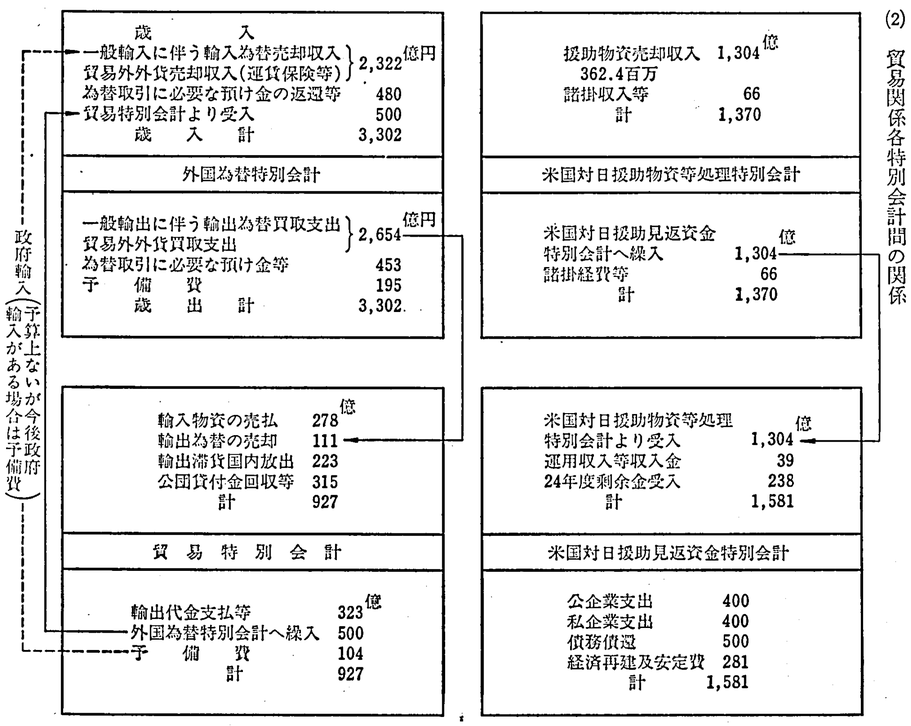

出所　大蔵省資料Z五〇二―三九。

(18)　外資委員会にオブザーバーを出席せしめる件

（昭和二五年四月二一日閣議了解）

外資委員会にオブザーバーを出席せしめる件

外資委員会設置法第五条第六項の規定に該当する事項が委員会の議題となるべき場合には当該行政機関を代表する者一人が委員会に出席して意見を述べることができることとする。

編注　「外資委員会設置法」（昭和二五年五月一〇日法律第一六四号）第五条第六項は次のとおり。

6　委員会は、その権限を行う場合において、その事項が委員の代表する各省庁以外の行政機関の所管に係るときは、あらかじめ当該行政機関の意見を徴しなければならない。

出所　大蔵省資料Z六二〇―八五。

(19)　予算編成及び輸出金融等に関する吉田自由党総裁談話

（昭和二五年五月三〇日）

吉田総裁談話内容（一部）（二五、五、三〇）

明年度予算は、本年第三四半期に編成を完了すると共に、本年度予算の補正を行う考えでありますが、右に際しては予算均衡の方針はこれを堅持することは勿論、左の諸点の実現に努力すると共に、緊急を要するものに付いては来るべき臨時国会に於いて、之が実現を期するのであります。

一、(イ)　予算総額の削減

(ロ)　既定経費を節約して財源を調達し、官吏給与ベースを改訂する。

(ハ)　来年度予算に於いては、一般会計よりする債務償還は行わない。

(ニ)　価格調整補給金は大幅に削減し、又は廃止する。

(ホ)　右の結果生ずる財政余剰をもって、更に減税を行う。

二、輸出金融金庫の創設を考慮する。此の金庫は、外国及び外国貿易業者に対する長期円クレヂットの供与を為すと共に、国内輸出産業者に対する長期金融を行う。

三、わが国の輸出増進に至大な寄与をしている、中小企業に対する貸付を増加する。

四、国際通貨基金、国際開発銀行及び国際小麦協定への参加については、現在なお種々の困難が伴っているにもかかわらず、従来から連合国最高司令官が好意ある仲介をしてこられたことは、感謝に堪えない次第である。わが国経済が一段の安定を加えた今日、更にこれが斡旋方を継続されるよう懇請したい。

五、先般不成立となった地方税法案については、政府は、中央よりの財政交付金を増額せずして、なお地方自治の本旨に従い、地方財政需要を賄うに足る地方税法案をシャウプ勧告の原則に基き、来るべき国会に提出する。

附加価値税は、明年より実施することといたしたい。

編注　昭和二五年四月二五日から五月二二日まで渡米した池田蔵相は、ワシントンにおけるドッジとの会談の合意事項の発表を司令部に差止められていたが、マッカーサーの了解を得て吉田総裁談として発表されたのがこの文書の内容である。なお、これはほぼそのまま六月七日閣議決定されている（本書一〇二ページ資料(3)）。

出所　大蔵省資料Z五〇一―三九。

(20)　外国為替特別会計の円資金及び期限付輸入手形についての司令部非公式覚書

（一九五〇年九月一三日司令部経済科学局）

一九五〇年九月十三日附インフォーマル・メモランダム（仮訳）

経済科学局長マーカット少将発

大蔵大臣、通産大臣、経済安定本部長官宛

件名　外国為替特別会計の円資金及び期限付輸入手形について

一、右件名に関する一九五〇年九月九日附、貴覚書に対する周密なる検討によれば、日本政府予算は外国為替委員会を通して、九十日期限の信用を供与するに必要な資金を提供することは現在に於ても将来に於いても不可能である。日本銀行が使用、再売却又は投資することの出来ない外国為替を日本銀行に円で売ろうとする案は、予算上外国為替委員会に対して国会が定めた法定制限を逸脱せんとするものであり、総合均衡予算という至上原則を危殆に陥しむることなくしては許容し得ざるものである。

二、輸入業者の緊急にして適正なる信用需要に応じ、然も予算上の赤字によって、新しく租税負担を加えないようにするためには、直ちに次の手段を実施する手続をとるべきである。

(a)　十月一日現在で外国為替管理委員会の信用供与は輸入書類の日本到着の時を越えて延長すべきでない。

(b)　日本銀行は現行の貨物到着後六十日の代りに輸入書類到着後最低九十日の期間の総ての金融的に健全な輸入手形の再割引を実施すべきである。

日本が今日直面している輸入の緊急性に鑑み、右再割引は日銀政策委員会が逐次決定する輸出手形及び優遇手形に対する再割引利率と同利率で行うべきである。

(c)　百億円を超過せざる範囲で見返資金の予備金から外国為替特別会計の運転資本に対する政府出資として繰入れを完了すべきである。此の繰入に対する正式の申請は本覚書受取次第迅速に行うこと。

(d)　外国為替管理委員会が、保有し又は同委員会のために保有せられている円資金又は外国為替資金を直接又は間接に前記二(a)記載の期限を越えて信用供与のために今後利用すべきでない。

三、若し上記の手段が迅速且つ積極的にとられるならば輸入金融は大いに促進せられ懸案の諸困難は根本的に健全な様態で解決されるであろう。同時に外国為替管理委員会の予想赤字も避けられ、日本国民へ不当な財政負担を課することなくして日本再建を目途とした均衡予算政策の成功のために引続き全幅の支持を与えられるであろう。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九六。

(21)　外国為替取引図解（昭和二五年一〇月二五日）

外国為替取引図解（昭二五、一〇、二五）

(1)　Cash a/c 取引図

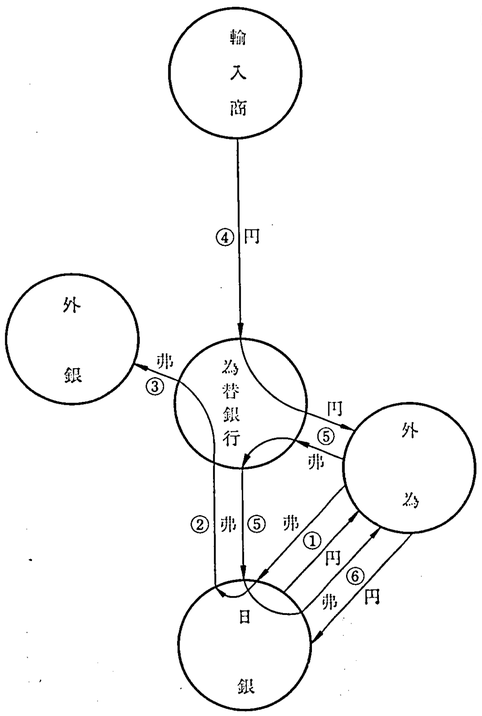

①　L／C開設の際外為より外貨を日銀へ売却し日銀より代り金を受領（三六〇円三五）。

②　日銀は外貨を為替銀行に対し貸付ける（利息は一弗に付一日四銭）。返済はB／L到着後三ヶ月（政府関係機関については即時）。

③　L／C開設後二ヶ月でB／L到着しその際外銀に対し外貨支払い。

④　B／L到着三ヶ月後輸入商より為替銀行に円貨払（利息は一弗に付一日五

⑤　為替銀行は輸入商より取立てた円貨を以て外為より外貨を買い之を以て日銀より借りた外貨を返済（その際利息を円貨にて支払）。

⑥　日銀は為替銀行より外貨の返済を受けると、之を外為に売却し、円貨を受領（三六〇円三五）。

(2)　Open a/c

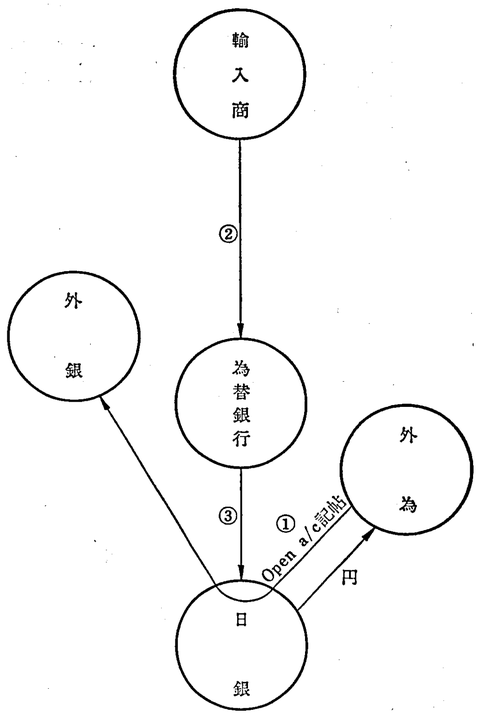

①　B／L到着の際 Open a/c に借記し、その対価を日銀より外為に支払う。

②　輸入商はB／L到着三ヶ月後代り金を為替銀行に支払う（利息は一弗に付一日五銭）。

③　為替銀行は輸入商より代り金入取の上日銀に支払（利息は一弗に付一日四銭）。

出所　大蔵省資料Z五〇一―五三。

(22)　外国為替特別会計法の一部を改正する政令案

（昭和二五年九月一五日閣議提出・廃案）

外国為替特別会計法の一部を改正する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

外国為替特別会計法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「貿易特別会計から繰り入れる金額及び」を「貿易特別会計及び米国対日援助見返資金特別会計から繰り入れる金額並びに」に改める。

第五条第一項中「貿易特別会計」の下に「及び米国対日援助見返資金特別会計」を加える。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

連合国最高司令官の要求に基き、外国為替特別会計の資本に充てるため、米国対日援助見返資金を外国為替特別会計へ繰り入れる必要があるからである。

編注　この政令案は閣議に提出されたが廃案となり、見返資金の外国為替特別会計への繰入れは行なわれなかった。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九〇。

(23)　外国為替資金特別会計へ一般会計から五〇〇億円を繰入れる事由

（昭和二五年一二月一日主計局）

一般会計より五〇〇億円を繰入れる事由

（昭和二五年十二月一日主計局）

外国為替資金特別会計の収支は外貨の受取を円の支出とし、外貨の支払を円の

収入とするものであり従って其の予算全貌は一定の国際収支の見透しの上に立っている。昭和二十六年度に於ける国際収支の見透しは次の如く考えられる。

受取　一、四六〇百万弗　輸出　一、一〇〇百万弗
　　特需　一八〇百万弗
　　貿易外　一八〇百万弗

支払　一、三八二百万弗（一、五三〇百万弗からガリオア一、四八百万弗を除く）

右の国際収支は現実に決済される外貨額を示すものであるが、昭和二十五年九月より行われて居る日銀の外貨貸付制度によればオープンアカウントに就ては従来通りB／L到着の際であるが、弗及び磅の現金決済取引に就てはL／C開設の際外国為替資金特別会計が夫々日銀に外貨を売払い日銀が為替銀行に当該外貨を貸付ける制度となって居る。而して此の貸付けられた外貨はL／C開設からB／L到着迄の約二ヶ月間は現実の外貨決済に使用されるのでは無く、L／Cのマージンマネーとして運用され、B／L到着の際外国銀行に支払われるものである。従って昭和二十五年度末及び昭和二十六年度末に於て夫々L／C開設からB／L到着迄の運用のために要する外貨額の多寡によって為替銀行が日銀に対し従って又日銀が外国為替資金特別会計に対して需要する外貨は国際収支に於ける現実の外国への外貨支払額と一致しない。換言すれば日銀が昭和二十六年度中に外国為替資金特別会計から購入するを要する外貨額は同年度中に外銀に現実に支払うべき外貨額にL／C開設から外貨決済迄に必要とされる外貨額を加えたものから同年度当初に於て保有して居る外貨額を差引いたものに等しくなる。

即ち昭和二十五年度に於ては、上期の輸入不振を取返すため下半期の外貨割当額は著しく増加し、従って年度末へかけてのL／C開設額は急激に上昇する予定である。この結果同年度末に於けるL／C既開設にして其の外貨決済が未だ行われて居ない外貨額は一八七百万弗の多額に上って居る。既に外貨予算制度も円滑化した明年度に於てかかる事情が再び繰り返されることはあり得ぬとする前提に立てば、昭和二十六年度末に於てL／C既開設であり其の外貨決済が昭和二十七年度に持ち越される額は一四五百万弗と予定される。

従って日銀が外国為替資金特別会計から外貨を買取る必要ある外貨額は、昭和二十六年度中に支払う必要ある一、三八二百万弗に年度末の要保有外貨額一四五百万弗を加え、其の合計から同年度当初保有して居る一八七百万弗を差引いた一、三四〇百万弗となる。このことは昭和二十六年度を通じての現実の外貨決済額が一、三八二百万弗であるに拘らず外国為替資金特別会計として日銀に売却する外貨額が一、三四〇百万弗であることを意味する。

外貨の買取に就ては従来通り外国為替資金特別会計は、為替銀行が船積の際輸出業者から買上げた輸出手形を買取って直ちに在日外銀に割引して貰うか或は為替銀行が取立てた外貨を其の儘買取るものであるが故に、外国為替資金特別会計の外貨買取額は国際収支に於ける外貨受取額と一致するものと見て差支えない。

従って右の前提の下に昭和二十六年度に於ける外国為替資金特別会計の外貨の売及び買の差を計算すればそれは一、四六〇百万弗と一、三四〇百万弗との差一二〇百万弗と等しくなり、この結果外国為替資金特別会計の円収支としては右の外貨買超過一二〇百万弗に相当する四三〇億円程度の円収入不足を来すこととなる。

而も国際収支の見透しの困難なる関係から二〇百万弗（約七〇億円）程度の輸出の伸長に対する予備は不可欠であり、之と前述の四三〇億円と合せて五〇〇億円の円収入不足を補う必要が存するので、此の金額を一般会計から繰入れることとしたものである。

〔註〕

五〇〇億円繰入の説明に援用した国際収支の金額は経済安定本部の説明に於ては次の如くなって居る（単位百万弗）。

受取（収入）		支払（支出）	
輸出	一、一〇〇	輸入	一、四六〇
		内　商業勘定	一、三一二
特需	一五〇―一八〇	ガリオア	一四八
貿易外	一三〇―一八〇	貿易外	七〇―九〇
計	一、三八〇―一、四六〇	計	一、五三〇―一、五五〇

大蔵省の説明に於て受取に就ては其の上限を、支払に就ては其の下限を採った所以は貿易計画の推算が極めて困難なるものであり、特にそれが国際政治経済情勢の如何によって激しく影響されるにも不拘、結局現状の継続程度を前提とする以外にないこと、従って外国為替資金特別会計の円収入不足を避けるためには外貨の受払予想をいずれも固く見積る必要があったからである。即ちバランスの予想を固く見積るのには円収入を少く円支出を多く見るのが常道であるから、外貨に就ては支払を少く受取を多く見たと云うことである。

因みに自立経済の説明には右と逆の極端をとり次の如く説明している。

受取　一、三八〇百万弗　(A)
支払　一、五五〇　〃　(B)
(A)−(B)=Δ170百万弗
170百万弗−106百万弗−64百万弗×12/5ヶ月=153百万弗……(C)
(一九五〇〜五一米国会計年度の一八〇百万弗のガリオア中、昭和二十六会計年度にずれるもの)(C)が即ち一九五一〜五二会計年度の米国予算に於ける所要ガリオア金額である。

但し二十六年度援助特別会計は一四八百万弗であり其の前提とする米国予算は一〇〇百万弗である為念。

出所　大蔵省資料Z五〇一—一五三。

(24)　外国為替特別会計補正予算について

(昭和二五年一二月六日大蔵省)

外国為替特別会計補正予算について(昭和二五年一二月六日大蔵省)

(一)　外国為替特別会計の円収入不足　一、〇三六億円

外国為替特別会計に於ては、外貨の受取(即ち輸出)があれば、之に対し円貨を支払い、外貨の支払(即ち輸入)があれば、これに対し円貨を徴収する仕組になっているので、外貨受取が支払を超え、外貨が蓄積されて行く場合には、外貨蓄積分(即ち輸出超過分)だけは常に円の収入が不足する計算になる。

昭和二十五年度予算編成時に於て予定した外貨受払計画は外貨受取七三八百万弗、外貨支払六四四百万弗であり外貨受取超過九四百万弗に相当する三三八億円を貿易特別会計の剰余金繰入れで処理することとし右の予定以上の受取超過を生ずる場合に備え貿易特別会計から五〇〇億円の繰入を計上したのである。

然るに外国為替特別会計の円収入不足は左の通り予算とは相違するに至り、合計一、〇三六億円の円収入不足を生ずることとなった。

(イ)　昭和二十四年度の外貨の蓄積が予想外に多く、外国為替特別会計は昭和二十四年度に於て既に八六百万弗(三一〇億円)の外貨受取超過となって居たこと。

昭和二十四年十二月外国為替特別会計発足以来同年度末に至る外貨受払の計画は、受払共一七三百万弗と予定されたが、外貨予算制度発足時の不円滑等の原因により外貨支払は一三二百万弗に減少したにも不拘同期間の外貨受取は許可制度廃止の関係もあり逆に二一八百万弗と増加した。このように円収入が不足する場合は貿易特別会計より所要の資金を繰入れる予定であったが、これに伴う円収入の不足については日銀よりの借入金一九七億円及び政府輸出による貿易特別会計に対する支払一一三億円の繰延により調整することとした。この三一〇億円は昭和二十五年度における外貨の蓄積に伴う円資金の不足額と併せて貿易特別会計よりの繰入れに期待することになっていたのである。

(ロ)　昭和二十五年度に於ける外貨蓄積は前述せる予算上の貿易計画に比較し特需の関係等もあり左の如く更に巨額に達する予想である(単位百万ドル)。

	四月—九月	一〇月—三月	計
外貨受取	四七六	六六七	一、一四三
外貨支払	二七八	六七七	九五五
差引外貨蓄積	一九八	△　一〇	一八八
			(六七七億円)

(ハ)　昭和二十五年度損益計算の赤字等　八億円

外国為替特別会計に於ては外国為替取引一弗に付三五銭の手数料を徴収し、これをもって借入金の利息等の諸経費をまかなう完全な独立採算制を建前とするが、二十五年度に於ては当初予算に見込まれなかった前年度よりの借入金の利息等が予想外に多く、その為七億円の赤字を生ずる見込である。此の他外銀に対する円磅交換用資金の貸付増のため約一億円不足する。

(二)　最近の輸出状勢に鑑みて一、〇〇〇万弗程度の輸出入の誤差に対する準備は不可欠であり、この点を考慮して四一億円の予備費を計上する必要がある。

(三)　外国為替特別会計の円収入不足に対し一般会計より繰入れを行う必要ある理由

(イ)　貿易特別会計よりの繰入　二六〇億円

当初予算に於て五〇〇億円を予定した貿易特別会計よりの繰入は左記の理由により二六〇億円に減少した。即ち

A　二十五年度当初予定の剰余金　六〇四億円
B　剰余金減少の理由　三四四億円
(1)　昭和二十四年四月——十一月の輸出入に伴う外貨の受取超過が増加したこと　一三九億円
(2)　繊維品の国内放出収入減少　一四八億円
(3)　輸入物資の処分の遅延により収入の一部が二十六年度にずれるため　四三億円
(4)　その他の理由により　一四億円
計　三四四億円
C　差引(繰入可能額)　二六〇億円

(ロ)　日銀に対する外貨の売却増　六七六億円

本年九月より日銀外貨貸付制度が行われることとなり外国為替特別会計は、当初予算に於ける船積書類到着時の外貨売却より約二ヶ月繰り上って信用状開設の際に日銀に外貨を売却することとなったために予算に比較し一八八百万弗の外貨売却増となった。(日本銀行による外貨貸付制度の大要参照)

(ハ)　以上によって期待できる収入は、九三六億円で、(一)との差引一〇〇億円の不足となるがこれを一般会計より繰入れることとした。

(参考)

日本銀行による外貨貸付制度の大要

政府は本年八月二十八日ユーザンス制度の実施を決定したが、その具体的方法としては、種々検討の結果日銀の外貨貸付制度を採用することとなった。

制度のあらましは次の如くである。

(1)　従来輸入信用状を発行する際、外国為替管理委員会が為替銀行に代って、外国銀行に保証金を積立てていたが、本制度実施後は為替銀行が直接積立てることとし、これに必要な外貨は、日銀より年四分の利率を以て借入れ、日銀は貸付の為の外貨を外国為替特別会計より買入れることになった。(これにより特別会計の円の取立が船積書類到着時より信用状開設時に繰上げられるわけで資金繰は著しく楽になる。)

(2)　為替銀行は輸入信用状に基いて輸入手形が到着すれば、先に日銀より借入れた外貨を以て外国銀行に決済するが、輸入商よりの円貨の取立は、手形到着後三ヶ月を猶予する。(これが所謂ユーザンスである。)

日銀は、為替銀行が円貨を取立てる迄、外貨の貸付をつづける。(輸入商のユーザンス金利は年五分である。)

円貨の取立期限が到来して、為替銀行が円貨を取立てれば、その円貨を以て外国為替特別会計より外貨を買入れ、日銀よりの借入外貨を返済する。日銀はこの外貨を直ちに外国為替特別会計に売却する。

出所　大蔵省資料Z五〇一—五三。

(25) 国際金融特別会計（仮称）設置要領試案

（昭和二六年五月二二日）

国際金融特別会計（仮称）設置要領（試案）（昭二六、五、二二）

一、目的

国際通貨基金に対する政府の出資金、国際復興開発銀行に対する政府の出資金、既発行政府外貨公債乃至政府保証外貨債の元利払及び借換、新規の外貨債の発行乃至長期外貨資金の借入（例えば輸出入銀行より又は国際復興開発銀行より）、長期の外貨貸付等政府の長期外貨資金の収支経理を明確ならしめる為、一般会計と区分して国際金融特別会計（仮称）を設置する。

二、資本

この会計の資本として一般会計より二〇〇億円を繰入れる。

三、歳入及び歳出

この会計に於いては、一般会計よりの繰入金、公債又は借入金の収入金、及び外貨売却収入、利息収入並びに附属雑収入を以て歳入とし、出資金、公債又は借入金の償還金及び利子、金及び外貨買取費、外貨債の発行、元利払、借換に関する事務処理に必要な手数料及び事務費並びに附属諸費を以て歳出とする。

（註）円の受払は凡て歳入歳出を以て経理し金及び外貨の受払は歳入歳出外とする。

四、公債又は借入金

この会計は国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する出資を行うため必要ある場合は公債を発行し又は借入金を行うことができる。右公債又は借入金は譲渡禁止又は無利息とすることができる。

五、余裕金の運用

この会計の円の余裕金は資金運用部に預託することができる。

この会計の外貨の余裕金は外国為替資金に預託する外、外国為替、本邦外貨債又は確実なる外国証券に運用することができる。

編注　本文は大蔵省用箋に手書きで主計局長に提出された資料であるが、作成者は不明。

出所　大蔵省資料Z五〇一―五八。

(26) 外資導入に関しマーカット声明に応じて採るべき措置についての意見（昭和二六年六月一一日外資委員会）

外資委業第六四号

昭和二十六年六月十一日

外資委員会委員長　周東英雄

内閣総理大臣　吉田茂殿

外資委員会は、外資の円滑な導入を図るための措置に関し、外資委員会設置法第三条の規定に基き、左の意見を提出する。

マーカット声明に応じて採るべき措置について

マーカット声明に応じ日本政府の声明を発表する際、外資導入に関して左記事項を包含せしめられたい。

一、外資導入に関し日本政府が従来採って来た政策及び制度、殊に「外国為替及び外国貿易管理法」の制定により、一定の規範の下に秩序ある渉外経済活動が行われる基盤を確立し、その基盤の上に「外資に関する法律」に基き導入外資に対し外貨転換の保障を与えるという制度並びにそのような外資導入に対しては予め外資委員会が厳重な審査をして外資導入に伴う負債超過を来たしたり賢明ならざる外資導入によって将来元利金等の外貨支払に窮することなきを期しているその根本方針及び外国投資家の財産が強制収用された場合の補償金の送金を「外資に関する法律」によって保障する制度等は、講和後も変更しないこと。

二、占領期間中、外国投資家が「外国人の財産取得に関する政令」に基き外資委員会の認可を受けて取得した財産権を講和後に至って否認若しくは侵害するようなことは、絶対に行わないこと。

三、「外資に関する法律」制定後の経験に徴し、外資導入に関する制度として不備と思われる点が若干発見されたについては、今後研究を進め、なるべく速かに改善措置を講じて行く所存であること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇九。

(27) 外国為替管理委員会の存置について

（昭和二六年五月一五日閣議了解）

外国為替管理委員会の存置について（昭和二六、五、一五閣議了解）

一、外国為替管理委員会は此の際現状のまま存置する。

二、外国為替管理委員長は所掌事項の種類に応じ各関係大臣に、事前に緊密なる連絡をとること。

三、大蔵大臣との連絡事項については、大蔵大臣主宰の下に大蔵事務次官、外国為替管理委員長、日銀総裁が定期的に集合して協議決定する。

但し、閣議決定を要するものは、所要の手続を経た上決定する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九九。

(28) 外国為替管理委員会の所掌事務、権限の改正点

（昭和二六年三月三一日）

外国為替管理委員会設置法現行条文及び改正案条文対照

現行条文	改正案条文
（所掌事務） 第三条　委員会は、国民経済の進歩とその健全な発展を助長するために、本邦の外国為替資金の適切且つ正当な使用を確保することを目的として、左に掲げる事務をつかさどる。 一　外国為替特別会計を運営すること。 二　外国為替予算について、その定められた限度及び条件が守られるようにすること。 三　関係行政機関の用に供するため、外国為替及び外国貿易に関する取引について完全な記録を保持すること。 四　外国為替取引の数量及び内容並びに国民経済の復興に及ぼす効果に関する報告を、定期的（少くとも毎四半期）に、内閣総理大臣に提出すること。 五　外国為替に関する政策について、内閣総理大臣及び関係行政機関に勧告すること。	（所掌事務） 第三条　委員会は、国民経済の進歩とその健全な発展を助長するために、本邦の外貨資金の適切且つ正当な使用を確保することを目的として、左に掲げる事務をつかさどる。 一　外国為替の取引及びこれに関連する外国貿易の手続について、この条の各号列記以外の部分に規定する目的を達成するために必要な調整を行うこと。 二　外国為替資金特別会計を運営すること。 三　同　上 四　同　上 五　同　上 六　同　上
（権　限） 第四条　委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限	（権　限） 第四条　同　上

の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従ってなされなければならない。

八　外国為替取引の手続を定め、及びその所掌に属する事項について外国為替取引の手続に関し同意を与えること。

九　外貨資金の外国為替特別会計への集中制度に関する手続を定め、当該制度を運営し、及び外国為替特別会計の資金を運用すること。

十　外国為替予算に定められた制限及び条件の範囲内で、外貨資金の取得及び使用に関して、外国為替銀行を監督すること。

編注　本表は、「外国為替管理委員会の所掌事務及び権限を現状に即して明確にするとともに、所要の規定について整備を図る」目的で行なわれた「外国為替管理委員会設置法の一部改正」（昭和二六年三月三一日法律第九八号）の法改正前と後の対照である。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九九。

八　外国為替取引の手続を定め、及び外国為替の取引及びこれに関連する外国貿易の取引の手続について他の行政機関と協議し、又は他の行政機関から協議を受けること。

九　外貨資金の外国為替資金特別会計への集中制度に関する手続を定め、当該制度を運営し、及び同特別会計の外国為替資金を運用すること。

十　外国為替及び外国貿易管理法（これに基く命令を含む。）の実施に関して、外国為替銀行その他の関係金融機関を監督すること。

(29) 外資に関する法律の規定に基く認可の基準等の特例に関する政令要綱（昭和二六年六月閣議提出）

外資に関する法律の規定に基く認可の基準等の特例に関する政令要綱

一、改正商法の規定による準備金の資本組入、株式の分割、株式の併合、株式の配当及び会社の合併に際して新たに発行される株式又は持分を既得の権利に基いて外国投資家が取得する場合は、外貨又は外貨相当物による対価の支払はないが認可しうることとし、且つ、当該株式又は持分が配当金の送金を保証された株式又は持分に対して割り当てられたものである場合は、その配当金の送金を保証しうることとすること。（第一条第一号～第四号、第二条第一項第一号～第四号）。

二、再評価積立金の資本組入に関する法律の規定による再評価積立金の資本への組入によって新たに発行される株式を既得の権利に基いて外国投資家が取得する場合は、外貨又は外貨相当物による払込がなくても認可しうることとし、且つ、当該株式又は持分が配当金の送金を保証された株式又は持分に対して割り当てられたものである場合は、その配当金の送金を保証しうることとすること。（第一条第五号、第二条第一項第五号及び同条第二項）。

三、配当金の送金を保証された株式又は持分を他の外国投資家が譲り受けて取得し、且つ、引き続き配当金の送金の保証を求める場合は、新たに外貨又は外貨相当物による対価の支払がなくても当該取得を認可し、且つ、当該外国投資家に対して配当金の送金を保証しうることとすること。（第一条第六号、第二条第一項第六号）。

編注　当該政令は昭和二六年七月一一日政令第二六三号として公布された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇九。

(30) 日本銀行外国為替貸付制度の経過（昭和二六年八月銀行局）

日本銀行外国為替貸付制度の経過

(一) 本制度の実施

本邦輸入貿易の促進のため、外国為替銀行が輸入信用状の開設及び輸入手形の決済に必要とする外貨資金を、日本銀行を通じて供給し、併せて輸入手形の決済期限を延長して輸入金融の円滑化を計るため、昭和二十五年九月二十

五日より、左記の要領によって日本銀行外国為替貸付制度が実施され、同年八月二十八日以降開設された信用状についてその適用を行うこととなった。

(1) 貸付外貨金額

(イ) 現金勘定決済の場合

輸入信用状開設に際して、証拠金として積み立てるべき信用状極度金額

（甲種貸付）

輸入手形決済のため必要な金額（乙種貸付）

(ロ) 特別決済勘定決済の場合

輸入手形決済資金に相当する金額（乙種貸付）

(2) 貸付期間

(イ) 現金勘定決済の場合

輸入信用状開設日より輸入信用状に基いて振り出された輸入手形関係書類の本邦到着日後原則として九〇日以内

(ロ) 特別決済勘定決済の場合

輸入手形関係書類の到着日から原則として九〇日以内

(3) 貸付利息

年四分

但し本貸付に係る外貨資金を使用する輸入為替取引においては、輸入業者の金利負担が年五分を超えないよう措置する。

(二) 貸付期間に関する例外

外国為替貸付の期間は原則として九〇日以内となっていたが、昭和二十五年十月二十五日より、左の地域からの輸入については輸入手形関係書類の到着後一二〇日以内迄延長された。

1　欧洲及び地中海沿岸地域
2　南阿連邦及びアフリカ西海岸
3　南北アメリカ洲の東海岸
4　濠洲及びニュージーランド

なお、戦争、海難等の不可抗力その他正当な事由によって着荷が著しく遅延したときは、着荷後二ヶ月の期間延長が認められることとなった。

(三) 本制度の開始から昭和二十六年七月末までの毎月末について、外国為替貸付残高を表示すれば左の通りである。

日本銀行外国為替貸付残高　（単位　百万円）

月末	貸付残高	内甲種（註一）	内乙種	米貨現金	内別口貸付（註二）	英貨現金	米貨オープン勘定
二五年九月	一〇、一七五			六、四六三		三、七二三	
一〇月	五三、四一五			三〇、六九六		三三、六〇六	一二
一一月	一〇七、一二三			八〇、七二三	四三五	二三、六三七	二、七五三
一二月	一五四、五一〇	一〇三、二二五	五二、二九五	一二九、四八九	一五、三〇八	二七、〇五〇	七、九三一
二六年一月	二〇九、六二六	一二一、四三九	八八、一八七	一六二、七九五	二七、六五三	四三、二七六	一三、五五四
二月	二六二、八四三	一四五、七三三	一一七、〇六〇	二〇八、三九四	三四、六九四	三七、一一七	一七、三三一
三月	二八〇、一七五	一三三、九四九	一四七、二三五	二一〇、二七八	一四、四一〇	四五、八一〇	二四、〇八五
四月	二六五、七五二	九九、二九〇	一六六、五〇二	一九三、二一六	九、七四四	四〇、八七六	二一、七〇〇
五月	二三九、〇八五	六八、六四八	一七〇、四三七	一六〇、六四六	一〇、〇五五	三一、三三一	三七、〇五〇
六月	二一六、〇四五	五七、九一〇	一五八、七三四	一四九、五〇三		二八、九四四	三八、一〇九
七月	一八六、七五八	三八、一九一	一四八、五六六	一二九、三三九	—	三二、六四二	二四、八三六

(註1)　別口貸付はポンド持高の一時的不足を緩和する為に、二十五年十月より昭和二十六年六月迄、臨時措置としてポンド表示信用状開設の際の証拠金をドル貨を以て積んだものである。

(註2)　三月以降甲種貸付金額が著減しているのは、同月以降信用状開設に伴う証拠金所要額か、信用状極度金額の五〇%に引き下げられたためである。

編注　本資料は「大臣渡米資料」銀行局（「池田大蔵大臣渡米の際の携行資料」其の三）中の文書である。

出所　大蔵省資料Z六〇四―一九。

(31) 輸入引取資金（昭和二六年八月銀行局）

輸入引取資金

一、昨年末から本年初頭にかけて促進された輸入は、国内金融的には主として日銀ユーザンス制度によって賄われ、その額は三月末日銀外貨貸付残高二、八〇一億円に達した。

しかし、その後、これらユーザンス期限の到来に伴い、決済資金所要額が次のように増加することになった。

四―六月　一、四〇〇億円
七―九月　一、五〇〇億円

一、しかるに

㈠ 四―九月が財政資金の引揚期となり、市中金融機関の手許が苦しいこと。

㈡ 輸入原材料の大部分が高値で契約せられたのに対し、その後値下りが著しいこと。

㈢ 思惑的輸入が若干あったこと。

等のため輸入引取資金の調達が円滑をかき、特に値下りのはげしかった油脂原料、生ゴム、原皮について困難を生じた。

しかし、その後日銀の融資斡旋等もあり、関係市中銀行も融資に努力した結果、大きな破綻なく推移している。

四―六月に銀行融資の増加に依存することを要した約七〇〇億円と推定される引取資金中日銀資金に依存したものは次の通りである。

四月　四二億円
五月　一〇三〃
六月　二七六〃
計　四二一〃

尚、最近の状況は次の通りであり、輸入引取資金問題が一応峠をこすのもこの一、二週間と見られている。

しかし、この高値の在庫を如何に処分するかの問題が残されている。

一、油脂原料

㈠ 輸入原料中最も多量に手当した。各種油脂原料合計三五四千屯二六二億円（輸入取止分を除く）に上り平均明年三月迄の手当となる。

㈡ メーカー（搾油業者）は製品処分に大童なるも季節柄売行不振、相場（大豆油）は高値当時に比し四五％安で事変前に比べても二五％安となった（現在尚弱含み）。引取金融については取引銀行はL／C発行銀行に大部分押付ける傾向にあり、又メーカー自身がインポーターに対し延手形又は分割手形を押付けて居る状況であって紛糾しているけれども一流メーカーは六、七月はどうにか融資の目途が付いたので、目先大破綻はなく行ける見込である。

㈢ インポーターの売約なき（又はキャンセルされた）ものは七〇億円に上るといわれ、之は茲当分売込みの見込がなく、売約のあった分もメーカーよりのシワ寄せが甚しいが、人気も稍落着き気味となった。大手筋に対しては取引銀行も最後の処は面倒を見るように見受けられ目先破綻の噂は伝えられていない。

㈣ 海外相場との比較に於て大豆油（屯）シカゴFOB一一五千円、国内一二六千円（事変前の五割高）と近接し、輸入諸掛を見れば大体等価となる。他の油は区々であるが、大勢は之に近い。

㈤ 最近融資斡旋の成立したものは、日華油脂六月七億円、七月一〇億円、味の素七月九億円、昭和産業七月五億円等であり、現在進行中のものとしては、豊年製油八、九月一五億円をピークとして、二〇億円以上がある。

二、生ゴム

㈠ 一―三月AA輸入量は二八千屯一四〇億円で十一月頃迄の在庫に過ぎないが、国内相場の反落甚しく七月一五四円で海外相場（シンガポールFOB一六七円）を完全に下廻り事変前の国内相場（一五二円）に略近くなった。

㈡ メーカー中、自動車タイヤ業者は特需の終了で売行、相場共に頓挫したが、未だ利益があり、自転車タイヤ、ゴム長等では売行不振、相場続落のため事変前に略近く、採算は赤字である（事変前は利益が多かった）、各種メー

カー共減産、安売りで切抜けに努め、又秋以後安値原料買入れによるコスト引下を計画中で先は悲観していない。

引取資金に付ては二、三流メーカーにはインポーターへの決済延長、銀行間の押付け合等、他の商品と同じ傾向であるが、大体比較的良く決済されている方である。（六大メーカーのみでユーザンス金額中の六月は八七％、七月八一％が期日通り決済された）

中小メーカーには休業状況に入るもの多く淘汰必至であるが、一般に破綻という情勢ではない。

㈢ インポーターについては売約のないものが一時は一万屯五〇億円といわれていたが、既にある程度消化し（特需もあり）、現在は落着いている。

㈣ 最近融資斡旋で取り上げたものは横浜ゴムの二億五千万円がある。

輸入物資引取資金資料

	生ゴム	原皮	油皮原料	計	備考
一、一―三月輸入契約量	三六千屯	三三千屯	四五一千屯		
二、同実入荷見込量	二八〃	二六〃	三五四〃		
三、同　金　額	一四〇億円	一〇一億円	二六二億円	五〇三億円	
四、ユーザンス決済					
六　月	四五〃（一七） 四〇〃（四〇） 二八〃（二八）	一一〃（一一） 一五〃（一七） 二一〃（一四）	四五〃（四〇） 六四〃（四三） 六三〃（四八）	一〇一〃（五八） 一一九〃（一〇〇） 一一三〃（九八）	（業者又は通産省調）
七　月	一三〃	四四〃	四一〃	九八〃	（業　〃　者）
八　月	二六〃	九一〃	二一三〃	四三〇〃	三の数字との差は恐らく五月以前決済
九月以降					（業者団体調）（但括弧内は外為調）
計					
五、五月末現在原料手当月数	六・五ケ月	八ケ月	平均十ケ月		
六、売契なき輸入商手持金額	五〇億円位	二九億円	七〇億円		

三、原皮

㈠ 一―三月AA買付は輸入取止め分を除き二六千屯一〇一億円、昨年中買付もあり結局明年一月迄手当したことになる。内インポーターの売約なき手持二九億円位であろう。

㈡ 製品の大部分（甲革、底革、ぬめ革等）は全く金融相場で（紡績用革、ベルトは好調）「ぬめ革」は原皮代にもならぬ有様で一―三年買付分での採算は完全な出血であるが、過去の利益で持ち堪えている。一流メーカーは金融力もあり、市中浮動ものを十月以降成行相場で買約しようとしている（警察予備隊需要目当か）。二、三流業者は大半インポーターへのシワ寄せで解決、銀行の援助もあるが何分資本金に比し所要資金が莫大となる為金額的に限度があろう。

国内及海外相場推移

	一―五月中最高	六月末	最近	事変前	備考
大豆油（米国）	一六三千円	一三千円	一二五千円	一二千円	シカゴfob屯
〃　（日本）	三九〃	一三七〃	一三六〃	一六九〃	
大　豆（米国）	四四〃	三九〃	四一〃	四七〃	シカゴfob屯
生ゴム（新嘉坡）	二七〇円	一七一円	一六七円	九二円	fob封度
〃　（日本）	二五五〃	一六〇〃	一五四〃	一三一〃	
ゴム長靴（〃）	七〇〇〃	六〇〇〃	五七〇〃	五五〇〃	
自転車（〃）	一、四五〇〃	一、四〇〇〃	一、三五〇〃	一、三〇〇〃	一足
タイヤ（〃）					一組
自動車（〃）	三千円	三千円	三千円	二千円	一本
タイヤ（〃）					
原　皮（アルゼンチン）	四三五千円	（売止め）	（〃）	三七千円	fob屯
〃（米国）	三八〃	二六六千円	三七〃	一七〇〃	シカゴfob屯
〃（日本産）	四七四〃	三九〃	三九〃	三七〇〃	アルゼンチン皮使用
底　革（日　本）	九三〇〃	七四〇〃	七一〇〃	八〇〇〃	

㈢　インポーターは大商社の畑違い仕事が多く（江商、日棉等）手持原皮の売込、金融につき今後問題はあるが、ユーザンス決済期が遅い（七割が八、九月）ので小口投げが一巡した今日では人気は比較的に落着いている。

編注　前出「大臣渡米資料」所収。

出所　大蔵省資料Z六〇四―一九。

（32）輸出滞貨金融（昭和二六年八月銀行局）

輸出滞貨金融

一、五、六月頃より経済情勢の変化に伴って繊維品を中心とする輸出不振により滞貨が増加する傾向を生じたが、七月以降、米綿の豊作により一層の繊維品値下りが予想せられることになり、綿糸布等の輸出既契約分に対して信用状の開設が行われないものが続出してきた。

滞貨の金額は明確には把握せられていないが、綿糸布関係で二五〇億円、化繊関係数十億円に達すると見込まれている。これらの滞貨は、主として貿易商社の手許にあるが、貿易商社の支払が滞っているため、最近ではメーカーの資金繰りも苦しくなっている。

最近における業界の実情は次の通りである。

二、相場の推移

朝鮮動乱以来衝騰してきた繊維市価は、左記の如く本年二―三月をピークとして大幅な下落を示している。（東京仲間取引気配）

銘柄	単位	韓国動乱直前	ピーク（二月乃至三月）	七月三〇日
綿糸二〇番手	一梱	一三〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円
金巾二〇〇三番	一ヤード	九三	一六〇	六七
人絹糸ヴィス一二〇	一〇〇ポンド	一八、〇〇〇	五一、七〇〇	二四、五〇〇
スフ糸三〇番手（単）	一〇〇ポンド	三三、〇〇〇	四八、五〇〇	一八、五〇〇
梳毛糸三六番（双）	一〇〇ポンド	一三二、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一四五、〇〇〇

なお、パキスタン（カラチ）におけるｃｉｆ価格の推移は次の如くである。

（単位　セント）

銘柄	二五年一〇月一〇日	二六年一月三〇日	同二月二六日	同五月二五日	同七月五日
綿糸二〇番手	九五・〇〇	三三・二五	一〇二・三五	一〇一・三五	八九・三〇
金巾二〇〇三番	二八・九〇		二九・三八	二八・七五	二五・〇〇

三、荷動に対する影響

棉花については本年十月頃迄の輸出先約定が済んでいるので、問題は既約定品のキャンセルという形で現われ、化繊については先約物が少いので新規成約停滞という形をとっている。しかも、値下りによって新しい需要を喚起する程でもなく荷動は停頓し、それが更に投物を呼ぶという事情にある。他面原棉の豊作の為海外も値下りを示しつつあるので、先行見透難で気迷っている。業界では相場の安定を強く要望している。

なお、金融問題は綿については先ず商社の段階で、化繊については直接メーカーの段階で起っている。

四、メーカーに対する影響

紡績は半年以上先物を売繋いでいたので、三月迄の値上益を得なかった反面三月来の値下による影響を直接には余り受けておらず、商社からのしわ寄せが七月頃よりぼつぼつ現われ、原棉スタンプ手形の決済難が見られる程度であるのに対し、化繊メーカーは七月頃から売行が急減し滞貨が急増しつつある。但し、総体としてみれば、現在迄の値下りの影響はさしたることはなく、且つ現在の処必ずしも採算点を割っていないので、問題は今後の帰趨如何によるとみられる。

なお、現在の使用原棉を仮に一ポンド五八セントとすれば、綿糸が一一万円―一〇万円程度が、ベイ・ラインと思われる。しかし、原棉豊作の為、アメリカの指定価格が三三セントと伝えられる事情から考えると、七―八万円程度まで行く可能性はあり、今後楽観は許されない。

五、商社に対する影響

商社の窮迫はかなりの程度に達しているが、これは主としてゴム、皮革、油脂等の輸入引取資金によるものであり、繊維品による傷は現在迄の処比較的浅い。これは六、七月頃までの綿糸布の仕入は昨年暮頃の安値約定分であったこと等によるものである。しかしながら、今後の高値仕入分（二、三月頃以降の高値約定分）については、値下り損を正面から蒙る可能性が大であり、ゴム等に続く問題であるだけに持ち耐え難い所までゆく可能性もあり、今後の市況如何によりては、業界の整理問題にも発展してゆくとみられる。但し、大商社程輸入引取資金の重圧を受けて困っている実情に在るが、弱少商社は専業が多く、国内販売に転換した等の事情により整理淘汰が始まるというような兆候は未だ見受けられない。

六、業界の乗切策

最も安易な解決策である金融が必ずしも容易ではない事情から、業界としては、金繰の負担、損失の負担を或る程度他に転嫁すべく、契約解除、値引又は値引含みの支払延期等につき種々折衝が行われており、中小問屋から大商社へ、商社からメーカーへとしわ寄せられる傾向がうかがわれ、メーカー段階では操短乃至設備拡張中止問題も起っているが、凡てが今後の市況如何にかかり、金融問題とも絡むこととて明確な線が出て来るには至っていない。現在までの情報によれば

(1)　関西では紡績協会と綿糸布輸出協会と協議中である。内容は種々の点がある由

(2)　紡績会社は八月から自発的に従来の七日操業（日曜を休む）を六日操業（日曜を休む）にする。

(3)　化繊会社は人絹一割、スフ二割の操業短縮を八月から実施予定。右に関しては、公取で独禁法違反の疑ありと警告している由である。

七、金融対策

政府資金等による一率の滞貨金融は行うべきでないので、個々の場合の実情に即して、業者の資金繰りの面倒を見て行くことになるが、差当り次の方式で検討が進められている。

即ち、輸出業者は紡績業者に対し、契約価格通りの代金決済手形を振出すものとし、紡績業者は右の手形を担保として、銀行の融資を受けるものとする。この場合、融資は米綿価格の動向をも参酌し、安定を見込み得る価格を基礎として期限二ヶ月の手形で行う。この見込価格と契約価格の差額による損失は輸出業者と紡績業者の話合いで分担する。

編注　前出「大臣渡米資料」所収。

出所　大蔵省資料Z六〇四―一九。

（33）日本の貿易及び金融協定の概要

（昭和二六年八月一六日理財局為替政策課）

日本の貿易及び金融協定の概要（次ページに収録―編者）

出所　大蔵省資料Z五一一―三四四。

日本の貿易及び金融協定の概要[a]（理財局為替政策課）
（昭和26年8月16日現在）

	国名	支払方法	貿易計画 期間	年間予定額 輸出	年間予定額 輸入	主要商品 輸出	主要商品 輸入	最恵国待遇 貿易	最恵国待遇 船舶
				千弗	千弗				
Ⅰ 弗現金地域	(1)ベルギー通貨地域	米弗現金	（貿易計	画な	し）	繊維類，木材及び木製品，金属及び金属製品，化学製品等	油脂類，化学製品，薬品，動物製品，ゴム樹脂，亜麻，鉄鋼製品等	無*	無*
	(2)チリ	同上	（同		上）	繊維類，木材及び紙製品，陶器，茶等	穀類，硝石，羊毛等	無	無
	(3)コロンビヤ	同上	（同		上）	繊維類，金属及び金属製品，陶器等	砂糖，米，膠，コーヒー等	無	無
	(4)メキシコ	同上	（同		上）	繊維類，金属及び金属製品，機械，陶器，科学及び技術設備等	綿花，砂糖，米，塩，ブラッシュ・ファイバー，螢石，亜麻仁等	無	無
	(5)ペルー	同上	（同		上）	機械，金属及び金属製品，科学及び技術設備，繊維類，食料品等	棉花，砂糖，鉱物等	無	無
	(6)琉球諸島	同上	1951.7.1 ～52.6.30	10,000	7,250	食糧，繊維類，農業，漁業，工業，運輸，医療設備及び産品，建設資材，煙草等	黒糖，繊維類，砿石，燐鉱石，医薬原料，貝殻等	無*	無*
	(7)スペイン	同上	（貿易計	画な	し）	機械，金属製品，化学製品及び薬品，茶等	加里，塩，螢石，コルク，水銀等	無*	有
	(8)ウルグァイ	同上	1949.6.1 ～50.5.31 (新協定成立まで無期限延長)	5,000	5,000	繊維類，機械，金属製品等	羊毛，皮革，油脂原料，カゼイン，動植物製品等	無	無
	(9)ヴェネゼラ	同上	（貿易計	画な	し）	繊維類，ゴム製品，木製品，陶器，金属及び金属製品，科学及び技術設備等	皮革，コーヒー，ココア等	無	無
Ⅱ オープン	(1)アルゼンチン	○米弗建オープン a/c ○スイング10,000千弗	（同		上）	鉄及び鉄鋼製品，その他の金属及び金属製品，農業機械，電気設備，化学製品，繊維類，陶器等	穀類，植物油及びオイルシール，綿花，皮革羊毛，動物製品，ケブラ，チョウエキストラクト（タンニン剤）等	無	有
	(2)ブラジル	○米弗建オープン a/c ○毎年6月1日決済	（同		上）	食糧品，紙製品，化学製品，陶器，ガラス製品，船舶，ミシン及び部品，金属及び金属製品等	綿花，コットンリンター，サイザル，米，砂糖，カナウバ油，皮革，油脂原料，タングオイル等	無	無
	(3)フィンランド	○米弗建オープン a/c ○全純残高については毎年6月30日毎決済，スイング超過額は随時決済，スイング限度500千弗	1951.1.1 ～51.12.31	2,700	2,760	繊維類，漁網糸，鉄鋼製品，薬品，油脂類，化学製品等	レーヨンパルプ，サルファイトパルプ等	無	無
	(4)フランス連合	○米弗建オープン a/c（仏印の副勘定あり） ○スイング限度3000千弗	1950.7.1 ～50.12.31 (新貿易計画成立まで無期限延長)	12,920	6,320	生糸，綿製品，茶，機械，化学製品等	穀類，飼料，加里，燐鉱石，無煙炭，塩等	無*	無*
	(5)ドイツ共和国[b]	○米弗建二勘定制 オープン a/c ○スイング限度（二勘定の総合純残高）9,000千弗	1951.7.1 ～52.6.30	30,000	30,000	繊維類，食料品，農産物，非鉄金属，化学製品，木材及び類似製品，葉煙草等	鉄鋼製品，機械及び部品，肥料，化学製品，非鉄金属等	有	有
アカウント地域	(6)香港[c]	○米弗建オープン a/c ○スイング限度10,000千弗	（貿易計	画な	し）	陶器及び関係製品，化学製品，薬品，食糧品，手工品，機械，皮製品，建築資材，繊維類，金属製品，ゴム製品等	食料品，化学製品及び関係製品，油脂及び油脂原料，機械及び部品，金属鉱石及び金属，非金属鉱石等	有	無
	(7)インドネシヤ	○米弗建オープン a/c ○全純残高について毎年6月30日決済，スイング超過額は随時決済，スイング限度10,000千弗	1950.7.1 ～51.6.30 (新計画作成まで無期限延長)	44,400	30,000	繊維類，機械，金属製品，化学製品，硝子製品，エナメル製品，陶器等	ゴム，塩，鉱石及び金属，油脂原料，皮革，タンニン剤等	有	有
	(8)韓国	○米弗建オープン a/c ○スイング限度2,000千弗	1951.4.1 ～52.3.31	32,000	16,000	繊維類，非金属製品，機械，木材及び紙製品，金属製品，陶器等	鉱産物，農産物，海産物等	有	有
	(9)オランダ王国	○米弗建オープン a/c ○スイング限度2,000千弗	1951.1.1 ～51.12.31	7,300	7,300	繊維類，金属及び非金属製品，木製品，化学製品等	麻，くず羊毛，塩，化学製品，皮革，機械，カゼイン，ラクトーゼ，象牙，ダイヤモンド粉末，染料等	有	有
	(10)フィリッピン共和国	○米弗建オープン a/c ○スイング限度2,500千弗	1950.1.1 ～51.6.30 (新計画作成まで無期限延長)	50,000	50,000	繊維類，機械，鉄及び鋼鉄製品，船舶，化学製品，農業設備，建築資材等	鉄鉱石，マンガン鉱石，マニラ麻，からむし(植)，ラワン材，油脂原料，糖蜜等	有	無
	(11)スエーデン	○米弗建オープン a/c ○スイング限度3,000千弗	1951.1.1 ～51.12.31	10,600	10,600	繊維類，化学製品，磁器，農産物，機械等	レイヨンパルプ，製紙用パルプ，樹脂，鉄及び鋼鉄製品，機械，銑鉄，ラクトーゼ等	有	有
	(12)台湾	○米弗建オープン a/c ○スイング限度4,000千弗	1950.7.1 ～51.6.30 (新計画作成まで無期限延長)	50,000	50,000	繊維類，肥料，食料，輸送施設，機械，鉄及び鋼鉄製品等	砂糖，米，果物，塩，木材，バガスパルプ，糖蜜，鉱産物等	有	無
	(13)タイ	○米弗建オープン a/c ○スイング限度5,000千弗	1951.1.1 ～51.12.31	55,000	55,000	繊維類，車輛，機械，工場施設，化学製品，ゴム製品，エナメル製品，アルミニウム製品，陶器類，ガラス，紙及び紙製品等	米，塩，チーク材，油脂材料，皮革類，ゴム及び樹脂，骨粉等	有	無
Ⅲ スターリング地域	(1)貿易協定参加国英王国及び植民地，オーストラリヤ，インド，南阿及びニュージランド，セイロン（香港を除く）	英磅現金	1950.7.1 ～54.6.30 (スターリング日本間の金融協定交渉未成立のため三ヵ月間期間延長)	380,800	380,800	繊維類，機械類，罐詰食料，木材，金属類，電気器具，化学製品，陶器及びガラス製品，自転車及び部分品，生糸等	麦類，油脂原料，塩，ゴム，石油，皮革類，タンニン剤，機械及び部分品，化学製品，羊毛，綿花，ジュート，鉱物類等	無	無
	(2)ビルマ	同上	1951.1.1 ～51.12.31	28,000	28,000	繊維類，建築材料，セメント，電気設備，産業施設，機械及び施設，食料等	米，麦類，綿花，綿実，生ゴム，チーク材，生うるし等	有	無
	(3)パキスタン	同上	1950.10.1 ～51.9.30	97,474	97,474	繊維類，機械類，金属及び金属製品，化学製品，薬品，紙及びコルク製品，ゴム製品等	米，麦類，綿花，羊毛，ジュート，コットンリンター，皮革類，塩，綿実，動物，副産物等	有	有

註 a）は全貿易協定及び支払協定（磅地域参加諸国との貿易協定を除く）は講和の発効により終了する。磅地域参加諸国との貿易協定は1951年9月30日に終了する。全協定は所定の通告によって廃棄できる。

b）は講和発効の日から効力を生ずる日本政府と独逸共和国政府との間の貿易及び支払協定が1951年8月2日調印された。

c）は香港との貿易及び支払協定は正式化していないが事実上の協定である。1950年1月東京で開催された貿易会談において到達した合意により，前記協定案文は日本香港間貿易の暫定的根拠となっている。

＊印は最恵国待遇が事実上与えられていることを示す。

五　補給金削減・統制撤廃

(1)　炭鉱業の安定に関する司令部覚書

（一九四九年三月一〇日SCAPIN一九八四）

炭鉱業の安定

（一九四九年三月一〇日SCAPIN一九八四ESS／EX）

一、参照文書

昭和二十三年十二月十九日附総理大臣宛連合軍最高司令官書翰

二、炭鉱業は、日本経済復興及び安定の全努力の基礎である。日本の自立を確信し参照書翰の内容を実施するためには、炭鉱業の能率を急速かつ効果的に改善して、現行の消費者炭価又は諸補給金の増額を行わずかつ赤字融資によることなく、昭和二十四年会計年度に最小限四千二百万屯の石炭を供給することが肝要である。

三、従って、日本政府は左記を確保するに必要な措置を講じなければならない。

即ち

(イ)　実働時間に対するあらゆる契約上の現金による賃金支払債務は、支払期日に全額支払うこと、かつ右の賃金支払債務は、石炭会社の収入に対し、税金に次ぐ先取権を有すること。

(ロ)　架空の時間外手当は、直ちに廃止すべきこと。時間外労働及びこれに対する支払は、生産上の要請により現実に正当とされる範囲内に限ること。この為、坑外夫又は事務職員に対しては、緊急事態に基き必要な場合は除き、いかなる時間外労働又はこれに対する支払も認めないこと。坑内夫及び監督員に対しては、一日八時間即ち一週四十八時間以上労働した場合の外時間外手当を支給しないこと。特殊事情により必要な場合を除き、労務者の一週間の全作業過程が四十八時間を超えざる限り、一週のいずれの日にも時間外労働を計上しないこと。

(ハ)　新鉱開発のため必要とする場合を除き、全炭鉱業の坑内夫対坑外夫の全体の比率が六〇対四〇の比率に達する迄、今後坑外夫、事務員又は事務職員の雇入れを認めないこと、労働不能又はこれに準ずる理由により、坑内より坑外作業に配置転換するのは、坑外員の補充の場合に限ること。

(ニ)　賃金に次ぐ優先支払を運転資材及び設備に与えること、過剰購入の除去を確保するため炭坑設備品目録及び購買計画を審査すること。

(ホ)　各炭鉱会社はその山元、地区事務所及び本社に於て全経営費及び収入の細目を明記する一定様式の正確な会計制度を急速に採用すること。指定炭鉱においては、右の会計制度は昭和二十四年四月一日又はそれ以前に実施さるべきこと。

四、上記諸措置の実施を確保するため必要な場合日本政府は、配炭公団に対し、石炭売上代金を税金、正当なる賃金、炭坑運転用設備及びその他の資材に対する支払にあてるため特別封鎖銀行勘定に振込む様指令すること。

右の封鎖勘定よりの支払は、連合軍最高司令官の承認せる規則に従ってのみなさるべきこと。

五、本覚書を実施するため取られたる処置に関する月報を、昭和二十四年四月一日以降提出しなければならない。本覚書の実施に関し、経済科学局と日本側関係官庁との直接連絡を許可する。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一四。

(2)　石炭鉱業等赤字処理要綱（昭和二四年三月一五日閣議決定）

石炭鉱業等赤字処理要綱

石炭鉱業その他の鉱業及び電気事業において昭和二十三年の公価改訂に至る迄の間に発生した赤字のうち、生産目標達成のため政府が企業経営に強力な干渉を行う等の特殊性に基いて不可避的に発生したことが明かであって、企業の負担に帰することが不合理なものについては、政府において速かに財政補償を行い、以て今後における企業の合理的な経営の基礎の強化に資するものとする。

記

一、補償金額

政府が補償すべき金額は左の通りとする。（別紙参照）

(イ)　石炭鉱業	一三、四二七百万円
(ロ)　石炭鉱業以外の鉱業	三二八百万円
(ハ)　電気事業	二、九九二百万円
計	一六、七四七百万円

二、補償方法

石炭鉱業に対する補償金額のうち二、六三三百万円は本年度予算により補償し、税金その他特定未払金の支払に充てさせ、石炭鉱業に対する補償残額一〇、七九四百万円並びに石炭鉱業以外の鉱業及び電気事業に対する補償の金額の合計一四、一一四百万円は交付公債を以て支給し復金融資の返済に充てさせる。

註　(一)　財政補償金額のうち予算により措置する分は、既に第四国会通過の価格調整費予算中に計上済である。従って今後新に措置を要するのは交付公債による分のみである。

(二)　本要綱による補償金額については課税上益金に算入しないこととし、要すれば法的措置を講ずる。

三、本措置による以外の赤字については、企業をして棚卸資産の評価益、不要資産の処分益、今後の企業努力等により逐次償却させる。

四、復金赤字融資額のうち交付公債による償還後なお残る額については本措置後概ね五年を限度として完済せしめる目途をもって、企業毎に償還計画を立てさせ、これが実行について特別の指導監督を加える。

備考

石炭鉱業、石炭鉱業以外の鉱業及び電気事業の運営については、その自主性を強化し、企業が合理的に経営される限り、不当に欠損が発生累積することがないよう措置を考慮する。

附表　A

石炭鉱業赤字補償内訳表

第一、要補償赤字額	
1　二十二年七月―九月	
物品費経費	五八〇百万円
2　二十二年十月―二十三年六月	
(イ)　労務費	一〇、五六四百万円
(1)　基準外七%増	四五一百万円
(2)　法定福利費超過	四九九百万円
(3)　生産奨励金	三、七二二百万円
(4)　坑内夫増産意慾確保特別措置	八五九百万円
(5)　二十三年四月―六月賃金差額	四、八七二百万円
(6)　寒地手当	一六一百万円
(ロ)　物品費	二、〇七三百万円
3　二十二年度米価補償	五〇百万円
4　復金融資利息支払増	一六〇百万円
計	一三、四二七百万円
第二、補償内訳	
予算措置	二、六三三百万円
交付公債	一〇、七九四百万円

計　一三、四二七百万円
第三、復金赤字融資
総額　一二、五七一百万円
交付公債による償還　一〇、七九四百万円
償還計画による償還　一、七七七百万円
附表　B
石炭鉱業以外の鉱業赤字補償内訳表
第一、要補償赤字額
昭和二十三年五月、六月人件費　三二八百万円
第二、復金赤字融資
総額　三六五百万円
附表　C
電気事業赤字補償内訳表
第一、要補償赤字額
1　昭和二十一年十一月―二十二年三月人件費　五六二百万円
2　昭和二十三年一月―六月人件費　二、四三〇百万円
計　二、九九二百万円
第二、復金赤字融資
総額　二、八三八百万円
回収済額　一〇六百万円
現在額　二、七三二百万円
出所　大蔵省資料Z六二〇―七七。

(3)　公団制度改革に関する件（昭和二四年三月一九日閣議決定）

公団制度改革に関する件

一、考え方

(一)　物資配給統制等の行政事務の簡素化、合理化に伴い実施機関たる公団の業務内容を極力簡素化するとともに事務の合理化を目指し行政整理の一環として機構の簡素化と人員の整理を行う。

(二)　右の業務内容の簡素化に伴って公団の統合乃至廃止を行う。

(三)　従来公団制度に存した各種の不合理（金融上、人事上の拘束等）はこの機会に是正してその運営の円滑を期する。

二、配給公団の処置（石油、配炭、肥料、食糧、食料品、飼料、油糧、酒類の八公団を、配炭、肥料、食糧、食品の四公団に）

(一)　配給公団の任務は物資の配給を公正適確に行うことを主眼とする。

(二)　需給状況の好転した物資、物資の性質上必ずしも買取販売を必要としない物資は、この際徹底的に取扱品目から除外する。

(三)　以上の見地から次の通り措置する。

(1)　石油配給公団　三月末を以て廃止する。

(2)　配炭公団

(イ)　存続期間を取あえずは延長するが受入体制整備後新体制と切替える。

(ロ)　格外炭、低品位コークス、無煙炭、煽石及び微粉炭を取扱品目より除外すること。

(3)　肥料配給公団　存続する。開拓地用炭酸カルシウム、骨粉等を取扱品目より除外する。

(4)　食糧配給公団は存置し、飼料配給公団はその取扱品目を大幅に整理してこれを吸収する。

(5)　食料品配給公団と油糧配給公団とを廃止し、新たに食品配給公団を設立すること。尚取扱品目中味噌、カンヅメ、グルタミン酸ソーダ及び練粉乳以外の幼児食の買取販売を廃止すること。

(6)　酒類配給公団は廃止し、別途租税徴収上必要な措置を考究すること。

三、価格調整公団
存続するが取扱品目を最少限度に止めること。

四、貿易公団の処置

(一)　食糧貿易公団及び原材料貿易公団は三月末日を以て廃止し、その業務にして継続を要するものは、残存貿易公団その他政府機関に承継せしめる。

(二)　鉱工品貿易公団及び繊維貿易公団の人員機構を縮小整備する。

五、産業復興公団及び船舶公団　存続する。

六、公団制度の改正

(一)　直接市中金融機関より融資する途を拓くこと。

(二)　剰余金の国庫納付及び国庫交付金による職員給与支弁の現行制度はこれを廃止し、独立採算制を確立し合理化に資すること。
但し予算及び決算については、国会の議決を要するものとすると共に事業計画、借入限度については政府の認可事項とすること。

(三)　役職員はその増減に政府の認可を要するに止めこれを政府職員とせず公共企業体たる公団の職員として取扱うこと。従って国家公務員法は適用しないが公共企業体労働関係法を適用すること。

(四)　公団監督の責任者は、各省大臣とし、経本長官の認可事項を極力整理すること。

(五)　配給公団がその事業運営上通常必要な財産は基本金によらずしても買入れることを認めること。

七、当面の措置

(一)　以上の方針を実現するため各省においては、その実施策を考究すること。

(二)　以上の措置をとることを前提として配炭公団、肥料配給公団、食糧配給公団、食料品配給公団、油糧配給公団、飼料配給公団及び酒類配給公団については取あえずその存続期間を三ヶ月延長する法律を所管各省より提出すること。

(三)　なお各公団について復金よりの融資が不可能となる惧れがあるのでこの際各公団につき四月一日より直接市中金融機関からも融資する途を拓く旨の法律の改正を行うこと。

編注　本件は昭和二四年三月二五日閣議決定により、二、の(三)の中(5)の取扱品目中「味噌」を削り、また七、の(三)全文を削除する修正が行なわれた。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七八、Z二〇三―三。

(4)　輸入物資の払下価格の改訂に関する件（昭和二四年四月六日閣議決定）

輸入物資の払下価格の改訂に関する件（経済安定本部）

単一為替レート設定までの暫定的措置として新会計年度から、貿易庁の輸入（放出その他輸入に準ずる場合を含む、以下同じ。）物資の払下価格を左記により改訂する。

記

一、輸入物資の払下価格は、原則として、その弗建価格を一弗につき三三〇円の比率で換算した額と、輸入諸掛の額との合計額（以下標準払下価格という。）とする。

二、食糧その他重要基礎物資等にして輸入補給金の対象となる物資の払下価格は、標準払下価格から輸入補給金相当額を控除した金額とする。

三、従来の払下価格の円弗比率が三三〇円を超える物資については、当分の間、従来の払下価格によることができる。

備考
本措置は、原則として四月一日以降貿易庁が売渡すものについて適用する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七九。

(5)　経済安定九原則の実施に伴う物価政策の方針（昭和二四年四月一九日経済安定本部発表）

経済安定九原則の実施に伴う物価政策の方針（二四、四、一九発表）

第一、基本方針

経済安定九原則及び企業三原則の趣旨に則り、物価を可及的に低い水準にお

いて安定せしめることを以て基本方針とする。

第二、具体的措置

一、輸入換算率及び為替レート設定に伴う措置

(1)　輸入換算率及び為替レート設定に際しては、輸入物資中食糧その他特定の重要基礎物資に対し、昭和二十四年度において一般会計より総額八三三億円を限り輸入補給金を支出することとし、国内物価に及ぼす影響を可及的に緩和する措置を講ずる。

但し輸入補給金支出に当っては極力その節約を図る。

(2)　輸入補給金を交付しない輸入物資の払下価格は為替レート設定迄は原則として輸入換算率で換算した価格とし、為替レート設定後はレート換算価格とする。

(3)　輸入品及びこれと同種の国産品の国内公定価格については、

(イ)　輸入補給金を全額交付する物資は原則として現行公定価格に据置く。

(ロ)　輸入補給金の全部又は一部を支給しない物資については、当該物資の

(a)輸入数量と国内産量、(b)輸入価格と国産価格、(c)重要度、(d)需給状況等を勘案し、次の区分によりその価格を定める。

(a)　レート換算価格（為替レート設定迄は輸入換算率で換算した価格、以下同じ）を基準とする公定価格を定める。

(b)　現行公定価格に据置く。

(c)　輸入品と国産品とをプールした価格を公定価格とする。

(d)　輸入品についてはレート換算価格を基準とする公定価格を定め、国産品の価格は現行公定価格に据置き二本建価格とする。

(4)　輸出品の輸出価格は為替レート設定を期として、自由価格とする。

為替レート設定に伴い輸出困難となる輸出品に対しても輸出補給金は支給しない。

(5)　輸出品と同種の国産品の国内公定価格については

(イ)　現行公定価格がレート換算価格より低いものは、原則として現行公定価格に据置くが、特に重要物資の生産及び生計費に重大な影響を及ぼさないものは、これをレート換算価格に近づける。

(ロ)　現行公定価格がレート換算価格よりも高いものは公定価格をレート換算価格に近づける。

二、重要基礎物資に対する措置

重要基礎物資等については操業度の上昇その他によるコストの引下げを見込み、その生産者価格は極力これを引下げるよう努めると共にその消費者価格は特定のものを除き原則として現行公定価格に据置く。

三、その他の物資に対する措置

(1)　輸入補給金を交付しない輸入原材料物資の値上りその他の事由に基く価格の引上げは、真に必要已むを得ないものに限る。この場合においてもその影響は、各生産段階における操業度の向上、企業努力その他企業合理化により極力これを吸収せしめることとし、高次製品の段階においては価格引上げとならないよう努力する。

(2)　需給バランス、操業度等の諸条件が著しく改善向上する物資等については積極的に価格の引下げを行う。

四、価格形成方針

(1)　鉱工業品の価格形成に当っては、従来通り原価計算を基礎とする。

但し

(イ)　原価計算の実施に当っては従来の方式に再検討を加え、原単位の改善、操業度の上昇、企業努力、集中生産、企業合理化等を適正に見込むこととする。

なお企業三原則により賃金の上昇に因る価格の改訂は行わない。

(ロ)　原価計算の結果算出された価格についても、需給関係及び物資の重要度等を勘案して総合的再検討を加えてこれを調整し、特に効用に応ずる適正な価格を設定するよう努める。

(ハ)　なお、鉱工業品の価格につき、従来個別価格又は集団価格を採っていたものは成可くこれを集団価格又は単一価格に改めるよう考慮する。

(2)　農産物等の価格については、従来通りパリティ計算方式による。但しその基礎資料等については引続き再検討を加えることとする。なお米、麦及び雑穀その他の代替品については我国農業の特殊性及び現在の供出制度に鑑み、従前通り遡及して価格の調整措置を講ずる。

五、価格調整補給金に関する措置

(1)　価格調整補給金については国際価格の現状及び国内物価水準との関係を考慮し、従来の支出種目に再検討を加え、これを削減すると共に操業度の上昇による。コストの低下を見込み、補給金単価の減額に努め、昭和二十四年度分として総額一、〇〇二億円を予算に計上する。

(2)　価格調整補給金支出産業については常にその実績を検討し、極力価格調整補給金の節減を図る。

編注　これは、四月六日閣議決定された方針に改訂が加えられ一九日に発表されたもの。本文書と閣議決定との主な相違点は次のとおりである（大蔵省資料Z六二〇―七九）。第二の一及び一の(1)に「輸入換算率及び」が挿入され、一の(1)に但し書が挿入された。

第二、一の(2)の改訂前は次のとおり。

(2)　輸入補給金を交付しない輸入物資の払下価格はレート換算価格とする。なお、四月一日より為替レート設定迄は、暫定的にその払下価格を改訂する。

第二、一の(3)(ロ)中「(d)需給状況」の次にあった「(e)価格統制技術上の難易」を削除し、区分列挙の(d)のあとにあった次の(e)(f)を削除した。

(e)　以上の何れにも属しない新調整価格を定める。

(f)　公定価格を廃止する。

第二、一の(5)(イ)の最後の「又はその価格統制の廃止を考慮する。」を削除する。

第二の二、の最後の「その差額に対して価格調整補給金を支出する。」を削除する。

第二の四、表題は「価格形成方式」であった。

第二の六としてあった次の項を全文削除した。

六、価格統制の簡素強力化に関する措置

価格統制の励行確保に一段の努力を傾けるとともに、生計費及び重要物資の生産に影響の少ない物資等の価格統制にしてその実益の乏しいものはこれを廃止する。

出所　経済企画庁所蔵資料。

(6)　現下の石炭金融問題

（昭和二四年四月二四日銀行局復興金融課）

現下の石炭金融問題（銀、復、二四、四、二四）

一、資材代未払金の処理について

炭鉱における資材代の未払は昨年末約五三億円の巨額に達し、その後も累増して三月末推定七〇億円程度に増加しているものとみられ、このため関連産業に対しても深刻な打撃を与え、これが早急なる解決は喫緊の問題として要望せられていたが、復金保証等の措置について関係方面の諒解が得られないため実現をみず今日に至った。

この間石炭業界においても九原則実施以来経営合理化の機運が高まりこれらの対策について真剣な努力がみられるに至ったため、原価状況も著しく好転をみせ大手筋の大部分は本年中にもそれぞれ黒字転換の見透しをたて得ることとなった。（合理化の具体的事例として別紙一参照）他方現行の炭価配分を変更し、販売原価を基礎とするメリット制を近く採用することによって優良炭鉱の採算状況は更に好転を期待せられるに至ったのでこれらの黒字の一部を見返りとして市中融資も可能となる見込である。そうなれば従来未払金の大口保有者である大手筋炭鉱の大部分は未払解決が可能となるわけである。只政府としては以上のメリット主義による炭価配分の改訂を五月一日を目途として実施したい意向であったが関係方面においては日本側より更に徹底したメリット制を考慮中のため、実施の時期は若干遅延を免れない状況にある。尚石炭庁の考えているメリット制の案は別紙二の通りである。

二、設備資金の未払について

昭和二十三年度下期における設備資金融資は司令部許可の遅延、九原則の実施等によって計画に対する融資不足を来し、その額は左表の通り一般設備四〇億円、炭住工事一五億円、計五五億円（三月末推定）となっている（単位百万円）。

	計画	融資実績	不足額	打切額	所要
一般設備（下期分）	九、六二二	四、五一〇	五、一〇二	一、一〇二	四、〇〇〇
炭住工事（上期分）	九、六九〇	七、九二一	一、七六九	二六九	一、五〇〇

右五五億円は実際上、工事が殆んど完成しているためそのまま未払金となっているものと思われるがその中三〇億円は二十四年度以降も一応対日援助見返資金によって起業継続を要するとみとめられる工事分（概数一九八炭鉱）であり、他は工事打切りを予定せられているものであってこの中約六億円程度は新しい融資対象から全く除外せられる炭鉱分と認められる。

現在これら設備資金の未払については早急に融資を要望されているが、目下の状況では今後の対日援助見返資金を見合としなければつなぎ融資は殆んど期待薄の状況にあるため、援助資金の見透不確定の今日適当な対策はないと思われる。尚経済安定本部が一応試案として考慮しているところによれば昭和二十四年度における石炭鉱業への産業資金配分額は二四〇億円（内援助資金二二五億円）であって、第一・四半期分として既述五五億円のうち三〇億円を予定している。

三、配炭公団の資金繰について

配炭公団の資金繰は売掛代金回収の不調、政府補給金の遅延等によって極めて困難な事情にあったが去る四月十九日期日到来認証手形決済は遂に公団手許資金を以てしては一時決済延期不可避の事態となったので取敢えず応急措置として興銀の立替払及び融通の措置によって決済し得たのであるが、五月七日に予定せられる次回のピーク迄には左の諸措置を講ずると共に現行の公団制度につき再検討を行うことを要する。即ち

(1) 配炭公団の現行の生産買取制度を再検討し、低位品炭、無煙炭、煽石等については至急これから除外するよう措置すること。

(2) 現在中央配炭の品種を更に地方配炭に移し、貯炭の売行きを促進し且つ今後の貯炭増加を防止すること。

(3) 配炭公団の炭代回収を更に促進し且つ回収成績不良の炭鉱については配炭停止等の処置も実施すること。尚本件については、別紙三の通り配炭公団より夫々の需要先に対して警告を発し五月十五日より実施の予定である。

(4) 以上の措置を講じたとしても結局は公団法を改正し市中金融機関よりの借入れの途を開く必要があると認められる。

別紙一

北海道炭鉱各社経営合理化対策の概況（二四、三、二三札幌石炭局調）

一、三菱鉱業

昨年来責任原価制により各鉱各部門別の予算配当制を実施し漸次コストの低減を見て居るが最近自立計画を指示し一層その徹底に努めて居り在札各社の内成果は最もみるべきものがある。尚組合補助等の整理に関する措置は次の通りである。

(イ) 専従者給与

美唄は二月末茶志内は十二月芦別は十一月末で夫々打切った。大夕張は一月より支払を停止し、目下交渉中であるが四月よりは完全打切りとする予定、尚職員組合関係は中央協約に縛られているので目下中央に於いて打切方折衝中であって五月末迄には解決の見込。

(ロ) 石炭代

瓲当り実費運賃共五〇〇円への引上げ、配給費二割削減の申し入れを行い目下折衝中、尚在札事務所に就いては家族持ち四瓲半、独身二瓲を昨年四月末配給をしたが、この炭代を瓲六〇〇円として遡及徴収した。

(ハ) 時間外賃金の抑制

時間外賃金は各鉱各部門毎に予算を配当しこれを以って打切り制とし、抑制に努めている。この結果美唄は十一月三二・二%（基準外賃金の基準内

に対する比率）を一月二七・七%、大夕張は十二月四五・七%を十二月三九%に、芦別十一月四七・四%を十二月三九・二%、一月二四・一%に、茶志内は十二月二六・七%に、夫々切下げ二五%を目標として努力している。尚芦別一月の二四・一%は当山特有の不便手当等を除けば一八%となり二月に至って成績は更に良好となっている。

(ニ) 購買代関係等厚生関係等の補助は噸当り一〇円以内でおさめる様努力中。

(ホ) 診療費は一般に従来高額で例えば美唄病院費は瓲当り五乃至六〇円に及んでいるが、目下診療費の値上げについて中央に於て交渉中尚将来は独立をする予定。

(ヘ) 電燈代は一K一円、四〇K一八円に引下げ方交渉中。

(ト) 此の外時間外の組合活動は所長の許可ある外禁止し、許可のある場合にも賃金は差引と決定した。又職員の出張等も所長迄の決裁を取らしめ抑制している。

二、三井鉱山

三月末には収支をバランスせしめる目途で努力し本店からの指示も強く三菱に次ぎ対策が進んで居るものと見受けられる。このため当社として次の項目を上げて実施中。

1 拘束時間内の能率発揮、協定賃金　能率を一割向上せしめる様指令した。尚一割向上の場合は賃金の分割払は取り止める旨宣言した。

2 配置転換　二月末四山の坑内作業は五五%程度だが六〇%に引上げるべく指示している。

3 坑内施設の改善

4 切羽の集約

5 経費の節減

(イ) 資材就中坑木及び火薬の消費節約を励行せしめている。十二月の消費実績に対し二月の消費は坑木は二割乃至二割四分減、火薬は二七〇瓦が二五〇瓦に減じた。然し未だ予定には達しないので更に引き締める予定。

(ロ) 残業の抑制は基準外二五%目標として努力している。二月末砂川は二三・七%、芦別は二八%、美唄は二五%、新美唄は二〇%に抑えた。

(ハ) 石炭代は瓲当り三〇〇円（運賃は別に実費徴収中）に引上げ方申入れ近く団体交渉の予定このため盗炭があるので初犯は（リュック共接収）二犯（三日間出勤停止）三犯（解雇）等の措置をとる事に申し渡した。

(ニ) 専従者給与は四月以降打切り。

(ホ) 倶楽部経費節減を図ったが十二月に比して二月は半額となった。

(ヘ) 社宅料は本社の指令に依り昨年九月に遡り三倍に引上げる事とし目下交渉中。

(ト) 其の他出張旅費事務用費等の節減を図っている。

三、井華鉱業

昨年六月以来独立採算制を実施して来たが最近の状勢の為むしろこれを修正するの余儀なきに至った実情である。尚問題の各事項に就いては

(イ) 専従者給与の廃止は職組に対しては十二月に申渡し四月より打ち切りと決定した。労組に対しては申入れ中であるが未解決。

(ロ) 石炭代に就いては目下折衝中。

(ハ) 時間外の抑制は基準外二五%等を指示して係員の指導を行っている。

四、明治鉱業

当社は従来賃金水膨れの弊が甚だしく、他に比し遅延した上芦別を最後に漸く妥決したが今後協定以外の超過は一切認めない旨申渡した。経営合理化に就いては責任原価制を採用して努力しているが稍々立ち遅れの憾みがある。

(イ) 組合助成金は瓲当りで支給しているが、三月はこの助成金及び専従者給与を半額とし四月以降全廃の旨申入れ中で、交渉の如何に拘らず申入れ通りの線で支払は実施する予定。当札幌支社では右の線で諒承した。

(ロ) 石炭代は瓲三百円、運賃実費徴収の旨申入れ中（札幌支社は炭代値上は諒承したが、運搬費については未解決）

(ハ) 配給所関係の補助については物品目減り及び運搬費の補助を廃止する旨申入れ、今後は出さぬつもり。

(ニ) 電燈代は一K一円とした。

五、雄別炭鉱

昨年十月より責任損益額を各山毎に定めて三月迄には収支をバランスせしめる様努力中で、此の為二月二日から二十日間社内監査団を編成し生産及消費の両部面を監査した、尚各問題については、

(イ) 組合補助等は三月末で打ち切りと決定

(ロ) 石炭代の値上げは噸参百円として通知したが未解決

(茲参百円とした場合一山で約百万円浮く見込)

(ハ) 診療費は四月から値上げし収支を合わす様努める。尚家族負担の薬価は二十銭を五円に準社内は同拾円に、健保一人一件当り一日一円九十一銭を月八十五円に、夫々引上げた為、雄別、天別、茂尻の三山で年間九三〇万円程度浮く見込。

(ニ) 購買会関係の事務を整理統合し、人件費の節約を図る方針で茂尻は厚生課を廃止して資材課に統合した。

(ホ) 資材、消耗品等の節約も各山で努力しているが、茂尻では実績の七―八割の枠を設けて通帳を作り受け払を行わしめ、所長の許可なき限り超過を認めない措置を講じせしめ効果をおさめている。

六、太平洋炭鉱

当社は三月中旬に至り次の如き自立経営方針を指令した。その要旨次の通り

1　増産体制を速かに確立して増産に依る炭代収入の増加を図ること

(イ) 坑内外比の改善（比率六〇対四〇の確保）坑外夫採用の全面的中止、十八歳から四〇歳迄の坑外夫一、〇〇〇名の内一割の坑内転換（臨時夫の節減、鍋釜修繕等の直轄作業の請負への切替え、坑内間接夫の節減）

(ロ) 出稼の向上（不良鉱員の急速整理、長欠者の実態調査、不良者の整理、繰込の強化及び出勤予約制の実施、寮生の善導）

(ハ) 職場規律の確立

(ニ) 人員配置の適正化（職名と作業の合一、標準作業量の検討）

2　採掘炭層の転換及び選炭の強化（就中坑口検炭厳重実施）

3　経費の節減

(イ) 賃金、給与の適正化（傷病者の法定外の給与は原則として廃止、基準外賃金を二割五分以内に節減）

(ロ) 資材及び用品の節減（手持ち資材の活用、不急工事の中止、坑木、火薬の原単位の切下げ―合計一七・四％の節減を目標とする）

(ハ) 機械化（水洗原炭ポケットの建設促進、鉄柱特に砂主柱実用化の促進、フェイスローダーの改良促進）

(ニ) 経費の節減（支払修繕料二割、通信費旅費一割、雑費一割節約、福利厚生施設は請負又は独立採算制とする）

4　其の他

(イ) 専従者給与の廃止及び石炭代の引上げは申入れ中

(ロ) 時間外の組合活動を賃金差引とした

七、北炭

当社は北炭の最低目標を二月二四万瓲、三月二七万瓲と定め、出炭督励を計ったが概ねこの線に到達した。経営合理化に関する当社の指示事項は次の通り。

(イ) 鉱長は対組合事務を離れ出炭に専念のこと（概況改善された）

(ロ) 配置転換の実施（実績不明なるも着々実施の模様）

(ハ) 二月分資材の購入停止（この結果資材購入代例月六千万円程度のところ二月九日より三月九日迄で一ヶ月間の購入高は六〇〇万円に止まった）

(ニ) 一般経費の二割節減（実績不明なるも見込良）

(ホ) 不用品の整理（第一次整理結果約八〇〇万円分を掲上目下処分に着手中）

(ヘ) 石炭代引上げ（運賃とも五〇〇円で申入れ中）

(ト) 専従者給与の削減（昨年末来交渉中であるが四月一日より労組四分の一、職組三分の一に一方的にも削減する方針である。尚労組関係の給与は月三〇〇万円程度であったが、之れを一人当五、〇〇〇円一五〇人以内計七五万円とし職組は一二〇万円を四〇万円程度とするものであって、従来の約四百万円の支出を百万円程度に圧縮するものである。）

八、同交会関係

同交会に於いても会員炭鉱の自立体制の指導を行うため、三月十八日付を以って通知を発し引続き調査並に指導に乗出す事になっている。

別紙二

炭価配分方式改訂案（二四、四、一五経本、動力局、石炭庁）

一、炭価配分方式については、二十四年七月より、合理的なメリット主義を採用する。

二、六月末日迄の暫定措置として現行販売原価の基礎をなすメリットによって新買取価格を決定し五月一日を期し将来に向ってこれを実施する。

三、現行赤字加算方式は廃止するがメリット建価格による急激なる影響を緩和するため暫定的に左の条件により買取価格の調整を行う。

1　五月一日より二ヶ月を限度とする。

2　調整財源は最小限度の額を炭価水準より留保する。

3　対象炭鉱は現在買取価格より新買取価格が低くなる炭鉱に限る。

4　調整最高額を決定すると共に調整を逓減する。

四、配炭公団プール扱分は現行通り各項目別に検討の上決定する。

六二円については全額現行通り
- 1　北海道坑木輸送費、退職手当及び福利協会費
- 2　特別賠償費

本年度公共事業予算に計上されている関係もあるので従来通りプールする。

五、現行炭価水準より最小限度の調整財源分及びプール扱分を控除した額を配分基準とする。

六、特殊用炭については、特に優遇措置を講ずる（強粘結、夕張洗炭、天草無煙）

七、無煙炭、煽石については現在の優遇制度を廃止する。

別紙三

延滞売掛金回収促進措置取扱要領

一、延滞は支払期日より起算し、延滞程度は五月一日を以て算定する。

二、延滞一ヶ月以上三ヶ月未満の売掛金は一応棚上げとし毎月その二割相当額以上を支払わせ五ヶ月以内に完済せしめるものとする。この延滞売掛金については五月一日以後入金日迄日歩五銭の割合で利息を徴収する。

この棚上げ延滞金は大体之を五分し夫々支払期日を指定して公団を受取人とする約束手形五通を同時に振出させることとする。手形金額には夫々期日迄の利息を合算させる。

手形の支払期日は毎月一日とする。但し五月分に限り十五日とする。

三、延滞三ヶ月を超ゆる売掛金については五月一日以降入金日迄日歩五銭の割合で計算した利息を延滞金と同時に支払わせるものとする。この延滞金の支払期日は警告（本警告）の日以後十五日目とする。但し公安に影響ある産業については本団より指定した日とする。

四、第一号及第二号の爾後の荷渡のため受取った現金は之を一ヶ月未満の延滞売掛金の入金とし、新規荷渡分炭代は新しい売掛金として記帳整理するものとする。即ち現金引替と云うが実は入金額相当の荷渡をすると言う意味でその入金は売掛金（但し一ヶ月未満）の古い分から順次消していく方法をとるのである。

五、第一号の措置は暫定的なものであって将来は延滞一ヶ月以内でも前月荷渡分炭代が翌月末日迄に決済されない場合は現金払とする予定である。此の時は第二号該当者も拘束する予定である。

六、警告は予告及本警告とし予告は別紙様式により四月二十日より廿五日迄の間に発送し本警告は五月一日に発送するものとする。斯くして荷渡抑制又は停止は五月十五日より実施し得る様手配するものとする。

七、主管原局に送付する警告書写（予告）には売掛金の延滞状況を示す書類を添付するものとする。この警告書写（明細書添付）は四月二十五日迄に本団（経理局）に必着する様五部送付のこと。本団は関係当局にこの警告書写を提出した後、実施日を、各配炭局に指示する。

八、公安に関係ある事業は左の通りとする。

運輸　国鉄、私鉄、船舶焚料
電力　日発及び各地配電会社
瓦斯　東京、大阪、東邦、西部及広島の五瓦斯会社

九、無煙炭、煉石、低品位石炭及び低品位コークス並に輸入炭にして荷捌の都合上回収遅延の已むなきことを予期して荷渡した売掛金については特例扱いとし一応本措置より除外するものとする。（追て別途指示する）

十、進駐軍用炭及輸出炭の売掛金については一応本措置より除外する。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一四。

(7) 補給金削減等に関する池田蔵相・マーカット局長定例会談記録

（昭和二四年四月二七日大蔵省渉外特報第一二七号）

大蔵省渉外特報（第一二七号）昭和二四年四月二七日
（石田官房次長記）

マーカット少将との定例会談記録

出席者　政府側　池田大蔵大臣、渡辺官房長、石田官房次長、鈴木事務官、宮沢秘書官
司令部側　マーカット少将、T・コーヘン、ルカウント、リード、シャベルの諸氏

池田　鉄鋼、肥料、ソーダに対する価格調整補給金で、前年度からの繰越分についてはこれら産業の賃金が高位にあるので、当初の予定額二十八億円を約十億円削減したい。

マーカット　賃金引上げのための補給金は三原則があるから出せない。

リード　これは生産者価格と消費者価格の差額補給のためのもので、生産の増加に伴い補給金も増加する。この補給金の遡及減額は重大問題となるおそれがある。

マーカット　今後の予算はきびしいものであるから経済九原則、賃金三原則、均衡財政、健全金融以外の点については国民に対する負担が軽くなるように考慮すべきであろう。

池田　補給金積算の際の生産規準量を超えて生産が増加した場合、その増加分について補給金を出すことは結局高賃金をもたらすことになるのでかかる補給金を削減したいのである。

マーカット　既に労働者に与えたものを取りかえすことは労働問題を惹起するし又経済復興の負担を労働者に加えていると言われている際でもあるので、どうかとも思われるが、具体案を出して戴けば研究しよう。

池田　鉄鋼業の賃金は昨年六月に比し九六％高くなって居り、他の工業においても賃金引上げ要求がある。この際鉄鋼業に対する補給金を切れば、他の工業の賃金を引上げないで済む。

マーカット　企業が補給金に依て賃金を上げるのは不可である。石炭業の如きは資金が入っても資材の供給者、労働者に対して支払わず補給金を国に出させるように圧迫を加えている。

コーヘン　鉄鋼業については補給金を減らすのみでなく能率をあげ、合理化を図るべき種々の点がある。

リード　補給金は昨年六月に比し賃金六六％高で組んであるが、九六％高の賃金を払うためには大いに企業の合理化を必要とする。そうでなければ賃金を減らさざるを得まい。

池田　石炭についても六六％高となっているか。

リード　多分平均増加率であったと思う。

コーヘン　補給金を廃止し、国際価格と調和を図り、税を軽減し生活水準を高める事が眼目である。従って補給金の廃止は早ければ早い程よい。

マーカット　とにかく案を御提出ねがいたい。

池田　単一レートが三六〇円にきまったので三三〇円の計算と比較すると輸入補給金が約一五〇億円増加する事になるが、現行予算を補正せずにやって行き度いと考えている。

コーヘン　物価を上げるという意味か。

池田　必需物資たとえば、食糧については、輸入補給金を増加するが、それ以外

の物資については、多少上がるかもしれぬ。

コーヘン　それ以外の物資というと、鉄鋼等が主なものだが、かりに原料が三割上がれば、製品では約八割上がる事になろう。しかし輸入物資の種類を撰択すること、また弗価格が下落傾向にあること等から考えて一五〇億円はもっと減らせるであろうし必ずしも予算補正の必要はなかろう。

池田　現状では不確定要素が多いので物価、予算を必ず変えねばならぬとは云えないと思う。

リード　それ等の要素については価格統制配当課と共に研究中である。

マーカット　来年は補給金をどんな風にして廃止するか。

コーヘン　一五〇億円は対日援助見返資金から支出するのか。

池田　そんな事は考えていない。

マーカット　野党から予算補正の要求が出た場合、是に対抗するため最終的結論を早く出す必要があろう。リード氏の処で価格統制配当課と協力して出来るだけ早く解決を図られ度い。

池田　補給金は本年度内に三分の二を切り、来年度残りの三分の一を切って二年間で無くしてしまい度い。その結果物価があがることはさけられないと思う。

マーカット　今年は非常にきびしい時期であるから、今年度内に沢山切り来年は漸減するというその考え方は適当だと思う。物価については国内においてはインフレがとまるであろう。また国際価格は下落傾向にあるから物価は騰貴しないと思う。

池田　国際水準に比し価格の低く過ぎるものたとえば（米）があるから国内的には上がる傾向にある。

マーカット　物価の昂騰を抑える唯一の方法は生産増加を図ることである。石炭業の如きは健全なビジネスライクな方法を取れば、二倍、三倍の増産が出来る。増産の出来ぬ処へ米国の資金、米国から得た日本の資金を使うことは、許されない。

池田　単一レートが予想より円安にしかも早くきまった事を一般に喜んでいる。

マーカット　予想よりも円安であったことは輸出産業に対し大いに助けとなるであろう。

池田　日銀政策委員会に関する法律案の御承認を早くいただき度い。

マーカット　承知した。

シャベル　酒類配給公団の廃止についてどう考えられるか。

池田　経済九原則の根本精神に則って、(1)自由企業の形態にもどすべきこと、(2)政府の機能を必要最小限度にとどめ縮減を図ること、(3)公団は政府と民間のよい面を合わせ持つことをねらっているが、同時に両者の悪い面を多分に持っていること等から考えてビジネスはビジネスにもどす主旨で速かに廃止し度い。

シャベル　六月一日に廃止すると酒税が一五〇億乃至二〇〇億円減収になる。従って公団の廃止を年度末または十二月末迄一時延期することとして、その間に税の改正その他の措置を十分準備することとしては如何。この意見にはアンタイトラスト、D、も賛成である。

池田　公団を廃止しても酒税の収入は減少しない。減収の危険をおかすものではない。

マーカット　代替的制度を整備してからでなければ廃止できまい。

池田　廃止に決定すれば三ヶ月以内に代りの制度を作るから大丈夫である。

コーヘン　日本政府の各種公団の整理統合案については勿論異存はないが、酒類のみについて反対である。シャウプミッションは物品税、酒税、専売等について、全面的な再検討を行うのであるから、その間暫時廃止を延期したい。わずか六ヶ月の問題である。

池田　私は根本的な政策を言っているのである。酒については十年間の経験を持っているが、之を廃止したからとて、酒税の減収が起ることは絶対にない。

シャベル　シャウプミッションは酒税についても勧告するであろう。シャウプ氏が来られる前に不必要な混乱を惹起し度くない。

池田　本件はシャウプ氏の取扱うべき問題ではない。

マーカット　この問題を次の定例会見の主題として相互に意見を持ちよって協議

することにしよう。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一七。

(8) 価格調整補給金に関連する統制額の決定についての閣議付議案

（昭和二四年五月一六日主計局）

価格調整補給金に関連する統制額の決定についての閣議付議に関する件

（昭二四、五、一六閣議決定案）

一、価格調整補給金の支出を伴う統制額の決定は財政上に及ぼす影響が極めて多大であるから必ず閣議の決定を経ることとすること。

二、差当り急速に決定の要ある輸入物資の統制額に付ては早急に閣議に提出の取運びとすること。

価格調整費の節減に関する件（昭二四、五、一六閣議決定案）

昭和二十四年度価格調整費の実行に関しては左の方針に従い其の弾力的且つ徹底的縮減を図るものとする。

一、安定帯物資価格調整費及び輸入物資価格調整費

(イ) 価格調整費の機能に再検討を加え左に掲げる安定帯物資及び輸入物資の用途に就ては価格調整補給金の支出を取止めること。

(1) 公価よりは寧ろ需給条件に依って価格の抑制せられる傾向のある物資又は公価なき最終製品の生産に直接又は間接に使用せられる安定帯物資等に就ては其の消費者価格の調整を廃止し、関連産業の合理化を需給の自然的調節機能に委すこと。

(2) 生活必需物資に非る消費材の材料価格を調整することとなる価格調整補給金の交付を廃止すること。

(ロ) (イ)の検討の結果尚本来の機能を保持すると認められる用途に就ては最終消費に至る過程に於ける高次企業の合理化等を勘案し補給金の廃止又は補給金単価の可及的削減を図ること。

(1) 一本レートの円安に決定せる結果輸出価格に相当の吸収力があること。

(2) 本年度に於ける一般の生産水準の上昇は約二五%であり固定費及び原単位に於て相当の生産費節約が可能であること。

(3) 企業管理部内には戦後の労働条件の変化を考慮するも尚相当の過剰労働力の存在すること。

(4) 集中生産其の他生産機構の改編により生産者価格の相当の切下が可能であること。

(5) 現在の統制機構下に於ては重要物資に関して輸送費が企業経理から無関係となって居る結果かかる中間経費に節約さるべき冗費の存在すること。

二、前年度安定帯物資等価格調整費

昨年下半期に於ける生産条件が公価決定当時（昭和二十三年六、七月）の予想に比較し甚しく有利となりたる結果、安定帯物資の生産者価格に生じたる余裕に就ては之を国庫に還元せしめる如く措置すること、但し昨年十二月以降に於ける六六・三六%の賃金引上に必要なる原資は之を除外すること。

三、一、による価格調整費の節減は実施可能のものより漸次之を行い第三・四半期始より其の全面的節約を実行し得る如く準備を整えること。

尚、農業パリティの内容が現在農業生産の実状と甚しく乖離せる点に鑑み其の修正を併せ行いつつ価格調整費の節減に依って生ずる影響を考察すること。

四、価格調整費の財政支出に占むる割合の大きさ及びその節減の本年度予算の実行に及ぼす影響に鑑み今後における安定帯物資及び輸入補給金の支出対象物資の決定及び当該物資の生産者及び消費者価格の決定については物価庁は事前に充分大蔵省と協議すること。

編注　本文書とほぼ同文で「価格調整費の節減に関する件(案)（昭二四、五、九主計局）」が立案されている（大蔵省資料Z五〇一―三一）。なお、次掲資料(9)参照。

出所　大蔵省資料Z五〇一―三一。

(9) 輸入物資に対する補給金調整に関する件

（昭和二四年五月二五日閣議決定）

輸入物資に対する補給金調整に関する件

為替レート三百六十円の設定による輸入補給金の不足額の調整については補給金の増額によることなく輸入補給金及び安定帯補給金の総額の範囲内において左の要領により措置するものとし、これにより輸入補給金総額は別紙のとおり、一応八百十八億円に止め、既定額に対し若干の留保額を設けることとする。なお本年度内においても今後更に操業度及び需給状況の改善、実質賃金の状況並びに国際価格水準等を総合的に勘案して極力補給金の減額に努めるものとする。

一、左の物資については輸入補給金を削る。

パーム油、骨粉、黄麻、椰子繊維、クラフトパルプ、黒鉛、

二、石炭及び銑鉄については所要の補給金を安定帯補給金の節約額より支出する。これがため、鉄鋼の消費者価格を高次企業の段階において吸収し得る限度まで引上げ、国際価格に近づける等の措置を考慮する。

三、石綿については、現行払下価格を国際正常価格まで引上げるものとし、これに対する輸入補給金を節約する。

四、硫化鉱、工業用加里については、新に所要の輸入補給金を支出する。

五、その他の輸入物資にして既定の輸入補給金の支出対象であるものについては、取りあえず三百六十円レート設定による所要額につき輸入補給金を支出する。

（別紙省略―編者）

出所　大蔵省資料Z六二〇―七一九。

(10) 鉄鋼業合理化の限度と価格の決定

（昭和二四年七月三〇日主計局総務課）

鉄鋼業合理化の限度と価格の決定 ①

（二四、七、三〇主計局総務課）

価格調整費削減を契機として、鉄鋼価格の改訂が再び問題となっているが以下現行鉄鋼価格の価格構成を明かにし、長期的及び短期的観点に立った場合の夫々の望ましい価格について又鉄鋼及び関連企業の合理化の限度とテンポを考えてみる。

1　現行価格の分析

鉄鋼の現行公定価格は誠に複雑であって、現在迄の補給金政策の苦悩を最も代表的に表わしているものといえよう。次に代表的製鋼用銑鉄と丸鋼（一

第1表　（単位　円）

区分			銑鉄（製鋼用2号） 金額	銑鉄（製鋼用2号） %	鋼材（丸鋼19ミリ） 金額	鋼材（丸鋼19ミリ） %
素材に対する補給金	輸入補給金	鉄鉱石	4,075	14.6	3,168	8.3
		石炭	3,920	14.0	2,745	7.2
		銑鉄	—	—	1,280	3.4
		計	7,995	28.6	7,193	18.9
	特定産業向石炭		6,622	23.8	5,258	13.8
	銑鉄補給金		—	—	6,809	18.0
	素材補給金計		14,617	52.4	19,260	50.7
生産者価格（CIF）			13,300	47.6	18,720	49.3
銑鉄，鋼材補給金			9,700	34.7	8,600	22.6
補給金合計			24,317	87.1	27,860	73.3
消費者価格			3,600	12.9	10,120	26.7
裸消費者価格			27,917	100.0	37,980	100.0

（注）屑鉄価格の値は考慮して居らない。屑鉄価格を銑鉄の70%と定めれば，鋼材の裸価格は45,980円となり8,000円程度値上となる。

第２表(1)　輸入補助金内訳

品目＼項目	輸入価格（ドル）	R＝360の換算円価格	払下価格	輸入補給金単価
鉄鉱石	17.00	6,120	2,250	4,570
石炭	23.83	8,579	4,835	3,773
銑鉄	85.00	30,600	3,960	27,640

第２表(2)　特定産業向石炭（鉄鋼用）値引額

炭種別＼項目	一般価格	鉄鋼向価格	補給金
特一号炭	4,621	1,407	3,214
特二号炭	4,513	1,382	3,131
発生炉用炭	5,091	2,023	3,069
一般炭	4,972	1,999	2,973
平均			(3,000)

第２表(3)　24年４月改訂ベース価格（石炭専用）

品種＼項目	ベース寸法	需要者価格（CIF）	生産者価格 業者手取	FOB	CIF	補給金
棒鋼	19 ミリ	10,120	16,240	17,020	18,720	8,600
厚板	12 〃	12,250	18,520	19,330	21,030	8,780
薄板	1.6 〃	14,690	23,880	24,750	26,450	11,760
瓦斯管	3.5 〃	17,000	31,190	32,620	34,320	17,320
ブリキ	0.314 〃	38,200	58,470	59,620	61,320	23,120
製鋼用銑鉄	2 号	3,600	12,290	12,520	13,300	9,700
鋳物用銑鉄	2 号	5,150	12,290	12,710	13,490	8,340

九ミリ）についてその価格を分析してみると次表の如くである（第１表、第２表）。

尚この価格構成を図に依て示せば左の如くである（第１図）。

第１図

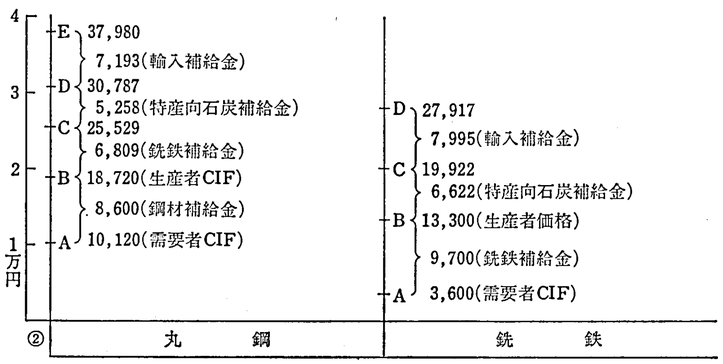

この図を見れば鉄鋼の価格が補給金政策に依って如何に人為的に定められているかが明かである。即この価格構成に於てＡＢの現行消費者価格及び生産者価格は何れも人為的に低められたものであって経済的に意味を持つ商品価格は丸鋼では三七、九八〇円、銑鉄では二七、九一七円となっているのである。而も上の価格は銑鋼一貫又は平炉圧延メーカーの場合であって単純圧延メーカーはこの外更に鋼塊半成品の輸送諸掛屯当二、〇〇〇円程度（二三年実績二、〇三〇円）の補給金をうけているのである。

2

種々の観点よりする価格の検討

上記の丸鋼の消費者価格は弗に直せば二八ドルに過ぎないのであって他の諸物資の価格に比して鉄鋼の価格が完全にバランスを失している事を物語っている。又二四年度価格調整費中鉄鋼に対する補給金は直接間接を合すれば七〇〇億円余になって居り、鉄鋼価格改訂の要請が起るのは寧ろ当然の事である。而もこの様な複雑な価格構成は企業の自立採算を困難にし、徒に政府の被護の下に合理化の努力を怠らせている。現在の九原則を基礎とする経済施策の根本からもこの様な事態は成可く早く清算されねばならない。

そこで価格改訂の基準として

(1)　貿易上の観点

(2)　鉄鋼合理化の限度

(3)　関連産業合理化の限度

の三つの観点から鉄鋼価格改訂の目途はいかにあるべきかを検討してみる。

先ず国際価格との比較に於て眺めてみると次表の如くである。（第３表）この価格を見れば明かな様に海外の市場価格は現在の日本国内の公定価格に比し何れも相当高い点にあるのであって、米国に於ける最近の物価下落傾向を考慮しても現在の公定価格の不健全性は明かである。

鉄鋼消費者価格の引上は、機械、造船等鉄鋼を原料とする諸産業の合理化にまたねばならないのであるが、上記の銑鉄一七、二〇〇円、鋼材二六、六〇〇円は、機械及び造船等の産業合理化の目安となると共に鉄鋼業合理化の目途ともなる。之が長期的に見た場合の鉄鋼価格のあり得べき位置となるであろう。

そこでこの線を一応の目安として鉄鋼業の合理化の問題を考えてみると、先ず現在の生産者価格は銑鉄一九〇万トン、鋼材一八〇万トンベースの操業を見込んで居り、原料及び燃料の原単位も相当厳重な査定を加えられて居り弾力性に乏しいといわねばならない。

今、本年四月一二日の改訂に於ける原価査定を旧価格と比較してみると、

(a)　間接費は凡そ八四万トン対一九二万トンの比で切下げられた。

(b)　人件費は三、六〇〇円ベースの一・六六倍、八、九四四円に抑えられた。現在の平均支払賃金は一〇、〇〇〇円を相当上廻っている。

(c)　原燃料原単位は次の如く切下げられた（第４表）。

最近の生産実績は月産一四万トンを超えて居り鋼材一八〇万トンの生産ベースに略近いものと見られるが、輸出の不振、国内購買力の低下に依る滞貨の激増は見逃し得ない事実であって、今後の推移を考えに入れれば、鋼材の有効需要は生産計画を相当下廻るものと見られる。（通産省は今年度の有効需要を略一五〇万トンと見積っている。）しかも生産費切下げには増産せざるを得ないのであるから、この面から来る鉄鋼業への圧力も軽視し得ない。

集中生産の問題は、特殊鋼及び二次製品については考えられるとしても、普

第３表

品種	建値	価格（弗）	R＝360円価格	備考
製鋼用銑鉄	ベスレムFOBミル価格	48.00	17,250	1949年４月
	ベスレムCIF価格	54.27	19,500	〃
	サンフランシスコFOB価格	52.93	19,000	〃
	日本CIF価格	85.00	30,600	予算見込
丸鋼	ピッツバークFOBミル価格	74.00	26,600	1949年４月
	サンフランシスコFOBミル価格	90.40	32,500	〃
	サンフランシスコ倉庫渡し価格	130.00	46,800	〃
	東亜市場CIF価格	142.00	51,200	運賃９弗50仙 保険料50仙 手数料その他２弗
	貿易庁フロアプライス	100.00	36,000	

（1949年４月価格は Iron Age 誌に依る）

通鋼及び銑鉄については、余り有効ではない。高炉及び平炉は、簡単に切替えられるものでないから現在以上に操業度が上る場合でなければ有効な集中生産は望めないし、又現在迄もこの意味の努力は続けられて来た。圧延設備は相当合理化の余地があるので、この際老朽設備の廃棄、設備の移設及び改良を躊躇すべきではないであろう。

現在の設備能力及び稼動状況を見れば次表（第5表）の如くであって操業は著しく低い。

この様な低い操業度は米国の鉄鋼業が最近若干の低落を示したといえ殆んどフルに近い操業度を維持している事と対比すれば、吾国鉄鋼業の悪条件を示している。経済復興計画に依っても二八年度の普通鋼需要は三〇五万トンであり、原料的に見てもこの様な膨大な設備は不要であるから、一応三〇〇万トン程度を目安として不要設備の棄却を行うべきであろう。

第4表

	旧価格 (A)	新価格 (B)	(B/A)
コークス	1,293kg	1,127kg	87%
鉱石	1,795〃	1,787〃	99〃
銑鉄燃料	1,720,860kcal	1,284,690kcal	75〃
鋼塊燃料	2,492,540〃	1,562,950〃	63〃
鋼燃料	641,575〃	435,500〃	68〃
棒鋼燃料	1,272,715〃	701,550〃	55〃

第5表　普通鋼設備能力及稼動状況

	現有設備能力	24年度稼動	操業度
高炉	5,392,700トン	1,715,000トン	31.8%
平炉	6,151,550	2,395,000	38.9
圧延	7,916,700	1,920,000	24.2

この結果休止設備の維持費及不要労働力の切捨が考えられる。各商社別、工場別の現在の稼動状況は別表（第6表）の如くであり、総花的な計画のあとが明かであると共にコストの低い又は地理的条件の良い優秀工場が必ずしも高い操業度を維持していない点が注目される。この様な点の合理化にはある程度自由競争の資本主義原則を持ち込む事も考えられるのであって、この際生産計画、原料資材割当等の統制の緩和又は廃止も考えられるであろう。

併し乍ら、この様な集中生産及び操業合理化は、設備及び技術の改良とも考え合せて、相当膨大な資金を要するものであるから、早急には解決を望み得ないが段階的に合理化を推進し、この一、二年の中には少くとも体制整備をはかる必要があろう。燃料原料の原単位、労務原単位等も、操業度と密接な関係に立って居り、燃原料原単位は米国の一・五～二倍、③労働効率も又米国の二倍に近いのであり、この様なある程度長期的な努力が続けられるならば現在の丸鋼三七、九〇〇円を米国の二七、〇〇〇円程度の価格迄引下げる事は不可能ではあるまい。然し乍ら之はあく迄設備の改良、集中等に対し資金資材の手当があり且一～二年の時日を要する事であるから、現在直に八、〇〇〇円という様な大幅な合理化は到底不可能である。

機械造船等鉄鋼を原料として使用する産業は吾国の諸産業の内でも最も操業度の低いものであり、機械は特に戦時中の過剰設備を未だ抱えている面が多いのであるから、この際整理と合理化をためらうべきではない。

輸出鋼船はドル価が不当に低いという面もあり、又船舶の緊急性からみてもある程度の保護は必要であろうが、現在の消費者価格は低きにすぎ、輸出造船は鋼材補給金が外されている点も考えて五〇%程度の価格引上は妥当であろう。輸出機械に対する影響は現在も進行中の合理化の徹底に依て解決をはかるべきである。

又鉄鋼業は現在迄余りに低く価格が定められていたため販売に対する努力が足りなかったという面もあり、この際企業の自立の面からも価格の引上が望ましい。

次に原燃料面から検討してみると、元来吾国の鉄鋼業は中南支の鉄鉱石と北

第6表　高炉及び平炉稼動状況　（単位　トン）

社名・工場名 ＼ 区分	高炉 設備能力	高炉 24年度稼動計画	高炉 操業率	平炉 設備能力	平炉 24年度稼動計画	平炉 操業率
			%			%
日鉄 輪西	782,000	251,000	32.0	300,000	110,000	36.7
釜石	462,000	238,900	51.7	477,500	128,000	26.9
富士						
広畑	600,000	84,700	14.1	459,000	(35,000)	7.6
八幡	1,972,000	782,000	39.5	1,829,100	857,000	46.9
日鉄計	3,816,000	1,356,600	35.3	3,065,600	1,130,000	36.8
鋼管 川崎	812,000	346,900	42.3	232,000	209,000	90.0
鶴見	159,900	—		247,000	106,000	42.9
鋼管計	971,500	346,900	35.6	579,030	315,000	54.4
扶桑 尼崎				78,000	53,000	68.1
大阪				98,000	82,000	83.6
和歌山				169,000	40,000	23.6
扶桑計				345,000	175,000	50.4
川重 苅合				259,350	228,000	
兵庫				25,500		
川重計				284,850	228,000	80.4
神戸 本社				269,000	180,000	66.7
日鋼 室蘭				411,000	58,000	14.1
東都 宮				33,000	46,000	76.0
砂町				27,500		
三菱 東京				30,750	19,000	61.9
長崎				45,000	—	0
尼鋼				162,500	58,000	35.6
日亜				52,500	61,000	116.0
中山 船町	285,600	51,500	18.0	125,000	—	0
小倉	170,000	—	0	115,000	52,000	45.2
その他				605,850	—	0
合計	5,392,700	1,715,000	31.7	6,151,550	2,395,000	38.9

編注　計数は不整合なるも原表のまま.

支の石炭、米国の屑鉄及び銑鉄に依存して発達して来たものであって高度の海外依存性を有している。戦後原料支配力は全く失われて米国の好意に頼る情態であるが国内原料では普通鋼七〇万トンも困難であると見られる。二四年度計画でみると

国内鉄鉱石	一〇〇万トン
輸入鉄鉱石	一八〇　〃
国内石炭	四五〇　〃
輸入石炭	一六〇　〃
重油	二四キロリットル
屑鉄	一八〇万トン
国内満俺鉱石	八一　〃
輸入　〃	六　〃
苦灰石	四二　〃
マグネシヤ・クリンカー	六　〃
石灰石	一六八　〃
螢石	二・八　〃

となって居り海外依存性が如実に表われている。

この様な事態が鉄鋼業の存立について経済的に云々される所以でもあるが現在の輸入価格は高きに過ぎることを考えなければならない。東亜市場よりの原料供給が望み得れば、この点はある程度緩和されるものであり、更に米国よりの裸傭船が実現すれば現在の輸入ＣＩＦドル価格の引下げも考えられる。次に輸入原料を東亜市場より求め、裸傭船が許された場合及び輸入原料に就て米国に於ける炉前価格の線迄輸入補給金に依て引下げた場合の銑鉄、鋼材の価格を計算してみよう（第７表）。

以上の計算でスクラップ価格の値上をみているが、スクラップは銑鉄に対し八〇％程度の価格で均衡するので（現行銑鉄三、六〇〇円に対し二、七〇〇円）之を織込めば、鋼材一トン中の原単位〇・五トン程度であるから、現行裸ＣＩＦ価格の場合八、〇〇〇円となり東亜原料を使用して丸鋼四〇、〇〇〇円、原料を米国の炉前価格に合せた場合三七、五〇〇円程度となるであろう。従ってこの場合、米国の国内市場価格丸鋼ピッツバーク七四ドル（二六、六〇〇円）迄の合理化は先にのべた合理化の諸条件が揃わぬ中は無理であって現在では到底望み得ない。

第７表　（単位　ドル，かっこ内円）

	現　行	東亜地域の原燃料裸傭船輸送	米国の炉前価格に合せる
鉄鉱石	17.00 (6,120)	13.00 (4,680)	7.35 (2,646)
石　炭	23.83 (8,579)	15.00 (5,400)	9.00 (3,240)

上記の場合の生産者価格　（単位　円）

	現行生産者価格	現行裸ＣＩＦ価格	東亜地域の原料裸傭船輸送	米国の炉前価格に合せた場合
製鋼用銑鉄	13,300	27,917	23,602	20,269
丸　鋼	18,720	37,980	34,697	31,957

（注）屑鉄価格の値上をみこまず。

3　結論

以上種々の角度から検討した結果を見れば、略次の事がいえるであろう。

(a)　鉄鋼業の存立の経済的適否は簡単に断定し得ないが東亜地域よりの原料確保、裸傭船が実現すれば存立の経済的意味を有すると見られる。即ち丸鋼四〇、〇〇〇円は現行レートで一一〇ドルであり、輸出採算はとれる。輸入鉄、輸入屑鉄に依るよりも現在は鉄鋼一貫が有利であり、又米国の屑鉄事情からも、全面的に之に依存するのは危険である。

(b)　機械造船等の産業の現状、経済全般のデフレ傾向よりみて余りに大幅な価格の引上は必要以上のショックを与える。併し一方価格体系の均衡財政面

の考慮等よりある程度の引上は妥当であるが、せいぜい七〇％以内、恐らくは五〇％程度が限度ではなかろうか。

(c)　鉄鋼業の合理化は急速に実施する必要がある。このためには必要以上に自立採算を困難にしている補給金政策の複雑性を整理する必要がある。たとえば、石炭の低価格は企業の熱管理の合理化、燃料効率の向上に対する努力を鈍らせている点等注目せねばならない。

(d)　価格及び流通統制は必要最小限の線迄縮小すべきである。

特殊鋼二次製品の統制は現段階では殆どその必要を認めない。薄板の如き特殊のもののみ統制すれば良い。

何れにしても価格面では余りに人為的な現在の制度を清算し、ある程度経済の動きに適応し得る様な弾力性を持たせる必要がある。

欄外　鉛筆書き記入

①８／８（土）官邸

②Scrap 二六〇〇円デ計算

③「労働効率も又米国の二倍に近いのであり」にアンダーラインして×印が付されている。

出所　大蔵省資料Ｚ五〇一―三一。

(11)　鉄鋼補給金の節減並に価格改訂移行に関する要望書

（昭和二四年八月八日日本鉄鋼連盟）

鉄鋼補給金の節減並に価格改訂移行に関する件

（昭和二四年八月八日日本鉄鋼連盟）

政府に於かれては今般鉄鋼補給金撤廃の御方針を以て近く逐次之が実施の運びに至らるるやに承知致します。固より現行補給金制度は適正物価水準を維持し我国経済の復興、国民生活の安定を図るための已むを得ざる一時的措置であり、予算均衡化、国民税負担の軽減、国内物価の正常化及び国際価格への順応が強く要請せられまする今日、なるべく速に之が撤廃に至るべきは当然であります。鉄鋼業界と致しましても夙にかかる趨勢に応じて関連諸産業と共に万般の準備に努めつつあったのでありますが、未だ充分の態勢整わず且当面の甚しい経済不況の現状に於て、鉄鋼消費者価格の急激且大幅の引上を断行せられまることは、鉄鋼業に対しては目下全力を挙げて完遂に邁進しつつある本年度百八十万瓲の生産及び六十余万瓲の輸出を一挙に頓挫せしむるの結果を招来するのみならず、最近頓に窮状に陥りつつある機械、車輛、造船等加工部門の各種産業に対しても再び立直り難き深刻なる影響を与えることは必至と存ぜられます。

従って鉄鋼補給金の削減乃至撤廃並に之に伴う鉄鋼価格改訂の御措置に際しましては、極力鉄鋼業及び一般産業に対して急激なる衝動と混乱萎縮を与うるを避け適当なる段階と間隔を以て漸進的に実施せられ、以て鉄鋼業及之等諸産業の企業合理化を促進し国際的に自立し得る態勢を確立せしむる目標の下に次の諸施策を実施せられんことを切に翹望致す次第であります。

関係御当局に於かれては何卒右の意見を充分御検討の上、その意のある所を御採択相成り鉄鋼業界をして今後とも専心刻下の最大要請たる鉄鋼増産の遂行に全力を傾倒するを得しめられますよう御賢慮を賜りたく懇願致します。

一、実施の開始期を昭和二十四年十月一日とする。

二、実施は数段階に分け漸進的に半年以上の間隔を以って昭和二十六年四月一日に終了するよう措置する。

三、実施事項

(一)　第一段階として昭和二十四年十月一日より実施すべき事項

1　特産向石炭補給金の鉄鋼に対する交付を廃止する。但し高炉用原料炭については国内一般向炭価と米国鉄鋼業者の炉前ＣＩＦ炭価との差額を補給するものとし、之を石炭生産業者に支給する。

2　輸入石炭については米国鉄鋼業者の炉前ＣＩＦ炭価を以て払下げるものとする。

3　輸入鉄鉱石については国内価格を以て払下げるものとする。

4　製鋼用銑鉄消費者価格は据置き之に要する金額は製鋼用銑鉄補給金とし

て増額する。
5　半製品補給金は現行通り之を据置く。
6　鋼材に付ては消費者価格の三割の引上を限度として補給金を節減する。
7　端板の補給金については鋼材と同様な取扱を行う。

㈡　第二段階として、昭和二十五年四月一日より実施する事項
1　原料補給金は第一段階の1、2、3の通りとする。
2　鋳物用銑鉄及び製鋼用銑鉄の補給金及び消費者価格は第一段階の4の通りとする。
3　半製品補給金は現行通り之を据置く。
4　鋼材の補給金の残部を全廃し消費者価格を引上げる。

㈢　第三段階として昭和二十五年十月一日より実施する事項
1　原料補給金は第一段階の1、2、3の通りとする。
2　銑鉄補給金は之を半減し消費者価格を引上げる。
3　輸入銑鉄については国内価格（2により値上げせるもの）を以て払下げるものとする。
4　半製品補給金は現行通り之を据置き消費者価格を引上げる。
5　鋼材消費者価格を引上げる。

㈣　第四段階として昭和二十六年四月一日より実施する事項
1　原料補給金は第一段階の1、2、3の通りとする。
2　銑鉄補給金は之を全廃し、消費者価格を引上げる。
3　輸入銑鉄については国内価格（2により値上げせるもの）を以て払下げるものとする。
4　半製品補給金は之を全廃し、消費者価格を引上げる。
5　鋼材消費者価格を引上げる。

鉄鋼補給金の節減並に価格改訂移行に当り併行的に処置すべき所要事項
（二四、八、八、日本鉄鋼連盟の要望）

一、金融の特別措置に関する事項
生産者、問屋、消費者の三者に渉り綜合的金融特別措置を要望する即ち補給金見返融資、価格引上に伴う増加運転資金の確保融資準則の改正に当っては問屋順位の引上を行い、重要産業部門の金融と共に生産面に直結したる方途を考慮して資金の効率化を図ることを要望する。其の他具体的対策として次の二項を採り上げて貰いたい。
1　商品担保金融の途を開くこと
倉荷証券金融について特段の配慮を日本銀行当局にのぞむと共に市中銀行の協力を要請するメーカーヤードの在庫分に対しても同様の考慮を払われたい。
2　復金借入金（赤字融資）決済の緩和
鉄鋼業者が受けている赤字融資は十億四千六百万円である。
借入発生の原因は昭和二十一年度下期分補給金打切、昭和二十二年四―七月分補給金と価格差益納付との相殺による未決済、昭和二十二年制電による赤字等不可抗力の事情によって生じたものである。
その後二十三年度に於ては或る程度の操業回復により殆ど返済し得る迄の段階に達したかに見えたが昨年六月末の物価補正に当り約二十億円に上る価格差益金の徴収が強行されたことと、昭和二十四年度生産計画を達成せんとするに要する増加運転資金が不円滑になったために目下のところ返済の計画は立たない。
此等の理由により赤字融資は長期にわたる決済を余儀なくされることを御了承願いたい。

二、価格調整機関に関する事項
左記要望事項上法律的の措置を要する場合は来るべき臨時議会に上程して載きたい。
1　出荷買取制度の存続
本年七月より順次差益金決済に移行して買取額を縮小しつつあるが、全額の買取制度、並に認証手形によらない現金買取制度を復元して載きたい。
併せて認証手形未決済分も別途資金を以て市中銀行に対し価格調整公団より立替償還されたい。
以上両者に要する資金は政府所管資金例えば預金部余剰資金又は復金債権回収の元利金を以て之に引当てること。
尚本制度の存続期間は向う三ヶ年を希望するも少くとも二年を下らないことを必要とする。
2　価格調整補給金の迅速なる支払
大蔵省より物価庁を通じ公団より支払を受ける迄の手続の簡素化を計ってより迅速なる支払を要望する。
3　価格差益処理規則の撤廃
本規則はインフレーション進行途上公定価格の改訂に伴う値上り益金を不当とし、通常生産に要する正当在庫量をも無視して徴収せんとするものである。既にインフレは頭打ちし、むしろデフレの状態にある時かかる規則の存在は必要以上に生産を阻害し企業を弱体化せしめる悪法である。即時撤廃すると共に昭和二十三年度物価補正による原材料価格差益の追徴分も併せて長期延納を要請する。
4　輸出既契約分に対する補償
輸出の契約が出来ても履行する途上生産者価格の引上が行われれば損失を製造業者が負担する、この場合適当の方法を以て補償を与え輸出を阻害しない様特段の考慮を払われたい。

三、直接通産省に対する希望事項
1　配給統制の撤廃
配給統制の撤廃によって有効需要の積極的開拓を計るを目的とするが正当なる補給金支払の確認については別途行政的措置を講じて載きたい。
2　国内需要喚起と輸出の促進

四、其他
1　見返資金の早期支出（直接及間接投資を問わずつなぎ融資をも含む）
2　追加予算の再編成
3　滞貨の買上（例えば産業復興公団）

4　独禁法及事業者団体法の改正
5　金利の引下
出所　大蔵省資料Z五〇一―四三。

(12)　鉄鋼産業向け石炭補給金廃止に関する司令部の非公式覚書
（一九四九年八月二四日ESSセクションメモ）

安本総務長官宛非公式覚書（一九四九年八月二四日ESS／PD）
一九四九年九月五日以降鉄鋼産業向け石炭補給金の廃止について、可能なる限り、補給金を減額、廃止するという一般的政策に則り、左のとおり指令する。
一、現在の鉄鋼産業向け国内炭に対する差別価格制を、撤廃すること。
二、輸入炭に対する補給金単価を引下げ、同等の国内炭に比して、補給金控除価格が、少くとも一割以上割高になるよう措置すること。
三、一九四九年九月五日までに、右補給金の撤廃並びに、鉄鋼価格の再計算に関する、必要なる措置をとるよう、物価庁に示達すること。
出所　大蔵省資料Z五二六―一―六。

(13)　配炭公団の廃止及び石炭の価格統制廃止に関する司令部非公式覚書（一九四九年八月二四日ESSセクションメモ）

配炭公団の廃止及石炭の価格統制廃止に関する件
（経本宛経済科学局非公式覚書一九四九、八、二四）
一、参照文書
(イ)　一九四九年七月十一日付通産大臣宛経済科学局長覚書、五千カロリー以下の石炭の統制撤廃に関する件
(ロ)　一九四九年七月二十八日付経済科学局長宛経本覚書第二八五号、石炭綜合対策に関する件
(ハ)　一九四九年八月四日付経済科学局長宛経本覚書第二八九号、石炭綜合対策

に関する補足説明

二、日本政府の勧告は次の如く修正及解釈の上受諾する。

三、石炭生産の向上及び配炭公団の貯炭増加の結果下記の目的達成のため成るべく早期に対策を講ずることが必要である。

(イ) 出来るだけ早く如何なる場合にも九月十五日以前に公団による石炭の買取を取り止める。公団は同日迄に正式に廃止せられ清算のためにのみ残存する。

(ロ) 直ちに公団の手持石炭の秩序立った処分を開始し遅くとも明年四月一日迄に完全な処分を行う。

(ハ) 石炭生産業者の消費者に対する直接販売及公団以外の卸売業者その他の取扱業者を通ずる販売に関する規定を含む石炭の全配給機能の公団より民間配給業者への移転に関する措置を遅くとも九月十五日迄に完成する。

(ニ) 国内炭及輸入炭を含む全石炭の価格統制を撤廃する。

右価格統制の撤廃は公団の廃止と同時に遅くも九月十五日迄に実施するものとする。

四、日本政府はその関係機関を通じて石炭価格統制廃止の結果石炭の販売価格が変動し安定帯の重要物資及役務の販売価格が引上げられるということのない様に措置する責任を有する。

(イ) 経本は価格統制再実施の権限を保持するものとし、右権限は成る可く早期に必要あれば立法措置により確認されるべきものとする。

(ロ) 如何なる場合にも石炭の公定価格の廃止の結果、価格が上昇したと言う理由で、統制物資の生産者乃至消費者公定最高価格を引上げることは認められない。

但し補助金の廃止、調整又は切換による価格調整は此の限りでない。

五、連合体、協会、グループ乃至その他の結合体による石炭又はその生産乃至利用に必要な資材に関する事業の開始価格割当配給購買及び販売に対する如何なる統制をも防止するに必要な措置をとることを日本政府に勧告する。

六、上記規定はコークスに適用する。

七、経本長官は上記対策実施に関する計画を作成し遅くも八月二十七日迄に提出されたい。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七八。

(14) 配炭公団の廃止及び石炭の統制撤廃に関する件

（昭和二四年八月三〇日閣議決定）

配炭公団の廃止及び石炭の統制撤廃に関する件

一、配炭公団は昭和二十四年九月十五日を以って之を廃止する。

二、配炭公団廃止後は輸入炭及び特殊銘柄を除き全面的に自由販売とする。

三、石炭の法的措置による計画生産は行わないが必要な範囲に於いて生産目標の指示をする。

炭鉱に於いて将来必要とする資金資材等については生産目標ある場合は之に基き指示なき場合は生産実績等に応じて割当又は斡旋を行う。労務加配米及び労需物資の内石炭生産上必要なるものは当分の間従来通りとする。

四、石炭の価格統制は公団廃止と同時に全面的に廃止する。

但し、石炭価格が昂騰し重要物資の価格に甚だしい影響を与える場合に於いては統制額の指定等必要の措置を講ずる。尚石炭の公定価格廃止の結果価格の上昇を理由とする統制物資の生産者乃至消費者価格の引上はこれを行わない。但し補給金の廃止、調整又は切換等による価格調整はこの限りでない。

五、配炭公団廃止に伴い左の財政金融措置をとる。

(一) 配炭公団に対する補給金の早期交付並びに既定の売掛金回収強化措置の厳格なる実行と売掛先に対する一般金融により売掛金の回収を促進する等の措置により公団認証手形の決済を確保する。

(二) 配炭公団の廃止に伴い必要とされる生産業者及び販売業者に対する金融については、商業手形の割引、日本銀行の融資等により一般金融機関よりの金融の円滑化を図る。

六、積極的に有効需要の造出潜在需要の喚起をはかると共に石炭輸入の漸減、石炭輸出の増進につとめ以て石炭需給の改善を図り健全な石炭企業の維持を期する。

七、配炭公団手持貯炭の処分は別途之を定める。

八、特別鉱害賠償に要する経費は之の特殊性に鑑み必要に応じ法的措置を講ずる。

九、コークスについても前記措置に準ずる。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七八。

(15) 補給金節減案（昭和二四年九月一六日閣議了解）

補給金節減案（二四・九・一五　物価庁GAS第六号）

区分	節約金額（億円）	措置
Ⅰ 安定帯物資		
鉄鋼	一四八	八月一六日鉄鋼向特産炭廃止に基き九月七日鉄鋼の生産者価格及び消費者価格改訂（消費者価格製鋼用銑一〇六%、鋳物用銑七三%、鋼材三五%引上となった）
ガス用石炭	二五	七月一〇日実施ずみ、ガス約七八%引上となった（七月二一日）
コークス用石炭	三五	八月一六日実施ずみ、コークス三〇%引上（八月二六日）、九月一六日以降全廃
船焚用石炭	一・五	九月一六日以降八〇〇屯以下船舶用の船焚炭廃止
ソーダ	九	八月一六日特産炭廃止、九月六日四四%引上
銅	一四	予算二八億円の中一四億円にて打切り
肥料	二六	春肥より消費者価格引上
小計	二五八・五	
Ⅱ 輸入補給金		
石綿	二	八月一六日より廃止
コプラ	二四・九	〃
食用油脂	三	九月一日より廃止
落花生	二	〃
工業用カリ	一	〃
生ゴム	一三	一〇月一日より廃止
屑ゴム	一	〃
棉花	(一)六	九ヶ月分支給するとして予算額一五億円に追加計上
マニラ麻	一八・六	漁業用は九ヶ月分支給、その他用は四～七月分にて打切り
ラミー	二	ラミー製品長繊維分のみ九ヶ月分支給
タンニンエキス	三	漁業用は九ヶ月分支給、その他用は四～七月分にて打切り
ワットル樹皮	二	
硝安	一七	輸入数量六万屯を減じて一五億円、国内肥料値上に伴い二億円、計一七億円
加里	四	国内肥料値上に伴う節約
燐鉱石	七	春肥より消費者価格引上げに伴い輸入補給金全廃
硫化鉱	三	輸入数量六万屯減らす
小計	九七・五	
Ⅲ 弗価下落	七五	
Ⅳ 八三三億円と八一八億円との差	一五	
Ⅴ 一〇〇二億円と九九三億円との差	九	
総計（Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ+Ⅴ）	四五五	
輸入補給金振替	一〇五	
純節約	三五〇	

一、総額三五〇億円は確保すること。

一、肥料については六割引上を実施することを目途とし合理化等により約十億円の削減に努力すること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七七。

(16) 配炭公団の残存貯炭処分に関する司令部非公式覚書

（一九四九年九月二六日ＥＳＳセクションメモ）

配炭公団の残存貯炭処分に関する件

（一九四九年九月二六日大蔵・通産両大臣宛ＥＳＳ非公式覚書）

一、参照

昭和二十四年八月二十二日付マーカット少将発、経済安定本部総務長官宛覚書「配炭公団の廃止及び石炭に対する価格統制の撤廃」に関する件

二、政府機関たる配炭公団が現在所有する残存貯炭量は、総計約五百万トンに達するとのことである。日本経済最大の利益のためには、右貯炭を出来得る限りすみやかに、且経済的に処分することが望ましい。

この目的達成のためには、日本政府は、右貯炭を以て先ず他の政府機関及び公社の石炭需要を充すことが必要であり、民間からの購入は然る後になすべきである。

右方針の実施上の手続を秩序あらしめる為日本政府は、次のことをなさねばならない。

A　配炭公団清算人をして、関係政府機関及び公社と協議の上、三月三十一日迄の所要石炭見積量を基礎として、各政府機関及び公社が引受くべき適当な品質の公団貯炭量を決定せしめること。

而して、右石炭の購入は、下記（D）に述べる手続に基いて決定される価格で行われるものとする。

B　同公団清算人をして、消費者たる政府機関及び公社に即時に引渡しうる公団石炭量を決定し、且つ速かに右石炭を、下記（D）に概述せる手続に基いて後日決定される価格を以て、右政府機関及び公団に譲り渡さしめること。

C　政府機関及び公社が民間石炭生産業者又は、販売業者から石炭を購入する事を許可するには、事前に政府機関及び公社の要求に添う如き石炭が、公団貯炭分からは得られない旨の証明を配炭公団清算人から徴しなければならない。

D　政府機関及び公社が購入する公団石炭の価格を、配炭公団清算人が、関係政府機関及び公社と協議の上指定する消費者に引渡す石炭の一般市価に基いて決定すること。

三、前記手続の成文化に関する予備的報告を、昭和二十四年十月一日以前に経済科学局に提出されたい。

出所　大蔵省資料Ｚ六二〇―七八。

(17) 海陸運賃値上に関する閣議説明資料

（昭和二四年九月二八日主計局）

海陸運賃の値上（昭二四、九、二八閣議用）

合理的採算運賃により国有鉄道の健全な独立採算制を実現するため鉄道貨物運賃を昭和二十四年十一月一日から八割以上値上げする。

之に伴い同時に海上運賃を九割三分以上値上し採算基準におくと共に出来る限り速に船舶の船主運航を実施する。

（説　明）

一、最近において本年度予算に対し国有鉄道は九一億円、船舶運営会は五六億円の赤字が見込まれるに至ったがこの対策として経費の節減には限度があり借入金並びに一般会計からの繰入又は補助増加は適当でないので運賃値上はやむを得ないのみならず赤字の根本原因は貨物運賃が政策的に低位に据置かれていることにあるから之を合理的採算基準に改訂することは鉄道の健全な独立採算制の実現、採算運賃を前提とする船舶の船主運航制への移行のためには是非必要な措置と考えられる。

二、鉄道の数字による現在の収支見込及び貨物運賃八割値上による収支見込は別表一（省略―編者）の通りであって本年度赤字補塡には充分であるが明年度において資産再評価による減価償却を行うには尚不充分である。

三、船舶運営会の数字による現在の収支見込及び内航貨物運賃九割三分値上による収支見込は別表二（省略―編者）の通りであって値上をしても、本年度三三億円、明年度九九億円の赤字を生ずる。

この赤字を生ずる理由は値上運賃が鉄道に対する競争可能運賃であって船主運航制による貨物獲得量の増加を前提として始めて採算可能となるためである。

四、鉄道運賃値上により輸送物資価格のうち運賃の占める平均割合は現行の二・三％が四・一％となるが昭和十一年の平均割合は四・六％であり、値上後の鉄道運賃は昭和十一年に対して約一三〇倍に止る。

編注　海陸運賃値上げは、昭和二四年度補正および二五年度本予算の司令部折衝を通じて、実施時期が二五年一月一日に延期された。

出所　大蔵省資料Ｚ五〇一―三二。

(18) 配炭公団の残存貯炭処分に関する覚書に対する回答

（昭和二四年一〇月一日大蔵大臣・通産大臣）

昭和二十四年十月一日

大蔵大臣
通産大臣

マーカット少将殿

昭和二十四年九月二十六日附配炭公団の残存貯炭処分に関する覚書に対する回答

昭和二十四年九月二十六日附貴書面の趣旨について大蔵、通産両省事務当局に於て、本三十日協議した結果、御趣旨に沿って実行することに意見の一致を見ました。

大蔵、通産両省としては、出来得る限り近い閣議にはかり、日本政府としての実行方法を決定する予定です。

需要者の要求する適格炭を各地域別に供給する計画は全体的に策定しますが、取り敢えず、それまで積取、輸送等で便宜なところから直ちに実行に移ります。

以上の趣旨は、配炭公団清算人に通知し、清算人はこれを了承しました。

出所　大蔵省資料Ｚ六二〇―七八。

(19) 配炭公団の残存貯炭処分に関する件

（昭和二四年一〇月一四日閣議決定）

配炭公団の残存貯炭処分に関する件

配炭公団の所有貯炭をなるべく速やかに且つ経済的に処分するため、政府機関及び公社（以下政府機関という。）の需要石炭は先ず公団貯炭から購入させる必要があるので、左記の措置をとるものとする。

記

一、政府機関は、直ちに来年三月末までの各四半期毎の需要量を炭種別に策定して公団清算人に提出する。

二、政府機関は、右需要計画に対し清算人が炭種ごとに割当した数量の石炭を買い取るものとする。

三、右決定の結果、なお需要適格炭が公団貯炭からその需要を充たし得ない場合においては、その旨を証する証明書を清算人から交付されるまでは、政府機関は、石炭生産業者又は販売業者から石炭を購入できない。

四、絶対量の不足、時期的調整、運送、その他の関係で公団貯炭から適格炭を得られない正当な理由があると認めたときは、清算人は、大蔵大臣と協議して前項の証明書を発給できる。

五、政府機関は、速やかに公団清算人と荷渡条件その他の契約条件に関し協議する。

この場合、政府機関は、すすんで貯炭引取に協力し、現物の引渡を迅速円滑ならしめる。

六、価格は、書簡の線に沿い、一般市価を基準として当事者に於て決定する。

七、現在予定されている公団貯炭の他の需要が何等かの事情で減少したときは、

公団清算人は、遅滞なく右減少分を政府機関に於て引取るよう協議する。

八、性格が、政府機関に類似し、且つ、石炭の大口消費者である団体に対しては、でき得る限り本措置を拡張適用するように努力する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七八。

(20) 鉄鋼補給金の節減について（昭和二四年一〇月二八日物価庁）

鉄鋼補給金の節減について

（昭二四、一〇、二八物価庁GASNO、二八）

鉄鋼に対する補給金漸減方針に基き、概ね来る十二月三十日を目途として次の如き措置を講じ補給金を節減する。

一、輸入炭は、国内産コーライト使用の場合と輸入炭使用の場合とで銑鉄の原料費が同一となるように、その価格を引上げ、輸入補給金を節減する。

二、現行の鋳物用銑と製鋼用銑との間における消費者価格の格差を撤廃し、製鋼用銑の補給金を節減する。

三、銑鉄の消費者価格引上げに応じて屑鉄の価格を引上げる。

四、鋼材の消費者価格は丸棒鋼で屯当一八、〇〇〇円とする。

なお、十二月三十日改訂後向う六ヶ月間は補給金削減は考慮しない。

編注　本文書は一〇月二九日閣議で供覧された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七七。

(21) 石炭鉱業に対する金融に付て（昭和二四年一一月銀行局）

石炭鉱業に対する金融に付て

(一)、終戦后、石炭鉱業は吾国産業復興の鍵をなすものとして超重点産業に指定され国家の保護育成下にあった。即ち資材の優先的配給、公団による一括購入等の措置と共に金融面に於ては、設備資金は復興金融金庫、運転資金は認証手形により円滑に供給され来った。

しかるに所謂「ドッヂライン」は石炭鉱業にも重大な変革を要求した。メリット制度の実施、特定炭以外の自由販売、公団一括購入の廃止、金融面に於ては復興金融金庫機能の停止から更に認証手形制度の廃止と、従来斯業に付与された恩典は解除され玆に不可避的に整理過程へ突入するものと見られて居る。

(二)、以上の情勢から炭鉱金融は今後全面的に普通金融機関に依存せざるを得ない。

玆に普通金融機関の炭鉱金融に対する方針は大体左の線に沿うものと考えらる。

(A) 情勢転換に拘らず石炭金融に対する方針は優良企業に対し健全金融を行うとの一般原則に依ることは勿論である。

(B) ビジネスベースの線に副うから全国的乃至地域的の総花的融資を避けケース・バイ・ケースにより処理し救済的融資を排除する。

(C) ビジネスベースの線に乗る限り大手筋炭鉱と中小炭鉱との間に差別を行わない。

(D) 但し石炭鉱業に於て健全融資として取り上ぐべき適格要件としては炭質、炭量、賦存状況、新販路の開拓等の条件が決定的な要素をなして居り、しかもこの条件の良好な鉱区は全国を通じ大半大手筋に占められて居るから金融ベースに乗る中小炭鉱の範囲は自ら制約される。

(E) 各炭鉱が例外なく膨大な復金債務を背負っている現状に於ては、之に付確実な償還の見透しを有することが今後の金融ベースに乗るか否かを決定する重大な要素をなす。この点に於ても増資能力、起債能力を有するものが有利な立場にあることは否定し難い。

(三)、以上の如き金融の方針は既に各地炭鉱と金融機関との間に実践の域に入って居り、優良炭鉱特に大手筋に対しては運転資金は認証手形割引の枠を継続して工業手形割引或いは単名手形融資によって供給されて居り又設備資金に於ても復金資金停止による代替融資は一部融資済であり対日援助見返資金の解決、並に復金既融資分の条件確定の暁には更に円滑となるであろう。

(四)、ここに問題となるのは中小炭鉱である。

現在中小炭鉱に属するものとしては

西九州地区	月産	二〇〇、	〇〇〇屯
北九州地区	〃	三〇〇、	〇〇〇
常磐地区	〃	一五〇、	〇〇〇
北海道地区	〃	一二〇、	〇〇〇
宇部地区	〃	一〇〇、	〇〇〇
計		八七〇、	〇〇〇

右の中炭質、炭量、賦存状況等の自然的条件、採炭原価等を考慮して健全金融の線に乗るものとしては大略次の通りと云われる。

西九州地区	月産	一五〇、	〇〇〇屯
北九州地区	〃	五〇、	〇〇〇
常磐地区	〃	三〇、	〇〇〇
北海道地区	〃	四〇、	〇〇〇
宇部地区	〃	二五、	〇〇〇
計		二九五、	〇〇〇

これらの炭鉱は吾国経済の充足上存立を要望せられるのみならず企業としても存続可能のものであり現下炭鉱金融の焦点である公団廃止による「ずれ」も或いは自己資金により或いは普通銀行より認証手形割引の枠を引き継いだ工業手形割引若しくは炭代紐付単名手形融資により大部分手当済と見られる。

以上の如き炭鉱と整理必至の炭鉱との中間に鉱数、出炭量に何れに於ても無視し得ない一群が存在する。即ち

西九州地区	月産	五〇、	〇〇〇屯
北九州地区	〃	二〇〇、	〇〇〇
常磐地区	〃	八〇、	〇〇〇
北海道地区	〃	五五、	〇〇〇
宇部地区	〃	六〇、	〇〇〇
計		四四五、	〇〇〇

この一群は中小炭鉱の鉱数に於ては四〇％出炭量に於ては五〇％を占めるのであるがこれらの炭鉱の幾割が今後の整理過程に於て存続するかは金融の如何によるが主として石炭一般の需給関係之に対する企業努力等により決定されるであろう。

(五)、この一群に属する業者は、公団廃止の「ずれ」に当って石炭販売ひいては金融にも最も苦悩をなめて居り現在中小炭鉱問題発生のモメントを構成するものである。

この中一応金融ベースに乗るものを達観的に考慮すれば地区により出炭量に於て二〇％乃至三〇％程度と考えられるが今後の金融がビジネスベースの線を確保するためには金融以外の面に於て、

(A) 販売機構の改革に伴い各炭鉱業者が販売先を確保すること。

(B) 従来中小炭鉱の需要者が炭質の不等、欠斤等を虞れ之が危険負担を石炭販売業者に依存せしめたのであるが、かかる任務に応ずるだけの実力を有する販売業者と連繋すること。

等の措置を必要とし寧ろこれが金融の前提条件とも考えられる。

(六)、以上より中小炭鉱を主なる目標とした金融措置として考慮されるものは

(A) 健全融資の線に沿う炭鉱に対しては従来の取引銀行を中心とするシ団金融を考慮し要すれば日本銀行が斡旋の労をとる。

(B) 石炭需要者に対して紐付き金融をする。

要すればシ団結成日本銀行斡旋を考慮し更に資金の裏付をも配慮する。

(C) 復金の炭鉱既融資に対する償還計画を確立すること。その内容は伝えられる復金事務当局案「設備資金十年運転資金五年」程度の穏当なることを必要とする。

(七)、以上の措置以外炭鉱業者中には

(A) 送炭より現金若くは手形受取迄の金融

(B) 貯炭金融

等を要望するものもあろうが之に対しては前述の救済金融を排する立場から

更に検討を要するものと考えられる。

炭鉱別に付ては之を公表した場合の各炭鉱業者に及ぼす影響を考慮して削除したがその数字は次の通りである（単位屯）。

	中小炭鉱 炭鉱数	中小炭鉱 月産	健全金融の線に乗るもの 炭鉱数	健全金融の線に乗るもの 月産	上記炭鉱と整理必至炭鉱の中間にあるもの 炭鉱数	上記炭鉱と整理必至炭鉱の中間にあるもの 月産
西九州地区	一一〇	二〇〇、〇〇〇	一三	一六〇、〇〇〇	四〇	五〇、〇〇〇
北九州地区	一五〇	三〇〇、〇〇〇	八	八〇、〇〇〇	七〇	二〇〇、〇〇〇
常磐地区	一五〇	一五〇、〇〇〇	六	三〇、〇〇〇	五〇	八〇、〇〇〇
北海道地区	六〇	二一〇、〇〇〇	六	四〇、〇〇〇	三〇	五五、〇〇〇
宇部地区	六〇	一〇〇、〇〇〇	三	二五、〇〇〇	二〇	六〇、〇〇〇
計	五三〇	八四〇、〇〇〇	三六	二九五、〇〇〇	二一〇	四五五、〇〇〇

（現在における中小炭鉱融資状況（十一月四日判明分）省略―編者）

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一五。

(22)　不要な統制撤廃に関する件

（昭和二四年一二月二三日閣議決定）

不要な統制撤廃に関する件

昭和二十四年十二月七日附（同月十九日受理）連合軍最高司令部経済科学局発経済安定本部総務長官、通商産業大臣及び農林大臣宛標記件名覚書に基き、昭和二十五年一月一日より不要な割当及び配給統制を廃止することとし、関係法令の改廃の措置を講じたい。

〔別紙〕

一九四九年十二月十九日附

連合軍最高司令部経済科学局覚書

青木経済安定本部総務長官・稲垣通商産業大臣・森農林大臣宛

不要な統制の撤廃に関する件

一、日本政府のインフレ抑制経済安定計画実施が満足すべき成果をあげた結果今やこれまで経済的窮乏のため必要であった統制の廃止に向って大きな歩みを進め得ることになった。

二、不要な規制を撤廃する原則に従い順次価格及び補給金の分野において統制撤廃の処理が取られて来たが今や外国貿易の分野においてもそれが実施せられつつある。

三、この時にあたり、特に来るべき民間輸入手続の実施に鑑み一九五〇年一月一日までに一切の不要な割当統制を廃止することは特に重要である。一般にその供給が国内的に又は輸入を通じて適切な又は近く適切ならしめられる商品の割当を行う必要はないのであり次のような結果を生ずる場合を除き割当統制は廃止さるべきである。

a　生計費に著るしい影響を与うべき品目の価格を大幅に吊上げる場合

b　日本国家予算から補給金を交付されている商品が不要不急な使用者に流れる場合

c　不足外国為替特に弗為替をもって購入された物資が不要不急な使用者に流れる場合

四、現在割当指定の「重要品目リスト」中にある品目を仔細に検討すると割当統制中の三十品目中七は完全に更に十一は部分的に一九五〇年一月一日より統制を廃止しても日本経済に悪影響のないことが分る。

右品目の詳細は附表Aに示されている。

五、新な民間輸入手続及び正常な自由競争的圧力による生産の合理化を支持するため出来るだけ統制を簡易化し少くするという観点から不要な割当統制を解除するため関係閣令、省令、訓令等の適当なる改正措置を講じ右措置を本歴年末迄に広く公表することが緊要である。

経済科学局長米国陸軍少将　W・F・マーカット

（附表A省略次掲表参照―編者）

統制廃止及び残存予定品目表

現在統制品目	覚書に掲げられた品目	追加廃止予定品目	残存品目
一、石炭			一、石炭
(イ)原料炭			(イ)原料炭
(ロ)発生炉用炭			(ロ)発生炉用炭
(ハ)輸入原料炭			(ハ)輸入原料炭
(ニ)輸入無煙炭			(ニ)輸入無煙炭
二、原油			二、原油
三、銑鉄			三、銑鉄
四、鋳鉄管			四、鋳鉄管
五、普通鋼			五、圧延鋼材
(イ)鋼塊	○	○	(イ)薄板
(ロ)半製品			(ロ)ブリキ板（帯ブリキを含む）
(ハ)圧延鋼材			(ハ)一般圧延鋼材（線材を含む）
(1)薄板			
(2)ブリキ板			
(3)線材			
(4)一般圧延鋼材			
六、硅素鋼板			六、硅素鋼板
七、鉄鋼二次製品			七、亜鉛鉄板
(イ)鋼索	○		
(ロ)亜鉛鉄板			
八、非鉄金属			八、ニッケル
(イ)錫			
(ロ)アンチモン	○		
(ハ)ニッケル	○		
(ニ)コバルト	○		
九、硫化鉄鉱			九、硫化鉄鉱
一〇、硫黄		○	一〇、化学工業品
一一、化学工業品			
(イ)塩			
(ロ)ソーダ灰			
(ハ)苛性ソーダ			
(ニ)ベンゾール			
(ホ)トルオール			
(ヘ)コールタール			
(ト)クレオソート油	○		
(チ)高温乾溜クレゾール			
(リ)ピリヂン			
(ヌ)分溜及び合成石炭酸	○（一部）		
(ル)合成染料（輸入）			
(ヲ)カーボンブラック	○		
(ワ)アンモニア			
(カ)硫酸			
(ヨ)カーバイト			
(タ)塩化カリ			
(レ)硫酸カリ	○		
(ソ)苛性カリ			
(ツ)過マンガン酸カリ	○		
(ネ)燐鉱石			
(ナ)ほう砂			
(ラ)ほう酸			
(ム)フェノール系合成樹脂	○		
一二、石綿			二、石綿
一三、セメント	○		
一四、板ガラス		○	
一五、黒鉛	○		
一六、電極	○		
一七、油脂及び油脂製品			三、油脂及び油脂製品
(イ)工業用油脂			(イ)工業用油脂
(ロ)油脂製品			(ロ)油脂製品
(1)硬化油			(1)硬化油
(2)脂肪酸			(2)脂肪酸
(3)粗製グリセリン			(3)粗製グリセリン
(4)精製グリセリン			(4)精製グリセリン
(5)塗料			(5)塗料
(6)油剤			(6)工業用石けん
一八、ゴム			
(イ)生ゴム	○		
(ロ)再生ゴム			
(ハ)くずゴム	○		
一九、ゴム製品			
(イ)ベルト	○		
(ロ)タイヤ及びチューブ			一三、タイヤ及びチューブ
(ト)合成染料（通商産業大臣の指定するものに限る）			
(チ)カーボンブラック			
(リ)硫酸			
(ヌ)カーバイト			
(ル)燐鉱石			

現在統制品目	覚書に掲げられた品目	追加廃止予定品目	残存品目
三〇、皮革			
(イ)原皮			
(1)牛皮			
(2)馬皮			
(3)山羊皮			
(4)めん羊皮			
(ロ)革			
(1)牛革	○		
(2)馬革	○		
(3)山羊革	○		
(4)豚革	○		
(5)鯨革	○		
(6)鮫革	○		
三一、革ベルト	○		
三二、タンニン			
三三、にかわ及びゼラチン			
三四、漆	○(国産漆)		
三五、繊維			
(イ)綿花			
(ロ)コットンリンター			
(ハ)ステープルファイバー	○	○	
(ニ)毛			
(1)羊毛	○		
(2)カシミヤ毛	○		
(3)ラクダ毛	○		
(ホ)麻			
(1)マニラ麻	○		
(2)サイザル麻	○		
(3)ヘネケン		○	
(4)やし繊維	○		
(ヘ)繊維くず			
(1)輸入くず			一四、輸入漆
(2)綿くず			一五、綿花
(3)毛くず	○		
(4)輸入副蚕糸	○		
三六、繊維製品			
(イ)糸			一六、繊維製品
			(イ)綿糸
(1)毛糸			
(2)綿糸			
(3)スフ糸			
(4)ちょ麻糸	○		
(5)その他の糸			
(ロ)織物			
(1)毛織物			
(2)綿織物			
(3)スフ織物	○		
(4)その他の織物	○		
(ハ)その他の繊維製品			
(1)メリヤス			
A毛メリヤス	○		
B綿メリヤス			
Cスフメリヤス	○		
Dその他のメリヤス	○		
(2)フェルト			
(3)網	○		
(4)網	○		
(5)細巾織物	○		
(6)ひも	○		
(7)ホース	○		
三七、紙			
(イ)洋紙			一七、洋紙
(1)新聞用紙			(イ)新聞用紙
(2)印刷用紙			(ロ)教科書用印刷用紙
(ロ)重包装紙袋			
(1)包装用紙			
(3)特殊用紙	○		
(4)教科書用以外	○		
(ハ)青写真感光紙	○		
三八、パルプ			
(イ)人絹パルプ			
(ロ)製紙パルプ			
(1)軽包装紙袋	○		
(2)クラフト紙袋	○		
(3)グランドパルプ	○		
(4)グランドパルプ	○		
三九、木材			
(イ)一般用材	○		

(ロ)杭木		
(ハ)電極木		
(ニ)パルプ用材		
(ホ)造船用材		
(ヘ)車輌用材	○	
(ト)合板用材	○	
(チ)熱絶縁材料		
三〇、(イ)炭化コルク板		
(ロ)生圧搾コルク板	○	

出所　大蔵省資料Z六二〇―七九。

(23)　各公団の業務及び経理の合理化について

(昭和二五年三月三日閣議決定)

各公団の業務及び経理の合理化について

経済調査庁が実施中の公団監査中間結論所見(別添「収束過程に入った各公団の業務、経理の合理化について」を参照のこと)の述べるところに従い此の際各公団の業務、経理運営の合理化について、関係各省庁は、概ね左に掲げる題目毎にその示唆を参酌して検討を加え、緊急具体策を樹立し、適時適切、公団の指導監督に遺漏なきを期するものとする。

尚関係各省庁は具体策を樹立の都度閣議にこれを提示するものとする。

一、配給公団取扱物資買取方式の合理化について

(a)　当該物資公団買上停止措置の際に予想せられる大量の公団背負い込み滞貨の発生を防止すると共に公団段階での物資管理に伴う諸経費の徒らな増嵩を避けるため買取方式運営面を刷新し且これに厳重な指導監督を加えること、これがため要すれば緊急に買取方式自体の変更を行うこと。

(b)　政府指示買取方式に拠っているものについてもできるだけ公団段階に大量滞貨を背負い込ませないようその運営方式に刷新を加うること。

二、自家保険積立金制への移行について

各公団は、原則的に海上保険の場合を除き、速かに自家保険積立金制にその付保経理を切換えること。

三、手許現金、預金の効率的運用について

(a)　できるだけ短期負債の早期償還を図ること。

(b)　配給公団につき預金部の公団貸付金自動的吸上げ操作はこれを迅速厳格に励行すること。

(c)　産復、両貿易公団に対する政府未納付金の引上は、積極的に且適確迅速にこれを実施すること。

(d)　食管特別会計は食糧配給公団に対する買掛金納入告知書の能率的発行に遺漏なからしむること。

四、売掛金の回収促進と延滞利息の統一的徴収の実施について

(a)　各公団は売掛金回収整理にその一重点を指向し、業務、経理両部門協力の下に一層の努力を傾注すること。

(b)　政府は売掛金延滞利息の統一的な徴収方法に関し緊急に適正な指示を行いその励行を図ること。

五、事業費請負面支出の節減について

(a)　運送、保管、麻袋回収等の請負契約面に於て中間通り抜け機関の排除を図ること。

(b)　運送、保管等の請負契約面に於て㊙料率の上に眠ることなく市場実勢に即応した更改を行うこと。

(c)　物価庁はその査定㊙公団マーヂンを市場実勢に即応したものにこれを改訂すること。

(別添資料省略―編者)

出所　大蔵省資料Z六二〇―九四。

(24)　肥料公団廃止に伴う金融措置に関する申入れ

(昭和二五年七月七日自由党)

肥料公団廃止に伴う金融措置に関する申入れ

肥料公団の廃止に伴い肥料に関する金融が民間の手に委ねられるについては、肥料の生産及び引取を円滑にするため一般金融情勢の窮迫をも考慮し、左の措置を至急講ぜられたい。

一、生産者に対する金融としては、

(一) スタンプ制度による特殊の肥料手形制度等を創設すること。

(二) 右手形の割引に要する資金は、預金部資金の民間預托又は日本銀行の再割引によること。(この所要資金は、秋肥のピーク一三〇億円、春肥のピーク二六〇億円と予想する。)

二、購連の肥料購入資金は農林中央金庫をして融資せしめることとし、尚肥料商の金融についても特に配意すること。

三、農民の肥料買入のためには従来の農業手形の一層円滑なる活用を図ること。

(備考) 肥料手形制度等の実行方式については、関係機関の間において至急具体的細目を樹立すること。

編注　本申入れは政府に対して行なわれ、七月三日起案され、七月七日閣議で供覧された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九四。

(25) 鉄鋼業及び石炭鉱業合理化施策要綱

(昭和二五年八月一八日閣議決定)

鉄鋼業及び石炭鉱業合理化施策要綱

一、目的

国内炭価水準特に原料炭等の特殊炭の価格水準が国際水準に比し相当に割高であることが鉄鋼業を始め重要産業の自立化を妨げ、価格差補給金の撤廃乃至削減後の輸出採算を極めて困難にしている現状に鑑み、昭和二十八年を目標として輸出産業及び基礎産業として最も重要な鉄鋼業の合理化施策を強力に推進すると共に石炭鉱業合理化についての諸施策をも同時に推進して、炭価水準の引下げを図り、右目標年次に於いては両産業の努力と相俟って、日本産業自立態勢の基礎を整えることを目的とする。

二、目的達成の為に必要な施策

鉄鋼業及び石炭鉱業は生産性の向上、間接費作業費の大幅切下げ、品質の向上等夫々企業経営の全般に亘りあらゆる合理化努力を集中するものとし、これと併行して左の施策を行う。

(1) 合理化資金の確保とそれに付ての低金利措置

両産業の合理化に必要な資金に付ては、その確保を図ると共に企業の利子負担を軽減する如き措置を講ずる。

なお合理化資金に付ては夫々両産業に於いて効率的に使用されるよう特に配慮を行う。

(2) 復金借入金に付ては極力利子引下げを促進すると共にその回収は合理化の進捗状況その他企業の実情に応じて弾力的に実施する。

(3) 外国機械、外国技術の輸入に付て外貨資金の重点的割当等優先的取扱を行う。

(4) 炭鉱の機械化推進の為、炭鉱機械で試験的に使用せしめる必要のあるものに付ては、国家的助成を行う。

(5) 炭価の値下り、輸送の合理化と相俟って輸送費の可及的軽減を図る。

(6) 屑鉄対策を強化し其の必要量を確保すると共に鉄鋼業に於ける重油使用量の拡大を図る。

(7) 右諸施策の効果を確実にするため低価格の外国原料炭、発生炉炭等の輸入確保を図る。

(8) 右の諸施策の強力な実施と両産業の合理化努力を促進する為に主要炭鉱、工場の合理化について調査指導を行う。

三、経過的措置

右の如き諸施策によって鉄鋼業及び石炭鉱業の合理化を急速に実現するが、経過的に必要な場合に於いては鉄鋼業に対し助成措置を考慮する。

(注意)　第三項「経過的措置」は当分の間新聞等に発表しないこと。

「参考」

一、鉄鋼業、石炭鉱業合理化効果表

二、産業合理化審議会答申「鉄鋼業及び石炭鉱業の合理化について」(昭和二十五年六月二十七日閣議報告)

「鉄鋼業及び石炭鉱業合理化施策要綱」説明書

一、合理化施策の必要性

わが国全産業の基盤を為す石炭価格に付ては、これが国際価格に較べて極めて割高であり、この高価格が鉄鋼始め各産業の自立化に重大な影響を与えていることはわが国産業合理化上見逃すことの出来ない事実であって特に石炭価格が、その主要部分を占めている鉄鋼価格に付てはその影響が重大であると言うことが出来る。

即ち鉄鋼価格に付ては本年七月以降その価格差補給金が削減乃至撤廃された結果、各種鋼材価格は国際価格を大幅に上廻ることになり、その影響は現在の一時的な市況の活発化にも拘らずやがては鉄鋼に対する有効需要の圧迫、鉄鋼素材輸出の悪化となって漸次鉄鋼業自体を非常な困難に導びくのみならず機械産業、特に輸出機械、船舶車輛等に対して重大な脅威を与えることになることは明かである。

従って先ず全産業の基盤である石炭鉱業を極度に合理化して、その価格を可及的に国際価格に鞘寄せすると共に、鉄鋼業に付ても炭価の値下りと相俟って鉄鋼業自体の合理化を強力に推進してその価格を国際水準迄引下げることは此の際極めて緊要なことであり、此の石炭、鉄鋼両基礎産業を先ず合理化することが即ち日本産業自立化の基礎であり先決要件であると言うことが出来るのである。

二、本問題に付ての産業合理化審議会答申の要旨及び審議経過

本問題に付ては各方面に於いて既に数ヶ月の間検討されて来たのであるが通商産業省としても、その所管に属する産業合理化審議会に於いて、両産業界の代表者は勿論、各方面の権威者を網羅して本年四月以降、綜合的且つ専門的立場から慎重な究明が行われ、其の結論として過る六月二十七日の閣議に報告した如き答申書が提出されるに至ったのである。

即ち、先ず鉄鋼業に付て、現状設備に於ける合理化の余地を検討すると共に、その上に立って設備改善による合理化計画を策定し、此の合理化の最終的効果を基礎として、鉄鋼価格を国際価格に鞘寄せする為に必要な炭価を逆算してこれを目標炭価として設定する一方、これと併行して石炭鉱業合理化三ヶ年計画を綜合的且専門的立場から分析検討してその合理化効果を確認し最後に此の両産業の合理化計画から導き出される結論を綜合して答申書の内容とするに至ったのである。

即ち此の答申書によると両産業は夫々昭和二十八年度を目標に生産性の向上、間接費、作業費の大幅切下げ、品質の向上等企業自体のあらゆる合理化努力を行うことによって鉄鋼に付ては銑鉄三三弗、鋼材(棒鋼)六〇弗、石炭に付ては原料炭送炭原価約二、八〇〇円程度となって略々国際水準に迄近づく訳であるが、この為には政府としても両産業の合理化を促進するに必要な諸施策を講ずると共にこれと併行して、現在企業の重大な負担となっている如き特殊な事情に付て、出来る限り、これを緩和する等合理化を促進する様な環境を大いに育成することを強く要望しているのである。

通産省としては右の合理化審議会の答申に基いて政府の施策として取上ぐべきものを検討し、経済安定本部、大蔵省、運輸省等関係各省と充分協議の上更に次官会議に諮り本日提案した「鉄鋼業及石炭鉱業合理化施策要綱」として取纒め閣議の決定を伺うに致った次第である。

三、政府施策の大要

本要綱中問題となる点及び他産業との関係等に付て簡単に述べると次の如くである。

先ず合理化資金の確保であるが、合理化資金に付ては昭和二十七年末迄の需要額として鉄鋼業四二〇億円、石炭鉱業四〇〇億円と計算され各年略一三〇億乃至一五〇億円であるが、これは本年度に於ける両産業の設備資金調達予想から見て夫々三〇乃至四〇億円程度の増加であるので其の確保は政府の施策と企業の努力によって達成し得るものと考えられるのである。企業の利子

負担軽減に付てはこれを一般金利問題ともからめて特段の措置を考える必要がある。

又復金関係の事項は石炭鉱業の重大な負担となっている上に石炭国管実施の際に於ける特殊の事情もあるので特別の考慮を払わんとするものである。

次に炭鉱向電力の基準料金による割当増加であるが、合理化審議会の答申によると昭和二十八年度に於いては平均送炭原価で現在より約八〇〇円の低下をみることになっているのであって此の場合火力電力料金に付ての全般的な引下げが見込み得ることは言う迄もない。昭和二十八年度に於ける炭鉱向電力需要は合理化による電力原単位の低下と相俟って年間約二六億ＫＷＨの程度と推定され、其の内約九％に当る二、四億ＫＷＨ程度が基準外料金と考えられるのであって仮に此の程度（昭和二十五年度二四億ＫＷＨ程度）の基準外料金電力を全量基準料金にするとしても其の間に於ける水力電源の開発火力発電設備の整備更新、更に石炭価格の低下によって諸産業に殆ど影響を与えないものと言うことが出来る。従って本文にある通り合理化による炭価の値下り状況等とも睨み合せ「他産業に重大な影響を与えない範囲に於いて」逐次基準料金による割当増加を図らんとするのである。

第四に鉄鋼向石炭輸送費の軽減であるが、これ亦炭価の値下りによる鉄道、海運輸送費の軽減合理化の観点からする輸送補助施設の整備強化と相俟って其の可及的軽減を図り度い趣旨である。

次に外国原料炭等の輸入確保と合理化の調査指導措置であるがいずれも此等全体の施策が物資再統制乃至価格再統制を前提としないものである為に、斯る措置によって鉄鋼業及び石炭鉱業の合理化を自由経済の建前に於いて促進調整すると共に資金の効率的使用等、政府としても責任を以て其の実施に当らんとするものである。

最後に経過的措置としての鉄鋼業に対する助成措置の考慮であるが、此の問題は審議会の答申によると両産業が夫々自立態勢を整える迄の期間は必要であるとの結論に達している。

然し此の問題は以上の基本的な合理化の線と共に国際状勢、経済状勢の推移とも考え合せて決定すべきものと考え、必要がある場合に考慮することとしたのである。

以上が本要綱の大要であるが鉄鋼業及び石炭鉱業の合理化が特需の増大等目前の一時的経済事情に拘らず我が国産業全般の合理化推進の基礎であり最大の課題であること又本要綱にもられて居る施策事項が関係各省の充分な協力と援助を是非共必要とする次第であるので本案を正式に閣議の決定と致したい。

（参考資料省略―編者）

編注　閣議決定の「要綱」は七月二九日付通商産業省の「要綱」案中二の(5)「炭鉱向電力に付て他産業に重大な影響を与えない範囲に於て逐次基準料金による割当増加を図る」を修正削除した。

出所　大蔵省資料Ｚ六二〇―九四。

(26)　食糧配給公団の廃止に伴う資金措置

（昭和二六年二月九日閣議決定）

食糧配給公団廃止に伴う資金措置（二六、二、九）

(一)　食糧配給公団の廃止に伴い販売業者が必要とする主要食糧の買取資金は、約一六〇億円（全国平均約十六日分―一回転期間）となる見込である。

(二)　食糧配給公団廃止後の食糧庁の販売業者に対する売却は、代金即納（現金取引）を原則とし、販売業者は所要資金を極力自己資金及び市中金融により賄うこととする。

(三)　しかしながらさしあたりやむを得ない場合の措置として、国債、日銀優遇社債（金融債を含む）、定期預金証書、市中金融機関の支払保証等確実な担保の提供により延納を認めることとする。

右の延納期間は、地域その他の条件を各別に考慮して定めるものとするが、概ね全国平均八日間（八〇億円）程度とし、市中金利並の金利を徴することとする。

延納期間経過後の違約金については、日歩五銭を下らない額を徴するものとする。

(四)　日本銀行は、市中金融機関が販売業者に買取資金を融資した場合、当該融資手形を担保として受け入れる等、市中金融機関の所要資金につき必要の考慮を加えることとする。

(五)　卸売販売業者は、業者登録に際し、必要な自己資金を有し又は市中金融機関から適正な融資を受けうることを証明するものとし、右証明のできない者については業者登録を行わないこととする。

(六)　(三)によりさしあたり食糧庁において延納を認めることとするが、逐次自己資金又は市中金融に乗り移るものとする。

出所　大蔵省資料Ｚ六二〇―一一一。